

公共政策ワークショップ I
最終報告書

プロジェクト D

福島原子力災害被災地の復興まちづくり研究
—南相馬市小高区をフィールドとして—

令和 6（2024）年度

研究概要

我々東北大学公共政策大学院「2024年度 公共政策ワークショップⅠプロジェクトD（以下「WSD」という。）」は、2024年4月より「福島原子力災害被災地の復興まちづくり研究」を進めてきた。本研究は、原子力災害に伴う避難指示により居住人口が一時ゼロとなった南相馬市小高区をフィールドに、同区の復興に資するよう、主にまちづくりの視点から具体策を提言することを目的としている。

本報告書は大きく分けて、第一部「総論」と第二部「大目標と分野の設定」、第三部「政策提言」の三部構成となっている。

第一部「総論」においては、まず、我々の研究の背景・意義・目的、研究手法を示した。次に、国・県はどのような法制度のもと、復興の方針を定め取り組んできたのかについて示した。続いて、我々が提言先とした福島県南相馬市の概要や復興のあゆみについて述べた後、提言先とした小高区に視点を当て、現状と課題を示した。

第二部「大目標と分野の設定」においては、WSDが検討した復興観及び、南相馬市の基本目標等を参考に、「選ばれる小高づくり」という大目標を設定し、その目標を達成するために「ひと」「くらし」「しごと」という3つの分野を設定し、小高区における政策提言の方向性を示した。

第三部「政策提言」においては、第一章の「ひと」分野の中で「外から来てもらう」「産みたいを産めるに」「今いるこどもを残す」の3つを方向性とし、合計5つの政策提言を行った。次に第二章の「くらし」分野では、「地域公共交通」「高齢者福祉」「太陽光パネル」の3つを重要課題とし、合計5つの政策提言を行った。最後に第三章「しごと」分野では、「製造業」「第三次産業」「新規事業」、そしてそこから導かれた「交流センター」の4つに対して合計7つの政策提言を行った。

これらの政策提言が、小高の復興に携わる方々の取組を後押しし、復興を一步步でも進めていくための一助になることを願う。

内容

研究概要.....	2
はじめに.....	7
第一部 総論.....	8
第一章 研究の背景・意義・目的.....	8
第一節 研究の背景.....	8
第二節 研究の意義.....	11
第三節 研究の目的.....	15
第二章 研究の手法.....	15
第一節 文献調査.....	15
第二節 現地調査.....	16
第三節 ヒアリング調査.....	17
第三章 復興における国・県の計画と取組.....	19
第一節 法制度.....	19
第二節 国の方針・取組.....	21
第三節 福島県の取組.....	23
第四章 南相馬市の現状と課題.....	26
第一節 南相馬市の概要.....	26
第二節 南相馬市における被災状況.....	30
第三節 南相馬市における復興の変遷.....	32
第五章 小高区の現状と課題.....	35
第一節 小高区の現状.....	35
第二節 小高区の課題.....	53
第二部 大目標と分野の設定.....	63
第一章 大目標.....	63
第二章 分野の設定.....	64
第三部 政策提言.....	66
第一章 ひと分野.....	66
第一節 外から来てもらう.....	67
1. 現状と課題.....	67
2. 現行施策とその課題.....	67
3. 政策提言.....	69
3-1.全体像.....	69
3-2. 先進事例とその効果.....	70
3-3. 施策の提言.....	71
4. 残された課題.....	73
第二節 産みたいを産めるに.....	73

1. 現状と課題.....	73
2. 現行施策とその課題.....	74
3. 政策提言.....	75
3-1.全体像.....	75
3-2.先進事例とその効果.....	75
3-3.施策の提言.....	76
4. 残された課題.....	77
第三節 今いるこどもを残す.....	78
1. 現状と課題.....	79
2. 現行施策とその課題.....	80
3. 政策提言.....	80
3-1.全体像.....	81
3-2.先進事例.....	81
3-3.施策の提言.....	83
4. 残された課題.....	85
「ひと」分野の小括.....	85
第二章 くらし分野.....	87
第一節 地域公共交通（持続性確保）.....	87
1. 現状と課題.....	87
2. 現行施策とその課題.....	88
3. 政策提言.....	91
3-1.全体像.....	91
3-2.先進事例とその効果.....	91
3-3.施策の提言.....	92
4. 残された課題.....	98
第二節 高齢者福祉①（社会的孤立の解消）.....	98
1. 現状と課題.....	98
1-1.現状とその背景.....	98
1-1-1.長期避難に伴う独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加.....	98
1-1-2.地縁のつながりの断絶と希薄化.....	99
1-2.課題.....	99
2. 現行施策とその課題.....	101
3. 政策提言.....	102
3-1.全体像.....	102
3-2.先行事例.....	102
3-3.施策の提言.....	103
4. 残された課題.....	105

第三節 高齢者福祉②（地域資源を活用した新たなフレイル予防）	106
1. 現状と課題.....	106
2. 現行施策と課題	106
3. 政策提言	107
3-1.全体像.....	107
3-2.先進事例とその効果.....	107
3-3.施策の提言	109
4. 残された課題.....	109
第四節 太陽光パネル（太陽光発電と地域との共生）	110
1. 現状と課題.....	110
2. 現行施策と課題	110
3. 政策提言	111
3-1. 全体像.....	111
3-2.先進事例とその効果.....	111
3-3.施策の提言	112
4. 残された課題.....	114
「くらし」分野の小括	115
第三章 しごと分野.....	116
第一節 製造業（宇宙産業の集積）	118
1. 現状と課題.....	118
1-1.南相馬市の製造業産業の発展	118
1-2.震災による製造業産業の影響	118
1-3.課題	118
2. 現行施策とその課題.....	119
3. 政策提言	121
3-1.全体像.....	121
3-2.先進事例とその効果.....	123
3-3.施策の提言	126
4.残された課題.....	129
第二節 第三次産業（販売・宣伝のできる場の新設）	130
1. 現状と課題.....	130
2. 現行施策と課題	131
3. 政策提言	132
3-1. 全体像.....	132
3-2.先進事例	133
3-3.施策の提言	135
4. 残された課題.....	137

第三節 新規事業（事業を試す場の新設）	137
1. 現状と課題.....	137
2. 現行施策と課題	138
3. 政策提言	139
3-1. 全体像.....	139
3-2. 先進事例	139
3-3. 施策の提言	141
4. 残された課題.....	142
第四節 交流センター（ハード・ソフト両面の運営改善）	144
1. 現状と課題.....	144
2. 現行施策と課題.....	147
3. 政策提言.....	148
3-1. 全体像.....	148
3-2. 方針	149
3-3. 施策の提言	150
4. 残された課題.....	157
「しごと」分野の小括	157
第四章 まとめ	158
1. 政策提言の全体像	158
1-1.各分野の施策と中目標のつながり	158
1-2.施策間の相乗効果と中目標のつながり	160
1-3.大目標の達成と復興へのつながり	162
2. 将来への波及.....	163
おわりに	166
謝辞	167
参考文献一覧.....	168
ヒアリング調査先一覧	170
ヒアリング報告書	171

はじめに

東北地方を中心として我が国に甚大な被害をもたらした東日本大震災から、間もなく14年目を迎えようとしている。

第二期復興・創生期間の最終年度を迎えている現在、「国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより復興事業がその役割を全うすることを目指す」¹。しかし、その反面で福島県の浜通り地域を中心とする原子力災害被災地は今なお居住や立ち入りが制限された地域があり、避難指示が解除された地域でも帰還が進まず、震災前に比べて居住人口が大幅に少なくなっている地域がある等、依然として中長期的な対応が必要な状況であり、2021年からの当面10年間は様々な取組を継続して進めることとされている²。

このように原子力災害被災地の復興はいまだに道半ばではあるが、福島イノベーション・コースト構想の推進、F-REI（福島国際研究教育機構）の設立等の新たな取組が推進され、廃炉作業においても2024年8月より燃料デブリの試験取り出しが進められるなど、一歩ずつ復興の歩みを進めている。

このような背景の中で、本研究は南相馬市小高区を対象とし、復興まちづくり政策の提言を行うものである。南相馬市は鹿島区・原町区・小高区の3つの区で構成されるが、小高区は震災当時、3区の中で唯一避難指示の対象になり、避難指示が解除される2016年まで居住人口がゼロとなった。避難指示解除後は、住民の帰還も進んだが、居住人口は震災前の約3割に留まっており³、現在も原子力災害の影響が残っている。

小高区が一日も早く原子力災害を乗り越え、住民が幸せを感じ愛着を持てるまちとして復興・再生するためには、現地に実在する課題を的確に把握し、果敢に解決に取り組んでいくことが重要である。そこでWSDは、小高区に足を運び、現地の状況を目で確かめるとともに小高区の復興に携わっている多様な主体の生の声を聞くことで現地の課題を自分ごととして捉え、それに客観的な視点で向き合うことを心がけつつ、本研究を進めてきた。本研究が小高区、そして南相馬市の復興・再生の一助となることができれば幸いである。

¹ 復興庁「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変さらについて」（令和6年3月19日閣議決定）

² 復興庁・前掲注（1）

³ 南相馬市「南相馬市の現況と発展に向けた取組」（令和6年9月）

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/57/95a856f7-fa4d-4ed3-9753-a9f1368b140e.pdf>（2025/01/21）

第一部 総論

本部は、研究の背景・意義・目的（第一章）、研究の手法（第二章）、復興における国・県の計画と取組（第三章）、南相馬市の現状と課題（第四章）、小高区の現状と課題（第五章）により構成されている。

第一章 研究の背景・意義・目的

本章では、第一節において研究の背景、第二節において研究の意義、第三節において研究の目的について記述する。

第一節 研究の背景

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、地震や津波、原子力災害等が複合した未曾有の災害である。

東日本大震災では、震源域となる岩手県沖から茨城県沖まで、長さ約450km、幅約200kmに及び、最大震度7、マグニチュードは9.0と、日本国内観測史上最大規模の地震が観測されるとともに、大津波の発生により岩手、宮城、福島県を中心とした太平洋沿岸部を巨大な津波が襲い、著しい被害をもたらした。青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県62市町村における浸水範囲面積の合計は561km²に及び⁴、死者数は震災関連死も含めて19,775人、いまだに6県で2,550人が行方不明となっている。また、9都県で122,050棟の住宅が全壊、13都道県で283,988棟が半壊となり、発災当初は最大47万人が避難生活を送り⁵、応急仮設住宅等の入居者は約32万人に及んだ。併せて、この地震により引き起こされた津波によって、福島第一原発の事故が発生し、大量の放射性物質が環境中に放出された。それにより原発の周辺約20～30kmが警戒区域又は計画的避難区域として避難指示の対象となった⁶。

その後、避難指示区域は避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域に再編され、住民の立ち入りが制限されたが、「平成二十三年年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」等に基づき、国が直轄で除染を行う除染特別地域については、2017年3月末までに帰還困難区域を除く全ての市町村で面的除染が行われ、その総数・総面積は、宅地約2万3,000件、農地約8,700ha、森林約7,800ha、道路約1,500haに及んだ。また、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域については、2018年3月末までに全ての市町村で面的除染が完了しており、その総数・総面積は、住宅約57万戸、公共施設等約2万4,000施設、農地・牧草地約3万3,000ha、森林（生活圏）約4,800ha、道路約2万4,000kmに及び、2018年3月末までに、帰還困難区域を除く8県100市町村の面的除染が完了した。

⁴ 内閣府HP「特集 東日本大震災」

https://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h23/63/special_01.html (2025/01/21)

⁵ 復興庁「復興の現状と今後の取組」（令和6年10月）

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/202410_genjoutorikumi.pdf (2025/01/21)

⁶ 内閣府HP「警戒区域避難指示区域等の推移」

https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/h24/bousai2012/html/honbun/1b_1h_2s_02_01.htm (2025/01/21)

そして、時間の経過に伴い放射性物質から出る放射線量の減少や、除染等による放射性物質の除去によって区域内の空間線量率が低減したことから、避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示が2020年3月までに全て解除された。

また、帰還困難区域においては、福島復興再生特別措置法の改正（2017年5月）によって、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の6町村の帰還困難区域内に出されていた避難指示が解除され、居住が可能な区域を目指す「特定復興再生拠点区域」を定める⁷とされた。それに伴って復興に必要な箇所の除染等が進められ、2023年11月末までに同区域の避難指示が全て解除されることとなった⁸。その後の、福島復興再生特別措置法の改正(2023年6月)では、富岡町、大熊町、双葉町、及び浪江町の4町の帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外の区域において、帰還意向のある住民の帰還と、その後の生活再建を目指す「特定帰還居住区域」を定めるとともに、帰還に必要な箇所の除染等を進めている。

さらに、2023年6月に行われた福島復興再生特別措置法の改正では、市町村が帰還困難区域内に特定帰還居住区域を設定することができるようになり⁹、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町が特定帰還居住区域復興再生計画の認定を受け¹⁰、住民の帰還に向けた取組を進めている。以上のような変遷により、現在は全ての市町村に居住することが可能となり、国・各市町村が連携して復興に向けた取組を進めている。

このように、震災から13年以上が経つ中で、原子力災害被災地においても復興に向けた取組が進められてきたが、双葉町等いまだ住むことのできない地域を抱える町の存在や、震災前と比べて人口が大きく減少したままの地域の存在等、原子力災害被災地の復興はまだ途上にあるといえる。

例えば、原子力災害被災地である相双地方の人口は、各市町村の住民の帰還や、復興のための取組の成果もあり、福島県の他の地方に比べて増加している。その一方で震災前の人口と比較すると約4割の減少であることから、福島県の他の地方に比べ、現在も大きく人口が減少したままであると評価することもできる（図1参照）。

⁷ 福島県HP「東日本大震災・原子力災害10年の記録 02避難状況」

<https://fukushima-10years-archives.jp/record/02/>（2025/01/21）

⁸ 復興庁・前掲注（5）

⁹ 復興庁「福島復興再生特別措置法の一部改正（概要）」

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/05_20230609_gaiyou.pdf（2025/01/21）

¹⁰ 復興庁HP「特定帰還居住区域復興再生計画」

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/saiseikyoten/20230928101604.html#>（2025/01/21）

1. (1) 福島県の人口

- 国勢調査に基づく令和2年10月1日現在の福島県の人口は1,833,152人で、前回調査（平成27年：1,914,039人）と比較すると△80,887人（△4.2%）。
- 方部別人口は、避難指示区域等が多くを占める相双地方で前回調査から7,632人（6.8%）増加している。一方で、震災前の前々回の調査（平成22年：195,950人）から76,373人（△39.0%）の大幅な減少。

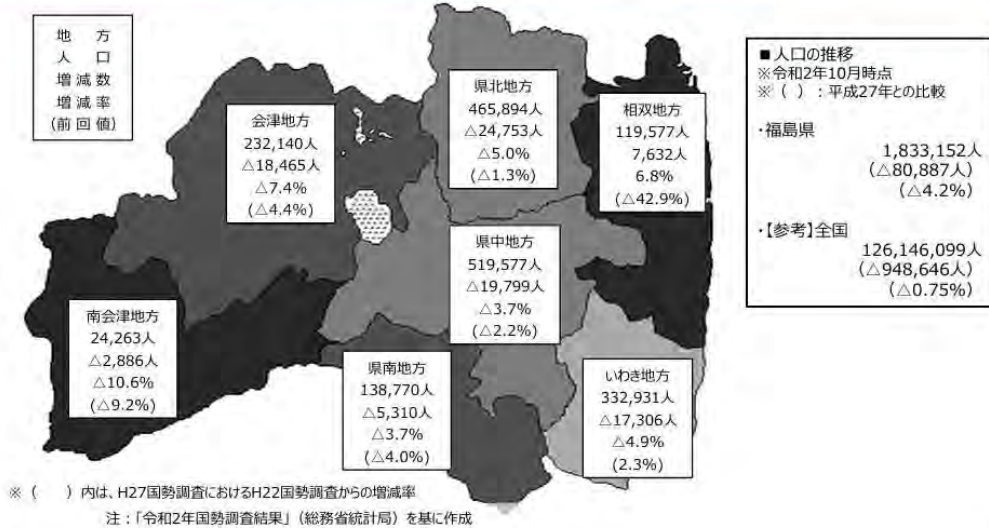


図1：2020年度の福島県の人口¹¹

さらに、相双地方の中でもWSDが本研究で提言対象にする南相馬市小高区についてみると、震災前の12,842人の人口に比べて、2024年現在の人口が3,843人と約7割の人口減という状況であり（図2参照）、後の章でも詳しく述べていくが、このような人口の減少等によって様々な課題が顕在化している現状である。

¹¹ 復興庁「福島復興加速への取組」（令和6年3月）

https://www.reconstruction.go.jp/portal/chiiki/hukukoukyoku/fukushima/20240305_fukkukasoku.pdf（2025/01/2

1）



図2：小高区の居住人口の震災前と震災後の比較¹²

よって、東日本大震災における原子力災害被災地の復興は一つずつ進んでいるといえども、その道のりはまだ途上にあるといえる。

第二節 研究の意義

東日本大震災及び福島第一原発事故に起因する原子力災害は被害が広範囲かつ長期にわたる未曾有の災害である。一方で、津波被災が中心であった宮城・岩手においては復興庁の地方機関である宮城復興局、岩手復興局は縮小が進み、復興の終了が見据えられているが、福島復興局は一定程度の規模を維持しており、後述（第一部第三章第二節1）のとおり、国が先頭に立って復興を進める必要があるとされる。こうした未経験の災害を起因とし、かつ長期・広範な視座が必要とされる福島原子力災害被災地の復興には、先行研究が多数存在している。

しかし、そうした蓄積の中でも、福島第一原子力発電所に比較的近く、避難がより長期間にわたった富岡町、大熊町、双葉町、浪江町に比べ、避難指示解除の時期が早く復興政策も落ち着きを見せ始めている南相馬市小高区の研究蓄積は少なくなっている¹³。さらに、南相馬市小高区は市の行政区の一つであるため、市町村全域が避難指示の対象となった地域と異なり、後述（第五章第一節3）のとおり、市内格差も生まれている。こうした状況にある小高区の復興を考えることは、原子力災害被災地である小高の復興という主たる意義に加え、復興の先行地域として、避難指示解除が遅れ、後発となった地域に指針を示すという点でも意義あるものである。

¹² 南相馬市・前掲注（3）

¹³ J-stageにおいて「〇〇（市町村名） 原子力 復興」と検索すると、双葉町や浪江町に対し、小高は約1/3かそれより少ない件数しかヒットしない。

また、原子力災害被災地は先述（第一部第一章第一節）及び後述（第一部第四章第二節2）のとおりに、長期かつ広域の避難を経ることで、人口減少及び少子高齢化が極端に進み、社会課題先進地としての側面を持つ。したがって、今後、超人口減少となりえる地域への示唆や、長期かつ広域の避難を要する災害からの復興への貢献という意義もあろう。

以上のように、研究蓄積が進んでいる福島原子力災害被災地の復興の中でも、南相馬市小高区の復興を考えることは、小高の復興への貢献や研究蓄積の少ないところに先鞭をつけるというだけでなく、全市避難ではないうえ避難指示解除も早く避難者の帰還が一定の落ち着きを見せ始めているために、社会的に注目を集めにくい被災地の復興を考えることで、今後、復興も落ち着き、今ほどの耳目を集めることができなくなる可能性のある富岡町、大熊町、双葉町、浪江町への指針となりえるものである。加えて、将来的な社会課題及び復興への貢献も視野にある。

ところで、これまでの研究蓄積に対し、WSDの研究はいかなる位置づけであろうか。

岡本¹⁴（2016）は、福島復興政策が避難指示解除後に避難者対策から帰還環境整備へと移ったことを指摘し、川崎¹⁵（2022）は、そうした政策の進行を原子力災害被災地の特徴であるとしたうえで、被災者の生活再建を「人の復興」、公共事業によって空間を戻すことを「空間の復興」とし、両者が完全に区分されることが、一般の復興政策と原子力災害からの復興政策の相違点であるとする。すなわち、原子力災害以外の災害における復興政策では、生活再建の需要が所与の条件となる復興であり、人の復興と空間の復興が多分に重なるのであるが、原子力災害は長期かつ広域であるという特徴から、空間の復興がなされても必ずしも人の復興とは結び付かないというのである。また、丹波¹⁶（2023）では、被災者1人ひとりの復興の多様化から、従来の単線型復興モデルを改め、日本学術会議の2014年の提言を踏まえ、複線型復興モデルを提唱している。これは、それまで実施された復興施策を「二者択一」のもの、つまり、住民に、その政策にのるかのかのらないかの選択を迫るものであったことを批判し、被災者それぞれの状況にあった選択肢を提示しようと試みるものであった。こうした流れを受け、田澤・川崎¹⁷（2024）では、被災者個々人のWell-beingに着目し、「復興の“出口”」を探ることを試みている。

これらの研究からわかる従来の復興観は、（1）過去→現在→未来と連続する時間軸（時制）が存在し、（2）発災をきっかけに負の状態になったと捉え、（3）元の状態を基準に復興過程を捉える、というものである。これを図示すると、次頁の図3となる。

¹⁴ 岡本全勝『復興が日本を変える 行政・企業・NPOの未来のかたち』ぎょうせい、2016、38-45頁

¹⁵ 川崎興太『福島復興の到達点 一原子力災害からの復興に関する10年後の記録一』東信社、2020、10-12頁

¹⁶ 丹波史紀『原子力災害からの複線型復興』明石書店、2023、33-40頁

¹⁷ 田澤 士琉, 川崎 興太（2024）『原子力被災地の住民のWell-beingに関する研究 一南相馬市小高区を対象として一』日本都市計画学会 都市計画報告集, No.22, 552-559頁

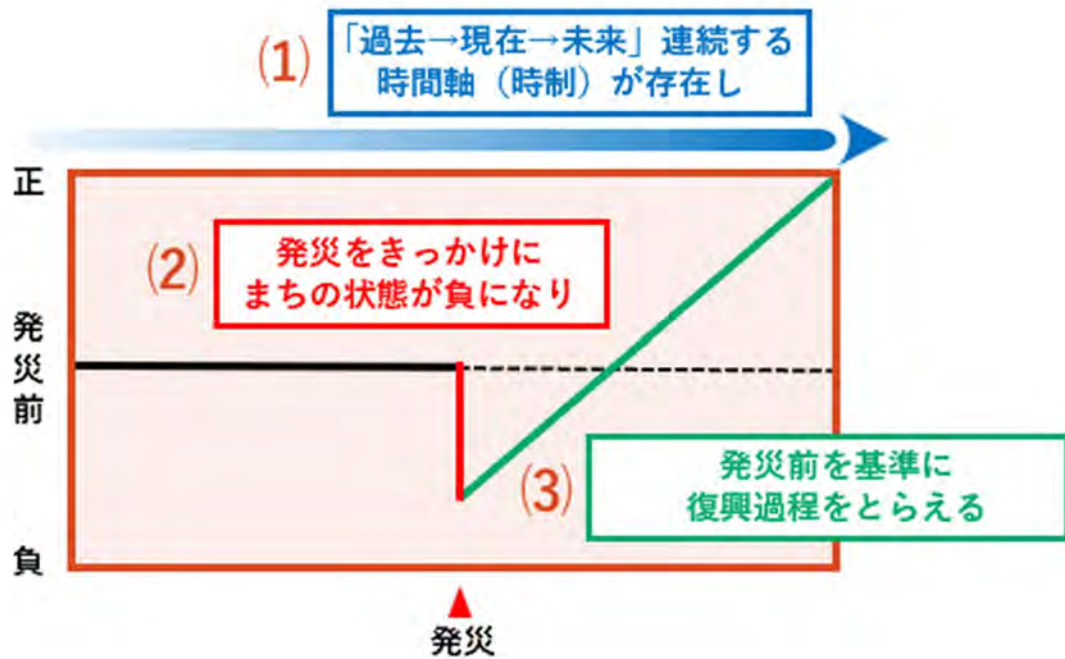


図3：従来の復興観モデル

WSDは、多くの研究で取られている、こうした線形の復興モデルについて、3点の問題点を見出す。

1点目は、発災前と同じまちには戻らないという前提を捨象していることである。被災が深刻であればあるほど、そのまちが「完全に」戻ることがないのは自明であるはずが、こうした線形のモデルでは、あたかも震災前のまちの姿が戻るべき姿であるかのように捉えられるのである。

2点目に、何をもって負なのか、正なのかが不明確であるということがある。まずもって、絶対的評価によってまちの序列を語ることはあり得ず、正負があるということは発災前が0ということになるだろうが、それを基準にしているということはやはり、1点目の問題点に返ってくるのである。まちが良い状態なのか悪い状態なのかということは、個人の価値観に大きく左右されるものであるし、そういった議論は過度な一般化を招きかねず、無益だとも指摘しうる。

最後に、従来の復興観をとると、発災前を基準として復興が達成される基準も「縮減復興、改善復興、過大復興」といったように類型化し定めうるはずだが、それは現実と乖離しているという点である。これは、2点目と論点を同じくし、発災前を基準に復興の達成基準を定める際にも、何をもって「縮減」「改善」「過大」なのかが不明確であり、結果として従来の復興観は机上の空論と化すのではないだろうか。

こうした問題点をもとに、WSDでは新たな復興観モデルを提唱する。

まず、復興観モデルを設計するにあたって、時制と「相」の対比を理解したい。時制は、先述のとおり、過去・現在・未来と連綿と続く軸をもとに認識するものであるが、「相（アスペクト / aspect）」は、時と密接に存在する事態を、その時々で切り取り、様相として捉えるものである。すなわち、時間を中心にまちを捉えるのではなく、空間の微細な変化が常

に起こっており、事態の全体と部分が存在することに発想の起点を持つのである¹⁸。例えば、「走る」という事態全体に対し、「走っている」という認識に基づく事態の部分が存在するのである¹⁹。

こうした思考に立てば、個々人の認識に基づいてまちが存在するため、そもそも復興の水準を立てること自体が無益であるという論理的帰結に至る。そして、原子力災害によって、被災地の様相は一変し、そこに住む人の認識も多様化してしまったため、被災地に、そして各被災者に沿った政策を打つということ自体が復興であるという結論に至るのである。

それを図示したものが、以下の図4である。

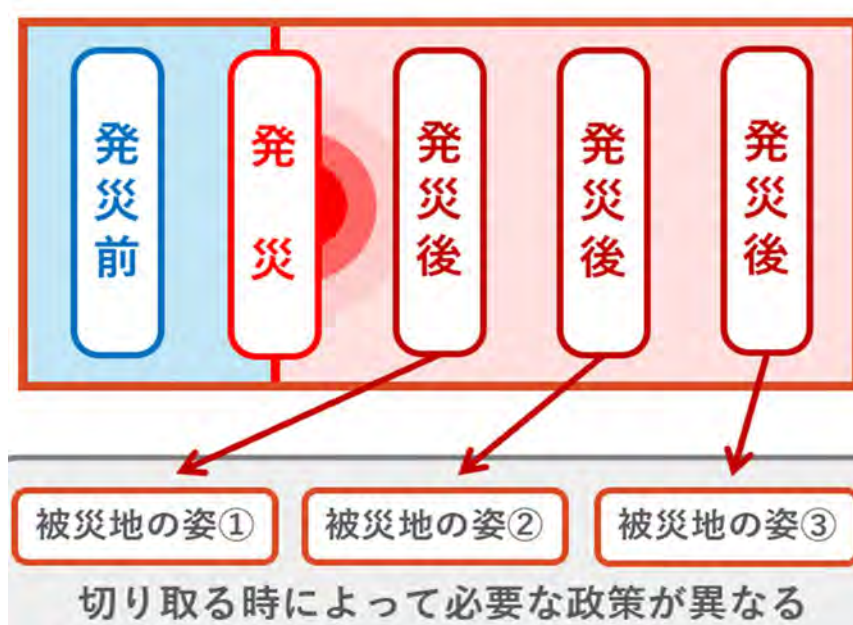


図4：WSDの提唱する復興観モデル

こうした復興観のモデルの違いに、WSDの研究の独自性を見出すものである。

また、過去の東北大学公共政策大学院公共政策ワークショップⅠにおいても、東日本大震災に関連するワークショップ（以下「WS」という。）があった。2011年WSA、2012年WSA、2013年WSAでは、日本の災害法体制の問題点と課題に対する提言をし、2015年WSAにおいては宮城県・岩手県をフィールドに、復興まちづくりに関する提言を行っている。そして2021年WSDでは震災から10年が経過する中で、残存する課題に対する提言及び、南海トラフ地震の発生を想定した望ましい復興のあり方に関する提言を行っている。

このように震災後、多様な観点に基づき研究・提言が行われてきたが、2011年WSA、2012年WSA、2013年WSAは法制度を考察し、制度に対する提言を行うもので、具体的な住民や地域の復興を対象としたものではない。また、2015年WSAは復興まちづくり研究がテーマであるが、複数の自治体の復興に向けた取組を比較して横展開を図るもので、具体的なフ

¹⁸ 田中江扶ほか『時制と相』朝倉書店、2018

¹⁹ 町田健『英文法総解説』研究社、2024

フィールドに対して提言を行うものではない。そして、2021年WSDは宮城県というフィールドを設定しているが、東北・宮城の復興と将来起こりうる南海トラフ地震の事前復興が主眼にあり、宮城県より範囲が広いマクロな視点で提言を行っている。また、これらの研究はいずれも津波被災地における復興を対象としたものであり、原子力災害被災地における復興を対象にするものではない。

さらに、2023年WSDは、原子力災害被災地である富岡町・大熊町を対象に復興まちづくりに関する提言を行っている。これはWSにおいて初めて原子力災害被災地をフィールドにしたもので、なおかつ特定の市町村に対してミクロな視点で提言を行うものであるが、富岡町・大熊町は避難指示が解除されてからあまり時間が経っていない地域という特徴がある。

よって、2024年WSDでは過去のWSでも研究が少ない原子力被災地であり、なおかつ富岡町・大熊町より避難指示の解除の時期が早い南相馬市小高区を対象にすることで、帰還政策が一段落した段階の原子力被災地において必要な施策を提言するという独自性がある。

第三節 研究の目的

本研究は、原子力災害の被災地である福島県南相馬市小高区と同災害からの復興に資するため、主にまちづくりの視点から、必要な政策について提言することを主たる目的とする。

また、先述（第一部第一章第一節）したように、現在、復興政策が落ち着きを見せつつある小高区が直面する、社会的関心の低下や、後述（第一部第四章第二節）するような復興過程における閉塞感・停滞感といった問題は、他の原子力被災地域においても決して他人事ではない。さらに、現在の小高区が抱える課題の多くは、今後、長期的・広域的避難が強いられる災害が生じた場合に、他の地域においても十分に起こりうるものであるほか、「減少・低下・衰退」のトレンドにある我が国においては、いかなる地域にも密接な社会課題であるとも言えよう。したがって、本研究では、双葉町や大熊町等の後発の原子力被災地における今後の復興や、将来的に長期的広域的災害が発生した際の復興、さらには、超人口減少社会に突入する我が国の地域課題の解決に際し、参考にしうる政策を構想することも副次的な目的とする。

第二章 研究の手法

前章で示した研究目的のもと、南相馬市小高区が直面する課題を明確にしたうえで政策を提言すべく、WSDは、主に文献調査や現地調査、ヒアリング調査を行うことによって研究を進めることとした。以下では簡潔にそれぞれの調査について説明する。なお、本研究においては、始めに文献調査を行い、研究対象地域についての知見を深めた後、現地調査を通じて、小高の困りごとの自分ごと化を図った。次に、行政機関や市内、小高区内で活動している民間事業者、帰還・移住した住民の方々等の多様な主体にヒアリングを実施し、小高区の困りごとを多角的な視点から詳細に把握するよう努めた。そして、課題を特定した後、それらを解決するための施策を検討し、先進事例となる県内外の主体にヒアリングを行い、施策の具体案を設計していった。

第一節 文献調査

WSDは本研究の政策提言の方向性を決め、かつ研究の基礎を作ることを目的として、文

献調査を行った。以下に輪読した文献名とその目的、そして得た学びについて記述する。

まず WSD は、「福島復興再生基本方針²⁰」「第2期福島県復興計画²¹」を輪読し、基礎知識の習得や情報収集を行った。これらを読むことは、震災やそこからの復興がどのような経緯で行われてきたかを理解し、また国や県の課題意識やそれら主体が今後、復興をどのように進めようと考えているかについて把握するために大いに役立った。次にこれらを前提に、南相馬市「東日本大震災記録誌²²」の輪読を行った。これにより、南相馬市の被災直後から避難、またその後について、時系列に沿って写真とともに記載されていたことから、被災を疑似的に体験し、その悲惨な課題を自分ごと化することができた。加えて「南相馬市第三次総合計画²³」を輪読することにより、南相馬市が描く、家族や友人とともに暮らす未来の姿を確認することができた。さらに、課題について学術的な視点を取り入れるべきであると考え、「福島復興の到達点²⁴」を輪読した。当該文献における分析の対象は法制度の変化、住民による評価の変化、除染の進捗、産業の回復度合いと多岐にわたっており、被災12市町村について復興がどのように進んでいるのかについて数値的な理解を深めることができた。また、図表が多く用いられていたことから、それらを読み解く良い訓練にもなった。そして文中には、場所資本という概念が触れられており、行政が目指しがちである効率的な場所の復興が、それまでその地域に存在していたつながりとしての価値をさらに壊す働きを持ちうることを学んだ。WSDはこの概念に大きな影響を受けた。加えて、「福島復興10年間の検証²⁵」を輪読し、2011年度からの10年間ににおける福島復興政策に関する検証を確認し、福島の復興に向けた長期的な課題と復興期間後における福島復興政策のあり方について学んだ。

これらの文献は、福島県や相馬市の被災状況や復興政策における変遷について理解するだけでなく、復興とは何かを考えることや、提言する個別の分野の理解を深めることに役立った。加えて、効果的な提言案を設計するために、個別施策に関係する文献についても読み進め、そこで得た知見やデータは、小高区の実情を考慮した具体的な政策提言を練り上げることに役立った。

これら文献調査は、本研究の基礎を作り、政策提言の方向性を決め、効果的な提言案を設計するという目的をもって進められ、問題への切り口や焦点の当て方、提言に向けた新しいアプローチの学び等の重要な役割を果たした。

第二節 現地調査

本節においては、WSDの活動のうち、代表的な現地調査について述べることとする。なお、

²⁰ 復興庁「福島復興再生基本方針」（令和4年8月26日改定）

https://www.reconstruction.go.jp/topics/20220826_honbun.pdf（2025/01/23）

²¹ 福島県「第2期福島県復興計画」（令和3年3月）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/438480.pdf>（2025/01/23）

²² 南相馬市（2021）「東日本大震災復興記録誌 ―100年後へ届ける記録―」

²³ 南相馬市「南相馬市第三次総合計画」（令和5年3月）

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/12/1210/6/sakuteijoukyou/21933.html>（2025/01/23）

²⁴ 川崎興太・前掲注（15）

²⁵ 川崎興太『福島復興10年間の検証』丸善出版, 2021

第一部第二章第三節で後述するヒアリング調査の節にて、全調査箇所を記載する。

4月には、2022年8月30日に避難指示区域が解除された双葉町を訪問した。（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構を訪問し、事業概要について説明をいただくとともに、一般社団法人双葉郡地域観光研究協会の案内のもと、双葉町駅周辺の旧帰還困難区域のまち歩きを実施し、原発事故が与えた住民への影響への大きさを再確認した。

5月には、南相馬に初めて宿泊し、市役所、消防・防災センターを視察した。南相馬市役所では、門馬市長から100年後を見据えたまちづくりについて直接お話を伺うことができ、質疑にも応じていただいた。また、消防・防災センターでは、職員の方から東日本大震災発生の日及びその後の避難指示から現在までの南相馬市の動きについてご説明をいただいた。その後は、観光ボランティアのガイドの方と共に、バスの車窓にて南相馬市内を視察したことで、現状と課題を実際に肌で感じることに繋がった。

また、小高区役所職員の案内のもとで小高区内のまち歩きも行い、小高駅や、駅から伸びる駅前通り、そして「小高パイオニアヴィレッジ」等の小高の特徴的な町並みや施設を視察することで、提言先のフィールドに対するイメージの具体化を図った。

8月の夏合宿においては、福島原子力災害の原因となった福島第一原子力発電所や中間貯蔵施設を見学し、震災による被害の大きさを改めて感じた。また、福島国際研究教育機構（F-REI）も訪問し、職員の方から同機構の概要についての説明をいただいた。

11月には、小高に対する施策案を検討するうえで、北海道に赴き、先進事例となる取組を行っていた大樹町や株式会社TKF（かみしほろマルシェ）を訪問した。特に無人店舗である「かみしほろマルシェ」では、自らが顧客となって実際に商品の購買を体験することで、小高への展開の可能性について検討を深めることができた。

他にも有志の学生による、東日本大震災・原子力災害伝承館や相馬野馬追見学、「おだかつながる市」へ参加等、学生それぞれが精力的に現地へ通い、現状と課題を把握するとともに、多数かつ多様な現地の方と意見交換をすることによって、さらに知見を深め、提言に磨きをかけた。

第三節 ヒアリング調査

本節においては、WSDの活動のうち、代表的なヒアリング調査について述べる。

ヒアリング調査は1年を通して行った。年度前半は、原子力災害による被災者の経験や復興に対する生の声を直接聞き、南相馬市や小高の方々が、取り組んでいること、魅力に感じていること、困りごとについて「自分ごと化」して捉えると同時に、客観的な視点から小高における課題を特定することと、南相馬市における現在の施策・取組の現状を探り、課題解決のためにさらにどのような施策を打つべきかを探ることを目的に、南相馬市や小高区の官民様々な主体を中心にヒアリングを実施した。

4月には、福島イノベーション・コースト構想推進機構より同機構の取組について、大熊町出身の本学の大学院生より原子力災害当時の事や13年間での経験、避難や復興事業に対する考えを伺った。

5月・6月には、福島県庁と復興庁福島復興局長から、東日本大震災からの復興の状況と

取組について講義を受け、福島県や復興庁という立場から考える事業への取組を改めて理解するとともに、南相馬市に実際に赴き、南相馬市長や南相馬市役所の関係各課、そして小高で活動する事業者や住民の方々のお話を伺った。

8月にも南相馬市に赴き、南相馬市役所でさらにヒアリングを行ったほか、富士タクシーや小高交流センター、一般社団法人Horse Value等の方々へヒアリングを行い、地域や自治体としての困りごと及び現状の取組における成果と課題を確認した。

そして年度後半は、年度前半で特定した課題の解決に向けた施策案の設計のため、福島県内外の、先進事例となる取組を行っている主体にもヒアリングを実施し、小高に対する施策案の具体化を行った。

10月には、(株)福島まちづくりセンターから、賑わいづくりと空き店舗対策を目的としたチャレンジショップ事業について伺ったほか、東北運輸局からWSDが検討している施策案について制度面の観点から示唆をいただいた。

11月・12月には、小高の困りごとに対する施策案を検討するため、先進事例の実施主体として、一般社団法人北海道機械工業会から「北海道航空宇宙ビジネスネットワーク」の設立の経緯を伺ったり、愛知県豊橋市や認定NPO法人びーのびーのから、子育てに関する施策の効果や課題について伺う等、全国の幅広い主体から施策案の設計における示唆をいただいた。

現地調査やヒアリング先の一覧は以下のとおりである（順不同）。

表1 WSD現地調査及びヒアリング一覧

公的機関	民間事業者・地域住民
福島イノベーション・コースト構想推進機構	大熊町出身の本学大学院生
南相馬市役所	一般社団法人双葉郡地域観光研究協会
南相馬市消防・防災センター	特定非営利活動法人浮船の里
福島ロボットテストフィールド	前小高区行政区長連合会会長
大熊町中間貯蔵施設	Fukushima Watch Company 「KIRA」
福島国際研究教育機構 (F-REI)	(株) 小高ワーカーズベース
小高区役所 (小高交流センター)	相双フィルムコミッション
福島県庁	haccoba -Craft Sake Brewery-
福島復興局	(株) 菊池製作所南相馬工場
ふくしま12市町村移住支援センター	双葉屋旅館
南相馬市民生委員児童委員連絡協議会	特定非営利活動法人野馬土
南相馬市地域包括支援センター	複合施設アオスバン
公益社団法人福島相双復興推進機構	一般社団法人オムスビ
東北運輸局	福島第一原子力発電所
福島地方環境事務所	原町商工会議所
大樹町役場	JR東日本原ノ町統括センター

東京都産業労働局	有限会社富士タクシー
復興庁	(株) ゆめサポート南相馬
公益社団法人南相馬市シルバー人材センター	一般社団法人Horse Value
焼津市役所	寝屋川苑
名張市地域包括支援センター	社会福祉法人青葉学園
佐久市役所	(株) 福島まちづくりセンター
豊橋市役所	一般社団法人北海道機械工業会
岐阜県庁	認定NPO法人びーのびーの
宮城県庁	特定非営利活動法人ピスカリ
	(株) SPACE COTAN
	(株) TKF

第三章 復興における国・県の計画と取組

本章では、福島・浜通り地域の復興に向けて、発災後から現在に至るまで国や県がどのような方針を定め、どのような取組を行ってきたのかを整理する。それによって、復興に係る既存の計画及び取組の全体像を把握し、WSDが政策提言を行うにあたって、前提とすべき行政の考え方を確認することを目的とする。

第一節 法制度

東日本大震災の発生後、復興に向けて様々な法整備が進められた。法律以外にも政令や府省令等を含めると、法令名に「東日本大震災」と付くものだけでも90件にも及ぶ²⁶。その内容は、税制上の特例措置やその他の財政援助等を定めるものから災害に伴って発生した廃棄物の処理に関するものまで多岐にわたる。本節では、その中でも、①復興全体の方針に関わる「東日本大震災復興基本法」、②研究対象である南相馬市が属している福島県の復興の方針に関わる「福島復興再生特別措置法」を取り上げる。

1. 東日本大震災復興基本法

東日本大震災復興基本法（以下「復興基本法」という。）は、東日本大震災の発生後、2011年5月13日に当時の菅直人内閣が提出し同年6月20日に成立したものである。

復興基本法の目的は、①東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、②東日本大震災からの復興についての基本となる事項を定めるとともに、③復興に係る組織の基本方針を定めること等により、「東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ること」（第1条）とされている。①については、「第1章 総則」、②については、「第2章 基本的施策」、③については「第3章 東日本大震災復興対策本部²⁷」及び「第4章 復興庁の設置に関する基本方針」に定められた。

²⁶ e-gov法令検索, <https://laws.e-gov.go.jp/> (2025/01/12)

²⁷ 復興基本法第24条4項規定により、復興庁設置に際し削除されている。

基本理念は第2条1～6号に示されている。1号では、甚大な被害等の状況を鑑み、「活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと」とされる。2号では、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間での適切な役割分担と連携協力がなされるべきこと、そして女性やこども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこととされる。3号では、国民や民間事業者等多様な主体が自発的協働と適切な役割分担をすべきこととされる。4号では、現在および将来にわたる課題解決に資する「先導的な施策への取組」がなされるべきこととされる。また、5号では「イ 災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策」「ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策」「ハ 地域の特色ある文化を振興し、地域社会の絆の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策」が推進されるべきこととされる。6号では、原発事故被災地について、「当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、前各号に掲げる事項が行われるべきこと」とされる。

国は、こうした基本理念にのっとり、「東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針（以下「東日本大震災復興基本方針」という。）を定め、これに基づき、東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずる責務を有する」（第3条）とされ、地方公共団体は、基本理念及び第3条に定める東日本大震災復興基本方針を踏まえ、「計画的かつ総合的に、東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有する」（第4条）とされる。そして、国民は基本理念にのっとり、被災者支援と助け合いに努めることとされる。

2. 福島復興再生特別措置法

福島復興再生特別措置法は、原子力災害による被害を受けた福島の復興・再生の基本理念やそれを推進する国の責務を示すとともに、復興・再生を推進するための基本的な方針である福島復興再生基本方針の策定を国に義務づけたほか、福島県が同方針に即して復興・再生に向けた福島復興再生計画の作成について定めたものである。同法は2012年3月30日に成立しており、復興基本法の内容を踏まえたものとなっている。

第1条では、「福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであること」が示されており、そのうえで、「原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図り、もって東日本大震災復興基本法第2条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的と」している。第2条では基本理念が示されており、福島における課題を「女性、こども、障害者等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社会の絆の維持及び再生を図ることを旨として、行わなければならない」（1号）、「住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として、行わなければならない」

(2号)、「福島地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、講ぜられなければならない」(3号)、「福島の地域のコミュニティの維持に配慮して講ぜられなければならない」(4号)、「放射性物質による汚染の状況及び人の健康への影響、原子力災害からの福島の復興及び再生の状況等に関する正確な情報の提供に特に留意されなければならない」(5号)としている。

福島復興再生特別措置法では、政府に「福島復興再生基本方針」の策定義務を定めている(第5条1項)。定めるべき事項は同条2項1号～10号に列挙されており、内閣総理大臣は作成の際、福島県知事の意見を聴く義務があり(同法同条3項)、福島県知事はその意見を述べようとするときには、あらかじめ関係市町村長の意見を聴く義務があるとされた(同法同条4項)。

成立当初は、基本方針に即して内閣総理大臣が「避難解除等区域復興再生計画」を定めるものとされていたが、現在では、基本方針に即して福島県知事が「福島復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることになっている(第7条1項)。福島復興再生計画には、「原子力災害からの福島の復興及び再生の基本的方針に関する事項」(1号)、「避難解除等区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項」(2号)、「特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項」(3号)、「特定帰還居住区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項」(4号)、「放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために実施すべき施策に関する事項」(5号)、「原子力災害からの産業の復興及び再生の推進を図るために実施すべき施策に関する事項」(6号)、「再生エネルギー源の利用、医療品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために実施すべき施策に関する事項」(7号)、「関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する事項」(8号)、1～8号の他「福島の復興及び再生に関し必要な事項」(9号)を定めることとされている。再生計画が認定されれば、東日本大震災復興特別区域法が準用され、特例措置を受けられる(福島復興再生特別措置法7条の2)。

第二節 国の方針・取組

1. 東日本大震災復興基本方針

東日本大震災復興基本方針は、先述のとおり、復興基本法第3条の規定に基づいて策定されるものである。東日本大震災復興基本方針は、2011年8月の策定以降、2016年3月、2019年3月、2019年12月、2021年3月、2024年3月に見直しが行われている。その中で、2016年からは「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」と名称変更のうえ、集中復興期間を終えたとされ、2019年の見直しからは、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」に名称が変更され、2024年の見直しでは、「第2期復興・創生期間以降における大震災からの復興の基本方針」と名称変更された。

これらの変更の中でも、発災から8年が経過した2019年の見直しでは、岩手県・宮城県を中心とする地震・津波被災地については「住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った」との記述が盛り込まれた一方、福島県の原子力災害被災地域については、2024年の見直しにおいても、「復興・再生が本格的に始まっているが、今後も中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む」とされている²⁸。

2024年の見直し²⁹に関して、取り組むべきこととして、①事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）、②環境再生に向けた取組、③帰還・移住等の促進、生活再建等、④福島イノベーション・コースト構想（第一部第三章第二節3で後述）を軸とした産業集積等が挙げられている。その他にも、⑤福島国際研究機構の取組の推進、⑥事業者・農林漁業者の再建、⑦風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、⑧地方単独事業等、の8つが挙げられている。また、これらにあわせて復旧・復興事業に関する財源等について、東日本大震災復興特別会計及び震災復興特別交付税制度の継続が示されている。

2. 福島復興再生基本方針

「福島復興再生基本方針」は、福島復興再生特別措置法第5条に基づき、原子力災害からの福島の復興と再生を総合的に推進するための政府の基本的な方針である³⁰。「福島の再生なくして日本の再生なし」との認識のもと、福島の復興再生を国政の最重要課題として位置づけており³¹、原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任と、福島の復興再生の責務が示されている³²。この基本方針は、福島県全域の復興と再生を目指し、安全で安心して暮らせる生活環境の実現、地域経済の再生、地域社会の再生を主要な目標として掲げている。具体的には、除染の迅速かつ確実な実施、農林水産業や商工業の復興、新産業の創出、地域コミュニティの維持・再建等、多岐にわたる施策が盛り込まれている。また、国と福島県、県内市町村が一体となり、長期的な財源確保と連携体制の強化を図りながら、福島の復興と再生に取り組む姿勢が示されている。

3. 福島イノベーション・コースト構想

福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」という。）とは、2014年6月に取りまとめられた、国や県が一体となって取り組む国家プロジェクトであり、浜通り地域における産業の復興のために同地域での新たな産業の創出を目指す構想である。同構想には、①廃炉・②ロボット・ドローン・③医療関連・④エネルギー・環境・リサイクル・⑤農林水産業・⑥航空宇宙の6つの重点分野が位置づけられており、福島県が南相馬市原町区に整備

²⁸ 復興庁「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年12月20日閣議決定）

²⁹ 復興庁・前掲注（1）

³⁰ 復興庁「福島復興再生基本方針について」（平成24年7月13日）

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/120713hukushimahukkouhoushin.pdf>（2025/01/20）

³¹ 復興庁・前掲注（30）

³² 福島県企画調整部「平成24年7月13日閣議決定 福島復興再生基本方針について」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/97170.pdf>（2025/01/08）

した、ロボットの性能評価や操縦訓練が行える福島ロボットテストフィールド³³や、廃炉作業に必要な遠隔技術の向上を目指した試験・開発が行える檜葉遠隔技術支援センター³⁴といった拠点を活用しつつ、プロジェクトの具体化が進められている³⁵。新たな産業創出の実現にあたっては、国や県、市町村のほかに、福島イノベーション・コースト推進機構が2017年に設置され、様々な関係者が連携しながら取組を行っている。同構想では、こうした産業集積を目指す取組以外にも、教育機関と連携した人材育成や地域の新たな魅力を創造することによる交流人口拡大に向けた取組、東日本大震災・原子力災害伝承館の開館やシンポジウムの開催を通じた情報発信も行われている。

こうしたプロジェクトを推進するにあたって、国・県は会議体を創設している。その根拠となるのが、2017年6月に閣議決定された福島復興再生基本方針であり「福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた多岐にわたる課題を政府全体で解決していくため、関係省庁による具体的な連携体制の構築等を進める閣僚級の会議体の創設や（中略）福島復興再生協議会の分科会を創設する」と定められている。具体的には、総理大臣も出席するイノベ構想関係閣僚会議のほか、国以外に県や被災15市町村もメンバーとなっているイノベ構想推進分科会が、福島県には県知事をトップとしたイノベ構想推進本部会議の3つの会議が設置され、構想を推進する役割を果たしている³⁶。

第三節 福島県の取組

本節では、福島県による復興まちづくりの方向性を示す計画等の中でも特に重要な役割を占め、復興に向けた展望を示す福島復興ビジョンや、復興に向けて必要となる取組を示す福島県復興計画について整理することを通じ、前節に示した国の方針を踏まえ、県がどのような考えによって復興を推進してきたのかを明らかにすることを目的とする。

1. 福島県復興ビジョン（2011年8月）

福島県復興ビジョン（以下「復興ビジョン」という。）は、発災から約5か月後の2011年8月に策定された。復興ビジョンの策定趣旨は、福島第一原子力発電所事故による事態の収束の見通しが立たず、被害が長期化しつつあった当時において、県民がふるさとを取り戻すために、県として復興に向けた展望を描くことであった。また、その対象期間は、原子力災害からの復旧及び復興を目指すためには相当の期間を要することが考慮され、10年間と設定されている。

復興ビジョンにおいて定義される「復興」とは、災害の教訓を踏まえた新たな視点に立ち、福島県をこれまで以上に良い状態にしていくことである。復興ビジョンでは、そのため

³³ 南相馬市HP「福島ロボットテストフィールド」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/16/1620/16204/3/7742.html> (2025/01/18)

³⁴ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構檜葉遠隔技術開発センター「センター紹介」

<https://naraha.jaea.go.jp/> (2025/01/18)

³⁵ 経済産業省HP「福島イノベーション・コースト構想とは」

<https://www.meti.go.jp/earthquake/smb/innovation.html> (2025/01/17)

³⁶ 経済産業省・前掲注（35）

の基本的な理念と主要な施策が示されている。また、その後の展開として、復興ビジョンを踏まえたうえで主要な施策ごとの具体的な取組や事業を記載する「復興計画」を策定することが明記されている。

復興ビジョンでは、3つの基本理念が示されている。1つ目は「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」、2つ目は「ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興」、そして3つ目は「誇りあるふるさとの再生の実現」である。これら基本理念のもとに、「緊急的対応」「原子力災害対応」「ふくしまの未来を見据えた対応」の3つの柱と、7つの主要施策が展開されている。

主要施策は、地震、津波、原子力災害及び風評被害に対応する施策であるが、特に福島県においては、原子力災害を含めた被害が甚大であり、復旧には相当の期間を要することが想定されたことから、「緊急対応（応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援）」と「原子力災害対応（原子力災害の克服）」がそれぞれ一つの柱に位置づけられている。また、3つ目の柱である「ふくしまの未来を見据えた対応」のもとには、「未来を担うこども・若者の育成」「地域のきずなの再生・発展」「新たな時代をリードする産業の創出」「災害に強く、未来を拓く社会づくり」「再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり」の5つの主要施策が展開されている。これら7つの主要施策を基に、後述の復興計画においては、具体的な取組や事業が示されている。

2. 福島県復興計画（第1次）（2011年12月）

福島県復興計画（第1次）（以下「1次計画」という。）は、復興ビジョン策定から4か月後の2011年12月に策定された。1次計画は、復興ビジョンに基づき、さらに具体的な復興のための取組や事業を示すことを目的として策定されている。また、1次計画は、東日本大震災やその余震、それに伴う大津波、福島第一原子力発電所事故と風評に加えて、福島第一原子力発電所の事故が収束しない中で発生した新潟・福島豪雨や台風15号等も含む一連の災害からの復興に向けた取組を総合的に示すための計画として位置づけられている。

計画期間については、復興ビジョンと同じ10年間に設定されている。ただし、計画策定当時において原子力事故の収束の動きは依然として流動的であるとともに、避難区域の具体的な区分けも明確になっていなかったことから、計画期間中は、国や事業者の対応を注視するとともに、原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更や進行管理の結果等を踏まえて、県民の意向に細やかに対応しながら、復興に向けて必要な取組が行われるよう、適時、柔軟な計画の見直しを行うこととされている。

1次計画の具体的な内容については、復興ビジョンで掲げた7つの主要施策を実現するために必要な具体的取組や主要事業及び年度計画や実施主体の概要が、「具体的取組と主要事業」として明記されている。また、「具体的取組と主要事業」のうち、福島県の復旧・復興のための特に重要な主要事業は、政策目的別に12の「重点プロジェクト」として掲げられるとともに、「安心して住み、暮らす」「ふるさとで働く」「まちをつくり、人とつながる」という3つの枠組みに分類されている。さらに、1次計画は、地震・津波・原子力災害及び風評による被害状況の地域差を踏まえて、地域ごとに必要な取組を「地域別の取組」として

整理している。各地域で重点的に推進する必要がある施策として、関連する重点プロジェクト等を記載するとともに、具体的な取組として、エリア固有の事項や特に重要な事項を中心に示している。

また、1次計画の内容は、翌年の2012年3月31日に施行された福島復興再生特別措置法及び同法に基づく基本方針にも反映されており、整合が取れたものとなっている。

3. 福島県復興計画（第2次）（2012年12月）

福島県復興計画（第2次）（以下「2次計画」という。）は、1次計画の策定から1年後の2012年12月に策定された。1次計画の策定以降、2012年4月1日の田村市、川内村を始め、これまで6市町村において避難指示区域の見直しが行われる等、避難生活者を取り巻く状況は日々刻々と変化し、それに伴う新たな課題への対応が必要になっていた。このような状況を踏まえて、2次計画では、避難の長期化に伴う支援強化や新たな生活拠点の整備のほか、帰還を加速する取組等、被災者それぞれの状況に応じた新たな取組が追加されている。

また、2次計画の策定においては、当時策定中であった福島復興再生特別措置法基本方針に基づく避難解除等区域復興再生計画、産業復興再生計画、重点推進計画との整合性の確保が図られている。

4. 福島県復興計画（第3次）（2015年12月）

福島県復興計画（第3次）（以下「3次計画」という。）は、2次計画の策定から3年後の2015年12月に策定された。2次計画の策定以降、2014年8月に避難指示区域の再編が終了し、2014年4月1日の田村市を始め、これまで川内村の一部、楡葉町で避難指示の解除が行われた。また、2015年6月には「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」が改訂され、帰還困難区域を除く避難指示区域を2017年3月までに解除できるよう除染や復旧・復興の加速に取り組むことが、政府方針として示された。そのほかにも、震災及び原発事故により失われた浜通りの産業基盤の復興に向けて、廃炉等に関連した技術の研究・開発、ロボット産業や再生可能エネルギー産業等新産業の創出・集積を進める「福島イノベーション・コースト構想」（第一部第三章第二節3で先述）が具体化に向けて動き出す等、福島県における復興を取り巻く情勢は大きく変化していたことから、それらに対応した取組の追加や変更、復興の進展により顕在化してきた課題に対応した取組の充実が必要となっていた。

このような状況を踏まえて、3次計画においては、震災・原発事故により大きな被害を受けた避難地域及び浜通り地域の復興の加速化、ロボット産業やエネルギー産業等の新産業の集積、さらには、農林水産業や観光業等、様々な分野において根強く残る風評の影響の払拭や風化の防止に向けた取組等が追加されるとともに、政策目的別に体系化している「重点プロジェクト」については、新規追加や統合等が行われ、プロジェクト数は全体で12から10に再編されている。また、「重点プロジェクト」を分類する枠組みについては、1次及び2次計画において明記された「安心して住み、暮らす」「ふるさとで働く」「まちをつくり、人とつながる」の3つに加えて、「避難地域の復興・再生」という枠組みが追加されている。

5. 第2期福島県復興計画（2021年3月）

第2期福島県復興計画は、3次計画が策定されてから6年後、また、1次計画が策定されてから約9年後に策定された。これまで、復興ビジョン、復興計画をもとに復興・再生に取り組み、成果も表れてきた一方、復興の進展に伴い、新たな課題も顕在化してきた。そこで、復興計画の計画期間が終わる2021年度以降も福島県の復興・創生を切れ目なく、着実に進めていくことを目指し、策定に至った。本計画の策定にあたっては、国の策定する福島復興再生基本方針及び福島復興再生特別措置法の規定に基づき、県が作成する福島復興再生計画との整合性を図ることとなっている。また、計画期間は2030年度までの10年間である。

具体的な中身としては、まず、3次計画で示した重点プロジェクトごとに取組の成果と課題を整理している。そのため、これまでの実績と、今後の課題を理解しやすいものとなっている。また、それを踏まえて、10の重点プロジェクトを「避難地域等の復興・再生」「ひと」「暮らし」「しごと」の視点から、4の重点プロジェクトに再編した。そして、それぞれに「避難地域等の着実な復興・再生」「未来を担う人材の育成・人とのつながりの醸成」「安全・安心に暮らせる地域社会づくりの実現」「持続可能で魅力的なしごとづくりの推進」という基本目標を設定した。

さらに、2019年東日本台風等や新型コロナウイルス感染症が及ぼす復興への影響、SDGsやデジタル変革（DX）等の新たな視点も取り入れたものとなっている。

第四章 南相馬市の現状と課題

本章では、WSDのフィールドである南相馬市について概説する。第一節では市の地理・人口・合併・主要産業・文化について触れ、第二節では被災の状況、第三節では復興に向けた市の取組について説明する。

第一節 南相馬市の概要

1. 地勢

南相馬市は、福島県の浜通り北部に位置し、太平洋に面している地域である。北部は相馬市、西部は飯舘村、南部は浪江町と隣接している。市域面積は、約398.58km²であり、東京から約292km、仙台から約80.4kmの距離にあり、東経140度57分26秒、北緯37度38分32秒に位置し、いわき市（福島県）と仙台市（宮城県）のほぼ中央にある³⁷。市内東部には太平洋が広がり、西部には阿武隈高地が連なっている。広域交通網は、南北に位置する常磐自動車道及び国道6号・115号のほか、JR常磐線、県道12号（相馬原町線）・県道34号線（相馬浪江線）等が走っている。

2. 人口

市に住民登録を行った「登録人口」のうち、実際に市内に居住する「居住人口」は、震災前の2011年3月11日時点で71,561人だったのが、2024年9月30日時点で53,102人と約25.8%減少している。そのうち14歳以下の年少人口は約52.0%減少して9,751人から4,680人に、15歳以上64歳以下の生産年齢人口は約34.5%減少して43,263人から28,316人に、65歳以上の高齢人口は約8.

³⁷ 南相馬市HP「南相馬市について」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/admin/minamisomashinitsuite/index.html>（2025/01/08）

4%増加して18,547人から20,106人になっている。以上から、市では避難指示解除後においても居住人口の減少傾向にあり、特に将来の地域の担い手になる年少人口が大幅に減少した。さらに、生産年齢人口が3割以上減少したことで、第一部第五章第二節と第三部第三章第一節1-3で後述するとおり、介護現場や製造業企業等での慢性的な労働力不足が発生している³⁸。

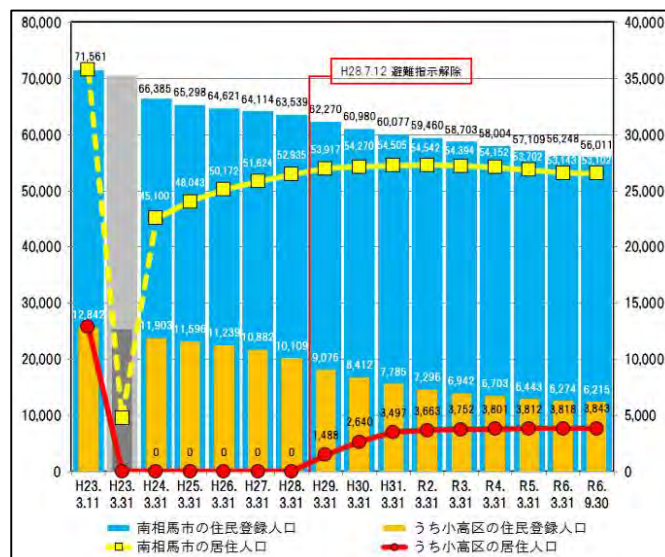


図5：南相馬市における住民登録人口及び居住人口の推移³⁹

3. 合併

南相馬市は、2006年1月1日に、それまでの原町市、相馬郡小高町、相馬郡鹿島町の1市2町が合併して誕生した。「南相馬」という名称は、江戸時代まで地域を治めた中村藩主・相馬家が由来しているとされる⁴⁰。合併された1市2町は、それぞれ独自の特性を持つ地域であり、震災前にもその様相が見て取れる。

旧原町市（現原町区）は現在の市の中心部にあたる地域である。仙台市と旧平市（現いわき市の中心部）の中間地点にあることから、鉄道の主要拠点として機関庫・転車台等が整備されたことを契機に金融業や商業が進出し、相双地方の中心的な物流拠点として発展した。旧鹿島町（現鹿島区）は、農村部が広がり、過去には大規模な養蚕農家が点在した。車川地区には明治時代以降の商店建築が並び、歴史ある風景が広がっている。旧小高町（現小高区）は、1887年（明治20年）に織物会社が設立されたのを契機に、昭和初期にかけて発展した養蚕業と合わせて織物産業が発展した。震災前には区内に複数の事業所が存在しており、独自の産業が蓄積されていた⁴¹。

³⁸ 南相馬市・前掲注（3）

³⁹ 南相馬市・前掲注（3）

⁴⁰ 南相馬市HP「馬事文化のまち みなみそうま」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/61/6150/61503/study/3265.html>（2024/09/08）

⁴¹ 南相馬市HP「南相馬の文化遺産」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/43/kindai.pdf>（2025/09/08）

東日本大震災の福島第一原子力発電所事故による避難指示が小高区（旧相馬郡小高町）のみに発令されたことにより、同市3区内で復興の進捗に差異が生じたことが指摘されている⁴²。

4. 主要産業

南相馬市の産業に従事者数の多い順に並べると、第三次産業、第二次産業、第一次産業と続く⁴³。また、震災前の産業構造としては、被災12市町村の中で「製造業」及び「農業」で従事者数・域内総生産が高い傾向にあった（下表2・3参照）。

表2：震災前の産業別従事者数⁴⁴

	総数	第一次産業		第二次産業		第三次産業				
			うち農業		うち製造業		うち電気・ガス等	うち卸売・小売業	うち公務	うちサービス業、他
福島県	934,331	71,428	67,154	272,417	187,920	590,486	7,341	141,808	31,580	409,757
12市町村合計	98,410	10,393	9,603	33,434	19,543	54,583	2,540	12,781	3,244	36,018
田村市	19,884	3,280	3,131	7,436	5,136	9,168	35	2,570	625	5,938
南相馬市	33,279	2,679	2,459	10,900	6,958	19,700	428	5,085	993	13,194
川俣町	7,238	707	691	3,048	2,336	3,483	19	1,035	225	2,204
広野町	2,610	114	104	883	513	1,613	178	233	114	1,088
楢葉町	3,595	244	222	1,211	619	2,140	168	351	133	1,488
富岡町	7,789	415	380	2,331	810	5,043	642	856	276	3,269
川内村	1,279	250	205	387	117	642	7	119	121	395
大熊町	5,563	383	361	1,705	571	3,475	547	551	185	2,192
双葉町	3,345	263	257	912	285	2,170	331	383	134	1,322
浪江町	9,849	881	680	3,174	1,392	5,794	181	1,318	294	4,001
葛尾村	843	301	286	245	102	297	1	60	45	191
飯館村	3,136	876	827	1,202	704	1,058	3	220	99	736

表3：震災前の域内総生産⁴⁵

	市町村内 総生産	第一次産業		第二次産業		第三次産業				
			うち農業		うち製造業		うち電気・ガス等	うち卸売・小売業	うち公務	うちサービス業、他
福島県	7,078,667	141,324	123,248	1,984,256	1,601,855	4,923,825	656,722	619,210	772,995	2,874,898
12市町村合計	974,781	21,858	19,820	154,297	99,821	794,596	441,025	31,153	88,642	233,776
田村市	96,662	4,557	4,152	32,701	22,568	59,004	1,071	7,320	17,713	32,900
南相馬市	256,608	5,112	4,582	47,250	29,670	203,186	72,439	14,829	28,132	87,786
川俣町	34,932	2,507	2,405	11,436	9,816	20,845	509	2,890	5,314	12,132
広野町	67,528	314	253	7,223	4,849	59,712	49,393	290	2,187	7,843
楢葉町	109,415	593	541	7,366	4,872	101,003	87,569	358	3,918	9,159
富岡町	112,268	1,549	1,485	7,000	1,922	103,254	68,289	1,809	6,954	26,201
川内村	7,758	993	640	1,424	113	5,310	45	97	3,696	1,472
大熊町	140,158	1,536	1,481	12,487	7,425	125,555	98,092	780	4,756	21,926
双葉町	77,247	512	472	3,735	1,930	72,681	61,637	428	3,121	7,496
浪江町	56,326	2,152	1,908	19,304	14,204	34,637	1,891	2,150	7,801	22,796
葛尾村	2,955	315	281	412	109	2,216	5	35	1,429	747
飯館村	12,923	1,719	1,620	3,959	2,346	7,192	86	167	3,620	3,318

⁴² 桜井勝延（2013）「市民が主役の復興まちづくりと自治の理念」計画行政，36(2)，23頁

⁴³ 南相馬市「再生可能エネルギー推進ビジョン」（平成24年10月）

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/10/vision.pdf>（2024/12/25）

⁴⁴ 復興庁「3.11以前の福島12市町村の概観について」（平成26年12月23日）

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/syoraizo_1_sanko_gaikan.pdf（2025/01/20）

⁴⁵ 復興庁・前掲注（44）

詳細は第三部第三章第一節で後述するが、製造業産業については、自動車部品や電子部品をはじめとした幅広い分野の工場が集積し、浜通り北部最大の工業集積地となっている⁴⁶。

2020年3月には、原町区萱浜にロボット・ドローン分野等の企業が利用可能な実験施設として、「福島ロボットテストフィールド」が全面開所した。施設内の無人航空機エリアでは、福島県に進出したドローン分野の企業による利用が行われている。また、後述（第二部第三章第一節）のとおり、宇宙産業分野をはじめとした新しい産業分野の企業も利用している⁴⁷。現在、市は「ロボットのまち みなみそうま」を掲げ、特にロボット・ドローン分野の注力を図り、各企業との協定締結等を進めている⁴⁸。また、2013年には「南相馬ロボット産業協議会」が設立され、複数の製造業企業が参加している⁴⁹。

農業では、米や野菜、果樹等の栽培が盛んである。特に、米は「こしひかり」が代表的な銘柄であり、250経営体・1,047haで作付けされている⁵⁰。野菜ではトマトやきゅうり、果樹では桃や梨が広く生産されている⁵¹。2011年の福島第一原子力発電所事故の影響により、一時は大きな打撃を受けたが、現在まで放射線検査を徹底する等、農作物の安全性を保証するための取組が行われている。また、土壌改良や除染作業を経て、農地再生も進められている⁵²。

加えて、スマート農業や環境保全型農業の導入が進められている。例えば、農業従事者の中には、ドローンやIoTを活用することで、生産の効率化や品質向上を図っている事例がある⁵³。また、若手農家や新規参入者を支援するプログラムが行われている。例えば2024年4月には、市が市内の幼稚園跡地に「みらい農業学校」を開校した。同校では、市が京都府の農業教育事業を展開する企業に運営及び管理を委託し、地元の農業従事者等と連携しながら座学や実習を行っている⁵⁴。

5. 文化

現在の南相馬市は、初代相馬氏から数えて6代目となる相馬重胤が1323年に現在の千葉県から下向したことから始まる。以降、江戸時代まで奥州相馬氏が永きに渡り同地域を治めた。こうした背景から、南相馬市をはじめとする相馬地方では、相馬馬追祭り等の伝統行事が行われて

⁴⁶ 末吉健治（2012）「東日本大震災による工業の被害と復旧の課題―福島県浜通りの実態を中心として―」商学論集，81(2)，53頁

⁴⁷ 福島ロボットテストフィールドヒアリング（2024/05/28）より。

⁴⁸ 南相馬市HP「ロボットのまち みなみそうま」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/16/1640/kurasi/16726.html>（2024/09/10）

⁴⁹ 南相馬ロボット産業協議会HP「協議会概要」

<https://minami-soma-ric.jp/summary/>（2024/12/30）

⁵⁰ 農林水産省HP「販売を目的とした農畜産物の作付け・飼養状況（2020年農林業センサス）」

<https://www.machimura.maff.go.jp/machi/contents/07/212/details.html>（2025/01/07）

⁵¹ 農林水産省・前掲注（50）

⁵² 農林水産省「東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組」（平成28年11月）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/attach/pdf/torikumi-74.pdf>（2025/01/07）

⁵³ 特定非営利活動法人野馬土ヒアリング（2024/06/15）より。

⁵⁴ 朝日新聞「農業復興へ南相馬市が『農業学校』開校 県内外から15人が入学」（2024/04/12）

<https://www.asahi.com/articles/ASS4C4JT3S4CUGTB006M.html?msocid=069cd4348e6d68571398c0448f9f69a2>（2025/01/22）

きた。この催しは、戦国時代から相馬中村藩で「相馬野馬追」として確立し、現在でも相馬地方の伝統文化の象徴とされており、同地域の観光資源として全国の観光客から注目を集めている。

以上の「相馬野馬追」をはじめ、南相馬市では長い時間をかけて「馬事文化」が育まれている。市内では野馬追等に参加する馬が飼育されており、南相馬市を含む相馬地方全体では約200頭弱が飼育されているという⁵⁵。また、市は「馬事文化」を次世代に継承し、様々な形で馬に関わる機会や馬に携わる仕事を増やしていくための取組を進めている。例えば、2024年11月に「馬と親しむ日in南相馬2024」が南相馬市馬事公苑（原町区片倉）で開催され、参加型体験プログラム等、市民が馬と触れ合うことができる催しが行われた⁵⁶。

第二節 南相馬市における被災状況

1. 震災時の南相馬市

2011年3月11日14時46分、東北地方太平洋沖地震が発生し、南相馬市では小高区、鹿島区、原町区高見町で震度6弱、原町区本町、原町区三島町で震度5強の揺れが観測された⁵⁷。14時49分には気象庁から大津波警報が発令され、55分には避難勧告が発令された。市は、15時に災害対策本部を設置し、市役所本庁舎玄関前で第1回災害対策会議を開き、情報収集の徹底及び住民の避難誘導の実施を指示した。15時35分頃には津波が南相馬市に到達し、市域の約10%に及ぶ約40.8km²の面積（小高区：10.5km²、鹿島区：15.8km²、原町区：14.5km²）に被害が及んだ。また、人的被害が甚大で、死者・行方不明者合わせて2,079名（震災関連死を除く）が犠牲となった。

2. 南相馬市における原発事故の被害⁵⁸

3月11日20時50分、福島第一原発から2km圏内の住民に避難指示が発令され、その後3km圏内にまで拡大した。しかし、同日15時36分に1号機の水素爆発が発生したのをきっかけに、18時25分に政府から20km圏内に避難指示が発令された。その結果、南相馬市においては、小高区全域及び原町区の一部地域が対象となり住民は避難を余儀なくされた。市は緊急避難計画を作成し、自主避難が可能な住民には避難を促し、それ以外の住民については市外への集団避難を決定した。18日からバスでの集団避難が開始され、25日までに合わせて2,867人が避難した。主な避難先には、旧相馬女子高（福島県相馬市）、梁川体育館（福島県伊達市）、丸森町役場（宮城県丸森町）、新潟県小千谷市、三条市、長野県飯田市が指定された。4月22日には、福島第一原発から半径20km圏内が「警戒区域」、20km圏外かつ放射線量の高い地域が「計画的避難区域」、従来の計画的避難区域が「緊急時避難準備区域」と指定された。同時に、「計画的避難区域」や「警戒区域」の外で、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりはないが、事故発生後1年間の積算放射線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点である「特定避難勧奨地点」に、合わせて153世帯が設定された。その後、2012年に、避難指示区域については、「避難指示

⁵⁵ 南相馬市・前掲注（40）

⁵⁶ 南相馬市HP「馬と親しむ日in南相馬2024」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/16/1630/23574.html>（2025/01/22）

⁵⁷ 南相馬市「南相馬市災害記録誌 第2章 東日本大震災」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/8/20160608-092434.pdf>（2025/01/22）

⁵⁸ 南相馬市・前掲注（22）

解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」に再編された。南相馬市については、小高区のほぼ全域が警戒区域に、原町区の大部分が緊急時避難準備区域に指定された。

市内の警戒区域への一時立ち入りは、同年5月23日から開始され、2012年3月14日までに15回実施された。一世帯あたり2名、時間は2時間まで、持ち出し可能な荷物等も制限された中での実施であった。

2014年12月28日に、「特定避難勧奨地点」が解除された。さらに、2年後の2016年7月12日には「避難指示解除準備区域」及び「居住制限区域」が解除され、同日には小高駅前で解除に伴う式典が執り行われた。一方で、現在に至るまで避難住民の帰還は道半ばである。2024年3月末時点での小高区の居住人口は3,818人となっており、震災前と比較して30%程度となっている。南相馬市は、避難指示が解除されてからそれほど時間が経っていない富岡町、大熊町、双葉町、浪江町等の原子力災害被災地と比較すると、避難指示の解除が早期に行われた（次頁表4参照）。大熊町は、2019年4月に避難指示解除準備区域及び居住制限区域が解除され、2023年6月に特定復興再生拠点区域が解除された。また、富岡町は、2017年4月に避難指示解除準備区域及び居住制限区域が、2023年11月に特定復興再生拠点区域が解除されている。加えて、比較的早期に避難指示が解除された南相馬市では、住民が富岡町、大熊町、双葉町、浪江町等の住民の生活と比較した際に、南相馬市及び小高区が復興から「取り残されている」という感情を持つことがあるという⁵⁹。

表4：福島県内における避難指示区域解除日⁶⁰

南相馬市	2016年7月12日	避難指示解除準備区域及び居住制限区域を解除
田村市	2014年4月1日	避難指示解除準備区域を解除
檜葉町	2015年9月5日	避難指示解除準備区域を解除
葛尾村	2016年6月12日	避難指示解除準備区域及び居住制限区域を解除
	2022年6月12日	特定復興再生拠点区域を解除
川内村	2014年10月1日	避難指示解除準備区域を解除 居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編
	2016年6月14日	避難指示解除準備区域を解除
川俣町	2017年3月31日	避難指示解除準備区域及び居住制限区域を解除
浪江町	2017年3月31日	避難指示解除準備区域及び居住制限区域を解除
	2023年3月31日	特定復興再生拠点区域を解除
飯舘村	2017年3月31日	避難指示解除準備区域及び居住制限区域を解除
	2023年5月1日	特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園を解除
富岡町	2017年4月1日	避難指示解除準備区域及び居住制限区域を解除
	2020年3月10日	特定復興再生拠点区域の一部を解除

⁵⁹ 一般社団法人オムスビヒアリング（2024/06/18）より。

⁶⁰ 福島県「避難指示区域の概念図（令和5年11月30日時点）」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/606164.pdf>（2025/01/15）

	2023年4月1日	特定復興再生拠点区域（点・線拠点区域を除く）を解除
	2023年11月30日	特定復興再生拠点区域（点・線拠点区域）を解除
大熊町	2019年4月10日	避難指示解除準備区域及び居住制限区域を解除
	2020年3月5日	特定復興再生拠点区域の一部を解除
	2022年6月30日	特定復興再生拠点区域を解除
双葉町	2020年3月4日	避難指示解除準備区域及び 特定復興再生拠点区域の一部を解除
	2022年8月30日	特定復興再生拠点区域を解除

第三節 南相馬市における復興の変遷

1. 南相馬市復興計画の策定

南相馬市では、東日本大震災による被害を受けて、2011年6月6日に復興計画策定方針を定めるとともに、行政、地元団体代表、市民代表等で構成する「南相馬市復興市民会議」、各専門分野の学識経験者で構成する「南相馬市有識者会議」を立ち上げ、復興計画策定へ向けた協議が進められた⁶¹。市内部の組織としては、市長、副市長、教育長及び部長職で構成する「南相馬市復興推進本部会議」、関係課で構成する「南相馬市復興推進チーム会議」が設置されている。また、復興計画の策定においては、5,012世帯を対象とした市民意向調査（2011年6月）をはじめ、市の広報誌を利用した市民意見募集、市内小中学校でのこども意見募集を実施し、復興に向けた課題の整理が行われている。

同年8月には、「南相馬市復興ビジョン⁶²（以下「市復興ビジョン」という。）」が策定され、復興に向けての基本理念と主要施策が示された。また同年12月には、市復興ビジョンの内容を具体化した「南相馬市復興計画⁶³（以下「市復興計画」という。）」が策定されている。同計画の計画期間は、2011年から2020年の概ね10年間とされ、また復興を達成するまでの10年間で、「復帰・復旧期（概ね1～3年）」、「復興期」のステップに分けたうえで段階に応じた施策や事業を展開していくこととされた。

市復興計画では、「心ひとつに 世界に誇る 南相馬の再興を」というスローガンが掲げられている。これは、全市民が復興に向けて共有すべき「強い意志・メッセージ」として示され、「市民がひとつになって元気と笑顔を取り戻し、未来を拓く子どもたちが郷土を愛し夢と希望を抱く、新たな価値を創造する世界に誇れる南相馬の実現」を目指すものである。また、スローガンを踏まえた市復興計画の基本的な方向性として、「すべての市民が帰郷し、地域の絆で結ばれたまちの再生」「逆境を飛躍に変える創造と活力ある経済復興」「原子力

⁶¹ 南相馬市・前掲注（22）

⁶² 南相馬市「南相馬市復興ビジョン」（平成23年8月）

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/7/04-02.pdf>（2025/01/23）

⁶³ 南相馬市「南相馬市復興計画」（平成23年12月）

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/12/1230/12102/5/1569.html>（2025/01/23）

災害を克服し世界に発信する安全・安心のまちづくり」の3つの基本方針が掲げられている。このスローガン及び基本方針が、市復興計画における基本理念として整理されている。

基本理念の実現に向けて、同計画では、「緊急的対応」「市民生活復興」「経済復興」「防災まちづくり」「人づくり・子育て環境の充実」「原子力災害の克服」の6項目が、復興に向けた取組の骨格となる主要施策として展開されている。また、それぞれの主要施策ごとに、具体的な取組を進めるうえでの方向性を示す基本施策が掲げられ、さらにそのもとに、基本施策ごとの具体的な実施内容が示されている。

2. 南相馬市復興総合計画の策定と展開

市復興計画の策定から約4年後の2015年3月には、震災前に策定した「南相馬市総合計画（以下「1次総合計画」という。）」（2008年～2017年）と市復興計画の双方の見直しを行い、復興のさらなる推進のために、基本構想と前期基本計画で構成する「南相馬市復興総合計画⁶⁴（以下「2次総合計画」という。）」が策定されている。

見直しの背景として、市を取り巻く環境が、1次総合計画を策定した当時（2008年）から大きく変化し、将来像を実現するために取り組む施策目標等に大きな隔たりが生じていた。また、2012年以降、市復興計画に基づき各種施策が取り組まれたものの、市内の人口は震災前の7割程度までしか回復せず、特に子育て世代の流出により、急速な高齢化の進行と生産年齢人口の著しい減少が顕在化するとともに、医療・介護施設をはじめ、市内事業所におけるスタッフが不足し、復興を妨げる要因となっていた。

このような背景から、施策を再度検証し、「引き続き取り組むべきもの」「復興がさらに進んだ段階で必要性を検討するもの」「すでに取り組む必要のないもの」等を整理することで地域の課題により的確に対応するため、まちづくりの指針となる基本構想の見直しを趣旨として、新たに2次総合計画が策定されることになった。

基本構想では、策定から概ね10年後の2024年が年次目標とされている。その内容は、南相馬市が目指す将来像やまちづくりの目標、基本方針等の長期的な展望が示されている。前期基本計画では、計画期間を2015年～2019年の概ね5年間とし、復興事業に重点的・優先的に取り組むことを通して、復興の加速化が目指されている。

また基本計画の実現のために、一定期間ごとに、実施する事務事業を掲げる実施計画が策定されている。実施計画の計画期間は概ね3年間とされ、基本計画に基づき毎年見直しを行うこととしている。

前期基本計画の内容については、その計画期間を「重点復興期」と位置づけ、除染や災害公営住宅の整備、小高区を中心とした旧避難指示区域の再生、再生可能エネルギーの活用等、震災前の日常生活や経済活動を取り戻すために、市民生活の基礎となる復興事業が展開されている。また、前期基本計画と並行して、まち・ひと・しごと創生法（以下「創生法」という。）に基づき、2016年2月に南相馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「市総合戦

⁶⁴ 南相馬市HP「南相馬市復興総合計画 基本構想及び前期基本計画」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/12/1210/6/1286.html>（2025/01/21）

略」という。)が策定され、震災以降、加速した人口減少を抑止するための取組も行われている。

前期基本計画の計画終期については、時期が1年前倒しされるとともに、2019年には新たな基本計画である後期基本計画(2019年～2022年)が策定されている。この時期では、震災と原発事故から8年が経過し、徐々に市民生活の環境は整いつつあるものの、2016年に指定が解除された旧避難指示区域の再生等をはじめとした新たな課題が生まれた。また、旧避難指示区域においては、住民基本台帳に登録されている人口のうち実際の居住人口は約4割に留まり、区域の高齢化率は他の区域と比較して高い状況にあり、市全体としても、人口減少・少子高齢化に拍車がかかる状況であった。こうした状況を踏まえて、後期基本計画においては、将来を見据えたうえで、地域の持続性を確保することへの対応が求められ、その政策目標には「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」が掲げられた。これにより、未曾有の困難な状況を乗り越え、現在のみならず、未来のこどもたちも家族や友人とともに暮らし続けられることが目指されている。

また、後期基本計画においては、2020年に対象期間が終了する予定であった市総合戦略の趣旨等が内包され、2020年以降は、後期基本計画として一体的に推進することとされた。

3. 南相馬市第三次総合計画の策定

「南相馬市第三次総合計画⁶⁵(以下「3次総合計画」という。)」は、2次総合計画における後期基本計画の終了に合わせて、2023年3月に策定された。基本構想についても、これに合わせて2次総合計画のものは2023年で計画期間を終了し、新たに2023年～2030年までの8年間を計画期間とする「南相馬市第三次総合計画基本構想」が2022年12月に策定された。また、総合計画における基本構想、基本計画、実施計画という3層の体系は、三次総合計画においても維持されている。

新たな基本構想では、まちづくりの基本目標として、「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」が掲げられている。これは、後期基本計画における政策目標から引き継がれたものである。また、今後8年間のまちづくりの基本姿勢として、「つなぐ」「よりそう」「いどむ」の3つが示され、そのもとに、「教育・学び」「こども・子育て」「健康・医療・福祉」「産業・しごとづくり・移住定住」「都市基盤・環境・防災」「地域活動・行財政」「原子力災害復興」の7つの施策の柱が展開されている。3次総合計画における前期基本計画(2023年～2026年)では、これら7つの柱のもとで基本施策が明記されるほか、各基本施策には、対応する主なSDGsの17のゴールも示されている。

⁶⁵ 南相馬市・前掲注(23)

第五章 小高区の現状と課題

第一節 小高区の現状

1. 小高区の概要

小高区は、南相馬市の地域自治区である。山と海に囲まれた自然豊かな小高区は、小高城の築城や浜街道の整備、常磐線の開通や福島第一原発事故等の外的要因を受けて、その都度大きく変化してきたまちでもある。本節では、小高区の地理や人口、産業といった基本的情報を、地域の歴史を踏まえつつ整理する。

1-1. 小高区の地理・交通

小高区は、福島県浜通り地方に位置する南相馬市にある3つの地域自治区のうち、最も南側に位置する区であり、市の面積のうち約23%を占める。東西に12km、南北に8kmにわたり田園風景が広がっており、総面積は91.95km²である⁶⁶。県の東端にある小高区は太平洋に面しており、標高の低い沿岸部は東日本大震災で津波の被害を受け、総面積の約1割が浸水した⁶⁷。西側には標高400mを超える阿武隈高地が位置しており、集落は主に東側の丘陵地から平野部に集中している⁶⁸。区内には桜の名所として知られる小高川や宮田川が太平洋へと注いでおり、農業用水の水源として利用されている。また、東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内に位置するため、後述のように区内全域が避難指示区域に指定されていた。区内にはJR常磐線が通り、小高駅・桃内駅が設置されている⁶⁹ほか、鉄道と並んで浜通りを縦貫する大動脈である国道6号や常磐自動車道が走っている。南相馬市内には鹿島区にサービスエリア（セデッテかしま）とスマートインターチェンジが、原町区に南相馬インターチェンジがある一方、小高区には高速道路の恩恵を受けられる施設が存在しなかった。現在、区内に小高スマートインターチェンジの整備が進められており、首都圏や仙台からのアクセス向上が期待されている。

1-2. 小高区誕生の経緯

2006年1月1日に旧小高町が旧鹿島町・旧原町市と合併して南相馬市となった際、旧3市町の区域に小高区・鹿島区・原町区が設置され、現在に至っている。小高区を始めとする地域自治区⁷⁰には、併せて地域協議会が設置された。区役所が住民に身近な窓口サービス提供といった市役

⁶⁶ 小高観光協会HP「南相馬市小高区」, <https://odaka6014.jp/> (2025/01/21)

⁶⁷ 南相馬市「南相馬市小高区地域医療復興計画」(平成25年10月)

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/3/20140604-120334.pdf> (2025/01/23)

⁶⁸ 南相馬市HP「南相馬市歴史文化基本構想」 <https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/61/6150/61501/2/2462.html> (2025/01/21)

⁶⁹ 震災以前は、上野～仙台間を結ぶ特急「ひたち」が小高駅に停車するダイヤとなっていたものの、現在のダイヤでは普通列車のみが停車する。

⁷⁰ 地域自治区とは、地方自治法202条4項の規定に基づき設置された地域自治組織である。市HPによれば、「それぞれの地域の主体性を尊重し、地域が互いに補完しあい貢献しあうことにより、新市全体の発展を図る」ことを目的に採用された。

所本庁の支所的役割を果たす一方、住民の代表により組織された地域協議会は地域自治区の運営に対して意見や提言を行う役割を担っている⁷¹。

1-3. 震災前の人口

旧原町市と旧鹿島町、旧小高町が合併して南相馬市が誕生した直前の2005年10月1日時点における旧小高町の人口は13,557人であり、旧鹿島町の12,440人を上回っていた⁷²。東日本大震災が発生した2011年3月11日時点での小高区の居住人口は12,842人であり、当時の南相馬市全体の居住人口71,561人のうち約18%を占めていた。

1-4. 小高区の生活環境

現在の小高区内には、保育施設「おだか認定こども園」⁷³やこどもの遊び場「NIKOパーク」⁷⁴等、様々な子育て施設が存在している。高齢者等の健康な暮らしを支える施設も開所しており、現在区内には一般診療所4か所、薬局2か所、歯科1か所の計7か所の医療機関が⁷⁵、居宅介護支援事務所1か所、訪問介護の事業所1か所、通所介護事業所3か所、短期入居生活介護の事業所1か所、介護保険施設1か所の計7か所の介護施設が存在している⁷⁶。他に、ダイユーエイト小高店、小高ストア、セブンイレブン、ローソン等、住民の日々の暮らしに欠かせない買い物施設も存在している。

1-5. 小高区の主要な産業

江戸時代には、仙台から相馬、平を経由し江戸へ至る「浜街道」の宿場町が形成されると、旅宿である本陣が設置される等、城下町であった小高はさらなる経済的発展を遂げた。明治初期にかけての小高では、1886（明治19）年に相馬織物会社が設立されたことを契機に、伝統的な産業の養蚕が盛んであった。後に、小高出身の実業家である半谷清壽らによって取り入れられた羽二重産業によって大きく発展⁷⁷し、小高で生産される絹織物は川俣や飯野と並んで国内有数の逸品として名をはせた。養蚕が大正時代に最盛期を迎え小高の主要産業となるのにあわせて、町内には銀行や商店が立ち並ぶようになり、小高駅前周辺の旧小高町の中心市街地が形成された。しかし、貿易の自由化や化学繊維の普及によって生産量は減少し続け、養蚕業は衰退

⁷¹ 南相馬市HP「地域自治区及び地域協議会について」

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/53/20220120_85i0r.pdf（2025/01/23）

⁷² 南相馬合併協議会「南相馬市合併ガイドブック（2005）」

⁷³ 南相馬市HP「認可保育施設(保育園(所))・認定こども園・小規模保育施設について」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/15/1520/15201/2/1572.html>（2025/01/21）

⁷⁴ 南相馬市小高区子どもの遊び場HP「NIKOパーク」

<https://minamisoma-playground.com/>（2025/01/21）

⁷⁵ 日本医師会HP「地域医療情報システム」

<https://jmap.jp/cities/detail/city/7212>（2025/01/21）

⁷⁶ 南相馬市HP「介護事業所一覧」

https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/health/fukushi_kaigo/1/5206.html（2025/01/21）

⁷⁷ 朝日新聞「『織物のまち小高』復活へ、南相馬に移住男性が絹会社設立」（2024/08/27）<https://www.asahi.com/articles/ASS8V41DDS8VUGTB00LM.html>（2025/01/08）

の一途をたどっている⁷⁸。また養蚕や稲作といった伝統的な産業以外に目を向けると、小高町で企業誘致条例が制定された1969（昭和44）年以降、都市部の企業の進出が相次いだ。その結果、第二次産業においては、機械金属加工を得意とする高い技術力を持つ事業者が集積している⁷⁹。

1-6. 小高区の文化

小高は、下総から移ってきた相馬重胤の次男である光胤が1336年に小高城⁸⁰を築城して以降、約270年にわたって奥州相馬氏の居城が置かれ、封建制度が終了する明治時代に至るまで相馬氏の支配を受け、周辺地域の政治や経済、文化の中心として発展した⁸¹ように、風土には相馬の歴史が根付いている。区内には相馬氏の本拠地であり、小高城跡に位置する相馬小高神社がある。相馬小高神社は相馬野馬追の最終日に行われる野馬懸の祭場地となっているほか、江戸時代に製作されたと推定され、県指定有形文化財に指定されている「相馬野馬追額」が奉納されており、中世以降の地域の歴史を伝える史跡である⁸²。

2. 小高区と東日本大震災

2001年の東日本大震災及び原発事故により南相馬市は甚大な被害を受けた。同市の中でも特に小高区は、福島第一原発から20キロ圏内に位置している地域がほとんどであり、その全域が避難指示の対象とされ、3,792世帯の12,842人が避難を余儀なくされた。小高区における避難指示は、震災から約5年もの時間が経った2016年7月12日をもって帰還困難区域を除くすべての区域において解除されている⁸³。残りの帰還困難区域は、2011年3月11日時点では2人（1世帯）の住民登録人口があった区域である⁸⁴。2024年4月18日の読売新聞の記事によると、市はこの区域に居住していた住民⁸⁵の帰還意向を把握して同住民の自宅一帯を特定帰還居住区域として申請しているため、同特定帰還居住区域は国費で除染が行われ、2020年代中には避難指示が解除される見込みであるという⁸⁶。

⁷⁸ 小高町「第4次小高町振興計画（2002）」

⁷⁹ 李美沙、窪田亜矢（2016）「原発複合被災地における事業所再開に関する研究 避難指示解除準備区域に指定された南相馬市小高区の第2次・第3次産業を対象として」日本都市計画学会 都市計画報告集、Vol.51 No.3、1054-1061頁

⁸⁰ 別名「紅梅山浮舟城」という。

⁸¹ 小高町・前掲注（78）

⁸² 南相馬市HP「南相馬市観光情報サイト」

https://www.city.minamisoma.lg.jp/tourist/tourist_attractions/historic/index.html（2025/01/08）

⁸³ 南相馬市HP「避難指示区域の解除」<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/12/1250/12501/genshiryokusaigaikuiki/1943.html>（2025/01/08）

⁸⁴ 南相馬市「南相馬市の旧避難指示区域別の住民登録人口と居住人口（令和6年11月30日現在）」https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/53/kyojyujinnkou_061130.pdf（2025/01/08）

⁸⁵ 同記事によると、住民2人のうち1人は2020年に死亡した。

⁸⁶ 読売新聞「福島・南相馬の『ボツンと一軒家』…『戻りたい』と願いつつ亡くなった母、思いを受け国費で除染へ」（2024/04/18）

<https://www.yomiuri.co.jp/shinsai311/news/20240416-OYT1T50217/>（2025/01/08）

2-1. 小高区の避難者数と避難先

2011年3月12日、原発事故により福島第一原発から半径20km圏内の地域に避難指示が出され、小高区の住民たちは原町区の避難所等に避難した。2011年3月11日時点で12,842人だった小高区の居住人口は、2011年3月31日時点で0人になり、同状況は小高区に出されていた避難指示がほとんど解除される2016年7月12日まで続いた⁸⁷。

南相馬市は、2011年3月15日から3月25日にかけて、市外への自主避難やバスでの集団避難を誘導し、原町区の避難所にいた小高区からの避難者を含め多くの住民を群馬県片品町・草津町東吾妻町、新潟県長岡市・上越市・三条市・小千谷市等に避難させた。その後も住民による市外への自主避難は続き、2011年6月25日時点での住民の所在確認状況によれば、2011年2月28日時点での小高区の住民基本台帳人口の12,834人のうち、原町区・鹿島区に避難した市内居住者は2,497人、市外避難者は10,085人、死亡者を含む所在不明者は252人になっていた（下表5参照）。

表 5：2011年6月25日時点での小高区住民の所在確認状況⁸⁸

住民基本台帳人口 (2011年2月末)	市内居住者	市外避難者	所在不明者 (死亡者を含む)
12,834人	2,497人	10,085人	252人

2-2. 震災後の帰還率と帰還者数

震災後に避難指示が出されたことによって避難を余儀なくされた小高区の住民たちは、避難指示がほとんどの区域で解除された2016年7月12日以降帰還し始めた。避難指示によって一時0人になった小高区の居住人口は、2017年3月31日時点で1,488人、2018年3月31日時点で2,640人、2019年3月31日時点で3,497人と徐々に回復したが、2020年3月31日時点で3,663人と前年とくらべてほとんど増えなくなり、2024年9月30日時点でも3,843人に留まっている（図6参照）。

南相馬市移住定住課によれば、市は「令和3年10月1日時点」で「小高区の震災後居住人口約3,800人のうち、新たに小高区に居住した人は、約800人と捉えており」「震災後に他市町村から移り住んだ人、震災後に出生し小高区に居住している人、震災後に鹿島区又は原町区から転居した人の合計の人数が約800人」であると把握しているという⁸⁹。2020年以降から居住人口の増加が鈍化していることを考えると、2021年10月1日の時点と同様に、2024年現在の居住人口のうち、約3,000人が震災前に小高区に住んでいた帰還者の住民であると推定される。したがって、震災直前の2011年3月11日時点での小高区の居住人口12,842人に対する現在の帰還者の住民数である約3,000人の割合を求めると、帰還率は約23%程度であると推定される。

⁸⁷ 南相馬市・前掲注（3）

⁸⁸ 南相馬市「東日本大震災による南相馬市の被害」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/7/01-05shiryou2.pdf>（2025/01/21）

⁸⁹ 南相馬市移住定住課ヒアリング（2024/05/13）より。

小高区の避難者がこれ以上区内に帰還することを期待することはさらに難しくなっている。2023年3月の「南相馬市住民意向調査報告書」によると、南相馬市で避難指示が出されていた地域に発災前から居住していた住民のうち2,276人の南相馬市への帰還意向を調査した結果、66.0%は南相馬市にすでに帰還していると回答しており、11.2%は南相馬市に帰還する意向はないと答えている。南相馬市に帰還したいと考えている人は4.4%であり、まだ帰還の判断がつかないと回答した人は8.3%だった（図7参照）。避難指示が出されていた地域は原町区の一部を含んでいるとはいえほとんどが小高区であったため、この調査結果には小高区の避難者の帰還意向が大きく反映されているといえよう。つまり、いまだに帰還していない小高区の避難者のうち小高区はおろか南相馬市への帰還を積極的に考えている人は少なく、約半数は帰還を断念しているか、帰還の判断がついていないのである。

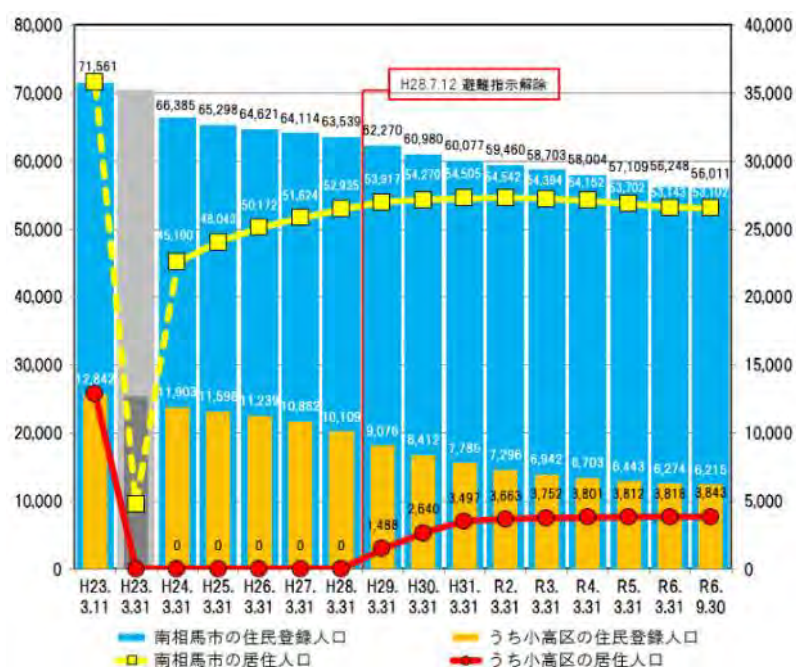


図 6：小高区の住民登録人口と居住人口の推移（人）⁹⁰

⁹⁰ 南相馬市・前掲注（3）

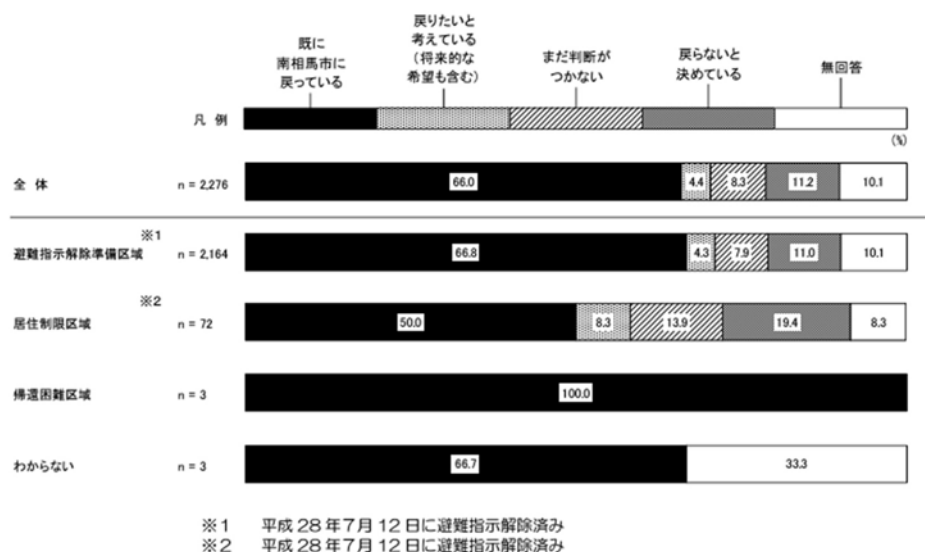


図7：南相馬市への帰還意向（避難指示区域別）⁹¹

2-3. 震災後からここまでの人口データ

図8で示しているように、小高区の居住人口は、震災前の2011年3月11日時点で12,842人だったのが2024年9月30日時点で3,843人と約70.0%減少した。そのうち14歳以下の年少人口は約87.8%減少して1,688人から206人に、15歳以上64歳以下の生産年齢人口は約77.0%減少して7,579人から1,740人に、65歳以上の高齢人口は約46.9%減少して3,575人から1,897人になっており、特に年少人口と生産年齢人口の減少が激しい。震災後の人口構成比は年少人口が約5.3%、生産年齢人口が約45.2%であり、老年人口の減少率が比較的小さいため震災前は約27.8%だった老年人口の人口構成比すなわち高齢化率は、震災後に約49.3%と非常に高くなっている。

⁹¹ 復興庁・福島県・南相馬市「南相馬市 住民意向調査報告書」（2023年3月）

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/ikoucyousa/r4_houkokusyo_minamisouma.pdf
 (2025/01/23)

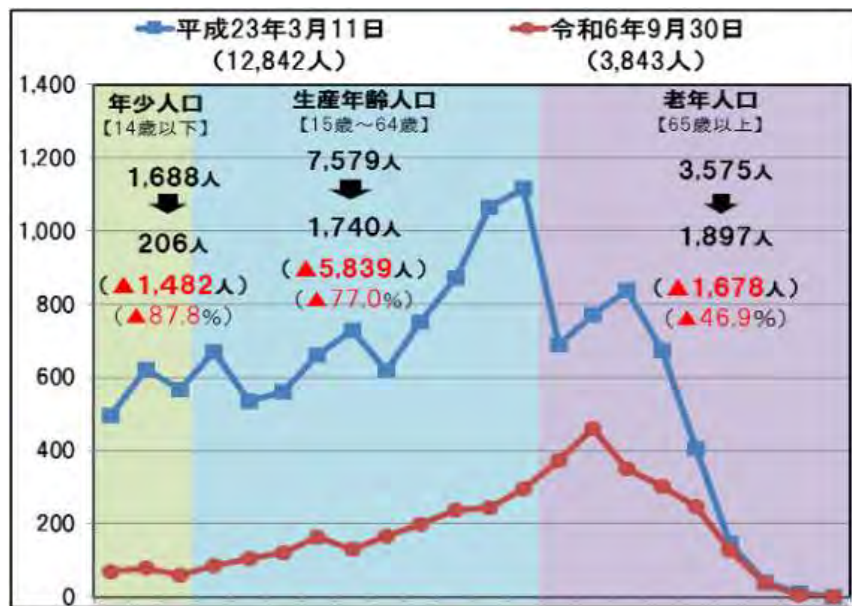


図 8：小高区の居住人口の震災前と震災後の比較⁹²

2-4. 小高区の復興のあゆみ

小高区のさらなる復興に向けて、市や民間団体等により様々な取組が展開されている。

市は、18歳までの医療費の無料化、所得制限なしでの保育料の無料化、0～15歳までの給食費の無料化という「3つの完全無料化」を市全域において実現している⁹³ことに加え、市が子育ての手助けを依頼する「おねがい会員」に子育ての手助けをする「まかせて会員」を紹介することで市民同士の信頼関係のもとでこどもを有料で預け・預かってもらう「南相馬市ファミリーサポート推進事業」⁹⁴等の子育て支援制度を拡充している。2021年4月には南相馬市小高区こどもの遊び場「NIKOパーク」をオープンし、小高区でさらに子育て世帯に魅力的なまちづくりを進めている⁹⁵。

市は、移住の促進等を図る目的で「おだかる | 南相馬市おだかぐらし」という特設ホームページ及びSNSを開設して歴史、起業といった小高区の魅力を発信している⁹⁶。そのほか、地域活性化、交流拡大、コミュニティ再生による小高区の復興再生の拠点施設として2019年1月から「小高交流センター」を開設・管理している。同施設には、多目的室、エクササイズエリア、チャ

⁹² 南相馬市・前掲注（3）

⁹³ 南相馬市HP「南相馬市はこども・子育てを本気で応援します」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/15/1510/15101/honkiouen.html>（2024/11/20）

⁹⁴ 南相馬市HP「南相馬市ファミリーサポート推進事業」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/15/1510/15102/4/FamilySupport/1567.html>（2025/01/23）

⁹⁵ 南相馬市小高区子どもの遊び場 [NIKOパーク] HP

<https://minamisoma-playground.com/>（2025/01/23）

⁹⁶ 南相馬市「南相馬市おだかぐらし おだかる」

<https://odakaru.jp/category/%E5%B0%8F%E9%AB%98%E3%81%AB%E6%9A%AE%E3%82%89%E3%81%99/%E5%B0%8F%E9%AB%98%E3%81%AB%E4%BD%8F%E3%82%80/>（2025/01/23）

レンジオフィス、交流スペース、子育てサロン、マルシェ等が設置されており、地域のイベントの場にもなっている⁹⁷。

市は教育活動の再開・充実にも力を入れてきている。2016年7月の小高区の避難指示解除後、2017年4月から小高小学校、福浦小学校、金房小学校、鳩原小学校の小高区4小学校は小高小学校の本校舎で教育活動を再開し、2021年3月31日にはこれら4小学校を新生・小高小学校として一つに統合している⁹⁸。小高区唯一の中学校である小高中学校は、2017年4月1日から元の校舎での教育活動を再開した⁹⁹。同月には、小高商業高校と小高工業高校の2高が統合し、小高産業技術高校が開校した¹⁰⁰。市は、学校教育において地域資源や文化等を生かした学習を通して郷土のよさを実感することができる南相馬市ふるさと教育「至誠学」等を推進している¹⁰¹。

市は、新規企業の誘致、産業の創出・育成を通じて小高区を含めた市内経済活性化と人口回復を図るため、小高区飯崎地区に「飯崎産業団地」を整備して2024年度から供用を開始しているほか、小高駅付近に小高復興産業団地「小高フロンティアパーク」を新設して2026年から供用開始することを計画している。さらに市は、「先進的な技術、設計・デザイン、アイデアの活用及び隠れた価値の発掘を行う新たなビジネスにより、需要及び雇用を創出する事業を行い、かつ、市内で新たに創業する者」に対して創業の資金を助成する「創業者支援事業助成金」制度を設けて、産業の活性化と雇用の確保に注力している¹⁰²。なお市は、指定地域内で「空き店舗を活用して市と商店会が認めた事業を行う場合に改装費及び賃借料の一部を助成」する「南相馬市商店街空き店舗対策事業補助金」制度を設け、小高区を含む市全体の商店街の活性化を図っている¹⁰³。

市は、原子力発電に依存しないまちを目指して、2012年10月に「南相馬市再生可能エネルギー推進ビジョン」を策定し、2030年には市内の消費電力以上の電力を再生可能エネルギーで生み出すことを目標として掲げている¹⁰⁴。実際に、市の消費電力に対する再生可能エネルギー導入比率は、2017年度以降急増し、2022年度に約99%に至っている。小高区内においても、沿岸

⁹⁷ 南相馬市HP「小高区復興拠点施設『小高交流センター』」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/21/2110/2/1/7418.html> (2025/01/23)

⁹⁸ 南相馬市教育ポータル「小高小学校」

<https://minamisoma.fcs.ed.jp/%E5%B0%8F%E9%AB%98%E5%B0%8F%E5%AD%A6%E6%A0%A1/%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E6%A1%88%E5%86%85> (2025/01/23)

⁹⁹ 南相馬市教育ポータル「南相馬市立小高中学校」

<https://minamisoma.fcs.ed.jp/%e5%b0%8f%e9%ab%98%e4%b8%ad%e5%ad%a6%e6%a0%a1> (2025/01/23)

¹⁰⁰ 福島県立小高産業技術高等学校HP「学校長あいさつ」

<https://odakasangyogijutsu-h.fcs.ed.jp/%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E7%B4%B9%E4%BB%8B-1/%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E9%95%B7%E3%81%82%E3%81%84%E3%81%95%E3%81%A> (2025/01/23)

¹⁰¹ 南相馬市教育委員会「教育要覧 南相馬市の教育」（令和5年度）

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/R5_kyoikuyouran2.pdf (2025/01/23)

¹⁰² 南相馬市HP「創業者支援事業助成金のご案内」

https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/business/kigyo_sogyoshien/18270.html (2025/01/23)

¹⁰³ 南相馬市HP「商店街空き店舗対策事業補助金のご案内」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/16/1620/16203/1/1957.html> (2025/01/23)

¹⁰⁴ 南相馬市「南相馬市再生可能エネルギー推進ビジョン」（平成24年10月）

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/10/vision.pdf> (2025/01/23)

部・内陸部に大規模の太陽光発電施設が発電事業者によって設置され、発電された電気は市内外に供給されている¹⁰⁵。

民間団体による取組も活発に行われている。「社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会」は、地域の高齢者が自分らしく暮らしていけるように生活支援・介護予防の体制づくりを進める生活支援コーディネーターを2023年から配置し、小高区を重点に活動を始めている¹⁰⁶。「公益社団法人南相馬市シルバー人材センター」は、小高区を含め南相馬市の高齢者が働くことによって生きがいを得て地域社会に貢献できるように支援を行っている¹⁰⁷。南相馬市が49.5%、民間が50.5%を出資している「株式会社ゆめサポート南相馬」は震災以降、「福島ロボットテストフィールド」を核とした南相馬市復興計画に基づいて「南相馬市内の「個々の事業所の経営全般に関する相談・指導、販路開拓、取引先斡旋の支援、各種セミナーの開催、地域企業のニーズと大学等のシーズのコーディネートなど、多様なニーズへの即応性と組織としての機動性、柔軟性、事業に対する専門性などノウハウを取り入れながら、国、県や民間機関及び企業と連携して新たな産業振興の支援」を行っている¹⁰⁸。

2014年に設立された「株式会社小高ワーカーズベース（現：株式会社OWB）」は、「地域の100の課題から100のビジネスを創出する」というミッションを掲げつつ、小高区の生活環境整備、魅力的な生業づくり、コワーキングスペースや起業家コミュニティ等の運営を通じた創業支援・コミュニティ創出を事業として小高区の課題解決に取り組んでいる¹⁰⁹。森山貴士氏が代表理事の「一般社団法人オムスビ」は、小高にこれまで住んできた人、小高に新たに移住してきた人、小高を訪問した人が出会える場所を作ることを目的として、2023年7月にパン屋カフェ「アオスバシ」をオープンし、運営している¹¹⁰。

また、2012年7月には、1000年以上の歴史を誇る相馬野馬追の原点とされる、相馬小高神社の境内へ騎馬武者が馬を追い込み白装束に身を固めた「御小人」と呼ばれる人たちが素手で捕らえて神社前に奉納する神事「野馬懸」を再開している。

2-5. 震災後の産業

小高区出身の第二次・第三次産業事業所は、2015年時点で小高商工会に登録のある356件のうち185件の約52%が再開した。しかし、主に建設業・製造業の事業所が再開し、小売・飲食業は震災前の約1/3の再開に留まっていた（図9参照）。震災後の需要のある金融業、建設業や、常連客のある理容店、時計店等は事業の早期再開ができた一方で、震災後の人口減少等により需要が少なくなった小売・飲食・宿泊業等の事業の再開は困難であったのである。

¹⁰⁵ 南相馬市・前掲注（104）

¹⁰⁶ 社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会HP「生活支援コーディネーターについて」
<https://m-somashakyo.jp/publics/index/71/>（2025/01/23）

¹⁰⁷ 公益社団法人南相馬市シルバー人材センターHP「シルバー人材センターとは？」
<https://www.webkic.co.jp/minamisomasc/>（2025/01/23）

¹⁰⁸ 株式会社ゆめサポート南相馬「会社概要」
<https://www.yumesupport.co.jp/outline/>（2025/01/23）

¹⁰⁹ 株式会社OWB HP, <https://owb.jp/>（2025/01/23）

¹¹⁰ アオスバシHP, <https://aosubashi.space/>（2025/01/23）

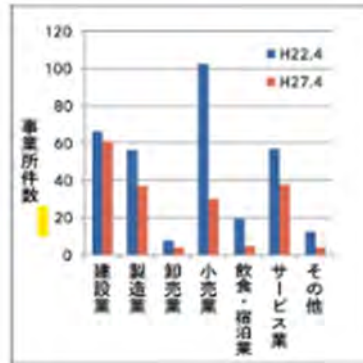


図 9：被災前後で比較した事業所件数¹¹¹

3. 鹿島区・原町区との比較

先述のとおり、小高区は原子力災害において市内の鹿島区・原町区とは異なる経過を辿り、それが各区の現状の違いにつながっている。以下では、WSDが提言の対象にする小高区と、鹿島区・原町区との比較によって小高区の特徴をまとめていく。

3-1. 避難指示について

小高区・原町区・鹿島区の住民の避難について比較する。ここでは、避難指示区域、発災直後の避難の状況、賠償の差に着目する。

3-1-1. 避難指示区域

第四章第二節及び第五章第一節2で述べたように、2011年4月22日、原子力災害の影響で小高区は全域が警戒区域に指定され¹¹²住民が全員避難しなければならないという状況が生まれた。原町区においても一部が警戒区域の指定範囲となり、377世帯1,427人が警戒区域指定による避難の対象となった¹¹³。また、計画的避難区域の設定においても原町区の一部がその範囲となり、対象となった6世帯10人が避難を行った¹¹⁴。そして避難指示は出されていないが、特定避難勧奨地点に指定された地域では3回の指定（2011年7月21日、8月3日、11月25日）の合計で鹿島区の5世帯、原町区の147世帯に対して注意喚起がなされ、避難の支援・促進が行われた¹¹⁵。

震災前の世帯数¹¹⁶を元にとすると原町区は16,667世帯のうち、530世帯が警戒区域・計画的避難区域・特定避難勧奨地点のいずれかの範囲に含まれ、鹿島区は3,460世帯のうち特定避難勧奨地点の範囲に5世帯が含まれた。また、2011年4月22日から同年9月30日の間、原町

¹¹¹ 李美沙, 窪田亜矢・前掲注 (79)

¹¹² 南相馬市・前掲注 (22)

¹¹³ 南相馬市・前掲注 (22)

¹¹⁴ 南相馬市・前掲注 (22)

¹¹⁵ 南相馬市・前掲注 (22)

¹¹⁶ 南相馬市「住民基本台帳各区分 大字別人口及び世帯数」(平成23年2月28日)

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/6/ooazabetuH230228.pdf> (2025/01/23)

区のほぼ全域と鹿島区の一部が福島第一原発から半径20km~30km圏内の緊急時避難準備区域に設定された¹¹⁷。

以上のことから小高区・原町区・鹿島区のいずれも原子力災害による避難指示の影響を受けたといえる。ただ、原町区・鹿島区では全世帯のうち一部の世帯のみが警戒区域・計画的避難区域・特定避難勧奨地点のいずれかに含まれ、原町区全域、鹿島区の一部で設定されていた緊急時避難準備区域は約5か月で解除されたことを考えると、区内3,792世帯12,842人の住民全てが避難指示を受けた小高区の被害の程度は他2区とくらべて大きかったといえる。

2011年4月22日から小高区・原町区に設定されていた警戒区域・計画的避難区域は2012年4月16日解除され、そこに帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3つの避難指示区域が新たに設定された¹¹⁸。小高区はその全域が3つの避難指示区域のいずれかに設定され、これらの区域における2011年3月11日時点での住民登録人口は、帰還困難区域は1世帯2人、居住制限区域は127世帯532人、避難指示解除準備区域は3,664世帯12,308人であった。原町区はその一部が3つの避難指示区域のいずれかに設定されたが、帰還困難区域に0世帯0人、居住制限区域に7世帯12人、避難指示解除準備区域に377世帯1,427人の住民登録人口があった。鹿島区は一部の地域が避難指示解除準備区域に設定されたが、住民登録人口は0世帯0人であった¹¹⁹。市内の帰還困難区域を除く避難指示区域は、2016年7月12日をもって解除されたが、それまで原町区・鹿島区は384世帯1,439人の住民が避難指示により長期避難を強いられたのに対し、小高区は3,792世帯12,842人の住民全てが避難指示によって長期避難を余儀なくされた。このことから、小高区の住民は他2区の住民と比べて長期的に避難指示の影響を受けていたといえる。

3-1-2. 発災直後の避難の状況

地震・津波があった2011年3月11日の夜、南相馬市の全市民の1割を超える約7,600人以上が市内の避難所で一夜を過ごした。小高区内の避難所は2011年3月12日福島第一原発1号機で水素爆発が起きたことにより閉鎖され、そこにいた住民たちは原町区の避難所に移動した。こうした小高区の住民の避難と市民たちが密閉性の高い建物に再避難したことにより原町区の石神地区の避難所等では収容可能人数を超えたため、避難者の他施設への誘導が行われた。15日朝の市の避難者数は8,000人を超えた。市は緊急避難計画を作成して3月20日まで市民を市外へ移動させたため21日時点での市内避難所に残った避難者は171人になり、避難所の統廃合・移動が行われた。4月からは市外に避難した市民が市内に戻り始め、市内の避難所に入所したため、原町第一小学校の避難所等に加えて4月6日に石神第一小学校、4月22日に原町第二中学校が避難所として開所され、4月下旬には400人以上の避難者が市内の避難所

¹¹⁷ 平成23年（2011年）福島第一及び第二 原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長「指示」（平成23年9月30日18時11分）

¹¹⁸ 南相馬市・前掲注（22）

¹¹⁹ 南相馬市「南相馬市の旧避難指示区域別の住民登録人口と居住人口」（令和6年12月31日時点）

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/53/kyojuyujinnkou_061231.pdf（2025/01/23）

で生活をしていた。しかし、応急仮設住宅が6月下旬から供給されて以降、市内避難所の避難者数は減少していき、8月7日には鹿島区の避難所が閉鎖され、市内避難所は原町区のみになった。10月31日には残りの避難者は原町区の雲雀ヶ原陸上競技場管理棟に集約されるが、避難者の応急仮設住宅等への入居により同避難所も12月28日に閉鎖された¹²⁰。

このような経緯の中で、以下の表6で示しているように、2011年6月25日時点で小高区住民の約3/4は市外に避難し、残りの住民も原町区・鹿島区に避難した。原町区・鹿島区でも市外に避難した住民は多かったが、住民の半数以上は市内に居住しており、市内避難者でも他区への避難を強いられる状況は少なかった。小高区・原町区・鹿島区いずれの区でも多くの住民たちは市内または市外に避難したが、小高区は他2区とくらべて市外に避難した住民の割合が高く、市内避難者も他区への避難を強いられていたといえる。

表 6：2011年6月25日時点における市民の所在確認状況¹²¹

	住民基本台帳人口 (2011年2月末)	市内居住者	市外避難者	所在不明者 (死亡者を含む)
小高区	12,834人	2,497人	10,085人	252人
原町区	47,050人	23,995人	19,681人	3,374人
鹿島区	11,160人	8,009人	2,631人	970人

3-1-3. 賠償の差

東京電力による福島第一原発事故の賠償額は、事故直後の避難指示区域（警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域・特定避難勧奨地点）、再編後の避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備）、市が市民に一時避難を要請した地域、その他個別の状況によって被災住民ごとに異なる（図10・11・12参照）。このように原発事故時点の生活の本拠が賠償額を決定する基準となっていることが、小高区・原町区・鹿島区の住民の賠償額の差を生んでいる。これについて南相馬市の門馬市長は、「市の住民は、原子力発電所事故により同じく避難し、又は放射線障害への不安を抱きながらも避難することができずに自宅等に滞在するなど、同様の苦しみを受けた」にもかかわらず、「避難指示等の区域により賠償額に大きな差があるという、不合理な賠償格差が生じている」との認識を示している¹²²。

¹²⁰ 南相馬市・前掲注（22）

¹²¹ 南相馬市「東日本大震災による南相馬市の被害」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/7/01-05shiryou2.pdf>（2025/01/23）

¹²² 門馬和夫、平田武「東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明様 中間指針の改定等を踏ま

市長は、2024年12月20日に公表された国の原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第五次追補について、「市が住民に一時避難を要請した30km圏外の区域については、日常生活損害の精神的損害について増額が示されず、また、生活基盤変容の損害額が示されないなど、賠償格差がさらに広がった」と指摘している¹²³。また市長は朝日新聞とのインタビューで、「国の原子力損害賠償紛争審査会が追加指針を発表した直後、（賠償が薄い）鹿島区などからは『まったく駄目だ』『鹿島がまた置いていかれる』という複数の声があった」と話している¹²⁴。

以上より、区域によって賠償額が定められたため、南相馬市内でも小高区・原町区・鹿島区それぞれの住民が受け取る賠償額に差が生じ、それが住民間の心理的な分断を生んでいる側面もあることが分かる。また、この賠償金の差における心理的な分断は各区のみならず、区内の住民間でも生じている。ここについては第一部第五章第二節5で後述する。

区域毎の追加賠償例（子供・妊婦以外の方^{※1}）

※1 本件事故時点における生活の本拠が表内1～3の区域にあった方のうち、2011年3月11日～2011年12月末の間に18歳以下であった方、および2011年3月11日～2011年12月末の間に妊娠されていた期間がある方を除いた方の追加賠償額の例になります。本件事故当時、子供・妊婦であった方についても、対象となる賠償項目はございます。詳細は、本資料ページの後段に掲載の地図より、本件事故時のお住まいの区域を選択いただき、ご確認ください。

※2 賠償項目について、直接請求手続やADRや訴訟などにおいて既に同項目の損害を賠償させていた場合は、中間指針第五次追補等を踏まえお支払い済みの金額との差額を賠償させていただきます（表内の「自主的避難等」は、過去直接請求手続による自主的避難等に係る賠償をしていた場合の差額（追加賠償額）になります）。

※3 本件事故時点における生活の本拠が福島第一原子力発電所から20km圏内であった方のうち、2011年3月から2011年12月末までの期間に避難等により計画的避難区域に一定期間滞在された方については、健康不安に係る金額（30万円）をお支払いさせていただきます。自主的避難等対象区域に避難または滞在された方については、自主的避難等に係る金額（20万円）をお支払いさせていただきます。但し、同区域に避難された場合においては、健康不安に係る金額をお支払いさせていただきます。

※4 精神的損害の増額事由は、該当する方が対象となります。

子供及び妊婦の方で、健康不安に基礎を置く精神的損害の対象となる方の追加賠償額は60万円とさせていただきます。既に自主的避難等に係る損害として40万円をお支払い済みの場合には、その金額との差額を追加でお支払いさせていただきます。なお、自主的避難等に係る損害の追加のお支払いはございません。

標準追加賠償額・賠償項目	追加賠償額	過給賠償額	避難費用、日常生活費、食料材料	生活基盤変容	健康不安	自主的避難等に係る損害	備考
1. 警戒区域（1Fから20km圏内） ① 警戒区域区域および大熊町・双葉町	130	30	100	—	(30)	(20)	※3
2. 計画的避難区域（1Fから20km圏内） ② 居住制限区域または③ 避難指示解除準備区域	280	30	—	250	(30)	(20)	※3
3. 計画的避難区域（1Fから20km圏外） ④ 避難区域区域または⑤ 避難指示解除準備区域	130	—	100	—	30	—	個別確認
4. 特定避難勧奨地点	30	—	—	—	30	—	
5. 緊急時避難準備区域	30	—	—	—	30	—	
6. 緊急時避難準備区域（2Fから5km～10km圏内）	22	—	—	—	30	—	
7. 緊急時避難準備区域（上記以外の区域）	65	15	—	50	—	(20)	
8. 緊急時避難準備区域（上記以外の区域）	50	—	—	50	—	(20)	
9. 自主的避難等対象区域	16	—	—	—	—	20	
10. 自主的避難等対象区域	8	—	—	—	—	20	
11. 自主的避難等対象区域	6	—	—	—	—	10	

図 10：中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償基準の概要¹²⁵

えた緊急要求書」（令和5年1月19日）

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/7/0501192.pdf>（2025/01/23）

¹²³ 門馬和夫、平田武・前掲注（122）

¹²⁴ 朝日新聞「賠償格差解消 求め続ける 南相馬市長」（2023/03/05）

<https://www.asahi.com/articles/ASR3472XGR2JUGTB006.html>（2025/01/23）

¹²⁵ 東京電力HP「中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償のご案内」

https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/daigojitsuiho/index-j.html（2025/01/23）

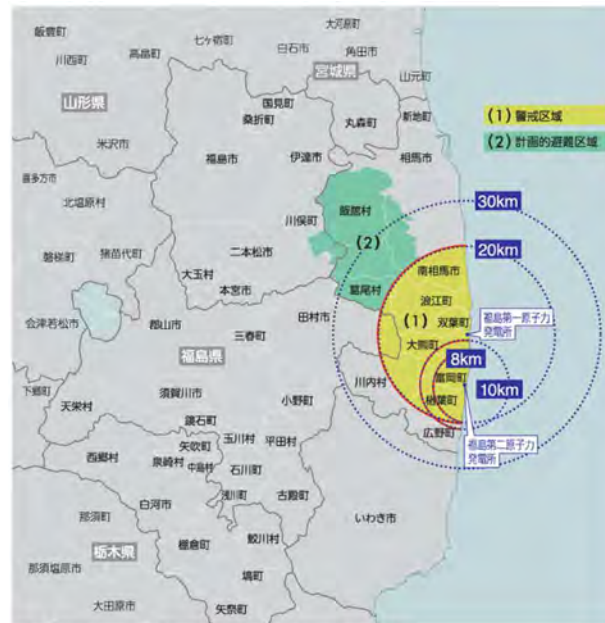


図 11：中間指針第五次追補等を踏まえた賠償対象区域の概念図（1）¹²⁶

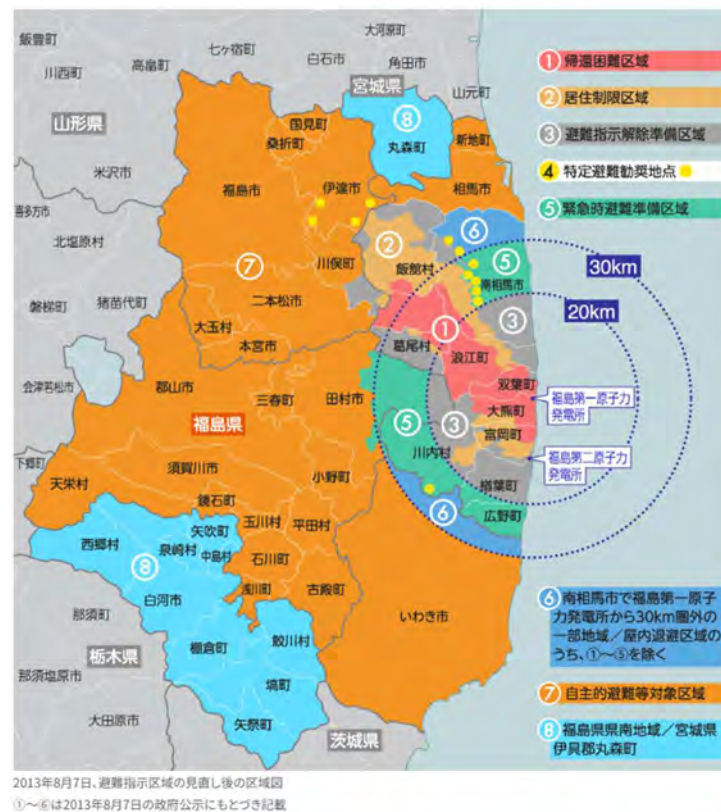


図 12：中間指針第五次追補等を踏まえた賠償対象区域の概念図（2）¹²⁷

¹²⁶ 東京電力・前掲注（125）

¹²⁷ 東京電力・前掲注（125）

3-2. 人口構造について

第一部第五章第一節2-3で述べたように小高区の人口は震災前の12,842人と比べ、現在が3,843人と約70.0%の大きな減少となっている。それに対して鹿島区は2011年3月11日で11,603人であった人口が2024年9月30日時点で9,639人と約16.9%の減少、原町区は2011年3月11日で47,116人であった人口が2024年9月30日時点で39,620人と約15.9%の減少と、人口とその減少率の両方について大きく差が現れている¹²⁸。

また、高齢化率についても小高区の約49.3%に対して鹿島区は約38.4%、原町区は約36.5%となっており¹²⁹、他区に比べて高齢者の割合が多くなっていることも小高区の特徴といえる。

3-3. 生活環境について

続いて、小高区と鹿島区・原町区の生活環境を比較する。ここでは特に子育て環境・医療環境・介護環境・交通環境の4つについて着目する。

3-3-1. 子育て環境

始めに子育て環境について比較していく。先述（第一部第五章第一節2-4）したように、南相馬市は0歳児から5歳児までのこどもの保育料の無償化を実施している。これは国が行う無償化の対象¹³⁰を拡大したものであり、また、国の無償化の対象外である給食費についても公立幼稚園・保育園・認定こども園は無料、私立の保育園・幼稚園についても助成を行う¹³¹等、子育てしやすい環境整備に力を入れており、2023年7月19日には一般社団法人日本子育て支援協会より「第4回日本子育て支援大賞2023（自治体部門）」を受賞している¹³²。このように市全体で見ると子育てがしやすい環境が整っているが、各区の保育施設の数と比較すると、小高区についてはおだか認定こども園の1箇所、鹿島区は保育園・幼稚園が合わせて4箇所、原町区は保育園・幼稚園・その他の保育施設が合わせて17箇所¹³³と、子育て施設は原町区に集約されていることが分かる。

¹²⁸ 南相馬市・前掲注（3）

¹²⁹ 南相馬市・前掲注（3）

¹³⁰ 国の施策では、3歳から5歳までのこどもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までのこどもが保育料の無料化の対象になっている。

（参考）こども家庭庁「幼児教育・保育の無償化」

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/mushouka>（2025/01/23）

¹³¹ 南相馬市HP「幼児教育・保育の無償化」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/15/1520/15201/6/9710.html>（2025/01/23）

¹³² 南相馬市HP「第4回日本子育て支援大賞2023を受賞しました」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/15/1510/15101/22930.html>（2025/01/23）

¹³³ 南相馬市HP「南相馬市の教育・保育施設マップ」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/42/youhomap.pdf>（2025/01/23）

表 7：南相馬市内の保育施設の数

	鹿島区（件）	原町区（件）	小高区（件）	合計（件）
幼稚園	0	3	0	3
保育園	0	5	0	5
認定こども園	0	1	1	2
小規模保育事業	0	4	0	4
公立各園	4	4	0	8
合計	4	17	1	22

3-3-2. 医療環境

医療環境について、南相馬市内の医療機関の数を各区でまとめたのが以下の表である。

表 8：南相馬市の医療機関の数¹³⁴

	鹿島区（件）	原町区（件）	小高区（件）	合計（件）
病院	1	4	0	5
一般診療所	3	27	4	34
薬局	4	28	2	34
歯科	4	17	1	22
合計	12	76	7	95

南相馬市内に病院は5件あり、1件が鹿島区、4件が原町区にあり、小高区は0件となっている。また、一般診療所については市内34件のうち、原町区に27件、鹿島区に3件、小高区に4件となっており、医療を受けられる機関の多くが原町区に集約しているといえる。薬局については市内34件のうち、原町区28件、鹿島区4件、小高区2件。歯科についても市内22件のうち、原町区17件、鹿島区4件、小高区1件と、医療機関の多くが原町区に集中している。

3-3-3. 介護環境

次に介護環境について、南相馬市内の介護事業所の数を各区でまとめたのが以下の表である。

表 9：南相馬市の介護事業所の数¹³⁵

介護事業所	鹿島区（件）	原町区（件）	小高区（件）	合計（件）
居宅介護支援事業所	5	12	1	18

¹³⁴ 日本医師会HP「地域医療情報システム」

<https://jmap.jp/cities/detail/city/7212> (2025/01/23)

¹³⁵ 南相馬市HP「介護事業所一覧」

https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/health/fukushi_kaigo/1/5206.html (2025/01/22)

訪問介護	3	9	1	13
訪問看護	1	3	0	4
訪問入浴介護	0	1	0	1
通所リハビリ（デイケア）	1	2	0	3
通所介護（デイサービス）	4	15	3	22
認知症対応型通所介護（デイサービス）	0	1	0	1
短期入所生活介護（ショートステイ）	2	3	1	6
短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	1	3	0	4
福祉用具貸与	2	5	0	7
小規模多機能型居宅介護	0	1	0	1
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	2	4	0	6
介護保険施設	2	7	1	10
計	23	66	7	96

介護事業所はその機能においていくつかの施設に分類されるが、それらを総合して施設数を比較すると、鹿島区が23件、原町区が66件、小高区が7件となっており、介護サービスについても原町区に多くの事業所が集まっており、小高区にある事業所は他の2区に比べて少ない。

3-3-4. 交通環境

続いて、交通環境について、南相馬市内の鹿島区・原町区・小高区の状況を比較する。先述（第一部第五章第一節1-1）のとおり、市内の主要な交通インフラとして、東京都と宮城県を結ぶJR常磐線や国道6号がある。常磐線は鹿島区に鹿島駅、原町区に原ノ町駅・磐城太田駅、小高区に小高駅・桃内駅が立地し、原ノ町駅には仙台駅や東京駅へ直通する特急列車が停車する。また、市内を埼玉県と宮城県を結ぶ常磐自動車道が通り、鹿島区にはサービスエリアを併設した南相馬鹿島スマートインターチェンジが、原町区には南相馬インターチェンジが存在する。市の施策としては、鹿島区・原町区において定額タクシー事業「みなタク」が実施されているほか、震災以前に路線バスが廃止され公共交通が乏しい小高区では、区内移動と原町区までの輸送を担う乗り合い型のデマンド交通である「ジャンボタクシー」が運行されている。

3-4. 産業について

最後に、小高区と鹿島区・原町区の産業について比較する。以下の表はそれぞれ鹿島区・原町区・小高区の事業所の年間売上高である。

表 10：鹿島区の事業者の売上高（2023年）¹³⁶

	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業	合計
①1,000万円以下	2	0	0	2	6	10
②1,000万円超～3,000万円以下	0	3	0	1	4	8
③3,000万円超～5,000万円以下	1	1	0	1	4	7
④5,000万円超～1億円以下	2	1	0	4	0	7
⑤1億円超～5億円以下	6	8	2	1	3	20
⑥5億円超～10億円以下	0	0	0	2	0	2
⑦10億円超～30億円以下	1	0	0	0	1	2
⑧30億円超～50億円以下	0	0	0	0	0	0
⑨50億円超	0	0	0	0	0	0
⑩N.A.(回答なし)	1	0	0	1	0	2
合計	13	13	2	12	18	58

表 11：原町区の事業者の売上高（2023年）¹³⁷

	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業	合計
①1,000万円以下	5	4	1	16	42	68
②1,000万円超～3,000万円以下	8	13	1	15	20	57
③3,000万円超～5,000万円以下	5	2	1	2	10	20
④5,000万円超～1億円以下	8	18	1	8	16	51
⑤1億円超～5億円以下	14	29	5	9	22	79
⑥5億円超～10億円以下	2	4	0	2	6	14
⑦10億円超～30億円以下	5	2	1	2	4	14
⑧30億円超～50億円以下	0	3	1	0	2	6
⑨50億円超	3	1	0	0	1	5
⑩N.A.(回答なし)	2	3	0	0	4	9
合計	52	79	11	54	127	323

表 12：小高区の事業者の売上高（2023年）¹³⁸

	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業	合計
①1,000万円以下	2	1	0	4	14	21
②1,000万円超～3,000万円以下	1	1	0	5	4	11

¹³⁶ 原町商工会議所「令和5年度南相馬地域商工経済状況調査 調査結果報告書」（令和6年3月）http://www.haracci.com/wp_haracci/wp-content/uploads/2024/04/430a4d475ab2cd747aa58925de4941c3.pdf
(2025/01/23)¹³⁷ 原町商工会議所・前掲注（136）¹³⁸ 原町商工会議所・前掲注（136）

③3,000万円超～5,000万円以下	0	0	0	0	0	0
④5,000万円超～1億円以下	1	2	0	1	1	5
⑤1億円超～5億円以下	2	2	0	4	1	9
⑥5億円超～10億円以下	1	1	0	0	0	2
⑦10億円超～30億円以下	0	0	0	0	0	0
⑧30億円超～50億円以下	0	0	0	0	0	0
⑨50億円超	0	0	0	0	0	0
⑩N.A.(回答なし)	4	0	0	0	2	6
合計	11	7	0	14	22	54

それぞれの表を見ると、鹿島区・原町区は「1億円超～5億円以下」層の事業所が最も多い反面、小高区は「1,000万円以下」層の事業所が最も多くなっていることが分かる。また、南相馬市全体で中小企業が多くなっているが、売上3,000万円以下の事業所について鹿島区は31%、原町区は39%なのに対し、小高区は61%であることから、小高区は他の2区に比べて特に小規模事業所の割合が高い地域であるといえる¹³⁹。

第二節 小高区の課題

1. 人口減少

先述（第一部第五章第一節2-3）したように、小高区の居住人口は、震災前の2011年3月11日時点で12,842人だったのが2024年3月31日時点で3,818人と約70.3%減少している。震災前後で居住人口が大きく減少していることも注目すべき点であるが、震災前は、住民登録人口と居住人口がほぼ一致していた一方、震災後の2024年3月31日時点では、居住人口は住民登録人口の約60.8%となっている。小高区に住民登録をしている人の10人のうち約4人は実際には同市内他区や市外で暮らしているのである。こうした状況は、原子力災害被災地の特徴ではあるが、小高区への帰還を希望する人が何らかの事情によって簡単には帰還できない状況が続いており、避難者の帰還は頭打ち傾向にあることを示唆している。

2. 高齢化の進行

2024年3月31日時点で、小高区の居住者の約49.1%を65歳以上の高齢者の住民が占めている。反対に、同時点での64歳以下の人口は全人口の約50.8%となっており、震災前の約72.1%と比べて約21%低下している。小高区は、65歳以上の高齢者の割合が人口の21%を超えた、いわゆる超高齢社会であり、労働力不足による経済活動の鈍化、福祉・医療の人材不足等が懸念される。

また、「南相馬市高齢者総合計画（第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）」（令和6年3月）¹⁴⁰の策定にあたり実施された「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によ

¹³⁹ 原町商工会議所・前掲注（136）

¹⁴⁰ 南相馬市「南相馬市高齢者総合計画」（令和6年3月）

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/1/202404050906_keikaku.pdf（2025/01/23）

ると、小高中学区では、要介護等認定を受けていない高齢者の32.1%が「閉じこもり傾向あり」とされている（表13参照）。これは、原町区・鹿島区の各中学区と比較しても高い数値となっている。小高区では、現在、帰還後の生活において人との交流を避け、閉じこもりがちになる高齢者が多くなっており、こうした閉じこもり傾向を背景に、高齢者のフレイル状態の悪化や要支援・要介護リスクの拡大も懸念される。実際に同調査において、小高中学区では、要介護等認定を受けていない高齢者の51.5%が「認知リスク該当者」とされており、また、その他機能リスク該当者の割合も、全体的に他二区の各中学区に比べて高い数値となっている。

表 13：日常生活圏域ニーズ調査の結果
(前掲注 (140) より引用・加工)

		回答者数 (人)		運動リスク 該当者 (%)		転倒リスク 該当者 (%)		閉じこもり 傾向有り (%)		口腔リスク 該当者 (%)		低栄養リスク 該当者 (%)		認知リスク 該当者 (%)		うつリスク 該当者 (%)	
		今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査
地区	小高中学校区	134	132	21.6	17.4	29.9	34.8	32.1	17.4	32.8	31.8	2.2	0.8	51.5	66.7	46.3	47.7
	鹿島中学校区	224	188	11.6	12.2	28.6	32.4	23.2	17.0	24.1	23.9	0.9	0.0	50.9	55.9	42.4	45.7
	原町第一中学校区	254	253	15.4	16.6	29.5	32.8	20.9	19.8	29.1	24.1	2.8	1.6	48.0	59.3	48.0	43.5
	原町第二中学校区	200	163	16.5	18.4	37.0	30.7	22.5	17.8	27.5	27.6	0.0	1.2	50.0	65.6	44.0	48.5
	原町第三中学校区	92	88	15.2	13.6	33.7	37.5	18.5	19.3	25.0	31.8	1.1	0.0	47.8	63.6	39.1	37.5
	石神中学校区	206	193	13.1	16.1	28.2	32.1	18.9	17.6	32.5	27.5	0.0	1.6	44.7	57.5	50.5	43.5

※対象者は65歳以上で要介護認定されていない高齢者

3. 少子化

南相馬市全体の出生数は震災後から減少傾向にあり、小高区もその例外ではない。震災前100人前後だった小高区の出生数は、現在19人と震災前比約1/5に減少している。先述（第一部五章第一節2-3）したように、小高区の2024年9月時点での年少人口は震災前と比べて87.8%減少しており、年少人口の人口構成比は約5.3%に過ぎない。現在の居住人口、とりわけ年少人口がそもそも少ないうえに、急激な少子化が進んでいる現在の状況のもとでは、人口の自然的な増加をこれ以上見込めない。少子化の進行は、慢性的な人手不足、地域社会の担い手不足の問題を招き、小高区の持続可能性を阻害する要因となる。



図 13：小高区の人口の課題¹⁴¹

¹⁴¹ 南相馬市・前掲注 (3)

4. 公共交通の利便性低下

小高区の公共交通は、震災後、地域の住民の大幅な減少を背景に利便性が低下している。震災前の小高区にはJR常磐線のほか、「おだかe-まちタクシー」というデマンド交通が運行されていた。JR常磐線は、上り方面では小高駅に一日22本の列車が停車し、うち6本は上野行きの特急列車であった（2010年3月時点）ように、人口約12,000人規模のまちとしては、通勤・通学の利便性が比較的高いダイヤ設定となっていた。また、域内交通に目を転じると、区内では商工会が事業主体となったサービス「おだかe-まちタクシー」が展開され、デマンド型乗合タクシーの成功例として全国的な注目を集め、免許を持たない高齢者等の移動利便性向上や外出機会の創出に効果を発揮していた。

表 14：小高区における域内交通の比較

	路線バス	おだかe-まちタクシー	ジャンボタクシー
運行期間	2006年度廃止	2002年～2011年	2012年～現在
利用者の限定	なし	住民（要登録）	被災した住民（要登録）
事業主体	常磐交通バス	小高町商工会	南相馬市
運行日	不明	平日8時～16時半 ／17時（路線別）	毎日7時半～16時 （小高区役所起点）
範囲	小高駅～原ノ町駅	小高区内 （末期は原町区まで）	小高区・原町区
料金	不明	街中100円 ・ 郊外～街中300円	小高区内200円 ・ 小高区～原町区500円 ・ 中学生以下無料
予約要否	不要	30分前まで	45分前まで
利用者数	不明	124.5人／日 （2006年） （年間約3万人）	14.4人／日 （2017年） （年間5,265人）
備考		・ 市街地と農村部のアクセス向上で商店街が活性化 ・ エリア毎に時刻表が設定されているが、電話	・ 自宅でピックアップし、希望の停留所で降車可能

		予約があったときのみ 運行することで、運行 経費を削減	

しかし、震災と原発事故に伴う長期避難は、区内の交通事情を一変させた。原発事故と、それに伴う避難が長期間に及んだ影響で、公共交通を利用する住民の数は激減した。常磐線
上り列車は一日11本に半減した（2024年3月）ほか、かつて停車していた特急列車も全列車
が小高駅を通過するようになった。また、日中は列車の間隔が3時間以上空くタイミングが
発生する等、利便性が大きく低下した。域内交通では、震災後e-まちタクシーは避難先と区
内を結ぶ「一時帰宅便」や「おでかけシャトル便」を経てジャンボタクシーへと転換した。
区内の自宅へ利用者を迎えに行き、原町区等の目的地まで運送するという基本的な運行形態
こそ変わらなかったものの、人口が3分の1に減少した影響もあり、最短20分間隔で運行し
ていた震災前と比較して運行本数は大きく減少した（平日4本、土曜3本、日・祝日3本）。
小高区の住民を対象とした意識調査¹⁴²では、以上の要因から震災前後で公共交通環境への満
足度の低下が著しく、年齢層によってはほぼ半減しており、住民にとって交通利便性の低下
が無視できない課題であることを示している（図14・15）。

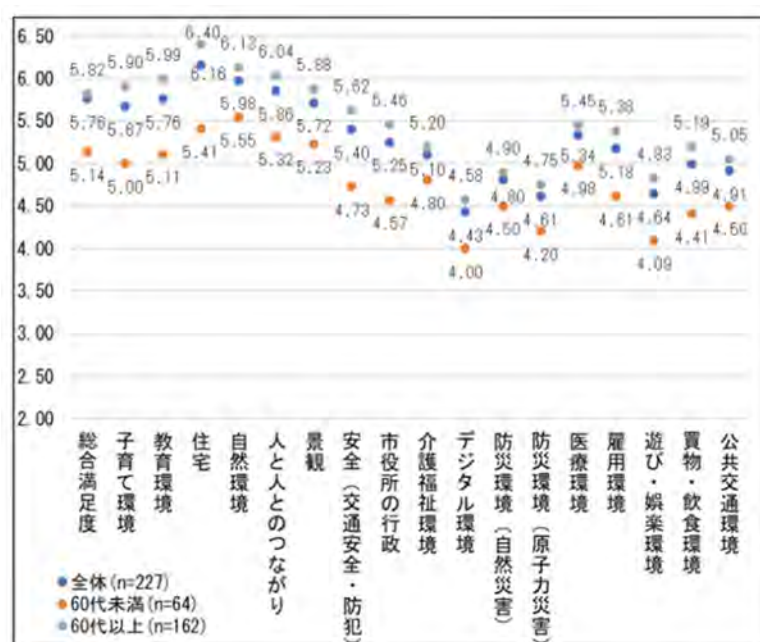


図 14：原発事故前の生活満足度（平均点）

¹⁴² 田澤 士琉, 川崎 興太・前掲注（17）

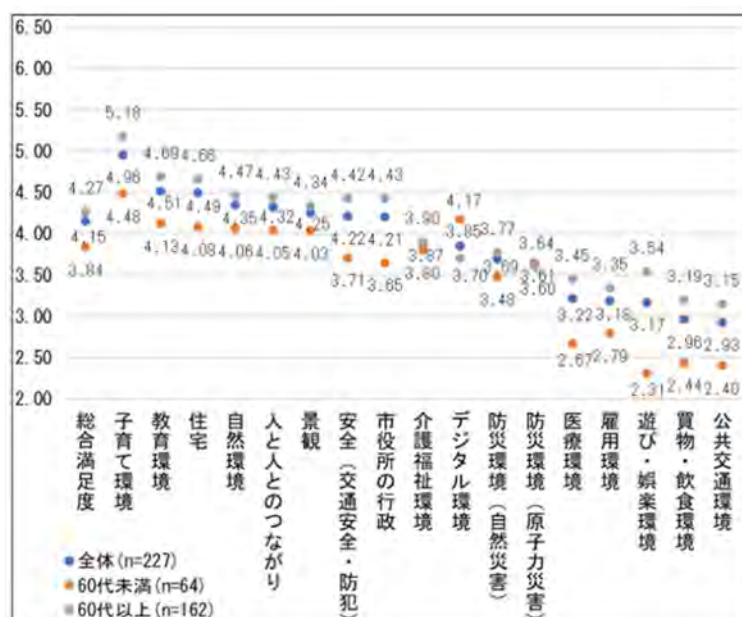


図 15：現在の生活満足度（平均点）

5. コミュニティ機能の低下

震災前の小高区では、行政区ごとの地縁に基づくつながりが形成され、特に高齢者の生活を支えていたが、震災後、避難の長期化により従来のつながりは希薄化している。南相馬市民生委員によると、小高区では震災前は3世代、4世代で暮らしたり、交流したりすることが多くあったが、震災と原発事故による避難やその後の帰還でそのつながりが維持されなくなったという¹⁴³。南相馬市地域包括支援センターへのヒアリングによると、小高区は震災前はサロンが活発だった地域であり、75歳以上の人は老人会に参加しにくいことから、75歳以上向けのサロンを立ち上げた地区があったり、農協で女性の人にヘルパーの初任者研修を受けてもらう取組があり、そうした人が民生委員とともに、地区ごとのサロン活動を立ち上げていたという¹⁴⁴。しかしながら、震災後はそのようなコミュニティ形成に関わっていた人が戻っておらず、サロンの立ち上がりが鈍くなっていることに加え、サロンの多くは沿岸部にあったことから、行政区自体がなくなってしまっていて再開できない地区もある状況にあるという¹⁴⁵。

また、南相馬市民生委員は、小高区の津波被害を受けた人たちは、ほとんど隣の原町区や相馬市に転居しており、津波被害を受けた地区におけるコミュニティ再建に向けた取組が進んでいない¹⁴⁶との認識を示しており、南相馬市地域包括支援センターは、新型コロナウイルスという新たな課題がコミュニティの断絶に大きな影響をもたらしたという¹⁴⁷。

¹⁴³ 南相馬市民生委員児童委員協議会ヒアリング（2024/08/22）より。

¹⁴⁴ 南相馬市地域包括支援センターヒアリング（2024/08/19）より。

¹⁴⁵ 南相馬市地域包括支援センター・前掲注（144）

¹⁴⁶ 南相馬市民生委員児童委員協議会・前掲注（143）

¹⁴⁷ 南相馬市地域包括支援センター・前掲注（144）

さらに、帰還者によって受け取った賠償金の金額が違ふことが、帰還者間の関係における心の壁を形成している側面もある。南相馬市民生委員は、地域によって賠償金額に違いがあるため、そこにわだかまりがあることを感じており、帰還の時期以上に賠償金の差による心理的な壁があり、コミュニティに誘っても入ってこない人がいるという¹⁴⁸。

このように、避難と帰還によって住民が区外に離散したことや、賠償金の差、近年の新型コロナウイルスの影響等を背景に、小高区においては、現在、震災前に存在していたつながりが希薄化しており、コミュニティ機能の低下が懸念されている。

6. 太陽光発電施設による景観・住民の生活環境の悪化

第一部第五章第一節2-4で先述したように、市の再生可能エネルギー導入目標は2022年末時点で導入率99.2%を達成し、太陽光発電を中心に着実に進捗している。特に小高区には、2024年9月30日時点で1,263件のFIT/FIP認定の太陽光発電事業が存在しており、その発電出力は236,091.5kWである。福島県内面積の約0.67%を占める小高区内には、県内のFIT/FIP認定の太陽光発電事業の約10.33%が存在しており、その発電出力は県内のFIT/FIP認定の太陽光発電出力の約6.66%に相当する（図16・図17参照）。このように、小高区は県内の他地域と比べても太陽光発電施設の数が非常に多い地域になっている。

その一方で、市長が福島県知事と経済産業副大臣に提出した2つの要望書によると、震災後の「小高区においては、原発事故に伴う避難指示の影響により空き地が増え、その跡地利用として」いわゆる「野立ての太陽光発電設備」が市街地等に「無秩序に設置されている状況」であり、「市民からも『良好な景観が著しく損なわれる』、『復興の足かせになるのではないか』、『突然太陽光が増えたがどうなっているのだ』」との声が市に寄せられている¹⁴⁹¹⁵⁰。



図 16：小高区の太陽光発電設備¹⁵¹

¹⁴⁸ 南相馬市民生委員児童委員協議会・前掲注（143）

¹⁴⁹ 南相馬市長 門馬和夫「要望書 福島県景観条例における太陽光発電設備に対す制限について」（令和3年11月22日）

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/7/031022.pdf>（2025/01/22）

¹⁵⁰ 南相馬市長 門馬和夫「要望書」（令和3年11月5日）

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/7/031105.pdf>（2025/01/22）

¹⁵¹ WSD撮影。

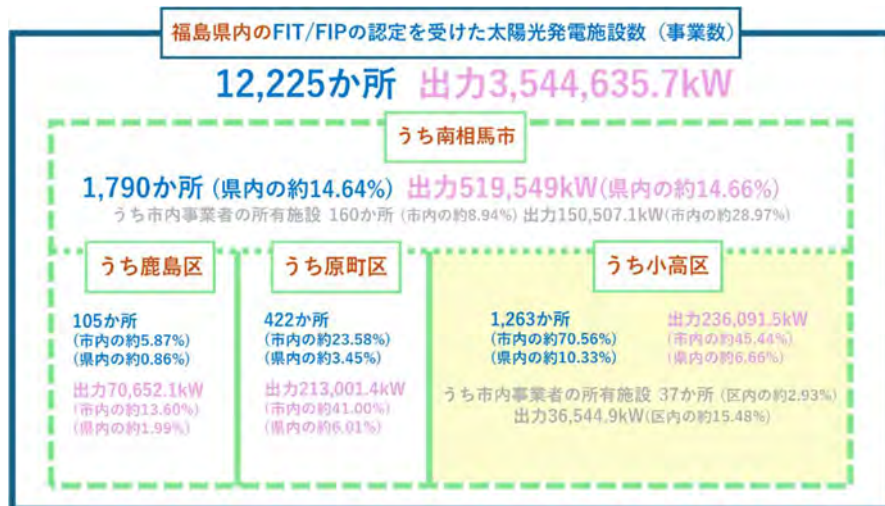


図 17：2024年9月30日時点で福島県内のFIT/FIPの認定を受けた太陽光発電施設数¹⁵²

7. 製造業企業における受注の減少と働き手の不足

7-1. 受注の減少

第三部第三章第一節1-3でも詳しく後述するが、現在、市内の製造業企業では受注額が減少している。原町商工会議所の資料によれば、震災後の操業停止期間に元請けとの取引関係が失われ、いまだに回復していない事業者が存在している¹⁵³。また、原町商工会議所へのヒアリングでは、小高区内においても、今後新たな受注を獲得することができなければ事業の継続が不可能になる市内下請け企業が一定数存在するという¹⁵⁴。

7-2. 働き手の不足

図18は南相馬市における有効求人倍率の推移を表したものである。震災以降、3倍を超える時期もあったが、近年は1.5倍前後に落ち着いている。しかし、いまだに求人数の方が多い状態であることには変わりなく、南相馬市全体において働き手が不足しているといえる。

¹⁵² 資源エネルギー庁HP「FIT制度・FIP制度再生可能エネルギー電子申請 事業計画認定情報 福島県」(<https://www.fit-portal.go.jp/publicinfo>)の2024年9月30日時点の公開情報を基に、WSD集計。

¹⁵³ 原町商工会議所「令和5年度南相馬地域商工経済状況調査 調査結果報告書」(令和2年3月)
http://www.haracci.com/wp_haracci/wp-content/uploads/2020/07/r1tyousa.pdf (2024/12/25)

¹⁵⁴ 原町商工会議所ヒアリング(2024/8/19)より。

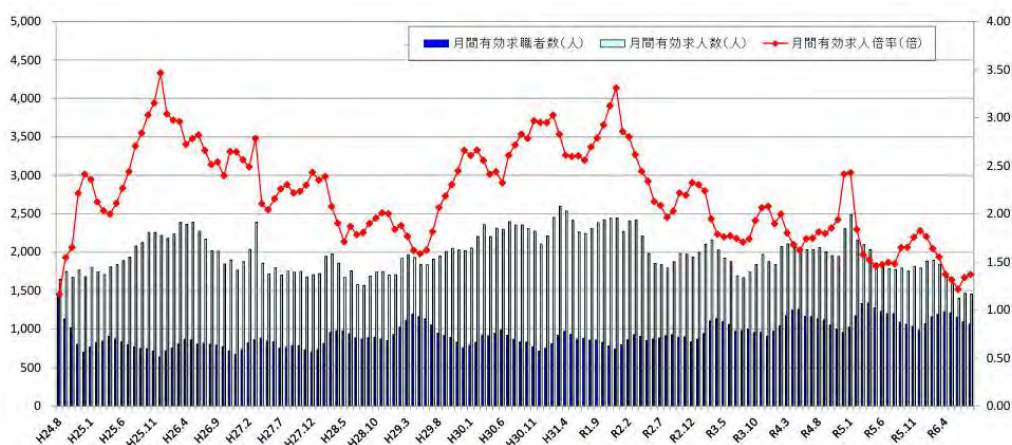


図 18：南相馬市の有効求人倍率の推移¹⁵⁵

その中で小高区での雇用の状況について詳細に説明していく。以下の表は小高区の事業者の採用関係における問題点についてのアンケート調査結果である。

表 15：小高区の事業者の採用関係における問題点¹⁵⁶

	製造業	建設業	小売業	サービス業	合計
①募集しても必要な人数が集まらない	5	1	2	3	11
②期待した技術・技能を持っていない	1	4	1	4	10
③賃金水準が上がった	1	2	2	2	7
④広い地域から募集しないと集まらない	1	0	0	1	2
⑤採用しても定着しない	4	2	1	1	8
⑥労務管理が難しくなった	1	1	0	0	2
⑦その他	1	1	0	1	3

これを見ると、全体的に「募集をしても必要な人材が集まらないこと」「期待した技術・技能を持っていないこと」「採用しても定着しないこと」が主に事業者が抱える問題点であることが分かる。特に南相馬市、そして小高区の主要産業である製造業においては募集に対して人が集まらず、なおかつ採用までこぎつけたとしても定着しないという問題があるといえる。

そして以下の、雇用状況から発生する経営における問題点のアンケート調査結果に鑑みると、労働力の質の低下や、人件費による経営の圧迫、ビジネスチャンスの逸失等を中心に全体として様々な問題が発生しているといえる。小売・サービス業等は問題を抱える事業者とそうではない事業者に分かれている反面で、製造業者においてはアンケートに回答した事業

¹⁵⁵ 南相馬市・前掲注（3）

¹⁵⁶ 原町商工会議所・前掲注（136）

者は例外なく何らかの問題を抱えていることが読み取れる。このように、製造業を中心に、働き手の不足による経営上の問題が発生していることが課題であるといえる。

表 16：小高区の事業者の雇用状況から発生する問題点¹⁵⁷

	製造業	建設業	小売業	サービス業	合計
①人員不足により、事業の継続が困難である	1	2	0	3	6
②人員不足により、操業率が低下している	1	0	1	0	2
③人員不足により、ビジネスチャンスを逃している	3	1	2	0	6
④人件費が上昇して経営を圧迫している	3	1	0	2	6
⑤労働力の質が低下している	5	3	1	4	13
⑥人員が過剰で経営を圧迫している	0	0	0	2	2
⑦一時帰休を行っている	0	2	0	0	2
⑧特に問題は無い	0	2	5	9	16
⑨その他	0	0	0	1	1

8. 商圈の縮小と来客の減少

先述の担い手不足のような事業者の経営における課題もあるが、顧客の観点から見ると、小高区の商圈人口が少ないことも、小売業やサービス業を営むうえでの課題の一つである。

まず、先述のとおり、小高区は鹿島区・原町区と比較しても人口が大幅に少なく、その分事業のターゲットになる顧客が少ないということが出来る。実際に小高区で創業支援を行う株式会社OWBへのヒアリングでも「1万人いれば成り立つビジネスモデルも3,800人では難しいということもある」という実態を伺い¹⁵⁸、また、別な創業支援機関ゆめサポート南相馬からも地域内に人が少ないために事業を継続することが難しいことを伺った¹⁵⁹。

そしてただでさえ人口が少ないうえに昨今の新型コロナウイルスの影響で、さらに来客が減り、事業が厳しくなっている事業者が増えている。表17は小高区の事業者でコロナ前より売上が減少した事業者にその原因を聞いたものである。

¹⁵⁷ 原町商工会議所・前掲注（136）

¹⁵⁸ 小高ワーカーズベースヒアリング（2024/05/14）より。

¹⁵⁹ ゆめサポート南相馬ヒアリング（2024/08/21）より。

表 17：小高区の事業者における売上減少の原因¹⁶⁰

	製造業	建設業	小売業	サービス業	合計
①来客数の減少	1	3	3	11	18
②客単価の減少	1	1	1	4	7
③営業日数・時間の短縮	2	1	0	2	5
④予約の減少	0	2	0	2	4
⑤イベント等の中止・縮小	1	0	0	0	1
⑥取引先の影響（営業停止等）	2	0	0	0	2
⑦物流の遅れ	1	1	0	0	2
⑧行政によるコロナ対策の影響	1	0	1	0	2
⑨新型コロナの影響ではない	1	1	0	0	2
⑩その他	1	0	1	1	3

この表を見ると、小売業・サービス業を中心に「来客の減少」によってコロナ前よりも売上が下がったと答える事業者が多いことが分かる。また、以下の表18より、昨今の売上の減少自体は全ての業種で起こっているが、震災前と比べると比較的売上が戻りつつある製造業や震災前の売上を上回る建設業と異なり、小売業・サービス業といった第三次産業事業者は震災前に比べて特に売上が落ち込んでいることが分かる。

表 18：小高区の事業者の売上高の推移と震災前比（2023年）¹⁶¹

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	震災前比
製造業	100	83	84.5	81.8	82.8	92
建設業	100	149	81	83	85.4	110.2
小売業	100	90.5	84.7	92.1	84.3	77.1
サービス業	100	85.7	78.4	78.7	67.9	55.9

以上を踏まえると、震災を経て、震災前に比べ人口が大きく減少し、そもそも事業を継続することが大変な条件下で、新型コロナウイルスの影響が相まって、さらに小売業・サービス業の事業を継続することが難しくなっている現状であるといえる。

¹⁶⁰ 原町商工会議所・前掲注（136）

¹⁶¹ 原町商工会議所・前掲注（136）

第二部 大目標と分野の設定

本部は、政策提言における大目標について述べ（第一章）、そのうえで大目標を達成するために必要な分野の設定について述べる（第二章）ものである。

第一章 大目標

第一部第一章第二節の研究の意義で先述したように、WSDは「復興」とは目指すべき一義的な姿があるものではなく、住民それぞれが復興に対して多様な考えを持っているとの立場をとる。そしてそれらの多様な「復興」を達成するためには、丹波（2023）や中林（2020）も指摘するように、復興過程を画一化して住民が政策にのるか否かを迫る「単線的復興」ではなく、「複線的復興」が求められるとされる。また、第一部第五章第一節2-2でも先述のとおり、現在の小高区に住んでいる人は、震災前に小高に住んでいた人のみならず、震災後に新たに小高に住むようになった人も多いことから、被災者のみならず新たに小高に住むようになった住民も念頭に、復興に向けた施策を進めていく必要があると考える。

以上を踏まえ、WSDは発災の前後で様相が一変した小高のまちを新たに創っていく中で、個々の住民が考える「復興」を可能な限り実現できるようにするために、それぞれの住民に寄り添って、それぞれの住民が必要と考える施策を行い、小高区に住みたい人が住むことを選び、そして住み続けることを選べる環境を整える必要があると考える。

また、南相馬市は第三次総合計画における基本目標で「100年のまちづくり」を掲げている¹⁶²。そして同計画では「100年のまちづくり」を「家族や友人に囲まれながら、安心して暮らせるまちの実現に向け、長期的な視点を持ちながら、ひとつひとつ思いを実現していく」こととし、「100年先の世代にも安心して暮らすことのできるまちをつないでいかなければならない」としている¹⁶³。

以上を踏まえ、小高区への提言を行う際も「100年先の世代にもつなぐ＝持続可能性」を前提とし、その実現のために住民が「安心して暮らせるまち」という方針を踏まえることとする。

ここで、東日本大震災を経た小高の様相の最も激的な変化は先述（第一部第五章第一節2-2）したように、「住民が一時ゼロ」になったことである。そして発災後の新たなまちづくりは、除染等により住民が新たに住むことのできる環境を整えることから始まり、帰還や移住のための環境整備を進め、約3,800人となるまで人口を増やしてきた。また、ゼロになったことを「新たなチャレンジができる」と捉え直して発信することで、被災前にはなかった小高らしさが生まれ、起業家を中心に新たな人を惹きつけている。

このように成果も見える反面、市の目標にも照らすと、人口構造の偏りや生活環境の改善、なりわいの維持等の観点から、地域の持続可能性を高めるための取組が今後も必要である。

以上を総合すると、小高で進めるべき復興まちづくりは「個々の住民の考える『復興』を可能な限り達成するための施策を複線的に講じることで、小高に住みたい人が小高に住むこ

¹⁶² 南相馬市・前掲注（23）

¹⁶³ 南相馬市・前掲注（23）

とを選べるようにすること」であり、この実現は結果的に地域の持続可能性という南相馬市の基本目標の達成にも寄与していくと考える。

以上を踏まえてWSDは本研究の大目標を「選ばれる小高づくり」と設定し、具体的な政策提言によってこの目標の達成につなげることを目指す。

なお、地域の持続可能性を考える際には①現在住んでいる人に住み続けてもらうこと（内に向けた施策）と、②外から人を呼び込んで住んでもらうこと（外に向けた施策）の2つの方向性があり、さらに外に向けた施策は②-1.小高に元々住んでいたが避難によって小高から離れた人にまた小高に戻ってきてもらう帰還政策と、②-2.新しく小高に住む人を呼び込む移住政策の2つに分けることができると考えるが、WSDは「小高に暮らす人が幸せに暮らせること」を実現することがまずは必要であり、小高で幸せに暮らせる姿が外の人に認識されることによって、結果的に移住を検討する人が小高を選ぶことを後押しすることや、避難によって現在は小高に住んでいない人が帰還ないし小高に再び関わることを選んでもらうことにもつながっていくと考えるため、本提言では現在小高に住んでいる住民や小高で仕事を行う事業者を政策のメインターゲットとする。

第二章 分野の設定

次に、大目標である「選ばれる小高づくり」を達成するためにどの分野に手を打つべきかを検討する。

まず、先述（第一部第一章第二節）のとおり、川崎（2022）は「人の復興」「空間の復興」という概念を提示し、原子力災害の復興は「空間の復興」に「人の復興」が必ずしも重ならないことを特徴であるとする。しかし、WSDはそもそも復興を目指すにあたって公共事業による「空間の復興」に「人の復興」が重なるか否かという議論ではなく、「人」と「空間」は相互に作用し合うものと考え。もちろん「空間の整備によって人の生活が再建される」という作用もあるが、「人が生活を営むことによって空間が整備される」という作用もあるはずである。典型的には第一部第五章第二節8で記述したように、小売業やサービス業といった第三次産業は、地域の商圈人口が一定数いることやそこに住む人・活動する人の需要が存在することによって成立・存続するものであるため、まずは人がその地域で生活を営むことで、それに伴って事業が地域に生まれ、生活環境が整備されていくという流れが考えられる。

以上より、WSDは復興まちづくりを考える際に「人の復興」と「空間の復興」の相互作用を踏まえることが必要であり、互いに密接不可分である「人」「空間」それぞれに対して施策を講じる必要があると考える。

また、「空間」といっても何を「空間」とするかは一義的には定まらない。そこで本提言では原田（1997）の整理に則り、「空間」を人々の居住・生活空間とする「都市空間」と同義のものとする。さらに原田（1997）は居住・生活空間は、経済活動その他の活動とも密接不可分なもの¹⁶⁴であるとし、都市空間に対する政策は、居住・生活空間に対する政策の

¹⁶⁴ 原田純孝ほか『岩波講座 現代の法9 都市と法』岩波書店、1997

みならず、経済活動に対する政策までその範囲が拡大されとする。よって、「空間」を「居住・生活空間」と捉えると、それらと密接不可分な「経済活動」についても施策を講じる必要が生まれる。よって、それぞれを「居住・生活空間＝暮らし分野」、「経済活動＝しごと分野」とすることで、先述の「人＝ひと分野」も合わせて、施策を打つべき分野を「ひと・暮らし・しごと」の3つに整理することができると思う。

また、先述（第一部第三章第三節5）のとおり、第2期福島県復興計画も福島県復興計画（第3次）の10の重点プロジェクトを「ひと」「暮らし」「しごと」等の視点から再編して新たなプロジェクトを示している。これは第1期の復興計画の重点プロジェクトの成果と課題を踏まえた結果、これら3つの分野の視点から取り組むべき事項を再度整理する必要性が導かれたものだと考えられる。

以上の先行研究を踏まえた導出と、現場である福島県の課題感を踏まえた導出を合わせて、WSDは本提言における分野を「ひと」「暮らし」「しごと」の3つに設定し、相互作用も踏まえつつ、それぞれの重要課題に対して具体的な提言を行っていく。

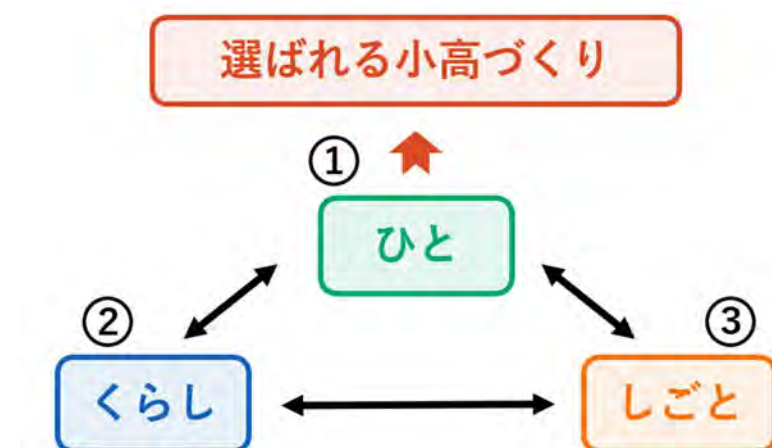


図 19：分野分けと大目標のつながりのイメージ（WSD作成）

第三部 政策提言

本部は、ひと分野（第一章）、くらし分野（第二章）、しごと分野（第三章）で各分野の施策の提言を行った後、第四章で政策の全体像をまとめることでWSDの政策提言の全体像を示すものである。

第一章 ひと分野

先述（第一部第五章第二節1～3）の概説のとおり、小高区においては避難指示によって長期かつ広域の避難を強いられ、人口減少、高齢化の進行、少子化の3つが喫緊の課題となり、解決が望まれる。こうした課題の解決について、内閣府（2015）は、地域の実情に合わせつつ、子育て支援メニューの充実、結婚支援体制整備、保育サービスの充実、子育てと就業等の両立支援、一度都市部に出た若者が地方に戻ることができる環境整備等の施策が必要であると指摘する¹⁶⁵。こうした指摘を踏まえ、ひと分野では目標を「こどもを産める、育てられると思える環境があり、こどもが暮らし続けたいと思える小高」と定め、将来の担い手を増やす目的で、仕事と子育ての両立を目指す女性をターゲットとして外から来てもらう（第一節）、産みたいという希望どおりに産めるようにする（第二節）、今いるこどもに将来も残ってもらう（第三節）、という3つの方向性に基づき政策提言を行う。これを示すのが以下のツリーである。



図 20：ひと分野の方向性（WSD作成）

¹⁶⁵ 内閣府HP「選択する未来 人口推計から見えてくる未来像—『選択する未来』委員会報告 解説・資料集—」
<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/sentaku/index.html> (2025/01/16)

第一節 外から来てもらう

1. 現状と課題

南相馬市は、20代～60代まで幅広く女性人口が男性人口に比べて少なく、市の15歳～49歳の子育て世代の女性人口は、2010年の約12,500人から2020年には約2/3の8,200人程度になっており、2040年には5,000人程度になる見込みとなっている（図21参照）。南相馬市子ども家庭課によると、東日本大震災によって避難を余儀なくされた家庭で子どもとその母親が避難先での就学または就職等により新しい生活環境を築いているために戻れないこと等が、主に子育て世代の女性人口の落ち込みに大きく影響していると考えられている¹⁶⁶。

子どもを産み育てる子育て世代の女性人口の減少は、将来にわたる人口減少の原因となる。そのため、小高区の人口の落ち込みに歯止めをかけるためには、子育て世代の女性人口を増やして子どもを産み育ててもらふ必要がある。そのためには、小高区における子育て世代の女性に選ばれるまちづくりを進めつつ、移住・定住を促進する施策を講じていく必要がある。

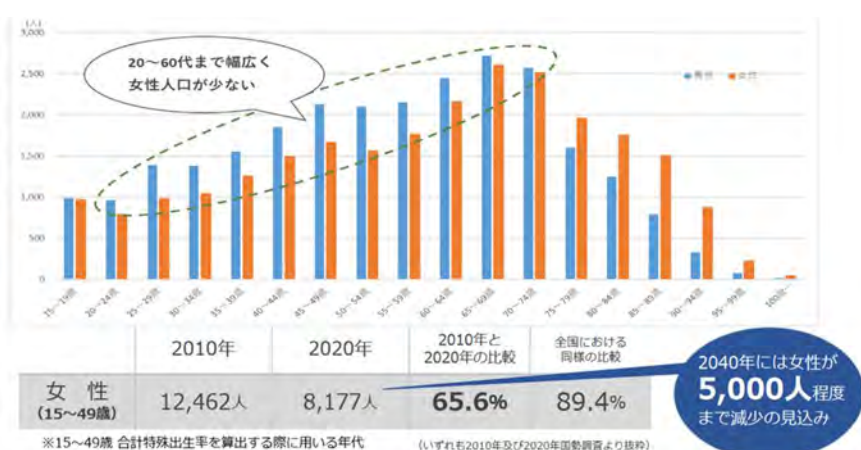


図 21：南相馬市の15歳以上人口（2020年国勢調査より）¹⁶⁷

2. 現行施策とその課題

福島県は、福島被災12市町村への移住・定住を促進するために、福島県外の地域から同地域へ移住する単身者に120万円、世帯に200万円を交付しており、東京圏から移住の場合に限り子ども1人あたり100万円の支援金を加算して交付している¹⁶⁸。南相馬市は、市内への移住・定住を支援するために、ワンストップ相談窓口運営、移住支援金¹⁶⁹、就業・移住セ

¹⁶⁶ 南相馬市子ども家庭課ヒアリング（2024/05/13）より。

¹⁶⁷ 南相馬市子ども未来部子ども家庭課「みらいづくり1.8プロジェクト」（令和5年6月）

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/miraidukuriittennhatipurozyekutokodomotatinoegao-gakagayakumatiwomezasitereiwagonennndisyuuseibann.pdf>（2025/01/23）

¹⁶⁸ 福島県HP「福島県12市町村移住支援金のお知らせ」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050a/fuku12-ijushienkin.html>（2025/01/21）

¹⁶⁹ 東京23区（5年以上在住者または5年以上通勤者）から南相馬市へ移住し、福島県が運営する就職マッチングサイト「『感謝！ふくしま』プロジェクト」ポータルサイトや、他の道府県における同様のマッチングサイトに掲載された「移住支援金対象求人」に就職した者等で、対象要件を満たす場合に移住支援金（単身の場合は60万

ミナー、移住の動機づけイベントや体験プログラムの開催等、若い世代の移住・定住促進のための取組を展開してきた。このような取組もあり、2017年から2023年までの小高区への移住者数は140人であり¹⁷⁰、うち2023年度には少なくとも区外から52人（35世帯）が移住している¹⁷¹。

しかし、子育て世代の男女比の不均衡からわかるように、小高区を含め南相馬市は子育て世代の女性にとっては居住地としての魅力が少ないことが課題として残っている。そこで、既存の移住定住促進策に加え、この課題を解消する施策を打つことで、子育て世代の女性の移住者をさらに増やすことができると考えられる。

小高区を含め南相馬市が子育て世代の女性にとって居住地としての魅力が少ない要因の一つとして、被災12市町村には子育て世代の女性が働きたいと思える仕事が少ないことが指摘されている。小高区及び周辺市町村に女性が働きたいと思える仕事が少ないことは、複数のヒアリングから確認している。南相馬市こども家庭課は、女性が望む就学の場合、自分の夢を実現するような場や働きたい職場が市内にないため、多くの女性は高校まで地元で生活していても就学・就職に伴って首都圏等地元外に出てしまうことが多い現状を指摘している¹⁷²。ふくしま12市町村移住支援センターは、「地域に魅力がない、地域で女性が輝ける働く場所がないということで、高校を卒業して首都圏や仙台等に出ていってしまうのが、12市町村の地域特有の問題」と指摘している。そして同センターは、女性が自分なりのキャリアを積み、ある程度の仕事のスキルが身についた状態でないと福島被災12市町村に移住してくるハードルは高いと述べている¹⁷³。

移住者の仕事と収入に対する悩みを解消することは、地方への移住・定住の促進を図るうえで非常に重要である。内閣府「第6回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」によると、東京圏在住で地方移住に関心がある人のうち、約5割が「仕事や収入」を地方移住にあたっての懸念として挙げている（図22参照）。小高区も当然地方に含まれるため、この調査結果は、小高区内への移住者が安定的に仕事と収入を得ながら生活できる環境を構築することは、子育て世代の女性の移住・定住を促進するうえでも重要であることを示唆している。南相馬市こども家庭課は、子育て世代の女性の地元への定着のためには「女性が働きやすい職場づくりや生活しやすい環境づくり等、女性に選ばれるまちづくりを進めることが非常に重要」との見解を示している¹⁷⁴。ふくしま12市町村移住支援センターも、「子育て世代の女性の方が働きたいと思える職場が増えること

円、2人以上の世帯は100万円）を交付している。

（参考）南相馬市HP「南相馬市移住支援金交付事業」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/16/1640/12153/10132.html>（2025/1/21）

¹⁷⁰ 南相馬市移住定住課・前掲注（89）

¹⁷¹ 南相馬市移住定住課・前掲注（89）

¹⁷² 南相馬市こども家庭課・前掲注（166）

¹⁷³ ふくしま12市町村移住支援センターヒアリング（2024/08/21）より。

¹⁷⁴ 南相馬市こども家庭課・前掲注（166）

は、12市町村ですでに暮らしている若い女性の方々が地域に定着するという面でも有効」であるとの見解を述べている¹⁷⁵。

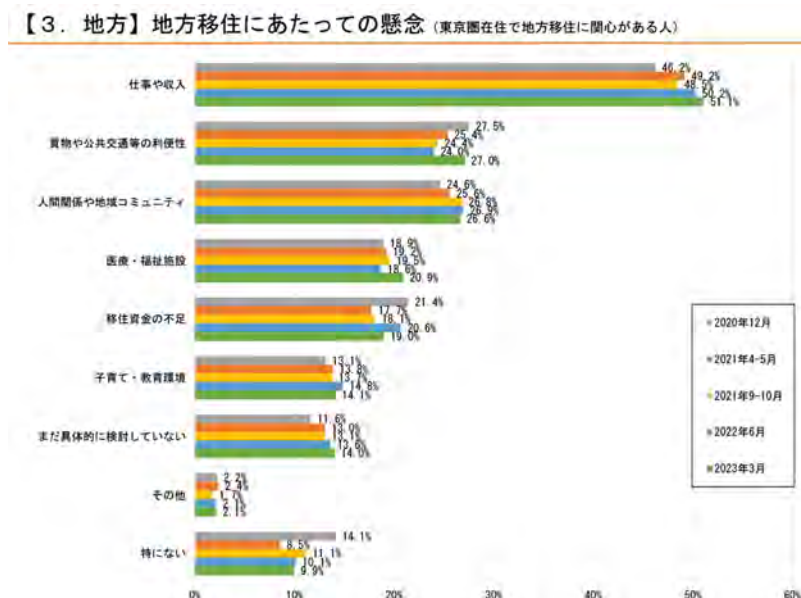


図 22：地方移住にあたっての懸念（東京圏在住で地方移住に関心がある人）¹⁷⁶

3. 政策提言

3-1. 全体像

以上から、子育て世代の女性が働きたいと思える仕事を拡大することが子育て世代の女性の移住・定住の促進につながるということがいえる。

これに加え、子育て世代の女性が南相馬市へ移住して働くためには、市内に働きながら子育てしやすい環境があることが重要である。南相馬市は、子育て支援制度の充実やNIKOパーク等公設の遊び場の整備等を積極的に進めており、2023年には第4回日本子育て支援大賞を受賞する等、子育て支援に力を入れて取り組んでいる。南相馬市は福島被災12市町村への移住を検討している人から「子育て環境が他の地域に比べて魅力的」とであると評価されている¹⁷⁷。こうした南相馬市の子育てしやすいまちとしてのイメージと強みを活かしつつ市が子育て世代の女性が働きたいと思える仕事に就くことを支援すれば、市外の子育て世代の女性に南相馬市を魅力的な移住先として認識してもらうことができるだろう。

以上を踏まえ、南相馬市の子育て環境に魅力を感じる子育て世代の女性が移住して働くことができるように、市が就労支援をする施策を提言する。

¹⁷⁵ ふくしま12市町村移住支援センター・前掲注（173）

¹⁷⁶ 内閣府「第6回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」
https://www5.cao.go.jp/keizai2/wellbeing/covid/pdf/result6_covid.pdf (2025/01/23)

¹⁷⁷ ふくしま12市町村移住支援センター・前掲注（173）

3-2. 先進事例とその効果

長野県佐久市は、「子育てや介護等の理由により就労に課題を抱える女性を主な対象として、今後成長が見込まれるデジタル分野において、IT経験の有無や経済状況に左右されることなく、キャリア形成にチャレンジし、自分にあった働き方が選択できるようデジタルスキルの習得から就労までを支援する」プロジェクト「Cosmosta+」を実施している¹⁷⁸。同プロジェクトには佐久市に在住または移住する予定のある人が参加することができる。参加者はIT基礎スキルコース（OJT型）、SAPコース（オンライン型）、WEBデザインコース（オンライン型）からコースを選択して受講し、コースの修了後には就労してコースで習得したスキルを活かしつつ自分に合った働き方で働くことを目指す。全国の多くの自治体でも女性等のデジタルスキルの習得・就労を支援する施策を行っているが、佐久市の「Cosmosta+」はOJT型のコースを含め複数のコースを用意していることが特徴的である。

佐久市情報政策課によると、同プロジェクトは、市がプロポーザルで受託企業を募集し、選定した受託企業¹⁷⁹と密に連携を取りつつ委託費の範囲で募集の広報、説明会の実施、応募者の受付・選考、講座の実施、参加者の就労支援までを行ってもらう形式で運営している¹⁸⁰。委託費の一部はデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプを財源としている¹⁸¹。

日本経済新聞の記事によれば、同プロジェクトは「キャリアアップを目指す子育て世代の女性を中心に関心を集めて」いる¹⁸²。「Cosmosta+」のHP上の複数の記事に掲載されたコース参加者の研修の様子¹⁸³¹⁸⁴や交流会の様子¹⁸⁵からも、同プロジェクトの参加者のほとんどは女性であることが確認される。佐久市情報政策課によれば、2023年度には26人が、2024年度には53人が参加し、両年度とも参加者の9割以上が20代～40代であった¹⁸⁶。同課によると、「Cosmosta+」の参加者のほとんどは、「子育て・介護等の事情で仕事を辞めざるを得

¹⁷⁸ 佐久市HP「佐久市の女性活躍の取組が、第12回プラチナ大賞にて優秀賞を受賞しました」

https://www.city.saku.nagano.jp/shisei/seisaku_shisaku/hoshin_keikaku/jinken_danjokyodo/platinum12.html
(2025/01/21)

¹⁷⁹ 受託企業は「株式会社はたらクリエイト」（株式会社MAIAと連携）。株式会社MAIAがデジタル人材育成を担当している。

（参考）株式会社MAIA HP「佐久市と『Cosmosta+』を2023年9月から開始～官民協働で地域に必要とされるデジタル人材育成に取り組む～」<https://maia.co.jp/uncategorized/1/> (2025/01/21)

¹⁸⁰ 佐久市情報政策課ヒアリング（2024/11/27）より。

¹⁸¹ 佐久市情報政策課・前掲注（180）

¹⁸² 日本経済新聞「長野県佐久市、デジタル人材育成事業 就職先紹介も」（2023/07/21）

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC204K90Q3A720C2000000/> (2025/01/21)

¹⁸³ Cosmosta+HP「いよいよ始動しました！（OJT重視型講座レポート）」

https://cosmosta.jp/posts/-r-xx_3S (2025/01/21)

¹⁸⁴ Cosmosta+HP「講座スタート＆現地研修を開催（SAPコースレポート）」

<https://cosmosta.jp/posts/iKa3RQm6> (2025/01/21)

¹⁸⁵ Cosmosta+HP「R6年度『Cosmosta+』キックオフ交流会を開催しました！」

https://cosmosta.jp/posts/r1RcC_qX (2025/01/21)

¹⁸⁶ 佐久市情報政策課・前掲注（180）

ないか、非正規雇用を選ばざるを得なかった方」だったという¹⁸⁷。これらのことをまとめると、同プロジェクトはキャリアアップを目指す20代～40代の女性が主な参加者となっていることがいえる。

IT基礎スキルコース（OJT型）の場合、参加者は基礎研修の修了後連携地元企業に就職を目指すことになる。実際に2023年度の同コースの参加者10人のうち9人が主に佐久市内IT企業への就労に成功している¹⁸⁸。2023年度にOJT型コースを受講したある子育て中の参加者は同コースについて、「実際に取引企業からいただいているお仕事をこなしているのも、どう仕事を進めていくのが良いか、日々の時間調整をどう行っていくか等、パソコンスキルだけでなく仕事に必要な考え方も身につけている感覚が」生まれ、参加者は「子育て中の方が多いのでお互いに共感できることが多くて、互いに支えながら頑張れている」と評している¹⁸⁹。

佐久市情報政策課は、「Cosmosta+」は「地域で活躍するデジタル人材の育成や女性の経済的自立、多様な働き方の実現が事業の柱であったが、それらの取組により移住・定住の促進にもつなげていくことも事業構想時から本事業の目標としていた」という。同課は、同プロジェクトの2023年度の参加者の46%、2024年度の参加者の47%が市外からの移住者であり、「実際に事業を実施してみて、想定をはるかに上回る反響があった」という¹⁹⁰。これについて同課は、「新たな土地への移住に伴い、就労に不安や課題を抱える方々が、受講だけでなく就労まで支援する本プロジェクトに魅力を感じていただけているのではないか」との見解を示している¹⁹¹。このことから、佐久市の「Cosmosta+」のようなデジタル人材育成・就労支援プロジェクトは、子育て世代の女性が子育てをしつつ働きたいと思える仕事への就労支援による移住促進策としても有効であると考えられる。

3-3. 施策の提言

市内に移住して5年以上居住する意思のある人または市内に居住している人が参加できるデジタル人材育成・就労支援プログラムを、市がIT人材の育成を行う企業に委託して運営することを提言する。

市は、本プログラムを複数のコースから参加者が一つを選べるように構成することを前提として、プログラムの受託企業を市内外からプロポーザル方式で募集する。小高区を含め南相馬市には株式会社オムスビ（設立準備中）や小高テック工房等、IT分野を通じて地域課題に取り組んでいる企業が、市外にはSAPやプログラミング等のデジタルスキルをオンライン等で学べるITアカデミーを専門とする企業が存在しており、こうした企業が受託企業として想定される。選定した受託企業には、プログラム参加希望者向けの広報から説明会の開

¹⁸⁷ 佐久市情報政策課・前掲注（180）

¹⁸⁸ Cosmosta+HP「受講者の声を聞いてみよう！OJT重視型講座 田中 紗耶香さん」
<https://cosmosta.jp/posts/-Q320F62>（2025/01/21）

¹⁸⁹ Cosmosta+・前掲注（188）

¹⁹⁰ 佐久市情報政策課・前掲注（180）

¹⁹¹ 佐久市情報政策課・前掲注（180）

催、参加者の選考、教育の実施、就労支援までを市が委託する。コースは、Excelの使用やクラウドサービスの活用を習得できるコースや、ビジネスソフトウェアSAP¹⁹²の使い方が学べるコース、システム開発やプログラミングが学べるコース等が考えられる。ただし、市内でSepteni Ad Creative株式会社によるクリエイター育成プロジェクト「HATAAge」が行われていることから、民業圧迫を回避するため、本プログラムのコースはデジタルクリエイターの育成を目的とするものを含まないとすべきと考える¹⁹³。プログラムは、佐久市の「Cosmosta+」を参考にして少なくとも1つ以上のコースを参加者が実務経験を積みながら受講することができるOJT型のものにし、在宅で子育て中の人等を想定したオンライン型のコースも設ける。教育を受けた参加者は南相馬市を含め福島県内の企業等に就労するか、自宅で業務委託の仕事を行う等、自分自身に合う働き方で働くことを目指す。

本プログラムの主なターゲットは、南相馬市に移住する予定のある子育て中の女性である。そのため、市の移住定住課は、市外の子育て中の女性をターゲットに、「子育て環境が他の地域に比べて魅力的」である市の魅力をアピールしつつ、市に移住して本プログラムに参加することで自分に合った働き方で仕事をしつつ子育てができることを積極的にアピールする必要がある。また、市のファミリーサポート制度や一時預かり制度等を周知させ、保護者がコースを受講しているうちにこどもを預けることができることをアピールする必要もある。参加者は、ジェンダー規範の観点から子育て世代の女性だけにインセンティブを提供する施策を打つことは適切でないことから全性別を対象とする。また、市の税収から運営される本プログラムは、納税者である市民の公平感を阻害しない観点から小高区に限らず市全域を対象とすることが求められると考えられる。そして、本プログラムは区外の子育て世代の女性の移住・定住を促進する効果だけでなく今いる子育て世代の女性等がより安定的に仕事に就き暮らし続けることを支援する効果も期待されることから、市内に移住する予定の人のみならず、現在市内に居住している人まで対象者としてことが望ましいと考えられる。佐久市の先進事例では、参加者の性別を限定しなくても子育て世代の女性が主な参加者となっており、市内在住者・移住（予定）者の両方を参加対象者としても参加者の約5割以上が市外からの移住者だったことから、南相馬市に居住しまたは移住する予定のすべての人を参加対象者としても本プログラムは子育て世代の女性人口の呼び込みに効果を発揮すると考えられる。

¹⁹² 財務会計、人事、製造、配送管理といった企業の多様な業務を、一つの統合されたシステムで管理できるドイツSAP社のビジネスソフトウェアである。

¹⁹³ 市内では、インターネット広告クリエイティブ及びデジタルコンテンツの企画・制作を手掛けるSepteni Ad Creative株式会社が南相馬市及びOWB株式会社（旧小高ワークスベース）と連携協定を結び、「柔軟な働き方が可能なクリエイターという職業の提案を通じて、仕事の選択肢を増やすため、南相馬市小高区に社員を常駐させ、クリエイター人材の育成を行って」おり、参加者には「広告クリエイティブ制作の技術を習得するためのカリキュラムを提供」している。

（参考）株式会社セプテーニ・ホールディングスHP「SAC、福島県南相馬市及び株式会社小高ワークスベースと人材育成及び地域活性化に関する連携協定を締結～クリエイターの育成を通じ地域活性化を支援～」

<https://www.septeni-holdings.co.jp/news/release/2022/12013382.html>（2025/01/21）

この施策により、子育て世代の女性を含め市内への移住者は、福島県内の企業等に就職するか、リモートワークや業務委託で働く等自分に合った働き方を選び、市内で安定的に暮らしていくことができるようになるだろう。子育て世代の女性が同施策に魅力を感じたことをきっかけとして小高区に移住・定住する効果が期待される。

4. 残された課題

最後に、残された課題について整理する。

最も大きなものに本プログラムの運営に使われる財源の問題が挙げられる。本プログラムの財源として福島再生加速化交付金を活用する場合、本プログラムの参加対象者は東日本大震災の被災者に限られる。また、仮に第2期復興・再生期間（2025年末まで）が終わった2026年以降も同交付金の交付が受けられるのであれば、本プログラムを中長期にわたって運営するための財源が確保されるだろうが、2026年以降から同交付金が交付されない場合、持続可能な財源の確保が必要になる。したがって、福島再生加速化交付金を本プログラムの財源として活用する余地は小さいと考えられる。佐久市の「Cosmosta+」のように、デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプ（補助率1/2）の交付を申請し、本プログラムの財源として活用することも考えられよう。この場合、本プログラムが自立性、官民協働、地域間連携、政策・施策間連携、デジタル社会の形成への寄与、KPI設定の適切性、目指す将来像及び課題の設定の7つの評価項目から、内容、実施体制、手法等が所定の基準を充足する事業¹⁹⁴として認められるための工夫が必要になる。

また、本提言では、受託企業に参加者の募集から教育、就労支援までを市が委託することを提言しているが、受託企業が参加者の就労支援を行うことができるとは限らない。受託企業が参加者の十分な就労支援を行えない場合、「能力・適性の分析、応募書類作成に係るアドバイス、面接等のトレーニング等の就職相談や、福島県内事業所の求人情報の提供、職業紹介」及び「求人企業と求職者のマッチング」等を行っているふくしま生活・就職応援センター¹⁹⁵等と市が連携して、プログラムの参加者の就労支援を実施することが考えられる。

第二節 産みたいを産めるに

1. 現状と課題

少子化が進む小高で、こどもを増やすために、夫婦が産みたいと希望するこどもの数を産めるようにすることが必要だと考える。

南相馬市が2021年に実施した未就学を持つ保護者へのアンケート調査結果¹⁹⁶では、夫婦が希望するこどもの数は2.76人だが、実際のこどもの数は2.07人となっており、夫婦が希望

¹⁹⁴ 内閣地方創生推進事務局・地方創生推進室「デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプ(先駆型・横展開型・Society5.0型)」(令和6年4月)

www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/senku/pdf/denenkohukin_suishin_2024_gaiyou.pdf (2025/01/21)

¹⁹⁵ 福島県HP「ふくしま生活・就職応援センターについて」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/syusyoku-ouencenter.html> (2025/01/21)

¹⁹⁶ 南相馬市こども家庭課・前掲注(166)

するこどもの数まで産めていないという現状がある。先述の結果では、こどもを希望する数まで持たない理由として、経済的理由を31.6%、仕事と子育ての両立が難しいことを14.0%、子育てしやすい環境が整っていないことを13.5%が挙げている。また、南相馬市全体の出生数は、東日本大震災前の2010年は579人であったのに対し、2023年には272人¹⁹⁷と53%減少した。小高区では、東日本大震災前の出生数は100人前後だったのに対し、2023年は19人¹⁹⁸と83%も減少しており、南相馬市の人口は、2011年3月時点から2024年9月現在までで25.8%減少しており¹⁹⁹、南相馬市の人口減少はさらに進むことが想定される。

また、先述（第一部第四章第三節）のとおり、後期基本計画においては、「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」が掲げられており、現在のみならず未来のこどもたちも家族や友人とともに暮らし続けられるために、地域の持続性を確保することへの対応が求められていることからこどもを産みたい、育てたいと思える環境整備を提言する。

2. 現行施策とその課題

上記の現状と課題に対し南相馬市では、18歳までの医療費無料、所得制限なしでの保育料無料、0歳から15歳までの給食費無料のほか、満3歳未満の乳幼児を保育園等に預けず、家庭で保育している保護者に対し、在宅保育支援金を交付する等の経済的支援を実施している²⁰⁰。また、子育て支援として、幼児の保育園や幼稚園への受け入れ環境の整備、子育てを地域で相互扶助するファミリーサポート制度も実施している。

ファミリーサポート制度²⁰¹は、子育ての援助を受けたい人と子育ての援助をしたい人の相互の信頼と合意のうえで、こどもの送迎や一時的な預かりを有料で実施し、保護者の育児のサポートをするもので、会員同士で支え合う子育て支援施策であり、市民同士の相互扶助によって成り立っている。

夫婦が希望するこどもの数までこどもを待たない理由として挙げている、経済的理由や仕事と子育ての両立が難しいこと等については、市は3つの完全無料化に加え、男性の育休取得促進奨励金、在宅で保育をする保護者への支援金等、こどもと子育てを応援する取組を実施してきており、一般社団法人日本子育て支援協会が選ぶ「第4回日本子育て支援大賞2023（自治体部門）」を受賞する程、子育て支援に力を入れて取り組んでいる²⁰²。南相馬市は本気で取組む3つのアクションプランの中でも、医療費等の3つの完全無償化を掲げている。子育て支援について、市が実施したアンケート²⁰³では、81%以上の市民が満足、やや満足と回答していることから、市が子育て家庭に行う経済的支援に対する市民の評価は高いと

¹⁹⁷ 南相馬市こども家庭課・前掲注（166）

¹⁹⁸ 南相馬市・前掲注（3）

¹⁹⁹ 南相馬市・前掲注（3）

²⁰⁰ 南相馬市・前掲注（93）

²⁰¹ 南相馬市HP「ファミリーサポート推進事業」

https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/childcare/shussan_kosodate/7/3598.html（2024/12/10）

²⁰² 南相馬市・前掲注（132）

²⁰³ 南相馬市こども家庭課・前掲注（166）

考えられる。課題として、現行施策であるファミリーサポート制度では、0歳から小学6年生までのこどもを対象としているが、2023年度においては、同制度の対象児童数は4,184人であるのに対し、同制度の年間利用実績は454回で、幅広く継続的な利用が図られていないことが挙げられる。そのため、仕事と子育ての両立が難しいこと、育児に負担を感じていることへのさらなる支援として、現行制度の利用促進や新たな施策の検討が必要である。

3. 政策提言

3-1. 全体像

先述（第三部第一章第二節2）のとおり、課題を解決するためには、小高に住みたい人が小高に住み、こどもを産みたい人が産めるようにすることが必要であり、この実現は結果的に地域の持続可能性という南相馬市の基本目標の達成にも寄与することから、目指す姿を「産みたいという希望が叶う環境をつくることで小高に人が集まり、暮らし続け、南相馬市全体としての出生数の増加につなげる」と設定する。子育て世代への家事育児の負担減に向けたサポート体制を確保することで、子育てをする住民が子育てを負担だと感じない環境、育児の喜びを感じる環境がつくられ、出産を悩んでいる人や未婚者・移住者も、この地域なら子育てが可能だと感じることができ、産みたいと希望する人が産めるようになることを目指す。

3-2. 先進事例とその効果

「こどもを産みたいと希望する人が産めるようになること」を検討するにあたり、先進事例として、①神奈川県横浜市の「横浜子育てサポートシステム」と②愛知県豊橋市の「乳児期家事支援事業（家事代行サービス）」を取り上げる。

3-2-1. 神奈川県横浜市：横浜子育てサポートシステム

横浜市は、2023年7月から預ける側からの預かる側の援助に対する報酬500円に加えて、横浜市から1時間につき500円を給付し、預かる側の報酬額を1時間1,000円とする子育てサポートシステムの拡充を実施している。また0歳・1歳のこどもを育てる負担が大きい時期に、地域住民にこどもを預かってもらう安心感を体験させ、地域とのつながりをつくることを目的として、市は「子サポdeあずかりおためし券（無料クーポン）」を8枚配付している²⁰⁴。

効果として、預ける側の登録者数は2022年末で12,674人だったが、施策実施後の2023年末には14,114人になり、1年間で11%増加した。預かる側の登録者数も、2022年末で2,277人だったが、施策実施後の2023年末には、2,528人になり、1年間で11%増加した。横浜市中で子育て支援を行う「認定NPO法人びーのびーの」は子サポdeあずかりおためし券（無料クーポン）の配布について、預ける側がファミリーサポート事業を試してみるきっかけとなり、制度を利用することへのハードルが下がったと考えられるとの見解を述べている。実際

²⁰⁴ 横浜市HP「横浜子育てサポートシステム」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/kosupport/> (2024/12/10)

に預ける側からは「大変助かっている」との声があるという。多くの市民が横浜子育てサポートシステムを利用することにより、地域とのつながりの重要性を感じるとともに、地域で子育てを支える環境がつくられたことで子育ての負担の軽減につながったと考えられる。

3-2-2. 愛知県豊橋市：乳児期家事支援事業（家事代行サービス）

豊橋市では2023年5月から子育ての負担の軽減に向けて、こどもが1歳になるまでの間、家事代行サービスを利用できる制度を新設した。シルバー人材センターや民間事業者が自宅を訪問し、洗濯や掃除、料理等をする家事代行サービスを1回500円で利用できるクーポンを1年間6回配布している²⁰⁵。

効果としては、利用者から「子育てと家事との両立ができた」、「料理の時間を家事やこどもとのふれあいの時間にあてることができた」「休息ができた」等の声があり、豊橋市が実施した利用者を対象にしたアンケート²⁰⁶では、満足、大変満足が90%以上を占めていることから、事業の目的としている子育ての負担の軽減につながったと評価できる。

3-3. 施策の提言

ファミリーサポート制度の利用促進と家事サポート制度の新設を提言する。

3-3-1. ファミリーサポート制度の利用促進

一般財団法人女性労働協会の調査によると、こどもを預ける側が会員登録をしない理由には「使いにくそうだから」が多く挙げられている²⁰⁷ことから、制度を体験、利用してもらうためのお試しチケット制度の導入を提言する。こどもを預かる側の会員数を増やすために、会員登録が少ない理由として考えられている3日間の保育サポーター養成講座の受講について、実地講座以外の2日間はe-ラーニングでの受講を可能とすることと、自宅保育を望まない会員が増えている²⁰⁸ことから、小高交流センターでの保育も可能とすることを提言する。また、横浜市では、こどもを預かる報酬額を1時間1,000円とする子育てサポートシステムの拡充を実施したことで預かる側の会員数が増えたことから、南相馬市においても現行の預ける側からの支払い額である1時間600円に、市からの給付金400円を加え、1時間1,000円として最低賃金程度の時給の確保を行うことを提言する。

試算では、お試しチケット代1時間1,000円×8回分×272人(2023年出生数)=217.6万円、及び預かる側への給付1時間400円×701時間（2023年実績）=28万円で、1年間約250万円の予算が必要になる。

²⁰⁵ 豊橋市HP「乳児期家事支援事業（家事代行サービス）」

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/54443.htm>（2024/12/10）

²⁰⁶ 豊橋市子育て支援課ヒアリング(2024/12/03)より。

²⁰⁷ 一般財団法人女性労働会HP「厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書」

https://www.jaaww.or.jp/securewp/wp-content/uploads/2023/03/report_reiwa4.pdf（2024/12/10）

²⁰⁸ 認定NPO法人びーのびーのヒアリング（2024/12/03）より。

3-3-2. 家事サポート制度の新設

南相馬市には高齢者の就業機会を確保・提供する南相馬市シルバー人材センターがあり、元気な高齢者の活躍を支援している。こうしたことから、南相馬市シルバー人材センターを活用した、高齢者が行う、掃除や買い物等の子育て世代への家事サポートの実施を提言する。なるべく多くの子育て世代に利用してもらえるように、南相馬市シルバー人材センターがマッチングできる高齢者の人員不足や高齢者が受けられない業務がある場合も想定して利用者が民間事業者（例えば、ダスキンやニチイ等）に家事サポートをしてもらうことを選べるようにする。同制度の利用者はこどもが3歳になるまでを対象とし、利用金額はファミリーサポートと同額の1回600円（民間事業者へは1,000円）とする。

必要な予算の試算は、年間6回をこどもが3歳のときまで毎年利用するとした場合、1回1,300円×6回×272(2023年出生数)×3(3年間同じ出生数を想定)で、約640万円である。財源については、家事サポート事業の実施により、母親の社会復帰が早まる等就業の促進につながることから、デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプ（補助率1/2）を活用できる。地域の元気な高齢者が支えるこの取組によって、子育てをする住民の子育ての負担が軽減され、仕事と子育ての両立が可能となると考えられる。子育てを負担だと感じない環境、育児の喜びを感じる環境ができ、子育て世代のみならず出産を悩んでいる人や未婚者や移住者も、この地域なら子育てができると感じ、こどもを産みたいと希望する人が希望するこどもの数まで産めるようになることが期待される。

4. 残された課題

最後に、残された課題について整理する。

小高の少子化の解決に向け、こどもを産みたい、育てたいと思える環境整備を実施し、子育ての負担減につなげる施策について、ファミリーサポート制度の利用促進と家事サポート制度の新設の2つを提言した。家事サポートの運営に使われる財源の課題として、第三部第一章一節4で述べたように、デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプ（補助率1/2）を財源として活用する場合、本プログラムが自立性、官民協働、地域間連携、政策・施策間連携、デジタル社会の形成への寄与、KPI設定の適切性、目指す将来像及び課題の設定の7つの評価項目から、内容、実施体制、手法等が所定の基準を充足する事業²⁰⁹として認められるための工夫が必要になることが挙げられる。また、これらの施策による効果は、出生数の変化や制度利用後のアンケートにより確認することは可能であるが、利用者によって制度の利用頻度や制度が子育ての負担減につながったと感じる程度に差があることから、継続的なデータ蓄積と分析により、制度の利用頻度と子育ての負担減の相関関係等を定量的に示す必要がある。

²⁰⁹ 内閣地方創生推進事務局 地方創生推進室・前掲注（194）

第三節 今いるこどもを残す

小高区では、第三部第一章第一節及び第二節で見たように、原子力災害被災による長期避難に伴って、人口減少及び人口構成の偏りが生じており、人口減少及び少子高齢化への対策は、小高区を持続させるために喫緊の課題とされる。本節では、移住による直接的な人口増加（第一節）やこどもを産み育てやすい環境を整備し、出生数の増加によって人口増を図ること（第二節）に加え、小高区の人口に関する課題を解決しうる、将来の地域の担い手となるこどもに、いかにして小高区に残ることを選んでもらえるのかというアプローチを検討する。

それでは、地元に残ることを選んでもらうにはどのような要素が必要となるのであろうか。

まず、石盛²¹⁰（2004）の、地域愛着が高い者ほどその地域への定住志向や地域活動への参加意思をもつ傾向があるという示唆から、地元に残ることを選んでもらうためにも、愛着を高める必要があると考えられる。それでは、Uターン意識醸成を目的として、愛着をどのように高めるかについて、塩見²¹¹（2023）は、インターネットによる無記名調査²¹²の結果から、①Uターンの実行・検討と有意に関連するのは「自分たちで地域の課題を解決する授業」への肯定的な感情であること、②地域とのかかわりを持つ教育施策がUターン意識醸成に有意に働くこと、③高校ないし高校卒業後も地域とのつながり維持があった群はよりUターン検討をしたことがある割合が高いこと、の3点を明らかにしている。すなわち、教育という手段によって、地域とのかかわりを持ってもらうことが、Uターン意識醸成に有効であるということである。

文部科学省²¹³（1996）は、こうした教育の在り方について「地域のアイデンティティーを確立し、地域の人々のだれもが自分の住む地域に誇りと愛着を持ち、その中で、地域の大人たちが手を携えて、こどもたちを育てていく環境を醸成する」ことの重要性を明示している。これは、教育という手段を用いてこどもが愛着を持てるよう、地域で育てていくことが求められていると解される。こうした愛着を育む教育は、将来のUターン機運醸成にも寄与すると考えられ、各自治体において実施事例が見られる。

それでは、愛着を育むのに有効な「地域とのかかわり」を持つ教育とは何であろうか。

²¹⁰ 石盛真徳（2024）「コミュニティ意識とまちづくりへの市民参加：コミュニティ意識尺度の開発を通じて」コミュニティ心理学研究, 7(2), 87-98頁

²¹¹ 塩見一三男（2023）「地域とのつながりが若者のUターンに与える影響に関する研究」日本地域政策研究, 30巻, 60-68頁

²¹² 調査対象は、20～40歳代で（1）地方出身者かつ東京圏大学へ進学かつUターン実施、（2）地方出身者かつ東京圏大学へ進学かつUターンせず、の2属性。

²¹³ 中央教育審議会「第3章 これからの地域社会における教育の在り方」、文部省編、『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（中央教育審議会第一次答申）』、文部省、（1996）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/960701j.htm（2025/01/04）

まず、降旗ら²¹⁴（2009）は、教育を学校課程で教員から児童・生徒に対して行う学校教育と地域社会等から学びを得る社会教育とに分類したうえで、その連携の重要性を主張している。Takano²¹⁵（2004）は、地域に根差した教育が生徒の学習意欲向上にも影響を持つとしている。馬場²¹⁶（2014）は、こどもの定住志向を高める教育を「ふるさと教育（学習）」とし、こどもの興味関心に沿った地域に関する体験学習機会の確保が重要であると結論づけている。これらから、学校と地域が連携し、地域の資源を活用する体験学習が、愛着を育むうえで重要であると理解される。

さらに、地域のこういった資源を活用すべきなのかということについて、引地ら²¹⁷（2009）によれば、住民間の交流の多さや地域イベントに対する肯定的感情等で測られる「社会的環境に対する評価」は、景観の美しさへの評価や医療施設の充実度等で測られる「物理的環境に対する評価」よりも地域愛着を高める効果を持つとされる。そして、馬場²¹⁸（2014）は、地域の伝統や生業の体験に加えて、自然資源を最大限活用した取組の必要性を主張しているが、松本ら²¹⁹（2017）は自然に対する誇りは定住志向に対して有意に影響しないということを示した。すなわち、地域とのかかわりの中で、こどもと住民の間の交流を図ることが必要だと考えられる。さらに、山本ら²²⁰（2016）は、地域とのかかわりは繰り返されることがより重要であるとする。

こうした観点から、本節では、南相馬市のこどもは、大学進学を希望する場合、大学が存在していないことを理由に、進学を機に地元を離れざるを得ないことを前提に、小高の少子化解決に向けて、こどもの地域に対する愛着を高め、Uターン意識を醸成する教育政策について提言を行う。

1. 現状と課題

小高区では、先述（第一章前段）のとおり、少子化の現状は、将来の地域の担い手の減少に直結し、小高の持続可能性低下の要因となっていると考えられる。一方、将来の担い手と

²¹⁴ 降旗信一，宮野純次，能條歩，藤井浩樹（2009）「環境教育としての自然体験学習の課題と展望」環境教育，19（1），3-16頁

²¹⁵ Takano, T., 2004, “*Bonding with the Land: Outdoor and environmental education programmes and their cultural contexts.*” University of Edinburgh, Edinburgh.

²¹⁶ 馬場たまき（2014）「過疎地域における学校統廃合後の学習支援に関する研究：鯉ヶ沢町の「ふるさと学習」の調査を通して」尚絅学院大学紀要. 68, 1-11頁

²¹⁷ 引地 博之，青木 俊明，大淵 憲一（2009）「地域に対する愛着の形成機構-物理的環境と社会的環境の影響」土木学会論文集，65巻2号，101-110頁

²¹⁸ 馬場たまき・前掲注（216）

²¹⁹ 松本京子，岳野公人，浦田慎，松原道男，加藤隆弘，鈴木信雄，早川和一（2017）「地域に根ざした学校教育活動が子どもの定住志向に与える影響に関する研究－石川県能登町における海洋教育の事例から－」環境教育，VOL.27-1，16-22頁

²²⁰ 山本銀兵，加納誠司（2016）「『地域への愛着』形成過程に関する一考察：『町探検』の実践分析を通して」愛知教育大学教職キャリアセンター紀要，17-25頁

なりうるこどもの定住意向は36%にとどまり²²¹、将来の地域の担い手をいかに確保するかということが喫緊の課題である。

2. 現行施策とその課題

現在、南相馬市では、市内にいるこどもの定住及びUターン意識醸成に向けて、至誠学、地域学校協働活動事業及び奨学金返還支援補助金を市が、テクノロジスト育成事業を県が、Out of KidZania in ふくしま相双を福島イノベーション・コースト構想推進機構が行っている。

至誠学では、地域の良さを児童・生徒が調べそれを発表する機会を設けることで、地元への愛着につなげようとしている。また、社会教育法第5条第2項に規定される地域学校協働活動事業では、南相馬市教育委員会が「南相馬市地域学校協働本部運営委員会を設置」し²²²、事業実施にあたっては、「地域住民等と学校との連携協力体制を構築するため、地域学校協働活動を実施する学校に地域学校協働本部」を設置²²³する。当該事業においては、田植え体験やサツマイモの苗植え体験等地域の農業を中心とした生業体験を行う事例が見られる。

県が行うテクノロジスト育成事業は、福島県教育委員会と南相馬ロボット産業協議会、福島県商工労働部が協働し、福島県立小高産業技術高校において、地域の復興・創生を担う人材育成を目指している。事業内では、①ロボット技術、②再生可能エネルギー、③制御技術、④分析技術、⑤航空・宇宙産業、⑥スマートシティ、という6つの次世代産業を設定し、実践的研究を実施している。

これらの取組は、地域とのかかわりを作る、地域の特色・良さを知るという点で優れたものが多いが、小中学校で行われるものについては、農業体験や数日間の職業体験等が主であり、地域の担い手と繰り返し関わり、その中で地域課題解決を実際に行うものとは言いがたい。また、高校という観点では、南相馬市の産業の特徴を生かした取組となっており、3年間の継続した取組としているが、小高産業技術高校以外に進学した者、典型的には普通科のある高校へ進学し、大学進学のために市外へ出たい生徒への取組が不足していると考えられるものである。すなわち、先行研究から示唆される、愛着を醸成しUターン意識を形成するための教育の実効性という観点から、施策の提言を行う。

3. 政策提言

本項では、前段で触れた「ふるさと教育」の観点に基づいて「今いるこどもを残す」提言の全体像を確認し（3-1）、参考とする先進事例の仕組みを理解したのち（3-2）、地域課題解決に向けた模擬株式会社運営プログラムと若者活動促進事業補助金について提言を行う（3-3）。

²²¹ 南相馬市「中高生意識調査 調査結果報告書」（2022年8月）

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/7/tyuukouseiisikityousa.pdf>（2025/01/23）

²²² 南相馬市地域学校協働活動実施要綱第3条第1項

²²³ 南相馬市地域学校協働活動実施要項第3条第2項

3-1. 全体像

前段で触れた「ふるさと教育」において有意に働く要素の整理から、（１）小高に愛着を持ってもらうために、（２）地域と繰り返し関わり課題解決に向けた活動をすることと合わせて、（３）高校卒業後もつながりを維持できる取組をする、ことを提言する。これにより、「こどもたちが『南相馬（小高）ならやりたいことをやれるし、応援してもらえる』という小高の起業家精神あふれる風土を地域とのかかわりの中で実感し、将来も住むことを選べる小高」を実現することを目指す。

3-2. 先進事例

3-1.で確認した方向性を持つ先進事例として、ここでは、①東京都「起業家体験プログラム」、②登米市立東和中学校の模擬株式会社、③本巣市立本巣中学校の模擬株式会社、及び、④福島市「街なか若者活動促進事業補助金」、の4つを取り上げる。

3-2-1. 東京都「起業家体験プログラム」

東京都では、東京都産業労働局が、株式会社角川アスキー総合研究所に委託し、公立・私立問わず希望する都内の小中学校に対し、①事業計画立案、②融資を受ける、③商品開発、④販売、⑤決算、⑥融資担当者と振り返り、という6つのステップで、模擬株式会社の運営を体験するプログラムを実施する。事業計画及び小中学校へのフォロー²²⁴を行政（産業労働局）が、事業実施は民間（株式会社角川アスキー総合研究所）が担うというかたちで実施されている。フォローでは、具体的には、東京都が起業家体験プログラムを導入したい小中学校に対して、2年度にわたって事業計画策定から実施後のフォローアップまでを支援している。

起業家体験プログラムにおいては、希望のあった小中学校の教員と協議の上、事務局が学校の希望に沿った企業ないし起業家の紹介及び地元金融機関の協力を取りつける。プログラムの内容は、企業ないし起業家からプログラム内容に関する出前講義²²⁵を1～2コマ実施し、その後児童・生徒の手によって事業計画立案を行う（①）。その事業計画に基づいて、実際の金融機関に対する事業計画の説明を経て融資を得る（②）。この金融機関による審査は形骸的なものに留まらず、実際の融資と同じく厳格な審査を伴うものである。ここで失敗の経験を積ませることにより、「失敗しても大丈夫だ」ということを学び、周囲からの支えを実感できるものになっている²²⁶。その後、商品開発へ進み（③）、販売（④）、プログラムの内容によっては、ここが広報実施やクラウドファンディングの募集となる）、決算（⑤）、協力金融機関との振り返り（⑥）と進み、計15～20時限のプログラムとなることが多い。

²²⁴ 東京都HP「小中学校における起業家教育導入を支援します！」

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2024/05/21/06.html> (2024/12/25)

²²⁵ 例えば、事業計画立案の手法や企業広告の基礎等を教える。

²²⁶ 東京都産業労働局ヒアリング（2024/11/12）より。

これらのプログラム実施期間中、教員は立ち合いのほか、関係先との調整業務を担うこととなり、この点について、株式会社角川アスキー総合研究所が運営する事務局が研修等のフォローを行うこととなる。

また、起業家体験プログラムにおいて、実施に必要な物品購入等の経費について、事務局が5万円まで負担することとなっているが、この額については、都がサポートするプログラム実施は原則単年度のみで、2年目以降に学校が自主事業として継続的にプログラム実施ができるように配慮しているものであり、実際に2年以上継続して行っている学校も存在している²²⁷。

こうした起業家体験プログラムについて、地域とのかかわりが深い取組は、2022年度に稲城市立南山小学校で行われた「稲城市の良さを広く伝える」をテーマにクラウドファンディングを実施するというもの等があり、目標額達成率も126%と高い。そのほか、地域の特性を活かした取組も多くみられ、学校側としても地域とのつながりが持てるプログラムとなっている²²⁸。

3-2-2. 登米市立東和中学校

登米市立東和中学校では、1、2年生の総合的な学習の時間ほぼ全てにあたる48時間を、地域の企業や職業人の協力を得た起業学習に当てている。

東和中学校における起業学習では、4月に地域の起業家から座学によって起業に関する知識を学び、その後、約10名のグループに分かれて模擬株式会社を設立する。会社ごとに商品開発や予算書作成等を行った後、これまでの起業学習による収益金の積立金から融資を受け、模擬販売、秋祭りに参加して実際の販売へと続いていく。起業学習の最後には、事業の報告会も行われる。

本事例の特徴は、以下の3点である。

まず、地域の農産物等の「モノ」としての地域資源のみならず、地域の加工食品メーカーとの協働で施設を利活用させてもらう等、「人」や「施設」といった資源を含め、地域全体で支える仕組みができていることがある。これは、登米市職員である地域コーディネーターが各主体に働きかけることによって実現している²²⁹。

次に、地域の主体と関わり合い、地域愛を育む中で地域の活性化にも寄与していることである²³⁰。生徒にとって学校での学習に留まらず、地域からの支えを実感できるプログラムとなっていることがうかがえる。

最後に挙げられる特徴は、教員がプログラムの設計全てを担っていることである。東京都(3-2-1)や岐阜県本巣市(3-2-3)では、民間事業者に委託することで、ノウハウの不足等による教員負担を軽減しているが、登米市では、そのような手法をとっていない。したがっ

²²⁷ 東京都産業労働局・前掲注(226)

²²⁸ 東京都産業労働局・前掲注(226)

²²⁹ 経済産業省「『生きる力』を育む起業家教育のススメ」, 46頁

²³⁰ 経済産業省・前掲注(229), 46頁

て、教員の負担が他事例に比べると重いという事実が確認されるが、事業を自走する中で、教員の創意工夫によりさらに効果的なプログラムの設計を実現している²³¹。

3-2-3. 本巣市立本巣中学校

岐阜県本巣市立本巣中学校では、2年生の総合的学習の時間20時間を活用し、活動に賛同する地元事業者の協力のもと、市場調査、商品開発、資金集め、そして販売までの一連の流れを実践的に学習し、地域社会と関わりながら生徒が地元を誇りを持つきっかけとなるようプログラムを実施する。市場調査や商品開発の段階では、4～5人のグループに分かれて開発をし、地元住民による評価会で高評価を得た商品について、実際に販売へと向かう。販売の際には、生徒から選ばれた社長を中心に、学年全体で事業を実施することになる。

本プログラムの特徴は、商品評価会を含め、地域社会を巻き込んで事業を行っている点である²³²。地域社会との連携については、ノウハウを持つ民間企業の協力を得ることで、協力の取付に関する課題を解決している。教頭がリーダーシップをとり、現場は学年主任がまとめ役となることにより、担任の負担軽減に努めることとしている。

経済産業省によれば、こうした取組により、約3分の2の生徒から「地域とのつながり・ロールモデルとなる大人との出会いが出来た」との回答を得ている²³³。すなわち、先行研究の求める地域との繰り返しの関わり確保につながるものであるといえる。

3-2-4. 福島市「街なか若者活動促進事業補助金」

福島市の「街なか若者活動促進事業補助金」は、2022年7月にスタートした福島市の「街なか賑わい創出プロジェクト」の一事業であり、株式会社福島まちづくりセンターに委託しているものである。福島市に住む若者が活動することによって、若者が地元愛を持てる環境を作る目的で、①福島市出身の生徒学生が含まれる高校・大学生の団体が企画するイベントについて、②対象経費の全額を、③上限10万円で支給するものである。その受取には、④事業報告書を提出する必要がある。

街なか若者活動促進事業補助金は、高校・大学どちらの団体からも多くの応募があり、それぞれの自主的取組の中で地域の人たちと関わり合い、地元の良さを実感する効果がある²³⁴。

3-3. 施策の提言

3-3-1. いどむ教育プログラム

小中学校で地域と繰り返し関わらせ、愛着を育む教育として、地域学校協働活動事業の一環として「いどむ教育プログラム」を行うことを提言する。

いどむ教育プログラムでは、小中学生に対し、短期のイベントに希望する児童生徒に参加してもらうのではなく、学校で行うプログラムとすることで、より多くの児童生徒が自分の

²³¹ 経済産業省・前掲注（229），45頁

²³² 経済産業省・前掲注（229），35頁

²³³ 経済産業省・前掲注（229），7頁

²³⁴ 福島まちづくりセンターヒアリング（2024/10/15）より。

希望するプログラムの中で地域の人と繰り返し関わりながら、自分たちで何かを達成する経験をしてもらい、小高（ないし南相馬）で暮らすことの良さを、こどもたち自身に実感してもらうものである。

具体的には、南相馬市教育委員会が、地域学校協働活動事業の一環として、起業体験プログラムを組み、事業者及び金融機関に一部授業を委託するかたちで、私立・公立問わず小中学校を対象に模擬株式会社の体験プログラムを実施するものである。カリキュラムの内容を地域との関連が深い取組にすることで、愛着を高め、こどもの自主性を活かした模擬株式会社の運営とすることで、起業家性あふれる地域の人々に触れ、「南相馬なら、やりたいことをやれて、地域から応援してもらえる」と実感できるものとする。

模擬株式会社では、先進事例である東京都のものを参考に、小中学生が、①座学（出前講義）による起業の基礎知識涵養、②事業計画立案、③融資をうける、④商品開発、⑤販売、⑥決算、⑦融資担当者と振り返り、という6つのステップを踏む。東京都の起業家体験プログラムに監修で入っている株式会社セルフウイングは、早期起業家教育の研究を基にした大学発ベンチャーであり、ノウハウの蓄積がある。東京都のプログラムは、それを反映したものとなっている。それを導入することでプログラムの開発というイニシャルコストを下げることができると考えられる。

このカリキュラムでは、金融機関によるチェックや振り返りを含め、実際の社会で経験しうる失敗をさせ、そのリカバリーまで含めることが特徴である。こうしたカリキュラム設計とすることで、失敗しても地域からの支えがあるということを実感させ、愛着を高める効果があると考えられる。また、先進事例で触れたとおり、副次的効果として、支える側である地域の活性化に寄与することも期待できよう。

さて、いどむ教育プログラムにおいて、どのような主体がどの業務を担うのかについて、このプログラムは地域学校協働活動事業の一環とすることを想定するため、原則としてその定めに従うこととなる。すなわち、南相馬市に設置される運営委員会が事業全体の統括を担い、事業を行う学校に設置される地域コーディネーターが、協力企業等のコーディネートを担当することとなるだろう。また、学校は、授業時数及び生徒の管理に加え、協力企業及び金融機関との授業内容等の事前の調整も担うこととなる。

当該プログラムを実装するにあたっては、i) 教員負担の軽減、ii) カリキュラムに対して企業等をコーディネートする主体、iii) 財源をどうするのか、という3つの課題があると考えられる。

この課題について、現行施策においても触れた、社会教育法5条2項に規定される「地域学校協働活動事業」によって南相馬市に設置される、「南相馬市地域学校協働活動本部運営委員会」の統括コーディネーター及び地域コーディネーターの活用が策の一つと考えられる。本事業において、両コーディネーターは学校と地域をつなぐ役割を求められており、実際に、原町区の小学校で行われた田植え体験では、地元農家とのマッチング等学校と地域をつなぐコーディネート業務を担っている。また、先進事例において教員の負担となっているのは、

協力企業との調整等のコーディネート業務となっている²³⁵ため、教員負担の軽減効果も見込める。

そして、財源については、いどむ教育プログラムを地域学校協働活動事業として行うことにより、文部科学省の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の対象となり、最大で対象経費の1/3²³⁶の補助を受けることができるため、一助となるだろう。

3-3-2. 南相馬市若者活動促進事業補助金

高校・大学でも地域とのつながりを維持させる施策として、「南相馬市若者活動促進事業補助金」を提言する。

当該補助金では、南相馬市出身の生徒・学生を含む高校・大学生の団体が企画する地域の活性化に寄与すると市が認めるイベント、ないし、市が指定する市内で行われるイベントへの参加について、対象経費の全額を上限10万円で支給し、申請の際に事業計画書提出、受け取りの際に事業報告書提出を義務づけ、ともに公表するものとする。

当該補助金を通し、自主的取組の中で地域の人と関わってもらい、地域の良さを実感する効果があり²³⁷、先行研究のいう将来的なUターン意識醸成を狙う

対象を若者のみとしていることについて、透明性を確保するために、事業計画書と事業報告書の提出により、地域とのかかわりを得られる取組であることの確認と、公表による地域住民への情報提供を可能とし、一定の解決とする。

4. 残された課題

本節では、小高の少子化解決に向けて、こどもの地域に対する愛着を高め、Uターン意識を醸成する政策を2つ提言したが、その効果については、継続的に見る必要がある。地元への愛着醸成という観点では、施策実施後にアンケート調査等を行うことにより、その時点での効果を測ることは可能だが、実際に問題となるのは、Uターン検討時に本人がどのように考えているのか、そして、実際にUターンにつながるかということである。すなわち、政策の効果測定という観点からは、長い目で見る必要があり、また、Uターン実行に対して有効な要素は何かという点に課題が残っているといえる。

「ひと」分野の小括

第一章ひと分野では、原子力災害被災に伴う長期避難により生じた、人口減少、極端な少子高齢化という現状により、将来の担い手が不足し、小高の地域としての持続可能性が低下していることを課題と捉え、直接的に人口増加を狙う「外から来てもらう」、出生数の増加によって少子化の解決を狙う「産みたいを産めるに」、将来の担い手として今いるこどもに将来も地元で活躍する選択肢を残す「今いるこどもを残す」、という3つのアプローチから政策提言をした。

²³⁵ 東京都産業労働局・前掲注（226）

²³⁶ 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱（最終改正：令和6年2月22日）

²³⁷ 福島まちづくりセンター・前掲注（234）

「外から来てもらう」では、現行施策でもある移住・定住施策では、人口構成が男性に偏っていることに着目し、主に子育て世代の女性にとって魅力的な環境整備を目的に、デジタル人材育成プログラムを提言した。この施策の効果は、移住増に寄与するだけでなく、子育てと仕事を両立しやすい環境を作るという点で、「産みたいを産めるに」と共通する部分が多分にあるものである。

「産みたいを産めるに」では、出産できない理由に挙げられる子育て負担を課題と捉え、ファミリーサポート制度の利用促進と家事サポート制度の新設という2つの施策を提言した。これらは、どちらも子育てにおける肉体的・精神的負担の軽減に効果があり、地域全体で子育て世帯を支えるものとなっている。さらに、子育てに関するサポートが充実していることがまちの魅力向上にもつながり、「外から来てもらう」施策との相乗効果により、小高の人口増に寄与すると考えられる。換言すれば、「外から来てもらう」施策と「産みたいを産めるに」の施策は、一蓮托生なのである。

「今いるこどもを残す」では、こどもが地元に残るために、愛着を高める必要があり、そのためには地域と繰り返し関わりながら課題を解決する教育活動が必要であること、高校卒業後も地域とのかかわりを維持できるようにする必要があることを先行研究から確認し、いどむ教育プログラムと若者活動促進事業補助金の2つの施策を提言した。いずれの施策も愛着醸成に効果があるものとなっており、将来のUターン検討につながるものであると期待される。

以上3方向5施策を、ひと分野の政策提言とする。

また、これら5施策の全体像は、以下の図23のとおりである。

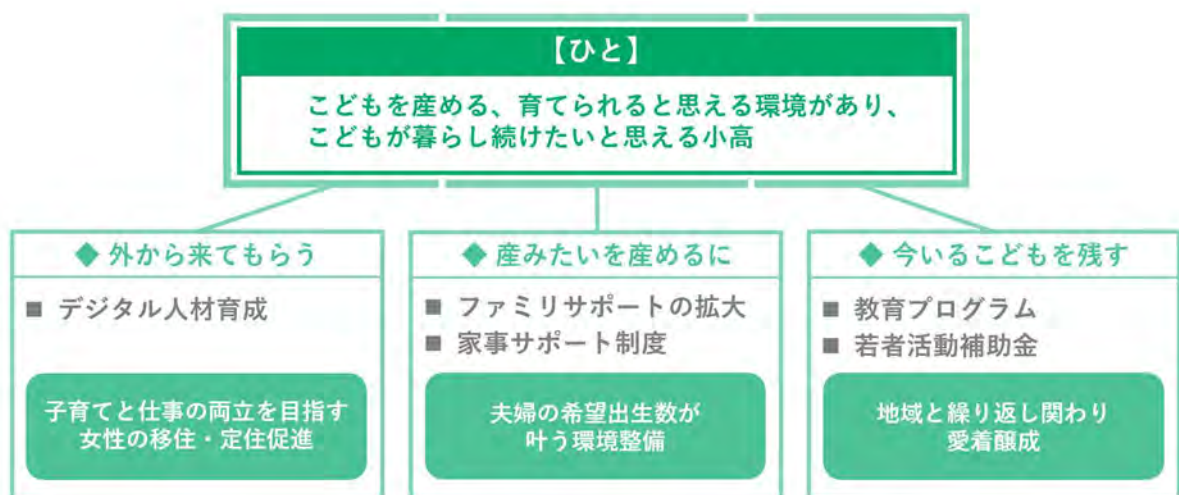


図 23：ひと分野の提言の全体像（WSD作成）

ひと分野は、「こどもを産める、育てられると思える環境があり、こどもが暮らし続けたいと思える小高」を目標とし、先に解説した施策を提言するものである。

第二章 くらし分野

第二部第二章で述べたように、「居住空間」は、生活環境というハード面の概念であるだけでなく、そこに居住する人の活動というソフト面とも密接不可分に関連し合う。加えて、「快適なくらし」や「暮らしやすさ」は人の主観的な認識に依存するところも大きく、個々人の身体的・精神的な状態にも左右される。つまり、くらしにおける満足が損なわれる場合を、客観と主観という観点から整理すれば、生活環境における機能が低下して客観的に不便が生じている場合と、その人の肉体的な能力の低下やネガティブな精神状態等によって、主観的に満足できる生活が送れていないと感じる場合に分けられる。従って、生活満足度を向上させるためにはハード面とソフト面、主観面と客観面それぞれの困りごとを解消することが必要である。

そこで、小高で特に顕在化しているくらしの満足度を下げる困りごとを解消し、小高で生活を送る人が、自身の生活に満足ができるようにするための提言を行う。

まず、小高の生活環境については、第一部第五章第二節4でも先述したが、地域住民の足となる「公共交通」の満足度が著しく低下している。また、詳しくは後述（第三部第二章第一節）するが、小高区の地域交通は持続可能性にも課題を抱えており、生活環境の維持という点からも施策を打つ重要性が高い。また、小高区は第一部第五章第二節でも述べたように、住民の約半分が65歳以上の高齢者であり、なおかつ鹿島区・原町区に比べて閉じこもり傾向が強くなっていることから、認知症リスクや要支援・要介護状態のリスクを抱えている。そしてそのような認知的な能力や身体的な能力が低下してしまうと、日々の生活が困難になり、満足のいく生活を遅れなくなる懸念がある。よって、それらの問題に対応するための「地域福祉」にも施策を打つことが重要である。また、小高特有の状況として第一部第五章第二節6に記述のとおり、太陽光発電施設の増加が挙げられる。太陽光発電施設の増加による景観等住民の生活環境の悪化等は、地域住民の不安や不満を惹起し、結果的にくらしの満足度の低下につながる。よって小高区においては「太陽光パネル」についても、住民の不安を軽減できるような施策を打つ重要性が高い。以上の議論を踏まえ、WSDはくらし分野における目標を「快適で暮らしやすい環境の中で、住み続けられる小高」と設定し、「地域公共交通」「地域福祉」「太陽光パネル」の3つについて提言を行う。

第一節 地域公共交通（持続性確保）

1. 現状と課題

原発事故に伴う5年間に及ぶ避難期間は、小高区の交通環境に大きな影響を与えた。先述（第一部第五章第一節2）したように、原発事故後小高区には5年間の長期にわたって避難指示が出されており、それによって避難指示解除後に小高区への帰還を選択しない被災者も多く、事故前と比較して商店や病院の数が減少した。そのため、小高区だけでは生活を完結させることが困難であり、住民の多くが通院や通学、買い物を目的として原町区へ移動している実態がある。しかし、区内を運行する路線バスは震災前に廃止されて久しく、区内に小高・桃内の両駅を有するJR常磐線も、日中は2時間以上列車の間隔が空く時間帯もある等、

日常的な移動の利便性は決して高いといえないほか、JR常磐線からの乗り換え先となる原町区内の路線バスも運行本数が少ない実態がある。2023年に行われた、小高区の227人の住民を対象とした意識調査では、原発事故前と現在の生活満足度を、子育て環境や医療環境、公共交通環境等、様々な側面から調査した。その結果、現在の公共交通環境に対する満足度は事故前の約6割程度に減少したことが明らかになっている。以上のような公共交通環境から、地域住民の主要な移動手段は自家用車となっており、南相馬市の一世帯あたりの保有車両数は2.44台と、福島県内全市町村の平均値である2.03台を上回っている²³⁸等、公共交通を主な移動手段として利用する人は多いとはいえない。しかし、小高区は長期に及んだ避難期間の影響で、通学や通院、買い物等のために日常的に区をまたいで移動する必要がある人々が少なくないものの、高齢化率が49.3%に達していることや、小学校の学区が区内全域に拡大したことで、自家用車を所有あるいは自ら運転できない「交通弱者」²³⁹が増加した、という原子力災害被災地特有の事情を抱えている。実際に、南相馬市が65歳以上の高齢者を対象に行った調査²⁴⁰では、市が力を入れるべき福祉施策として、回答者の約33%が「福祉バスの運行等公共交通の充実」を選択したほか、市内の学校に通う中高生を対象に行った調査²⁴¹では、南相馬市を住みにくいと思う理由として、回答者の約53%が「買い物等の日常生活が不便である」を、約31%が「通学等の交通の便が悪い」と回答しており、以上から小高区における公共交通はいわゆる「交通弱者」にとって必要性が高いといえる。

2. 現行施策とその課題

現在、小高区の主な公共交通として、市が運営する「ジャンボタクシー」と「スクールタクシー」がある。ジャンボタクシーはデマンド型の乗り合いタクシーであり、小高区・原町区の旧避難指示区域に住む被災者が小高区内の移動や小高～原町間の移動に利用できる。運行は、市が地元のタクシー事業者である富士タクシーと三和商会の2社に委託している。この取組のルーツは、2001年に事業化された「おだかe-まちタクシー」にある。当時小高区は、全国に先駆けてデマンド型乗合タクシーを導入した地域として注目された。高齢者の外出機会を増やし、商店街を振興する施策の一環として、旧小高町の商工会連合会が主体となって運営していた。乗車予約が電話でできたことや、玄関先まで送迎してくれることから、自ら運転しない高齢者から好評であり、震災前には年間3万人が利用していた。このe-まちタクシーの仕組みを概ね踏襲して運行されているのが、現在のジャンボタクシーである。

また、スクールタクシーは小高小学校・小高中学校の児童・生徒の登下校用に運行されている乗り合いタクシーである。小高区では震災後、区内に4校あった小学校が合併し、学区

²³⁸ 国土交通省東北運輸局福島運輸支局HP「運輸支局要覧（令和5年版）」

<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/fs/fs-sub40.htm><https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/fs/fs-sub40.htm>（2025/01/23）

²³⁹ 国土交通省「第2次交通政策基本計画」

<https://www.mlit.go.jp/common/001407578.pdf>（2025/01/23）

²⁴⁰ 南相馬市・前掲注（140）

²⁴¹ 南相馬市・前掲注（221）

が拡大したことで児童の通学範囲が広がったことから、通学の安全性や利便性の確保を目的に、日々の登下校の足として運行が始まった。対象者は、区内に住む児童・生徒のうち廃校となった小学校4校の学区に住むこどもであり、現在小学生21名・中学生9名が利用している²⁴²。なお、本来は学区外である、原町区の避難先から小高区の小中学校に通学している児童・生徒の送迎用に、スクールタクシーとは別にスクールバスも運行されている。スクールバスは、運行日や運行形態、財源はスクールタクシーとほぼ同一であることから、本稿では便宜上、スクールバスもスクールタクシーとして扱う。

ジャンボタクシーとスクールタクシーは、国の復興財源である「被災者支援総合交付金」（以下「交付金」という。）によって100%賄われているという点で共通している。被災者支援総合交付金とは、震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を目的に設置された特別会計である「東日本大震災復興特別会計」（以下「復興特会」という。）の枠組みの中に存在する、被災者の生活再建を目的とした国の補助事業である。住宅支援から健康支援に至るまで、被災者の生活再建ステージに応じた多方面でのサポートを実施しており、2024年度は6,331億円の復興特会予算額のうち93億円が計上されている²⁴³。小高区のジャンボタクシー・スクールタクシーに関しても、原子力災害により小高区内で生活を完結させることが困難になったことから支援対象となっているが担っているその制度趣旨を踏まえて利用者は被災者に限定されており、区外からの来訪者や移住者が利用することはできない。

また、南相馬市全体に目を向けると、鹿島区・原町区では定額タクシー事業「みなタク」が実施されている。この事業は、鹿島区・原町区の住民が事前に登録することで、自宅と市内の中心部地域・医療機関といった指定された乗降場所の間を、エリア毎に定められた一定の金額で移動できるものである。使用されているのは通常の乗用タクシーであり、市が事業者と契約をして登録利用者の利用料の一部を支払う形で実施されている。みなタクは、任意のタイミングで、かつドアツードアで移動ができるため利便性が高いほか、利用登録にあたっての年齢制限もないこと等から近年利用者が増加傾向にあり、市の財政負担は年々拡大し、年間約6,000万円にのぼっている²⁴⁴。高齢化の進行や交通弱者の増加が今後も続くため、市は今後も利用者が増加すると見込んでおり²⁴⁵、一般財源の持ち出しも膨らんでいくと予想される。定額タクシー制度は、個人を対象としたタクシー料金の直接補助に近い側面があることから、国の支援策を活用せず自主財源で賄っており、市にとって少くない負担となっている。

以上の整理のとおり、小高区では地域住民の移動利便性確保のため、ジャンボタクシーやスクールタクシーといった様々な施策が実施されている。しかし、これらの充実した施策は、復興財源である被災者支援総合交付金の存在が大前提となっていることに留意が必要で

²⁴² 南相馬市教育委員会ヒアリング（2024/10/22）より。

²⁴³ 復興庁「復興の枠組みについて」（令和6年4月30）

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/20240430_03_shiry03-01.pdf（2025/01/06）

²⁴⁴ 南相馬市生活環境課ヒアリング（2024/10/22）より。約6,000万円は、利用者の自己負担分を差し引いた運行にかかる経費。

²⁴⁵ 南相馬市生活環境課・前掲注（244）

ある。市生活環境課によれば、ジャンボタクシーには年間約3,600万円、スクールタクシーには年間約5,000万円で合計約8,600万円もの運行経費がかかっており、これは市の受け取る被災者支援総合交付金の約53%を占める額である²⁴⁶。市の将来的な財政状況は「近年の経済状況等による市民税の微減等、地方税の増加が見込めない中で、引き続き増加する社会保障費や、維持補修に要する経常経費等の財政需要の増加により、厳しい状況²⁴⁷」だと分析されている。このことから、交付金が仮に縮小・廃止されれば、市の一般財源によって現在と同程度の額を支出し、運行スタイルをそのまま維持することは困難だと言わざるを得ない。一方で、小高区の地域交通の維持に不可欠な役割を果たしている国の被災者支援総合交付金は、今後も無期限に継続するとは考えにくい。前述したとおり、被災者支援総合交付金は復興特会のフレームに存在する補助事業であるが、特別会計に関する法律附則第2条第1項は「復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第二十一条の規定により復興庁が廃止されたときは、東日本大震災復興特別会計は、別に法律で定めるところにより、廃止する」としているように、復興特会と交付金は時限的なものである。実際に、復興庁は「復興の進展に伴って同交付金が将来的に縮小・廃止されることが予想される」と指摘しており²⁴⁸、復興財源に頼れなくなった後の将来像を検討する必要性は高いと考えられる。以上より、交付金の廃止後、小高区内の地域交通を維持するため市の財政負担が増えることは避けられない一方で、先述（第一部第五章第二節4）したように震災前後で区内の公共交通の利便性は既に低下している実態があることから、今後交付金縮小・廃止時に必要経費が増加し、それに伴って交通の維持が困難となり、住民の生活サービスがさらに大きく低下することを防ぐ施策が必要だといえる。

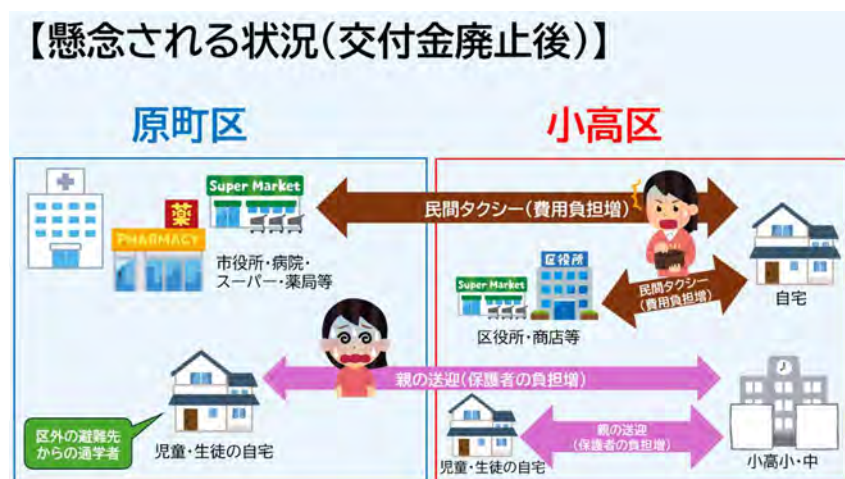


図 24：交付金廃止後に懸念される状況を示したイメージ（WSD作成）

²⁴⁶ 南相馬市「令和5年度 予算主要事業説明書」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/4/syuyou202304122.pdf> (2025/01/23)

²⁴⁷ 南相馬市「令和6年度 予算編成方針の概要」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/4/20231023.pdf> (2025/01/23)

²⁴⁸ 復興庁本庁ヒアリング（2024/11/19）より。

3. 政策提言

3-1. 全体像

以上では、小高区の地域交通が抱えている課題が、大きく持続性と利便性に整理できることを明らかにした。大目標である「選ばれる小高づくり」を実現するためには、自分で車を運転して移動できないこどもや高齢者、移住者や区内への来訪者を含め、様々な人が移動の足に困らない環境を構築し、今後も維持し続けなければならない。これを実現するためには、運行を効率化し経費を削減することで、市の限られた支出の中で地域公共交通を存続させていくことが求められる。つまり、小高区の地域交通の運行を効率化することで必要経費を抑え持続可能性を高めるのと同時に、それに伴う移動利便性の低下を最低限に抑えることが必要となる。以上を踏まえて、目指す姿を「快適で暮らしやすい環境の中で、住み続けられる小高」に設定し、持続可能性と利便性の確保を両輪で実現することを目標とする。

本項では、復興財源へ依存し持続可能性が高いとはいえない現状がある小高の地域交通提言の全体像を確認し（3-1）、参考とする先進事例の仕組みとその効果を明らかにしたのち（3-2）、課題解決に向けた提言を行う（3-3）。具体の施策として、①既存のスクールタクシーを混乗化することで利用者層を拡大し「のまたん号」として再編すること、②ジャンボタクシーとスクールタクシーの運行が重複している区間を、新設するコミュニティバスに再編すること、の2点を提言する。

3-2. 先進事例とその効果

施策の提言を行うにあたり、参考にした事例が岐阜県白川町の「おでかけしらかわ・きたしらかわ」である。白川町は、人口約7,000人の山間部に位置する自治体であり、人口減少や高齢化が進んだことで、路線バスの利用者が減少し、運転手不足も相まって路線の一部が削減される等厳しい公共交通環境があった²⁴⁹。そこで、隣接する東白川町と協同し、町内交通の持続可能性を高めるための取組が行われた。本事例の概要は、人口減少やバス運転手不足への対策と、公共交通利用者の利便性確保を目的に、既存の交通を整理・統合したものである。白川町では、町が運行経費を補助する路線バスが2路線運行されていたが、町内の病院に向かう患者送迎バス9路線中6路線が路線バスと重複していた²⁵⁰。そこで、運行の効率化を図るため、患者送迎バスを路線バスへ統合することに加え、拠点間輸送の路線バスとドアツードア輸送のデマンド交通をリンクさせネットワーク化する「おでかけしらかわ・ひがししらかわ」と呼ばれる施策が行われた。これにより、患者送迎バスと路線バスの重複運行区間が整理され、2023年度の白川町・東白川町が実質的に負担する額は前年度と比較して728万円減少した。利用者数を見ても、定期バスは患者送迎バスとの統合によって利用者が

²⁴⁹ 白川町・東白川町「白川・東白川地域公共交通計画2028」（2024年3月）

https://www.town.shirakawa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/002/400/tiikikoukyoukoutuukeikaku.pdf（2025/01/23）

²⁵⁰ 日経BP総合研究所「事例研究 民間の病院バスを公共交通に統合、白川町」

<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/434167/073000280/?P=1>（2024/12/11）

前年度比で約1,800人増加する効果が見られ²⁵¹、トータルで必要となるドライバー数や経費の削減しつつ、地域公共交通の持続可能性が高まったといえる。

3-3. 施策の提言

先述のとおり、小高区が居住先として「選ばれる」ためには、地域交通の持続可能性を高めることと、それに伴う利便性の低下を最小限に抑えることの両立が求められる。そこで、本項では具体的な施策の内容を検討する。考えられる施策の一つに、交付金の廃止によって現在の区内交通を維持できなくなった際に、鹿島区・原町区両区で実施されている「みなタク」の実施エリアを小高区にも拡大することが挙げられる。しかし、この施策は費用面の課題や小高区の住民の生活スタイルを考慮すると、現実的なものとはいいがたい。市生活環境課へのヒアリングによれば、小高区には病院やスーパーといった生活に必要な基盤が十分整っていないことから、少なくない数の小高区民にとって、原町区への移動は必要不可欠なものである。こうした状況でみなタクを小高区に導入した場合、原町区までの区をまたいだ移動費はジャンボタクシーの4倍に増加²⁵²し、移動コストが大幅に増えるため、住民の日常生活に少なくない影響が及ぶ。住民負担を軽減するために、みなタクの利用料金を下げること考えられるが、現状でも鹿島・原町区でみなタクを実施するにあたって多額の財政負担が生じていることを鑑みれば、小高区民の利用料金だけを値下げすることは非現実的だと考えられる。

「みなタク」のエリア拡大以外にも、近年全国各地で導入が進む、市町村やNPO法人等が交通空白地帯の解消のために実施する「公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）」を小高区へ展開する施策も考えられよう。しかし、小高区で公共ライドシェアを導入するためには、担い手の確保と安全性の確保という2つの課題を解決する必要がある²⁵³。まず、担い手の課題についていえば、小高区の居住人口は約3,800人であり、高齢化率が50%に近いことから、ライドシェアの持続的な担い手として期待される若年～中年層のドライバーが比較的少ない。長期避難等の要因で、人口構成の偏りは市内他区と比較しても顕著であり、今後小高区の高齢化がさらに進行した場合に、ライドシェアの運行体制を持続的に維持していくことは困難であると考えられる。担い手の課題に加えて、仮に高齢者がライドシェアの担い手となった場合に、運行の安全性を担保していくことは容易ではないと想定される。内閣府の調査によれば、65歳以上の運転者による交通死亡事故の発生件数は、年齢層が高くなるとともに多くなる傾向があるという²⁵⁴。ライドシェアの参考事例として、小高区同様、高齢化率が45%にのぼり他地域と比較しても少子高齢化が著しい福島県福島市土船地区において、自家用車を活用して高齢者の移動を支援する「土船おでかけサポート」（以下「おでかけサ

²⁵¹ 白川町・東白川町・前掲注（249）

²⁵² 南相馬市生活環境課・前掲注（244）。ジャンボタクシーで小高区と原町区を跨ぐ際の運賃は500円であるのに対して、みなタクで区を跨ぐ場合の利用料金は2,000円に設定されている。

²⁵³ 南相馬市生活環境課・前掲注（244）

²⁵⁴ 内閣府HP「特集 高齢者の交通事故防止について」

https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/r06kou_haku/zenbun/genkyo/feature/feature_1_3.html（2025/01/19）

ポート」という。)がある。おでかけサポートは、路線バスでアクセスしにくいスーパーや病院等へタクシーと比べて安価に移動できるため、外出しやすい環境の構築や日常的な移動の困難解消に貢献している²⁵⁵。一方で、利用者を送迎するドライバーが60歳代後半から70歳代前半であるのに対して利用者は平均70歳代²⁵⁶と、高齢者が高齢者を乗せる構図が生まれている。ドライバーを確保するために、区長や町内会長による募集を行っているものの、ドライバー登録している住民の稼働率に差があることや新規登録が少ないこと等の課題が存在しており、小高区でも同様の問題が生ずると予想される。市の担当課へのヒアリング²⁵⁷でも、「このまま高齢化率が上がり、ライドシェアの運転手を高齢者が担うことになった場合、安全性を確保できるのかも問題になる」や「小高区がライドシェアの市場として成り立つのかが疑問に思われる」といった見解が示されており、小高区における公共ライドシェア導入は、現時点では課題が多いと考えられる。

以上を踏まえて、地域交通の持続可能性を高めるための施策として、「①スクールタクシーを混乗化することで利用者層を拡大し「のまたん号」として再編すること」「②ジャンボタクシーとスクールタクシーの運行が重複する区間を新設するコミュニティバスに再編すること」の2点を提言する。施策が実施される時期は、①に関しては「今後1～2年の直近の時期」に、②に関しては「被災者支援総合交付金の廃止後」と設定し、①→②の順に取り組んでいくことを想定する。施策の概要としては、ジャンボタクシーとスクールタクシーの運行が重複している原町～小高間を統合し、区を跨いだ拠点間移動に特化した交通手段として、定時定路線型のコミュニティバスを新設するもので、市が市内交通事業者へ運行を委託する形式を想定する。加えて、市が車両を一日貸し切って運行しているスクールタクシーを、空席や日中の間合い時間に住民や交流人口が利用できるようにした「のまたん号」へと再構築し、区内移動の足とする。これにより、小高区内の輸送はスクールタクシーを混乗化した「のまたん号」が、小高区・原町区間の輸送はコミュニティバスが担うかたちとなり、役割に応じて両者のすみ分けを実現する。なお、本施策では域内交通と区外にまたがる拠点間交通の乗り換えが発生するが、コミュニティバスと「のまたん号」が小高交流センター前に設置された停留場で接続することで、それに伴う利便性低下による影響を抑える。「のまたん号」及びコミュニティバスが想定する運行形態や財源、時刻表等の詳細を以下に示す。

表 19：「のまたん号」運行に際しての想定内容（WSD作成）

➤運行エリア

：小高区全域

※区外への運行は行わず、コミュニティバスの拠点間輸送を補完する区内輸送を担う

※小高交流センターをコミュニティバスとの接続拠点として、区外への移動にも対応

➤運行時間帯

²⁵⁵ 社会福祉法人青葉学園ヒアリング（2024/10/15）より。

²⁵⁶ 社会福祉法人青葉学園・前掲注（255）

²⁵⁷ 南相馬市生活環境課・前掲注（244）

：7時半～18時

※コミュニティバスの運行時間帯と登下校の時間帯をカバー

※朝夕時間帯は、児童・生徒の登下校目的の利用に優先的に配車

➤**運行日**

：毎日

➤**運賃**

：無料

※現行のスクールタクシーと同様

➤**運行委託先**

：区内のタクシー事業者

※これまでのスクールタクシー運行等で蓄積してきたノウハウを活用

➤**施策の実施時期**

：今後1～2年の直近の時期（被災者支援総合交付金廃止前）

➤**財源**

：（国）被災者支援総合交付金

表 20：コミュニティバス運行に際しての想定内容（WSD作成）

➤**運行エリア**

：小高駅／小高小・中／小高交流センター～原町区内の病院・スーパー・公共施設等

※原町区内の停留所は、ジャンボタクシーと同じ場所への設置を想定

※公共交通需要が小高駅西側で多く発生している²⁵⁸ことから、起終点を駅西側の拠点に設定

※小高交流センターで、区内の輸送を担う「のまたん号」と乗り換え可能

➤**運行時間帯**

：7時半～16時

※運行時間帯はジャンボタクシーと同じ時間帯を想定

※高齢者の通院や児童・生徒の登下校に配慮した現行ダイヤを基本的に踏襲

※小高駅で常磐線との接続を取るダイヤとすることで、公共交通の利用を促進

➤**運行日**

：毎日

➤**運行本数**

：平日4往復・土休日3往復

※現行のジャンボタクシーでは、平日4往復・土曜3往復・日祝日1往復のところ増便

➤**運賃**

：400円

※ジャンボタクシーでは500円のところ値下げ

➤**運行委託先**

²⁵⁸ 吉田樹 (2017)「南相馬市『ジャンボタクシー』事業に見る原発被災地の交通問題」福島大学研究年報, 第12号

：市内のバス・タクシー事業者

※これまでのジャンボタクシー運行等で蓄積してきたノウハウを活用

➤施策の実施時期

：被災者支援総合交付金の廃止後

➤財源

：（国）地域内フィーダー系統補助・（県）市町村生活交通対策事業補助・（市）一般財源

※以上の運行形態では、市の一般財源からの持ち出しは約533万円と試算（後述）

利用の多い朝夕の①②便は、ジャンボタクシーのダイヤを踏襲。通勤・通院・買い物目的での移動をカバー

登校に便利なダイヤ

下校に便利なダイヤ

⑥便は特急と接続し、東京圏から小高へのアクセス性が向上

登校に便利なダイヤ

下校に便利なダイヤ

小高区→原町区

バス停	①便	②便	③便	④便
常磐線接続列車	7:02/7:20	8:01/8:20	—	16:34/16:34
行き先	水戸/原町	水戸/原町	—	水戸/原町
JR小高駅	7:25	8:25	15:45	17:00
小高交通センター・小高区役所	7:28	8:28	15:48	17:03
小高小学校	7:31	8:31	15:51	17:06
小高中学校・産業技術高校	7:33	8:33	15:53	17:08
小高神社入口	7:38	8:38	15:58	17:13
マルイ眼科	7:53	8:53	16:13	17:28
ヨークベニマル原町西店	7:55	8:55	16:15	17:30
石原クリニック	7:57	8:57	16:17	17:32
上町団地	8:00	9:00	16:20	17:35
うめだ腎臓内科	8:02	9:02	16:22	17:37
南相馬ジャスコ	8:05	9:05	16:25	17:40
旧文化センター前	8:07	9:07	16:27	17:42
小林眼科	8:10	9:10	16:30	17:45
おのだ内科医院	8:15	9:15	16:35	17:50
大町病院	8:17	9:17	16:37	17:52
JR原町駅	8:19	9:19	16:39	17:54
常磐線接続列車	8:45/8:53	9:50/9:51	16:09/16:46	18:15
行き先	水戸/仙台	仙台/品川(特急)	原町(仙台始発)/仙台	仙台
小野田病院	8:22	9:22	16:42	17:57
はらまち心療内科クリニック	8:25	9:25	16:45	18:00
道の駅南相馬	8:29	9:29	16:49	18:04
南相馬市立総合病院	8:32	9:32	16:52	18:07
三澤内科ハートクリニック	8:36	9:36	16:56	18:11
フレスコキチ東原町店	8:40	9:40	17:00	18:15
備考	土休日運休			

原町区→小高区

バス停	⑤便	⑥便	⑦便	⑧便
フレスコキチ東原町店	7:05	11:25	12:45	15:10
三澤内科ハートクリニック	7:08	11:28	12:48	15:13
南相馬市立総合病院	7:12	11:32	12:52	15:17
道の駅南相馬	7:15	11:35	12:55	15:20
はらまち心療内科クリニック	7:19	11:39	12:59	15:24
小野田病院	7:22	11:42	13:02	15:27
常磐線接続列車	6:50/7:52	11:31	12:59	14:57
行き先	原町(仙台始発)/水戸	仙台(特急)	原町(仙台始発)	原町(仙台始発)
JR原町駅	7:25	11:45	13:05	15:30
大町病院	7:27	11:47	13:07	15:32
おのだ内科医院	7:29	11:49	13:09	15:34
小林眼科	7:30	11:50	13:10	15:35
旧文化センター前	7:37	11:57	13:17	15:42
南相馬ジャスコ	7:39	11:59	13:19	15:44
うめだ腎臓内科	7:42	12:02	13:22	15:47
上町団地	7:44	12:04	13:24	15:49
石原クリニック	7:47	12:07	13:27	15:52
ヨークベニマル原町西店	7:49	12:09	13:29	15:54
マルイ眼科	7:51	12:11	13:31	15:56
小高神社入口	8:04	12:25	13:45	16:10
小高中学校・産業技術高校	8:09	12:31	13:51	16:16
小高小学校	8:11	12:34	13:54	16:19
小高交通センター・小高区役所	8:14	12:37	13:57	16:22
JR小高駅	8:17	12:40	14:00	16:25
常磐線接続列車	8:20	—	14:18	16:34
行き先	原町	—	水戸	原町
備考	土休日運休			

図 25：コミュニティバスの想定時刻表（WSD作成）

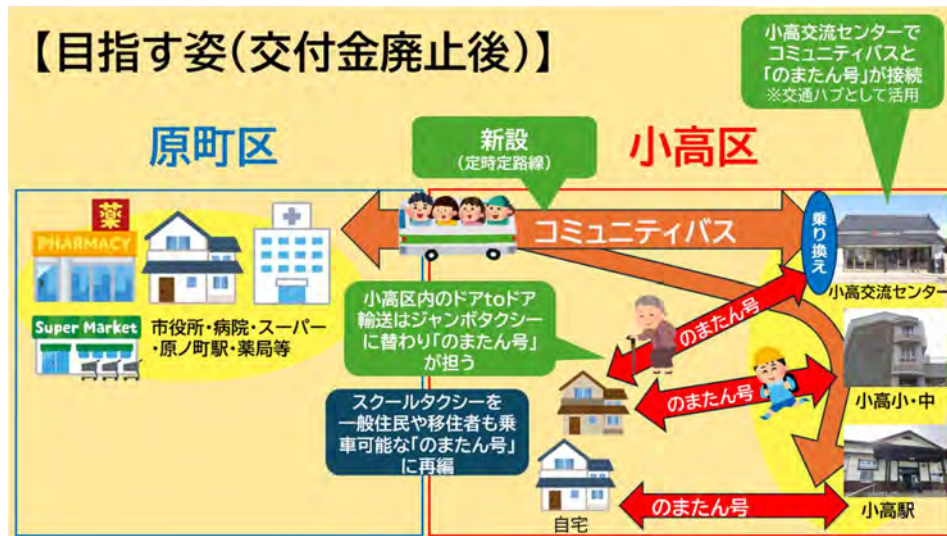


図 26：本施策が目指す公共交通環境を示したイメージ (WSD作成)

本施策の実現可能性を検討するにあたり、以下でコミュニティバスの必要経費を試算する。まず、「運行経費＝(1日あたり運行キロ)×(運行単価²⁵⁹)×(運行日数)」より、前記の想定におけるコミュニティバスの年間運行経費は、平日：15km×2×4往復×355円×245日＝10,437,000円、土休日：15km×2×3往復×355円×120日＝3,834,000円となり、10,437,000円＋3,834,000円＝約1,427万円と試算される。ここから、コミュニティバスの運賃収入：400円×550人²⁶⁰×12か月＝264万円を引くことで、赤字額は約1,427万円－264万円＝約1,163万円と算出される。赤字分は、国や県の補助事業の対象となる。国の地域内フィーダー系統補助によって赤字額の2分の1が補助されるほか、福島県市町村生活交通対策事業補助金によって、赤字額の6分の1もしくは24分の1が補助される²⁶¹。以上を踏まえると、コミュニティバスの運行にあたっての市の持ち出しは、約1,163万円(赤字額)－約582万円(国補助)－約48万円(県補助・路線収支率55%未満の場合)＝約533万円となる。現在、ジャンボタクシーの運行に年間約3,600万円がかかっているが、「のまたん号」の運行経費が現状どおり約5,000万円必要であるとしても、本施策によってジャンボタクシー・のまたん号合計で約3,067万円を削減できると試算される。

なお、復興庁へのヒアリングによれば、国は被災者支援総合交付金によってスクールタクシーの運行経費を賄いつつ、利用者を児童・生徒以外の層にも拡大することを否定しておら

²⁵⁹ 運行単価は、令和6年の地域キロ当たり標準経常費用(東北ブロック)による。標準経常費用とは「その地域の事業者がバスを運行するのに要する平均的な費用」であり、人件費・燃料費・車両費などを含む。なお、年間の平日を245日、土休日を120日とする。

(参考)国土交通省「令和6年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助ブロックごとに定める標準経常費用について」(令和5年6月)

<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000315910.pdf> (2025/01/21)

²⁶⁰ 富士タクシーヒアリング(2024/08/19)より。ジャンボタクシーを1か月に約550人が利用していることから。

²⁶¹ 路線収支率が55%以上では6分の1が、55%未満の場合は24分の1が補助率となる。

(参考)福島県「市町村生活交通対策事業補助金について(県単補助)」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/285095.pdf> (2025/01/08)

ず、「復興庁としては、各要綱上問題なければ、混乗について実施を妨げるものではない」としている²⁶²。したがって、現状では児童・生徒専用となっているスクールタクシーの混乗化は、復興庁との協議が整い、関係各要項との整合性が確保されれば、交付金の廃止されるタイミングを待たず、短期的に実現できる可能性のある施策である。

この施策によって期待される効果としては、（１）運行の効率化（２）運行本数増による利便性向上（３）外出機会の創出（４）関係人口の二次交通確保の4点が挙げられる。

一般に、デマンド交通とコミュニティバス等の乗り合いバスを比較した際、ルート設定や利用できるタイミングといった観点でデマンド交通の方がより利便性が高いと評価されることが少なくない²⁶³。しかしながら、小高区においては、以下の4点の効果から地域公共交通に乗り合い型のコミュニティバスを導入することが小高区の実態に即した交通サービスを提供できるため適当だと考えられる。1点目の効果は、現行のジャンボタクシーと比較して区をまたいだ広域的な輸送に資源を集中的に投入することができ、復興財源に依存できない環境下でも運行本数を増加させられるほか、予約不要で乗車可能になることによって、通院や買い物といった定期的な外出以外にもまちの中心部へ出かける機会を創出できる。同時に、運行頻度が低いJR常磐線を補完する移動手段として、来市したビジネスパーソンや観光客等の、これまで利用できる二次交通が乏しかった層の小高区への誘客効果が期待できる点だ。復興庁も、「復興が進むことによる地域住民のニーズの変化等により、被災者支援総合交付金で支援できるスクールバスやデマンドタクシーから、いずれ、震災後に移住された方も含めて地域で生活する全ての方を対象とする制度への移行が必要」²⁶⁴だと指摘しており、本施策は国の方針とも合致する。2点目は、定時定路線型の運行を採用することで、時刻表どおりに走行する定時運行が可能となることである。現行のジャンボタクシーはデマンド型交通であることから、利用状況に応じ目的地までの所要時間が大きく変動する可能性があり、日常的な通勤・通学には利用しづらい実態がある。しかし、本施策によって、例えば小高交流センター～南相馬市役所間のような拠点間では、よりスケジュールに即した移動が可能となり、通勤・通学目的での利用が促進される。また、3点目のメリットとして、小高区内のDoor-to-door輸送や、利用者を区内各所からピックアップする輸送をジャンボタクシーから「のまたん号」へ移行することで、必要経費を縮減できることが挙げられる。上に示した試算では、4点目は、小高区～原町区の輸送へ特化することで限られた資源をより集中的に投下し、利用料金の値下げや運行本数の増加を実現でき、住民の移動利便性を高められる点である。

以上を踏まえれば、基幹輸送を担うコミュニティバスの導入と、スクールタクシーの空席や間合い時間を活用する「のまたん号」による域内輸送を組み合わせるかたちで再構築する

²⁶² 復興庁本庁・前掲注（248）。

²⁶³ 竹内龍介・吉田樹（2022）「自治体におけるコミュニティバスとデマンド交通の導入実態及び計画プロセスの際に関する研究」土木学会論文集，78(6)，613-622項

²⁶⁴ 復興庁本庁・前掲注（248）

ことが、小高区の地域公共交通の持続可能性を高めつつ、それに伴う利便性の低下を最小限に抑えるうえで最適な施策だと考えられる。

4. 残された課題

最後に、本施策に関係して残された検討すべき課題として、運行経費試算と財源に関する課題を挙げる。第三部第二章第三節3-3で示した「約533万円」という試算結果は、運行単価に一日あたりの運行キロと運行日数をかけ合わせて導かれた運行経費から、運賃収入と国・県の補助金額を引くことで算出したものである。しかし、実際にコミュニティバスを新設するにあたっては、追加で運行経路の調査や各種登録、事業者への委託等にコストがかかることや、復興事業の本格化やコロナ禍での厳しい経営環境を背景としたドライバー不足に伴う追加出費が想定されるものの、本論ではそれらの具体的な数値を算出することができなかった。また、活用を想定する国や県の補助事業について、実際に適用可能か否かを照会するには至らなかった。スクールタクシーの混乗化（提言①）について、施策の実施時期を被災者支援総合交付金が給付されている直近1～2年に設定していたこともあり、混乗化が実現した後の財源として、同交付金の活用を想定している。しかし、将来的に提言①と一体的に実施されることを想定する提言②では、同交付金の廃止後を射程としており、市の一般財源以外の収入源の確保が望ましいが、今回の提言では活用しうる国の補助金等を具体的に検討するには至らず、今後の検討課題としたい。

第二節 高齢者福祉①（社会的孤立の解消）

1. 現状と課題

1-1. 現状とその背景

1-1-1. 長期避難に伴う独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加

長期避難を余儀なくされた原子力被災地域の帰還者の特徴として、働き世代やそのこどもの多くは避難先等での生活再建を選択し、帰還者の多くは高齢世代であったことが挙げられる。小高区においては、帰還に伴い世帯分離を経験した世帯も少なくなく、世帯の核化が進むほか、配偶者の施設入所・死別等により高齢者の独居化が進行し、現在、高齢者のみ世帯や独居高齢者が増加している²⁶⁵。

小高区における1世帯あたりの住民登録人口は、震災発生時の2011年3月時点で、約3.9人/世帯であったのに対し、震災後の2024年8月現在で、約2.4人/世帯にまで減少している。また、小高区に住民登録を置く2,609世帯6,233人（2024年8月現在）のうち、実際の小高区内（旧避難指示区域内）の居住数は1,775世帯3,854人であり、1世帯あたりの人口は約2.2人/世帯となっている²⁶⁶。

²⁶⁵ 南相馬市・前掲注（140）

²⁶⁶ 南相馬市「避難指示区域別の世帯数と人口」（令和6年8月31日現在）

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/53/kyojyujinnkou_060831.pdf（2024/12/27）

また、南相馬市全体における高齢者のいる世帯の状況を見ると、全世帯に占める65歳以上の世帯員がいる世帯は、2024年3月時点で、約57.9%であり、そのうちの約半数以上（約53%）が高齢者のみ世帯・単身高齢者世帯となっている²⁶⁷。

1-1-2. 地縁のつながりの断絶と希薄化

先述（第一部第五章第二節5）したように、震災前の小高区では、行政区ごとの地縁に基づくつながりが生活を支える基礎として機能していたが、長期に渡る避難指示によって住民は区外で散り散りになり、そのつながりは一度断絶した。

避難指示解除後、各行政区では、民生委員や福祉委員が中心となって、サロンを開催したり、イベントを実施したりするなど、つながりの再生に向けた取組が行われてきたが、その進捗は行政区ごとで大きく異なっている²⁶⁸。特に、甚大な津波被害を受けた沿岸部の行政区では、帰還者が極端に少なく、継続的なつながりの維持が困難な状況にある。また、賠償金額の違いや帰還時期の違いにより、住民間に心の壁が生じたことで、つながりが出来にくくなっている行政区も少なくない。一方、サロンの運営方法を工夫するなどして、週1回の頻度でサロンを開催できるようになった行政区も存在する。このように震災後、各行政区ではつながりの再生に向けた取組が少しずつではあるが進められてきたが、新型コロナの流行によりその取組は停滞し、現在、つながりの断絶が再び懸念されている²⁶⁹。

一方で、震災後に移住してきた若い起業家達は、現在、活発なコミュニティを形成している。また、復興に向けた生活再建の営みやまちづくり活動の過程で、地縁とは異なる新たなつながりも生まれつつある。しかしながら、こうした地域の新しいつながりに対して、よく知らなかったり、敷居が高いと感じていたりする先住者も少なくなく、移住者と先住者との間には一定の隔たりが存在している²⁷⁰。

1-2. 課題

このように小高区においては、現在、世帯の核化や高齢者の独居化が進むとともに、震災前にあった地縁のつながりは希薄化している。こうした状況の中で、人や地域とのつながり・かかわりを持てず、孤立し、自宅に閉じこもりがちになっている高齢者が増加している²⁷¹（図27）。このような社会的孤立・閉じこもりの傾向により、小高区の要介護・要支援の認定を受けていない高齢者は、他2区に比べても、認知リスクや運動機能リスク等の各種機能リスクが高い状態にある²⁷²（図27）。南相馬市全体で見ても、震災以降、要介護（要支援）認定率は上昇傾向にあり、中でも軽度認定者数が増加傾向にある（図28）。一方、

²⁶⁷ 南相馬市・前掲注（266）

²⁶⁸ 南相馬市民生委員児童委員協議会・前掲注（143）

²⁶⁹ 南相馬市地域包括支援センター・前掲注（144）

²⁷⁰ 南相馬市民生委員児童委員協議会・前掲注（143）

²⁷¹ 南相馬市長寿福祉課メールヒアリング（2024/07/05）より。

²⁷² 南相馬市民生委員児童委員協議会・前掲注（143）

調整済み軽度認定率²⁷³が上昇傾向にある（図29）ことから、一定の政策的介入により認定者の増加を抑制できる余地が残されていることが指摘できる。

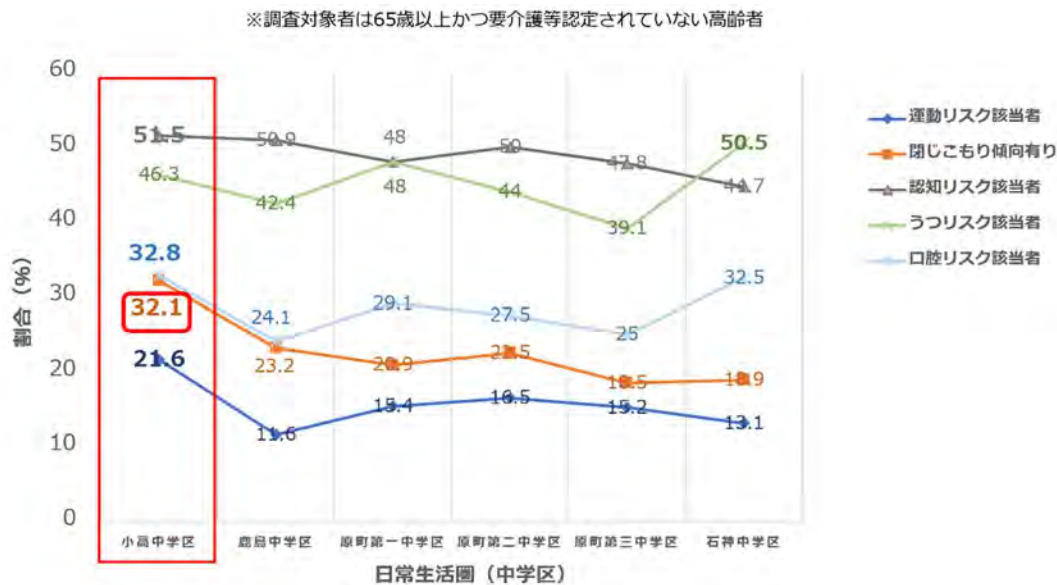


図 27：想定される各種機能リスク²⁷⁴

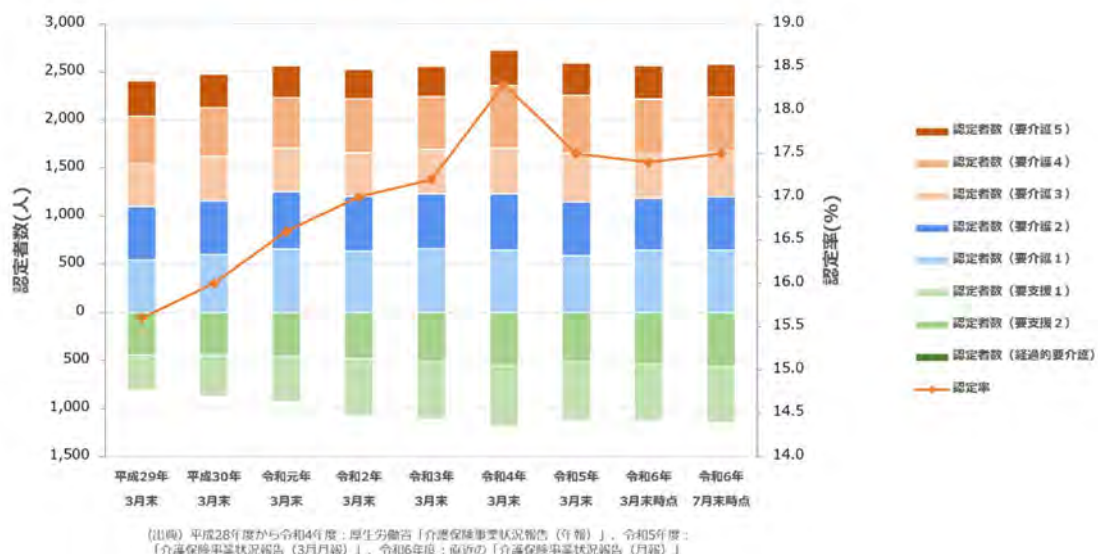


図 28：要介護（要支援）認定者数及び要介護（要支援）認定率の推移（市全体）²⁷⁵

²⁷³ 調整済み認定率とは、認定率の多寡に影響する「第1号被保険者の性・年齢構成」を除外した認定率のこと。後期高齢者の割合が高い場合、認定率が高くなることから、施策検討のために「性・年齢構成」による認定率への影響を除外している。性及び年齢構成は、2015年1月1日時点の全国平均の構成と同様になるよう調整されている。

²⁷⁴ 南相馬市・前掲注（140）を参考にWSD作成。

²⁷⁵ 厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」を基にWSD作成。

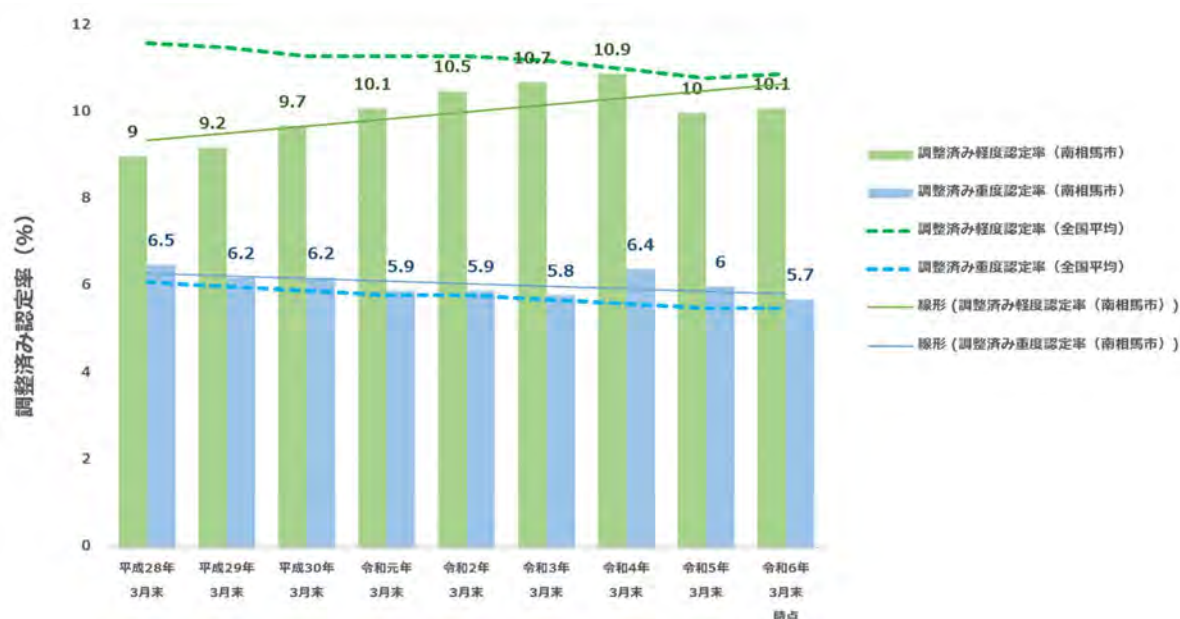


図 29：調整済み軽度認定率と調整済み重度認定率の推移（市全体・全国平均）²⁷⁶

震災に伴う生産年齢人口の大幅な減少により、現在、市は人的にも財政的にも高齢者を支える公助の拡大が困難な状況にある²⁷⁷。そうした状況の中で、小高区での生活を選んで帰還してきた高齢住民が、これからも小高区での暮らしを続けていくためには、本人ができるだけ健康で自立的な生活を送れること、そして、地域で支え合う互助のつながり・かかわりを築いていくことが重要であり、したがって、現在、小高区で顕在化している高齢住民の社会的孤立や閉じこもりといった傾向を解消していくための取組が求められる。

2. 現行施策とその課題

孤立している高齢者ほど、困りごとを抱えても必要な支援やサポートにたどり着かない（たどり着けない）傾向があることが指摘されている²⁷⁸。したがって、社会的孤立への対応として、支援者には、まず、孤立するケースを地域に「見つけにいく」ことが求められる。そのための取組として、現在、民生委員や地域包括支援センターの専門職等によるアウトリーチ活動や、新聞や宅配等の民間事業者による見守り活動、配食等の在宅サービス利用者の見守り活動等が行われている。一方で、アウトリーチや地域の見守りの目が行き届かず、発見されたときには既に症状や生活状況の悪化等が深刻化しているケースも少なくない状況にある²⁷⁹。したがって、孤立するケースを発見するための取組の充実や仕組みの構築が必要である。

²⁷⁶ 厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」を基にWSD作成。

²⁷⁷ 南相馬市長寿福祉課・前掲注（271）

²⁷⁸ 小林江里香、藤原佳典、深谷太郎、西真理子、斉藤雅茂、新開省二（2011）「孤立高齢におけるソーシャルサポートの利用可能性と心理的健康 同居者の有無と性別による差異」日本公衆誌，58(6)，446-456頁

²⁷⁹ 南相馬市民生委員児童委員協議会・前掲注（143）

3. 政策提言

3-1. 全体像

孤立するケースを発見する取組を充実させたり、仕組みを構築したりするうえでは、民生委員等のソーシャルワークを行う主体のみならず、地域の多様な主体が連携・協働していくことが重要である。また、先述（第三部第二章第二節2）したように、孤立している人は、自ら必要な支援やサポートにたどり着かない（たどり着けない）ケースも少なくないことから、支援を行う主体には、孤立している人が自ら地域の居場所や支援の窓口に来ることを待つだけでは無く、孤立するケースを地域に「見つけにいく」ことが求められる。以上を踏まえ、提言の方向性を「連携・協働によるアウトリーチ体制の強化」と設定した。

3-2. 先行事例

三重県名張市では、「かかりつけ医と専門医、保険者の協働による予防健康づくり事業（厚生労働省保険局モデル事業）」において、「医師会等との情報連携支援事業」を実施している。情報連携支援事業の取組は、厚生労働省保険局の社会的処方に関するモデル事業の一つとして、2021年から続けられている。社会的処方とは、元々イギリスで行われていた、医療を起点にした人と地域の関係構築の取組であり、当事業はその視点を参考にし、名張市での実証実験としてはじめられたものである。

情報連携支援事業では、困りごとや生きづらさを抱えている人が医療機関を受診した際に、医療機関のみのつながりで留めるのではなく、地域の中でのつながりづくりによる生きづらさの支援につないでいくことを狙い、事務局を担う地域包括支援センターに情報を提供するという仕組みが構築されている。具体的な事業内容については、医療機関に受診・来所した患者について、社会・生活面の支援が必要と医師等が判断した際、まずは医師等から地域包括支援センター等に相談することが本人に勧められる。そして、事務局である地域包括支援センターに連絡してもよいかについて患者に確認し、同意が得られれば医師から地域包括支援センターに依頼書が送付される。依頼書には所定の様式（図30：様式①を参照）があり、患者の連絡先や困りごと、本人の同意等を書き込んで、医師が直接地域包括支援センターに送付している。依頼書は必須ではなく、事務局は電話でも依頼を受け付けている。（また、依頼があった後に事務局で確認した患者の支援状況等の情報についても、所定の様式（図30：様式②を参照）等を用いて医師等へ共有される。）当事業の実施により、社会的な困難を抱える人で、従来の福祉等の相談支援体制では把握されにくかった対象者が発見されるほかに、当事業をきっかけに、対象者が医療機関だけではなく、他の見守り等を行う支援機関（支援者）とのつながり・かかわりを増やすことで、対象者の生活における安心感や生活環境等の改善につながるといった効果も示されている²⁸⁰。

事業の財源については、事業にあたって新しい設備の導入の必要がなく、2か月に1度程度実施する医師会等とのカンファレンスにかかる経費（医師や薬剤師等への謝金）のみが必要という運営で成り立っている。カンファレンスは、医師会の会長、薬剤師会の会長、名張市

²⁸⁰ 三重県名張市地域包括支援センターヒアリング（2024/11/14）より。

立病院の医師や医療ソーシャルワーカー、そして事務局としての地域包括支援センターの職員が主な参加者で、10人程度で行われている。

事業に参加する医師については、市が、事業の実施にあたり医師会会長に事業に関して相談した後、医師会会員の医師の中から協力してもらえる人への働きかけを行うことで確保されている。事業の初期は、市として元々相談連絡が取れていた医師に協力を得ながら、事業の相談実績と前例を蓄積しつつ、医師会会員に向けて文書等で対応状況の共有を図ることで、他の医師も、事業における相談の仕方が具体的にイメージできるような配慮がなされている。また、相談の内容についても具体例を明記する等、医師の方が地域包括支援センターに情報を提供しやすいように工夫がなされている。

Figure 30 displays two forms used in the Nagaoka City case study. The left form is 'Form 1: Consultation Support Request Form' (相談支援依頼票) and the right form is 'Form 2: Support Status Connection Form' (支援状況連絡票).

Form 1: Consultation Support Request Form (相談支援依頼票)

- Header:** 相談支援 依頼票 (送付先) 名張市地域包括支援センター (FAX) 0595-63-4629
- Sender (発信者):** 医療機関名, 医師名, FAX番号
- Receiver (受信者):** 名張市役所 福祉子ども部, 地域包括支援センター (全世代包括支援担当)
- Personal Information:** 氏名 (男・女), 生年月日, 年, 月, 日, 住所 (名張市), 電話 (携帯)
- Consultation Request:** ご相談されたい内容に○をつけてください。複数ある場合は、一番お困りのことに○をつけてください。

☐ 病気や健康、障害のこと	☐ 住まいについて	☐ 収入・生活費のこと
☐ 仕事に関して	☐ 地域の関係について	☐ 家族の関係について
☐ 介護のこと	☐ ひきこもり	☐ 不登校
☐ DV等	☐ 食べるものがない	☐ 栄養に関すること
☐ その他 ()		
- Consent:** ご本人・ご家族が相談されたいことを書いてください。
- Footer:** 【相談申し込み欄】上記の内容等について相談を申し込みます。また相談支援にあたり、必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意します。※個人情報目的外利用はいたしません。令和 年 月 日 本人署名

Form 2: Support Status Connection Form (支援状況連絡票)

- Header:** (支援状況連絡票) 登録日: 令和 年 月 日 ()
- Sender (発信者):** 名張市役所 地域包括支援センター (全世代包括支援担当)
- Receiver (受信者):** 医療機関名, 医師名, FAX番号
- Personal Information:** 氏名 (男・女), 生年月日, 年, 月, 日, 住所 (名張市), 電話 (携帯)
- Registration:** 令和 年 月 日にご依頼いただいた方の支援の概要をお知らせします。
- Support Status:**
 - 【支援に関わっている関係機関等】(関係機関例)
 - 市役所関連部署: 健康・子育て支援室、介護・高齢支援室、生活支援室、障害福祉室 (基幹相談支援センター)、子ども家庭室、保育幼幼機関室、教育委員会、学校 ()
 - 地域包括支援センター、地域まちの保健室、保険年金室
 - その他 ()
 - 【関係機関等】
 - 児童相談所、児童家庭支援センター、保健所、警察署、消防署
 - 社会福祉協議会 ()
 - 居宅介護事業所、その他の介護事業所、ライフライン事業者 (電気・ガス・水道)
 - 民生委員・児童委員、地域づくり組織 (自治会、近隣住民、法テラス・弁護士、福祉士)
 - 家族・親族・その他のキーパーソン
 - その他 (NPO ボランティア団体 等)
- Footer:** 【主な支援内容と今後の予定】

図 30：名張市事例で活用されている相談支援依頼票及び支援状況連絡票²⁸¹

3-3. 施策の提言

連携・協働によるアウトリーチ体制を強化する施策として、「医療機関等との情報連携」を提言する（施策の全体像は図31を参照）。本施策では、社会的に孤立し生活困難を抱えている高齢者が医療機関を受診した際に、アウトリーチ活動を行っている民生委員や生活支援コーディネーター等の支援者が、その人の情報を認識することができるようにすることを

²⁸¹ 三重県保険者協議会 名張市「令和5年度保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防づくり事業報告会」（令和6年2月22日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001255012.pdf> (2024/12/27)

目的に、市内医療機関の医師等が地域包括支援センターに情報を提供するための仕組みを構築する。

提言施策の導入範囲・対象については、まず、小高区で暮らす高齢住民が常用的に受診・通院する医療機関が小高区内の医療機関ではなく、市立病院をはじめとする原町区・鹿島区の医療機関であるケースも少なくないことが想定されるため、導入対象となりうる医療機関は、市内全域の医療機関とする。また、震災前に小高区で暮らしていた住民の中には、震災を機に原町区・鹿島区に住居を移している住民も少なくないことや、鹿島区・原町区の住民との公平性確保の必要性を踏まえて、提言施策の対象となる患者については、市内であれば居住地を問わないものとする。

構築する仕組みの内容については、その大枠は先進事例のものと同様であるが、具体的には、まず、①南相馬市立病院（及びサテライトである小高診療所）をはじめとする市内の医療機関を受診した患者に対して、医師が「診療等の場面以外の社会生活面の支援が必要」と判断した²⁸²際に、情報共有の了解を確認したうえで、診察で得られた患者の生活状況に関する情報を記載した連絡票²⁸³を、医師等より地域包括支援センターへ送付する。②連絡票を受け取った地域包括支援センターでは、本人に関する情報収集（公的制度の利用状況、民生委員等近隣情報の確認等）を行うとともに、③地域でアウトリーチ活動を行う民生委員や生活支援コーディネーター等と情報共有・調整を行い、見守りや介護予防サービス²⁸⁴等の必要な支援につなげる。また、④地域包括支援センターは、収集した本人の生活状況等の情報を医師等へフィードバックし、医師はその情報を患者の治療方針の決定等に活用する。

この施策を実施することで、従来の相談等体制や見守り活動等では把握しきれなかった社会的孤立や閉じこもりのケースの発見や、施策をきっかけに、地域包括ケアシステムの推進や包括的な支援体制の整備²⁸⁵において不可欠な、医療と地域福祉の分野横断的な連携への展開も期待できると考える。

²⁸² 医師による患者の「社会生活面の支援」の必要性に係る判断方法について、名張市と同じく社会的処方取組を推進する宇都宮市医師会社会支援部では、患者が抱える生活上の困難を診察医師がアセスメントする際の補助ツールとして「SDH（Social Determinant of Health：健康の社会的決定要因）に関するアンケート・見える化シート※」を作成している。本提言施策においても、このようなアセスメントツールを作成・活用することで、医師による患者の「社会生活面の支援」の必要性判断に係る負担の軽減が図れると考える。

※詳細については、宇都宮市医師会HP「SDHに関するアンケート・見える化シート」

https://www.uma.or.jp/syakaishien_seat.html（2024/12/27）を参照。

²⁸³ 名張市の先進事例における「相談支援依頼票」に相当するもの。

²⁸⁴ 介護予防サービスの一例として、後述（第三部第二章第三節）する「ホースセラピー」が挙げられる。

²⁸⁵ 社会福祉法第106条の3は、「市町村は、（中略）地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。」と規定しており、包括的な支援体制の整備は市町村の努力義務となっている。

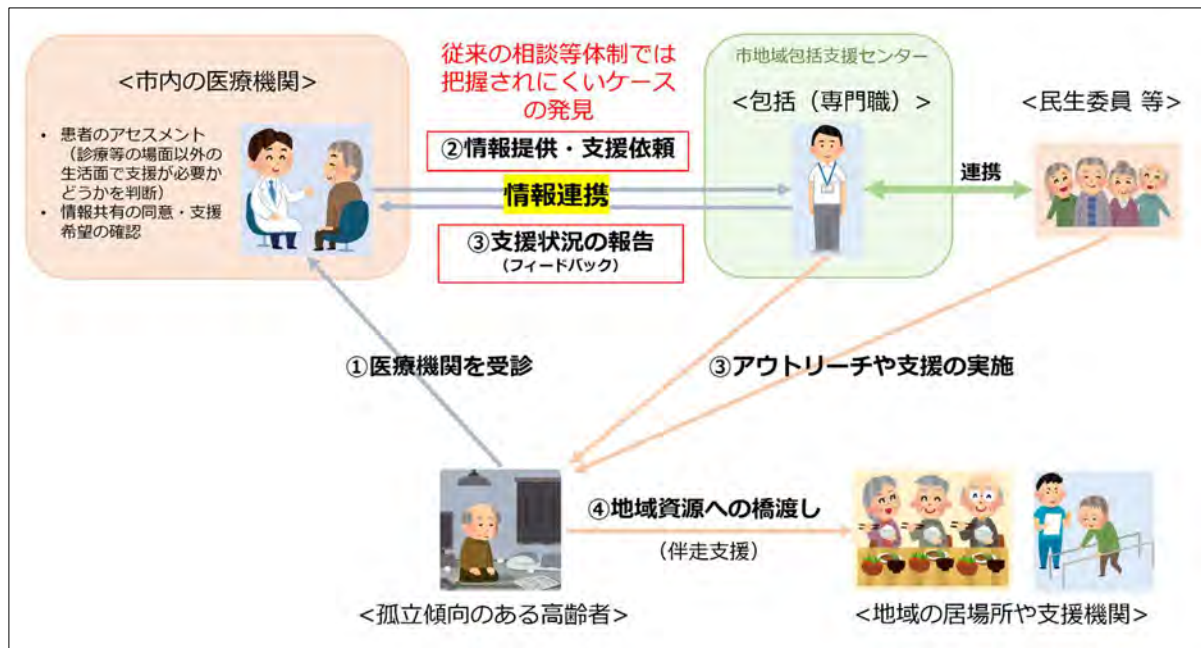


図 31: 提言施策の全体像 (WSD作成)

4. 残された課題

本施策では、患者の情報を共有するための前提として、情報共有に対する患者の同意を必要とするが、患者からの同意が得られない場合には、個人情報保護の観点から、共有できる情報の内容に限りがある。この点について、先行事例として紹介した三重県名張市では、「医師会等との情報連携支援事業」におけるカンファレンスを、重層的支援体制整備事業における支援会議²⁸⁶として位置づけることにより、情報共有の同意が得られないケースについても、事務局となる地域包括支援センターに情報をつなげることが可能になっている。一方、南相馬市では、現在、重層的支援体制整備事業は実施されていないため、同意が得られないケースについて名張市と同様の方法を参考とすることは難しい。本施策の導入にあたっては、本施策におけるカンファレンスの場として地域包括ケア会議等の既存の会議体が活用できるかどうか等、同意が得られないケースへの対応のあり方についても合わせて検討していくことが必要である。

²⁸⁶ 支援会議とは、社会福祉法第106条の6に規定される会議体であり、会議の構成員に対する守秘義務を設けることで、これまで本人の同意が得られずに、支援に当たって連携すべき支援関係機関等と情報が共有できていなかった事案について、構成員同士が安心して情報の共有等を行うことを可能とし、地域において支援関係機関等がそれぞれ把握している課題を抱える者やその世帯に関する情報の共有や、地域における必要な支援体制の検討を円滑にすることを目的とするもの。

第三節 高齢者福祉②（地域資源を活用した新たなフレイル予防）

1. 現状と課題

馬事文化のまちである南相馬市は野馬追の里とも呼ばれ、馬を飼う文化が今もなお残っている。野馬追には毎年、400～500騎の騎馬武者が出馬²⁸⁷しているが、その半分以上はレンタルした馬を使用している。

かつて、日本の家々では、様々な作業に従事する馬が飼育されていたが、昭和30～40年代、農業の機械化が進むと、家で飼育される馬の数は著しく減少した。南相馬市鹿島区では、1956年に506頭だった馬の飼育数が、1964年には123頭になっており、10年経たずに4分の1近くまで減った²⁸⁸データが残っている。今でも南相馬市では、野馬追に欠かせない文化として馬が飼育され続け、「野馬追に出るためにともに暮らす、人の心が分かる大切なパートナーでもある」と言う人もいる。

第一部第五章第一節2-3で先述のとおり、原子力災害により避難を余儀なくされた小高区は、急激な少子高齢化の進行に伴い年々高齢化率が増加し、震災前は約27.8%だった高齢化率は、震災後は約49.3%と非常に高くなっている。

また、第三部第二章第二節1-2で先述したとおり、小高区は帰還後に人との交流が減少したため、原町区・鹿島区と比べても高齢者の32.1%が閉じこもり傾向にあると把握されている。さらに、高齢者のフレイルの進行に伴う認知症リスクの拡大や要支援・要介護状態の重度化が危惧され、実際に小高区の要介護等認定を受けていない高齢者の半数以上の51.5%は認知リスク該当者である。

また、高齢者のフレイルについて、厚生労働省の広報誌「厚生労働」は、フレイルは大きく3つの種類に分類できるとする。1つ目は「身体的フレイル」といわれ、運動器の障害で移動機能が低下したり（ロコモティブシンドローム）、筋肉が衰えたり（サルコペニア）する等、高齢期になると筋力が自然と低下することを指す。2つ目は「精神・心理的フレイル」といわれ、高齢になり、定年退職やパートナーを失ったりすることで引き起こされる、うつ状態や軽度の認知症の状態等を指す。3つ目が「社会的フレイル」といわれ、加齢に伴って社会とのつながりが希薄化することで生じる、独居や経済的困窮の状態等をいう。そして、これら3つのフレイルが連鎖していくことで、老い（自立度の低下）は急速に進むと詳述している。

以上のことから、今後、フレイルの進行による健康維持や活動量維持、交流機会の減少により、多くの高齢者がこれまで自らの力で生活できていた状態から、生活を送るために支援を受けなければならない要介護状態になることが課題と考える。

2. 現行施策と課題

現在、小高区では、フレイルの進行により要介護認定を受ける高齢者数を減らすため、高齢者が自ら意欲的に健康づくりや介護予防に取り組むことができることを目指しており、南

²⁸⁷ 南相馬市・前掲注（40）

²⁸⁸ 南相馬市・前掲注（40）

相馬市長寿福祉課がフレイル等についての正しい知識の普及啓発活動のため、様々な機会を設けて健康教育²⁸⁹を行っている。

また、南相馬市長寿福祉課は、通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を実施し、フレイル予防をはじめとした、運動・栄養・口腔等の健康教育、健康相談にも取り組んでいる²⁹⁰。

しかしながら、南相馬市地域包括支援センターへのヒアリング²⁹¹によれば、津波の影響でサロンが立ち上がらなかった際、新たな取組を導入した結果サロン活動を再開できた事例が存在するため、新たな事業の効果はマンネリ化した事業の改善に寄与するものと考えられる。

また、介護レクリエーションにおけるマンネリ化対策の研究結果²⁹²では、高齢者が興味を持ち楽しむことで、参加継続意欲が高まることが明らかになっている。帰還した世代は高齢者層が中心であるため、加齢による外出機会や交流機会の減少からフレイル状態に陥り、要介護状態の重度化が進むことが考えられる。以上を踏まえて、WSDは小高区の高齢者の健康維持や活動量維持、交流機会の確保のため、フレイル予防のマンネリ化に伴う新規参加やリピーターの減少を解決すべき課題に設定する。

3. 政策提言

3-1. 全体像

先述（第三部第二章第三節1,及び2）のとおり、小高区の介護予防サービスが抱えている高齢者の外出機会や交流機会の減少という課題について、フレイル予防事業のマンネリ化が一つの要因であると捉える。

大目標である「選ばれる小高づくり」を実現するためには、帰還した単身高齢者・高齢者のみ世帯が健康で住み慣れた小高で可能な限り自立した生活を送れるようにすることが重要である。そのためには、心と身体の健康の維持や身体機能の低下の予防のため、高齢者自らが健康づくりや介護予防・認知症予防に取り組むようにすることが必要となる。

以上を踏まえて、目指す姿を「新たなフレイル予防の導入による、小高区の高齢者の健康寿命の延伸」と設定する。具体的な施策として、高齢者が身近に感じる小高区の地域資源である馬を活用し、乗馬や触れ合い等を実施するホースセラピーという新たなフレイル予防の提供を提言する。

3-2. 先進事例とその効果

先進事例は、小高区では実施していない特色あるサービスであり、かつ、小高区で実現可能性があると考えられる特別養護老人ホーム寝屋川苑と北海道浦河町の取組を選定した。

²⁸⁹ 南相馬市・前掲注（140）

²⁹⁰ 南相馬市・前掲注（140）

²⁹¹ 南相馬市地域包括支援センター・前掲注（144）

²⁹² 劉 亜琳, 謝 浩然, 宮田 一乗「介護レクリエーションにおけるマンネリ化対策の提案」

https://www.jaist.ac.jp/fokcs/papers/9th/P4_paper_Yalin_Liu.pdf (2025/01/22)

大阪府寝屋川市の特別養護老人ホーム寝屋川苑²⁹³では、敷地内で馬を飼育しており、入居者の高齢者にホースセラピーを行っている²⁹⁴。14:00～15:00の間、寝屋川苑の苑庭で馬を散歩させ、そこで、高齢者が触れ合いやエサやりをすることができる時間を設けている。その効果について寝屋川苑にヒアリングを行った結果、①入居者の高齢者に喜んでもらっていること、②馬にまたがるという行為で筋力がつく等のリハビリ効果が得られること、③馬にエサをあげたり会話したり触れたりすることで心が安らぐ等の心理的な効果が見られること、④実際に馬と会話を楽しみリフレッシュしている入居者がいること、⑤馬と会うために敷地内にある馬屋に向かって歩くことで自然に体力がつく、という5つの効果があることを確認した。

また、北海道浦河町²⁹⁵では、2015年4月より、障がいのある児童や高齢者に乗馬療育の機会を提供している。具体的には、町が委託した専門スタッフ（特定非営利活動法人ピスカリ）が乗馬療育を受ける側の状態に合わせたプログラムを実施していた（現在は年1回程度、町職員が乗馬療育を提供できるよう、ピスカリが町職員を指導）。その効果として、北海道浦河町の取組事例では、乗馬療育の科学的効果を検証するため乗馬療育の実施前後に簡易体圧測定器で参加者の左右の坐骨の圧の差を測定した結果、歩き方が改善される効果を確認している。乗馬に出かけることで外出する機会が増え、乗馬前と乗馬後では馬との触れ合いや他の参加者とのコミュニケーションによる「うつ傾向の改善」や、身体の前後左右の重心移動範囲の拡大により「身体機能の改善」といった、フレイルの予防効果が確認されている。

²⁹³ 特別養護老人ホーム寝屋川苑HP「特別養護老人ホームとは」

<https://neyagawaen.com/abouthome/>（2025/01/22）

²⁹⁴ 特別養護老人ホーム寝屋川苑HP「ホースセラピーのご紹介」

https://neyagawaen.com/animal_therapy/horse_therapy/（2025/01/22）

²⁹⁵ 北海道浦河町HP「乗馬療育について」

<https://www.town.urakawa.hokkaido.jp/gyosei/welfare/?content=400>（2025/01/22）

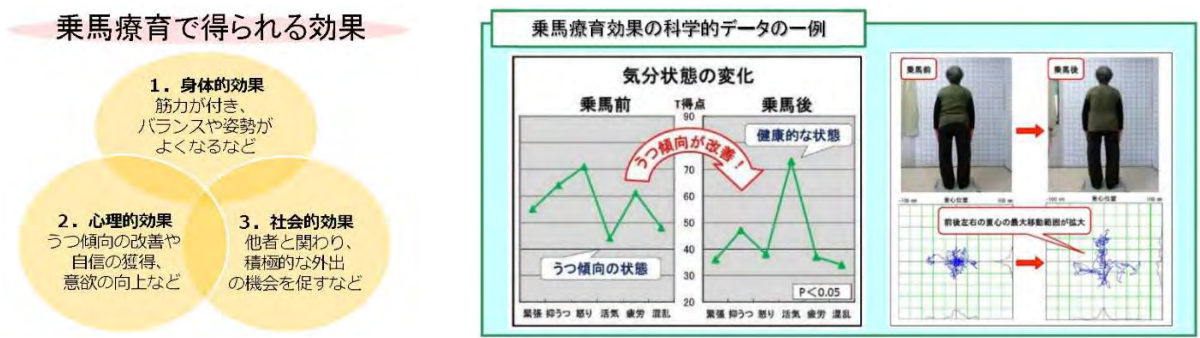


図 32：乗馬療育について²⁹⁶

3-3. 施策の提言

以上を踏まえて、小高区の地域資源である「馬」を活用し、高齢者が馬に乗りバランスを取る体操やブラッシング、餌やり、引き馬を体験する機会を提供する等、新たなフレイル予防施策の実施を南相馬市に提言する。

しかしながら、現行の介護保険制度では、犬や猫、馬等を活用する動物介在療法については介護保険事業の対象外となっている。そのため、先述（第三部第二章第三節3-2）したホースセラピーを取り入れている地方公共団体や民間介護施設では、クラウドファンディングや自己資金等によりホースセラピーに係る事業資金を捻出している。

以上のことから「馬事文化のまち みなみそうま」を打ち出し、南相馬市ならではの馬とともに歩む文化を守り、未来につなぐためにクラウドファンディング²⁹⁷を実施している南相馬市が、馬や飼育管理施設を所有し、馬の調教やホースセラピーのスキルを持ち、馬を活用した様々なサービスを提供しているNPO団体や事業者等へ業務を委託し、ホースセラピーを提供することを提言する。その実施場所は、フレイル予防の教室等に参加する高齢者が集まる場所であり、かつ、ホースセラピーを実施するために必要な馬を運ぶ馬運車の乗り入れることが可能な施設を想定している。

社会福祉協議会の職員が実施している要支援・要介護状態にある高齢者へのレクリエーション、機能訓練等とあわせて、市がホースセラピーを導入することにより、先述（第三部第三章第三節2）したフレイル予防事業のマンネリ化を防ぎ、小高区に住む高齢者の健康寿命の延伸を図ることができると考える。介護分野にホースセラピーを取り入れることは、「馬事文化のまち みなみそうま」を掲げるまちとして新たな馬の社会的価値を広げることにもつながり、小高区の伝統・文化の保全にも意義があると考ええる。

4. 残された課題

最後に、残された課題について整理する。

²⁹⁶ 北海道浦河町・前掲注（295）

²⁹⁷ 南相馬市クラウドファンディング（寄付募集期間：2024年10月4日～2025年3月31日）。

小高区では、独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加している。人は年齢を重ねていくことで心身や社会性等の面でダメージを受けた時の自己回復力が低下するため、フレイル²⁹⁸になる高齢者が増加することが懸念される。

フレイル予防の新たな取組として提言したホースセラピーを実施するために必要な費用は介護保険制度の財源から充当することができない。そのため、ホースセラピーを先行的に導入している地方公共団体や民間事業者等は、クラウドファンディングや自己資金等に頼らなくてはならない状況であることから、ホースセラピーを継続的なサービスとして提供するためには、財源確保という課題が残るといえる。

第四節 太陽光パネル（太陽光発電と地域との共生）

1. 現状と課題

第一部第五章第二節6で先述したように、震災後の小高区は太陽光発電施設が増えたことによる悪影響が懸念される状況に置かれている。市民からは周辺環境の悪化（景観、反射光、パワコンの稼働音等）に関する苦情や、「知らないうちに設置されている」、「売電終了後は設備をそのまま放置されるのではないか」等の意見が市に寄せられている²⁹⁹。震災後の小高区に多くの太陽光発電施設が立ち並んでいる現状により住民の生活環境が悪化していることを解決する施策が求められている。

2. 現行施策と課題

南相馬市は、「太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」を令和3年4月に施行し、土地に自立して設置される発電出力10kW以上の事業用太陽光発電施設（建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く）を新たに設置する事業者は、関係法令に係る規制の有無・担当部署との協議事項を市長へ報告した後、行政区及び近隣関係者等への説明会等を行うとともにその説明会の内容を市長へ報告する手続きを求めている³⁰⁰。

同条例の効果について、南相馬市環境政策課は「市がこれまで把握しきれなかった立地場所の確認や住民への説明内容を把握することによるトラブルの芽を未然に防ぐ効果」があり、「間接的な効果として、条例制定により住民の太陽光発電事業者を見る目が厳しくなっており、（市としては良い意味で）まともな事業者しか残れない環境になっていると感じている」と評価している³⁰¹。しかし、条例の効力は条例施行前から設置されていた既設の太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）には及ばないため、既存施設に対して住民の不満の声が

²⁹⁸ 南相馬市HP「フレイル予防教室」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/14/1420/14202/3/4/25613.html>（2025/01/23）

²⁹⁹ 南相馬市環境政策課メールヒアリング（2024/07/03）より。

³⁰⁰ 南相馬市HP「『南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例』について」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/13/1360/13602/2/1/15088.html>（2025/01/22）

³⁰¹ 南相馬市環境政策課・前掲注（299）

上がっている状況は解消されていない。そして市は既存施設に対する措置を現時点においては検討していない³⁰²。

3. 政策提言

3-1. 全体像

上記の課題を解決するためには既存施設に対する住民の不満の声の解消につながる施策を打つ必要がある。ただし、その施策は「南相馬市再生可能エネルギー推進ビジョン」における市の再生可能エネルギーの導入の推進を妨げてはならない。そのため、政策提言の目指す姿を「住民の快適な生活環境を守りつつ、太陽光発電の導入を進める」と設定する。

3-2. 先進事例とその効果

宮城県は、「再生可能エネルギー地域共生促進税」を2024年4月1日から施行している³⁰³。同新税は、再生可能エネルギーの最大限の導入を推進しつつも、大規模な森林開発を抑制し、再生可能エネルギー発電設備の立地を平地等に誘導する目的で、0.5ヘクタールを超える森林を開発し、再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマス）発電設備を新たに設置した場合、その発電出力に応じて設備の所有者に営業利益の20%相当を法定外普通税として課税するものである。ただし、地球温暖化対策推進法等の趣旨に沿うよう、森林に設置される場合であっても、その場所が再生可能エネルギー施設の設置を促進する「促進区域」内にあり、またはその事業が地域脱炭素化促進事業として市町村が認定したもの等は非課税とするとの非課税事項が定められている。

同新税は、宮城県庁次世代エネルギー推進室によると、「県内全体で森林を大規模に開発することによる環境・景観・防災上の問題に対する反対の声があり、森林の開発等に起因する問題は県も問題意識を持っていた」ため、「太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定や環境影響評価条例の一部改正など規制強化も行いつつ、再エネの最大限導入と環境保全の両立を目指す取組として」作られたものである³⁰⁴。同新税における営業利益の20%相当の税率は、同室によると「著しく高い税率にすれば行動変容の効果は大きくなるが、税金の基本的な考え方として『税があるから事業ができない』というものになってはならない」との考え方のもとで定められたものであり、「20%は実際の営業利益にかけているわけではなく、県でモデルケースを作り、20%程度に相当するようなキロワットあたりの税率を定め」ている³⁰⁵。また同室は、同新税の目的は「地域と共生した再エネの促進であり、再エネを規制する条例ではないことや、あくまでも税であることを考慮すると、森林に立地する再エネ発電

³⁰² 南相馬市都市計画課メールヒアリング（2024/07/03）より。

³⁰³ 宮城県HP「再生可能エネルギー地域共生促進税について」

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/kyousei_tax.html（2025/01/22）

³⁰⁴ 宮城県庁次世代エネルギー推進室ヒアリング（2024/11/22）より。

³⁰⁵ 宮城県庁次世代エネルギー推進室・前掲注（304）

施設の資産の価値に着目するのが適当と考え」「資産の価値を測定するうえで客観性の高い指標」である「総発電出力を課税標準」としたという³⁰⁶。

同新税には、再生可能エネルギーの最大限の導入と環境保全の両立のための新たな取組として、大規模な森林開発を抑制し、新規の太陽光発電事業・風力発電事業・バイオマス発電事業の地域との共生が図られた促進事業計画としての認定を促す効果が期待されている。現在のところ東北電力グループが推進する「白石越河風力発電事業」が地域住民との合意が図られていると判断され、2024年7月31日付で第1号の非課税事業に認定されている³⁰⁷。

3-3. 施策の提言

以上を踏まえて、南相馬市「太陽光パネル税の新設」を提言する。

太陽光パネル税の新設にあたっては、事業の用に供している発電出力10kW以上の太陽光発電施設を所有する太陽光発電事業者（以下「事業者」という。）に、営業利益の一定割合に相当する税率をパネルの出力に応じて法定外目的税として課税する条例を制定する。本新税は、市内の新規施設だけでなく、既存施設も課税の対象とする。ただし、市が設定する促進区域に立地する施設及び事業者と市・近隣関係者等の協議の結果に基づいて市長により促進事業として認定された事業に係る施設は非課税とする。

促進区域の設定は、本新税が非課税となるインセンティブを設けることで太陽光発電施設の立地を適地へ誘導することを目的とする。市は、市の職員、地域の事業者、地域住民、有識者等を構成員とする協議会を設置し、促進区域の設定に向けた調査・検討を行ったうえで自然環境の保全、周辺環境との調和、用途地域等の制限等を考慮し、促進区域の設定を行う³⁰⁸。促進区域内では、本新税が非課税となるほか、「南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」上の行政区及び近隣関係者等への説明会等を行うとともにその説明会の内容を市長へ報告する手続きが免除される。

促進区域外においても促進事業として認定を受けた事業は、本新税の非課税事項を満たすことができる。促進事業の認定は、各事業者が設置した協議会の協議の結果をもとに市長が行う。市長は、当該施設の事業者が協議会の構成員の意見を十分に聴取したうえで「地域住民の生活環境に配慮した適切な措置」を講じていると判断される場合に限り促進事業を認定する。促進事業の認定に向けての協議会の構成員としては、当該事業に係る施設を所有する事業者、南相馬市の関係部局（環境政策課等）、有識者（再エネ、自然環境、生活環境等）、近隣関係者、当該事業に係る施設の所在地の地権者、産業団体（農林漁業、観光等）、金融機関、オブザーバー等が想定されている。また、「地域住民の生活環境に配慮した適切な措置」には、植栽等の修景により太陽光発電施設を主要な眺望場所から望見できないようにして景観の悪化や太陽光パネルの反射光による光害の防止を図る措置や、住民等を対象に廃棄

³⁰⁶ 宮城県庁次世代エネルギー推進室・前掲注（304）

³⁰⁷ 朝日新聞「全国初の再エネ課税、東北電の風力発電事業を『非課税』第1号に認定」（2024/08/27）

<https://www.asahi.com/articles/ASS8V4CV9S8VUNHB009M.html>（2025/01/22）

³⁰⁸ 「南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」上の抑制区域（急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、農用地区域）は促進区域から除く。

等費用積立金の積立状況及び売電終了後の設備の廃棄計画の説明を行い売電終了後に施設がそのまま放置されるのではないかと住民の不安を解消する措置等が想定されている。促進事業の認定を受けるための手続きは、事業者が太陽光発電施設を新たに設置する場合において施設の着工前に行うことができる。この場合、「南相馬市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」上の行政区及び近隣関係者等への説明会等を行うとともにその説明会の内容を市長へ報告する手続きが免除される。

課税による税収は、促進事業として認定されなかった事業に係る施設を所有する事業者が同施設を撤去（移設を目的とした撤去を含む）するときの費用及び事業者が設置する促進事業の認定に向けた協議会の開催費用の補助に充当する。地域との共生が図られていない施設を所有する事業者にはその営業利益の一部を税として納付させ、その税収を太陽光発電施設と地域との共生を目的とした施策に使用するのである。

以上の内容を含め、太陽光パネル税の概要をまとめると以下のとおりである。

表 21：太陽光パネル税の概要（WSD作成）

【税 目】

事業用太陽光パネル税（法定外目的税）

【課税客体】

南相馬市内の土地に自立して設置された出力10kW以上の野立ての太陽光発電施設で、事業の用に供することができるもの³⁰⁹。ただし、営農型太陽光発電施設は対象外とする。

【納税義務者】

当該太陽光発電施設を所有する事業者

【課税標準】

当該太陽光発電施設の総発電出力

【税 率】

営業利益（売電収入－減価償却－土地賃借料・修繕費・保守点検費・保険料及び固定資産税等の運転維持費）の一定割合に相当する発電出力（kW）あたりの税率を太陽光発電施設のFIT認定有無（FIT認定の場合は買取価格）に応じて設定

【徴収方法】

賦課期日（毎年1月1日）における当該太陽光発電施設の現況に応じて課税

【非課税事項】

①促進区域に立地する施設に係る事業または②促進事業として認定された事業

【課税期間】

5年間（5年後見直し）

【税収の使途】

³⁰⁹ 遊休状態のものも対象である。

促進事業として認定されなかった事業の施設を所有する事業者が同施設を撤去（移設を目的とした撤去を含む）する場合における費用の補助及び事業者が設置する促進区域の認定に向けての協議会の開催費用の補助等。

施策の実行においては大きく5つのフェーズを踏まえる。それぞれのフェーズの期間は市の検討による判断のうえで定めることとする。

フェーズ1の「条例案の作成に向けた検討」の段階では、市が、税率・税収の試算・促進区域の設定の方針・促進事業の認定に向けた事業者の手続き、促進事業の認定基準等について検討を行う。

フェーズ2の「条例案の完成及び審議」の段階では、市は条例案を作成し、条例の制定に向けた議会での審議を行う。

フェーズ3の「条例の制定及び促進区域の設定に向けた調査・検討」の段階では、議会の審議を通過した条例を制定し、市は促進区域・促進事業・太陽光パネル税の課税を担当する係を役所内に設ける。同係は、地域の太陽光発電事業者、地域住民、有識者等を構成員とする協議会を開催し、促進区域の設定に向けた調査・検討を行う。また、市内の事業者等を対象に、同条例の仕組みや促進事業の認定を受けるために事業者が行うべき手続き等についての説明会を行う。

フェーズ4の「条例の施行」の段階では、市は検討結果をもとに促進区域を設定・公布すると同時に、事業者の促進事業の申請に対する認定を開始する。太陽光パネル税の課税は、条例の施行後ただちに開始するのではなく、促進区域外で太陽光発電事業を行う市内の事業者が課税の開始前に当該事業に係る施設を撤去または促進事業の認定を受けることができる十分な期間を設け、その期間における施設の撤去費用及び協議会の開催費用の補助は一般財源から充当する。既存施設に課税をすることによる市内の事業者の反発を抑えるためにも、この期間を設けることは重要である。

この期間が終わったら、フェーズ5の「課税の開始」の段階に入る。市は促進区域外に立地または促進事業の認定を受けていない太陽光発電施設を所有する事業者に太陽光パネル税の課税を開始する。課税の開始後も、事業者は施設を撤去するか促進事業の認定を受けることによって非課税事項を満たすことができる。

4. 残された課題

最後に残された課題について整理する。

第一に、既存施設を課税の対象に含んでいる本新税の条例の制定にあたっては、相当の立法事実が必要になる。本研究では、市内で行われているFIT/FIP認定の太陽光発電事業の数の推計や、市長の要望書、市の環境政策課・都市計画課へのメールヒアリング、南相馬市「太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」が制定された経緯等から、既存施設に対する住民の不満が払拭されていないとの結論を導き出している。しかし、この結論はただちに既存施設に対する課税を可能とする立法事実たる根拠にはなりえない。そのため、小高区を含めた市内のどの既存施設にどのような「地域との共生がされていない事実」が存在するの

かを特定し、本新税を定める条例が目的とする太陽光発電施設と地域との共生の内容を具体化し、その内容が温対法及びFITの目的に沿った、あるいはその体系の中に入ったものであることを示すことが課題として残っている。本新税が既存施設を課税の対象とすることを正当化するに足る立法事実の特定は、市内の太陽光発電施設について市が具体的に把握・調査している事実に基づいて行うことができると判断し、本研究においては研究の射程外としている。

第二に、具体的な税率、税収の見通し、本施策の実行における各フェーズの具体的な期間等については、本研究の射程外にしている。これらは、市内の太陽光発電施設を取り巻く事情を市が精査したうえで決定すべきものであると考えられる。

最後に、市内の太陽光発電施設が寿命を果たして稼働されなくなった場合、その施設がそのまま放置されるのではないかと住民の不安を解消する対策を十分に提示していない。市の環境政策課からは、「市内では、多くの太陽光発電所が存在しているため、住民から太陽光パネルに関する廃棄について意見が多く」、「特に、土地にそのまま設備を放置されるのではないかと、パネルのリサイクルは大丈夫なのか等、FIT売電終了後の設備撤去等に関しての意見が多い」との回答を受けている³¹⁰。国は、2020年6月成立のエネルギー供給強靱化法による改正再生可能エネルギー特別措置法において、10kW以上のすべての太陽光発電のFIT/FIP認定案件に対して20年間の調達期間・交付期間が終了する10年前から外部に施設の廃棄等費用を積み立てることを義務づける制度（廃棄等費用積立制度）を創設³¹¹したが、同制度が市に寄せられている太陽光発電施設の廃棄に対する不安の解消につながっているのかは、まだ不明である³¹²。提言では事業者が促進事業の認定を受けるために図るべき「地域住民の生活環境に配慮した適切な措置」の一例として「住民等を対象に廃棄等費用積立金の積立状況及び売電終了後の設備の廃棄計画の説明を行い売電終了後に施設がそのまま放置されるのではないかと住民の不安の解消する措置」を挙げているが、同措置が住民の不安の払拭につながるかも明らかでない。太陽光発電施設の廃棄に関する意見を寄せている住民たちが廃棄等費用積立制度の存在を知らないがゆえに不安を抱えているのか、同制度の存在を知っていてもなお不安を抱えているのかの判断が必要である。

「くらし」分野の小括

ここまで、住民の生活そのものであり、小高が居住地として「選ばれる」ために重要な考慮要素となりえる「くらし」について、現状と課題について触れたうえで政策提言を行ってきた。次頁が「くらし」分野の政策提言の全体像である（図33）。

³¹⁰ 南相馬市環境政策課・前掲注（299）

³¹¹ 資源エネルギー庁HP「太陽光発電設備の廃棄積立制度について」（令和3年9月17日）

www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fip_2020/fip_document03.pdf（2025/01/22）

³¹² 避難指示解除から小高区内で開始されている太陽光発電事業はFIT/FIPの調達期間・交付期間の終了10年前に達しておらず、まだ積立義務が発生していない。



図 33：くらし分野の提言の全体像（WSD作成）

第二章では、「快適で暮らしやすい環境の中で、住み続けられる小高」をくらし分野の目標に掲げ、地域公共交通・高齢者福祉・太陽光パネルという3方向で5つの提言を行った。

第一節「地域公共交通（持続性確保）」では、復興財源に依存する地域交通が今後も地域の足として持続していくための施策を検討した。その結果、現在運行されているジャンボタクシーやスクールタクシーといった交通モードを、輸送エリアや役割に応じて再編することによって運行を効率化する施策や、地域交通の再編に先立って、利用者が区内の児童・生徒に限定されているスクールタクシーを混乗化し、区内の移動利便性を向上する施策を提言した。第二節「高齢者福祉①（社会的孤立の解消）」では、市内の医療機関や地域包括支援センター等の関係者が連携して情報を共有し、孤立傾向にある高齢者にアウトリーチを行うことで必要なサポートを行き届かせる施策の提言を行った。第三節「高齢者福祉②（地域資源を活用した新たなフレイル予防）」では、地域で閉じこもり傾向にある高齢者が増加していることから、フレイルが進むことにより要介護状態になる高齢者を減らすことを目的にホースセラピーの実施を提言し、健康増進を図った。加えて第四節「太陽光パネル（太陽光発電と地域との共生）」では、市街地に太陽光パネルが立ち並ぶようになり、生活環境に影響が出たことを背景として、太陽光パネル税を新設することで促進地域等の適地への誘導を図り、太陽光パネルと地域の共生の推進することを提言した。

第三章 しごと分野

第二部第二章で述べたように、「復興まちづくり」における「空間の復興」では、「経済活動」が密接に関係し、「しごと」が大きな役割を果たす。さらに、しごとは「ひと」の生計や自己実現の手段となり、「くらし」に対しては生活に必要なサービスを提供する。

さらに、ひとやくらしを支える手段であるしごとにおける課題とは企業や事業者の経営が安定していない状態であり、「経営の不安定化」を改善する施策が必要となる。

そこで、小高区を含む南相馬市において、経営の不安定化を引き起こしている困りごとを解消し、しごとによって、持続的に自己実現や生計の維持、サービスの提供が可能となる提言を行う。

第三章では、住民の生業の基盤である「しごと」について現状と課題に触れたうえで、政策提言を行う。そこで、提言を行う分野には「第二次産業」及び「第三次産業」を設定した。その際に、市内の産業別就業人口を参考にした（図34）。

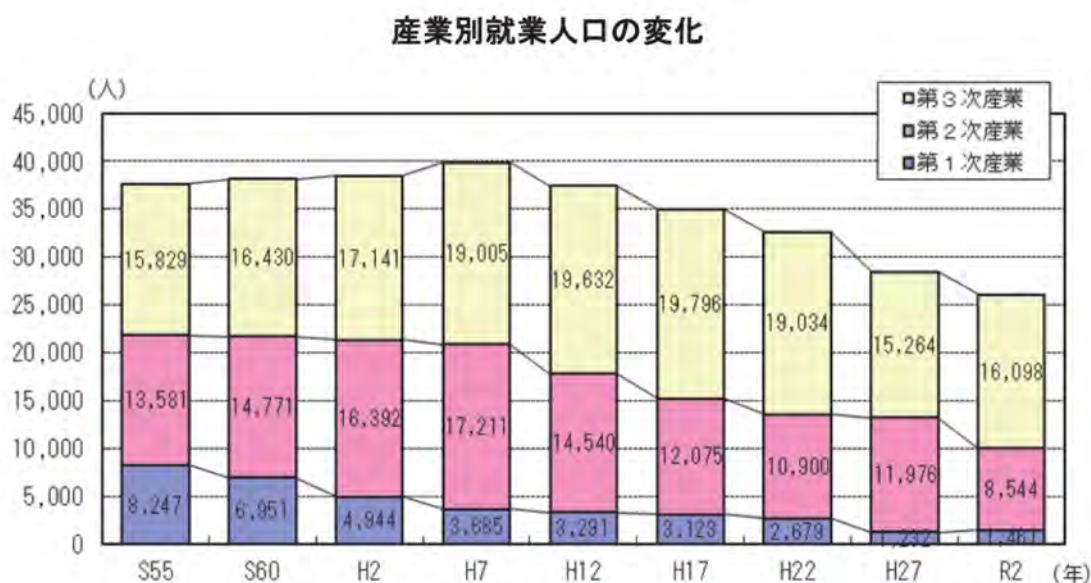


図 34：南相馬市の産業別就業人口の変化³¹³

上図から、南相馬市の労働者の多数が第二次産業・第三次産業に従事していることが分かる。第一部第五章一節1-5でも先述したが、南相馬市では1970年代以降から製造業産業が集積された。市内の就業人口は、製造業従事者と市民の生活環境を支える手段の一つとなる第三次産業をなりわいとする層で構成されていると考えられる。もちろん第一次産業を含む全ての産業は重要であるが、本研究においては中心産業でかつ従事者も多く、南相馬市内の多くの事業者や企業の経営の維持・発展につながると考えられる「第二次産業」「第三次産業」について提言を行うこととする。そこで、WSDはしごと分野における目標を「住民の『なりわい』の基盤として、企業・事業者の経営の維持及び発展が可能な小高」と設定し、「製造業（宇宙産業の集積）」「第三次産業（販売・宣伝のできる場の新設）」「新規事業（事業を試す場の新設）」「交流センター（ハード・ソフト両面の運営改善）」の4つに提言を行う。

第一節では製造業について、第二節では第三次産業について現状と課題触れたうえで先進事例の紹介を含めて政策提言を行う。また、先述（第一部第五章第一節の2-4）したとおり、震災後の小高区では「小高ワーカーズベース（現OWB株式会社）」を中心に起業支援と起業家コミュニティの形成が図られ、新たな事業にチャレンジする気運が醸成されている。よって、第二次産業・第三次産業に加えて、第三節では「新規事業」に対しても提言を行う。

また、詳細は第三章第二節以降で後述するが、特に第三次産業・新規事業においては顧客を集めることが重要であり、人口が少ない小高区では特に人が集まる場所を活用することが

³¹³ 原町商工会議所・前掲注（136）

必要である。そこで小高区内の復興拠点施設である「小高交流センター」を集客施設と捉え、第四節では交流センター自体の来客を増やす取組についても提言を行う。

第一節 製造業（宇宙産業の集積）

1. 現状と課題

1-1. 南相馬市の製造業産業の発展

南相馬市では、1970年代に大手メーカー3社が当時の福島県原町市（現在原町区）及び小高町（現小高区）に進出し、製造業産業の集積化が進んだ³¹⁴。その後、企業の部門が独立する「スピノフ(スピニアウト)」が進み、2002年には316事業所（従事者数8,491名）までに増加した³¹⁵。

南相馬市の製造業産業の特徴として、自動車産業をはじめとした幅広い分野の事業所が蓄積されていることが挙げられる。2023年度時点では、生産機械（11事業者）・電子部品（12事業所）・繊維（11事業所）・食品加工（11事業所）・金属（10事業所）等の分野が集積している³¹⁶。

1-2. 震災による製造業産業の影響

東日本大震災は、市内製造業産業に大きな影響を及ぼした。最大の影響は、事業所・従事者数の大幅な減少である。2007年度は238事業所に6,116名が従事していたが、2021年度は122事業所（50%減）・3,595名（40%減）となっている³¹⁷。市内でヒアリング調査を実施した末吉（2012）は、震災後に複数の企業が他地域で操業を再開したものの、以降は南相馬市に戻ってきていないことを事業所・従事者減少の要因に挙げる。加えて、新工場を他地域に設立した企業も存在するため、再び市内において製造業企業が雇用を生み出すことは困難だと述べる³¹⁸。加えて、後述するが、避難解除後に市内で事業を再開した企業についても、人員不足や受注の減少といった課題を抱えており、震災によって市内製造業企業の持続性は大きく損なわれた。

1-3. 課題

先述（第一部第五章第二節7-1）のとおり、市内には「受注の減少」という課題を抱える企業が存在し、事業継続が不可能になる可能性のある下請け企業が一定数存在する³¹⁹。

³¹⁴ 末吉健治・前掲注（46）

³¹⁵ 経済産業省HP「工業統計調査」

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/>（2025/01/23）

³¹⁶ 福島県「令和4年福島県の工業『2023年経済構造実態調査(製造事業所調査)福島県版集計』」（令和6年9月）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/654192.pdf>（2025/01/22）

³¹⁷ 原町商工会議所・前掲注（136）

³¹⁸ 末吉健治・前掲注（46）

³¹⁹ 原町商工会議所・前掲注（154）

下請け企業の倒産は、市内製造業産業の持続性に大きく影響する。というのも、市内には元請けと下請け企業が集積しており、企業同士の関係が非常に強い傾向にあるからである³²⁰。したがって、下請け企業の事業継続ができなくなれば、市内の元請け企業にも大きな影響が及ぶ。特に、南相馬市には自動車部品を扱う下請け企業が多いが、今後の自動車産業の動向によっては自動車の部品点数が3分の1ほど減少すると試算され、受注の減少はさらに加速すると推測される³²¹。こうした状況下では、市内企業の新産業への参入を促進させ受注獲得につなげる施策が求められる。

2点目に「人材不足」がある。原町商工会議所の資料では、「現在どのような課題を抱えているか」という質問に対し、「労働力不足」と回答した事業所が22社存在した（回答企業74社）。さらに、「現在の雇用状況ではどのような問題を抱えているか」という質問に対しては、「工場の操業率が低下している（17社）」、「ビジネスチャンスを逃している（14社）」、「事業の継続が困難である（5社）」と回答する事業所が存在した³²²。要因として、震災による生産年齢人口の大幅な減少に加え、高卒人材の減少が挙げられる。これまでは、市内工業高校等の卒業生の多くが製造業企業に就職し、人材確保が可能となっていた。しかしながら、少子化に加えて大学進学率の向上も拍車をかけ、高卒人材等の若年層の市外転出が増加し、採用段階で人材を確保することが困難になっているという³²³。

また、離職の発生も大きな課題である。原町商工会議所の資料では、雇用に関する課題として「採用しても定着しない」と回答した企業が31社存在した（回答企業74社）³²⁴。原町商工会議所へのヒアリングでは、「自分が何を、何のために作っているのか分からなくなった」という離職者が存在していることが分かった³²⁵。製造業に従事する中で「やりがい」や「魅力」を実感できない層が一定数存在していると推測される。

以上のような転出者の増加・離職者の発生による人材不足は、新たな受注に対応できないといった企業のビジネスチャンスの喪失につながっている³²⁶。

2. 現行施策とその課題

以上の課題意識を基に、福島県や南相馬市の現行施策と問題点について整理する。

現行施策について、まず、市内事業者が受注を獲得することを目的に新産業分野への参入を促進する取組について述べていく。具体的には、第一部第三章第二節で先述した「福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」という。）」に係る取組がある。イノベ構想は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復興を進めるため、政府が主導

³²⁰ 原町商工会議所・前掲注（154）

³²¹ 経済産業省「令和2年度 CASE・MaaSを契機とした変革に向けた産業競争力強化に関する調査 調査報告書」（2021年3月21日）

https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/000657.pdf（2025/01/22）

³²² 原町商工会議所・前掲注（136）

³²³ 原町商工会議所・前掲注（154）

³²⁴ 原町商工会議所・前掲注（136）

³²⁵ 原町商工会議所・前掲注（154）

³²⁶ 原町商工会議所・前掲注（136）

する地域再生プロジェクトである³²⁷。イノベ構想では、福島県浜通り地域を中心に新産業分野の集積を目指しており、重点分野として「ロボット・ドローン」・「廃炉」・「航空宇宙」等の6分野を挙げている³²⁸。後述する「航空宇宙」では、イノベ構想を推進する中核である「公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）」が国内外での製造品展示会の出展支援や事業者への伴走支援（ビジネスモデルや販売戦略の策定支援・各種マッチング・特許出願の支援等）が行われている³²⁹。

一方で、イノベ構想の施策が相双地域の企業に浸透しているとはいえない状況にある。原町商工会議所が南相馬市内の事業者を対象に行ったアンケート調査では、約7割の事業者がイノベ構想について「効果が実感できない」・「分からない」と回答した³³⁰。総じて、新産業分野と地元企業の関連が薄く、産業集積に至っていないと考えられる³³¹。

この点に関して南相馬市宇宙関連産業推進室にヒアリングを行ったところ、現状では企業が新産業分野での事業の予見性を見出すことができず、二の足を踏んでいる状況にあることが分かった³³²。設備投資については県及び市の補助金制度が存在するが、実際に参入まで至っていないことから、まずは事業の予見性を示し参入に至る後押しを行うことが必要である。さらに、参入にあたっては、様々なアクターと連携が可能な機会の創出が必要だと考えられる³³³。

次に、人材確保に関する現行施策について説明する。1点目が、「みなみそうま就職ナビ」での求人募集である³³⁴。「みなみそうま就職ナビ」は、南相馬市の企業情報、求人情報、就職イベント等の情報を発信しているポータルサイトであり、市が運営している。同サイトでは、企業の紹介や「UIターン就職支援助成金」等の支援制度の広報を行っている。原町商工会議所でのヒアリングでは、「自治体の中で、ここまで詳細に企業を紹介する試みは多くないだろう」、「取組自体は素晴らしいので、続けて欲しい」といった企業の声があることが分かった³³⁵。一方で、「さらに利便性を向上できる」、「より詳細な情報を載せられるのではないか」等の指摘があった。

2点目に、市が行っている、就職等の進路選択の場にある高校生を対象とした企業訪問が挙げられる。この取組は、市が企業を募集し、市内の高校生が班に分かれて訪問することで、

³²⁷ 経済産業省・前掲注（35）

³²⁸ 経済産業省HP「福島イノベーション・コースト構想とは」
<https://www.meti.go.jp/earthquake/smb/innovation.html>（2024/12/28）

³²⁹ 福島イノベーション・コースト構想・前掲注（328）

³³⁰ 原町商工会議所・前掲注（136）

³³¹ 原町商工会議所・前掲注（136）

³³² 南相馬市宇宙関連産業推進室ヒアリング（2024/11/05）より。

³³³ 公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チーム）ヒアリング（2024/10/15）より。

³³⁴ みなみそうま就職ナビHP, <https://www.msjobnavi.jp/>（2024/12/07）

³³⁵ 原町商工会議所・前掲注（154）

市内企業を知り、進路選択に活かすことを目的に行われている³³⁶。実際に企業を訪れ、対面で交流する取組は参加している企業からもニーズがあるという。

一方で、原町商工会議所のヒアリングでは、人材不足の解消には特効薬がなく、より企業の周知に資する取組を行うことが必要であると分かった³³⁷。さらに、先述（第三部第一章第三節「今いるこどもを残す」）のとおり、定住意向には「地域の人と繰り返し関わること」が影響することから、継続的な取組が必要である。

また、製造業の人材確保においては、市内高校生も施策の対象とする必要があると考えられる。先述（第三部第三章第一節1-3）のとおり、製造業企業に就職するボリューム層としては県内高校の卒業生が挙げられている³³⁸。また、福島県庁へのヒアリングでは、大学進学等で若年層が一時転出することは止められないとしたうえで、就職する際に県内に戻って活躍してもらうことを目指していることが分かった³³⁹。そのうえで、高校生は特に進路選択の場に近く、進学等で転出する層も多いことから、このタイミングで市内企業を知ってもらう必要があると考えられる。詳細は第三部第三章第一節3-2-3で後述するが、先進事例である岐阜県航空宇宙産業振興係へのヒアリングでは、地元企業と高校生が実践的な取組を通じて交流したことで、記憶に残りやすくなり、地元で働いてみたいといった声があることが分かった³⁴⁰。故に、人材確保の施策については、生徒と企業等が実践的な取組を継続的に行うことが必要である。

3. 政策提言

本章では、以上の現行施策の問題点等を踏まえて、今後必要となる施策について検討する。そこで、施策の全体像を確認し、先進事例を踏まえて4つの施策案について説明する。

3-1. 全体像

前述のように、南相馬市の製造業事業者は震災や産業の動向等によって「受注の減少」といった課題を抱えている。さらに、若年層を中心とした転出の増加、製造業の仕事にやりがいや魅力を感じなくなったことによる離職によって、人手不足が深刻な状況にある。

以上の課題を解決するためには、製造業事業者に対して新産業分野への参入を後押しし、新たな受注を獲得することが必要である。先述（第三部第三章第一節2）のとおり、現状は新産業分野と地元企業との連携が薄い。そこで、詳細は第三部第三章第一節3-3で後述するが、地元製造業企業との親和性の高い「宇宙産業」の参入への「入口」を示すことにつながる施策を提言する。

また、高校生や卒業後に転出した人に対してやりがいや魅力を周知することで市内製造業企業の人材確保につなげることが必要である。そのため、目指す姿を「製造業企業の『宇宙

³³⁶ 南相馬市商工労政課ヒアリング（2024/08/20）より。

³³⁷ 原町商工会議所・前掲注（154）

³³⁸ 原町商工会議所・前掲注（154）

³³⁹ 福島県庁企画調整部ヒアリング（2024/05/07）より。

³⁴⁰ 岐阜県航空宇宙産業振興係ヒアリング（2024/11/25）より。

産業』への参入機会を創出し、市内産業の魅力を高め、受注・人材・企業を増やす」と設定する。

3-1-1. 南相馬市と宇宙産業の関連性

ここで、市内製造業企業が新産業分野へ参入するにあたり、分野として「宇宙産業」を選定した根拠について、3点に分けて説明する。

1点目に、昨今の国内宇宙産業をめぐる変化である。政府は、2008年に「宇宙基本法」を制定し、国内での宇宙開発・利用の基本的枠組を定めた。翌年には「宇宙基本計画」を、2017年には内閣府が「宇宙産業ビジョン2030」を策定し、「開発」中心の取組に加え、民間企業による宇宙開発及び事業拡大の推進が掲げられた。

同時に政府は、2030年代早期に国内宇宙産業（宇宙機器製造・宇宙ソリューション事業）の市場規模が2021年時点の約4兆円（宇宙機器産業：約3,500億円・宇宙ソリューション事業：約3兆5,000億円）から約8兆円（宇宙機器産業：約6,000億円・宇宙ソリューション事業：約7兆4,000億円）に伸びると試算した³⁴¹。

また、宇宙産業の特徴も民間企業の参入と親和性が高い。佐藤ら（2016）は、金属加工や電子機器製造を手がける企業の技術をロケットや人工衛星の製造に転用することが可能であり、裾野の広い産業であると述べる³⁴²。故に、宇宙産業は市場が拡大しつつあり、かつ製造業企業の参入が技術的にも可能な分野であることが分かる。

2点目に、国内宇宙産業が抱える課題である。①宇宙機器サプライチェーンが輸入依存であり、国際競争力が未成熟であることが指摘されている³⁴³。背景には、国内宇宙産業事業者が限られていることが挙げられる。次に、②繰り返し実証実験が可能な環境を要することである。宇宙機器の製造は特殊な技術を必要とするだけでなく、宇宙環境下を想定した実験が不可欠となるため、他産業よりも特殊な実験設備が求められる。ただ、現状では宇宙機器等の実験が可能な設備を持つ企業や自治体は多くはない。

加えて、③宇宙産業に従事する人材の確保も大きな課題である。秋山（2018）によれば、国内の宇宙産業を発展させるには2030年代には約14万人、2040年代には約16万人の従事者が必要だという³⁴⁴。特に不足しているのは、製造工場での従事者及び管理者であり、製造業に携わる人材をどのように確保するかが課題となる。

3点目に、2点目で述べた①～③の国内宇宙産業における課題のうち①②を踏まえた南相馬市の強みについて説明する。まず、①の国内事業者の不足に対しては、前述のように市内

³⁴¹ 内閣府「宇宙基本計画」（令和5年6月13日）

https://www8.cao.go.jp/space/plan/plan2/kaitei_fy05/honbun_fy05.pdf（2024/12/11）

³⁴² 佐藤将史・八亀彰吾（2016）「宇宙産業の政界的な業界再編とわが国に求められる産業ビジョン」NRIパブリックマネジメントレビュー, 3頁

³⁴³ 例えば、江崎康弘「宇宙産業を事例としたグローバル社会インフラ市場への日本企業の深耕」多国籍企業研究, 2015, 第8号

³⁴⁴ 秋山演亮（2018）「宇宙産業に必要な人材とその育成のあり方について」
<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/283165.pdf>（2025/01/22）

には金属加工をはじめとした幅広い分野の企業が集積している。また、市内に自動車部品を扱う事業者が多く存在している点は宇宙産業への参入に有利に働くと考えられる。というのも、宇宙産業と自動車部品で用いる技術は親和性が高い。「一般社団法人北海道機械工業会」へのヒアリングから、実際に自動車エンジンや燃料タンクを製造する事業者がロケット部品の開発を進めていることが分かった³⁴⁵。

②の実験設備についても、南相馬市の強みを活かすことができる。原町区萱浜には「福島ロボットテストフィールド」が整備されている。主に、ロボットやドローンのメーカー等が使用しているが、ロケットメーカーの実証実験も行われている。南相馬市宇宙関連産業推進室の資料では、宇宙ベンチャー企業による複数の実験（フェアリング開頭実験・ロケット姿勢制御実験・帰還カプセル着水実験）の様子が紹介されている³⁴⁶。南相馬市も宇宙機器の実験が可能な環境を強みとして認識しており、この点を活かして外部メーカーからの需要を獲得することができるのではないかと³⁴⁷。

以上から、南相馬市は宇宙産業と親和性がある製造業産業が集積し企業同士のつながりが強く、大規模な実験設備が存在し、特殊な実験も可能な施設を有していることが、南相馬市や市内の製造業企業が宇宙産業に取り組むうえでの強みになると考えられる。

3-2. 先進事例とその効果

「宇宙産業の振興」を検討するにあたり、先進事例として①北海道の「北海道ビジネスネットワーク」、②茨城県の「IBARAKIサプライネットワーク」、③岐阜県の「ぎふSATプロジェクト」を取り上げる。

3-2-1.北海道航空宇宙ビジネスネットワーク

北海道の宇宙産業の集積に向けた取組は、1984年に道が「北海道航空宇宙産業基地構想」を公表し、北海道東北開発公庫（現日本政策投資銀行）が「航空宇宙産業基地誘致」を打ち出したことを契機とする。1995年に、帯広郡大樹町は1,000mの滑走路を備えた「大樹町多目的航空公園」を整備し、2008年には「大樹航空宇宙実験場」、2014年には「宇宙交流センターSORA」を整備した。現在、大樹町は民間企業や研究機関が自由に利用できるロケット発射場を含んだ宇宙港（スペースポート）として、「北海道スペースポート（以下「HO SPO」という。）」の整備を検討しており、2021年には射場運営を行う「SPACE COTAN 株式会社」を道内企業と共同で設立した。

以上のように道が宇宙産業の集積に取り組む中で、企業と宇宙ビジネスを結びつける施策が行われている。その一つに、「北海道航空宇宙ビジネスネットワーク」がある。このネットワークには、道内の製造業企業32社が参加しており、事務局を務める「一般社団法人北

³⁴⁵ 北海道機械工業会ヒアリング（2024/11/19）より。

³⁴⁶ 南相馬市商工観光部商工労政課宇宙関連産業推進室「南相馬市における射場・宇宙港実現に向けた取組と課題」（令和6年7月8日）

<https://www8.cao.go.jp/space/committee/05-yuso/yuso-dai7/siryou1-3.pdf>（2025/01/23）

³⁴⁷ 南相馬市宇宙関連産業推進室・前掲注（332）

北海道機械工業会」がビジネスマッチング事業、航空認証（JISQ9100）取得の支援、セミナーの実施、展示会への出展支援を行っている。

ネットワークの効果としては、2点挙げられる。1点目に、参加企業の航空認証（航空機の強度、構造及び性能について検査を行い、機体の安全性を証明する認証³⁴⁸）の取得促進である。現状、8社の製造業企業が航空認証を取得し、航空宇宙分野への参入が促進されている³⁴⁹。特に、メーカー等は安全面を考慮し、認証を取得している企業に発注することが多く、認証支援は製造業企業にとって必要な機能といえる。

2点目に、受注の獲得及びビジネス開拓機能である。先に触れた「HOSPO」の整備によって、道内にはロケットベンチャー企業等が進出しはじめている。ネットワークには、大学をはじめとした研究機関も参加しており、メーカーとコネクションのある大学との交流によって受注を獲得した事例がある³⁵⁰。新しい産業分野に参入する際には、メーカーとの接点がないことから受注の獲得まで時間がかかることが課題になるため、ビジネスネットワーク機能は必要不可欠と考えられる。また、参加企業同士のビジネスマッチング事業では、7年間で22件（応募数32件）のマッチングが成立している³⁵¹。

このように、宇宙産業に関するネットワークを設立し、宇宙産業の「入口」を示すことが第一段階では重要である。さらに、地域内の企業とメーカーをつなげ、参加企業が持つノウハウ（技術・顧客基盤等）を共有し、受注を増やすことが未開拓の産業分野には必要である。

3-2-2.IBARAKIサプライネットワーク

茨城県は2023年に県内で宇宙産業を集積させ、県内の製造業企業の受注拡大を目的に、宇宙分野に特化した「共同受注体」を設立した。「共同受注」とは、顧客（発注者）から依頼された発注を複数の企業が共同で対応することを指す。共同受注体内の各企業が作業を分担して進め、最終的に成果物をまとめ、発注者に納入する組織が共同受注体である³⁵²。共同受注体の効果として、下請け企業が大規模な受注に携わる機会を得ることで実績を作ることができることが挙げられる。

さらに、ロケット・人工衛星のメーカーにとってもメリットがある。メーカー等には「一品ずつ発注先が異なり、手間で非効率」や「海外部品を使っているが納品に時間がかかる」、「どこに発注すればよいか分からない」といった課題が存在する³⁵³。「IBARAKIサプライネットワーク」は、メーカーの発注の効率化に寄与できるだけでなく、県内製造業企業が持

³⁴⁸ 国土交通省HP「機体認証等」

<https://www.mlit.go.jp/koku/certification.html>（2024/12/30）

³⁴⁹ 北海道機械工業会・前掲注（345）

³⁵⁰ 北海道機械工業会・前掲注（345）

³⁵¹ 北海道機械工業会・前掲注（345）

³⁵² 日経クロステックHP「共同受注」

<https://xtech.nikkei.com/it/article/Keyword/20070205/260783/>（2024/12/08）

³⁵³ IBARAKIサプライネットワークHP, <https://space.pref.ibaraki.jp/>（2024/12/08）

つ多様なノウハウを活かした製品を確保できる組織である³⁵⁴。例えば、参加企業のうち自動車用小物プレス加工部品を開発・製造する企業は、プレス加工に関する独自の技術や設備を宇宙機器の金属部品に転用できるという³⁵⁵。さらに、熱物性測定を主力事業として行っている企業は、自社が持つ熱関連技術を活用して宇宙環境下で耐えることのできる宇宙機器の製造を行うという³⁵⁶。

「IBARAKIサプライネットワーク」では、県と一般財団法人が受注窓口となり、参加企業（34社）に対して発注情報を共有するほか、発注者と参加企業との商談のセッティング等を行っている。2024年度は宇宙ビジネス関係者からの試験的な部品受注を行い、2025年度以降に宇宙ベンチャーや大学、宇宙航空研究開発機構（JAXA）からの受注を目標に掲げている³⁵⁷。先の見えない産業分野において、営業や事務手続き等に時間を割かず、共同で受注できることには製造業企業の参入を後押しするメリットがあると考えられる。

3-2-3. ぎふSATプロジェクト

岐阜県では航空機の製造業企業が集積し、長年国内の航空機産業を支えていた。しかし、2008年のリーマンショックによって受注が減少した。そこで、製造業産業企業の持続性を高めるため、旧来の量産体制に加えて宇宙産業分野をはじめとした新産業分野への参入が進んだ³⁵⁸。

岐阜県では、新産業分野の参入を支える人材を確保するため、実践的な取組を通じた教育カリキュラムが実施されている。その一つが「ぎふSATプロジェクト」である³⁵⁹。

本プロジェクトは、岐阜県と岐阜大学で構成される「ぎふ宇宙プロジェクト研究会」が主体となって、県内工業高校（4校）の生徒が小型人工衛星を製造から運用までを行うカリキュラムになっている。製造段階では県内製造業企業（5社）から指導等を受けながら進めていく。また、製造した人工衛星を打ち上げた後は、普通科や商業科の高校の参加を募って、人工衛星から送信される衛星データの分析を中心とした実習が検討されている。

SATプロジェクトの財源は、デジタル田園都市国家構想交付金と県で負担されており、プロジェクト開始年度の2022年は約900万円、2023年は約3,223万円、2024年は約600万円であった³⁶⁰。2023年度で増額しているのは、プロジェクトが製造の段階に入り、原材料費等の予算が追加されたためである。

企業側の大きなメリットとしては、2点挙げられる。1点目に県内高校生への周知ができることである。先述（第三部第三章第一節2）のように、製造業分野では進路選択の場によ

³⁵⁴ IBARAKIサプライネットワーク・上脚注（353）

³⁵⁵ 株式会社ティエスHP, <http://www.ts-t.co.jp/index.html>（2024/12/30）

³⁵⁶ 株式会社ベテルHP, <https://hrd-thermal.jp/>（2024/12/30）

³⁵⁷ 茨城新聞「宇宙ビジネス販路拡大 今秋 茨城県、共同受注体制構築へ」（2024/05/30）

https://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_jun=17169912071969（2024/12/08）

³⁵⁸ 岐阜県航空宇宙産業課・前掲注（340）。航空機と宇宙産業に取り組んでいる製造業企業は70社存在するという。

³⁵⁹ 岐阜県航空宇宙産業課・前掲注（340）

³⁶⁰ 岐阜県航空宇宙産業課・前掲注（340）

り近い層として高校生を対象として提言する。2024年4月には、参加した高校生がプロジェクトに参加したことで宇宙産業に取り組む企業の存在を知り、実際に就職したという事例がある。2点目に若手社員が高校生と交流し、技術を指導することによって社員研修にも活かすことができることである。本プロジェクトは、高校生が新産業分野に興味を持ち、進路選択の幅を拡大させるだけでなく、企業が必要な人材を確保できるという画期的なものである。

3-3. 施策の提言

本章では、以上で紹介した先進事例を基に、南相馬市の宇宙産業集積に向けた4つの提言について説明する。

3-3-1. 「南相馬市宇宙ビジョン」の策定

まず、南相馬市が宇宙産業の集積に取り組んでいくための指針となる「南相馬市宇宙ビジョン」の策定を提言する。先述（第三部第三章第一節3-2）のとおり、現状の製造業事業者は宇宙分野への参入に二の足を踏んでいる状況にあり、その背景には「事業の予見性が見えない」ことが挙げられる。また、新産業を軸とした施策を実行する際には、市民の視点を忘れてはならない。そこで、南相馬市が目指すべき共通の姿を市民と共に描き、企業には南相馬市での宇宙事業の予見性を示すことによって、企業の参入を促進させることを目的にビジョンを設定する。

参考として、「南相馬ロボット振興ビジョン」を挙げる。ロボット振興ビジョンの位置づけとしては、「南相馬市復興総合計画後期基本計画」における「復興重点戦略」で掲げられた「福島ロボットテストフィールドを核とした新産業創出と人材誘導」に含まれるものと解される³⁶¹。策定にあたっては、市が素案を作成し、2017年2月16日～3月6日に市内施設でパブリックコメントを募集した³⁶²。直接的な効果を示すことは難しいが、ロボット振興ビジョンを基に、各施策が講じられ市内にロボットベンチャー企業が集まり、さらにロボットの国際競技会（ロボットワールドサミット）が市内で開催されていること等を鑑みると、「ロボットのまち」としての周知がある程度進んでいるといえる。

以上の南相馬ロボット振興ビジョンを参考にして、宇宙ビジョンの策定について説明する。宇宙ビジョンにおいては産業の規模が広いことを考慮すると、製造業企業だけでなく、幅広い事業に取り組む人材の参画を必要とする。そこで、①市が検討会を組織し、企業・研究機関・金融機関・経済団体・市民（アンケート調査も実施）とタイムスパン等も含めて検討する。また、②協議及びアンケート調査集計後に、市が原案を示したうえでパブリックコメントを募集し、再検討後に策定することを提言する。

³⁶¹ 南相馬市「南相馬ロボット振興ビジョン（追補版）」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/23/shinkovision-tsuiho.pdf>（2025/01/22）

³⁶² 南相馬市「パブリックコメント浜通り南相馬ロボット振興ビジョン（素案）について」（平成29年1月25日）

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/34/20170821-115915.pdf>（2025/01/22）

3-3-2. 「宇宙版ビジネスネットワーク」の設立

他企業と連携する機会を創出し、宇宙ビジネスの開拓を進め、南相馬市での宇宙事業を増やすことを目的に、企業・研究機関・宇宙ベンチャー企業をはじめとした起業希望者等の宇宙に関心のある様々な層を集結させる「宇宙版ビジネスネットワーク」の設立を提言する。多様なバックグラウンドを持った担い手が参加することで、裾野の広い宇宙分野でのビジネス開拓を後押しすることを目指す。

特に、宇宙産業集積に向けて、大学をはじめとした研究機関の参加が企業の受注に結びつくと考えられる。先述（第三部第三章第一節3-2）のとおり、大学等の研究機関はロケット及び人工衛星メーカーとのコネクションを有していることが多い³⁶³。その背景には、現在多くの研究機関が人工衛星・ロケットの開発や運用に取り組んでいることが挙げられる³⁶⁴。中には、研究機関で開発した技術を事業に活かすため、大学の研究者等がベンチャー企業を設立するケースもある³⁶⁵。こうした研究機関とのネットワークを構築することは、企業が宇宙産業に参入するうえで大きな役割を果たすだろう。ただ、宇宙産業に参入することを検討している企業が、協力してもらう大学等を探し、アプローチすることは簡単ではないだろう。したがって、宇宙産業に参入する際の入り口として、「宇宙版ビジネスネットワーク」を設立し、大学等とのコネクションのきっかけを作ることもネットワークの目的である。

また、設立したネットワークは「南相馬市ロボット産業協議会（以下「ロボット協議会」という。）」の分科会である「MARS（南相馬航空宇宙産業協議会）（以下「MARS」という。）」内に注入することを提言する。ロボット協議会には、自社の技術を新産業分野であるロボットに転用した経験を持つ企業がある程度参加しており、中には、南相馬市以外に本社を置く企業も一定数存在している³⁶⁶。協議会が持つ連携網を十分に活用できれば、新しい宇宙ビジネスの開拓が推進され则认为る。

ネットワークのコーディネーターは、ロボット産業協議会の事務局を務め、創業支援を行っている「株式会社ゆめサポート南相馬」やIM（インキュベーションマネージャー）資格を持つ人材を有する組織等が担当することを提言する。ベンチャー企業等を支援し、事業化を促進する「ビジネス・インキュベーター」について論じる鹿住（2008）は、新産業を集積させる際には地元中小企業の参入が必要になると説明したうえで、企業同士の橋渡しができるIM等のコーディネーターが必要不可欠だと述べる。というのも、こうした新しい産業分野におけるビジネスネットワークには民間企業のほかに、研究開発に取り組む大学をはじめとした研究機関も参加することがある。しかしながら、企業の中には参加する大学に対して

³⁶³ 北海道機械工業会・前掲注（345）

³⁶⁴ 文部科学省HP「我が国の宇宙開発に関する基本的考え方」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/uchuu/reports/03090101/003.htm（2025/01/23）

³⁶⁵ 東北大学スタートアップ事業化センターHP「東北から『誰もが宇宙で生活できる世界を創る』宇宙ベンチャーが誕生」

<https://startup.tohoku.ac.jp/achievement/interview-elevation-space/>（2024/12/30）

³⁶⁶ 南相馬ロボット産業協議会・前掲注（49）

「敷居が高い」と感じていたり、大学側のビジネス感覚が不足していたりする場合があるという³⁶⁷。

また、ビジネスネットワークのコーディネートを行う組織は、サービス開発の事業化可能性を調査し、「宇宙産業のどの分野にビジネスチャンスがあるのか」「新事業や新プロジェクト等の取組が実現可能なものか」等を周知することを提言する。この調査によって、参加者が実現可能な事業を計画できるようにするとともに、実施までをサポートすることを提言する。先述（第三部第三章第一節3-2）した「北海道航空宇宙ビジネスネットワーク」ではこれを北海道機械工業会が担当している。

以上のような流れで、担い手同士の情報の共有・異業種間連携・各企業の顧客基盤及び市場へのアクセスを広げることができ、新ビジネスが展開され则认为。

3-3-3. 「宇宙版共同受注体」の設立

市内製造業企業が持つ「技術力」と宇宙産業の「将来的な需要」「裾野の広さ」をマッチングさせることを目的に、「南相馬ロボット産業協議会」の分科会である「MARS」内に共同受注窓口を設置することを提言する。

先進事例の「IBARAKIサプライネットワーク」では、県と一般財団法人が事務局となり、窓口として業務を行っている。本提言においては、ロボット産業協議会の事務局を務める「株式会社ゆめサポート南相馬」のほかに、「宇宙産業推進アドバイザー（仮称）」を事務局内に派遣し、必要に応じてマッチング・指導・助言を行うことを検討している。宇宙産業推進アドバイザーとは、宇宙産業を推進するにあたり必要に応じて助言及び指導等を行う専門的人材を指す。市はロボット産業分野において、「南相馬市ロボット産業推進アドバイザーに関する要綱」を策定し、市長が専門的知見を有する人材を任命している³⁶⁸。共同受注体を設立する際には、専門的知見を持った人材が技術の目利きを行う必要があるため、事務局内に派遣することが好ましい。

また、メーカーが一つの手続きで部品の受注を完了できるシステム設計が必要である。例えば、参加企業の保有技術を一覧化し、受注の申し込み等がオンラインで行えるような環境整備が挙げられる。

一方で、南相馬市宇宙産業関連産業推進室のヒアリングでは、参加企業の中でも活動の温度差が出るのではないかと懸念が示された。そのために、参加企業の中で代表企業を決め、QCDS（品質・コスト・納期・柔軟性）を管理することが好ましい。

3-3-4. 「福島SATプロジェクト」の実施

宇宙産業に取り組む地元企業を広く周知する目的で、福島県の次世代産業課及び産業人材育成課等の産業振興に携わる課等が主体となって県内高校生を対象に実践的な人材育成プロ

³⁶⁷ 鹿住倫世「日本におけるビジネス・インキュベーターの変遷と今後の展望—先進的取組に学ぶ日本型インキュベーターのあり方—」日本中小企業学会論集（27），72頁

³⁶⁸ 南相馬市（2018）「南相馬市ロボット産業推進アドバイザーに関する要綱」（平成28年06月10日 告示第158号）

プロジェクトを実施することを提言する。先述（第三部第三章第一節1）のとおり、工業高校の生徒の多くが製造業企業に就職する。したがって、進路選択の場にある生徒に対して、製造業企業が持つ魅力を広く伝えることができる取組が必要と考える。さらに、進学等によって転出する生徒に対しても、プロジェクトを経験してもらうことによって就職活動の際に選択肢に入れてもらうことを目的とする。カリキュラム内容については、先述（第三部第一章第三節3-2）の岐阜の事例のような、高校生が県内企業と協力して小型人工衛星・小型ロケットの「設計・製造・実験・運用（衛星データ利用等）」を行うプロジェクトを提言する。

プロジェクトのコーディネート（参加企業・高校の募集等）は、例えば、複数の新産業企業と連携している「公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」等に委託することが想定される。「実験」段階では、先述（第三部第三章第一節3-1）のとおり、宇宙ベンチャー企業の実証実験（フェアリング開頭実験・ロケット姿勢制御実験・帰還カプセル着水実験等）が行われた実績があり、さらに南相馬市の「強み」でもある「福島ロボットテストフィールド」を県及びイノベ機構が使用し、製造した部品の実証実験を行うことを提言する。岐阜県航空宇宙産業振興係へのヒアリングでは、生徒が特殊な設備に触れることで、宇宙産業や製造業の魅力の向上につながっていることが分かった³⁶⁹。南相馬市が持つ「実験のしやすい環境」を活かした施策となるだろう。

期待される効果としては、人材確保が挙げられる。岐阜県のヒアリングでは、生徒が参加企業に就職したことが分かった。実際に設計から製造までを体験したことで宇宙に取り組む製造業企業への志望度が高まったのだという。さらに、地元の航空専門学校に進学した事例もあり、国内航空宇宙産業の人材育成にも効果があるという³⁷⁰SATプロジェクトによって、進路選択の場にある高校生が実践的にもものづくりに取り組み、企業の技術力ややすばらしさを認知し、進学等で一度転出した先でも進路の選択肢に入れてもらうことができると考える。

4. 残された課題

製造業分野の今後の課題として2点を挙げる。

1点目に、「宇宙港（スペースポート）」の整備である。宇宙港とは、ロケット発射場をはじめとしたロケットや人工衛星、将来的には人間を宇宙へ輸送することを目的とした施設を指す。現在、宇宙産業の市場拡大に伴い、JAXAといった政府機関だけでなく、小型ロケット・人工衛星を扱う民間企業が利用できる発射場が整備されつつある。例えば、北海道大樹町では、2021年4月に町や道内企業が共同で「SPACE COTAN株式会社」を設立し、同社が宇宙港「北海道スペースポート（HOSPO）」の管理・運営を行っている。HOSPOは、民間企業や大学等の研究機関が自由に利用可能な民間に開かれた「商業宇宙港」である³⁷¹。

宇宙港は宇宙産業を集積させるうえで核となる要素であるとされ、宇宙港の整備によって外部の企業や研究機関を市内に取り込むことができると考えられる。しかしながら、宇宙港の整

³⁶⁹ 岐阜県航空宇宙産業課・前掲注（340）

³⁷⁰ 岐阜県航空宇宙産業課・前掲注（340）

³⁷¹ 大樹町HP「北海道スペースポート（HOSPO）について」

<https://www.town.taiki.hokkaido.jp/soshiki/kikaku/uchu/hokkaidospaceport.html>（2024/12/27）

備には課題がある。前述のHOSPOでは、ロケット発射に際して振動や騒音等の影響が懸念されている。大樹町は酪農が盛んであり、町内には牧場が広がっているが、ロケット発射実験による騒音によって家畜が逃亡したという事例があったという³⁷²。さらに、南相馬市宇宙関連産業推進室へのヒアリングでは、発射場のための土地の確保が課題となっていることが分かった。一般的にロケットを発射する際には、5～10km²程度の土地が必要となる。さらに、周囲に人や建物等が密集していない等の環境が必要となるが、市内においてはこうした土地は限られているという³⁷³。宇宙港の整備に際しては、土地の確保等のハード面の課題を乗り越えるとともに、周辺住民への周知が必要になる。

第二節 第三次産業（販売・宣伝のできる場の新設）

1. 現状と課題

第三部第三章冒頭の図34より、南相馬市の産業別就業人口をみると2020年時点で第三次産業事業者の割合は約62%となっており³⁷⁴、多くの人が第三次産業に従事していることが分かる。また、今後の産業別就業人口の推移では、さらにその割合が高くなっていくことが予測されている³⁷⁵。そして小高区でも、「令和5年度南相馬地域商工業者経済状況調査結果報告書」に回答した全54の事業所のうち、36の事業所が小売・サービス事業者となっており、小高区全体でも第三次産業は製造業と並んで主要な産業であるといえる。また、第一部第五章第一節3-4の表12より、小高区の第三次産業事業者は売上が1,000万円以下の事業者が特に多く、小規模な事業者が多いという特徴がある³⁷⁶。

そして、第一部第五章第二節8でも先述したとおり、小高区の第三次事業者の多くは「売上の減少」という困りごとを抱えており³⁷⁷、その原因として最も多い理由は「来客の減少」である³⁷⁸。反対に、現在小高で売上を伸ばしている事業者は、「haccoba」のように全国的に見ても独自の商品を有し、小高の外にも売り込んでいけるような事業者であるが、小高や南相馬の外に売り出して売上を伸ばせる事業者は稀有な例³⁷⁹であり、全ての第三次事業者が外に商品等を売り出していけるとは限らない。そのため、現在小高で「来客の減少」を課題に抱える事業者は、対外的に商品を販売したりサービスを提供したりする事業者ではなく、地域の住民をメインターゲットにしている事業者であると考えられる。

よって、「来客の減少による売上の減少」は小高区の多くの第三次産業事業者、特に地域の人をメインターゲットにしている事業者が抱える課題であるといえる。また、次の図表22より今後1年間の売上・採算の見通しについても多くの事業者が「悪化する」「変わらない」

³⁷² 大樹町ヒアリング（2024/11/18）より。

³⁷³ 南相馬市宇宙関連産業推進室・前掲注（332）

³⁷⁴ 原町商工会議所・前掲注（226）

³⁷⁵ 南相馬市（2015）「南相馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/20161005-101927.pdf>（2024/12/27）

³⁷⁶ 原町商工会議所・前掲注（136）

³⁷⁷ 原町商工会議所・前掲注（136）

³⁷⁸ 原町商工会議所・前掲注（136）

³⁷⁹ ゆめサポート南相馬・前掲注（159）

と答えているため³⁸⁰、現状を維持するのみでは個々の事業者の課題の解決を見込むのは難しく、産業政策の視点から施策を講じる必要がある。

表 22：小高区の事業者の今後1年間の売上・採算の見通し（令和5年）³⁸¹

		製造業	建設業	小売業	サービス業	合計
売上	好転する	3	0	4	2	9
	悪化する	1	6	2	6	15
	変わらない	5	1	6	13	25
採算	好転する	1	0	2	2	5
	悪化する	3	5	4	6	18
	変わらない	4	2	6	12	24

2. 現行施策と課題

現在、南相馬市で行われている第三次産業に関する施策には「既存事業者チャレンジ応援事業補助金³⁸²」がある。これは東日本大震災による被害や昨今の新型コロナウイルス、そして物価高の影響等によって、市内の小売・サービス業を営む中小事業者の事業の継続・発展に寄与し、まちなかの活性化を目指すための補助金であり、店舗改修・新商品開発・販路開拓における新たな取組の費用を補助するものである³⁸³。

この補助金は、国や県の同趣旨の補助金に採択されず、支援が必要であるが補助が受けられない事業者を拾い上げるような位置づけの補助金であり、その採択は国や県のものよりも柔軟で、多くの市内事業者が利用しやすい補助金になっている³⁸⁴。

しかし、先述したとおり小高区の第三次産業事業者が抱える売上の減少の最も大きい原因は「来客の減少」であり、小高区内の人口が約3,800人と商圈として大きくはない³⁸⁵ことを踏まえると、個々の事業者の取組を後押しする補助金に加え、来客に直接結びつく施策が必要である。

また、河藤（2014）によれば、地域産業の活性化のために自治体政策に求められる重要なものに「地域資源の活用」が挙げられる³⁸⁶。ここにおける地域資源とは、法に定義³⁸⁷され

³⁸⁰ 原町商工会議所・前掲注（136）

³⁸¹ 原町商工会議所・前掲注（136）

³⁸² 南相馬市HP「中小事業者チャレンジ応援事業補助金のご案内」
<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/16/1620/16203/1/21768.html>（2025/01/23）

³⁸³ 南相馬市・前掲注（382）

³⁸⁴ 原町商工会議所・前掲注（154）

³⁸⁵ オムスビ・前掲注（59），株式会社OWBヒアリング（2024/05/14）より。

³⁸⁶ 河藤佳彦（2014）「自治体政策による地域産業の活性化に求められるもの」都市とガバナンス，Vol.22，22頁以下

³⁸⁷ 中小企業地域資源活用促進法では地域資源を「①地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物又

るものより広義の「地域活性化に有益なあらゆる存在」とされ、それを実用に供することが自治体政策には必要であるとする。

以上より、第三次事業者の経営をより後押しするために、金銭面での支援のほかに、地域資源を活用し、来客の増加に働きかけることができる施策を打つ必要がある。

3. 政策提言

本項では、前段で触れた「来客の増加」と「産業政策における地域資源の活用」の観点に基づいて「第三次事業産業事業者の販売・宣伝の場を新設」するための提言の全体像を確認し（3-1）、参考とする先進事例の仕組みを理解したのち（3-2）、地域の拠点施設である交流センターへの棚貸しショップの設置について提言を行う（3-3）。

3-1. 全体像

第三部第三章第二節1でも先述したとおり、第三次産業事業者が事業を継続させていくためには来客とそれに伴う安定した売上が必要である。ゆめサポート南相馬によると、小高区では生活関連の事業や商業系の事業の需要が高く、地域でも生活環境を支えていく事業者は必要だが、実際には事業を成り立たせることが難しい現状がある³⁸⁸。しかし、地域に既に住んでいる住民のみならず浜通りで新たに創業を検討する人も生活環境を重要視するという³⁸⁹。このように地域の小売業者やサービス事業者が事業を続けていくことは、事業者自身の生業の維持という視点のほかに、地域内外の人が小高に住むことを選んでもらうために生活環境を向上させるという視点からも非常に重要な意義がある。

よって、第三次産業分野の目指す姿を「第三次産業を活性化させることによって、なりわいが維持され、多様なサービスが生まれる地域となる」と設定し、打ち手を検討する。

そして、目指す姿である「第三次産業の活性化」「なりわいの維持」を実現するためには、個々の事業者が売上を増やしていくことが必要であり、そのためには購買客を増やすことが必要である。ここで、購買客を増やすための方法の一つに販路開拓があり、全国に向けてインターネット販売を行ったり、首都圏や道の駅へ商品を展開したりすることも考えられる。しかし、飲食業等のようにその店舗に来てもらうことが重要で、広く展開することが難しい事業もあることを考えると、上記のような広く対外的な商品の展開は一部の事業者に効果が限定されてしまう。

そこで、小高に根差して事業を行ってきた第三次産業事業者全体の売上の向上を後押しするためには、各事業者の店舗に直接来てくれる人を増やすことが必要であると考え。

また、先述した「地域資源の活用」について、小高区には神社や小高駅等、利活用が考えられる地域資源が多数存在する。本提言では①来客に働きかけること②売上増加につなげることの視点から、地域内外の人が集まり、なおかつ現在も商業的な機能を備えている施設で

は鉱工業品、②前記の①で示された鉱工業品の生産に係る技術、③文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの（趣旨要約）」と規定する（河藤・前掲注（386））。

³⁸⁸ ゆめサポート南相馬・前掲注（159）

³⁸⁹ ゆめサポート南相馬・前掲注（159）

ある小高交流センターが活用すべき地域資源として適当だと考える。具体的には第三部第三章第四節で後述するが、小高交流センターは年間約8万人の利用者を集める拠点施設である。まだ利用者を伸ばす余地はあるが、人口が約3,800人の小高区において、約8万人もの人が集まる施設を活用することは、それだけ顧客となりうるターゲットを増やすことにつながるため、積極的な活用を目指していくべきであると考ええる。また、主に地域の人をメインターゲットに事業を行う小高の事業者の来客を増やすことを考えると、交流センターは小高区の住民を中心に利用されていることから、来客となりえるターゲットと多分に重なることが考えられ、その観点からも交流センターを活用する意義があると考ええる。

以上より「購買の増加」と「実店舗への誘因」の両方に寄与する施策が必要であり、地域資源の活用の視点も踏まえ、提言の方向性を「小高の拠点施設に商品販売・宣伝ができる機能を整備し、事業者の販路の開拓や認知の拡大につなげる」と設定して施策の提言を行う。

3-2. 先進事例

施策案を検討するにあたり、先進事例として①北海道上士幌町の「かみしほろマルシェ」と②愛知県岡崎市の「BOXSHOP岡崎」を取り上げる。

3-2-1. かみしほろマルシェ

かみしほろマルシェは北海道上士幌町で2023年にオープンした無人運営のスマートストアである³⁹⁰。上士幌町に加え、NTT東日本、テルウェル東日本、株式会社TKFの4者の連携によって運営が行われている³⁹¹。店舗の整備は町が行い、NTT東日本・テルウェル東日本のシステムを導入して、TKFが店舗の運営を担うという役割になっている³⁹²。町内の働き手が不足する中でも営業できる店舗を作ることと、買い物弱者を支援することを目的³⁹³としており、地域内の住民が主なターゲットになっている。また、地元内外の人に対して地元商材・地域企業の魅力的な商品を揃える小売店舗を目指す³⁹⁴こととされており、実際にかみしほろ餃子を始め、ふるさと納税で人気が高いアイスクリーム等の地域事業者の商品、地元の農家の野菜、地域おこし協力隊の方が作った商品、地元の高校生が開発した商品等、様々な地域主体の商品を揃えている³⁹⁵。そして地域主体の商品を集積して販売していることで、地域の事業者からも商品を置いてもらえるように頼まれる等、双方向のやりとりで地域の商品を集めて販売している³⁹⁶。

これによって地域内の人が全国共通の商品を買えるコンビニやスーパー、地域外の人がお土産等の目的で地域の商品を買える道の駅と異なり、「地域内の人が地域の商品を買える場」

³⁹⁰ NTT東日本「上士幌町にスマートストア『かみしほろマルシェ』をオープン」

https://www.ntt-east.co.jp/hokkaido/news/detail/pdf/20230420_1.pdf (2025/01/23)

³⁹¹ NTT東日本・前掲注 (390)

³⁹² 株式会社TKFヒアリング (2024/11/19) より。

³⁹³ NTT東日本・前掲注 (390)

³⁹⁴ NTT東日本・前掲注 (390)

³⁹⁵ 株式会社TKF・前掲注 (392)

³⁹⁶ 株式会社TKF・前掲注 (392)

という棲み分けができて³⁹⁷。実際に、ふるさと納税で人気の商品は町内で買える場があまりなく、地域の人を買うことができなかったということもあり³⁹⁸、地域向けに地域の商品を販売していることはマルシェ独自の強みになっているといえる。

なお、運営にあたっては商品の仕入れ・陳列をパートタイムの人材が担い、決済や入店・退店の記録はシステムによって無人で行われており³⁹⁹、人が店舗にいなくても日中の営業ができるようになっている。

3-2-2. BOXSHOP岡崎

BOXSHOP岡崎は愛知県岡崎市に2022年にオープンしたレンタルボックスショップである。老舗化粧品店である「みどりや本店」の一角に126のブースを構えており、出店希望者は棚のスペースを契約し、自身の商品を自由に販売することができる⁴⁰⁰。なお、棚の利用料金は、棚の位置や大きさによって変動し、月額1,000円～6,000円となっている。出店の対象者は幅広く、主にハンドメイド作家が自身の作品を出店する場として提供されているものの、「商品を販売したいが販売の場所がない人」や「サービスの宣伝をしたい人」等も幅広く出店することが可能で、実際に自身のサービスの宣伝に活用している事業者も存在する⁴⁰¹（図36参照）。



図 35：ボックスショップの様子⁴⁰²

³⁹⁷ 株式会社TKF・前掲注（392）

³⁹⁸ 株式会社TKF・前掲注（392）

³⁹⁹ 株式会社TKF・前掲注（392）

⁴⁰⁰ BOXSHOP岡崎HP, <https://boxshop.e-midoriya.co.jp/#shop>（2025/01/23）

⁴⁰¹ オカビズnote「オカビズ「起業サポートスクール」参加者さんも出店中！！」

<https://note.com/okabiz/n/n1ce0f4273ca6#efa7a11d-453b-49cf-a8ba-b1982f55df76>（2025/01/23）

⁴⁰² オカビズnote・前掲注（402）



図 36：ボックスショップでのサービスの宣伝⁴⁰³

ボックスショップは個々の事業者にとっては販路の開拓につながり、顧客にとっては一つの施設に様々な商品が集積してウインドウショッピングを楽しめる店舗となっている⁴⁰⁴。

3-3. 施策の提言

以上の現状と課題、方向性と先進事例を踏まえ「交流センターにおける棚貸しショップの設置」を提言する。提言先は小高交流センター（小高区役所地域振興課）である。

まず、交流センターが、現在小高マルシェに利用されているスペースに販売・宣伝用の棚を設置する。このスペースは木～日曜日の小高マルシェの開催日には利用されているが、その他の時間帯や曜日には空きスペースとなっている。また、マルシェで野菜の販売等に利用されている場所はスペースの中央部であるため（図37参照）、壁や柱付近のスペースに空いているところがあり、時間的にも空間的にも活用の余地がある場所である。



図 37：小高マルシェの様子（WSD撮影）

そして交流センターに出品を行いたい事業者・個人は交流センター（地域振興課）と契約

⁴⁰³ オカビズnote・前掲注（402）

⁴⁰⁴ オカビズnote・前掲注（402）

を結ぶことで、棚の区画を商品の販売や宣伝に利用することができるようになる。なお、料金は棚の位置や視認性によって変動させることとする。先進事例の岡崎ボックスショップを参考にすると、図38のような棚の広さで、料金を月額1,000～2,000円とすることを基準とし、そこから棚の大きさや設置場所を踏まえて料金を設定していくことが望ましいと考える。

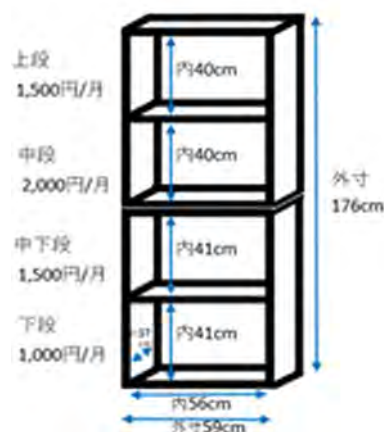


図 38：棚の大きさと料金の参考（BOXSHOP岡崎より）⁴⁰⁵

また、出品する商品は、契約の際に交流センターが商品の審査を行い、販売が可能かどうかを判断することにする。なお、商品の販売のみならず、広告やPOP等を置くことも可能とし、交流センターに来館する人に向けた宣伝にも棚を活用できるようにする。

また、運営について無人決済システムを導入することで、店番を置かずとも営業ができる形式を取る。無人決済システムは導入コストに100万～300万円ほどがかかるが、ランニングコストは月に数千円～数万円程とされる⁴⁰⁶。初期投資を行うことができれば、長期的な目で考えるとパートタイムで従業員を雇って人件費をかけるよりも費用を抑えることができ、なおかつ労働時間の制約もないことから長時間の営業を行うことができる。

これにより、従来は実店舗が主なサービスの提供場所であった地域の事業者に対して、交流センターという新たな販売場所を提供することができ、購買客の増加に直接貢献するほか、交流センターに来た方が商品や広告を見て事業者のことを知るきっかけになる認知の拡大や、事業者の店舗に足を運ぶ誘因づくりにも期待ができる。また、地域から出品された商品が集積することで、個々の事業者では難しかった、地域商品の集積販売の効果を狙うことができ、出品者同士の相乗効果も期待できる。

特に、小高区内の拠点施設から近隣の事業者の元へ足を運ぶ誘因になるという点は、交流センターだからこそ期待できる効果である。

⁴⁰⁵ BOXSHOP岡崎・前掲注（401）

⁴⁰⁶ TOUCH TO GO メディア「無人販売機でコスト削減！従業員不要の新しいビジネスモデル」
<https://ttg.co.jp/media/>（2025/01/23）

4. 残された課題

最後に残された課題について整理する。1点目に実効性の検証である。本提言が目指す効果の一つである「地域の商品の集積効果」の確保のためには、棚貸しショップを①地域の事業者が多く契約すること、②契約した事業者が独自の商品を販売したり、宣伝を行ったりすることの2点が必要である。そしてそれら2点の実現のためには、まずは「契約者を集める」ことが前提となる。しかし、本提言にあたっては時間の制約によってボックスショップ・棚貸しショップを運営する先進事例であげた主体等に実際にヒアリングを行うことができず、契約者をどのように集めるかの具体的な工夫を特定することができなかったため、棚貸しショップの性質に着目した抽象的な期待を述べるにとどまっている。

本提言の棚貸しショップでも、契約者を集めるためには運営主体として想定する交流センターが単に受け身で出品希望者を待つのみではなく、棚貸しショップ開設段階で試験期間を設けて賃料を無料にして事業者に「お試し販売」をしてもらうことや、地域の一部事業者に個別に働きかけて出品に協力してもらう等の工夫を行うことが考えられる。また、第三部第一章第三節で提言した教育プログラムと連携し、棚の一角を地域の学生に貸し出し、そこを教育プログラムの事業経験に活用してもらうことで、学生が地域事業者から商品を仕入れたり、地域の事業者と協力して商品を開発したりして販売を行うことで、地域主体の商品の販売につなげることも一案として挙げられる。しかし、実際に出品者を集める際には、先進的に棚貸しショップ行っている事業者にヒアリングを行う等、事前の調査を行ったのちに、棚貸しショップの導入を進めることが必要である。

2点目に小高マルシェとの共存である。本提言は小高マルシェで利用されているスペースに棚貸しショップを設置するものであるため、小高マルシェの営業時間の間は、同じ空間でマルシェと棚貸しショップの営業が行われることになる。スペース中央部を使うマルシェと、壁・柱に棚を設置する棚貸しショップは、空間的に競合する懸念は低いと考える。しかし、無人決済を導入する予定の棚貸しショップと有人で運営しているマルシェの運営の兼ね合い等、同じスペースで販売を行ううえで、マルシェの運営主体である小高マルシェ委員会との調整が必要になる。例えば、マルシェの決済にも棚貸しショップの無人決済システムを利用できるようにする等、同じスペースで事業を行うからこそそのメリットを生めるような調整を行うことが求められる。

第三節 新規事業（事業を試す場の新設）

1. 現状と課題

先述（第一部第五章第一節2-4）のとおり、小高区は避難指示の影響で人口が一時ゼロになり、2016年の避難指示の解除まで住民が住むことができない状態であった。その中で2014年に小高ワーカーズベース（現：株式会社OWB）が設立された⁴⁰⁷。同社は創業支援を事業とする企業として「地域の100の課題から100のビジネスを創出する」というミッションを

⁴⁰⁷ 株式会社OWB HP「会社概要」, <https://owb.jp/about/> (2025/01/23)

掲げ、この10年で合計27件の事業やプロジェクトを生み出してきた⁴⁰⁸。被災の影響による地域内の競合の少なさ、豊富な事業立ち上げに関する支援、小高ワーカーズベースを中心とした起業家達のコミュニティの存在により、小高は事業を立ち上げやすい地域⁴⁰⁹となっており、実際に市長、前行政区長連合会会長、起業で移住された方等、地域内外の方々の間に「新たなことにチャレンジしやすい風土」という震災後の小高の特長が共通認識として作られている⁴¹⁰。

このように、事業を起こしやすい気運が醸成されており、起業に関心のある層からも注目を集める小高であるが、小高で事業を続けていくことは簡単ではない。ゆめサポート南相馬によれば、創業のプロセスは①操業の関心を持つこと②事業を立ち上げること③事業を継続させることの3段階に大きく分かれるが、その中で最も難しいのは③事業を継続させることであるとされる⁴¹¹。そしてその具体的な原因は、人口3,800人の小高の商圈で创业者のやりたいことが事業として継続しないといった市場の見誤り等が主な原因とされている⁴¹²。

2. 現行施策と課題

南相馬市では現在、充実した起業・創業の関連施策が行われている。移住・起業に関心のある人が株式会社OWBによる伴走支援と、市からの経済的な補助を受けながら起業に挑戦することができる「起業型地域おこし協力隊制度⁴¹³」や、事業計画の認定を受けることで起業にかかる諸経費の補助を受けられる「創業者支援事業助成金⁴¹⁴」、空き店舗を活用して事業を行う場合に改装費等を助成してくれる「商店街空き店舗対策事業補助金⁴¹⁵」等の各種補助制度が挙げられる。また、株式会社OWBやゆめサポート南相馬といった創業支援を行う企業等による充実した伴走支援⁴¹⁶が受けられる体制も整っている。

このように支援制度は充実しているものの、補助金を中心に「起業・創業をすること」が要件となるものが多い。しかし、先述のように小高で自身のやりたい事業が成り立つかを見極めることは簡単ではない。さらに、空き店舗にいきなり出店しても認知や経験が無い状態では継続をさせることは難しいといわれている⁴¹⁷。よって、本格的な起業・創業を行う前に、

⁴⁰⁸ 株式会社OWB 10周年記念ページ, <https://owb.jp/10th-anniversary/> (2025/01/23)

⁴⁰⁹ HOOK「人口ゼロを経験した南相馬市小高区に起業家が集まる理由とは？小高ワーカーズベース代表・和田智行さんインタビュー」, https://fukushima-hook.jp/interview_twada/ (2025/01/23)

⁴¹⁰ 南相馬市長ヒアリング (2024/05/13), 前小高区行政区長連合会会長ヒアリング (2024/05/14), haccobaヒアリング (2024/05/14), 株式会社OWBヒアリング (2024/05/14) より。

⁴¹¹ ゆめサポート南相馬・前掲注 (159)

⁴¹² ゆめサポート南相馬・前掲注 (159)

⁴¹³ 南相馬市HP「起業型地域おこし協力隊募集」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/16/1620/16202/oshirase/3394.htm> (2025/01/23)

⁴¹⁴ 南相馬市・前掲注 (102)

⁴¹⁵ 南相馬市・前掲注 (103)

⁴¹⁶ ゆめサポート南相馬・前掲注 (159)

⁴¹⁷ 福島まちづくりセンター・前掲注 (234)

小高で事業が成り立つか見極める機会や、経験を積んで地域の認知を獲得する機会が必要である。

3. 政策提言

本項では、前段でふれた「創業・起業前の事業経験の蓄積と認知の獲得」の観点に基づいて「創業関心者が小高で効果的に事業の経験を積めるようにする」ための提言の全体像を確認し（3-1）、参考とする先進事例の仕組みを理解したのち（3-2）、交流センターへのチャレンジショップの設置について提言を行う（3-3）。

3-1. 全体像

先述のとおり、小高で起こした事業が継続していくためには、事業が成り立つかを見極める機会、及び事業経験・地域の認知を獲得する機会が必要である。そして、事業が継続している事例が増えれば増えるほど、起業・創業に関心のある人からの注目が集まり、さらなる関心者を呼び込む⁴¹⁸ことにつながっていく。これらを踏まえて新規事業分野の目指す姿を「創業した事業がしっかりと継続でき、さらなる創業者を惹きつけるまちとなる」と設定し、打ち手を検討する。

そして、目指す姿を実現するためには本格的な起業を行う前に、小高で事業を試す機会を実際に設けることが必要である。また、第三次事業と同様に、地域資源を産業政策に活用することも合わせて必要となり、先述（第三部第三章第二節2）のとおり、小高区の中でも集客力のある交流センターの活用が、新規事業における提言でも有効であると考ええる。そこで提言の方向性を「小高の拠点施設の集客力を活用して事業経験を積むことで、独立後も事業継続ができる創業者を育成する」と設定し、打ち手を提言する。

3-2. 先進事例

施策案を検討するにあたり、先進事例として①福島県福島市の「福島市チャレンジショップ」と②静岡県焼津市の「焼津市チャレンジショップ」を取り上げる。

3-2-1. 福島市チャレンジショップ

福島市チャレンジショップは、福島市の委託によって株式会社福島まちづくりセンターが運営している、創業関心者を対象にした事業である。複合施設であるチェンバおおまちの1階に出店スペースが6区画⁴¹⁹設けられており、創業に関心のある方は月に1万5千円の賃料・光熱費無料という低コストで事業を1年間行うことができる（最大1年6か月まで延長も可能）⁴²⁰。また、入居期間の間は中小企業診断士による経営コンサルティングを無料で受けること

⁴¹⁸ ゆめサポート南相馬・前掲注（159）

⁴¹⁹ 1区画あたりの広さは2.5m×2.5mである。

（参考）株式会社福島まちづくりセンター「チャレンジショップ概要」

<https://fmcnet.co.jp/machi/challenge/about-challenge-shop/>（2025/01/23）

⁴²⁰ 株式会社福島まちづくりセンター・前掲注（419）

ができ⁴²¹、入居期間が終わった際には福島市の空き店舗補助事業の申請のサポートも受けられる。なお、出店可能な業種は小売・サービス業で飲食店は出店できないことになっている⁴²²。

また、チェンバおおまちの1階はカフェを併設しているほか、通り抜けも可能な構造になっており、人が集まりやすく「ついで」に寄ってもらいやすい場所であることも、創業関心者にとってメリットになっている⁴²³。

これらの、好立地の試す場・伴走支援の存在によって、効果的に経験を積んだり地域の認知を獲得したりすることによって、独立後も事業を継続できる事業者の育成につながっており、実際に令和5年度までの4年間で13名がチャレンジショップから卒業した後、独立して開業をしている⁴²⁴。

3-2-2. 焼津市チャレンジショップ

焼津市の商店街チャレンジショップは、焼津市商工観光課が行っている⁴²⁵、市内に自分の店を出店したい方のための事業である。出店できる事業は小売・サービス業に加え、飲食業も出店できる⁴²⁶。焼津駅前通り商店街の一角に店舗⁴²⁷が設けられており、出店期間は半年間で、賃料は無料である（光熱費は出店者負担）⁴²⁸。また、出店者は半年の期間あたり1事業者となっており、募集の中から市の審査を経て決定されるが、2017年度の事業開始から現在まで全ての期間で出店者が集まっており⁴²⁹、現在も応募超過が続いている⁴³⁰ことから、多くの起業・創業関心者の注目を集めている事業といえる。

また、焼津市によると、審査の条件はそれほど厳しいものにはしていないが営業日数が多い事業者や、土日も営業する事業者であれば審査の点数が高くなり、また、商店街でのマルシェの出店に協力的か等の地域活動への貢献も考慮要素に入るといふ。そして成果としては、実際にここまで入居した17の出店者のうち、4つの事業が独立するという成果につながっている。

また、焼津市のチャレンジショップの特徴として、商店街の一角にあることにより、商店

⁴²¹ 株式会社福島まちづくりセンター・前掲注（419）

⁴²² 株式会社福島まちづくりセンター・前掲注（419）

⁴²³ 株式会社福島まちづくりセンター・前掲注（419）

⁴²⁴ 株式会社福島まちづくりセンター・前掲注（419）

⁴²⁵ 焼津市HP「商店街チャレンジショップ」

<https://www.city.yaizu.lg.jp/business/sangyo-shogyo/shien-hojo/challenge-shop.html>（2025/01/23）

⁴²⁶ 焼津市・前掲注（425）

⁴²⁷ 店舗内の広さは21.78㎡である。

（参考）焼津市・前掲注（425）

⁴²⁸ 焼津市・前掲注（425）

⁴²⁹ 焼津市・前掲注（425）

⁴³⁰ 焼津市商工観光課ヒアリング（2024/11/12）より。

街に寄った人が「ついで」に訪れてもらえる⁴³¹ことが挙げられる。これは先述した福島の場合とも共通しており、人が集まる場所にチャレンジショップを設けることで、来客につなげることができ出店者が効果的に経験を積むことができる。

3-3. 施策の提言

以上の現状と課題、方向性と福島市・焼津市の事例も踏まえ「交流センターにおけるチャレンジショップの設置」を提言する。提言先は小高交流センター（小高区役所地域振興課）である。

まず、交流センター内にチャレンジショップとして使えるスペースを設ける。これは、既存のスペースの機能を変える、現在入居しているテナントの契約が終了し、スペースが空いた場合にそこを整備する等が考えられる。

チャレンジショップの形式は入居型とし、契約した事業者は1年間の間、低賃料で事業を試験的に行うことができる。なお、交流センターの機能を考慮し、出店できる業種は小売・サービス業を想定する。

また、契約をする際には事業計画の審査を行う。審査は現在も創業支援補助金における事業計画の審査を市から委託されているゆめサポート南相馬⁴³²等、ノウハウのある創業支援機関に委託することを提言する。なお、交流センターという多世代交流や地域活性化を目指す施設内にチャレンジショップを設置することから、審査基準には事業計画の内容の他、焼津市の例も参考に地域活動への協力の意欲等の基準も設け、複数の応募者で競合し、事業計画だけでは優劣が決められないような場合は、地域の活性化により資する事業者を優先的に採択することとする。

チャレンジショップの入居者が事業を行っている間は、現在も実施されているようにゆめサポート南相馬や株式会社OWB等の創業支援機関の経営コンサル支援を受けることができるものとし、事業経験を蓄積させながらさらに交流センターに来館した小高区内外の人々からの認知を獲得していくことができるようにする。そして契約期間が終了し、独立する際は既存の空き店舗補助金等を活用し、本格的な起業につなげていく。また、独立後も創業支援機関からのフォローアップを受けながら事業を続けていく。以上のようなフローで起業・創業の関心者の事業を支えていくことを想定している。

本提言を実施することで、本格的に起業を行う前に、低コストで経験を積む機会や地域の認知を獲得する機会を設けることができ、事業の試験段階から独立までの切れ目ない伴走支援も合わせることで、継続できる事業が小高に増えていくことが期待できる。

また、この機会に自身の事業の継続性を判断することで、仮に起業に至らなかったとしても損失を小さくすることができ、事業に挑戦するハードルを下げることができ、チャレンジ

⁴³¹ 焼津市・前掲注（430）

⁴³² ゆめサポート南相馬・前掲注（159）

しやすい環境という小高の特徴や魅力をさらに高め、起業・創業関心者がさらに集まることも副次的に期待できる。

4. 残された課題

最後に残された課題について整理する。1点目に、設置場所の問題である。

「交流センター」に設置する場合、どのスペースをチャレンジショップにするかの問題がある。その際に考えられる案は①コワーキングスペースであるが現在利用が少ない「チャレンジオフィス」⁴³³をチャレンジショップに転換すること、②カフェ・食堂・サーフショップ等、現在交流センターに入居しているテナントの契約終了に合わせてチャレンジショップに転換することの2つであると考え（図39参照）。



図 39：交流センターの見取り図とチャレンジショップ設置の候補場所⁴³⁴

現在利用が少ないチャレンジオフィスの転換であれば、比較的容易に転換できると考えられるが、外から活動が見えづらい場所になるため、顧客の立ち寄りやすさに懸念が残る（図40参照）。

⁴³³ 小高交流センターヒアリング（2024/08/19）より。

⁴³⁴ 南相馬市・前掲注（97）を基にWSD作成。



図 40：チャレンジオフィスの外観⁴³⁵

一方、現在テナントが契約しているスペースに設置する場合は、顧客が立ち寄りやすい場所にチャレンジショップを設置することができる（図41参照）が、契約の関係等もあり交流センターの一存で決めることはできないためチャレンジショップ設置の実現可能性に懸念が残る。



図 41：サーフショップ（テナント）が入居するスペースの外観⁴³⁶

以上より、チャレンジショップへの転換のしやすさと目指す効果を達成できる期待値を比較衡量して設置場所を考える必要がある。

2点目に入居者集めの方法である。先進事例の福島市チャレンジショップも焼津市チャレンジショップもどちらも長く事業を続け、その間入居者が継続的に集まっている。しかし、小高で新たにチャレンジショップを始めた場合に、当然に入居者が集まるとは限らない。起業者・創業者の関心を集める小高ではあるが、チャレンジショップに継続的に入居してもらうための魅力づくり・周知・宣伝等の働きかけは工夫する必要がある。例えば、福島市チャレンジショップは賃料が月額1万5,000円だが、光熱費は無料となっている。そして焼津市チャレンジショップは光熱費を支払う必要があるが賃料は無料となっている。特に焼津市の例

⁴³⁵ WSD撮影・加工。

⁴³⁶ 南相馬市・前掲注（97）

では「賃料無料」というプロモーションが応募者を集めるために非常に有効であったという⁴³⁷。このように他の事例も参考にしながら、料金設定や、発信方法によって創業関心者を惹きつける取組が必要である。

第四節 交流センター（ハード・ソフト両面の運営改善）

ここまで、第三次産業、新規事業分野について地域資源の活用という視点から、交流センターの集客力を生かした施策をそれぞれ提言したが、それらの提言案は当然ながら交流センターが人を集める施設であるという前提に立っているため、交流センターの集客力を高める必要があり、それが提言案の効果に直結する。

また、詳しくは後述するが、交流センターが活性化することは産業政策の観点のみならず、交流センターの本来の目的でもある「多世代交流」や「賑わいの創出」にも寄与する。

よって、交流センターの運営自体にも現状の分析と提言を行う。

1. 現状と課題

交流センターは2019年1月26日に、「地域内外の多世代交流によって地域を活性化させることと、賑わいを創出しコミュニティの再構築を図ること」を目的⁴³⁸として供用された⁴³⁹。この目的は大きく分けると①地域内外の多世代交流、②賑わいの創出、③コミュニティの再構築、の3つの要素に分けられると考えられる。そして、それらの目的に合わせて、現在は16もの機能を備える複合施設となっている（表23参照）。また、自主事業を中心とした様々なイベントも行われている（図43参照）。しかし、初年度には10万人を超えていた来館者が、新型コロナウイルスの影響によるイベント自粛等も相まって7～8万人程度の来館者数に落ち込み、規制が緩和された2023年度も8万人強で停滞している⁴⁴⁰。

10万人の来館者が8万人になったということは、来館者が20%減っているということであり、元々それだけの来館を集める施設だっただけに、これだけの来館者の減少は課題であるといえる⁴⁴¹。

⁴³⁷ 焼津市・前掲注（430）

⁴³⁸ なお、「南相馬市小高区復興拠点施設条例」1条では、交流センター設置の目的を「多世代が地域内外の交流を広げ、地域の活性化と賑わいの創出を図り、地域コミュニティの再構築、本市の復興・再生を実現する」と規定している。

⁴³⁹ 小高交流センター・前掲注（433）

⁴⁴⁰ 小高交流センター・前掲注（433）

⁴⁴¹ 実際に小高交流センターのヒアリング・前掲注（433）でも、運営主体である小高区役所地域振興課が課題として認識していた。



図 42：交流センターの見取り図⁴⁴²

表 23：交流センターの現在の機能⁴⁴³

番号	機能名	内容
1	あそびばラクシル	人工芝の屋内遊び場
2	管理事務室	施設の利用申し込みや問い合わせ
3	和室（6 畳× 2 間、8 畳× 2 間）	用途自由。囲碁・将棋・お茶のみ等に利用可能
4	エクササイズエリア	鏡張りの壁があり、体操・ヨガ等に利用可能
5	トレーニングエリア	ウォーキングマシン・フィットネスバイク・マッサージ機等を備える
6	多目的室	様々な用途で使用可能。バンド練習・カラオケ等でも利用可能
7	小高はらっぱ	天然芝の広場

⁴⁴² 南相馬市・前掲注（97）

⁴⁴³ 南相馬市・前掲注（97）を参考にWSD作成。

8	交流スペース	フリーWi-Fi対応で、学習や待ち合わせ等自由に利用可能
9	子育てサロン	赤ちゃんエリア、キッズスペース、キッチンコーナー、多目的トイレ、授乳スペース等を揃える
10	チャレンジオフィス	起業家向けのコワーキングスペース
11	小高マルシェ	地元の農産物を直売。テナントを利用
12	カフェカミツレ	ランチ・スイーツを提供するカフェ
13	小高の歴史コーナー	小高の歴史や復興、観光情報を紹介
14	ゆめ広場	石畳の広場
15	めざせ殿様食堂	麺類・定食等を提供する飲食店
16	MUROHARA SURFBOARD PRODUCTION	サーフボードの展示販売

1月 イベントカレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
	30	31	1	2	3	4
	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	
5	6	7	8	9	10	11
休館日	~~いきいきクラブ~~	交流会	ほぐしストレッチ 教室	座ってできる 体操 音楽レク	LINE講座	
				マルシェ営業日		
12	13	14	15	16	17	18
成人の日	休館日	交流会	ほぐしストレッチ 教室	座ってできる 体操	ママヨガ	
マルシェ営業日				マルシェ営業日		
19	20	21	22	23	24	25
休館日	いきいきクラブ	交流会	ほぐしストレッチ 教室	座って出来る体操 音楽レク		
マルシェ営業日				リトミック	LINE講座	
				マルシェ営業日		
26	27	28	29	30	31	
えいごdeあそび	休館日	いきいきクラブ すみれクラブ	交流会	ほぐしストレッチ 教室	座ってできる 体操	

図 43：交流センター自主事業カレンダー（2025年1月）⁴⁴⁴

2. 現行施策と課題

現在、交流センターの運営主体は市となっており、主に担当しているのは小高区役所地域振興課である。運営における費用は年間約5,000万円前後であり、財源は主に一般財源から拠出され、交流センターの施設利用料も若干ながら運営に充てられている⁴⁴⁵。運営費の内訳の主なものは施設の維持管理費、人件費、自主事業費用（講師謝礼等）となっている⁴⁴⁶。

また、イベントも定期的に行われるものから、地域の事業者等を講師として行うものまで様々なものを交流センターの自主事業として行っている。従来、土日祝日は施設開放のみであったところ、昨今の来館者数の停滞を受けて休日のイベント開催や夜間帯の講座等、自主事業を拡大して新規の事業者の獲得を目指している。

そして、施設の運営における課題は主に2点である。1点目は、機能の利用状況の差が大き

⁴⁴⁴ 南相馬市・前掲注（97）

⁴⁴⁵ 小高交流センター・前掲注（433）

⁴⁴⁶ 小高交流センター・前掲注（433）

く、来館者の最大化につながっていないこと、2点目はイベントのターゲットが限られていることである。

1点目について、交流センターで最も多く利用される機能は多目的室であり、自主事業で使われるほか、ゲームやカラオケ等の活動、企業新人研修での利用等、様々な主体が様々な用途で利用している⁴⁴⁷。また、近隣にあった老人福祉センターが2024年度に廃止されたことから、同施設を利用していた団体も交流センターを利用するようになってきている⁴⁴⁸。そのように利用が多い機能もある反面で、キッチンスペースやチャレンジオフィスといった利用の少ない機能もある。キッチンスペースは月2回のこども食堂の利用の他、本来の調理用途で利用されることはほとんどなく、チャレンジオフィスも現在1人が入居するのみである⁴⁴⁹。特にこの5年間で区内にコワーキングスペースが増えてきた等の環境の変化もあり、交流センターのチャレンジオフィスの利活用形態には再考の必要があるといえる⁴⁵⁰。

そして2点目について、交流センターで行われる自主事業のイベントの多くは地域内の高齢者向けか、子育て世帯の向けのものが多くなっている。交流センターの役割の一つに避難先から戻ってきた方々のコミュニティ形成があり、それらのイベントは確かに目的には沿っているが、交流センターの課題の一つである来館者の増加を達成するためには、小高内外のより多くの人を呼び込むコンテンツが必要である。実際に小高区地域振興課も、イベントによって外部から人を呼びこむ効果や、普段活用されない設備を活用してもらうことを目指したいと考えており⁴⁵¹、広報も含めて地域内外の人をより呼び込めるコンテンツを作ることが必要である。

3. 政策提言

本項では、前段でふれた「交流センターの機能の利活用の最適化」と「人を呼び込むコンテンツ」の観点に基づいて「交流センターに地域内外の利用者を呼び込む」ための提言の全体像を確認し（3-1）、交流センターの目的や特徴、運営主体の課題意識、そして公共空間のデザインの考え方を整理したのち（3-2）、ハード・ソフト両面の運営改善について提言を行う（3-3）。

3-1. 全体像

先述（第三部第三章第四節1）したとおり、交流センターは来館者の伸び悩みという課題を抱えているが、交流センターの来館者を増やすことは、本提言案の効果につながるのみならず、交流センター本来の目的である「多世代交流」「賑わいの創出」にも寄与するため、重要である。よって、交流センターの目指す姿を「交流センターが地域内外・多世代の人で賑

⁴⁴⁷ 小高交流センター・前掲注（433）

⁴⁴⁸ 小高交流センター・前掲注（433）

⁴⁴⁹ 小高交流センター・前掲注（433）

⁴⁵⁰ 小高交流センター・前掲注（433）

⁴⁵¹ 小高交流センター・前掲注（433）

わい、多様な交流が生まれる拠点施設となる」と設定し、打ち手を検討する。

そして、目指す姿を実現するためには、現行施策の課題でも先述したとおり、利用状況に差があるという機能面の課題の解決や、より魅力的な利用形態にしていくという主にハード面の改善と、イベント等のコンテンツによって地域内外の新たな利用者を呼び込んでいくソフト面の改善を両輪で進めていく必要がある。そこで提言の方向性を「交流センターの機能を最適化するハード面の取組、広報・地域活動を充実させるソフト面の取組の相乗効果で、来館者を増やす」と設定し、打ち手を検討する。

3-2. 方針

施策の検討をするにあたって、ハード面・ソフト面の改善について方針を示す。ここでは、先述（第三部第三章第四節1、2）した運営主体の課題意識、そして後述する交流センターの目的・特徴、そして事例集等に基づく公共空間のデザインの考え方を複合させて施策の方針を示す。

3-2-1. 交流センターの目的・特徴

先述のとおり、交流センターの目的は「地域内外・多世代の交流拡大」「にぎわい創出」「地域コミュニティの再構築」である⁴⁵²。また、奥沢・窪田（2020）より交流センターの特徴は「活動が見えること」「人の気配が感じられる」ことであり、「人のいる気配を感じさせる装置」⁴⁵³を常設させることによって交流空間が生まれるとする。

よって上記の目的と特徴を踏まえて、交流センターが本来持つ「活動の見える化」や「人の活動の気配を感じさせる」効果をより高め、来館者が増えることで「交流拡大」や「にぎわい創出」の目的につながっていくような取組を提言する。

3-2-2. 交流センターの機能最適化

交流センターは先述したとおり、利用が多い機能と少ない機能があり、全体として来館者が最大化されているとはいえない。そして人の活動が見え、気配が感じられるようにするためには、その施設での活動が「見えやすい空間」であることはもちろん、交流センターで活動をする人が増えるようにするために「利用しやすい空間」であることも合わせて必要である。そのためには、人の活動が見える空間を作ること、そして交流センターに何らかの目的を持って来る人のみならず、目的がない人も何気なく立ち寄って利用しやすい空間を作ることが目指すべき方針となる。

なお、「何気なく立ち寄りやすい空間」は「誘い水」と呼べるデザインであり、人が集まる様子が見えるようにすること、道路・建物・部屋の境界を曖昧にすること等によって人が

⁴⁵² 南相馬市・前掲注（97）

⁴⁵³ 奥沢理恵子、窪田亜矢（2020）「原発被災を経たまちなかにおける交流空間の果たした役割 ―被災から8年の福島県南相馬市小高区を対象に―」都市計画論文集, Vol.55, No.3, 876-879頁

集まりパブリックコミュニティが醸成される効果が高まっていくとされる⁴⁵⁴。

これらを踏まえ、機能最適化の方針を「活動が見えること」と「立ち寄って利用しやすいこと」と設定し、これに沿って提言を行っていく。

3-2-3. 広報の拡大

交流センターでは現在、南相馬市のホームページとInstagramで活動の発信を行っている。このような運営主体の広報も重要であるが、利用者同士の口コミや発信も大きな宣伝効果をもたらす。そして、小高区地域振興課も利用者同士の口コミ等の発信によって利用者を増やしていきたいという意識を持っている⁴⁵⁵。

この「利用者の発信」は「居場所のメディア化」と呼ばれるデザインであり、居心地の良い場所があり、発信され、人が集まり、パブリックコミュニティが醸成され、さらに広告が増える人中心の流れであるとされ、過去の大規模なランドマークを作って発信を促進する「場のメディア化」に対比されるものである⁴⁵⁶。

これらを踏まえ、広報の拡大の方針を「利用者に効果的に見て貰える広報」と「外の人の広報の拡大」と設定し、これに沿って提言を行っていく。

3-2-4. 地域活動の充実

交流センターでは現在、様々な自主事業を行っている。しかし、来館者を増やすために、イベントをさらに活用して地域内外の人を集めたいと考えている⁴⁵⁷。

そして「地域イベントの活性化」には「コントリビューター」と呼ばれる存在が大きく寄与するとされる⁴⁵⁸。コントリビューターとは公共空間の利用者でありながら運営側にも回り込み、パブリックコミュニティの醸成に寄与する人たちのことである⁴⁵⁹。つまり、交流センターの運営主体が行う自主事業のみならず、普段は施設の利用者である地域の住民や、民間事業者等も地域活動やイベントの主催・運営に関わっていくことで、地域活動が活性化されるといえる。これらを踏まえ、地域活動の充実の方針を「協働によるイベントの活性化」と設定し、これに沿って提言を行っていく。

3-3. 施策の提言

以上の現状と課題、方針を踏まえて①交流センターの機能最適化、②広報の拡大、③多様なイベントの活性化を提言する。

⁴⁵⁴ 三井不動産S&E総合研究所（2020）「パブリックコミュニティ 居心地の良い世界の公共空間『8つのレシピ』」 宣伝会議，124-139頁

⁴⁵⁵ 小高交流センター・前掲注（433）

⁴⁵⁶ 三井不動産S&E総合研究所・前掲注（454），66-85頁

⁴⁵⁷ 小高交流センター・前掲注（433）

⁴⁵⁸ 三井不動産S&E総合研究所・前掲注（454），140-151頁

⁴⁵⁹ 三井不動産S&E総合研究所・前掲注（454），140-p151頁

3-3-1. 機能再編

まず、具体的な再編の案を示す前に現在の交流センターの特徴を整理する。

交流センターのスペースは大きく①視認性が高いスペース、②視認性は低いが入りやすいスペース、③視認性も低く入りづらいスペース、の3つに分かれると考える。

以下は交流センターの見取り図を上記の特徴ごとに分類した図である。

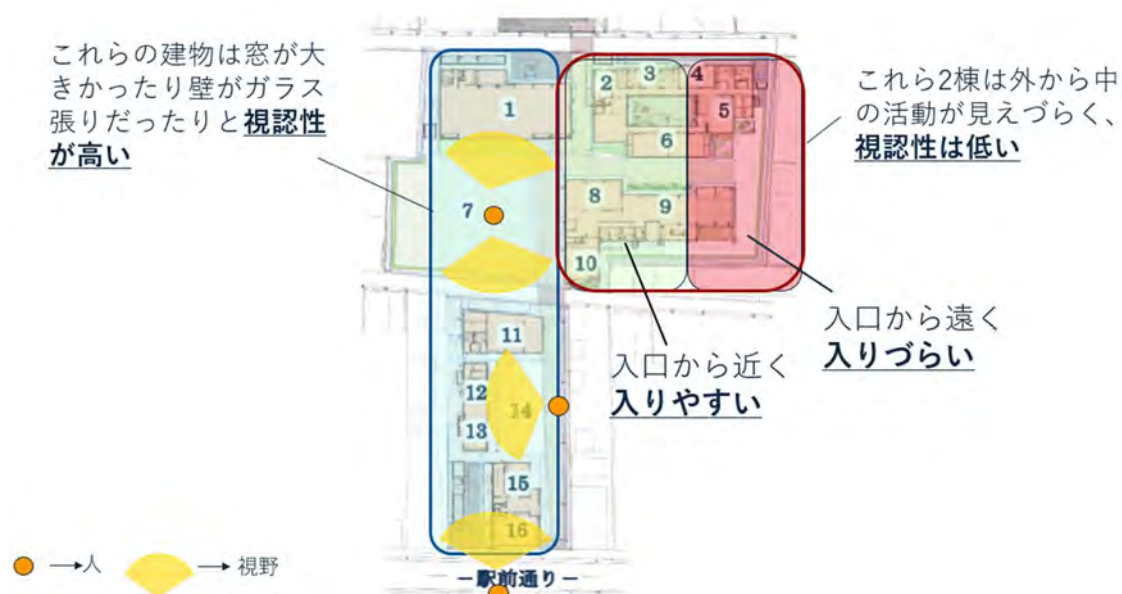


図 44：交流センターのスペースの特徴⁴⁶⁰

図44左側の棟は、建物の窓が大きくガラス張りのスペースで外からも活動が見えやすい（図45参照）。それに対して、図44右側の2棟は窓も大きいわけではなく、外から中の活動は見えにくい（図46参照）。さらに視認性が低い建物の中でも、建物の入口に近く入りやすいスペースと、建物の奥まで進む必要があり、入りづらいスペースに分けられる。



図 45：交流センターのスペース①（ガラス張りで中が見えやすいスペース）⁴⁶¹

⁴⁶⁰ 南相馬市・前掲注（97）に基づき、WSD作成。

⁴⁶¹ WSD撮影。



図 46：交流センターのスペース②（窓のみで中が見えづらいスペース）⁴⁶²

また、交流センターの既存の機能と、提言案である棚貸しショップ・チャレンジショップを含めた各機能を分類すると、①ターゲットが広いか狭いか、②目的性が強い弱い、という基準に従って分類できると考える。ターゲットは広いほど様々な世代や属性の人を対象にした機能と評価でき、狭いほど特定の世代や属性の人を対象にした機能と分類できる。また、目的性は強いほど「何かをするために来る」機能となり、弱いほど「ついでに立ち寄る/何気なく立ち寄る」機能と分類できる。

これらを分類した図を以下に示す。

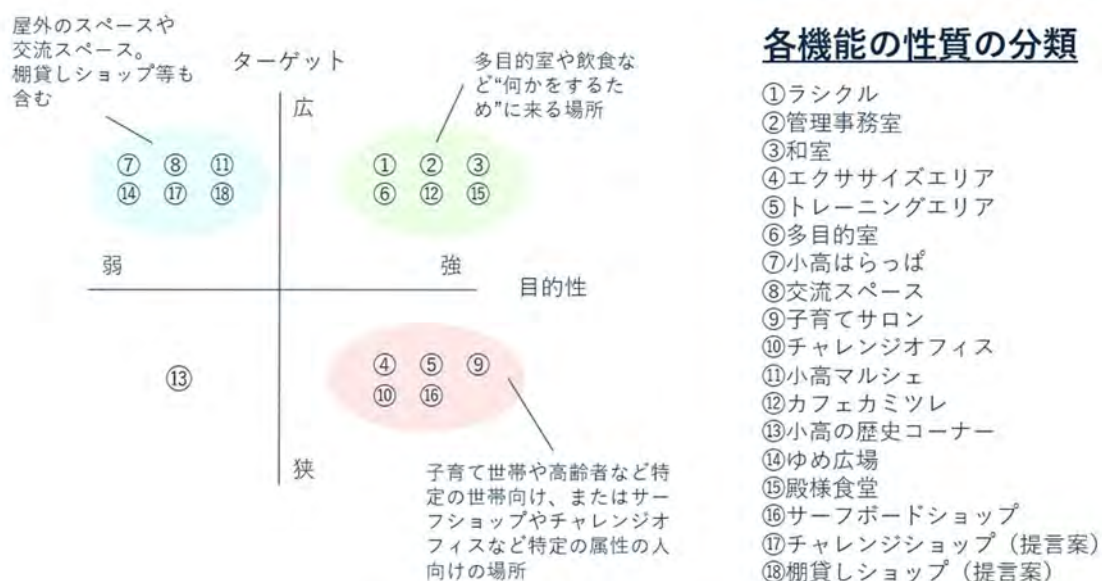


図 47：交流センターの各機能の性質の分類⁴⁶³（WSD作成）

多目的室やカフェ・食堂等は、広い世代や属性の人をターゲットにしつつ、目的を持った人が来る機能であるといえる。また、子育てサロンやトレーニングエリア、サーフショップ

⁴⁶² WSD撮影。

⁴⁶³ 南相馬市・前掲注（97）に基づき、WSD作成。

等は特定の世代や属性の人が目的を持って利用する機能であるといえる。これらに対し、交流スペースや小高マルシェは何気なく立ち寄って時間を過ごしたり、ウインドウショッピングをしたりすることができ、目的がなくても立ち寄りやすい機能といえる。そして、提言案の棚貸しショップやチャレンジショップも「ついで買い」の顧客をターゲットにするもので、目的がなくても立ち寄れる機能に含まれると考える。

そして、以上を踏まえてどのような性質を持つスペースにどのような機能を置くべきかを検討し、整理したのが下の表である。

表 24：交流センターのスペースと機能の性質の整理（WSD作成）

	スペースと機能の適している組み合わせ		
スペースの性質	視認性が高い	視認性は低いが入りやすい	視認性が低く入りづらい
機能の性質	目的性：低 ターゲット：広	目的性：高 ターゲット：広	目的性：高 ターゲット：狭

視認性が高いスペースは来館者や通りかかった多くの人の目につきやすいことから、目的性が低く、ついでに立ち寄ることのできる機能や広いターゲットに向けた機能を入れることが、それらの機能の利用を促進するために有効である。視認性は低いが入りやすいスペースは、建物に入ったときに来館者から活動が見える場所であるため、広いターゲットに向けた機能を入れることで様々な人の活動が見えるようにすることが有効である。そして、視認性が低く入りづらいスペースでも、そこに強い目的意識があれば立ち寄るハードルにはならないことから、このようなスペースには特定のターゲットに向けた目的性の強い機能を置くことが適当である。

そしてこの基準に照らすと現在機能の効果が特に発揮しきれていないのは①チャレンジオフィス、②交流スペース、③サーフボードショップの3つになると考えられる。

チャレンジオフィスは建物の入口に近いにも関わらず、個室の空間になっており、そこから交流に繋げることは難しく、先述のとおり起業家等の狭いターゲットに向けたスペースであるにも関わらず利用者がほとんどおらず、その点からも機能の見直しの必要性がある。交流スペースはターゲットも広く目的性が低く、誰もが自由に利用できる機能である。そのため、視認性が高くより入りやすい場所に機能を設けることでさらなる利用を促進できる可能性がある。そしてサーフショップは駅前通りに面したテナントに入居しており、最も目立つ場所にある。しかし、ターゲットはサーフィンに関心のある特定の人に限られるため、活動が見えづらい。また、サーフボードショップやカフェ、食堂はテナントの契約によって入居しているショップのため、契約が終了した際には空きテナントが発生することもあると考えられる。その場合はスペースの活用や新たな入居者との契約を目指すことになるため、事前に活用方法を検討しておくことが重要である。

ここまですを踏まえ、具体的な再編の案を提言する。もちろん、機能の再編は全てを一度に行うものではない。また、新たな設備や器具の購入等、建物の設計を変える必要のないものも再編案に含むという前提で、再編案の一例を示していく。

まず、利用が停滞しているチャレンジオフィスは会議スペースを主な利用として想定した多目的室とする。これは現在の多目的室が自主事業や会議・新人研修・バンド練習・カラオケ等、かなり広範な目的で利用されており、最も利用が多く需要が高いスペースになっていることから、会議や集会・研修のように一部の目的について設備も整えてより使いやすいスペースにすることで、より多くの利用を見込むことや多目的室の予約の競合を分散させ、利用状況を最適化することにつながると考えるためである。

次に、交流スペースを現在の場所のほか、小高マルシェのスペースにも整備する。具体的には可動式の机と椅子を導入し、小高マルシェの時間帯以外の時間は人々が自由に滞在できるスペースとして開放する。小高マルシェのスペースは交流センターの中心にあり、視認性も高い場所であるが、マルシェが開催されていない週の半分ほどの時間が遊休スペースになっている。そこで、その時間帯を交流スペースとして開放することで、室内にある現在の交流機能の他にも靴を脱ぐ必要のない滞在場所として人が集まれる場所にする。また、提言案のボックスショップと合わせることで、滞在しながら出品された商品や宣伝を眺めることもでき、ウインドウショッピングの相乗効果も期待できると考える。このようにマルシェの遊休スペースを活用することで、これまで取り込めなかった利用を増やすことができると考える。

そして、現在のテナントが契約の終了等で空きスペースになった場合は、そこをチャレンジショップとして活用することが考えられる。現在のテナントのスペースは商業エリアとして視認性も高く入りやすいスペースになっている。そこがチャレンジショップとして活用されることで、創業関心者は人々が立ち寄りやすい場所で事業経験を積むことができ、来館者の目線では一定期間で事業が入れ替わるため、マンネリ化しづらく飽きが来ない機能⁴⁶⁴として交流センターの魅力の一つになる。

そして、このように機能を見直し、より魅力的な施設に出来れば、その分来館者の増加を期待することができ、後述する広報やイベント開催にも効果を波及させることができる。

3-3-2. 広報の拡大

広報の拡大については具体的に①小高駅の広報での活用。②「遊ぶ広報」の要件に交流センターの投稿を追加することの2点である。

1点目の小高駅の広報について。現在交流センターでは自主事業をHPやInstagramで広報しているが、自主事業以外のイベント等の広報は特段行っておらず、交流センター内のポス

⁴⁶⁴ 実際に焼津市チャレンジショップのヒアリング（2024/11/12）でも「定期的に入れ替わりがあるので、住民も次に何の店が入るかを楽しみにしている人も多い」という話を伺うことができている。

ター掲示の依頼に対応しているに留まっている⁴⁶⁵。また、市の後援がない自主事業以外のイベントを市のHPやSNS等で告知することは制限があり、現時点では難しい⁴⁶⁶。

しかし、交流センターの「多世代の交流」や「賑わい」の目的と、来館者を増やす運営主体の課題意識に鑑みると、自主事業以外のイベントや活動の広報にも協力することは、施設の来館者の増加につながることから、自主事業以外のイベントについても積極的に協力することが求められる。

そこで、ポスター掲示の依頼に対して交流センターが施設内のみならず小高駅にも掲示を拡大することで、駅を利用する人に対しても広報を行うことを提言する。JR原ノ町統括センターによると、多方面での宣伝協力として、個別事業者の利益供与にあたるSNSでの宣伝等はできないこととなっているが、駅等へのポスター掲示は可能であるという⁴⁶⁷。これらを踏まえ、自主事業以外のイベントのポスター掲示の依頼に対して、交流センターがJRとの交渉から掲示までを担うこととする。これによって駅を利用する人にも各種のイベントの認知を広げることができ、イベントを主催する主体としても交流センターが広報に協力してくれることは、交流センターを会場にイベントを開催する一つのインセンティブになると考える。

次に2点目の「遊ぶ広報」の活用について。まず、「遊ぶ広報」は福島県外の人を対象に、1日1回のSNS投稿を要件に最大5泊6日の小高での宿泊助成を受けられる制度である⁴⁶⁸。



図 48：「遊ぶ広報」のWebページ⁴⁶⁹

⁴⁶⁵ 小高交流センター・前掲注（433）

⁴⁶⁶ 小高交流センター・前掲注（433）

⁴⁶⁷ JR原ノ町統括センターヒアリング（2024/08/21）

⁴⁶⁸ 南相馬市「遊ぶ広報」HP, <https://asobu-koho.studio.site/>（2025/01/23）

⁴⁶⁹ 南相馬市・前掲注（468）

内容は現地でのアテンドツアーに1日同行し、その他の行程は自由となっている⁴⁷⁰。そこで、その行程の中に「交流センターでの投稿」を組み込む。具体的には滞在期間内に従来からの要件であった1日1回のSNS投稿とは別に「交流センター」での活動についての投稿を滞在期間内に最低1回は行うこととする。これによって、従来の「遊ぶ広報」でも行われていた小高の様々な魅力の発信という効果は維持しつつ、拠点施設での活動を重点的に広報してもらうことで、小高や南相馬の外に住む人に対しても小高の拠点施設を認知する機会が広がることが期待できる。

そうすることで、運営主体も目指すことを考えている「利用者の口コミの広がり」や方針でも示した「利用者による発信」の促進が期待できる。

3-3-3. 地域活動の充実

地域活動については自主事業の積極的な開催等、交流センターも力を入れているところである。そこで現状の取組も踏まえつつ、多様な地域活動の実施と新たな交流の促進を目指し、「交流センターにおける連携協定を結んだ企業とのイベントの拡充」を提言する。

まず、南相馬市はロボット関連企業や、小高区でカーシェアを導入している福島ダイハツ販売株式会社、会津大学や東京大学大学院等、市内外の様々な企業や大学と連携協定を結んでいる⁴⁷¹。そして、連携協定を結んだ企業は南相馬市と協働して地域活性化に資する活動を行う等、地域での取組を行ったりしている。実際に連携協定を結んだ宇宙関連企業が人材育成の一環として、市内の高校で出前授業を行う等、企業の事業以外の地域活動に関わってもらう例が存在している⁴⁷²。

そこで、交流センターのイベントで、交流センターが主催する現在の自主事業のほかに、連携協定を結んだ企業と協働したイベントを開催することによって、新たなコンテンツによる市内外の集客を見込むことが期待できる。また、過去には実際に連携協定を結んだ企業が交流センターを貸し切ってイベントを行ったこともあった⁴⁷³が、継続的なものではない⁴⁷⁴ことから、継続的に地域内外の人の集客をしていくために、企業と協働するイベントは定期的に行うことを目指すことが望ましい。

ここにおいて連携協定を結ぶ企業は、交流センターの運営主体ではないがイベントの運営に関わっていくという意味で先述したコントリビューターの役割を果たし、地域活動の活性

⁴⁷⁰ 南相馬市・前掲注（468）

⁴⁷¹ 南相馬市HP「企業等との連携協定について」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/16/1620/16204/3/renkei/index.html>（2025/01/23）

南相馬市HP「【令和5年9月30日】福島ダイハツ販売（株）と南相馬市の連携協定式」

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/11/1110/11103/1/topics/reiwagonenndotopics/23628.html>（2025/01/23）

⁴⁷² 南相馬市商工労政課宇宙関連産業推進室ヒアリング（2024/11/05）より。

⁴⁷³ 小高交流センター・前掲注（433）

⁴⁷⁴ 南相馬市・前掲注（97）内に掲載の「イベントカレンダー」を参照。

化に寄与する主体になると考える。なお、本提言でコントリビューターの役割として地域住民ではなく「連携協定を結ぶ企業等」に着目したのは、①連携協定によって地域活動への協力が得られやすいと考えられること、②企業や大学それぞれの専門性を生かした様々なイベントの実施が期待できることの2点が理由である。

従来よりも多様なイベントが交流センターで開催されることで、目指す方向性である来館者の増加につながっていくことが期待できると考える。

4. 残された課題

最後に残された課題について整理する。最も大きなものに機能再編における財源の問題があげられる。

機能再編にはマルシェスペースに机・椅子を配置して多目的スペースとして利用する等の備品の移動で対応できるリーズナブルな再編案もある反面、施設の改修を伴うような大規模な再編が必要な案もある。そして、改修を伴う大規模な再編を行う場合はその分の財源が必要であり、実施のハードルが高くなる。そのため、まずはローコストで実現可能な機能再編から順次行っていく、改修を含む再編は、施設やその中の設備の更新が必要になったタイミングに合わせて検討していく等、一気に再編を進めるのではなく、段階を踏んでいくことが望ましい。

また、地域住民が主体的に参加できる運営のあり方にも課題が残る。「地域活動」においては「コントリビューター」という考え方を示し、本提言ではその役割を南相馬市と連携協定を結ぶ企業に担ってもらうこととしたが、交流センターの主たる利用者は当然「地域住民」であり、そのような主体が活動しやすくなるような施策も重要である。

例えば、第三部第一章第三節3-3-2で提言した「南相馬市若者活動促進事業補助金」は地域活動の実践を金銭面で補助する施策であり、それらの施策で促進された活動を実施する場として交流センターを選んでもらえるように、同補助金の採択要件に地域活動を行う場をいくつか指定し、そこに交流センターを含めることで交流センターでの地域活動の実施を促す等、施策の設計を工夫していくことが必要である。

「しごと」分野の小括

ここまで、住民の生業の基盤である「しごと」について、現状と課題について触れたうえで政策提言を行ってきた。以下が「しごと」分野の政策提言の全体像である（図49）。



図 49：しごと分野の提言の全体像（WSD作成）

第三章では、住民の「なりわい」を支える手段の一つに「しごと」を挙げ、そのために企業や事業者の経営の維持・発展を実現できる環境を提言した。

第一節「製造業分野（宇宙産業の振興）」では、市内製造業企業の持続性を高める施策を検討した。そこで、今後の需要拡大が期待され、さらに製造業企業が持つ技術の転用との親和性が高い「宇宙産業」への参入を後押しする施策を提言した。

第二節「第三次産業（販売・宣伝のできる場の新設）」では、棚貸しショップの実施によって事業者の販路や周知の拡大に資する提言を行った。第三節「新規事業（事業を試す場の新設）」では、新規事業を行う者が継続して事業が可能になることを目的に「チャレンジショップ」の実施を提言し、加えて第四節「交流センター（ハード・ソフト面の運営改善）」では第二節と第三節で掲げた2つの施策によって、小高区にある「交流センター」の集客力を高める相乗効果を提言した。

第四章 まとめ

1. 政策提言の全体像

最後にこれまでの提言をまとめ、各施策がそれぞれの分野の中目標の達成及び大目標の達成に寄与することを示すことで、WSDの政策提言の全体像とする。

1-1. 各分野の施策と中目標のつながり

WSDは小高の復興まちづくりにおける大目標を「選ばれる小高づくり」と設定した。そして、その大目標を達成するために必要な分野を「ひと」「くらし」「しごと」の3つと設定し、それぞれの分野に必要な施策の提言を行った。

ひと分野は中目標を「こどもを産める、育てられると思える環境があり、こどもが暮らし続けたいと思える小高」と設定し、小高区の極端な少子高齢化や生産年齢人口を中心とした人口減少という課題を踏まえて、移住者や小高に住む方が仕事と子育てを両立できるような環境整備と、こどもにUターン等で将来小高に住むことを選んでもらうための愛着醸成を目

的とし、「デジタル人材育成・就労支援プログラム」「ファミリーサポート制度の利用促進」「家事サポート制度の新設」「いどむ教育プログラム」「南相馬市若者活動促進事業補助金」の5つの提言を行った。

子育て世帯の女性にとって魅力が大きい働き方やそのためのスキルの習得を実現できるデジタル人材育成プログラムと、仕事と子育ての両立を支えるファミリーサポート・家事サポートを充実させることで、仕事と子育ての両立が可能な小高を実現し、子育て世帯の方を中心に小高への移住・定住を選んでもらえるようにする。そして、小高で生まれたこどもに対しては、いどむ教育プログラムによって小学生・中学生のうちから地域の主体と関わり、「小高で挑戦する」経験を積むことで小高への愛着を醸成する。また、それらのプログラムで培った主体性を生かして自主的な活動を行う際に、若者活動促進事業補助金を活用してもらい高校生・大学生になっても小高で活動を行ってもらうことで小高との継続的なつながりを生み出し、将来的に定住やUターンを選んでもらうことを目指す。

以上により、子育て世代や小高で生まれたこどもにも小高で住むことを「選んでもらう」ことが期待できる。

くらし分野は中目標を「快適で暮らしやすい環境の中で、住み続けられる小高」と設定し、くらしの満足度の低下という現状を踏まえ、そこから具体的に地域公共交通の持続可能性、高齢者の孤立傾向、太陽光パネルの乱立による問題を小高における特に重要な課題と捉え、交通について「スクールタクシーの混乗」「地域交通の整理・統合」、地域福祉について「医療機関と連携したアウトリーチ」「ホースセラピーの実施」、太陽光パネルについて「太陽光パネル税の導入」の5つの提言を行った。

公共交通についてはスクールタクシーを混乗化した「のまたん号」と、コミュニティバスの再編により、復興創生期間が終了した後も地域の足として持続可能な公共交通を残すことや、医療機関との連携によって孤立による問題を抱える高齢者を見つけ、その個人にあったサービスに接続したり、つながりを生み出すきっかけを提供したりすることで、年齢を重ねても小高で健康、そして快適に過ごすことを可能にする。また、ホースセラピーの実施によって、介護予防に寄与するのみならず、小高の馬事文化の継続に寄与することも期待できる。そして太陽光パネル税の導入によって、無秩序な開発を抑制し、適地への設置を誘導することで、再生エネルギーの導入を進めつつ、そこに生じる副作用を抑えて地域と太陽光発電事業の共生を進めていく。

以上により、良好な環境の小高で生活することを人々が選び、その後いくつになっても小高で住み続けることを選んでもらうことが期待できる。

しごと分野は中目標を「住民の『なりわい』の基盤として、企業・事業者の経営の維持及び発展が可能な小高」と設定し、小高区の中心産業であり、産業別の従事者数も大多数を占める第二次産業、第三次産業と、震災後に気運が高まっている新規事業に着目し、生業を維持・発展させるための提言を行った。第二次産業については、製造業企業の宇宙産業への参入の促進を目指し「南相馬宇宙ビジョンの策定」「宇宙版ビジネスネットワークの設立」「宇宙版共同受注体の設立」「福島SATプロジェクト」を提言し、第三次産業については

「交流センターへの棚貸しショップの設置」、新規事業については「交流センターへのチャレンジショップの新設」の提言を行った。また、棚貸しショップ、チャレンジショップの提言の効果を高めるために、交流センターの来客増加に向けて「ハード・ソフト両面からの運営改善」の方向性を示し、しごと分野全体で7つの提言を行った。

南相馬市が現在取組を進めつつある宇宙産業分野の企業集積について、市民や経済団体と共に宇宙ビジョンを策定することで事業の予見可能性を示し、ビジネスネットワークや共同受注体の構築によって南相馬市全体で宇宙分野の新ビジネスの開拓や新たな受注を生み出すことを目指す。また、福島SATプロジェクトの実施により、宇宙産業や企業の魅力や技術力を高校生に認識してもらうことで、将来の宇宙産業を担う人材の確保につなげる。第三次事業や新規事業分野では地域内外の人が集まる拠点施設である交流センターを活用し、棚貸しショップ・チャレンジショップを設置することで、拠点施設の集客力を生かして購買客を増やしたり、起業前の経験を積んだりすることで、地域事業者の事業の継続につなげるとともに、事業が継続する事例の増加によって更なる創業・起業を促進する。

また、交流センターの来客の増加を図ることで、提言案である棚貸しショップ・チャレンジショップの効果が高まるだけではなく、交流センターの本来の目的である「地域内外の多世代交流」「地域の賑わいの創出」にも寄与し、拠点施設を中心とした小高の活性化につながる。

以上により、人々が小高で働き続けることや、小高で新たな挑戦を行うことを選んでもらうことが期待できる。

1-2. 施策間の相乗効果と中目標のつながり

先の1-1では、ひと・くらし・しごとの各分野内での施策と中目標のつながりについて述べたが、WSDはそれらの施策が個別に独立したものではなく、提言全体を俯瞰した際に、大目標を実現するための一連の施策によって構成されたパッケージとして、施策同士の関係や中目標との関係で、互いに影響を与えることで施策の効果が最大限発揮される姿を目指してきた。WSDが大目標に設定した「選ばれる小高づくり」を実現し、小高が地域内外の人々にとって魅力あるまちとなるためには、ひと・しごと・くらし分野の各分野内で施策が完結するだけでは不十分であり、大目標・中目標と施策の間の「縦」のつながりや分野・方向を横断した形での「横」のつながりが生じることによって、それらの効果が複数領域にわたって存在する政策課題に縦横無尽に波及していき、より多くの困りごとに対応できると考える。それによって、地域の困りごとが減少することで生活利便の向上や住民福祉の増進、産業の振興が実現し、今小高に住んでいる人にはより住みやすく、小高への移住を検討している人にとっては住んでみたいと思ってもらうことにつながり、ひいては「選ばれる小高づくり」という大目標の達成に貢献する。各施策は、それらを合わせて実施することによって複数の領域にまたがる形で効果がかけ合わされ、より大きな相乗効果を生む。

WSDが想定する相乗効果の一つに、愛着教育施策と宇宙産業振興・交流センターのボックスショップ・ホースセラピー施策の掛け合わせによるものが挙げられる。まず、「宇宙産業の振興×愛着教育」に関して言えば、市内に集積する製造業企業に触れること等を通じ、

独自の産業である宇宙に関する教育を行うことによって地域への愛着を醸成することにつながる。具体的には、小・中学校段階での宇宙を題材とした愛着教育において、市内の宇宙分野に部品を供給している製造業企業の工場を見学することや、南相馬で製造された部品が人工衛星やロケットにどのように活用され、宇宙開発に貢献しているかを学ぶプログラムを実施することが、南相馬・小高特有の産業とその強みに着目する契機となり、地域への愛着が醸成されるほか、宇宙分野に関心を持ってもらうことにつながる。そして小・中の教育と連続して、高校段階ではSATプロジェクトにおいて高校生がロケット作りを体験することで、「宇宙産業が根付く小高」という地域への愛着醸成はもちろん、宇宙産業に携わる企業を具体的な就職先として意識してもらうことを通じて、南相馬市内の製造業の担い手となることが期待される。また、南相馬市で就職することは、地域への愛着を持ってもらうことにつながる、という逆方向の矢印も生まれる。

次に「交流センターでのボックスショップ×愛着教育」の組み合わせについて述べる。WSDでは、地域の小中学生にボックスショップの一角を提供して、こどもたちが区内の農家や店舗に出向いて交渉する等主体的に地域と接点を持ちつつ、商品の仕入れや販売、経理等を体験できる実践的なプログラムを提言する。このプログラムによって、小高のこどもたちが商品の仕入れ交渉の場面等で地域の人々と関わる経験を積み、その中で地域への愛着が醸成される。また、ボックスショップ側としても、プログラムを通じて地域の商品を集積することにつながる効果が期待できる。

また「ホースセラピー×愛着教育」について言えば、地域の小中学生に、可能な範囲でホースセラピー事業の一端を担ってもらうことを提言する。具体的には、ホースセラピーに小中学生とフレイルが進行しつつある高齢者が参加することで、地域資源である馬を介して世代間の交流が生まれると考える。これによって、愛着教育の文脈で言えば、固有の資源である馬と触れ合うことで独自の文化が根付く小高への愛着を深めてもらう効果があるほか、ホースセラピーの文脈でも、将来の小高を担う小中学生がホースセラピーを体験することで事業認知度が向上するPR効果や、高齢者とこどもが交流することで認知機能の維持・改善が図られ、高齢者の孤独・孤立やフレイルを防止する効果が期待できる。

また、小高交流センターの活用施策も交通や子育て支援といった領域とのシナジーが期待できる。「交流センター×地域交通の再構築」という掛け合わせでは、地域公共交通の再編施策により、交流センターが小高区内の域内交通と小高区～原町区間の域外交通との結節点となることと、交流センターが持つ小売りや集会、情報発信といった機能が組み合わさることを想定する。それによって、コミュニティバスの利用者が「のまたん号」との乗り換え時間に、交流センターの既存施設に加え、新設するチャレンジショップやボックスショップ等に立ち寄る機会を創出し、交流センターの来客増加につながる効果が期待される。また、公共交通利用者にとっても、乗り換え場所が交流センターとなることは、待ち時間を活用して買い物や食事等様々な活動を行うことができ、隙間時間をより快適に過ごせるようになるほか、こどもや高齢者が乗り換え時間を人の目がある交流センターで過ごすことで、その保護者や家族の安心感にもつながると考えられる。

また、「ファミリーサポート制度×交流センター」という施策の組み合わせに関しては、こどもの預かり場所として交流センターを活用することを提言する。それによって、ファミリーサポート制度の利用者である保護者にとっては、預かり場所に自宅を使わないことによって掃除等の手間がなくなり、サービス利用にあたっての抵抗感を抑える効果がある。さらに、交流センターでは子育て援助を行う会員以外にも複数の人の目があるため、緊急時等には周囲へ助けを求めることができるため、保護者はより安心してこどもを預けられる。交流センターとしても、こどもやその保護者、子育て支援を行う会員等、子育て支援を目的とした人々が集まるようになり、利用者数が増加する効果が期待できる。

その他にも、医療と連携したアウトリーチでは、高齢者の状況に応じた活動・活躍の場としてのつなぎ先に、今回提言を行った家事サポートの働き手やホースセラピーが想定される。「ファミリーサポート・家事サポート×アウトリーチ」についていえば、アウトリーチによって孤立状態を脱した比較的な元気な高齢者が、ファミリーサポートや家事サポートといった支援制度の担い手として活躍することが期待されるほか、前述したようにファミリーサポートにおける子育て支援の実施場所として交流センターを活用することで、担い手となる高齢者やこども、その保護者等が来訪するため、交流センター自体の利用者増加にも資する。さらに、「ホースセラピー×アウトリーチ」という組み合わせでは、フレイルが進行しつつある高齢者が馬と触れ合うことを通じて心身の健康を回復し、フレイルの改善や予防につながる。なお、これらの活動の大前提として高齢者の移動の足の確保には、地域交通の持続性確保施策が貢献できると考えられ、孤立傾向にあった高齢者が公共交通を利用して地域で活躍するようになれば、コミュニティバスや「のまたん号」の利用者数が増加する効果が期待できる。

さらに、ひと分野に目を向けると、デジタル人材育成・就労支援プロジェクトは、しごと分野で掲げた中目標の達成にも効果がある。デジタル人材育成・就労支援プロジェクトを通じて、子育て中の女性等が自分に合った働き方ができる職場に就職することで、市内における製造業企業の人手不足解消に貢献すると期待される。加えて、製造業企業が市内で十分な労働力を確保できるようになれば、地域の企業が新規事業を展開したり、積極的な営業活動を通じて受注量を増やしたりする余地が生まれ、ひいては育成されたデジタル人材の活躍の場として新たな雇用が市内に創出される、という逆向きの効果も期待できる。

このように、ひと・しごと・くらしといった分野を跨いで様々な施策を併せて実施することによってそれらが組み合わされ、相互に補完し合うことによって、各施策が単独で行われるよりも大きな相乗効果が生まれ、ますます魅力的な小高の形成に役立つと考えられる。

1-3. 大目標の達成と復興へのつながり

そして1-1・1-2で先述したように、「ひと」「くらし」「しごと」それぞれの分野の中目標が達成されることによって、WSDが大目標に設定した「選ばれる小高づくり」の達成につながっていく。

まず、「ひと」分野の中目標である「こどもを産める、育てられると思える環境があり、こどもが暮らし続けたいと思える小高」が達成されることにより、「くらし」の観点からは

人が住んで地域で活動することによる都市機能の維持・発展につながり、「しごと」の観点からは小高における働き手の確保や顧客となりうる人の増加につながっていく。

次に、「くらし」分野の中目標である「快適で暮らしやすい環境の中で、住み続けられる小高」が達成されることにより、「ひと」の観点からは快適な生活環境が小高に住むことを選ぶ一つの要因となり、「しごと」の観点からは、快適な生活環境の構築で働き手が小高を拠点にすることを選ぶ要因になることや、福祉サービスの充実で年齢を重ねても元気に働けることにつながっていく。

最後に「しごと」分野の中目標である「住民の『なりわい』の基盤として、企業・事業者の経営の維持及び発展が可能な小高」が達成されることにより、「ひと」の観点からは生計を立てるための、あるいは自己実現をするための手段として小高で働くことを選んでもらうことで、小高で生活する人が増えることにつながり、「くらし」の観点からは産業の維持・発展によって、生活に必要なサービスが地域に供給され、生活環境の水準の向上につながる。

以上のように、各分野は相互に関連し合うことから、それぞれの分野の中目標の達成を実現することにより、大目標である「選ばれる小高づくり」の達成につながっていくと考える。

さらに、「選ばれる小高づくり」を目指す中で、「ひと」「くらし」「しごと」のそれぞれの分野について、住民目線に立って必要な施策を積み重ねていくことは、第二部第一章でも先述したように、小高に関わるそれぞれの人々が考えるそれぞれの「復興」の達成にも寄与していくと考える。

以上をもってWSDの政策提言の全体像とする。

2. 将来への波及

そして、第一部第一章第三節の「研究の目的」でも述べたように、本研究は小高の復興に資する政策を提言することを主目的としつつ、他の原子力災害被災地の復興政策及び、将来災害が起きたり、人口減少が進んだりすることで小高と類似した状況になりうる他の地域に示唆を与えることも目的としている。

第一部第五章第一節2-2で述べたように、現在の小高区では、被災前に居住していた住民の帰還が一段落するとともに、ハード面の整備も概ね完了しており、復興政策は一定の落ち着きを見せつつある。同時に、社会的な関心も薄れつつある中で、住民の間では、復興に対する閉塞感・停滞感も生じている。このような、現在、小高区が直面している状況は、避難指示が解除されてからそれほど時間が経っていない浪江町、富岡町、大熊町、双葉町等、後発の原子力災害被災地にとっても他人事ではない状況であると考えられる。したがって、現在の小高区の現状を分析し、必要な政策を検討することは、そのような避難指示の解除のタイミングが遅い他の原子力災害被災地の帰還政策やハード面の復旧が一段落した後、どのような課題が地域に生じうるのか、それらの課題に対してどのような方向で施策を打つべきかを考える際の一助となる。

先に挙げた浪江町、富岡町、大熊町、双葉町は、それぞれ解除時期に差はあるものの、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、ようやく人が戻るできるようになった段階の、復興への取組が始まってからまだ日が浅い地域といえる。そしてこれらの地域で復興

に向けて現在行われている取組は、南相馬市の第2次総合計画の前期基本計画で掲げられていたような、生活インフラの復旧や拠点施設の整備等が主なものとなっており、並行して避難指示の更なる解除に向けた取組を進めているという現状である⁴⁷⁵。そして、このような地域も、今後は避難指示の解除がさらに進み、帰還意思のある人の帰還もある程度実現し、インフラ等のハード面の復旧も概ね完了する段階を迎えることで、新たな課題に直面することになることが想定される。

その一例として挙げられるのが第三部第二章第二節1で先述した、地域のつながりの断絶と独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加による社会的孤立・閉じこもり傾向にかかる問題である。今後帰還が進む地域でも、帰還者が元々住んでいた場所に帰ってくるとは限らず、震災前の地縁のつながりが希薄化することによる問題は今後顕在化していくと考えられる。そしてそれらの問題の解決のために、アウトリーチ体制の構築が重要になること及び、地域の医療機関と情報連携を進めていくという提言は、一つの有効な示唆を与えることができるだろう。

また、帰還意思のある人の帰還が概ね完了した段階で、さらに多くの人を地域に呼び込みたいと考える場合には、震災前にその地域に住んでいなかった人もターゲットにした移住施策を進めていくことが考えられる。その際に、移住施策によってその地域に住んでもらうことを選んでもらうためには、第三部第一章第一節・二節で述べたように、働きたいと思える仕事の創出と子育て環境の整備の両輪で、仕事と子育ての両立が可能な地域を目指して施策を打つ必要があるという視点、そして本提言では地域の事業者と連携したデジタル人材育成プログラムや、元気な高齢者に活躍してもらうファミリーサポートの拡充や家事サポート制度の新設を提言したように、地域の実情に応じて、地域に存在する様々な主体の力を生かした取組を行う視点も一つの示唆になると考える。

また、より長い目で見ていくと、国からの復興財源の時限性による問題も、小高を含めた原子力災害被災地域が今後直面していくことになる課題といえる。そこで、復興財源に頼ることができなくなった後を想定し、現在は復興財源によって維持されている公共交通について、現時点から持続可能な再編案を検討し、南相馬市における具体案を提示したことは他の地域においても参考になることと考える。

以上のように、本研究は小高の復興のみならず、原子力災害によって被害を受けた他の地域の復興に向けた取組にも一定の示唆を与えるものと思われる。

⁴⁷⁵ 以下の復興計画をそれぞれ参照。

双葉町「双葉町復興まちづくり計画（第三次）実施計画」（令和5年3月）

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14095/202303jisshikeikaku1-9.pdf>（2025/01/23）

大熊町「大熊町第三次復興計画（概要版）」（令和5年12月）

<https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/8847.pdf>（2025/01/23）

富岡町「富岡町災害復興計画（第二次）後期」（令和2年3月）

<https://www.tomioka-town.jp/uploaded/attachment/5163.pdf>（2025/01/23）

浪江町「浪江町復興計画（第三次）」（令和3年3月）

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13895.pdf>（2025/01/23）

また、原子力災害に限らず日本全国で災害は起きうるものである。そして災害が起きた自治体の中には現在の小高と類似した状況になる地域もあるだろう。具体的には先述（第一部第五章第二節1～3）のように、住民の避難によって若年層が転出し、帰還者の多くが高齢者となることが原因で極端な少子高齢の人口構造になることや、避難や帰還によって従来のコミュニティが崩壊し、地域のつながりが失われること等があげられる。そして、さらに範囲を拡張すると、先述した極端な少子高齢化やコミュニティの崩壊によるつながりの希薄化といった課題は被災地に限らず、全国の自治体が将来直面しうる課題と重なるところも多く、本研究はそのような将来起きる災害や地域の衰退によって、小高と類似した状況になりうる自治体に対しても示唆を与えることができると考える。

例えば、先述した避難と帰還を原因とする高齢者割合の増加とつながりの希薄化による社会的孤立の問題に対するアウトリーチ体制の構築は、原子力災害被災地に限らず有効なものである。また、高齢者の割合が増えるということは、それに伴う課題が増えるのみならず、元気な高齢者に活躍してもらおう期待が高まるということでもある。そこで、本提言のファミリーサポートや家事サポート制度のように、子育て支援等の地域の需要が高い分野の支援策における担い手として、高齢者の活躍を促進するという方向性は、今後の災害によって復興に取り組む地域や高齢化が進む地域における取組の参考になりうる。

そして、少子化に対する施策の観点では、将来の地域の担い手を確保する必要性から、一人でも多くのこどもに将来戻ってきたいと思ってもらえる地域を目指すことが一つの方向性になる。そこで、第三部第一章第三節では、Uターン意向を高めるために地域への愛着を醸成することが有効であることを示し、その手段として教育分野から愛着情勢にアプローチできることを示唆した。

以上のように、本提言は原子力災害被災地のみならず、その他の災害の被災地域や過疎化・衰退が進む地域に起きうる課題に対しても解決に資する示唆を行うことができると考える。

また、研究の目的として明示はしていないが、第三部第二章第三節で提言したホースセラピーや、第三部第二章第四節で提言した太陽光パネル税は、全国的にも類似の事例が少なく、これらの施策の設計や実施における留意点を検討したことについては、結果的に、同様の施策を検討しようとする自治体に判断材料を提供することに貢献ができるのではないかと考える。

おわりに

これまで官民が総力を結集し、東日本大震災の被災地の復興に邁進してきたが、福島原子力災害被災地の復興はいまだに道半ばである。福島原子力災害被災地の中でも相対的に避難指示解除が早かった小高区は、住民の帰還に向けた政策は一段落したものの、依然として原子力災害の影響から脱し切れていない。WSDは、震災前から小高区に住んでいた住民たち、避難指示により小高区を離れざるを得なかったがいまだに小高区に戻れていない住民たち、そして新たに小高区に住み始めた住民たち全員が抱える小高区の復興・再生を願う想いを我が事のように受け止め、その想いを未来へつなぐことを目指し、本研究を進めた。そしてWSDは、「原子力災害により被災地の様相は一変し、被災地に住む人たちの認識は多様化するため、その被災地・各被災者に沿った政策を打つことこそが復興」であると捉え、小高区とその住民に寄り添った政策を提言することを常に心がけつつ本研究に臨んできた。

WSDは数回にかけて小高区に足を運び、小高区の復興に尽力している国・県・市・民間の関係者へのヒアリングを実施し、聞き取った内容から小高区の目下の課題を明確化した。さらにその課題を心の中に自分ごととして受け止めたうえで頭の中で客観的に理解し、その課題の解決に向けた政策の方向性を真剣に議論した。またWSDは、政策提言が南相馬市における実際の政策立案に役立てるよう、その課題の解決に向けて全国各地の自治体や企業等により行われている数々の先進的な取組の中から小高区において有効と考えられるものを先進事例として捉え、現地視察やヒアリングを行った。そこで得た知見やデータを参考に、小高区の実情を考慮した具体的な政策提言を練り上げた。こうした10か月にわたるWSDの活動が蓄積された結果、本研究の政策提言が生まれたのである。

本研究の政策提言が、小高区、さらには復興の道半ばにある他の福島原子力災害被災地、ひいては日本全体の未来を拓く道標となることができれば幸いである。

謝辞

本研究は、福島県南相馬市役所及び小高区の関係者の皆様方をはじめとする多くの方々のご協力なしには、完成させることはできませんでした。

南相馬市では、門馬市長より市の現状や課題について直接お話を伺うことができました。また、南相馬市役所職員の皆様には、何度もヒアリング調査にご対応いただくとともに、市内の様々な方を紹介いただく等ご尽力を賜りました。誠にありがとうございました。

復興庁、福島復興局、東北運輸局、福島県庁の皆様には、国や県からの視点での復興の現状や課題等をお聞かせいただき、研究を行ううえで大変勉強になりました。本研究のためのヒアリングや訪問等のご快諾をいただきました市内外の皆様方には、御多忙にも関わらず、丁寧にご対応いただきました。すべての皆様に対し、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

最後に、本ワークショップの主担当である御手洗潤教授には、研究の進め方やヒアリングの手法、報告書の執筆まで、多くのご指導をいただくとともに、私たちの研究に対する想いを理解し、粘り強く支えてくださいました。副担当である戸澤英典教授、永島徹也教授、高畑柊子准教授からは、学術的な視点から様々なご助言を賜りました。深く感謝いたします。

最後に、多くの皆様のご協力と支えにより、本報告書を完成させることができました。

改めて感謝申し上げます。

2025 年 1 月

東北大学公共政策 ワークショップ I プロジェクト D

阿部颯 天羽恒太郎 石田晋 小原倫太郎 日下部礼貴 中濱早苗 新妻憲太郎 韓在濠

参考文献一覧

[行政文書]

- ・経済産業省「工業統計調査」
- ・経済産業省「令和2年度 CASE・MaaSを契機とした変革に向けた産業競争力強化に関する調査 調査報告書」（2021年3月21日）
- ・国土交通省「令和6年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助ブロックごとに定める標準経常費用について」（令和5年6月）
- ・資源エネルギー庁「太陽光発電設備の廃棄積立制度について」（令和3年9月17日）
- ・白川町・東白川町「白川・東白川地域公共交通計画2028」（2024年3月）
- ・内閣府「特集 東日本大震災」
- ・内閣府「警戒区域避難指示区域等の推移」
- ・内閣府「第6回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和5年4月）
- ・内閣府「宇宙基本計画」（令和5年6月13日）
- ・農林水産省「東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組」（平成28年11月）
- ・福島県「東日本大震災・原子力災害10年の記録 02避難状況」
- ・福島県「第2期福島県復興計画」（令和3年3月）
- ・福島県「令和4年福島県の工業『2023年経済構造実態調査(製造事業所調査)福島県版集計』」（令和6年9月）
- ・復興庁「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」（令和6年3月19日閣議決定）
- ・復興庁「復興の現状と今後の取組」（令和6年10月）
- ・復興庁「福島復興再生特別措置法の一部改正（概要）」
- ・復興庁「特定帰還居住区域復興再生計画」
- ・復興庁「福島復興加速への取組」（令和6年3月）
- ・復興庁「福島復興再生基本方針」（令和4年8月26日改定）
- ・復興庁「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年12月20日閣議決定）
- ・復興庁「3.11以前の福島12市町村の概観について」（平成26年12月23日）
- ・復興庁・福島県・南相馬市「南相馬市 住民意向調査報告書」（2023年3月）
- ・復興庁「復興の枠組みについて」（令和6年4月30日）
- ・三重県保険者協議会 名張市「令和5年度保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防づくり事業報告会」（令和6年2月22日）
- ・南相馬市「南相馬市の現況と発展に向けた取組」（令和6年9月）
- ・南相馬市「東日本大震災記録誌 ―100年後へ届ける記録―」（2021）
- ・南相馬市「南相馬市第三次総合計画」（令和5年3月）
- ・南相馬市「南相馬市災害記録誌 第2章 東日本大震災」（2024/01/22）
- ・南相馬市「南相馬市復興ビジョン」（平成23年8月）
- ・南相馬市「南相馬市復興計画」（平成23年12月）
- ・南相馬市「南相馬市小高区地域医療復興計画」（平成25年10月）
- ・南相馬市「南相馬市再生可能エネルギー推進ビジョン」（平成24年10月）
- ・南相馬市「南相馬市高齢者総合計画」（令和6年3月）
- ・南相馬市「令和5年度 予算主要事業説明書」
- ・南相馬市「令和6年度 予算編成方針の概要」
- ・南相馬市「避難指示区域別の世帯数と人口」（令和6年8月31日現在）
- ・南相馬市「南相馬市ロボット産業推進アドバイザーに関する要綱」（平成28年06月10日 告示第158号）
- ・南相馬市「南相馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2015）
- ・南相馬合併協議会「南相馬市合併ガイドブック」（2005）
- ・南相馬市教育委員会「教育要覧 南相馬市の教育」（令和5年度）
- ・南相馬市こども未来部こども家庭課「みらいづくり1.8プロジェクト」（令和5年6月）
- ・南相馬市商工観光部商工労政課宇宙関連産業推進室「南相馬市における射場・宇宙港実現に向けた取組と課題」（令和6年7月8日）
- ・小高町「第4次小高町振興計画」（2002）
- ・原町商工会議所「令和5年度南相馬地域商工経済状況調査 調査結果報告書」（令和6年3月）
- ・双葉町「双葉町復興まちづくり計画（第三次）実施計画」（令和5年3月）
- ・大熊町「大熊町第三次復興計画（概要版）」（令和5年12月）
- ・富岡町「富岡町災害復興計画（第二次）後期」（令和2年3月）
- ・浪江町「浪江町復興計画（第三次）」（令和3年3月）

[書籍]

- ・李美沙, 窪田亜矢 (2016) 「原発複合被災地における事業所再開に関する研究 避難指示解除準備区域に指定された南相馬市小高区の第2次・第3次産業を対象として」日本都市計画学会 都市計画報告集, Vol.51 No.3, 1054-1061頁
- ・江崎康弘「宇宙産業を事例としたグローバル社会インフラ市場への日本企業の深耕」多国籍企業研究, 2015, 第8号
- ・奥沢理恵子, 窪田亜矢 (2020) 「原発被災を経たまちなかにおける交流空間の果たした役割 一被災から8年の福島県南相馬市小高区を対象に一」都市計画論文集, Vol.55, No.3, 876-879頁
- ・鹿住倫世「日本におけるビジネス・インキュベーターの変遷と今後の展望—先進的取組に学ぶ日本型インキュベーターのあり方—」日本中小企業学会論集 (27), 72頁
- ・河藤佳彦 (2014) 「自治体政策による地域産業の活性化に求められるもの」都市とガバナンス, Vol.22, 22頁以下
- ・石盛真徳 (2024) 「コミュニティ意識とまちづくりへの市民参加: コミュニティ意識尺度の開発を通じて」コミュニティ心理学研究, 7(2), 87-98頁
- ・小林江里香, 藤原佳典, 深谷太郎, 西真理子, 齊藤雅茂, 新開省二 (2011) 「孤立高齢におけるソーシャルサポートの利用可能性と心理的健康 同居者の有無と性別による差異」日本公衆誌, 58(6), 446-456頁
- ・桜井勝延 (2013) 「市民が主役の復興まちづくりと自治の理念」計画行政, 36(2), 23頁
- ・佐藤将史・八亀彰吾 (2016) 「宇宙産業の政界的な業界再編とわが国に求められる産業ビジョン」NRIパブリックマネジメントレビュー, 3頁
- ・塩見一三男 (2023) 「地域とのつながりが若者のUターンに与える影響に関する研究」日本地域政策研究, 30巻, 60-68頁
- ・末吉健治 (2012) 「東日本大震災による工業の被害と復旧の課題—福島県浜通りの実態を中心として—」商学論集, 81(2), 53頁
- ・Takano, T., 2004, "Bonding with the Land: Outdoor and environmental education programmes and their cultural contexts." University of Edinburgh, Edinburgh.
- ・竹内龍介・吉田樹 (2022) 「自治体におけるコミュニティバスとデマンド交通の導入実態及び計画プロセスの際に関する研究」土木学会論文集, 78(6), 613-622頁
- ・田澤土琉, 川崎興太 (2024) 「原子力被災地の住民のWell-beingに関する研究 一南相馬市小高区を対象として—」日本都市計画学会 都市計画報告集, No.22, 552-559頁
- ・馬場たまき (2014) 「過疎地域における学校統廃合後の学習支援に関する研究: 鯨ヶ沢町の『ふるさと学習』の調査を通して」尚絅学院大学紀要. 68, 1-11頁
- ・引地 博之, 青木 俊明, 大淵 恵一 (2009) 「地域に対する愛着の形成機構-物理的環境と社会的環境の影響」土木学会論文集, 65巻2号, 101-110頁
- ・降旗信一, 宮野純次, 能條歩, 藤井浩樹 (2009) 「環境教育としての自然体験学習の課題と展望」環境教育, 19(1), 3-16頁
- ・松本京子, 岳野公人, 浦田慎, 松原道男, 加藤隆弘, 鈴木信雄, 早川和一 (2017) 「地域に根ざした学校教育活動が子どもの定住志向に与える影響に関する研究—石川県能登町における海洋教育の事例から—」環境教育, VOL.27-1, 16-22頁
- ・山本銀兵, 加納誠司 (2016) 「『地域への愛着』形成過程に関する一考察: 『町探検』の実践分析を通して」愛知教育大学教職キャリアセンター紀要, 17-25頁
- ・吉田樹 (2017) 「南相馬市『ジャンボタクシー』事業に見る原発被災地の交通問題」福島大学研究年報, 第12号
- ・劉 亜琳, 謝 浩然, 宮田 一乗 「介護レクリエーションにおけるマンネリ化対策の提案」

[論文]

- ・岡本全勝『復興が日本を変える 行政・企業・NPOの未来のかたち』ぎょうせい, 2016
- ・川崎興太『福島復興の到達点—原子力災害からの復興に関する10年後の記録—』東信社, 2020
- ・川崎興太『福島復興10年間の検証』丸善出版, 2021
- ・丹波史紀『原子力災害からの複線型復興』明石書店, 2023
- ・田中江扶ほか『時制と相』朝倉書店, 2018
- ・原田純孝ほか『岩波講座 現代の法9 都市と法』岩波書店, 1997
- ・町田健『英文法総解説』研究社, 2024
- ・三井不動産S&E総合研究所『パブリックコミュニティ 居心地の良い世界の公共空間「8つのレシピ」』宣伝会議, 2020

資料編

福島県企画調整部復興・総合計画課様、福島イノベーション・コースト構想推進課
様 ヒアリング報告書

ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年5月7日 13:00～15:00
場所	東北大学片平キャンパスエクステンション教育研究棟3階 302講義室
協力者	福島県庁 復興・総合計画課 主幹 宇佐美千晶様 復興・総合計画課 主任主査（復興計画担当） 佐久間盛雄様 福島イノベーション・コースト構想推進課 主幹兼副課長 五十嵐茂樹様 (順不同)
調査内容	「福島県の復興の現状と課題」及び「福島イノベーション・コースト構想について」の講義を 頂いたのち、質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、天羽恒太朗、石田晋、小原倫太郎、日下部礼貴、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授、高畑柊子准教授 (WSDチューター) 佐藤空飛 以上、10名

質疑応答

- Q1. ロボットテストフィールドについて、福島イノベーション・コースト構想における産業創出の主要プロジェクトの一つとして、ロボット産業を選択した理由はなにか。
- A1. イノベ構想は、もともとアメリカの原子力研究施設だったハンフォードサイトの復興施策を参考としている。ロボテスはアメリカの災害ロボットのテストフィールドであるデザスターシティを参考とした。廃炉を進めるうえで、どうしても今までやったことがない作業、人が立ち入れない区域での作業をしなければならない。かつ、高い放射線量の場所だと今までのロボットでは耐えられないので、そのようなところでも作業できるロボット開発に注目をした。アメリカの施設はもっと大規模であるが、現実的なサイズに落とし込んで作ったのが、ロボットテストフィールドということである。
- Q2. 福島イノベ機構の方々やその関係者の方々が、福島県内、特に双葉郡内に定着してもらうことが理想であると考えられる。実際に福島イノベ機構やF-REIの研究者、関連企業の方々は、どの程度浜通り地域に定着しているのか。
- A2. 福島イノベ機構は本部が福島市にあるため、職員の多くは福島市近辺に住んでおり、そこから通勤している。職員で浜通りに住んでいるのは、伝承館やロボットテストフィールドや移住支援センターの職員等が多く、浪江町や南相馬市等に住んでいる。重要なのは、イノベ構想等の結果、企業が浜通りに立地し、そこで働く人が浜通り地域に定住することである。F-REIの方もいるが、まだまだこれからという感じ。現在、生活環境が十分に整っていないため、時間がかかるが、そのような企業で働く人が浜通りに定着していくことを期待している。
- Q3. 移住について、若者の移住が多い理由は、行政側の制度、フィールドの魅力等が考えられるが、主な要因は何か。
- A3. 若い方の移住が多い要因としては、まず、自分でなりわいを起こす、起業しやすい、チャレンジしやすい環境があること。そして、崩壊してしまったコミュニティを再生する、あるいは移住した人で新しい空気を作るといった方がいて、そのような方を見て自分も何かをしたいといった人がいると聞いている。また、新しい企業が立地して、そこで働くために移住してくるという方もいる。
- Q4. 移住支援センターの取り組みでツアー等が好評だったという話があったが、移住及びツアーの申込の目標値を大きく上回った要因は何か。

- A4. 被災12市町村に特化した話としては、若手の移住者の方が、例えば、小高ワーカーズベースであるとか、大熊インキュベーションセンターがうまくコミュニティを作ってくれている。また、ツアーについては、インターネット広告とかYouTubeの広告等にお金をかけて情報を発信したことが良かったのだと思う。それらに加えて、支援制度が充実していて、その情報を発信していたこと、伴走支援も行っていたことも効果があったと考えている。感覚としては、キーマンとなる人がいて、その人を中心に情報を繋いでいるということだと感じている。
- Q5. 人口減少が急激に進んでいることを受けて、そのスピードを和らげるため、既存の住民を県外に流出させないための取り組みはあるか。
- A5. 福島県は大学が少ないため、学生が一旦県外に出て行くのは止められないと考えている。県外で学んでもらって、就職する時に福島県に戻ってきて、ぜひ活躍して欲しいと考えている。アンケートの結果では働ける場所が少ないという意見が多かったので、魅力ある企業の情報を県の方でまとめて伝えたり、地域に愛着を持ってもらうためのふるさと教育を行ったりという取り組みで、県外に出た方に将来的に戻ってきてもらえるよう、福島魅力を上げる・伝えるということが重要だと考えている。
- Q6. キャリア教育における課題はなにか。
- A6. そもそも子どもの数が少ないということは大きな課題だと思っている。例えば大熊町では、「学び舎 ゆめの森」が開校し、そこでの取り組みが全国的に注目を浴びているが、元々の全校生徒が十数名で、今は三十人、四十人となっているのが、二倍三倍に増加しているという見方もできる一方、この人数では地域を支えることが難しいということもあるため、新しい人を呼び込んで子どもの数を増やすことも重要だと考えている。
- Q7. 外国人に人気の観光コンテンツはなにか。
- A7. 一つの例として、「サムライ」をキーワードに震災後に福島県が海外に魅力を伝える取組を行なった。実際にサムライがいるわけではないが、近隣の県と共同で、プロポーザル方式で募集したアイデアを基に始めたコンテンツである。具体的には、福島・茨城・栃木の3県の魅力を伝える動画（ダイヤモンドルート）が好評である。動画を見た外国人の方々がSNS等で発信して頂き、福島等の情報が広がった。
- Q8. 中間貯蔵施設の開始後、30年以内に最終処分をすることになっているが、最終処分場の候補地の選定についての議論は現在進んでいるのか。
- A8. 最終処分は県外で処分をすることになっているが、国の責任で決めることになっている。このため、まずは理解を得る必要があるので、候補地を探すため国が各都道府県で対話集会を開催している状況と聞いている。今は、機運醸成の段階だと認識している。また、国では、貯蔵量を減らすため減容化や再利用の取り組みも進めている。
- Q9. 再生可能エネルギー導入について、現在はほとんどが太陽光であるが、今後も導入を進めていく中で太陽光を中心にするのか、他のエネルギーの導入を増やしていくのか、今後の展望についてはどう考えるか。
- A9. 風力や地熱、太陽光、水素等、様々な手法で発電したほうが、リスク回避になる。風力発電は施設が大規模になるため、その施設をメンテナンスする人材育成の訓練について地元企業同士が連携して、永続的に風力発電を続けていけるよう取り組みが進んでいる。
- Q10. 企業支援について各地域の独自支援があると伺ったが、自治体間の企業の取り合いになる可能性があると思っ
ているが、どうか。
- A10. 企業の誘致については、自治体ごとに特色ある支援制度を用意しているので、自治体間で競争の側面はある。企業の立場では、特にサプライチェーンの問題があり、近くに工場がある方が当然輸送費は安く済むので、その企業の製品に必要なものを作っている工場がある自治体であれば、企業はそこを選ぶだろうと考えられる。このため、各自治体が支援制度等の情報発信に加えて、企業のニーズを把握してそれに応えることができるかで、企業がその自治体を選ぶ、選ばないが出てくるのだろう。

南相馬市長 門馬和夫様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年5月13日 10:00～10:50
場所	南相馬市役所本庁舎3階 第一会議室
協力者	南相馬市長 門馬和夫様
調査内容	南相馬市の復興の現在地について、講義を頂いたのち質疑応答。
参加者	(学生) 阿部颯、天羽恒太朗、石田晋、小原倫太郎、日下部礼貴、中濱早苗、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授、戸澤英典教授、高畑柊子准教授 (WSDチューター) 佐藤空飛 以上、11名

質疑応答

Q1. 小高区の移住定住について、令和5年度は571名とかなりのペースで増えている印象だが、このような結果には南相馬市や小高地区のこういった強みやその土地ならではの魅力が良い影響を及ぼしているか、伺いたい。

A1. 良い話と悪い話をする。良い話だと、小高ワークスペースに和田さんという地域おこし協力隊等に関わる凄い人がある。結局は「人」である。小高は大変な目に遭った地域であり課題だらけだが、課題があるとビジネスになり、100の課題で100のビジネスを作る。1つのビジネスで100人を呼ぶのではなく、1つのビジネスで1人でも3人でもいい。100の課題があるからそれはむしろ若い人の活躍できるところだということで頑張ってくれている人がある。そして人を想いで呼ぶだけでなく起業のための教育をする。自分で仕事を起こしたりする人を教えるというインキュベーション施設や、人材育成をする場があるのが大きい。こうした人があるので、その人達と小高に元々いた人達や高齢者で戻ってきた人達を繋げるようにしている。このような取組によって、若い人が何をしているのかが高齢者にも見える。実際には、お祭りを一緒に企画することから始まった。最初は顔が見えなくてやはり不安もあったが、お祭りを一緒にするとそれがきっかけで顔見知りになる。そうすると、若い人が建物を探しているが見つからないという声に対し、年配の行政区長さんが自分の知っているところや親戚にあたったり自分で探したりして「ここあるよ」と教えてくれる。そのような建物は不動産屋さんでは絶対に見つからない。このように世話人のような人達が和田さんの周りにできて、人が来るようになったという良い面がある。

移住者の571人のほとんどが実は原町区への移住である。浜通りへの移住で、南相馬市への移住は2番目に多い。一番成果が出ているのはいわき市である。この結果からすると、移住者は都市環境が整備されていて安心して暮らせるところに住みたいのだと思う。例えば、原町から双葉町まで通っている人もいる。ほとんどの一般的な人達は安心して暮らせるところだから原町に来ている。一方で、双葉町等に仕事がある、あるいはビジネスチャンスがあると思って来ている人もいる。だがそのような人達も避難地域に住むかという決してそうではない。避難地域に住む人達もいるが、ほとんどの人達は通常のところに住んでいるのが実態だと思っている。571人という数は、いわきには負けるが、15市町村の中では、人数としては多いはずである。双葉地方と比べると多い。やはり都市環境が整ったいわき等にほとんどの人が住んでしまうためだと思う。

頑張っている人は、喫茶店開いたり、設計事務所開いたり、そのようなものが無いからこそチャンスだと思って頑張っている。

Q2. 現在の放射線に対する小高区の方の不安等の現状を教えてください。

- A2. 結論から言うと、不安が無いから住民が戻ってきた。住民は廃炉作業や放射能そのものに対する不安は人一倍大きいと思う。現在も個人ごとに不安が無いとは限らないが、今まで見えなかった放射能が数値で見えるようになってきた。そして普通に住むことができ、国見山が山開きをしたり、海の魚もほとんど食べられるようになった。ダメなところと安心なところをそれぞれ学習してきたということだと思う。ダメなところは近寄らないし不安なところもあるが、その反面自分達が生活するのに不安とは思っていない。麻痺ではなく学習した面、正しく理解した面があると思う。しかし学習して乗り越えられる人と、乗り越えられず不安を感じる人がそれぞれいるのは確かで、そのために戻ってこない人もいると思う。現在は本当に放射線等が不安で南相馬で暮らしているという人は少ないと思うし、それでは南相馬では暮らせないと思う。

(質問者に対し) 福島市はどうか。

(石田) 福島市も除染等が進み、住宅除染が終わった後からは急激に住民の不安がなくなり、気持ちが前向きになった。そのことが福島市の復興にも繋がっているのも、南相馬市も同様の状況であれば、今後のフィールドワークの中でも前向きな提案を考えていきたい。

Q3. ご講義の中で、南相馬市は様々な選択肢があり、様々な若い人が活躍している反面、増加する高齢者を支える若い人材がいなかったことが課題だと認識した。仮に現在行われている施策の効果で多くの若い人や子どもが南相馬市に集まった場合の南相馬市のビジョンがあれば教えてください。

- A3. ビジョンのような大それたものはない。今のままでは消滅するだけ。高齢者を支えられないから若い人を増やしたいと思っているが出生数は現実的に戻らない。仮に600人ほど生まれても、900人が毎年亡くなってしまう。現在生まれてくるのは300人で、間違いなく人口は減ってしまう。親の世代が少ないため沢山産んでもらったとしても中々追いつかない。そもそも親の数を増やさないといけないし、産む数も増やさないと難しい。なので、300くらいの出生数を維持しなければならないと考える。南相馬市を継続するための私の願いは「100年先もこの地で家族や友人と安心して暮らせるまち」という消極的なものであり、若い人を沢山入れて元気なまちにしようとするのは難しい。現在は東京一極集中も進んでいるが、東京も出生率が低い。若い人がそもそもいないし出生率も全国的に低い中で南相馬市だけ一人勝ちというのは難しいと考える。しかし維持しないといけない。浜通りの中で残るためには、生活圏の30キロ圏内にある程度の都市機能が整っていることが大事だと思う。東京のように賑やかじゃなくても、病院があり保育所があり買い物ができるといった最低限の都市機能が必要。その都市機能を維持出来る可能性があるのが相馬、南相馬、いわきくらい。双葉郡でも拠点があれば良いと思うが5万人になるのも大変というなかで、都市機能を維持していくというには子どもが減りすぎている。親御さんや若い人がもっと南相馬市に住めば300人の出生数を維持することができると思う。そして今は少し人が足りないので外国人に介護施設で働いてもらう等、外国人と移住者で新しい人を増やそうとしている。このような状況におけるビジョンを考えたときにバラ色の考えはない。状況があまりにも悪すぎる。だが市外に出た2人、3人のこどものうち1人くらいは地元に残りたいという人が必ずいると思っている。東京や世界に出て自分の能力を出して頑張りたいという人がいるのは良いことだと思う。そのため、活躍できる選択肢を増やせるように教育水準を上げ、教育の機会を沢山設けたい。その上でどんどん出て行っても構わない。しかし、田舎がいい

という人や田舎に戻ってきたいという人も必ず出ると思うので、そういう人が戻ってきたいときに戻ってこられるようにしたい。戻ってくる人がある程度いれば人口の減少もなだらかになると思う。また、人口構成が大事。今はお年寄りが頑張って暮らしている。震災前、私は60歳を過ぎたら地元に戻って自分達の楽しみ等、色々なことをやると言っており、仕事の第一線は退いてコミュニティや趣味の世界に入っていくと思っていた。今は65歳、70歳でも現役。個人の生活や暮らしの収入を得るという意味で働くのではなく、地域を支える基盤を支える人として働いてもらわないとこの先の地域は成り立たない。決してお年寄りは守られるだけの立場ではないと思う。しかし、ある程度の若い人がいないと地域として成り立たず、そのバランスが崩れると一気に減っていく。地方都市として人口のバランスがよくのんびり暮らせるところというのが南相馬における私の夢。

Q4. こども子育てについて。南相馬で保育園や認定こども園等幼児教育に力を入れている印象を持ったが、なぜ幼児教育に力を入れようと思ったか。

A4. 現在、無料化といった負担軽減と、こども達を伸ばすための教育水準の向上の2本立てで施策を行っている。

まず、こどもを産みたい、こどもを複数持ちたいと思ったときに経済的な負担感が大きいと思っている。こどもが複数いても安心して生活ができるなら産んでもらえるのではないかと考え、子育て世代に心強い3つの無料化を行っている。こどもは女性だけで育てるわけではなく、若い人達にとってもこどもは良いものだと思う。こどもが生まれこどもが育つというのは男性女性関係なく良いもの。だが負担が大きい。将来高齢者になって安心して暮らせるのであれば子育ても頑張れるかもしれないが、こどもを育てるのも大変で高齢者になってからの生活も大変であるため貯金は必要である。

そこで柱の1つの無料化である。お金の負担や心配を他より少しでも無くすために医療費、保育料、給食費が無料と、幼稚園や保育所の時期から全て無料にした。また、家でこどもを育てたい人も必ずいるので、在宅保育をしている人にも月に1万円を支給し、保育所等に預けなくてよいという形にしている。自分で育てるのも立派なことなので、お金を給付して負担を少なくするというのが1つの基本だと思う。

そしてもう1つは、南相馬に残る人もいれば外に出る人もいるため、社会の役に立ちたい人や自分でチャレンジしたい人を伸ばすために、英語教育やバカロレア教育等、小学校や幼稚園から自分で考え課題を見つけて自分で解決策を考えていくという、こども達が自分で生きていく力をつける教育を考えている。英語力や考える力等をつける教育も2本柱の1つとしてやっている。

その根本には地域に誇りを持ち、この地域を愛した上で他のところに行ってもらえるとよいという思いがある。南相馬市の良さをこども達に教えないといけない。自分で見つけるべき部分もあるが、親等が自信を持って南相馬の良さを伝えないと自信が持てないと思う。したがって、経済的な負担の軽減と外の世界を見るための色々なチャンスを提供したい。本当は中学生の全員に海外を見てもらいたい、昨今のコロナウイルスの影響等もあり海外に行きたくないこどももいるので、参加するこどもがいないというのが実態。私の公約は中学生全員を外国に出すことが1つあるが、まだ1割ほどしか達成できていない。お金よりもコロナウイルス等があつて困ったという人が多い。結局は、地域の良さを教えるのではなく自身で地域について学んでもらえるのが最も良いと思う。そして外に出て南相馬は良いところだと伝えてもらえたら幸せである。

南相馬市役所企画課様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年5月13日 11:30～12:00
場所	南相馬市役所本庁舎3階 第一会議室
協力者	南相馬市役所 復興企画部企画課 係長 内城弘志 様
調査内容	南相馬市第三次総合計画の概要について、講義を頂いたのち質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、天羽恒太郎、石田晋、小原倫太郎、日下部礼貴、中濱早苗、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授、戸澤英典教授、高畑柊子准教授 (WSDチューター) 佐藤空飛 以上、12名

質疑応答

Q1. 計画策定にあたって、市民参加、若い世代との意見交換やワークショップが行われたとホームページに掲載がありました。この時にどのような意見やアイデアが出たのか、またそれがどのような形で計画に反映されているのか教えていただきたい。

A1. これまではアンケート調査や意見交換、市長が参加する市民説明会やワークショップ等を開催してきたが、どうしても未来のまちづくりを考えるとというよりは地区の要望活動の場になってしまうため、事務方は高校生等若い世代が中心となるワークショップや意見交換を開催した。震災から14年目になり当時高校生だったこどもも今は30歳ぐらいである。今の高校生は当時幼児期で震災直後の記憶がほとんどないため、若い世代は震災に対する気負いはなく、町の現状を受け入れながら、これから何をすべきか考えている。例えば、スーパーマーケットやスタバ、遊ぶ所が欲しいという若い世代らしい意見がある一方で、新しいことにチャレンジしたいとか、挑戦したいという発言も多く出された。

若い世代の意見を計画に反映した具体例としては、まちづくりの基本姿勢の中に「いどむ」という言葉を取り入れたり、今回の総合計画の冊子に市民参加型のフォトコンテスト等の写真を使用したりと、市民すべての世代が南相馬市の特徴を感じられるつくりとなるように取り組んだ。

南相馬市役所こども家庭課様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年5月13日 11:00～11:30
場所	南相馬市役所本庁舎3階 第一会議室
協力者	南相馬市役所 こども未来部 こども家庭課 こども企画係 えにしづくり担当係長兼子育て支援拠点整備推進担当係長 渡部貴光様 こども未来部 こども家庭課 母子健康係 母子健康係長兼こども家庭センター係長 杉本友紀子様
調査内容	南相馬市のこども・子育て政策について、講義を頂いたのち質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、天羽恒太郎、石田晋、小原倫太郎、日下部礼貴、中濱早苗、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授、戸澤英典教授、高畑柊子准教授 (WSDチューター) 佐藤空飛 以上、12名

質疑応答

Q1. 「南相馬市第三次基本計画」のKPIに「育てにくさを感じたときに対処出来る親の割合」という指標があるが、具体的にどのような悩みから育てにくさを感じる方が多いのか。市民の具体的な声が届いていればご教示いただきたい。

A1. 市が4ヶ月児検診、1歳6ヶ月児検診、3歳児健診の受診者の保護者を対象に実施したアンケート調査の中で「育てにくさを感じますか」という質問に対し、「いつも感じる」「時々感じる」と回答した保護者の合計は約2割であった。この2割の保護者の主な悩みとしては、乳児期、1歳未満のこどもをお持ちの保護者は、授乳に関しては「母乳量が少ない」「授乳間隔が開かずすぐ泣いてしまう」等、母乳中心の場合は「ゴムの乳首を嫌がる」「離乳食が上手く進まない」、睡眠については「なかなか寝てくれない」「寝てもすぐ起きてしまう」等、泣きについては「なかなか泣き止まない」「あやしても泣き止んでくれない」等に困難さを感じているようである。

次に幼児期ということで1歳を過ぎてくると、主に発達面で困難さを感じているような印象がある。「行動が乱暴である」「落ち着きがない」「癇癪が酷い」「こだわりが強い」「初めての場所で人見知りが強い」「言葉の発達が少し遅い」「コミュニケーションが取りづらい」等といった部分がある。

また、園に通い出すようになると、登園渋り等が出てくるところで難しさを感じる方がいる。食事面については、「偏食をする」「好き嫌が多い」「遊び食べをしてしまう」「よく噛んで食べてくれない」等といったところが主なコメントとして挙げられている。

Q2. 子育てをする親の苦勞について、乳児期、幼児期、そして園に通い出す時期それぞれに体験差があるが、これは全国共通の子育て世代の悩みであると考え。行政の立場として子育て世代の共通の悩みを解消するために、どこにアプローチするのか、また、行政にできることは何か。

A2. 全国共通の悩みであるが、南相馬市に住んでいるお母さんたちが子育てを楽しむとともに、必要なときは行政を頼っていただけるよう、私たちも相談窓口の案内や個別相談できる機会を設けること、また、発達が

遅いお子さんについては、入園前の段階で、集団で遊ぶ場に慣れるための教室を開催する等、試行錯誤しながら子育て世代の悩みを解消するために取り組んでいる。

Q3. 子育て世代の悩みを相談できる環境を整えたりするのが行政の1つの役割だと感じた。他にも行政ができることはあるか。

A3. 行政に子育ての相談ができることを皆さんに周知し、その受け皿として、教室や相談の場を設ける。また、園等の支援者側の支援として、行政が園に出向き、園側で対応が難しいお子さんに対する対応方法への助言等も行っている。

Q4. 南相馬市のこどもの数の減少が続いている原因の1つとして特に女性人口の減少があると聞いている。現状をもたらした要因は何か、また、女性に選ばれるまちづくりを進めるためには、どのような取り組みが必要か。

A4. はじめに、行政全体の取り組みに関し、経済産業省では、良質な雇用の創出と子育てしやすい職場環境を改善して少子化を反転させようという内容を記載した報告書を作成し、段階的に行政ができること、次に家庭内でできること（例えば男性が家事・育児に参加すること等）、最後に地域の事業主ができること（賃金を上げる等）、という大きく3つのフェーズに分けて段階的な少子化対策が進められるのが望ましいとしている。

行政ができる部分は、この考え方を照らし合わせると、ホップ・ステップ・ジャンプの三段階のうちの一段目だと認識している。

行政側が、住みやすい、あるいは子育てしやすいまちづくりを推進し、移住定住を考えている人が住む場所を選択するうえでのハードルを下げることはできる。しかし、これだけでは解決せず、事業主を含めた子育て支援や働く場所や賃金といった、地域社会を含めた住みやすさ、子育てのしやすさが求められている。

行政側としてできることは最大限支援するが、行政側の取り組みだけでは不十分なこともあるため、地域社会あるいは事業主を巻き込みながら、住みやすいまちづくりに取り組むことが必要と考える。

次に女性の減少の要因については、詳細な分析はしていないが、東日本大震災の影響が大きいと捉えている。例えば、親世代、その息子世代、子ども世代の3世代で住んでいた家庭が震災で避難を余儀なくされ離散した場合、お爺さんとお婆さん、お父さんは戻ってくるが、奥さんとこどもは避難先での就学又は就職等新しい生活環境を築いているために戻れないこと等が、女性人口の減少に大きく影響していると考えている。

また、福島県の情勢として、女性の多くは高校まで地元で生活しているが、就学・就職に伴って市外、例えば首都圏や都市部へ出てしまうと、男性は概ね半分は戻ってくる一方で女性は1/3から1/4程度しか戻ってこない。主な要因としては、女性が望む就学の間や自分の夢を実現するような場、働きたい職場が地元になことが考えられる。このため、女性の市外への流出防止対策として、女性が働きやすい職場づくりや生活しやすい環境づくり等、女性に選ばれるまちづくりを進めることが非常に重要であると考えている。

南相馬市役所商工労政課様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年5月13日 13:00～13:30
場所	南相馬市役所本庁舎3階 第一会議室
協力者	南相馬市役所 商工労政課 諸井孝典様（主査）、佐藤雅大様（副主査）
調査内容	ロボット関連、事業者支援等南相馬市の商工業について、講義を頂いたのち質疑応答
参加者	（学生） 阿部颯、天羽恒太郎、小原倫太郎、日下部礼貴、中濱早苗、新妻憲太郎、韓在濠 （WSD担当教員） 御手洗潤教授、戸澤英典教授、高畑柊子准教授 （WSDチューター） 佐藤空飛 以上、11名

質疑応答

Q1. 福島ロボットテストフィールド等を活用し研究開発された技術を市民や行政の課題解決のために利用する計画はあるか。

A1. 実際に市内で研究開発、生産されたロボット、ドローンが活用されている事例はある。市内で開発、生産された農業産物用ドローンが市内10件以上の農家で活用されていたり、ホテルでは操業ロボットを導入していたり、配膳ロボットを飲食店が活用していたりと、人手不足解消という観点から民間での活用が広がっている。それで、行政課題の解決のために導入した事例としては、小中学校のプログラミング学習の効果を上げるために、市に進出したベンチャー企業が開発したプログラミング学習用ロボットを市内の小中学校に導入した事例がある。また、具体的な利用計画等は決まっていないが、市で企業の実証実験に協力している事例を何件か挙げると、ドローンを活用した橋梁点検、ダム の点検、河川巡視、私立病院では塩分や甘味等の電気刺激により調整し病院食や介護食をおいしくするデバイスの開発協力等がある。その他にも、AIを使った歩行解析システムを市民の健康診断に活用しようとする取り組み等に協力を行っており、今後の行政課題の解決につながることに期待している。

Q2. 南相馬市では、金属加工のうちの様な分野が盛んだったか教えてほしい。

A2. 車の部品関係や、航空関係である。それらに使われる部品の金属の削り出しが盛んである。

Q3. 南相馬市にロボット関連産業を集積させるために、かなり手厚い補助金等の優遇制度を用意されていると認識している。例えば工場建設の補助金は大きな額が必要だと思うが、どのように財源を捻出しているのか。また、こうした制度はとても有効だと思う一方で、継続的に行うことは困難だと思うが、どの程度の期間こういった制度を続けていくのか教えてほしい。

A3. 工場建設の補助金について、市で行っている補助金の他、国で行っているものもある。それぞれの補助金の財源は、市の補助金の主に市独自の財源。国の補助金は、東日本大震災の復興関連として交付されているものであり、いつまでも続くものではないと考えている。市としては、国の補助金が終了したとしても、南相馬で活動が続けてほしいため、企業間のネットワーク作り等を重視しており、現在、企業間の連携等に活用できるような補助金に力を入れ始めている。

Q4. ロボットテストフィールドに誘致した企業の技術を、市内の病院や学校で活用されている事例があるというお話だったが、そうした地元の企業と誘致した企業との継続的な連携をしている例はあるか。

A4. 実証実験関係でのやり取り等もあるし、製品開発関係で一緒に行っていたり、研究していたりという事例は色々存在する。

Q5. 南相馬市で盛んだった車の分野には金属の削り出しがあったと思うが、特に自動車に関連して特筆して取り組んでいる事例があれば教えてほしい。

A5. 少し自動車の分野とは変わってきてしまうかもしれないが、最近自動運転といった話も盛り上がっている。自動運転を活用した、配送や配膳ロボットの研究をしているところはある。

Q6. 商店街の衰退に関し、大きな問題として高齢化や施設の老朽化というがあるが、その解決策一つとして打ち出している人的・金銭的な支援の効果が見えた事例があったらご紹介いただきたい。

A6. 後継者がいないことについて、後継者問題に対する補助金はまだ制度設計ができておらず答えられない。事例はまだないが、関係機関が連携できる土台は作ったので、今後、制度設計に向けて事業承継される方を支援する補助金や勉強したい方のためのセミナー等の支援を今後はみんなで考えていければという状況。

(御手洗) 今の質問は事業承継への支援に関する質問ではないと認識しているが？

Q7. 商店街の活性化に向けて様々な支援策をしていると思うが、その支援による効果でこういった活性化が得られたとか、人的支援により後継者を引っ張ってくることができたといった例があれば教えてほしい、という意図だった。

(御手洗) 商店街活性化に関する質問なので、既存事業者チャレンジ支援事業や新規事業者チャレンジ支援事業の事例等を含めた質問だと思う。

A7. 既存事業者チャレンジ支援事業や新規事業者チャレンジ支援事業の事例は様々ある。活性化では、地域の皆さんは飲食店が来てもらいたいというところが多いが、そういった希望に反して、エステや美容室が多くなっている。ダーツバーを始めたいということで、昼もダーツが投げられる、軽食を食べられるというような事業者もあったが、飲食店が欲しいという中で、なかなか来てもらえなかった。コロナ時は、補助金の活用数が年間0件と、これを使って事業をしたいという方が1人もいなかったという状況だったが、昨年・今年と、年間で約4件程度新しく飲食店等を始めたという方がいた。

南相馬市役所移住定住課様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年5月13日 13:30～14:00
場所	南相馬市役所本庁舎3階 第一会議室
協力者	南相馬市役所 移住定住課 和田真弥様
調査内容	南相馬市の移住・定住促進の施策について、講義を頂いたのち質疑応答。
参加者	(学生) 阿部颯、天羽恒太朗、小原倫太郎、日下部礼貴、中濱早苗、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授、戸澤英典教授、高畑柊子准教授 (WSDチューター) 佐藤空飛 以上、11名

質疑応答

Q1. 空き家等対策に関して、利活用の意思がない所有者に対して、広報以外にどのような施策が行われているか。

A1. 利活用の意思がない人に働きかけるのは、皆さんの想像通り難しい。自分では手を付けるつもりがない家に、無理やり市が介入することはなかなか難しいので、空き家は個人の所有物であり、管理の責任を負うというのを丁寧に伝えていくしか方法がないと思っている。

Q2. 観光振興を通じて市への移住促進につなげる構想等はあるか。

A2. 例えば南相馬市には相馬野馬追があるが、年に1度しかない。見に来た観光客は楽しかったと感じて終わってしまう。こういう非日常を味わいに来た人に対して「移住」に関わる日常の情報を提供するのは難しい。そのため観光振興を通して移住に繋げることは難しい。しかしながら、南相馬市には馬事文化やサーフィンをしやすい海岸等の資源がある。乗馬やサーフィンがすぐ体験できる町であるという形で、移住の武器として使っていこうと思っている。観光振興を通じて直接的に移住・定住に繋がられるような構想は今の時点ではない。

Q3. 移住者の人口、移住者の数が増えていると聞いたが、そのうち、小高に移住されている方々がどれくらいいるかと、そういう方々は小高のどのような魅力を感じて移住を決めているのかを伺いたい。

A3. まず、移住者の中のどれくらいの方が小高区に行くかは、正式な数字があるので後でお伝えする（注1）。体感的に説明すると、約1割の方が小高に移住している。なぜ小高を選ぶかというと、「田舎暮らしがしたい」という方が結構多い。原町は皆さん見ていただいたように、建物が結構立っているというイメージがあると思うが、小高にはそういう場所が少ない。したがって、日常的に自然に触れられるような場所が素敵だと言ってくれている方は多い。

Q4. 移住の体験プログラムはどれくらい埋まっているか、どのくらい利用されているか、及びこの体験プログラムをきっかけに移住された方がいるのかを伺いたい。

A4. この体験プログラムは、今年度は3回目までは募集をかけている。すでに2回は定員となり実施している。なお、今、募集をかけているものが2回分あるが、そのうちの1回、6月の中旬ぐらいに行われるツアーも満員で締め切っている状態である。ツアーは現地調整をしながら募集をかけており、態勢が整い次第、主にInstagram広告により募集をかけている。

Q5. これは最近始まった制度なのか。

A5. 「よりみち」という移住相談窓口で主体的に取り組んでいる事業。「よりみち」の開設は令和4年7月からであり、まだ日は浅い。始まって1年と少しの事業になる。

Q6. 南相馬市では様々な魅力的な移住・定住促進事業を行っているというお話だったが、実際にそういった制度を使って移住された方、特に若い方々が、こういった反応を示されているのか教えてほしい。

A6. この体験プログラムを通して移住した方の数はわかるが、今は手元にデータがないため回答できない（注2）。しかし、実際に新たに事業を起こしたいという思いから、移住体験に応募する方もいる。また、この体験プログラムとは別に、カフェ企業型の体験プログラムを昨年度実施しており、実際にそれを経由して南相馬市でお店を開いている方もいる。相談に来る方の属性情報等をお示しできればいいが、今お示しできるものがないので、後ほど回答する。

Q7. 小高区では震災後居住人口約3,800人のうち約3,000人が帰還者、約800人が移住者と聞いたが、正しいか。また、現在の住民票が小高区にある方で現在小高区に住んでいない方について、南相馬市内に住んでいるのか、県外等にいるのか。内訳があればご教示いただきたい。

A6. 令和3年10月1日時点の数値であるが、小高区の震災後居住人口約3,800人のうち、新たに小高区に居住した人は、約800人と捉えている。内訳は、震災後に他市町村から移り住んだ人、震災後に出生し小高区に居住している人、震災後に鹿島区又は原町区から転居した人の合計の人数が約800人である。なお、小高区への移住者は、平成29年度から令和5年度までの7年間の合計で140人である。※福島県統一で移住者の定義（5年以上居住する意思を持って転勤・進学以外の理由で転入した人）があり、市民課窓口での転入届の際にアンケートを実施し、移住者の定義に合致する人の人数を移住者数として捕捉している。また、小高区に住民票を持つ、いわゆる避難者の内訳は、市内741人、県内872人、県外828人（令和6年3月31日時点）である。

（注1）

令和5年度 南相馬市小高区への移住者の移住理由（令和5年4月～令和6年3月末までのデータ）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
転職	－	3	2	1	3	－	－	9
就職（新規）	－	2	－	2	2	1	1	8
起業	－	1	1	1	－	－	－	3
結婚	－	1	1	－	－	－	－	2
親族等の介護	－	－	－	－	－	－	－	－
親族との同居・近居（介護を除く）	－	1	2	－	1	1	2	7
子どもの教育	－	－	2	－	－	－	－	2
地域おこし協力隊	－	－	1	1	－	－	－	2
地方暮らしを求めて	－	－	－	－	－	－	－	0
新型コロナウイルスの影響	－	－	－	－	－	－	－	0
その他	－	－	1	－	－	1	－	2
不明	－	－	－	－	－	－	－	－
計	－	8	10	5	6	3	3	35

（注2）

体験プログラムを通して移住した人は1名。

事業化プログラムを通して移住した人は2名。

また、移住ではないが南相馬市に通っている、所謂2拠点の方が3名いる。

なお、令和5年度の移住者のうち、「よりみち」を経由した方は約60名である。

双葉屋旅館女将 小林友子様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年5月13日 20:00~21:00
場所	双葉屋旅館 2階
協力者	双葉屋旅館女将 小林友子様
調査内容	南相馬市における住民・事業者視点の課題について
参加者	(WSD学生) 阿部颯、天羽恒太郎、小原倫太郎、日下部礼貴、中濱早苗、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授、戸澤英典教授、高畑柊子准教授 (WSDチューター) 佐藤空飛 以上、11名

質疑応答

Q1. 移住に対する助成金があっても続けられない理由がたくさんあると伺ったが、具体的にどのような意味か。

A1. (事業再開の助成金に関し) 助成を受けたら5年間は事業を継続しなければならないので、その間に体調を崩す人も少なくない。また、60~80歳の人も多いため、5年後まで事業を継続させることが難しい。また、経営が黒字にならずに廃業する人もいた。

元々小高には、ほとんど全ての職種があった。病院にしても、内科・皮膚科・整形外科・歯科も4件あったが、全てなくなった時に補うだけの交通手段がない。また救急車もなかなか来ない。そのため、戻ってきたが1人でいても迷惑をかけてしまうと感じ、子どもの元へ帰ってしまうということが起きている。しかし、助成金は人にお金を出さず、あくまでも事業に出すことになっている。人に出さないから、利益を出してはいけないというおかしな規制がある。そのため、助成が終了した後に事業を継続できないので、制度として直さなければならない。

実際に旅館を修復する際にグループ助成金を申請したが、補助率は4分の3であった。事前着工ができなかった。また、照明をLEDに変更したところ、原状復帰のための助成であったため、認可が下りなかった。したがって、上乗せ分は自己負担した。

また、この場所で事業を再び展開したいと思っていても、採算が取れないとして、審査が通らない事例もあった。この旅館の場合は、原状復帰をした後、設備投資を行った。県とやり取りした際には、現地にすることはなく電話だけのやり取りのみであった。来てほしいと要請したものの来ことはなかった。それでも県の担当者に交渉しに出向いた。また、助成を受けたら、厳しいチェックを受けることになる。

小高には住居と店舗が同じ建物に併設されているものが多いにもかかわらず、助成金は事業所のみが対象となっており、両者含めての助成ができていないから、人が生活することが困難になっている。

避難指示解除前に行った片づけの際には、ゴミの持ち出しができず、解除されるまで敷地に山積み状態であった。修復工事を行っている際も、端にゴミが残っていた。ただ、飯館村のごみは協定によって燃やすことができていた。

Q2. 交通に関する困りごとには具体的にどのようなものがあるか。

A2. ジャンボタクシーはあるが、1時間に1本程度で本数も少なく、使いにくい。以前は「e-まちタクシー」というオンデマンドの交通機関があったが、廃止になってしまった。高齢者が目的地に行きたいときに移動できるように、循環バスを日常的に運行させてほしい。

Q3. 小高区には、新しい事業を始める人が多いという印象があるが、住民目線ではどのように感じているか。
また、新しい人が入ってくる中で守ってほしい価値観や要望等はあるか。

A3. 現在新しく小高に入ってくる人に対する支援を担っているのが、和田さんと地域おこし協力隊の制度であると認識している。助成金を用いて3年間事業を行った後も継続している人はクラウドファンディング等を行っていることが多い。住民にとっては、新しく事業を始める人たちが来てくれることは、次の世代に繋がるので、良いことだと思う。家を安く貸したり、提供したりと何かしらの形で応援をしたいと思う。しかし、小高に住むにしても、事業が成り立つ人もいれば、成り立たずに終わる人も一定数いる。その差には、地元との交流があると思う。コミュニケーションを取って地元の人を巻き込む必要がある。住民たちは新しい人たちが何をしているのかを知りたいので、知らせてほしい。理想だけで、やりたいことが明確でないと事業を継続していくことは難しい。継続できている人は、本人がしっかりと努力している。小高には人口のキャパシティがない。事業を成り立たせるためには、外から呼び込む力が不可欠になるのではないか。地元住民と外部の両輪をターゲットとした顧客の呼び込みが重要である。

もう一つは、「オンリーワン」であること。全員が同じことをしても負けてしまう。haccobaや乗馬等、小高にしかないものを目指す場所だと考えている。この取り組みで地元の人が魅力を再認識することもあるのではないかな。小さくてもよいから、横の繋がりを構築していく必要がある。

加えて、時間も必要である。現状の移住に係る住宅支援は1年間だけであり、十分ではない。少なくとも3～5年間は必要である。その点をずっと行政に訴えているが、変えられるはずなのに変えない状態が継続している。せっかく来てくれた人を受け入れられていない。入居した後に取り付けたクーラーを退去する際に撤去するよう求められた等、制度や条件が要因となって不便になっている。また、時間が迫っているときの対応が遅い。

Q4. 多くの困りごとが存在している中で、市に最優先でやってほしいことは何か。

A4. やはり足の便だと思う。小高には、町の中に住まないで、30分かけて戻ってきている人がいるので、足の便、買い物等の環境整備は必要である。また、ホームセンターだけでなく自分の薬を買うことができる場所が欲しい。大規模でなくても調剤薬局程度で良い。市は本来ならできるはずなのに、できない理由を並べている。できないではなく、やろうという姿勢を取ってほしい。

Q5. 足の課題や産業の復興等現状の小高には課題も山積しているようだ。どこがどうなれば誇れる場所になれるか。小高の復興のゴールはどこにあると捉えているか。

A5. 現状、徐々に自然や山菜や海の幸が豊富であったところが回復して、味わえることができるようになったことは一番嬉しく思う。復興のゴールというよりも、新しい再生 だと考える。浪江町のように全てを変えるのではなく、新しい人がやりたい事業を展開し、自分達が普通に生活できることが重要だと考える。元々、不便な場所ではあったが、地元で賄うものは賄うことはできていた。しかし、状況が変わり、これからは新しいもので何ができるのか、次の人たちに任せていきたい。強い気持ちを持って引き継いだ人たちが何をしたいのが一番重要だと思っている。空き地が多くなっている状況ではあるが、建物でなくても、生き生きとしている場所になるのが夢である。ソーラーパネルで埋めていくのではなく、自分たちができることで癒される場所にしたい。自分は小高を30年間離れ、両親の介護で戻り、旅館を開き、被災したが再開した。実際に戻った旅館は双葉屋旅館だけだが、遠くに行ってしまった人が泊まれる場所を提供できている。また、20キロ圏内の端にあるので、色々な人が集まれる場所にできる場所にしたい。何度でも来てもらえる場所でありたい。復興が何を意味するかは人それぞれ異なるが、私はこの旅館という自分の事業が成り立っていることが一番と考えている。

浮船の里理事長 久米静香様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年5月14日 9:30~10:30
場所	浮船の里
協力者	特定非営利活動法人 浮船の里 理事長 久米静香様
調査内容	住民の目線からの小高の復興の現状と、これからの小高について、お話を頂いたのち質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、天羽恒太朗、小原倫太郎、日下部礼貴、中濱早苗、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授、戸澤英典教授、高畑柊子准教授 (WSDチューター) 佐藤空飛 以上、11名

談話

地震と津波の後、2011年3月12日にアルミサッシ会社であった、現在浮船の里がある建物の片づけをしていた時、まさに広島原子力爆弾の写真で見たようなキノコ雲を見た。そこで夫に「あれは原子力発電所からだから逃げなければいけない」ということをいわれ、着の身着のまま避難することになった。

そこから、自宅と事務所のある小高区は原発から20km圏内ということで立ち入り禁止となった。それでも片づけのために自宅に帰ることができたときには、小高というまちがいったんゼロになってしまったことを実感し、何かが欲しいという欲はなくなった。そういう中で、避難指示が解除される前から、毎年3月になると、鯉幟を掲げていた。小高にも人はいる、生活があるということをしてできるだけ発信していきたくかった。

ようやく小高に帰ってきたあと、それでは復興しましょうというのが、まちづくりは机の上ではできない。行政の方々はデスクに向かって作業をするが、「まち」というのは人がいる所にできるもので、人と向き合わないともまちづくりにならない。行政には敷居があると感じる。行政にはぜひ、住民の目線まで降りてきてほしいと思っている。だから、私は人と人が集まって、草むしりでも何でもするところからやるのがよいと思う。

小高がいったんゼロになったのは確かだが、そこから1つ1つの積み重ねがあったことも確かである。そこで、税金を使ってまで新しい人を呼び込む必要はあるのかという疑問はある。移住してきた人たちは「小高のために」というが、本当に小高のためになりたいというのなら、税金を使うのではなく、税金を払えるようになってほしい。行政が大きな施設を作ったり、お金を出すからといって人を呼び込んだりする今の小高には違和感がある。新しいものを作るだけでなく、今あるものを大切にしてほしい。

例えば、田舎では車が必需品だが、駅前が始まったカーシェアリングは誰のためかわからない。そこまでどうやって移動し、どのように自宅に帰るのかを考えると、高齢者のためになっていない。それでも、官民合同チームに話を聞けば、「地域内で使ってもらうためのものである」という説明がなされる。もし外から来る人のためであったとしても、それほど頻繁に人が来るわけでもない中で、なぜそこにお金を使うのかという疑問が残る。

震災後すぐに小高に来てくれた人たちは、地元の人皆と一緒に何かをやろうという気概があったが、今新しく入っている人たちが何をしているかということは、普通に生活をしている私たちには届いていない。新しいモノが何かあるというよりも、人とのつながりを大切にしてほしい。そういったことはお金で解決する問題ではないので、もどかしい思いがある。若い人を呼ぶための施策ばかりではなく、今いる高齢者を元気に活用する施策はないのかとも思う。

普通に暮らせることがどれだけ幸せかということ、憎しみからは何も生まれないということだけは知っていてほしい。

質疑応答

Q1. 震災、そして原発事故という災害を経験したからこそ、お話にあった「欲がない」という価値観が生まれたと思うが、現在小高に帰還している一般の方々は、同じくそのような価値観であるのか。久米様の主観で構わないので伺いたい。

A1. 今、小高に住んでいる人は、小高が好きで住んでいる。自分で小高を選んで住んでいる。だから不満はないはずである。東京電力から、お金を出すから好きな所に住んでよいといわれて、それで小高を選んでいたので、不満はないはずだ。モノがないのは当たり前だと思って住んでいるから、私は欲がないということである。

Q2. 好きで選んでいるということだが、具体的に小高のここが好きということがあれば教えていただきたい。

A2. 自分の家の茶の間が好きだった。たまたま茶の間が壊れていなかったの、よく茶の間で寝ていた。帰還できない時には、色も音も何もなかったが、好きな場所だから怖くなかった。聞こえるのは、鳥の声、風の音、そういった自然のものだけだったのが、1つずつ、明かりが増えた、人の音がする、匂いがするということに喜びを感じていた。

(御手洗) 今のお話はすごく思いを感じるものだが、少しずつ変わっている今の小高への思い等はあるか。

思いはない。つまり、いったんゼロになっているため、そこから1つずつ積み上げたことで今があるという変わり方なので、何か思いがあるということはない。震災前と比べてはいけない。震災でいったんゼロになっているのだから、震災前に比べて劣るのは当たり前である。そうではなくて、ゼロから1つずつ積み重ねていることに喜びを感じているのである。1つひとつ増えていることが新しい普通という意味で、震災後の普通の生活を営んでいるのである。

(御手洗) やはり、かっこいい話である。

Q3. 今、新しく若者等が事業を始めたい等の理由で入ってきていると思うが、インタビュー等を見ると、小高が好きで移住したという人も多いようである。そういう人が地元コミットするために、何をすることを期待しているか。

A3. 何を期待しているかと聞かれるとよくわからない。ただ、そういった新しく来た人たちについても、あくまでメディアを通して見ているにすぎないので、そのメディアを作った人の考えを見ているとしかいえない。

(質問者から続けて) 震災後すぐに来た人たちは、利益は度外視で、小高が好きで来たという人たちだったのか。

本当に小高のためにと自腹を切って活動している人もいた。今は、助成金をもらってクラウドファンディングをしてという様子を見ていると、本当に起業したいのなら、もっと覚悟を持ってやってほしいと思ってしまう。皆さんに助けてもらって成り立つ事業というのは、どうなのかという思いがある。

(戸澤) ここの糸づくりというのは震災前からやっているのか。

震災後である。浮船の里は、もともとアルミサッシ会社の事務所であった所を綺麗にして、皆で集まって何かをしようということで始まったものである。そこで、もともと小高は養蚕で有名だったので、蚕を飼おうということになり、糸づくりが始まった。

1人1人があれをやりたいこれをやりたいといって、色々と取り組みをしたが、最後まで残っているのは自分だけである。責任を取るのは誰かとなったときに、創設者の1人である自分は最後までやるということとで今がある。

株式会社 小高ワーカーズベース 野口福太郎様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年5月14日 11:00~12:00
場所	小高パイオニアヴィレッジ
協力者	株式会社 小高ワーカーズベース コミュニティ マネージャー 野口福太郎様
調査内容	小高ワーカーズベースの取組みについて、講義を頂いたのち質疑応答
参加者	(WSD学生) 阿部颯、天羽恒太郎、小原倫太郎、日下部礼貴、中濱早苗、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授、戸澤英典教授、高畑柊子准教授 (WSDチューター) 佐藤空飛 以上、11名

質疑応答

Q1. 地域にとって馴染みのない新しい事業や産業を展開していく際に、地域住民を巻き込んでいくためにどのようなことを意識しているのか。

A1. 新しいことを始めたい若者とそれを受け入れられない地元住民という構図はよくある話であるが、小高区では前提条件が異なっている。帰還した住民の多くは本当に小高というまちが好きで、震災後の状況をどうかしたくて戻って来ている。そのためには、次世代の人々や新しく移住してきた人々にも頑張って貰わないといけないということが自明の理として地域で共有されているため、一般的な対立は起こりにくいと思っている。その前提のうえで意識していることは、「ここでこういう取組をすると、あなたたちにはこのようないいことがある、だからこういうものを一緒に作りましょう」という共通言語を作ることであると思っている。それを怠って、何か訳のわからないものを作られると、地域の人々はいいい気がしない。地域の人々ときちんと会話し事業の意味を翻訳しながら、新しく来た人には小高で起きていることの意味を適切に伝えていくという。コミュニケーションのための中間支援組織としての役割を感じている。また事業のコーディネイト機関として、事業を起こす個の最適化だけでなく地域の全体最適を考えていくことで共存共有を図っていくという点には気を付けている。

Q2. 小高区で事業を始めようとする方々にとっての不安要素はどのようなものか。その不安要素を解消するためにどのような取組をしているのか。

A2. 一番の不安要素は小高区で本当に事業が実現できるのかという不明確さだと思っている。原発事故により難しい状況になってしまっているフィールドであったり、商圈に関して、1万人いれば成り立つビジネスモデルも3,800人では難しかったりというようなこともある。こうした状況の中で事業を起こしていくには、民間の役割と行政の役割とを切り分けるのではなく二人三脚で取り組んでいるというのが現状。起業には経済的なリスクテイクもあるが、それに対しては起業型地域おこし協力隊制度の活用が一つの手であると思っている。真っ当に活動していれば少なくとも3年は生活が保証される。その分より尖った商品やサービスを作ることには挑戦することができ、それが形になれば市場における競争力の源泉になると思っている。何よりコミュニティを大切にしている。起業したいという思いを吐き出せる場は中々ない。マイノリティである起業家仲間が周りにいることで、互いに理解を示したり応援しあえたりという協力関係があることは大きいと思う。

Q3. 小高ワークスペースでは完全民間で運営しているとのことだが、財政上の困難はないのか。

A3. 行政から受託している事業として、起業型地域おこし協力隊の運営及び市街地のスペースの運営を行っている。それを最低限の収益のベースにしながら小高パイオニアヴィレッジやアトリエiriser、その他にも外部からの委託を受け入れる等の民間事業を行っている。これらが大枠としているが、やはり完全民間だと難しいところもある。業務形態的に中間支援であるため利益が出にくい構造であるが、そこで委託事業も活用することで会社として成り立たせている。コワーキングも儲からない業態として代表的であるが、宿泊の業態を複合していることで外貨を得られている。コワーキングとして場を開くことによって、この先地域で生まれ得るものを狙いにしているビジネスであるため、そこで上手くバランスをとっている。

相双フィルムコミッション代表理事 根本李安奈様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年5月14日 13:00～13:50
場所	浮舟文化会館研修室1・2
協力者	相双フィルムコミッション代表理事 根本李安奈様
調査内容	小高で、芸術活動による地域の魅力発信を支えながら、映像作品の現地のロケーション情報の提供、現地宿泊施設や飲食店の紹介等を中心に、撮影時の許可申請や現地スタッフの手配等のコーディネーター業務等を行う相双フィルムコミッションの取り組みについてお話を頂いたのち、質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、天羽恒太郎、小原倫太郎、日下部礼貴、中濱早苗、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授、戸澤英典教授、高畑柊子准教授 (WSDチューター) 佐藤空飛 以上、11名

質疑応答

Q1. 相双フィルムコミッションの活動について、国の方でも南相馬で芸術活動・映像活動による地域振興をしようという方針であるが、実際に活動をしている根本様から見た映像活動による振興の課題は何か。

A1. 経済産業省では一昨年、「福島芸術文化推進室」という室が立ち上り、その時からサポートを頂き始めた。

ただ、それよりも前から葛尾村や相双地域で活動している団体があった。例えば、marutt株式会社というデザイン事務所では、地域でアートのイベントを開けるようにしていた。世界的にもアートによる地域振興の動きがある中で、その動きを活発化させる、という経済産業省のサポートが始まった中で、地域に残る活動と残らない活動があることや、地域にきたアーティストが地域に何ももたらさないままいなくなってしまうということもあるので、事業を継続させるという点で、課題があると考えている。

取り組みのエリアが広いので、コンセプトが抽象化しやすいということも課題である。「芸術の可能性」や「映像の可能性」では、地域の魅力を伝えるという点で不満足である。

昔は小高にも小さな劇場があって、住民が生きていくうえでエンタメは必要なものであったはずと考えている。したがって、エンタメの振興の必要性はあると考えており、今は個人でエンタメを消費することもできるが、共同視聴の体験には特別なものがあると思うので、取り組みを続けたい。

(質問者から続けて) 良い活動を生むために、失敗事例(根本様のコメントの「地域に残る活動と残らない活動があることや、地域にきたアーティストが地域に何ももたらさないままいなくなってしまうということ」)が生まれてしまうのはある程度仕方がないことか。

仕方がないという考え方もありつつ、そのような失敗がうわさで広まってしまうことは避けたいと考えている。難しい部分もあるが、地域の中の人がかうしたいということをしっかり伝えていくことで、失敗事例を減らしていくことはできるはずなので、そこに力を入れたいと思っている。

(御手洗) 取り組みの具体例があったとのことだが、小高では何かあったのか。

小高で言うと、「群青小高」というアーティストインレジデンスがあったり、西山里佳さんがいたり、同慶寺での演劇等があったりする。仲間内だけで楽しんでいる人もいれば、もう少しハイコンテキストに

活動をしようという人もいる。各々が自分のやりたいことをやるという中で、全体として「お客さんは誰か」ということを忘れないようにしたい。

小高で様々な取り組みが行われている中で、まとめて語るのは難しいと思う。

(御手洗) 次にどうしていきべきか等について考えることはまだ難しいか。

南相馬に訪れうる仙台等の商圏の人に認知されていないので、そこへ伝えていくというのが今後やるべきことだと考えている。つまり、都市圏の人からの評価を得ること、地域のことを知ってもらうことということで、人を呼び込み、経済を回したり交流を生んだりしたい。

Q2. イベント事業をするにあたって参考にした事例等があれば教えていただきたい。

A2. 他の自治体の事例を参考にしたというよりは、地域の中で面白い取り組み、先進的な取り組みをしている人々を参考にしている。新潟や香川の取り組みを視察したことはあるが、規模が違うので再現できるものではなく、参考にしたということではない。大きい取り組みをするよりも、小さな取り組みを積み上げていくということである。そのような点で、ワーカーズベースの和田さんから紹介を頂いた、アメリカのポートランドについては、街の魅力を作るという部分で参考にしている部分がある。

Q3. 地域のつながりを取り戻すという点について、効果の実感があれば教えていただきたい。

A3. 昔のお祭り等は、集落等の地縁的なものであったが、今では車社会になり生活圏が広がった。したがって、昔に比べれば半径が広がったコミュニティの中で、イベント等を通じてつながりを生むような効果はあったと思っている。イベントの効果という点では、20~50人規模のイベントであれば交流しやすいと思うので、その程度の規模のイベントを開催していきたい。

(質問者から続けて) 狭い範囲での取り組みはあるか。

狭い範囲というよりは、広い範囲から人が来てほしいという気持ちでいる。

前小高区行政区長連合会会長 林勝典様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年5月14日 15:00～15:50
場所	浮舟文化会館研修室1・2
協力者	前小高区行政区長連合会会長 林勝典様
調査内容	小高のこれまでと課題についてお話を頂いたのち質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、天羽恒太郎、小原倫太郎、日下部礼貴、中濱早苗、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授、戸澤英典教授、高畑柊子准教授 (WSDチューター) 佐藤空飛 以上11名

質疑応答

Q1. 小高区では住民の足、交通手段についてのどのような困りごとがあるか伺いたい。

A1. 小高を一日中、巡回しているバスが欲しい。双葉、浪江、原町をまわるバスはあるのに、なぜ、小高区内を巡回するバスを走らせられないのかと思う。小高は南相馬市だが、原発事故の度合いは、浪江町の状況と類似している。もう少しサポートがあってもよいと思う。

また、例えば10人が1か月5,000円位の会費で車1台を自由に使用できるようことができるとよい。

千葉県では、元気な運転できる高齢者にタクシー代わりのような運転をお願いしていると聞いている。乗車した人はチケットを運転手に渡し、運転者は受け取ったチケットを市役所で現金に換えてもらえるというものである。このような、白タクのようなものが小高でもできたらと思う。

カーシェアリングが駅前に1台あるが、スマホを利用しての登録や車のロック解除等があり、高齢者ではなかなか使いこなせない。カーシェアリングがあっても駅までどうやって行くのか、玄関先から行きたい場所までドアtoドアでないと高齢者には厳しい。

Q2. 小高に新しく入ってきた人の印象と、林さんの思うこれからの小高の発展のために大事にしたいことを伺いたい。

A2. 新しく入ってきた人は、自分たちでは考えもしなかった新しい考えの人が多い。例えば冷凍パンの販売や寝室以外には戸をつけない開放的なリフォームの仕方、25万円位するオーダーメイドの靴の制作等。haccobaさんは、小高駅の事業をJRから委託されてやっていたりする。新しい目線をもっていて、小高の文化を知り小高に溶け込んでいる人が多いという印象を持っている。これからの小高の発展のためには、そのような、新しい目線、新しい考えを大事にしたいと思う。

haccoba -Craft Sake Brewery- 代表取締役CEO 佐藤太亮様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年5月14日 16:00～16:50
場所	浮舟文化会館研修室1・2
協力者	haccoba -Craft Sake Brewery- 代表取締役CEO 佐藤太亮様
調査内容	小高に移住し、どぶろく文化の再興をテーマに「クラフトサケ」を製造しているhaccobaの取り組みについてお話を頂いたのち、質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、天羽恒太郎、小原倫太郎、日下部礼貴、中濱早苗、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授、戸澤英典教授、高畑柊子准教授 (WSDチューター) 佐藤空飛 以上、11名

質疑応答

Q1. 事業者目線での小高について、小高に移住した佐藤様が考える小高の特徴・強みを教えていただきたい。

A1. メリット等を度外視すれば、東京や仙台で事業をするより、起業家としての欲求を満たされる土地であると考えている。起業して自分で事業をやるといとき、稼ぎたいということももちろんあると思うが、個人的には、新しい価値観を広めたい、今までなかったがこうあるべきだと思うことを広めたい、世界を変えるプロダクトを世の中に出していきたい、という気持ちで事業をやっている人が多いと思う。小高では人口が1回ゼロになっているので、過去からつないでいくものもありながら、ゼロから文化を作り上げていくという「ワクワク感」があるのは、起業家にとって魅力であり強みになると思う。自分たちは浪江でも事業をやっているが、避難指示解除が早かった小高では、インフラ等が整うのが割と早く、今は文化的な豊かさを追求する事業をやる人が出てきている。その中で、小高ですごく特徴的なのは、小高ワーカースペースの和田さんや双葉屋旅館の小林さんのように、パイオニアの精神を持っている人がもともといるということだと思う。特に和田さんは行政や地元の方々との間をうまく取り持ってくれるので、移住をしてくる人にとって非常にありがたい存在である。和田さんのような方がいるおかげで、起業家は自分たちのやりたいことをある程度自由にできるというメリットがある。

Q2. 酒造の新規参入では、ワインやクラフトビールが有名ですが、クラフトサケにした理由やきっかけは何か。

A2. そもそも日本酒が作りたかったという思いがある。まちおこしのために酒蔵をやりたいとかワイナリーをやりたいということではなく、日本酒を作りたいという思いがあって、酒蔵を作るということで場所を探しているときに、小高を見つけた。つまり、ワインやビールという考えはなかった。そのうえで、日本酒の新規参入には免許が新規で認められた事例がないというハードルがあったので、日本酒とは違いかたちで酒蔵を始めようということになった。自分たちが起業した時期は、日本酒関連のスタートアップが増えてきた時期で、haccobaはクラフトサケを作り始めた3番目の酒蔵である。もともとは2018年に東京で2つの酒蔵がスタートしていて、その酒蔵が、「その他の醸造酒」という免許でどぶろくに似たクラフトサケをつくるという、日本酒の免許のいわば抜け道を見つけていたので、自分たちでもクラフトサケを作ろうということを決めた。

政策的な面で言うと、2019年から内閣府が構造改革特区という形で「日本酒特区」という取り組みを始めようとしていて、日本酒の免許の規制緩和をしようという動きはある。もともと、日本酒（清酒）の免

許の規制は酒税関係が主な理由となっていたが、現代では税収の構造も異なり、また、技術的進歩によって粗悪品が出回るリスクもほとんどないので、規制緩和の動きが始まっている。haccobaを含め、クラブトサケ協会を作ったのは、これらの動きを含めてロビイングをしようということも1つの目的である。数年以内に日本酒の醸造ができるようになればよいと思っているし、そのことが南相馬市の産業振興につながることを願っている。

Q3. 事業展開をしていくうえで、課題や問題意識があれば教えていただきたい。

A3. haccobaは、現在、製品の販売については、製造した分はほとんどすぐに在庫がなくなっている。このことは、買ってくださる方が多いと捉えられる反面、そもそもの製造数が少ないということもある。その1番大きな要因は、人材がいらないということである。浪江の醸造所も製造数を増やす目的があって、小高より大きいキャパシティで作ったが、そこで酒を造る人材が確保できていないのでフル稼働とはなっていない。そこがボトルネックとなっていて、製造量をもっと増やさないといけないが、人材を増やそうと採用人数を増やすと、採用者への醸造に関する教育に手を取られ、製品の質低下につながる恐れもある。したがって、働きたいという人がいるが、多く採用することもできず、製造数を増やすのに時間がかかっていることが課題である。

流通については、今はアジアの国に展開していくことが目標であるが、今のところ大きな課題は生まれていない。

Q4. アジア展開について、風評被害等はあるのか。

A4. そもそも輸出規制がかかっている国があるが、1企業が解決できるものではないので、気にしていない。そうではない国に輸出するときにも、個人レベルでは風評被害があるのではないかと思うが、企業として風評被害を感じることはできていない。購入してくれる人は、不安等を乗り越えている、あるいはそもそも不安を感じていない人はずなので、風評被害を感じる機会自体がない。今、輸出をしているのが、タイ、シンガポール、香港だが、輸出業者等から放射線について言われることもない。

Q5. 小高駅でパブリックマーケット等の取り組みをしているときいている、駅前通りの小高の復興に影響を与えていると考えているか。また、当該通りの今後のあるべき姿等について考えがあれば教えて頂きたい。

A5. 移住してきたのは2019年だが、当時より人は増えてきたと思っている。当時は日中でも人が全くおらず、怖さを感じることもあったが、今は営業している店舗も増えてきて、良い雰囲気も見られるようになった。

正直な気持ちを話せば、ここから人口が急激に増えるということは期待できず、もっと言えば、人口の急増はなくてもよいと思っている。どちらかという、駅前通りは、今いる人が豊かな生活を送るというところに貢献できればよいと思っている。

そのうえで、今やりたいと思っているのが、駅だけで使える高校生用の通貨を作ることである。現在、haccobaとは別で、電力の小売り事業をしているが、その利益を地域貢献に使うということで、まだ利益は手つかずのままである。その利益を高校生に還元するというので、チケット的なもの（高校生用の通貨）を使って支払い、その差額は電力の小売り事業の利益から支払われるという仕組みを作ろうと模索している。法的なハードル等もあると考えられるので、他の店でも使えるようにするにはもう少し時間が必要かもしれない。それでも、高校生がコンビニではなくて、地域の店を利用するようにするためには、コンビニ価格で地域の良いものを買えるようになることが必要だと思うので、取り組んでいきたい。もし、駅でうまくいけば、駅前通りでの活用も見えてくると思うので、高校生を小高の焦点に呼び込むためにもやりたいこととして考えている。

Q6. クラフトサケというのは珍しい産業だと思うが、地元の方々の反応はどうだったか。

A6. 最初の段階では、おそらくピンと来てはいなかったと思う。当時は他の事例もそれほど有名ではなく、日本酒だけど日本酒ではないものを作るというのは理解しにくかったと思う。ただし、おいしいお酒を造るにはきれいな水が必要なはずだとか、おいしい米を作っている農家の人も必要だとか、新しく何かを始めようとする人を応援する雰囲気はあった。それに大きく貢献したのが、地元の人とのつながりであり、そのきっかけを作ってくれたのはワーカーズベースの和田さんである。和田さんが移住してきた当初に隣組への参加を勧めてくれたり、早い段階で隣組の組長になる機会があったことで回覧板を回すとき等に地域の人との顔合わせができたりと、コミュニティにコミットできていたことは大きかったと思う。だからこそ、前向きなサポートを得ることができた。

(御手洗) 先にそういうコミュニティに入っていけたというのは大きかったのではないか。

(佐藤様) そうである。アパート等では、相当のことがない限り隣組に入ろうということはないと思うが、自分たちが住み始めたのは一軒家であり、和田さんが勧めてくれたこともあったので入ることができた。そのことは非常に重要だったと思う。

(御手洗) 最初から大事だと思っていたというよりは、後から考えると大事だったということだろう。

復興庁福島復興局長 荒井崇様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年5月21日 16:20～18:30
場所	東北大学片平キャンパス エクステンション教育研究棟4階401
協力者	復興庁 福島復興局長 荒井崇様
調査内容	東日本大震災からの復興の状況と取り組みについて、講義を頂いたのち質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、天羽恒太朗、石田晋、小原倫太郎、日下部礼貴、中濱早苗、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授、戸澤英典教授、高畑柊子准教授 (WSDチューター) 佐藤空飛 以上、11名

質疑応答

Q1. 空地・空き家の利活用について、最近、南相馬市では空地・空き家の利活用の取り組みを始めている。ただ、南相馬市へのヒアリングによれば、利活用意思のない所有者に対しては打つ手がないのが現状だという。利活用意思のない所有者に、本当に打つ手はないのか。国の方針として空地・空き家の利活用を押し進めていきたいのか。

A1. 南相馬市の空地・空き家政策は、当然、小高区に限らず、鹿島区・原町区にもかかわる者だと思う。そうすると、復興というよりは、市全体の施策としてということになるだろう。さらに言えば、日本全国で空き家が増えている中、復興政策というよりは空地・空き家政策となるのが自然。そうなると復興庁の施策とはならないだろうが、あえて復興庁という立場から考えれば、移住したい人が住む家がないという現状があるため、そこで空き家を活用できるとよいと思う。空き家を改修して移住するという場合には、復興庁から費用を援助する仕組みもあるので、そういうかたちが増えるといい。移住したいという人の住む家がないので、移住者のために使えればよいという考えはある。

また、空き家について、もう1つ原発被災地で問題となっているのは、10年以上手つかずになっているため、荒れたまま動物の住処になっていることがある。それで周りの家に迷惑をかけるということもある。空き家を放置すると、動物が増える、台風で屋根瓦が飛ぶ等、問題点は多く、そのように危険な空き家がある地域だと、空き家が帰還や移住の障壁になることもある。市町村等からは、そういった事情から、帰還困難区域の空き家をどうすればよいかという方針を決めてほしいという声を頂いている。しかし、所有者のこともあるため難しい。程度がはなはだしい場合には、空家等対策基本法があるので、そちらでの対応ということになると思う。

(御手洗) なかなか難しい問題である。まず、一般的な空き家問題と、原子力災害被災地における空き家と問題という切り口、空き家の供給と需要という切り口がある。また、空地・空き家自体が問題なのか、あるいは空地・空き家を何かを解決する手段として用いるのかという切り口もある。様々な視点があると思うが、空地・空き家自体が問題になることは一般的には少ないと思うが、原子力災害と被災地特有の問題で言うと、帰還困難区域の放置せざるを得ない空き家の問題がある。一方、荒井局長のお話は、移住者の住まいがないという問題を解決する手段としての空き家なので、空地・空き家自体が本当に問題なのかは再考する必要がある。

Q2. 移住定住の促進について、公営住宅に所得制限があるのはなぜか。

A2. 問いの答えとしては、「公営住宅法23条⁴⁷⁶（入居者資格）に定めがあるから」ということになる。家賃についても、同法16条⁴⁷⁷（家賃の決定）に定めがあり、収入等に応じて政令の定める事業主体が決定することになっている。当然、所得の低い人は家賃が低くなるような仕組みである。住宅は私有財産であり、個人が自分で調達するというのが原則である。しかし、所得が低い人に関しては、なかなか自分で調達するのは難しいと考えられるため、社会保障の1つとして行政が用意する公営住宅がある。それでこの定めがあるということである。

その他、再生賃貸住宅⁴⁷⁸という制度もあって、そちらは一般の公営住宅よりも高い所得の人も住むことができるようになっている。

（御手洗）再生賃貸住宅は所得制限があるのか？

所得制限額が高いことは確か⁴⁷⁹である。

（御手洗）第1で、そもそも公営住宅は弱者救済という目的の事業であり、生活に困窮する人に供給するもので所得制限がある。なお、国が直接供給するのではなく、自治体が供給するものである。第2に災害公営住宅がある。これは、被災者向けの公営住宅を供給する、あるいは公営住宅で空いていると

⁴⁷⁶ 公営住宅法 第23条（入居者資格）

公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 その者の収入がイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額を参酌して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

二 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

⁴⁷⁷ 公営住宅法 第16条（家賃の決定）

① 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に依り、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による報告の請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

②～⑤項略

⑥ 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

⁴⁷⁸ 福島再生賃貸住宅は、住民の帰還と新規移転者の移転を促進し、地域の再生を活性化させるために国の福島再生加速化交付金を活用して町が整備・供給する公的賃貸住宅。制度のあらましは後の御手洗発言参照。

⁴⁷⁹ 所得要件：世帯全体の政令月収（（所得金額－控除額）÷12）が487,000円以下であること。（武井瀬奈、川崎興太、西田奈保子「避難指示・解除区域市町村における福島再生賃貸住宅の供給実態と入居者の生活実態に関する研究」『都市計画報告書』公益社団法人日本都市計画学会，No.21，2023年2月，参照）

ころに被災者に入ってもらおうというもの。これは、被災者という要件で所得制限がなくなるというもの。ただし、永続的というわけにもいかず、中長期的視点で収入に応じて家賃をあげていくという仕組みになっている。第3に、再生賃貸住宅という、被災者という縛りなく帰還者・移住者が入居可能な公営の住宅がある。最後に、用途廃止という仕組みがあって、建設後一定の期間の経過後に、公営住宅が余っている、他の住宅困窮者がいないということを前提に、公営住宅としての用途を廃止し、お試し住宅等として活用することもある。

用途廃止については、民間（居住者）へ払い下げということもある。

Q3. 農林水産業の再生について、補助金や交付金等伴走支援も充実している印象を受けた。事業再開ないスタートにあたっての支援は手厚いと思う一方、事業という観点で言うと、競争力・体力はつくのかという点で疑問がある。事業継続に向けた支援があれば教えていただきたい。

A3. 事業を始めても継続できないということになれば、それは大きな問題になると思う。ただ、実態は事業によってさまざまで、農林水産業ではないが、福島県浜通りで起業するとなると、補助金・交付金に加え税制優遇もあるのでイニシャルコストの面で非常に有利である。そこで、土地を買う、施設を作るという点で安価で済むと、減価償却という観点から事業継続にプラスの影響があるだろう。ただ、税金の免除等を永続的に行うということは、復興政策をいつまでやるかという議論と絡むので難しい。税金の免除等がなくなったから事業継続が難しいとなることは避けなければならない。したがって、官民合同チームは、個々の事情に応じたうえで、税制優遇等がなくなっても継続できるような事業計画を作るよう働きかけている。実際のところは、事業の運営補助という制度はほとんどないが、官民合同チームにいる税理士や会計士が指導をするということがある。

農林水産業に話を戻すと、全国的な傾向として、自治体等の補助があるということが前提の仕組みになっている。例えば、浜通りはで人手がかからず高価値の作物に転換してく必要があり、玉ねぎは比較的高齢者でも育てやすい作物であるため、国が玉ねぎの集荷施設を作るという事例もある。こういう事例は被災地に限った話ではなく、農林水産業の競争力が浜通りだけ落ちてしまうということは考えにくいかなと思う。

（御手洗）農林水産について、災害で被害を受けた分に関して、それを元に戻すというところについては、国の補助金等で対応する必要がある。しかし、事業のランニングについては、他の事業者との競争という中でどこまで税金で支援するのかという疑問は残る。また、ランニングによる終わりのない支出により他の経費を圧迫することによる行政の阻害等、考えるべきところがある。被災12市町村では、元に戻したとしても、そのまま営農再開につながることは考えにくいので、大規模化支援やスマート農業の導入支援といった、Build Back Betterという観点が必要になることもあろう。そこで、Build Back Betterと競争の阻害（公平性）や支出の増加による行政の阻害のせめぎあい是要考慮事項である。

Q4. 廃炉作業に伴う燃料デブリの除去や、中間貯蔵施設の除去土壌について、最終処分についての議論がなされているなか、県外処分の迅速な遂行についてどう考えているか。

A4. 燃料デブリと中間貯蔵施設の除去土壌は別で考えなくてはいけない。

まず、中間貯蔵施設の除去土壌については、法律で県外処分が明記されている⁴⁸⁰ので、国として必ずやらなくてはならない。しかし、約1,400万m³という除去土壌の容積を考えたときに、すべてを県外へ運搬するのは難しいので、利活用できるものをするということで、道路用の土壌に使うとか農地に使うということを進めて、減容化に努めている。利活用の可能性がある土壌については、その使用方法の研究からしっかりと取り組む必要があるだろう。

燃料デブリの方は非常に難しく、とりあえず福島第一原発所内に保管することは決まっているが、その後どうするかは決まっていない。燃料デブリの量は800トンと推定されているが、それが正確な数値化も分からず、何が含まれているかも完全にわかっているわけでもないので、不確定要素が多すぎではっきりとしたことは申し上げられない。福島県民の方は、放射線量の高いものが福島に存在し続けることに抵抗があるのが当たり前だろうとも思うので、その点も踏まえて議論を重ねたい。

Q5. 福島復興局は、岩手復興局、宮城復興局と比べると人員数が多いようだが、その理由は何か。

A5. 業務量の多さが理由。被災12市町村それぞれに対応する必要があることや、福島の被災者の特徴である震災関連死の多さ、避難生活の長期化に関連して、被災者の心のケアに対応するスタッフが多くいることもある。それに加えて、震災後、自治体職員の多くが辞職してしまったので派遣しているという事情もある。

(御手洗) 震災から長期間が経過する中で、宮城・岩手の復興は折り返し地点を過ぎており、体制が大きく縮小されていたという面も大きい。

Q6. 復興政策について、今進めている政策は空間の復興という観点で、帰還したい人・移住したい人に向けた環境整備ということが進められている。一方で、人の復興という観点から、官民合同チームの個別訪問といった取り組みがあると思うが、人の復興のための施策が他にあれば教えていただきたい。

A6. 今はどちらかと言うと被災地の生活環境の整備が政策のメインとなっているが、避難先で生活を固めた人へどう支援するかということは非常に大きな課題である。そこに対しては、避難先で行政サービスを円滑に

⁴⁸⁰ 法律の条文に直接明記されるのではなく、法7条に定められる気温方針及び環境省令に定めがある。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 第7条

① 環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、最新の科学的知見に基づき、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

② 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向
- 二 事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定に関する基本的事項
- 三 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項
- 四 土壌等の除染等の措置に関する基本的事項
- 五 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項
- 六 その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項

③項以下略

受けられる制度がある。通常、転居した場合には住民基本台帳法⁴⁸¹に基づく届け出をしなくてはならない。それがなければ、行政サービスを転居先の自治体で受けられないということになるが、被災12市町村については、住民票を移さずとも、避難先で行政サービスを受けられるようになっている。そういった意味では不自由がないようにしている。

一方、避難先で、コミュニティも崩壊し、住環境も一変した方は、心身を病んでしまう等といった方もいると思う。そういった方の心身のケアについては、保健師がいわき市等の避難先へ行って訪問するということをやっているが、十分ではないのが現実。保健師の人手不足というのがその大きな要因である。人の心の問題、特に高齢者の方の孤立は大きな課題であろう。

最近では、この課題を解決しようということで、いわき市等の避難先と双葉町、大熊町等の避難元の社会福祉協議会が連携して取り組んでいる。しばらく心のケアの問題は続いていくだろうと考えられる。

(御手洗) 説明スライドの47頁の真ん中にある「地域コミュニティの維持」が避難者向けの事業。49頁のスライドが、心のケアのための事業である。

時間の都合で詳細な説明を省略したが、復興庁のホームページにも詳しい説明があるのでぜひ読んでいただきたい。

Q7. 再生可能エネルギーについて、福島県庁へのヒアリングで再生可能エネルギーはさまざまなものを合わせるのがよいという話だったが、現地視察では、太陽光パネルの多さに圧倒された。国としては、どのようなエネルギーを活用するのがよいと考えているか。

A7. 再生エネルギー施策には直接かかわっているわけではないので、少々申し上げにくいところもあるが、F-R EIの方で、再生可能エネルギーに関する議論も行われるだろう。太陽光パネルに関しては、南相馬市の方でも、規制が必要だということで取り組みがなされているようである。それでは、他のエネルギー資源は何があるかと考えると、水素エネルギーの活用は1つ可能性があるだろう。ただし、水素をどのように作るのか等問題は存在している。浪江町にFH2Rという施設があり、そこは太陽光を使って水素を作っている。そのような、先進的取り組みもある中で、水素をどう作るのかということを考えるべきだろう。福島は水素への取り組みの先進地でもあるが、単価の問題で普及とまではいっていない。

風力発電も考えられる。南相馬市にも風力発電があるが、阿武隈山地だと山の上に風力発電施設を多く作っているようである。ただし、風力発電は音の問題と発電量の不安定性の問題があるので、どううまくミックスするのは難しい問題だろう。復興庁がらみでは、木質バイオマスがある。補助金で飯舘村にバイオマス発電施設を作った⁴⁸²ので、見学しに行ってもよいかもしれない。

(質問者から続けて) 県の施策と産業振興を合わせられるのではないかと感じた。

その通りだと思う。

(御手洗) 再生可能エネルギー施策と復興がどこまで重なるかは考えるべきであろう。

⁴⁸¹ 住民基本台帳法 第3条 (市長村長等の責務)

③ 住民は、常に、住民としての地位の変更に係る届出を正確に行うように努めなければならない。虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。

①、②項及び④項略

⁴⁸² 飯舘みらい発電所→HP：<http://www.iitate-bp.co.jp/business.html>

福島ロボットテストフィールド様ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年5月28日 13:00～14:30
場所	福島ロボットテストフィールド 2階 ライブラリーラウンジ
協力者	(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構 福島ロボットテストフィールド事業部連携課長 田中崇大様
調査内容	福島イノベーション・コースト構想の主要6プロジェクトの1つである、ロボット・ドローンの開発・実証実験拠点として、施設供用、人材育成を行う福島ロボットテストフィールドの取り組みについてお話を頂き、施設見学をしたのち質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、天羽恒太郎、小原倫太郎、日下部礼貴、中濱早苗、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授 (WSDチューター) 佐藤空飛 (その他) 東北大学 未来科学技術共同研究センター 開発企画部副センター長 岩瀬恵一特任教授 東北大学 未来科学技術共同研究センター 開発企画部 佐藤和男特任教授 以上、11名

質疑応答

Q1. 見学を通して、様々な施設が設置されていることが理解できたが、施設の稼働率はどれくらいか。また、どの程度の期間で利用する企業が多いのか。

A1. 施設の稼働率については、施設ごとに異なっている。最も稼働率が高い施設は、ドローン関係のもので、7～8割である。一方、稼働率が低い施設は1～2割程度となっている。全体の稼働率は3～5割であると認識している。利用する際の期間については、1日単位で利用する企業も、1か月かけて実験を続ける企業もあるが、1週間程度で利用する企業が多い。屋外であると、天候に左右されるような実験等を行う企業も多い。そのため、予備日として長めに利用する企業が多い。

(質問者から続けて) 稼働率が7～8割というのはどの施設か。

無人航空機エリアの南相馬滑走路である。広いフィールドで飛行実験ができるということで、現在はドローン関係の企業の利用がメインとなっている。

Q2. 南相馬市では、ロボット産業協議会等、ロボット関連企業の連携が活発だと伺っているが、そういった地域の企業はロボットテストフィールドを利用しているか。

A2. ロボットテストフィールドを利用する企業の4割が福島県内、4～5割が関東、残りがその他となっている。この割合を見れば、福島という意味での地元企業に多く利用していただいている状況である。特に、地元になくいた企業より、福島に進出してきた企業の利用が多いようである。

Q3. 多くの企業が利用していることが分かったが、ロボットテストフィールド側から、企業に利用してほしいという提案をすることはあるのか。

A3. 展示会等で広く企業に広報をすることはあるが、特定の企業に対して働きかけやお願いをすることはない。

Q4. 浜通りのこどもたち、特に小中学生等への教育での利用はどれくらいあるのか。

A4. 浜通りの小中学校のうち、約半分は校外学習でロボットテストフィールドを見学していると思う。小高産業技術高校の生徒も毎年見学に来ている。

先ほどの案内でも話に上がった、ワールドロボットサミット（WRS）は、地元の人に取り組みを見せるという点で、教育でも重要な役割を果たしているのではないか。（岩瀬⁴⁸³）WRSについては、2025年に開催予定である。今年はプレ大会があると記憶している。今年の秋ごろにプレ大会があるが、そこで人材育成関連の取組みを実施する予定である。

（御手洗）地元チームのWRSへの参加もあったと記憶しているが。

前回大会には出場している。今年のプレ大会に地元チームが参加するかどうかは未定である。プレ大会の開催自体は急遽決まったので、どうなるのかは分からない。

（御手洗）いずれにせよ、そういった大会の開催等も、地元の人にロボットテストフィールドを知ってもらい機会となるだろう。ゆえに、そのようなイベントを人材育成等でも活用できれば一番よいということか。

人材育成関連については、ロボットテストフィールド主催のイベントもある。県主催で「Out of KidZania」という小学生・幼稚園児向けのイベントもある。最近では、小型ロケットの打ち上げの大会が行われ、高校生が参加する等、教育・人材育成にも貢献するイベントが開催されている。

Q5. ロボットテストフィールドを利用する企業等から、施設・設備等に関する要望は何か届いているか。

A5. 様々な意見が届いているが、予算の都合ですべてを叶えられるわけではないという前提はご理解いただきたい。よく届く意見は、ドローンを飛ばせるフィールドを広げてほしいというものである。現在の500m×20mの滑走路と150m×80mの飛行場では狭く、2km四方程度の広さが欲しいという声があるが、なかなか実現は難しいと考えている。ただし、北側の農地について、ロボットテストフィールドの方で地元の方の方との調整を行って、より広くドローンの飛行ができる日程を用意している。

また、会津大学では「月火星箱庭構想」を策定しており、RTFに月面の不整地を再現した環境を構築する計画がある。

（質問者から続けて）ドローンを飛行させるのは、やはりフィールド内でないと難しいか。

フィールドの外も飛行させることはできるが、フィールドの中よりも制限が厳しいことは確かである。どうしても、フィールドの外は農地なので、農家の方の作業が優先される。自由に広く飛行させることができるフィールドが欲しいという声が多いと感じている。

（御手洗）農地だと飛ばしにくいということか。

田植えの時期や収穫の時期と重なると、調整が難しい。そのための時間が必要なので、ある程度前もって実験の計画を伝えてもらう必要があるうえ、ドローンは航空法上、人が下にいる状態で飛行させることができないので、年間を通じて自由に飛行させるという観点からすると、ハードルはあるだろう。

（御手洗）お金の問題もあるのか。

⁴⁸³ 東北大学 未来科学技術共同研究センター 開発企画部副センター長 岩瀬恵一 特任教授

ない。お金を払っているわけではない。地上での活動がある中で、単純に理解をしてもらうということ、何時から何時まで飛行させるのかということでの調整が必要という意味。

(御手洗) 海までは遠いのか。

海まではそれほど距離もないので、ドローンを飛行させるために使う人も少なくない。ただし、ドローンを飛行させるときに、線で飛ばすのか面で飛ばすのかという需要ないし機体によって飛行距離が違うという問題にもよるうえ、海であると落下した時の回収が難しいので、できるだけ内地で自由に飛行させたいというのが本音だろう。

(御手洗) 浪江滑走路と南相馬滑走路の間を飛行することもあるのか。

飛行自体は可能だが実績はない。浪江滑走路から海へ飛行させて、浪江滑走路に戻るという使い方をすることが多い。

Q6. 海外の企業がロボットテストフィールドを利用することはあるか。

A6. 問い合わせは多く頂いているが、施設利用も役務提供という形での輸出になるので、その部分での規制対象となるため、現時点では海外企業の利用実績はない。

Q7. ロボットテストフィールドとして、今後の活用を期待している施設は何か。

A7. 大水槽等、水中ドローン関係の施設については、最近まで修繕中であったこともあるが、利用が低迷しているので、活用されることを期待している。

Q8. 施設面での要望について質問があったが、施設以外で、ドローンの飛行に関する申請の伴走支援等をしてほしいといった声はあるか。

A8. ない。ロボットテストフィールドに入っている企業や大学の多くは、実験に際した申請等に慣れているものが多いので、要望があれば支援できる体制はあるが、そういった要望はないのが現状。先ほど回答したような、地元の農家の方との調整や、海岸は県が管理しているので、県や漁協との調整をすることが支援業務のメインである。フィールド内であっても試験によっては煙や大きな音を出す試験もあるので、トラブルが起きないように調整をすることが多い。

(新妻) そういった調整で難しいところはあるのか。

あまりない。まれにある大変な調整は、道路を塞ぐ場合、高圧電線を越える飛行を行う場合等がある。

Q9. ロボットテストフィールドに入っている企業の新たな技術や実証実験等について、ロボット・ドローンに限っても、南相馬の主要産業であった金属加工を含め、様々な技術が必要とされと考えている。そのような中で、地元企業との技術連携や活用事例があれば伺いたい。

A9. ロボットテストフィールドは施設貸出しということが主な業務であり、企業のマッチング等を行うことはあまりない。活用事例については、ロボットテストフィールドで実験を行ったロボットが、県内の飲食店等で利活用されている事例がある。また、ドローンであれば、農業散布のドローンが実用されていると聞いている。

(佐藤⁴⁸⁴) 南相馬以外でいえば、大熊インキュベーションセンターにはインキュベーション・マネージャーがいて、連携等についての業務を担っている。南相馬市では、南相馬ロボット産業協議会や、南相馬市産

⁴⁸⁴ 東北大学 未来科学技術共同研究センター 開発企画部 佐藤和男 特任教授

業創造センター⁴⁸⁵等では、インキュベーション機能も担っていると認識している。ロボットテストフィールドに入っている福島県ハイテクプラザは、インキュベーション機能を担っているわけではないという認識でよいのか。

県のロボット産業協議会に2名のコーディネーターがいて、福島ロボットテストフィールドの在籍している。その2人が県内企業や進出企業等を回って活動している。様々な企業や大学に入っているため連携できればよいと思っている。ただ、ロボットテストフィールドは必ずしもインキュベーション施設という位置付けではないので、インキュベーション・マネージャーはいない。ロボットテストフィールドの中にいる企業には、補助金や助成金を利用しているものもあるので、このような支援制度の活用を支援するマネージャーはいる。

(佐藤) 産業創造センターにはインキュベーション・マネージャーがいるのか。

インキュベーション・マネージャーといえるほど明確なポジションがあるのか把握していない。資金調達等についての相談に乗っているという話は聞いているが。県の公設施設であるハイテクプラザは、完全に県の方で実験設備等の貸出しをしている。

(御手洗) ロボットテストフィールドは施設の貸出し、県や市のロボット産業協議会等が企業同士を結びつける役割という認識で間違いないか。

概ね間違いない。ロボットテストフィールドには、その県のロボット産業協議会のコーディネーターがいるので、ロボ協内でその役割を担っている。

Q10. ソフト関連でロボットテストフィールドは地元との調整を行っていて、コーディネート機能は他の主体が担っていると理解した。その前提で、ソフト関連でこれやってほしいと利用企業等からいわれているが、ロボットテストフィールドの機能としてできていないことがあれば伺いたい。

A10. ソフト面よりは、実験内容についての要望が多い印象である。例えば、落下試験用のネットが欲しいであるとか、ロケットのエンジン燃焼実験をしたいというものである。応えられる要望と応えられない要望があるのは、先ほど回答したとおりである。

⁴⁸⁵ 創業・起業支援、入居者と地元事業者等との交流等を含むソフト支援を通じて、市内の産業発展に必要な環境の整備を推進し、市内で新規事業に取り組む企業等が創業等しやすい環境支援と市内での対外的な情報発信等を行うことを目的とする施設。

株式会社 菊池製作所様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年5月28日
場所	菊池製作所南相馬工場
協力者	菊池製作所 取締役 菊池昭夫様 菊池製作所 顧問 高橋敏志様 菊池製作所 部長 佐藤健一様 東北大学 未来科学技術共同研究センター プロトタイプモノづくり技術共同研究部門 / 開発企画部 特任講師 相田努様 東北大学 未来科学技術共同研究センター 開発企画部副センター長 岩瀬恵一特任教授 東北大学 未来科学技術共同研究センター 開発企画部 佐藤和男特任教授 (順不同)
調査内容	福島県内に工場を持ち、金属加工、樹脂加工を中心に一括一貫生産体制で製品開発も行う菊池製作所の取り組みについて、お話を頂いたのち質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、天羽恒太郎、小原倫太郎、日下部礼貴、中濱早苗、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授 (WSDチューター) 佐藤空飛 以上9名

質疑応答

Q1. なぜ小高に工場を構えようと思ったのか。

A1. 菊池製作所は社長の出身地ということもあり、飯舘村に工場を構えていた。福島で震災が起き、一度は飯舘から撤退することも考えたが、飯舘工場で働く社員の要望もあり、操業を継続することを決めた。海外進出の話も出ていたが福島に残ることになり、復興に貢献しようと川内村と南相馬にそれぞれ工場を構えることになった。最近福島市の大笹生に研究室を立ち上げた。南相馬工場は、震災後に撤退した企業が戻ってこないということで市から菊池製作所に声がかかり、その工場を取得して事業を行っている。ベンチャー企業がたくさん入っており、菊池製作所と一緒に使っている。

Q2. 菊池製作所が福島で事業を行うことのメリットはあるか。

A2. かつて飯舘村には農家が多くいて、長男が農業を継ぐ必要がある中で、創業者である菊池社長が工場を設置したことで農業以外の産業が生まれた。それによって、働き始めるときに農業と工場という2つの選択肢ができた。我々の会社で働く人たちは、家族を支えるという面で一生懸命働いてくれることはもちろん、女性の方も子育てをしながら働き続けることができている。我々は様々な事業を抱えていることもあり、作業の種類も幅広いので、男女それぞれに適した環境で働くことができるというメリットがあると思う。

Q3. 工場を見学する中で若い方も働かれている印象だった。現時点で地元の方はどのくらい働いているのか。

A3. 南相馬市工場は南相馬市の方がほとんどである。飯舘村の工場は、震災もあり福島市や南相馬市等住まいはバラバラになったがほとんどは飯舘村等近隣の出身者である。昔は東京の人が福島の工場に來たり福島の人が東京の工場に行ったりしていたが、現在は各工場の技術が確立して福島は福島、八王子は八王子と分かれているので、福島では地元の方を優先して働いてもらっている。

(質問者から続けて) 地元の方が集まっているということか

ありがたいことにそういうことになる。

Q4. 地元の方は南相馬出身ということか、それとも県外出身で福島での学生生活を経てそのまま福島で就職する人も含むのか。

A4. ほとんど地元出身。高校を出て就職という方が多い。震災後は進学で外に出て行く人も多いが震災前は地元出身者が年に5、6人ほど入社していた。震災以降に人を集めるのは少し厳しい。

Q5. 震災以降に地元の人の採用が厳しいとおっしゃっていたが、新しい人を呼び込むという考えはあるのか。

A5. 戻ってきて欲しいという気持ちもあるし、魅力を発信していれば戻ってくるのではという気持ちもあるので頑張りたい。

Q6. 先ほど女性の方が子どもを産んでも働いてくれるという話を聞いたが、子どもを産んでも働ける要因があれば教えていただきたい。

A6. 工場は危険、危ないというイメージもあるがそのようなものはなく、組立や検査等の取り組みやすい仕事も多い。様々な仕事が社内にあるので、希望する仕事を聞いて、適材適所でできるようにしているのが大きいのではないか。

Q7. 小高でビジネスをする中で人がいないこと以外の困りごとはあるか。

A7. デメリットはあまり感じない。ベンチャー企業が集まってきたり、福島県や南相馬市、ロボットテストフィールドも協力してくれたりするのでやりやすい。ベンチャー企業が開発したものをテストする等といったかたちで協力している。

(御手洗) もう少しこの部分が良くなれば事業がやりやすくなるといったものはあるか。

物流関係は課題があると考えます。また、放射能に関係した影響もあるのではないかと。

(御手洗) 放射能関係の影響は御社に直接というよりは戻ってこない方への影響か。

当初は測定が求められたりしたが、お客様に納品した製品に放射能の問題はないと認識している。

(御手洗) 物流の話は震災直後の話か、今も続いている話か。

南相馬ではほとんどない。しかし、震災で避難が行われ物流がなくなり、そのまま配送が難しいというところが飯館村では未だにある。

(御手洗) それは人が減ったことによる問題か

人が少ないところでは、利益が出ないということが一番大きいと思う。

Q8. 先ほど市や県が協力してくれるという話を聞いたが、具体的にどのような協力をしてくれるのか。

A8. 助成金等の他、南相馬市長も打ち合わせ等で面倒を見てくれる。市長等はなかなか会えないはずの人だが、会っていただけるし様々なお話も聞いていただけるので、とてもありがたい。南相馬にはロボット産業協議会というところがあり、市長や議員の方も来てくれる体制も整っている。

特定非営利活動法人野馬土代表理事 三浦広志様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年6月18日 13:00～14:30
場所	特定非営利活動法人 野馬土 みうらふぁみりー農園
協力者	特定非営利活動法人野馬土 代表理事 三浦広志様
調査内容	特定非営利活動法人野馬土の復興に係る活動について、お話を頂いたのち、質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、天羽恒太郎、小原倫太郎、日下部礼貴、韓在濠 (WSD教員) 御手洗潤教授 以上6名

質疑応答

Q1. 基盤整備事業の自己負担分を賄うために元々農地だった場所へメガソーラーを導入しているとのことだが、基盤整備が完了したらメガソーラーの事業をやめて再び農地に戻すつもりはあるか。

ない。今ある50ヘクタールのメガソーラーの事業者は自分ではなく、地元の銀行などが集まって作っている会社である。会社とは20年契約を結んで土地を貸しているが、（会社側としては）30年は続けたいと言っている。太陽光パネルの耐用年数は30年以上もある。そのため何か事故が起きたり、津波が来たりしない限りはできるだけ長く続けたいと思っている。

そもそも土地があっても農業をやる人がいないため、パネルを全部撤去して土地を返してくれという人もいない。利用できる土地は最大限活用して、食糧不足が深刻化するなどして、その土地も使わなければいけない状況になれば、そのときには撤去すれば良い。撤去するときに何十年先になるかは分からないが、杭を抜いて土地を作り直せば簡単に農地に戻せるので、その後の土地をどうするのかについては、そのときに考えれば良いのではないかと思う。

Q2. 現在活用しているドローンやロボットは福島ロボットテストフィールドで試験・開発されたものであるか。

違う。クボタが製造している農機具を使っている。ここにある機械のほとんどは12市町村の復興事業として市が買い上げたものである。60ヘクタールの農地に必要な農機具をヤンマーにリストアップしていただいたのち、そのリストを市役所に提出し、それを市が認可して入札にかけたところクボタが落札したという経緯になっている。しかし、実際には使っていない農機具もある。例えば、一般的にドローンは農薬を撒くために使われるが、自分は有機農業であるため、ドローンで農薬は撒くことはできない。ドローンを何に使うかと考えたとき、去年はライ麦とヘアリーベッジを撒いて、緑肥にした。今年は、田んぼが植わっている状態のところにドローンで液肥を撒いて、追肥をしている。ドローンの他には、ブームスプレーヤーというものがあるが、それも基本的には農薬撒くための機械であるため、これらを何に使うかと悩んでいる。

こうした取組みの目的は、被災によって、農地が被害を受け、農業用機械を失ってしまった人たちに、行政が営農再開に必要なものを確保してあげることにある。営農再開には莫大な初期投資が必要になるわけで、そうした部分を行政が担保して上げられれば、営農再開に向けたハードルが下がるだろうということである。

Q3. 南相馬市では若い農業の担い手が少ないという現状の一方で、農業を始めるための環境は恵まれていると

感じたが、周りに若い新規就農者はいるか。

自分以外のところで 若い人たちがやっているという話はあまり聞かないが、ここの隣にあるグループでは、相馬農業高校の卒業生を毎年1〜3人入れていて今は10人くらいになっていると聞いている。

- Q4. いきなり就農しようとしても、農業の技術を覚えなければ難しいと思うが、その点についてはどのようにすれば良いのか。

農業をやっている人のところに行って、たまに顔を出したりしながら、自分のペースで少しずつ関係を作っていくのが良い。手伝いをしたりする中で体を慣らすこともそうだが、そういうところと仲良くすることで、土地をあっせんしてくれたり、機械を貸してくれたりすることもある。5年で辞めてしまう人の多くは、小規模にビニールハウスでキュウリやトマトを作る等自分のできる範囲だけでやろうとする。農業は天候に左右されたり、少しのミスで全滅したりと、うまくいかないときもたくさんある。そうしたことから、自分のできる範囲だけでやるとなると、やはり収入は安定しない。そもそも新規就農者には、お金がない。持続可能にしていくには少なくとも1,000万円、2,000万の売り上げが必要になる。20ヘクタールでそれ実現できるが、20ヘクタールでやるにはちゃんとした機械や設備を揃えなきゃならない。そこをどのようにバックアップするかはしっかり考えていかなければならないと思う。

- Q5. 新規就農において経済的ハードルが高いとのことだが、その他に参入障壁となる要素はあるか。

人間関係の構築が大変である。農家はわがままが多い。農業のやり方も人によってそれぞれ違う。自分の経験もとに様々なことを言っているため、新規就農者にとってはそういう人たちの話のうち、何を取り入れて何を取り入れないのか、取り入れないとしてその人とどうやってうまく関係を続けるかといったことは大変になるのではないかな。

- Q6. 太陽光パネルの設置に関して反対する住民もいると思うが、その点についてどのように考えているか。

太陽光発電施設が山に作られるということは問題だと思う。森林学や農学の観点からも、施設が山に作ることによって土砂崩れの危険性が大きくなることは明らかである。ゆえに山に太陽光発電施設が作られることについては自分も反対である。南相馬で山に作られたという事例はあまりないが、他の地域では確かに太陽光発電施設が山にたくさん作られている。というのも、農地でいえば農地法という法律があるから簡単には作れないようになっているが、山林にはそのような法律が無いためほとんど規制がかかっていない。こうした事情から、FIT制度で利益を得るために短期間のあいだで一斉に山に作られたという経緯がある。

農業をやる人も減ってきているので、使われない農地はこれから増えてくる。農地は基本的に日当たりも良いし平地でもある。そういう観点から、農地を太陽光発電のための場所として使うことが一番良いと思っている。

景観を理由として反対している人もいるが、本当にそれでいいのかとは思う。原子力発電や火力発電がダメだと言われて、それに代わるエネルギーとして太陽光発電がある。35年前にデンマークに行ったとき、デンマークは原発を作るのをやめていたため陸地も海も風力発電だらけだった。今デンマークのエネルギー自給率は600%であり、食糧自給率についても240%になっている。国際競争はナンバーワン、ナンバースリーから落ちないくらいの国になっているが、当時すでに風力発電は風景の一部になっていたし、綺麗な風力発電だなあといいながら見ていた。風景を重視する人、昔の風景がいいと思う人にとっては、何やってもダメなのではないか。昔の風景が良いと言う人もいるが、いったん作られてしまえばそれが風景になる。景観を理由に反対することは、他の住民にとって本当に良いことなのかとは思う。

- Q7. 南相馬市が国県に対して行った要望では、市街地における無秩序な太陽光発電の設置が、市民の帰還意向の低下につながっていることが指摘されていたが、この点についてどのように考えているか。

太陽光パネルが理由で帰還意思がなくなっているのではない。むしろ帰ってこない住民が、もともと自分の家があった場所に太陽光パネルを並べて、そこから収入を得て生活している。避難した住民は、別のところに住まなければいけなくなり大変な思いをしている。太陽光パネルを利用した売電で収入を得ることで、なんとか生活水準を確保している人もいる。そのような意味で、太陽光パネルが設置されることと人が戻らないことは違う話なのではないか。むしろ、土地を荒地のまま放置するのではなく有効活用して、そこで暮らしていた人々の生活の足しになっていけば良いのではないか。景観と人のどちらが大事なのかと言えば、人の生活が豊かになっていく方が大事であると思う。20年から30年後、太陽光発電を壊すことになったとき、小高が豊かになっていけば、戻ってこようと思う人も出てくるのではないか。

- Q8. 原発事故による風評被害の影響はまだ残っているのか。

今売れている食用米は、産地が強調されない業務用米が中心で、そのようなお米は福島産であっても普通に流通している。ただ震災前に自分が売っていた、安全安心、そしておいしいというテーマで作っていたお米は、風評被害で全部ダメになってしまった。安全安心を標榜する消費者は、震災後の福島県産を敬遠して、他の県の安全安心なお米を買うようになった。そこの新しい繋がりができてしまったため、再び以前のように福島県産を買ってくれるような状況に戻すことは難しい。今でもやはり、福島産をわざわざ表示する必要性はないのではと思っている。お客さんを抱えたお米屋さんでは、福島県産米を置くと文句言う人がいる。本当に少ないが、強行に文句を言う人がいる。小売店も、そういう人をあえて説得してまで福島県産米を置くということはしてくれない。そうすると福島県産と表示しないで流通させたほうが良いということになるし、そもそも食用米より飼料用米を作ったほうが良いともなる。全量全袋検査しており、安全性は確保されている。それを知っている人たちは福島県産でも大丈夫だと思っているし、そもそも福島県産かどうかを気にもしていない人も実際のところ多い。しかしながら、福島県産に対するネガティブな印象は今なお根強く残っていて、価格差をつけられる状況もまだ続いている。風評被害の影響は、小さくなりつつあるがまだ続いている。

- Q9. 南相馬市では主に飼料用米を作っているとのことが、風評被害により食用米が置かれた厳しい状況が要因になっているのか。

南相馬市の農家の意識としては、放射能の影響で買ってもらえないのではないかとという考えがどうしてもある。飼料用米の場合なら、家畜は文句を言わないし、産地も問題にならない。わざわざ売れないかもしれない食用米を作るよりも、ちゃんと売れるものを作ろうという意識がある。

一般社団法人オムスビ代表理事 森山貴士様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年6月18日 16:00～17:30
場所	アオスバシ（旧青葉寿司）
協力者	一般社団法人オムスビ omusubi 代表理事 森山貴士様
調査内容	震災後に小高に移住し、地域貢献活動をしてきた森山様から、今までの活動と今後の課題についてのお話を頂いたのち、質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、天羽恒太郎、小原倫太郎、日下部礼貴、韓在濠 (WSD教員) 御手洗潤教授 以上、6名

質疑応答

Q1. 小高が1回ゼロになったところで、1から仕組みを作るチャンスだという話があった。ソフト面とハード面ではやるべきことが違うだろう。ハード面で大きなハードルがあったら教えていただきたい。

A1. まずは、物件が見つからないということ。地域の人たちが小高にいないため、空き物件の情報が入ってこない。そして、空き物件があっても、踏ん切りがつかず建物を残しているだけということも多い。すでに踏ん切りがついた人は、避難指示解除のときに公費解体制度を利用して取り壊してしまった。4,000軒あった家のほぼ半分は公費解体されている。そのため、利活用できる物件が少なく、利活用できることになっても、耐用年数を超えた設備の改修等が必要となることが多い。そういった意味で、利活用できて費用のかからない物件を見つけることが1つの課題となる。田舎への移住でイメージされる状態が良くて安価な物件は、小高では見つけられないだろう。

幸いなことに私は、店舗型で運営していたOdaka Micro Stand Barについて、妻の同僚の方が帰還を前提に修繕していた物件を借りることができた。持ち主の方と繋がりがあったことに加え、我々が駅前で行っていた活動等を貸主が知っていたので、価格面で面倒を見てもらうことができた。

アオスバシ（旧青葉寿司）については、震災後借り手が見つからない状況になっていた。しかし、国道6号線から目に付く立地であるということもあり、危機感があった。アイデアがない中ではあったが、どうにか借りることができないかということで、それまでの5、6年間の活動があったおかげで、借りることができた。

Q2. アオスバシのミーティングスペースとしての機能があると思うが、こういった方々を主なターゲット層にしているか。

A2. 2階のコワーキングスペースのターゲットと1階のカフェの部分のターゲットは完全に違っている。1階の部分は地元の50歳代から60歳代の女性たちの生活に直結するようなサービスを提供する目的である。2階のコワーキングスペースは、ターゲットは小高にまだ来ていない人、縁がないとなかなか来ない人である。具体的にいうと、震災復興等に強い関心があれば小高ないし福島に来るが、その他の人たちは、単なる興味はあっても自分の仕事を放棄してまで来ることはない。逆にいうと仕事に影響がなければ福島に来る可能性があるのではないかと思います、テレワークのできるコワーキングスペースを作った。

起業家へのアプローチはワーカーズベースがやっているのですが、我々はクリエイターやIT関係者のようにスペシャリストを呼び込める仕掛けを作りたいと思っている。

(質問者から続けて) 2階のコワーキングスペースを拠点として来てもらうきっかけにしたいということか。

ワーケーションでは、地方にいても実際に話すのは宿泊先のスタッフのみということが多い。そうではなく、実際に地元の人たちとの交流ができる場の1つになればよいと思っている。例えば、IT関係の職に就いている人は地元の農業や製造業をIT化できたら大きく改善できると考えている人が一定数いる。その中で、実際にその2分野の接点をどうやって作るのかということが問題になり得る。そういう接点を作ることができる環境を作りたいと思っている。

(質問者から続けて) 2階と1階でターゲット層変えたことで融合が起きる可能性があるのは面白いと思った。

ターゲットが曖昧になることは避けるべきだが、尖ったターゲットが2つあることはよいと考えている。

Q3. イベントを運営していくにあたって、一軒一軒回って売り込んでいたという話があったが、イベント主催側の方々にも営業をかけたということか？

A3. 積極的に営業をかけたわけではないが、様々な人にアイデアを話していくなかで、イベントを開催していただける方が集まっていった。最初はシニアのためのご飯屋さんとタイ料理の人だった。シニアのごはん屋さんは元々知り合いの人で、原町等で出店をして活動していた方だが、活動場所がなくなったということで、アオスバシでやってもらうことになった。タイの人は、ミライエの職員の方の紹介である。もともとはお店をやりたいかったそうだが、アオスバシで活動し始めて、月に2度程度の活動がちょうどよいと喜んでいただいている。そうした活動を続けるうちに、イベントの幅が広がっていった。

Q4. 小高という地域で若い起業家が集まるようになったが地域に還元できていないという話があったと思うが、移住してきた若い起業家の中で森山さんのように地域の住民の生活を変えたいという方はどのくらいいるか？

A4. 本当はみんなそう思っていると思う。しかし、自分たちが始めたビジネスを軌道に乗せると考えたときに少ない内需要はマーケットにはできず、外需をマーケットにせざるを得ない。小さいマーケットでできることは限られているので、結果的にHaccobaであれば外に向けて酒の販売をすることになるし、Horse Valueも馬を使って体験してもらうのは外の人になるし、靴を作るにしても外の人に買ってもらう、ということにならざるを得ない。しかし、その延長のなかで地域のために何ができるかということを考えることになる。例えば、Haccobaの駅における取組みだったり、時計屋さんがKiraという所でビジネス始めたりということがある。なかなか現状で内需要のみで持続可能なモデルを作っていくというのはすごく難しい。

Q5. 小高をもっと活力と魅力が溢れるまちにするためにはどのようなことが変わればよいと思うか。

市にも提言したが、一番優先度が高いのは、小高交流センターだろう。小高交流センターは、避難指示を解除するにあたって、商業施設等をまとめて地域の人たちの生活を支えるための拠点となる復興再生拠点施設として、復興庁の予算で作ったものである。しかし、施設整備にあたって住民と行政の間で交わした約束を反故にされている部分が多くある。

元々小高交流センターは10,000㎡で整備される予定であったが、最終的には現在の5,500㎡となっている。これは行政が地権者との交渉に失敗し、用地取得に際して7地権者中6地権者が応じず、縮小して5,500㎡になったという経緯がある。縮小したものの、予定していた機能をすべて備えさせようとした結果、中途半端なものとなってしまったと感じている。行政からは、ワークショップ等の取組みでソフト側について住民とともに考え、民間で運営ができるように努力をするという説明がされたが、次の年度以降ワークショップが一度も開かれることはなかった。

また、指定管理者の選定について、募集から2週間で申請締切という騙し打ち的なことになった。そのうえ、結果として指定管理者制度の活用はなされず、市が運営することになった。市が運営することに関しても、最初の2年程度を準備期間として市で運営するという話だったが、未だに市で運営している。

小高交流センターは、復興拠点としてあるべき機能を備えているはずなので、集客できていないのは非常にもったいない。他の地域では、「道の駅浪江」は集客が進んで復興の拠点となっているし、大熊町の「Linkる大熊」も地域の人たちの生活を支えるうえで必要十分な機能を揃っていると思っている。今小高の人たちは、浪江や大熊等の生活と自分たちの生活を比べたときに、複雑な感情を持っている。小高も便利になったという気持ちがまったくないわけではないが、浪江や大熊が羨ましいとか、小高だけ取り残されて悔しいといった気持ちが芽生えてきてしまっている人たちもいる。そういう人たちの気持ちをケアしなければならないと思っている。

そうはいっても、大熊と浪江と同じことをやれるかという、そうはいかない。小高らしい独自のやり方で地域の豊かさに根付いたやり方というのを提案できないといけないのかなと思う。私自身は、ハコモノが増えても幸せにはつながらないということをワークショップ等で提言していて、地域の人たちにとっての幸せは「自己決定と役割」であると言っている。自分の生活の身の回りのことを自分が決められるという自己決定権と、地域社会のなかで役割を持っている自己効力感というに近いと思う。行政区の自治会のなかで仕事をしているという感覚だったり、地域に貢献できているという実感だったり、地域のなかでの何かしら自分の居場所があるということが幸せにとって必要ではないか。そういった「ウェルビーイング」を意識したまちづくりも必要であると市長には提言をしている。

Q6. 復興を進めている人のなかには、どうしてもお金を重視する人がいて、たくさんの人に来てもらって少しずつ貢献してもらうよりも、大きな貢献をしてもらう方がよいという考えの人もいると思うが、森山様にとっては、それぞれの人が少しずつ役割を持って、地域を作り上げていくことが理想だということか？

A6. どちらの考え方も間違いではないという前提はある。しかし、個人的には、今の状況は規模の大きな政策で解決をしようという傾向が強すぎると思っている。一方、個人の力だけだと世の中の変化のスピードに付いていけないので、規模の大きな政策も必要。大きな政策ばかりになって、様々なものが増えて移住者が増えたとしても、そのまちは本当に自分たちのまちなのだろうかという疑問が生まれる。「便利にはなったけど自分の居場所はなくなった」ということになったときに、そのまちに住む人は本当に幸せなのだろうか。そういう意味では復興予算が充てられる地域だからこそ、そういうことを意識しないといけないのではないだろうか。

(御手洗) 今の話は非常に理解できる場所である。大熊町でも、大きな施設ばかり作ってよいのか、愛着のある施設を取り壊してよいのかという議論もある。

アイデンティティや地域らしさがどこにあるのかを意識しながら進めないといけない。愛着があるからといって何も壊さないことにすると復興が進まないが、皆が大事にしていた誇らしさとか、拠り所は何だろうかというのを完全に無視して進めてよいのかというと違う。小学校等も、壊す代わりに、同窓会を開けるようにしようといったことはいくらでもできるはずだ。

(御手洗) 今の話に関連して、ウェルビーイングについては私もあちこちでしているし、ワークショップについては市役所でも話が出ている。似た問題意識があるのかもしれない。

それは私が行政に強く主張したからだと思う。小高区地域振興課にそういう話をしたところ、「小高の人はワークショップ疲れしているからワークショップはやらない」と返答された。いくら言っても行政に

反映していないために、住民がワークショップ疲れをしているということを理解していない返答であった。
これまでの経緯をしっかり理解してほしい。

行政職員は、ウェルビーイングという言葉の理解ができていないのだろう。

(御手洗) 理解の問題だろうか。ウェルビーイングという言葉自体は行政からも出ているが。

何をすべきかを理解していないのだと思う。言葉の意味を理解はしているだろうと思うが。

(御手洗) 確かに、ウェルビーイングで何をやればよいかということは難しいが、そこは皆で議論すればよいことだろう。

議論すればいいだけということが伝わらない。ウェルビーイングには具体的な指標があるわけではないということを言われる。議論を重ねて改善していけばいいという話を今行政に向けてしている。

(御手洗) ウェルビーイングの1つの出口として自己決定と自己効力感があるという話は非常にインスパイアされた。ウェルビーイングの重要性も理解できた。

今の行政に対しては、移住してきた私ですら、住民が仲間外れにされていることをすごく感じる。

(御手洗) 市役所から仲間外れにされているということか。

そうである。結局、移住者に対する政策は充実していて、住み続けている人、帰還した人は何も持っていないのに政策は何かないのかと思う。お金を配ってほしいということではなく、政策として住民を無視しないでほしい。

Q7. 移住政策を様々講じているが、移住者ではない住民に対するアプローチや政策、働きかけが弱いと森山様が考えているという認識でよいのか？

A7. 小高区地域振興課で言えば、「おだかぐらし通信」を出しているということがあるが、そもそも我々が求めていることはそういうものではない。次はこういう移住者を呼ぼうという方向性を議論する等がやるべきことだろう。それも先に言った「ワークショップ疲れしているから」という理由で実施されないものである。

(小原) 今いる住民同士で、何かを一緒に決めていこうという動きが行政の中に今はないと感じているのか。

例えば、移住定住で毎年多くのお金が使われているが、そのお金があればドラッグストア等の生活にかかわる施設を作れるのではないかという気持ちになる。お金の動きの決定は、当たり前のことではあるが、政策とその資金調達の問題があるため、移住定住策の予算を別の政策で使うことができないということはそのとおりではある。こうした行政と住民の情報の非対称性が全く解消できていないので、住民は「移住定住で湯水のようにお金を使って、自分たちの欲しいことは何一つやってくれない」という言い方になる。

こういう情報についての話で言えば、1) 情報を得て理解している人、2) 情報への感度は高いがすべてを理解はできていない人、3) 興味のない人、がいて、今問題として挙げたのは、2) の人である。実際には3) の人が多いということもあるが。

Q8. 印象として50・60代の方々と高校生をターゲットにしている印象だが、今後の小高を担うかもしれない高校生に向けた何かを考えているのか？

A8. 結論としては、高校生は少なくともビジネス的な労力に全く見合わない効果しかない。彼らは購買力が低いし、極論カフェでコーヒーを飲むお金で、コンビニであれば、パンとお菓子が買えるという発想になる。パンやお菓子で手軽に1,000kcal摂るほうが高校生にとってはお得ということ。

(阿部) 私が高校生の時は、コーヒーではなく、カップラーメンの汁を飲んでいて。

やはりそうだろう。自分を思い返してもカフェには行かないのだから、今の高校生にアプローチしようとしてもカフェには来ない。私は、約10年間小高産業技術高校で授業をしている。10年学校で授業している人間がオーナーの店に来ないのだから、費用対効果を考えると、徒労になってしまう。

(天羽) この便利な立地でも来てもらえないのか。

前は今以上に学生の通学量があったが、それでも高校生のユニークユーザーが5人で、定着するのはカフェ好きな2人くらいであった。

Q9. 小高の人たちが何となく自分たちが市役所に疎外されているという疎外感という部分をどうやったら解決できるのか。

A9. 行政に結局何が足りないかという、責任感と一体感だろう。例えば、外から来てイベントを主催したいという人が来たときに、30食というノルマを設定した場合、何がどうなっても30食を売り切れるように一軒一軒回って集客をする。しかし、行政はワークショップを主催して定員15人と設定しても5人しか集めなかった。そのうえ、申し訳なさを感じることもなかったように思える。つまり、地域の人たちに来てもらうとか、何かやってくれるということに対し、あまりにも無関心過ぎるように感じる。主催する側も人間であり、来てもらう側も人間であるが、それを鑑みず、実施したということを実績と考えているように思える。やはりこうした考え方を変えないと、この状況を変えていくことはできない。来てもらえるような努力をすれば、少しずつでも来る人は増えるわけで、その疎外感は全然違ってくると思う。

今、私自身と地域の方々との一体感は結構出てきたと思う。アオスバシに来てくれることで、普段めったに会わなかった方々が交流できる。こういう場を作ることができるのは、住民の方々と関わっているからだと思っている。来てくれたら感謝を伝える。また来てくれるように、喜びを伝える。そういったことの積み重ねだと思う。政策として情報発信していけばいいということではないと思う。

(御手洗) 区役所の人たちはまちを歩いて回っていると聞くが。

全然歩き回っていないと思う。笑ってしまう。歩き回っているといっても、営業しているお店に顔を出すだけである。できる範囲で頑張っていたらいいと思う。手前味噌ではあるが、我々は、イベントのときに集客のために一軒一軒チラシを配って人を呼んでいる。1度来てくれると2度目につながり、次には友人を呼んでいただき、行政区外から来ていただいた方は、自分のところにもチラシを配ってほしいと言ってくれる。そういう努力というべきか、実行力というものが足りていないのではないか。

Q10. 森山様の思う「小高らしさ」とは。

A10. 自分たちでまちを作っていこうという意識の高さだろう。前行政区長連合会会長の林さんが、自助・互助・共助・公助という順序で考える必要があると言ったときに、多くの人が賛同していることに感銘を受けた。まちづくりをしようというワークショップでは、往々にして行政への要望が中心になりがちで、自助・互助・共助という意識が非常に高いのは、間違いなく小高らしさの1つであろう。

南相馬市環境政策課様 メールヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年7月3日
場所	メールにてヒアリング
協力者	南相馬市環境政策課
調査内容	小高区の太陽光発電設備に関する課題について質疑応答
参加者	(WSD担当学生) 韓在濠 以上、1名

質疑応答

Q1. 貴市では、原子力被災地域の市街地や農地等において設置されている太陽光発電設備による市民からの不満はあるか。市民からの具体的な不満の声や太陽光発電設備をめぐるトラブルについての調査結果等があれば、ご教示いただきたい。

A1. 市内では、土地に直接支柱を立てる（いわゆる「野立型」）太陽光発電設備が多く、特に原子力被災地域での空き地や耕作放棄地などに乱立する状態となっていた。そのため、市民からは、周辺環境の悪化（景観、反射光、パワコンの稼働音など）とともに、知らないうちに設置されている、売電終了後は設備をそのまま放置されるなどの苦情や意見が寄せられていた。なお、市として調査結果を取りまとめたものはない。

Q2. 貴市は、市街地や農地等に設置される太陽光発電設備について、①「南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」を制定したほか、②国には太陽光発電設備のFIT法及び電気事業法の分割案件の規制の強化、③県には福島県景観条例における太陽光発電設備に対する制限を要望する等、トラブルの解決を図ってきていると認識している。その中で、①について、太陽光発電設備の設置及び管理の規制において効果的であったとお考えかご教示いただきたい。また、②③について、要望の結果（国・県の対応等）をご教示いただきたい。

A2. ①条例は立地場所の制限や周辺住民とのトラブル回避を図るため制定したものであるが、市がこれまで把握しきれなかった立地場所の確認や住民への説明内容を把握することによるトラブルの芽を未然に防ぐ効果があった。また、間接的な効果として、条例制定により住民の太陽光発電事業者を見る目が厳しくなっており、（市としては良い意味で）まともな事業者しか残れない環境になっていると感じている。

②③については、②の分割案件は、国として規制強化に動いていることから、市の要望どおり対応して頂いたものと捉えている。③の景観条例は、県内一律の対応が難しいため、進んでいない状況である。

Q3. 太陽光発電設備に関して、未だ存在する問題があればご教示いただきたい。

A3. 市内では、多くの太陽光発電所が存在しているため、住民から太陽光パネルに関する廃棄について意見が多い。特に、土地にそのまま設備を放置されるのでないかと、パネルのリサイクルは大丈夫なのかなど、FIT売電終了後の設備撤去等についての意見が多い。

南相馬市都市計画課様 メールヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年7月3日
場所	メールにてヒアリング
協力者	南相馬市都市計画課
調査内容	小高区の太陽光発電設備に関する課題について質疑応答
参加者	(WSD学生) 韓在濠 以上、1名

質疑応答

- Q1. 貴市は、避難指示解除後の小高区において、既に市街地等の空き地に設置されている太陽光発電設備に対し、景観や環境の保全及び防災等の観点から何らかの措置を講じることを検討されているか、ご教示いただきたい。
- A1. 既に設置されている太陽光発電設備に対する措置については検討していない。新たに設置する際は、周囲の環境と調和し、沿線から太陽光発電施設を目隠しするなどの対策を取ることが望ましい旨を意見した経緯がある。

富士タクシー 小林隼人様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年8月19日 10：00～11：30
場所	富士タクシー 本社
協力者	富士タクシー 専務取締役 小林隼人様
調査内容	ジャンボタクシーとスクールタクシーの利用状況等の事前質問についてご回答を頂いたのち 質疑応答。
参加者	(WSD学生) 天羽恒太郎、石田晋、中濱早苗 (WSDチューター) 石井健太郎 (その他) 度山徹教授 以上、5名

質疑応答

ジャンボタクシーに関する質問

Q1. ジャンボタクシーの利用者から、運行形態（運賃や運行本数、停留所の位置等）や利便性についてどのような声があるのか。

A1. 一般的には路線バスの運行が地域公共交通のスタンダードな位置付けだが、小高という地域には合わない手法であると感じている。利用者の家屋は点在しているため、仮に路線バスを運行するためにバス停を設置しても、そこまで歩くのが大変で利用しなくなることから、行政側からの業務委託によりジャンボタクシーを活用したデマンド交通を運行している。利用者からはドアtoドア運行のため利便性が良く運賃も安価であり、地域にとって必要な取組みとの声が多く寄せられていることから、デマンド交通を持続可能な取組みとするため、利用者から運航経路や時間、運賃についてアンケート調査を実施している。その結果をもとに運行形態の見直し案を行政側に提案し、小高の地域公共交通の利便性向上に努めている。

Q2. ジャンボタクシーは一日4往復運転されているが、どの停留所や時間帯の便の利用が多いのか、利用状況をご教示いただきたい。

A2. 一日5便運行し、月当たり550人程度利用されている。利用者が一番多い時間帯は朝の1便、2便で、主な行き先は原町の市立病院、ジャスマール、ヨークベニマルなど、小高から原町への移動が多い。

主な目的は通院や買い物で、例えば午前中から病院の診断を受けに行くとか、午前中に買い物をし、昼までには自宅に帰るという利用者が多い。

事業者としては利用者にとって分かりやすい運行ダイヤとなるように、帰りの出発時間を一時間おきに設定している。なお、4便の時間がずれているのは、小学生が利用しやすいよう学校の送迎の時間に合わせたためである。

Q3. 小高区でジャンボタクシーの運行を行うにあたって、課題だと認識していることはあるか。

A3. 最初は行政側から提案された運行内容を実施することであったが、現在はパートナーとして課題解決策を提案等しながらジャンボタクシーの運行を継続している。運行を行うための課題としては運行を継続するための行政側の予算確保であり、利用者からの運賃収入だけでは運行が維持できないため、多くの方が学校や病院に通えない状況が発生する。ジャンボタクシーは人を乗せるだけではなくコミュニティを運んでいるようなものと捉えており、利用者の中には人との出会いを楽しみにしている方も多い。

Q4. 貴社は移住希望者に小高区内をタクシーで案内する事業を行われているが、年間を通じてどの程度利用があるのか。また、その事業をきっかけに移住が決まった例はあるのか。

A4. これまでに、移住希望者の中からタクシー運転手を3人採用している。移住したきっかけは震災で被災した地域に何か力になりたいという思いや、移住支援金があるのも移住を決めたきっかけになったと聞いた。移住者は20代～40代でありタクシーの運転手としては若い傾向である。

その中の一人に、移住希望者に地域を案内する事業を担当させることで、移住者自身も一緒に小高を知っていくことに繋がった。しかしながら1年間の限定事業であり、かつ、コロナ禍のため1件しか実現できなかった。

Q5. 貴社は震災前にはおだかe-まちタクシーの運行にも携わっていたのか。また、その場合はおだかe-まちタクシーとジャンボタクシーでサービス内容や利用者層、利用者の評判にどのような変化があったと感じたか。

A5. 小高エリア内をドアtoドアで運行するおだかe-まちタクシーに携わっていたが、震災による避難指示に伴い運行を休止した。避難指示の解除や住民の帰還によりタクシー利用者が戻ってきたが、震災の影響により病院や商業施設などの主要施設が原町エリアに移ったことにより小高エリア内のみを移動する利用者は減少した。そのため、新たな小高の方々の移動手段として小高と原町を結ぶジャンボタクシーの運行を開始し、利用者ニーズ変化に対応したサービスを提供している。

Q6. 小高区内のタクシー利用者のうち、観光目的での利用は全体の中ではどの程度の割合を占めているのか。また、観光利用の場合、小高区内で目的地になりやすい場所はどこなのか、ご教示いただきたい。

A6. 小高での観光のタクシー利用は、小高全体のタクシー利用者数の数%（一桁台）で、大悲山や野馬追関係等の観光需要はあるがとても少ない。また、ビジネス需要も少ない。なお、ビジネス需要は原町が多い傾向にある。

スクールタクシーに関する質問

Q1. スクールタクシーの利用者から、運行形態（利用負担額や運行本数、停留所の位置等）や利便性についてどのような声があるか、ご教示いただきたい。

A1. スクールタクシーを利用する学生からは、自宅から学校まで2キロ以上の遠距離通学が楽になった、人通りが少ない場所（地下歩道等）や大型ダンプなどの復興車両の往来が多い危険とを感じる道路を歩かなくなった等の声がある。そのためスクールタクシーは学生のニーズに応えるため授業や部活動の時間へ配慮した運行形態としており、学生や保護者からは継続運行してほしいという声が多く寄せられている。また、スクールタクシーがあることによって、保護者は朝夕の子供の送迎の時間的な負担が軽減され仕事に行くことができるため、働き手を増やすというメリットもあるのではないかと考えている。なお、行政側が運行費用を全て支出しているため利用者の負担は生じていない。

Q2. スクールタクシーの運営形態と、現在の運営形態に至った経過はどのようなものか。

A2. 小高小学校は4つの学校が合併し出来たため、遠方から通学する学生はスクールタクシーを利用している。現在、スクールタクシーは教育委員会からの委託事業で運行しており、4つの学区で5本運行している。（合計20本）

Q3. 小高区でスクールタクシーの運行を行うにあたって、課題だと認識されていることがあるか。

A3. スクールタクシーの課題としては、学区外運行や乗車人数変更への対応、登校時間決まっている中での効率化、多くの人が乗れるよう車両や運転手の確保も含めた最適な運行維持・確保すること等に苦慮している。だが、運転手を確保することにより、タクシーでの対応力が上がってきている。

Q4. ジャンボタクシーとスクールタクシーの混乗運行を行うにあたっての課題はあるか。

A4. 車両を増やしたり車両を大型化することで混乗運行したりということは利便性の向上に繋がるが、運行のピーク時に必要となる車両や運転士の手配に伴う経費が増大し、継続的な運行の維持が難しくなるため、別運行として検討した方がいいと考える。

南相馬市地域包括支援センター 平瀬朱美様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年8月19日 13:00～14:45
場所	小高区役所2階 会議室3
協力者	社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会 南相馬市地域包括支援センター 副所長 主任介護支援専門員 平瀬 朱美 様
調査内容	南相馬市小高区における介護予防の取組みや課題について、質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯, 日下部礼貴, 中濱早苗, 韓在濠 (WSDチューター) 石井健太郎 (その他) 度山徹教授 以上6名

質疑応答

Q1. 総合相談支援事業に関して、①9期事業計画には「高齢者単身世帯・高齢者のみの世帯を中心に生活実態の把握に努める」こととされているが、どのような方法で実態調査が行われているのか。また、②実態調査や総合相談等を通して、高齢住民が抱える困難やニーズについてどのようなことが明らかになっているのか。

A1. 確立した実態把握の方法はなく、どのような内容を調査するかも決まっていない。ただし、小高区は一度人口がゼロになったため、住民が少しずつ戻ってくる中で、包括支援センターだけではなく、生活支援相談員も定期的に高齢者等を訪問しているので、その兼ね合いも意識すると、包括支援センターのみで何らかの調査をすることは現状ない。

今は生活支援相談員の調査や民生委員が何らかの情報を得て包括支援センターに提供する仕組みになっている。小高区には支援の手や見守りの目が沢山あるが、支援の手の多さで誰が中心となるのかがぼやけてしまう点もあると思う。そこで、包括支援センターが中心となるべきではないかと考える。

実態把握は重要であるが、市役所の各課や包括支援センター等の組織の間にいわゆる縦割も生まれてしまっているので、横のつながりも意識しなければならない。

また、今年度から関係機関が顔を合わせる定例会を包括支援センター主催で行っている。認識や情報の共有を図る取組として行っているが、なかなか情報があがってこない高齢者をどのように支援すべきか、という話も出ている。そのような中で、実態把握に向けた取組も始まっている。

高齢住民の抱える困難については、小高に戻った人と戻らない人との気持ちのずれを感じるが多い。例えば、8月17日に行われた夏祭りでも、小高をいったん離れた人が懐かしいと思って参加できるような状況ではない。コロナ禍があったので、(戻った人と戻らなかった人が) 会えない期間があったことで、より気持ちのずれが大きくなったのだろう。平成28年に帰還した人たちが支援の必要な高齢者になりつつある変化の時期ということもある。

認知症対策は南相馬市全体で行うものだが、高齢化率は小高区は約50%と他2区と比べて圧倒的に高い。その中でどう認知症対策を行うかも課題の1つであろう。

また、小高区は、鹿島区や原町区と同じサービスを受けられる状況にはなっていない。事業所数が少ないのでヘルパーの利用ができない、曜日が限られるというように、限られた選択しかできない。この背景は、小高区からは浪江町の方が近いので、震災前は生活圏として浪江町の病院や買い物、福祉サービスを

利用していた人も多くいたということがある。震災前は浪江町のサービスを受けることに不便さがなかったが、浪江町も原子力災害の被災地であり、現在はまだまだサービスが不足しているので高齢者は困っている。

Q2. 定例会の開催という話があったが、その効果は何かあるのか。

A2. 組織間での風通しが良くなった。顔を合わせて話す機会が生まれたことで、職員同士でも話しやすい環境を産むことができている。

(質問者から続けて) ということは、定例会の目的は情報収集というより、意識の共有に重きを置いているのか。

その通りである。

Q3. 小高区では受けられないサービスがあるということが言及されていたが、具体的サービス内容は何か。

A3. 通所リハのサービスは、小高区に事業所がなく原町区にある事業所では送迎が難しいため利用がしにくい状況にある。ただ、実際家族送迎ができる方は現状利用しているので全く利用できないわけではない。

Q4. 送迎がないということだが、交通事業者等と連携を探らないのか。

A4. 原町区と鹿島区には「みなタク」があり、小高区は「ジャンボタクシー」がある。財源の違いなどのため統合することは難しい。しかし、「ジャンボタクシーがある」という点に着目し、あるものを最大限使いこなすことが重要だとして検討している。

買い物の足については、移動販売を事業者をお願いするなど、工夫をしながら、一方で、ジャンボタクシーのようなあるものを活用していくことも必要と思う。

Q5. ジャンボタクシーでリハビリに行くことはできないのか。

A5. ジャンボタクシーは、小高区外に行く場合、原則決められたところで降りるので、ジャンボタクシーで行くという発想にはなりにくい。それでは、施設側が停留所として登録してくれるのかというと、施設側は小高の高齢者が来なくても成り立っているんで、そこまでの努力をする必要はないと考えているようである。

Q6. 民間事業者の福祉政策に対する積極性はどうか。

A6. 保健師と一緒に商店街を回ったが、ほとんどの店で憩いの場としての機能を持てるよう工夫をしていた。こうした取組は、高齢者の要望に応えたものでもあり、頼めばやっていただけという雰囲気はある。見守りのお願いについて商店街を周ったときに、どの店でも不安視されていた高齢者がいて、支援につながったこともある。

一方で、大きなお店に行くと、お互いの顔を知らないために相談のしようがないという声もいただいている。商店街だとできている見守りが大切と感じている。

(質問者から続けて) 商店街の事業者の年齢層はどのくらいか。

大体60歳代～70歳代である。

移住してきた若い方も様々やっているという話は聞くんが、すべてを把握しきれていない。社会福祉協議会の仕事をしていてもそういった状況なので、一般の住民の方であればなおさらである。有名作家さんが開いたブックカフェについて、高齢者の方に話を聞くと、敷居が高いから行けないと言われる。そういった心のハードルを取り除くつなぎ役が必要とされているのではないかな。

新しく小高に来た人に話を聞くと、小高の人たちは世話好きではないが、受け入れてくれる温かさがあるといふ。自分から話しかけてくるわけではないが受け入れてはくれるというのが居心地がよいらしい。

Q7. 介護職の年齢層はどうなっているのか。

A7. 小高で現在、デイサービスは3か所あるが、そのうち1つは社会福祉協議会で震災前にやっていたものを再開しているものである。残りの2つは震災後に立ち上がったものである。

1つはもともと農業に従事していた人が、自宅を建替・増築をして、デイサービスを始めたもの。その方は60歳代後半位の女性である。震災で農業ができなくなったときに、デイサービスの手伝いを始めたことで、帰還に向けた環境整備としてデイサービスが必要なのではないかと考えて、社会福祉士の資格を取り、事業を始めたという。元の農業の知識を活かして、豆を収穫して食べたり、綿の実を収穫して綿入れを作ったりということをしている。

もう1つは、ずっと福祉関係の仕事をしていた人が、津波で職場が流されたことで仕事を失い、自宅近くでデイサービスを始めたもの。60歳代の女性がやっている。

Q8. 介護等について、若い担い手を確保する取り組みはあるのか。また処遇改善に関して進められていることはあるのか。

A8. サマーボランティアなどで中高生が来るという取組がある。

一方、処遇改善に向けた有効策はないのが現実である。そういった状況なので、人手不足は解消されず、小高区に特別養護老人ホームがあるが、施設のすべてを開けられていない。グループホームもあったが、特別養護老人ホームの運営もままならない中、そちらまで手を回せず、休業状態である。ニーズはあるがサービス確保ができていないのが課題である。元から入所待機は非常に多かったので、今では県外まで出てサービスを受けている人もいる。

震災前は見られなかった県外サービス利用が、東京電力からの賠償金で現在は選べるようになっていいる。賠償金の使い方で、施設費用について選択肢が広がっていると言えるだろう。小高は人口が減っているが世帯数は維持されているのも、こうした理由から核家族、単身者世帯が増えているためである。

Q9. 市内での分断ということが様々なところで言われているが、その背景には、避難指示だけではなく、賠償金もあると理解したが、介護に関する取組の中でそうした分断を実感することはあるか。

A9. 南相馬市はもともと合併によって生まれた自治体であるが、原発事故の避難指示で元の3市町に分かれてしまった。その中で小高区全域と原町区の一部が賠償の対象となっている。鹿島区は避難指示関係が何もないので、仮設住宅が多く建てられた。

その中で、仮設住宅にこもってはいけけないので、外に出て歩くようにという声掛けをしてくれるボランティアの方がいた。しかし、実際に被災者の方が散歩に出ると、鹿島区の人から「お前、なんぼもらったんだ」と話しかけられ、そのことが嫌で仮設住宅に戻ってしまうということがあった。仮設住宅に戻れば、ボランティアの方にまた声掛けをされ、散歩をすればまた傷つくので、最終的に被災者の方が居留守を使うようになってしまったという悪循環があった。そうした、賠償金をもらった、もらっていないでの軋轢で、合併しなければよかったという声も出てきてしまっている。

サービスを受けるときには、今年度まで、原町区の方は自己負担が免除されているが鹿島区の方は自己負担があるため、言葉にはしないが思うところはあるだろう。

逆に、双葉郡から南相馬市に避難してきた人には、使えないサービスを説明すると、避難者だから差別しているのかと言われることもある。当然、そうではないという説明はするが、市内の人にそういった感情があるというのは事実である。

Q10. 浪江のリハビリサービス利用に関し、市を跨いでの利用も可能ということか。

A10. 震災前の話だが、該当する事業所が南相馬市のサービス提供エリアにしていたので可能だった。現在では、逆に浪江町の方で小高のサービスを利用している方がいる。

Q11. 介護の担い手について、移住政策と連携しているか。

A11. 他県から老人ホーム等に応援の人材が派遣されることはあったが、移住者が担い手となった実績は現時点ではない。ヘルパーやデイサービスについては、そうした応援もなく、基本的には入所サービスへの応援として人材が派遣されるのみである。

移住支援担当部署では、企業のための人材を呼び込みたいという軸があるので、なかなか福祉をやるという方が来ない。ただ、1度、青森の社会福祉士の方が移住したいという話があった。相談があったというレベルで、移住にはつながっていない。

Q12. 高齢者同士、あるいは、元から小高にいる人と移住者をつなぐことが必要という話があったが、その役割を住民・行政どちらが担うべきと考えているのか。

A12. 本来は行政などが間に入らず、住民同士でつながれることが重要だと考える。というのも、仮設住宅ができた際、大勢のボランティア等が来たり、生活支援相談員が立ち上がったりと、たくさんの支援の手が差し伸べられた。そのような手厚い支援の結果、住民が受け身になってしまい、自主性が失われてしまった。

「支援」について、来てくださった方々は、素晴らしい志をもって一生懸命に働いていただいたし、住民が困っていたということも事実である。しかし、支援を「どのように」、そして、「どこまで」やるのかということも重要だと思う。個人的には、支援の在り方を考えさせられる経験となった。

こうした経験から、手厚く支援をすることがだめだというわけではないが、つながるためのきっかけづくりを支援し、住民同士でつながれるような取組が必要だと考えている。

(質問者から続けて) 住民に担ってもらおうとして、想定するのは若者か、元気な高齢者か。

もちろん、若い方々は非常にありがたい。しかし、元気な高齢者の力は非常に大きく、支援が必要な高齢者にとっては、見慣れた顔だから言えることや甘えられる部分がある。

例えば、避難先から戻ってきて、心を病んでごみ屋敷になりつつある方がいた。我々も心の相談などで訪問したが、何年も改善は見られなかった。そのようななか、地域の方々が立ち上がり、地区の区長や民生委員が片付けの同意を得て、見事に成功させたことがあった。その方自身は片付けをしたわけではなく、きれいになっていく様子を見ていただけだったというのが、次の支援として、弁当サービスにつながって、さらに週1回から徐々に増えていった。

行政がいくら関わってもうまくいかなかったことが、地域の元気な高齢者の方に入ってもらって一気に進むこともあり得る。

Q13. 市で行っている弁当サービスは、見守りも兼ねたものなのか。

A13. そうである。市独自の取組みである。

Q14. フレイル予防という観点から高齢者が集まる場が必要と考えるが、現在小高区ではサロンの設置数が低調である。要因はなにか。

A14. 週1サロン事業は震災後に原町区で立ち上がったが、小高区は震災前はサロンが活発だった地域である。75歳以上の人は老人会に参加しにくいということで、75歳以上向けのサロンを立ち上げた地区があったり、昔は農協で、女性の方にヘルパーの初任者研修を受けてもらう取組があったり、そうした方が民生委員の方とともに、地区ごとのサロン活動を立ち上げていた。

震災後は、そうした方が全員戻っておらず立ち上がりが鈍いことが1つ。もう1つは、サロンが多くあったのは沿岸部であり、行政区自体がなくなってしまっていて再開できない地区もある。

Q15. サロンを設置するとしても、高齢者がバラバラに存在している場合、そこへ行くのが億劫ということもあると考えるが、サロンの配置について課題はあるのか。

A15. 小高の場合、サロンを設置するのは行政区の公会堂のようなところになるだろう。ゆえに、移動手段としては、基本的に歩いて行けるということになる。しかし、そういった場所への設置が難しいとなると、まちの中に集散的に設置することになる。すると、小高の中であれば、ジャンボタクシーが交通手段になると考えられる。

可能であれば、すべての高齢者の方が住んでいるところの近くでサロンが設置されていると参加しやすいのでよい。そうした設置ができているのは、比較的山間に多いようである。街中と山間は戻りやすいのかもしれない。海側は住まいを失って戻らない人が多いだろう。

Q16. 震災前と震災後でフレイル進行の傾向に変化はあったのか。

A16. 肥満率や体重増加率が、こどもを含め高くなった。運動する機会がないことに加え、農作業が以前のようにできない。タケノコ掘りやきのこ狩りも放射能の影響でできないので、自然と外に出て運動する機会が減った。野菜を作っても野生動物に食べられてしまうため、高齢者の方の意欲減退にもつながっている。

Q17. 放射能が心配で戻ってこないという人はいるのか。

A17. いるだろう。私自身は放射能に対する不安で戻らなかったわけではない。個人差があるので難しいが、自主避難をした人について責める声もあったので、そういう差はどうしてもあるだろう。

Q18. 地域づくり加速化事業の中で、通所C型の拡充を狙う背景は何か。

A18. 人手の問題もあるだろうし、きっかけが重要なので互助の意識づくりという面もあるだろう。

高齢者の集まる機会が減った影響は大きい。沿岸部は震災前にあった行政区ごとの運動会（町民大会）が行われていた地区で、行政区ごとの結束力が非常に強かった。しかし、津波の影響で行政区がなくなり、サロンも立ち上がらないので、「お茶べりんピック」という、「お茶」を飲みながら「おしゃべり」をしてちょっとした競技をやるという取組をした。その結果、サロン活動が再開した地区もあったので、きっかけづくりという面がある。

Q19. これまでのヒアリングから小高には自分で何かをしようという人が多い印象があるが、高齢者の自主性が失われたことには、支援の方法等以外にも何か要因があったのか。

A19. 高齢者は、サロンのような取組をやってもらうことに慣れてしまったことが大きいと思う。

ここにいる若い方々は、様々な新しい取組をしていて、そうした方々を集めた会合のようなものを開催していたが、コロナの影響で止まっている。しかし、新しい取組があちこちでバラバラにやられている状況なので、広く伝わっていかないという課題もあるのかもしれない。

Q20. 起業家と元から小高にいる人のコミュニケーションはどうなっているのか。

A20. 住民の方々に起業家等の取組が行き届いてない印象がある。新しいものと新しいものを支援する人に加えもう1つ、新しいものに携わっていない元からいる人をつなぐ機能が必要なのだろう。

私が、そのようなつながりを持つという取組を知らないだけかもしれないが、関知している限りでは、起業家の方の取組は敷居が高いという声もあるので、もう1歩何かが必要かもしれない。

Q21. 全町避難となった自治体は完全にコミュニティが破壊されているというイメージだったが、今回の話を伺う限り、小高区ではコミュニティは1度ゼロになってはいるが、そこから弱っているなりにコミュニティを再建し、ある程度機能しているという印象を受けた。そのような認識で相違ないか。

A21. 相違ない。戻った人はある程度自分で何かをする力のある人という印象であるし、難しさはあるがこの地でやり直したいという方が多いと感じる。新しい形のコミュニティが戻ってきていると思う。

(度山) 要介護度の低い方には、サービスを受けるというよりは、自助・互助による支えあいの政策が最近打たれている。そのような中、どのようにコミュニティを構築するのかは、全国津々浦々で課題とされている。小高ではある程度コミュニティが機能していることから、そのような自助・互助に必要なコミュニティの構築も不可能ではないと考えているのか。

不可能ではないと考えている。不便なのが分かって帰ってきている人が多いので、コミュニティも機能するのだろう。ただ、コロナという新たな課題がコミュニティの断絶に大きな影響をもたらした。

Q22. 元の場所に戻った人はコミュニティに入れるとして、住めなくなったことで市内の別の場所に戻るしか選択がなかった人はどうなっているのか。

A22. コミュニティに何とか入ろうとする人もいれば、自分でできると考えている人もいる。All or nothing的になってしまっている。コミュニティに入ろうという努力をできる人とできない人がいるので、できない人がだめだというのは違うだろう。

Q23. 移住者がコミュニティに入っていくハードルはあるか。

A23. 外から入ってきた人からは、小高は温かいという話をよく聞く。新しいものへの寛容度は高いのかもしれない。

Q24. 移住者に温かいというのは、移住と避難の違いもあるか。

A24. 個人の見解だが、移住者とは違い、避難した人は被災の度合いや賠償金の話などで、心のどこかで違いを感じているのではないかと。そうは思っていない人もいるだろうが、そういう見解の違いも壁になっているかもしれない。

また、戻ってきたタイミングによる違いもある。平成28年の避難指示解除後すぐに戻った人は、その人たちである程度コミュニティを作っているのだから、後から戻った人がなかなか馴染めないこともあったようだ。そうした空気はいつかなくなるかもしれないが、全員を含めたコミュニティの構築は難しい。

最初に戻ってきた人たちは、特別な苦労を共にした仲間のような連帯感を持っているのだろう。そのような気持ちがあったから頑張れたところもあるだろう。ゆえに、それをだめなものとも考えることもできないだろう。

Q25. 介護予防を進めていくうえで、今後取り組みたいことはなにか。

A25. 最初に話した定例会を始めたことで、ある程度の意識の共有ができるようになったので、それぞれの取組をつなげていきたい。地域の方々が、自分がやれることを無理なくやる中で、フレイル予防やコミュニティづくりをするためのきっかけづくりを担っていきたい。それは、包括支援センターだけではなく、専門職が一体となってやるべきであろう。

原町商工会議所様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年8月19日 13:00～14:30
場所	原町商工会議所 会頭室
協力者	事務局長兼中小企業相談所長 門馬幸生様 中小企業相談所 企画課係長 経営指導員 田村紘史様 中小企業相談所 指導課係長 経営指導員 鈴木佳小里様 中小企業相談所 企画課主事 経営指導員 佐藤史卓様
調査内容	事前送付の製造業における人員不足及び小売サービス業の現状等のご回答と質疑応答。
参加者	(学生) 天羽恒太郎、石田晋、小原倫太郎、新妻憲太郎 (WSD担当教員) 御手洗潤教授 以上5名

質疑応答

Q1. 市内の製造業の企業が抱えている人材確保・雇用に関する課題及びその要因はあるいか。また、この課題に対して、貴団体が行っている支援や働きかけはあるか。

A1. (田村様) 推測になるが、雇用の問題は他産業と比較してそれほど大きくはないと考えている。原町商工会議所のアンケート結果と「経済センサス」の結果を比較したところ、市内の従業者数・企業数はともに減少していたが、製造品出荷額及び付加価値額については、平成24年以降は右肩上がり増額しており、労働力不足にある中でも、設備投資を行ったことで生産性が向上していることが分かる。ただ、売上については、受注の減少や国内需要の動向、仕入れ価格の高騰などが影響し、コロナ禍以降低迷している。売上が減少し、従業員数が減少しているという点から、人手不足によって受注を逃しているのではないかと。働きかけについては、商工会議所が直接できることは少ないが、補助金受給のための支援など側面的な働きかけを行っている。また、省エネ・省力化補助金を事業者の方に提案することで、生産活動を継続させるサポートを行っている。一方、支援機関も将来的にはこれまでとは異なる一歩踏み込んだアプローチを行っていかねばならないのではないかと。

(鈴木様) 求人を募集しても応募がないことが課題である。震災で多くの従業員が避難し帰還していないため絶対的な労働者数が減少しているのが根本的要因である。加えて、復興工業団地の整備による課題もある。企業立地補助金によって大規模な工場が建設されているが、要件として地元で新規採用することが求められる。新規企業は給与が高く、労働環境も良い印象を抱かれることが多いので、地元の若い人材が新規の企業に集まりやすい。その結果、企業間で限られている従業員を取り合い、全体的に人員不足が顕著になっている。

Q2. 貴団体は、生産性向上のための設備導入にあたって補助金を紹介するなどの支援を行っている認識しているが、小規模の企業などに補助金が給付され、設備が導入される流れが円滑に進んでいるのか。

A2. 補助金の申請は、二の足を踏むことなく、意外と利用されている印象はある。国・県・市がそれぞれ省力化のための補助金を持っているので、企業から相談を受けることは少なくない。しかし、全部の企業が省力化に対応できるわけではなく、新しい機械をすぐ導入できるかというところではない。全ての企業には対応が難しく、生産性や出荷額が増加している企業とそうでない企業が二極化して出ている一面があるのではないかと。

- Q3. 先ほどのご回答の中で、大企業が参入し人材の取り合いが発生しているというお話があったが、その背景には、参入してくる企業に地元労働者の雇用が条件として存在していることが挙げられるのか。
- A3. 復興団地に新しく建てた多くの企業は、国の企業立地補助金と南相馬市の企業立地助成制度をセットで使っている。その交付決定の要件として、被災時に福島県に住民票があった方の新規雇用が義務付けられおり、設備投資が1億円以上の場合だと5人～10人、南相馬市の制度では、3,000万以上投資した場合は3人の雇用が義務付けられている。企業としては補助金を受け取るために、新規雇用の要件を満たさなければならない。増設・増築、工場を改築した場合の利用でも、何百人・何十人と従業員いる中で、5人～8人を追加で雇わなければならないため、本社が他県にある企業では、従業員を何人か連れてきて、南相馬市に住ませ、住民票も移させて条件を満たしていることがある。
- Q4. 報告書の中では、人材の質を課題として掲げる企業が一定数存在していた。人材の質に関して、具体的な課題はどのようなものがあるか。また、多く寄せられている相談はあるか。
- A4. 従業員の育成に関する相談は多くない。人材育成に照準を絞って支援を行うというと、商工会議所にできることはセミナーしかない。しかし、どのような分野の講師を呼び、何のテーマで開催するかを考えた際に、商工会議所としては経営とは異なる分野であり、製造現場のノウハウがないため苦手なところだと感じている。課題を挙げると、企業も即戦力を求めているため人材育成には時間と費用がかけられないことによって、従業員が不満を感じ離職してしまうことが挙げられる。自分が作っている製品が何に使われているか分からず、働いている意義を見出しにくくなってしまったという事例もある。
- Q5. 報告書では、若い人材が集まらないという課題も挙げられていたが、進出してきた企業に人材が偏っていることが起因しているのか。
- A5. その可能性もあるが、高校を卒業した人材が一度転出してしまうことが影響している。市も一度出ていく学生にお金を出していることから、一度転出することはやむを得ないという考えを持っているのではないかな。高卒で地元就職するというのが昔のスタンダードだったが、進学率が上がり、高卒で製造業の工場や建設業の企業に務めるよりも、大学や専門学校に進学する生徒が増えた。その結果、企業が就職を期待していた学生が転出してしまい、転出先で就職してしまう。加えて、南相馬市内の比較的規模の大きい企業は、通年で求人募集をしているため、積極的に広報をしていないことも影響していると考えられる。
- Q6. 人材確保のために、独自の先進的な取り組みを行っている企業はあるか。
- A6. 製造業ではないが、一度採用をして資格習得後に就職することを条件に、資格専門学校の費用を出している事業所がある。加えて、自動車整備業の企業ではインターンシップを積極的に実施し、会社の雰囲気やできることを伝え、興味を持ってもらいそのまま入社してもらうことを目指している。長期的な視点では、ある製造業の方は市の協力を得て、教育機関で企業説明や現場体験を行っていた。また、2年前に福島県の主催で「キッザニア」と呼ばれる職業体験を地域版という形で開催した事例がある。企業にエントリーを呼びかけ、保護者や子どもに市内の企業を体験し、見てもらい、認知をしてもらうことを目的とした。今の子供が将来的にこの地域で働いてもらうために、キッザニアは大きな影響がある。小中学生に対して、BtoB企業をはじめ地元で面白い企業があることを知ってもらういい機会だと思う。特に、この地域であれば働きたいなら実業高校、それ以外であれば進学校というように進路選択が決められていることが多い。したがって、ある程度地元を見ながら、将来的にこの企業で働きたいとイメージができれば、少し地元についての興味も湧くと思う。キッザニアの事例は長期的なものだが、ぜひ取り組み続けてほしい。
- Q7. 製造業における人材確保について、市その他の行政機関に求める施策などはあるか。

A7. 知ってもらうことが重要である。地元企業や仕事を様々な媒体を使って発信して知ってもらうことが必要になる。現状、「みなみそうま就職ナビ」があるが、より詳細な情報の発信の余地があると感じる。一方で、このようなサイトを運営している自治体は多くはないと思う。行政も公平性の観点で難しいとは思いますが、ホームページで企業を紹介するという取り組みは素晴らしいし、続けていただきたい。一方で、雇用問題には特効薬がない。特にBtoB企業については、一般の方に認知されにくいことが多いため、現行のキッザニアやインターンシップ、就業体験会、合同説明会など、地元企業と触れる取り組みを継続的に行う必要がある。もう一つは、働きやすい・生活しやすい都市機能を整備する必要があると思う。将来的に、福島イノベーション・コースト構想によって浪江地区に研究者の方が集まることは予測されるが、都市機能の水準が高い地域が選ばれると考える。この点、南相馬市は、子育て・医療の部分については力を入れていると感じる。都市機能水準を高める取り組みについては積極的に行っていただきたい。

Q8. 一般的にものづくりの企業が集中する地域には、中小企業が主に部品などを担当し、大企業から受注していることが多いと認識している。そこでは、中小企業が先細ってしまうと、大企業にも影響が出るという事例を見聞きしたことがあるのだが、南相馬市にもそういった実態はあるか。

A8. そのような実態は十分にある。地場産業の企業は下請けが多いため、下請けが先細れば、元請けにも影響し、地域経済には大きな影響が及ぶ。しかしながら、元請けにとっては、安く、早い納期で、設計図通りに製造してもらえれば問題はないため、この地域の下請けにこだわる必要はなく、外の地域に発注して代替できる。したがって、下請け企業は独自の技術を磨き、オリジナルな製品を作っていかなければならないと考える。何か突出するものがない限りは事業の継続は難しくなるだろう。加えて、後継者問題も指摘されていることから将来的に企業がなくなり、先細りしていくことが予測される。その意味では、製造業の下請け企業がなくなれば、雇用の影響をはじめ、多方面に影響が及ぶ。この地域には、下請けと元請けの関係性が非常に強い企業が多く、リスクが大きい。一部企業は、改善に動いているところもあるが、サプライチェーンを転換していくことは難しい。

Q9. 小高区の小売・サービス業が抱えている「来客数の減少に伴う売上減少」を課題と認識し、来客数を増やすための施策を検討している。そこで小高区に新設した飯崎産業団地や現在整備中の小高復興産業団地に働きに来る方が、減少した区内の来客数を回復させるための新たなターゲットになるのではないかと考えているが、このような「小高区の産業団地に来る方をターゲットにし、小高区内で減少した来客数を回復させる」という仮説について効果や実現可能性等の観点から意見を伺いたい。また、過去に南相馬市に整備された復興工業団地などの産業団地が、その周辺の小売・サービス事業者にもたらした経済的な効果やその実感について事業者目線の声はあるか。

A9. 肌感覚だが、小売業に対して影響があったかは疑問がある。店で買わなくともインターネットで購入が可能であるため、恩恵は大きくないだろう。また、産業団地には、小高区の住民よりも外に住む人が働きに来ると考えられる。したがって、小高区で物品を購入したり、飲食したりすることは少ないと推測される。一方で、一番の恩恵があったのは、建設業である。また、交通と宿泊業も挙げられる。交通事業者については、ロボットテストフィールドがあるため、研究者がタクシーやバス、レンタカー、電車を利用することが多い。製造業については、産業団地は、産業を生み出し、地元で仕事を発注する施設ではないので恩恵は限定的であると考え。コンビニについては利益を上げているが、その分飲食業などの需要を取りこぼしていることを意味しているので、顧客の取り込みがうまくいっていないと考えられる。

Q10. 都市機能を整備するために、対策という点で、事業の在り方やサービスを変えることが必要になると考え

られるが、その際に市や商工会議所がどのような働きかけを行っているのか。

A10. 一つは、無人ストアがある。市が「ロボットの町」を掲げている中で、福島相双支援機構がキャッシュレスや無人販売を積極的に広めていた。ロボットテストフィールドは規模が大きいにも関わらず、コンビニもない場所であった。そこで、地元のスーパーが商品を納入する店舗や無人ストアを導入した、どの程度売上があるかは定かではないが、規模が拡大されているので、ある程度の需要があると考えられる。現状は、一部の事業所への導入であるが、「株式会社ゆめサポート」や、他の規模の大きい工場からも要望がある。

Q11. 現在、南相馬市では小売業・サービス業を営む事業者を対象に既存事業者チャレンジ支援事業を行っており、新設備の導入や新商品の開発、販路拡大などについて経費の補助といった金銭的な支援を行っていると認識している。この制度は「コロナ禍で新たな事業に取り組むための経費の高さ」という困りごとが事業者に生じていたことが理由で作られたと考えている。そこで上記の「新たな取り組みにかかる経費」以外の小売・サービス業を営む事業者が現在抱えている困りごと・課題があれば伺いたい。また、それらの課題について市に求めたい施策などの声はあるか。

A11. チャレンジ補助金制度については、我々の声を聞いていただいて創設され、かなり簡易的に申請が可能であるので、事業者の方にもかなり利用していただいている。元々、国の持続化補助金があり、小規模事業者のベースとして長期間使われ続けているが、全国規模であるので、なかなか採択が進まない実態があった。そこで、福島県が県版をつくり、市も続いたため、採択されやすくなった。ただ、チャレンジ補助金の対象は、販路開拓に資する新設の施設や新しい取り組みに対するものに限られる。実際には、そうでない設備投資も存在するため、生産性向上に関するものでなくとも、給付対象に拡大していただけるとありがたい。

Q12. まちづくりの支援としては、例えば何があるか。

A12. 「何があるか」と言えば言えないが、とにかく加速させなくてはならない。実施計画を作って、商業者が何を求めているか、市民が何を求めているかについてのヒアリングが重要である。重要な市の施策として位置づけなくてはならないと思う。コンパクトシティのような施策は幻想的な考え方だが、まちづくりのベースになってくると考える。免許返納が進む中で、ある程度都市機能を集約化していくことは、原点回帰になる。加えて、イベントをはじめ民間団体の活動に対しての支援や、金銭的な支援など、行政が主体的にやるのではなく、民間の後押しをして欲しい。行政主体では、継続も難しく、税金を原資として継続していくのは疑問がある。自分たちのまちは自分たちで作るという意識の下で動いていく必要がある。

Q13. 現状、まちづくり協議会のようなものはあるのか。

A13. 現状、まちづくり協議会はない。商店街については単一区にはあるが、連合体のようなものは実質存在していない状態である。以前は十数個の商店街があり、ほとんどの商店が連合会に所属しており活発に動いていたが、現在は10数個のうち3つ程度しか所属していない状況である。ほとんど、事業もできない状況で、街路灯をつくるために結成した連合会もあり、形骸化している。

小高交流センター 五十嵐竜也様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年8月19日 15:30～17:30
場所	小高交流センター 多目的室
協力者	南相馬市 小高区地域振興課 復興拠点施設 担当係長 五十嵐竜也様
調査内容	小高交流センターの活用について、施設を案内いただいたのち、質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、小原倫太郎、日下部礼貴、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD教員) 御手洗潤教授 以上6名

質疑応答

Q1. 基本的には施設内のどの機能も、利用は無料なのか。

- A1. 市内に拠点のある法人、また、団体、市内に居住する個人の方については、復興拠点施設の目的に寄与するという目的で使用される場合には減免扱いとなっている。営利目的での利用、また市外の方が利用する場合には利用料金が発生する。

コワーキングスペースとして想定していたチャレンジオフィスについては、月1万円の利用料が発生する。現在は利用が一人となっている。

(御手洗) 業者が入っている殿様食堂やカフェの部分のテナント料も取っていないのか。

そうである。当初テナント料はいただきず、その後帰還者の状況を踏まえ、経営状況を見ながらテナント料をいただく予定であったが、コロナ禍の影響で延長となっている。

Q2. 小高交流センターは市が運営していると認識しているが、運営をする中で現在抱えている課題や困りごとはあるか。

- A2. 平成31年1月26日に、地域内での多世代交流を実現し地域を活性化させることと、賑わいを創出しコミュニティの再構築を図ることを目的として供用開始されたのが本施設である。財源のほとんどが国の福島復興再生加速化交付金と福島県の避難地域復興拠点推進交付金で、あわせて約17億円である。

5年間の運営の中で、当初の目的・想定とのギャップが出てきた部分がある。チャレンジオフィスは、コワーキングスペースとして想定していたが、小高区内でコワーキングスペースが増えてきており、今後の利活用形態を再考する段階にあると考えている。今入っている方にも聞き取りをしながら、検討していきたい。

来館者数について、初年度は10万人を超えていたが、コロナの影響によって自主事業等も自粛せざるを得ず、7～8万人程度となっていた。昨年度から規制も緩和されたが、約8万人強で停滞している。継続的に利用者数を伸ばすような取組が必要であると考えている。

そこで、従来、土日祝日は施設開放のみであったが、講師等呼び、自主事業を始めた。また、夜間帯の講座も開始し、新規の利用者の獲得を目指している。

(新妻) 交流センターとしては利用者数を伸ばしていきたい方向性なのか。

そうである。貸館業務だけをしていけばよいわけではなく、来館者数を伸ばす必要がある。南相馬市外の方の施設利用も増えつつあるので、そういった取り込みも検討したい。

Q3. 過去には、指定管理者制度で交流センターをすることを検討していたと認識している。現在は運営について民間活力を生かす案等はあるか。

A3. 設置条例において指定管理者制度を前提とした施設としている。交流センターは、その目的から、単なる貸館業務ではなく、自主事業を含めて地域の復興に資する運営がなされなければならない。そういったノウハウを持つ事業者が、現在はなかなか見つからず、直営のままである。

令和6年度の指定管理者制度導入計画があり、令和8年度から指定管理者による運営を目指すことになっている。復興拠点施設であることを踏まえ、地域住民と移住者をつなぐハブのような施設として運営できる事業者を選定したいと考えている。単なる貸館業務であれば、通例、事業者には維持・管理をお願いするかたちであるが、小高交流センターの場合は、この施設を利活用して地域の人々を結び付ける、ある程度専門的な運営のノウハウを要する。

(新妻) 指定管理者制度による維持・管理・運営となると、①なり手が現れるか、②そのなり手に資質があるかの2段階のハードルがある認識で相違ないか。

①のなり手が現れるかという点については、指定管理者としてやりたい事業者の声もあるが、②について課題があると認識している。担い手については、市内外を問わず検討している。

(御手洗) 市内のほかの施設の指定管理者は、どのような事業者か。

ほとんどの施設は貸館業務が多く、一部NPO法人も見られるが、民間事業者である。例えば、区内にあるNIKOパークには、施設運営に関する企画提案等も行える事業者が入っていて、NIKOパークと交流センターがコラボしたイベント等も実施している。そういった事業者に交流センターの指定管理者について手をあげていただければと思う。

(御手洗) 浮舟文化会館と小高交流センターの役割の差は何か。

小高交流センターでは、施設の目的である「多世代の交流」、「街なかの賑わい創出」、「地域コミュニティの再構築」を図るために、子どもから高齢者までの幅広い年代を対象とした各種の事業を実施している。

浮舟文化会館では、社会教育法に基づき市民に向けて生涯学習事業を実施しているもので、目的が異なると考えている。

(御手洗) 浮舟文化会館は文化教育施設なので、生涯学習の視点から高齢者利用がメインになるのか。

生涯学習の視点は、高齢者利用がメインではない。ただ、結果として小高では高齢者の利用者が多い状況にある。

(御手洗) それに対して、小高交流センターは多世代交流で賑わいを創出するというのが目的か。

特定の世代向けではなく多世代がポイントである。

(新妻) とすると、それぞれの施設について、個々の機能でみるとかぶっている点も多くあるのか。

小高交流センターで行われているヨガ教室等、他の施設でも実施可能なものもある。

(新妻) 逆に、この事業内容であればこっちの施設でのように、施設ごとの横の連携はあるか。

この事業は交流センターでできないか等の相談が他施設からあった場合、検討を経て実施することになる。

Q4. 外部からの利用者を増やすことについて、施設を総覧し、市民向けの機能が多くの印象を受けた。今ある機能を使ってどのように外からの利用者呼び込むのか。

A4. イベントによって外部から人を呼ぶ可能性はある。例えば、南相馬市と協定を結んでいる事業者が行ったイベントでは、施設を全て貸し切って開催された。そうすると、普段活用されない設備も活用される可能性が生まれるうえ、その口コミによって、外部からの利用につながることもあるだろう。

(新妻) 機能よりは、コンテンツによって呼び込むのか。

HP上での宣伝等も行っているが、利用者の口コミで広がってほしいと考えている。

(御手洗) 今の施設を見ると、外から人が来て、特定の機能について何か使いたいと直接要望するようなことはないだろう。外から来る人が交流センターを活用することを考えると、施設そのものの機能を変える必要が出てくる。そうすると、地域住民の需要をとるのか、外部の利用可能性のある人の需要をとるのかという相反する利益の選択になり得るのではないかと考える。利用者の増加が主たる課題であるので、多少地域住民に不便をかけることはあるかもしれないが、外部からの利用が可能な形態を模索することが重要なのか。それとも、今の機能を損なわず、できるだけ外から来てもらうのか。

もともと、この施設の役割は、戻ってきた方々がまた新たなコミュニティを形成することに資することであった。居住人口が戻らない中で、小高区内だけでこの施設を成り立たせるのは、なかなかうまくいかない。やみくもに利用形態を変えて外部から人を取り込むのではなく、利用できるはずの外部の人を呼び込むことが重要であると考えている。

(御手洗) ということは、利用形態は変えない方がよいのか。

一部検討が必要なところはあるだろうが、基本的にはそうである。

(御手洗) 賑わいよりはコミュニティ優先で相違ないか。

賑わいについても考えているがコミュニティが優先と考える。

Q5. スペースごとの利用状況はどうなっているのか。

A5. 一番利用者数が多いのは多目的室で、キッチンスペースの利用者数が少ない。月2回の子ども食堂の利用があるが、それ以外では本来の調理用途ではほとんど利用されていない。多目的室は、近隣の老人福祉センターが令和5年度をもって廃止となり、数団体が代替施設として交流センターを使うようになった。

ラシクルについては、外部団体の利用が増えており、生糸づくりをしている方の展示や、作家等呼んで販売イベントをすることもある。浮舟文化会館で行われたイベントの後に、夜間利用としてそのイベントに参加したパネリスト等を交えて、交流を図る催しが行われた事例もある。

和室は、高齢者向けのサロンの開催や囲碁サークルでの利用もある。高齢者向けのサロンについては、のんびりと交流を楽しむほか、多目的室を利用してゲームやカラオケをする等のアクティブな活動をしている。そのほか、多目的室は企業の新人研修等で活用されることもある。

エクササイズルームは、ダンス教室やヨガ教室での利用がある。フリーエリアでは、無料Wi-Fiが完備されていることから、高校生の利用や、事業者の作業スペース等、様々な用途に利用されている。

Q6. 子育てサロンについて、一時預かり的な機能として使う余地はあるのか。

A6. 一時期、保育士を配置して預かり機能を持たせることも検討されたが、現在は検討されていない。

(阿部) 実現に至らなかったのは、人手の部分の問題なのか、施設の機能としての問題なのか。

人手の部分と、需要の部分があると思う。他の施設でも保育士が足りないと言われている中、交流センターにも配置することは難しいし、配置しても預かり自体の需要が見込めるのかという課題もある。

Q7. 企業の活用について、どのような形態があるのか。

A7. 企業内研修で施設を利用したり、人材育成の目的で子育てサロンの事業者を活用いただいたりということがある。我々の方から営業をかけることはないが、積極的に貸出しをしている。

(新妻) 企業の需要はスペースなのか、設備なのか。

スペースであると考えている。プロジェクターやスクリーンの貸出しも行っている。

(新妻) そのような利用であれば、浮舟文化会館でも可能なのではないか。

浮舟文化会館でも可能であると思う。しかし、そのような中で交流センターを選んでいただいている。

Q8. 交流センター内で物販を行うときの課題は何か。

A8. 物販を行った事例として、多目的室を1日貸切り営利目的で利用したことがあり、要望があれば施設を貸出すことは可能である。常駐で何かをやる場合、今はマルシェがあるのでそこに参加していただく形になるだろう。地元の作家がマルシェに登録し、作品を販売していることもあるので、農作物でなくともマルシェで物販を行うのは可能である。

その他、現在テナントが入っている部分について、アンテナショップ的なものが入っていれば、そこに登録して販売をすることも可能だったかもしれないと思う部分はある。

(新妻) マルシェについて、小高で取られた野菜を売っているところは独自性があると感じた。先ほどの話にあったアンテナショップを交流センターのどこかでやることは不可能なのか。

今、マルシェやテナントに入らせていただいている事業者の説明をしながら進めていかななくてはいけないことだろう。現在も、事業者等と話し合いの機会を持っているが、今後の検討にはなり得るのではないかな。

(新妻) 起業する一歩手前の人が、スペースを借りて販売に活用するのは聞いたことがある。

そういうことができればとも思うが、現在マルシェの方に登録することで似た機能を果たすことができる。実際、3店舗ほど、ガラス細工等の販売をしている。

(新妻) 現実的にはチャレンジショップに改修するよりは、マルシェに登録の方が早いのではないかな。

そういうことになると思う。そこを足掛かりにして、事業展開することもあるかと思う。

Q9. マルシェが開いていない日に、そのスペースを利用することは可能なのか。

A9. 可能である。実際に「みらい農業学校⁴⁸⁶」から農作物の販売をマルシェのスペースでできないかという相談があったが、店番を持ち回りでやらないといけないことが1つのハードルとなって実現には至っていない。

⁴⁸⁶ みらい農業学校は、令和6年度から開始した、旧鳩原幼稚園を改修した施設等を利用し、1年間の農業研修を行う取組。南相馬市からは、在学中の住宅支援や就農時の家賃支援、就農準備支援等が受けられる。南相馬市農林水産部農政課から株式会社マイファームが受託して行われている事業。

区役所の入り口でマルシェの出張販売を木曜日に行っている。様々な取組を行っていても、その取組が知られていない。区役所でもマルシェを知らない職員がいるので始めたものである。

(新妻) マルシェと被らないように、そのスペースを利用して販売を行うことは可能だが、人手の問題は事業者が担う部分なので、みらい農業学校の場合は、実現に至らなかったということか。

夜間の販売を行いたいことがあった場合、警備員しかいない中で営業してもらうことになるので、防犯の面に課題がある。

Q10. 自主事業のみならず、0円食堂や企業等の事業者が主催するイベントの広報は交流センターとして行っているのか。

A10. 自主事業や小高交流センターも関わっている「おだかつながる市」のようなイベントに関しては、周知等を行うことはある。しかし、それ以外で施設を貸し切って行われるようなイベントに関しては、特に周知等を行っていることはない。ポスター掲示のお願い等がある場合は対応可能である。

(新妻) 広報について違いがあるのは、何か理由があつてのことなのか。

市や交流センターの後援のない事業について制限がある。ただ、起業家の方が行う体験型ワークショップ等も多く開催されており、地域おこし協力隊の方がかかわっている場合は交流センターも支援することになっているので、案内等を出すことはしている。

(新妻) 行政は発信力が強いと考えている。そこで外部の企業等が行う事業についても積極的に発信していくことは、交流センター自体のPRにつながるのではないか。

今後の検討課題となる部分だと思う。

Q11. 交流センターとしての課題意識はどこか。

A11. チャレンジオフィスの利活用の低調等かと思う。

Q12. 施設の問題よりは、実際に運営をしていくうえでの課題意識がどこにあるのかを伺いたい。

A12. 施設の本来の目的が達成されるような利用形態になっていないことと、そもそもの利用者数が少ないことだろう。施設の用途変更も検討する必要がある。

Q13. 運営における費用はどのくらいなのか。

A13. 決算ベースで令和5年度：51,388千円 令和4年度：48,939千円 令和3年度：48,092千円である。

Q14. 運営費は自主財源から拠出しているのか。

A14. 震災復興特別交付税のほか、一部自主財源として施設使用料等を充てているが、殆どは基金等市の一般財源による運営となっている。

Q15. 運営費の内訳はどのようになっているのか。

A15. 施設の維持管理費、人件費、自主事業費用（講師謝礼等）が主なものになる。

ふくしま12市町村移住支援センター様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年8月21日 13：00～14：40
場所	双葉地方会館 中会議室
協力者	公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構 ふくしま12市町村移住支援センター 副センター長 藤川城一様 副センター長 秋元一孝様
調査内容	事前送付の若年女性への移住施策等の質問に対するご回答と質疑応答
参加者	(WSD学生) 天羽恒太郎、石田晋、中濱早苗、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗教授 以上 5 名

質疑応答

Q1. 12市町村における人口減少・少子高齢化の問題の解決に向けては、出生者数の増加に寄与する出産・子育て世帯をターゲットとした移住政策が必要だと考えている。そして出産・子育て世帯の移住を促進するためには、出産・子育てそのものを支える施策のほか、子育て世代の女性、特にこどもを産み育てる中心世代である若年女性（約20歳～約39歳の女性）を主なターゲットにした移住政策も考える必要があるのではないかと考えている。現在、特に若年女性をターゲットにした移住施策は行っているか。行っている場合、その施策の内容を具体的に教示していただきたい。行っていない場合、施策とまではいえなくとも、若年女性を意識して行った、または行っている12市町村の移住PRや相談対応の事例等があれば紹介していただきたい。

A1. 田村市は市外から転入する子育て世帯（15歳以下の子を持つ世帯）が転入から3年以内に住宅を新築した際には100万円を補助している。南相馬市は3人以上のこどもを持つ世帯の住宅取得者に対して最大200万円の奨励金を交付しており、誕生祝い品の支給から、0～2歳児の保育料無料、医療費無料化等の制度を設けている。広野町は、3歳から中学生まで地元産品を使用した給食を無償化しており、出産や小・中の入学時に祝い金を支給している。楡葉町は子育て世帯に加え、若年夫婦にも住宅を取得した際に100万円の奨励金を交付している。富岡町は児童生徒の就学に要する費用を無償にしており、子育て世帯に生活支援の奨励金を交付している。川内村、大熊町、葛尾村等も独自のインセンティブを設けて若年の子育て世帯層を積極的に呼び込んでいる。12市町村それぞれに設置されている移住の相談対応窓口では、女性の方が対応しているケースが多く、南相馬市の相談対応窓口「よりみち」では若い女性スタッフが多く対応している。このように、12市町村全てで、子育て世帯の移住を促進するための制度を設けて移住者の呼び込みをしている。

福島県においては、移住支援金制度が令和3年度から設けられている。令和3年度と令和4年度は、世帯に200万円、単身に100万円の移住支援金を交付した。これは全国で施行されている移住支援金制度の2倍に相当する額である。令和5年度からは、こども一人につき100万円の移住支援金が加算される制度が拡充され、夫婦とこども3人で被災12市町村に移住する場合は、世帯200万円に加え、こども3人で300万円、合計で500万円が支給されるという手厚い制度となっている。令和4年度の子育て世帯の移住支援金の加算制度がなかったときには、12市町村への子育て世帯の移住者は25世帯で45人であったが、同制度が設けられた令和5年度には44世帯82人に増えており、一定の効果があったと認識している。

若者女性をターゲットとした移住政策やインセンティブは、現代社会におけるジェンダーレスの観点から、不公平感から馴染まないと思っている。女性の方に更に来てもらいたい、女性だけを優遇するということはできない。

ふくしま12市町村移住支援センターでは、「未来ワークふくしま」というポータルサイトを立ち上げ、積極的に情報発信を行っているが、その中で「ふくしま12で安心子育て」というページを作成し、12市町村の子育て関連情報を広くPRしている。実際に移住した子育て世帯の方の移住に至った経緯や実際に住んでみた感想をインタビューした記事を同ポータルサイトに掲載している。また、子育て世帯を対象とした移住体験ツアーを昨年度は1回開催し、多くの方に参加していただいたが、非常に好評であった。このようなツアーに参加したからといって、すぐに移住するということにつながるわけではないが、移住に向けてプラスに働いているのではないかと考えている。移住体験ツアーを契機に来た方が、ネクストアクションとしてその地域について深掘りして確認するために、本センターの交通費補助制度を使って現地に来られているケースもある。

Q2. 12市町村において、子育て世代の女性が働きたいと思える職場を増やすことによって子育て世代の女性の移住を促進することは、子育て世代の女性、特に子どもを産み育てる中心世代である若年女性（約20歳～約39歳の女性）の移住促進に有効ではないかと我々は思料しているが、見解を示していただきたい。

A2. 子育て世代の女性の方が働きたいと思える職場が増えることは、12市町村ですでに暮らしている若い女性の方々が地域に定着するという面でも有効だと考えている。高校を卒業して就職するという子たちが多数いる。ただ、地域に魅力がない、地域で女性が輝ける働く場所がないということで、高校を卒業して首都圏や仙台等に出ていってしまうのが、12市町村の地域特有の問題である。そういった面から女性が働きたいと思える職場を増やすことは、非常に有効ではないかと考えている。

ふくしま12市町村移住支援センターでは、12市町村にはこんな素晴らしい企業があり、社内制度も充実しているといった企業の情報を幅広く発信している。「未来ワークふくしま」ポータルサイトからも仕事情報を見ることができるようになっている。「求人を探す」というページがあり、「女性活躍求人」というタグを設けて発信している。本センターは、同サイトに仕事情報を掲載する事業者、女性が活躍する職場環境についてもアドバイスしている。例えば育児休暇制度の導入推進や、休暇を取りやすい文化の醸成等、子育てをする女性目線での働きやすさの向上にむけたアドバイスを企業に対して行っている。求人情報では、雇用条件だけの発信ではなく、人を更に呼び込むために、会社の理念、働く方の実際の声、職場の写真等、豊富で魅力的な内容も加えて発信している。

首都圏等においては、移住セミナーを開催し、移住を検討している層に実際に12市町村に関心を深めてもらう機会を提供している。12市町村で生き生きと暮らしている子育て世帯の女性の方をセミナーに招くことでリアルな声を届ける機会を創出している。こうしたことで女性の方により多く12市町村に来てもらえないかというようなことを、本センターとしても積極的に取り組んでいる。

Q3. これまで貴センターが移住相談を行った若年女性（約20歳～約39歳の女性）の、①全相談者数の中で占める割合、②主な相談内容、③世帯構成、④既婚か未婚か、⑤年齢、⑥職業、⑦以前居住していた地域、⑧移住を検討する12市町村の地域に関する傾向について、公開可能な範囲で教示していただきたい。

A3. ①移住相談を行った若年女性の全相談者数の中で占める割合は全体の約7%である。②その主な相談内容は、移住支援金制度が最も多く、次に住まい、次に本センターが独自に行っている交通費補助制度の順で多い。③世帯構成については、夫婦と子ども等の3人以上の世帯が約36%、夫婦のみ世帯が約23%、単身世帯が約41%になっている。④既婚者は約59%、未婚者は約41%である。⑤年齢については、20歳～25歳が約1

4%、26歳～30歳が約16%、31歳～35歳が約46%、36歳～39歳が約24%となっている。⑥職業については約56%が会社員、約18%がパート・アルバイト、約16%が無職となっており、その他自営業や学生も少数いる状況である。⑦以前居住していた地域については、約40%が関東地方、約20%が北海道・東北地方、約16%が北陸地方、約10%が東海地方となっており、中国地方や関西地方からも数は多くないが相談はあるという状況である。⑧移住を検討する12市町村の地域は、南相馬市が多く、チャレンジしやすい環境のある浪江町や富岡町も多い。子育て世帯などは「学び舎ゆめの森」のある大熊町を希望する方が多い印象がある。

Q4. 12市町村への移住促進において「福島県12市町村移住支援金」が果たす役割についてどのように評価しているか。

A4. こちらは福島県の担当者の回答である。移住に係る経済的負担は大きいので、「福島県12市町村移住支援金」は、復興途上にある地域への移住に係る初期費用の補填という意味では、大きな意味があるものと考えている。都会では車がなくても生活はできるが、田舎は車社会であるため車がないとなかなか生活ができない。そういう車社会の地域に移住するに際して、この支援金を使って車を購入したいと考える方が多い。また、引っ越し費用や家財の購入費用、古い家を直して自分が望む住まいに住むための費用等にこの支援金を使っている方もいる。補助金は普通、その用途を限定することが多いが、「福島県12市町村移住支援金」は用途を限定していないため、12市町村に来て住民票を移し、実際に住むことで柔軟に使える。ただ、この支援金は、12市町村の将来的な人口の回復を目指していることもあり、就労条件（無期雇用）をクリアして5年以上継続して居住する意思のある方にのみ支給される。

12市町村にとっては人口課題の解決にもつながっていると認識している。子育て世帯に子ども1人あたり100万円を支給する移住支援金の加算制度により、子育て世帯の移住も増えており、現役世代だけではなく、将来世代の担い手の確保にも寄与していると考えている。

12市町村で起業を考えている方は、12市町村外の地域の2倍の金額が交付される「福島県12市町村移住支援金」に加え、「福島県12市町村起業支援金」の交付が受けられる。そのうえ、そもそも企業が少ないので地域内に競合他社が少なく、メリットのある地域である。

Q5. 「センターへの移住相談にあたって放射線を不安視している人はほとんどいない」と、藤川様から8月1日のメールで伺っている。とはいえ、今後12市町村への移住者をさらに増やすためには、12市町村外の人に対する風評払拭の取組がさらに必要だと認識しているか。

A5. 全国的に見れば、福島県に対するイメージが震災と原発事故があり「本当にこの地域に住めるのか」、「空気を吸っても大丈夫なのか」という方も少数であるが、まだいることは事実である。いわき市の環境省の放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターからは、転勤で福島に異動を命じられた方の家族から放射線不安の相談を受けた事例があったとの共有を受けている。ただ、こうしたケースは非常に稀である。ふくしま12市町村移住支援センターとしては、ポータルサイトやセミナー等で、復興の状況を引き続き繰り返し伝えつつ、地域の魅力を伝えて移住者を呼び込んでいきたいと考えている。

Q6. 南相馬市に移住を検討しまたは実際に移住をした方々は、同市のどのようなところに魅力を感じているのか。

A6. 本センター市町村支援課職員（南相馬市担当）の答えを紹介する。南相馬市の魅力は2つあるのではないかと考えている。

1つ目は、子育て環境が他の地域に比べて魅力的であるといわれている。南相馬市は、子育て支援制度の充実や公設の遊び場の整備等を積極的に進めており、2023年には第4回日本子育て支援大賞を受賞する等、子育て支援に力を入れて取り組んでいる。本センターの交通費補助金を利用して南相馬市を訪問される方の中には、子育て環境に興味を持ったことをきっかけに移住されたという方もいる。

2つ目は、挑戦を応援してくれる環境があるということである。各個人の性格に左右されると思うが、南相馬市では、新しいことに挑戦しようとする地域の人々が応援してくれることが多いと聞いている。小高区には起業のサポートする小高ワーカーズベースの存在もあり、起業家が多く集まる場所という環境も挑戦を応援する雰囲気の醸成に寄与しているのではないかと考えている。

本センターの南相馬市出身の職員や県外から南相馬市に移住した職員にも魅力について聞いたところ、南相馬市には、生活に必要な商業施設がある程度整っており、都会過ぎず、田舎過ぎず、ちょうどよい暮らしができるという意見があった。相馬野馬追といった歴史的な文化とロボット産業といった最先端技術が共存している点、また、仙台にもアクセスがしやすく、東京へも常磐線で行くことができること、山と海があって自然を満喫できること、馬を飼育している家庭が多くて日常的に馬を見ることができると、夏に猛暑になることが少ないこと、食べ物が美味しいことを魅力として挙げている。

Q7. 南相馬市は野馬追を中心に馬事文化をPRしているが、こうした特徴的な地域文化が他地域からの移住促進の鍵となる潜在的可能性はどの程度あるのか、考えを聞かせていただきたい。

A7. 地域文化をきっかけに一度その地域に興味を持って訪れてもらうことで、結果的に移住につながる可能性はあると思う。相馬野馬追には、10万人以上の来場者が来るため、南相馬市の認知拡大に十分に寄与していると思っている。相馬野馬追の存在が決め手の一つとなって南相馬市に移住し、一般社団法人Horse Valueという会社を起こして馬を活用した事業を展開している方もいる。

市内にある乗馬クラブの会員同士が仲良くなるケースもあるので、乗馬が好きな方が移住すれば、同じ趣味を持つ人のつながりが持てるため、移住してきても孤独感を感じず、コミュニティに入れて定着に結びやすいのではないかと考えている。移住促進に限らず、外部の人に地域の特徴を印象づける目的で南相馬市の馬事文化を紹介していくことはよいと思う。

Q8. 単身の女性が大学または高校を卒業してすぐに他の自治体から12市町村へ就職し、移住してくるハードルはどのくらい高いのか。

A8. 魅力的な仕事を発信しているつもりではあるが、まだまだそうした仕事が少ない。若年層の視点からは、就職したら住みたいと思えるおしゃれな住まいが小高区に限定するとあまりない。女性の視点からは美容室やネイルサロン等もありないため、南相馬市原町区やいわき市まで行く必要があつて不便を感じるかもしれない。

実際に移住した女性は、ある程度スキルがついた状態で移住されている方が多い。楡葉町には、都内の大学を卒業して、エンタメ企業で経験を詰んでから移住された方もいる。このように、ある程度社会人として経験を積み、色々な縁があつて移住するという形が多い。確かに、去年本センターが主催した移住セミナーのゲストとして来ていただいた方で、大学を卒業して富岡町の企業に就職されたという女性の方が1人いたが、大学を卒業してすぐこちらに移住した方は数としては多くない。自分なりにキャリアを見つけた後に何かのきっかけでそれを持ち運ぶことが多いという感じがする。

移住した女性の方は、飲食店やカフェで働く方が多い。また、アーティスト関係の方も多い。アーティスト関係でいえば飯館村に移住されたキャンドル作家の方がいる。川内村に移住し、クラフトビール醸造

所「株式会社ホップジャパン」に勤められている関西出身の方もいる。震災後に復興支援でボランティアや地域起こし協力隊で来られた方で、そのまま定住に至ったという若年女性のケースもあるかもしれない。

Q9. ふくしま12市町村移住支援センターが「未来ワークふくしま」で採用情報を発信することのメリットとしては12市町村の中でも色々な仕事が比較できる一覧性があると感じた。一方で、比較されることは、魅力的な待遇を準備できない企業には不利に働くのではないかと考える。こうした側面についての見解と、その解決策のイメージについて教示していただきたい。

A9. 震災が起きる前は、双葉地域に多くの高校があり、高校を卒業した学生を採用できる環境があったため、一部の企業はある意味「安住」していたといえる。しかし、震災が起きたことによっていったん人がいなくなり、人手不足で外から人を採用しないと会社が回らないときに、震災前のようにハローワークに求人票を出すか、コネクションやリファラルで人を採用していた企業が人材確保に大変苦労するようになった。このため、本センターが実施する移住求人事業に参画して、求人支援を受けている事業者がいる。

県外の方にわざわざ12市町村に転職して住んでもらうためには、会社のビジョン等を明確に言語化し、場合によっては映像にして出さないと求職者に刺さらない。「未来ワークふくしま」に電子的な求人票という形で写真等も載せられるので、会社の思い、社長の思い等が明確に伝わるように写真や言葉で出すことをブラッシュアップするという形で本センターは協力している。求人票に書いたとおりに会社を実際に回していかなければならないところもあるが、そういうところの支援もしつつ、地元の方だけではなく外の方にも会社の魅力を知ってもらって、まずはエントリーしてもらうところまでのブラッシュアップを約2年間してきている。本センターとしては、仕事の条件面を指摘しても仕方がないため、条件面で魅力的な企業とそうでない企業との大きい差が出ないように、事業者に求人票の見せ方を工夫してもらっている。

JR東日本原ノ町統括センター様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年8月21日 15:30～17:00
場所	JR東日本原ノ町統括センター 2階会議室
協力者	原ノ町統括センター 渡邊昭彦様 齋藤泰様
調査内容	原ノ町統括センターの業務内容に関し講義をいただいたのち、小高における観光開発や公共交通のあり方について質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、天羽恒太郎、石田晋、日下部礼貴、中濱早苗、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授 以上、7名

質疑応答

Q1. 小高を観光で活用しようという際に、観光資源として注目している部分はどこなのか。

A1. 観光資源としては、相馬野馬追の核となる最終日の野馬懸がある。見物という観点だけではなく、野馬追に携わる方にとっては神事という側面もあるため、文化的な側面も含めて、小高神社で開催される野馬懸は観光資源となるのではないかと考える。その他だと大悲山の石仏や、個人の方が運営されている「横田のバラ園」というバラ園があると思う。また、小高観光協会からは、毎年「駅からハイキング」という弊社の施策に協力をいただいております。観光資源を回るルートを提案してもらっている。なお、南相馬市には小高・原町・鹿島それぞれに観光協会があり、野馬追という行事は場所や日程が様々に実施されているため、そうした部分を統一した見せ方をすることをJRとしては課題として認識している。観光とは異なるが、小高の「チャレンジできる街」という点に興味を抱いて移住している方もいるので、小高で作られるものや、クラフトマンシップのようなものを持った住民の方がいるのも、小高の街としての魅力ではないかと思う。

Q2. 昨年11月に運転された臨時列車「復興 浜通り酒巡り号」は、富岡のワインや小高のクラフトサケなど、震災後活性化しつつある浜通りでの酒造りに着目した新しい取り組みだと認識している。こうしたお酒をテーマにしたイベント列車の取り組みについて、手応えと今後の課題について教えていただきたい。

A2. 当臨時列車は、昨年初めての運行だった。弊社の水戸支社では、常磐線の水戸近辺では地酒列車という形で、既に地域の酒造会社やビールメーカーと連携をして列車を走らせていた事例があった。原ノ町統括センターでも、それを参考にして浜通りエリアで同じようなことができないかと、昨年初めて実施した。実績としては、60名募集をかけたところ、発売から3日で完売した。今後も同様の取り組みができるよう、現在準備をしている。浜通りは日本酒を作る酒蔵が少ないように、「浜通りと酒」がそこまで認知されてこなかった部分があったと思う。最近では小高のhaccobaを含め、震災以降新しく浜通りでお酒を作っている事業者もいるので、そうした方々とJRが連携をして、より幅広くPRできないかと考えている。課題としては、ただ「飲んで食べて」だけでは、コンテンツとしていづれお客様に飽きられてしまうのではないかと考えている。昨年走ったイベント列車の最大のポイントは、列車から降りて駅の外の街を見てもらうことである。お酒を飲むだけではなく、新たな地域の魅力をお伝えする方法が課題だと認識している。また、JRの他のエリアではお酒だけではなく、スイーツ列車等その他のコンテンツで列車を企画、商品化しているようなところもあるので、それらを応用できるのであれば前向きに検討していきたい。

- Q3. 現状、小高だけで観光産業を成り立たせるのは難しいと認識している。そのためには、原町区・鹿島区を含め、周遊観光の中に小高を含めるということが考えられるが、そのような施策を考えるにあたっての課題を教えてください。
- A3. やはり、2次交通との連携強化は大きな課題だと感じている。ただ、それは南相馬に限らず、地方に行けばどの地域でも同じような課題を抱えている。様々な課題の中でも特に、駅から観光地への移動が不便であるがゆえに、「列車で来る」という選択肢がそもそも選ばれない点は課題だと認識している。例えば、市町村単位でコミュニティバスを運行している市町村もあるが、どちらかといえばコミュニティバスは地域の住民向けで、観光地に寄らない路線も少なくない。このように、そもそも観光周遊を目的としたルート設定ではないことが、コミュニティバスの特徴ではないかと感じている。例えば、福島県の新地町だと、つい最近コミュニティバスのルートを変更して、観光地である鹿狼山という小さな山に立ち寄るようなルートを設定した。このように、コミュニティバスの経由地に観光スポットを組み込んでいただければすごくありがたい。
- Q4. 小高駅を拠点とした観光開発を行う場合、仙台や東京からのアクセス（原ノ町での特急列車から普通列車への接続等）に改善の余地があると感じている。一方で、増便や特急停車化は利用者数を鑑みると容易ではないと認識しているが、利便性向上のために検討されている施策があれば教えてください。
- A4. 利便性の向上という点では、JR各社は毎年3月にダイヤの改正を行っており、前年度の利用の状況や、全体的な輸送体系を考慮し、列車の運転区間や時刻等の改正を行っており、弊社としてはダイヤ改正で輸送サービスの最適化を図っていく。小高駅の特急列車の停車については、ホーム有効長の問題から、現在は客扱いをすることができなくなっている。
- Q5. 現状小高駅には東口がなく、駅の東側から西側へ通り抜けられないと認識している。今後、小高復興産業団地の整備によって駅東側にも一定数の人が仕事などで集まることが想定される中、駅の東側と西側の移動をしやすくすることは、小高駅周辺の消費活動などを活発化することに繋がるのではないかと考えている。この考えについてご意見を伺いたい。また、小高駅の東西の接続を考える場合に、意義・コスト・効果などの面から懸念点・問題点といった課題があれば教えてください。
- A5. 線路で分断されている駅の東西をつなぐという意味で、JRを利用するお客様の利便性が向上することは間違いない。しかし、駅だけ整備してもいい町づくりではないため、自治体のまちづくりの方針、例えば駅前広場だったり、その他商業、住宅、学校等が特定された後にJRとして協力していく部分を考えていくような流れになると思う。JR単独で通路や駅舎整備は行っていない。
- Q6. JR東日本スタートアップ株式会社では、一般財団法人NextCommonsLabと協業し、小高駅を地域活性化のハブとして活用する取組をされていると認識している。小高駅は通学利用が多いことから、主に学校から帰宅する学生が、電車の待ち時間に駅周辺で有意義に過ごせる空間づくりは、駅前の活性化に一定程度の効果が見込めるのではないかと考えているが、学生をターゲットとした駅前空間づくりについて検討している取組等があれば教えてください。
- A6. JRとしては、駅をご利用する皆さんが快適にご利用いただけるように待合室等を設けている。一方で、駅前広場を含めた活性化という点では、広場の管理や駅前のロータリー等の広場の管理は、小高駅の場合ではJRと南相馬市が協定を結んで、お互いに管理をしている公共性が割と高い駅前広場になっている。従っ

て、学生のためだけに特化した空間作りってというのは難しいと考えている。小高駅には現在haccobaに入ってもらい、事務室を実際に活用してもらっているのも、そうした活用方法になると思う。

Q7. 2024年2月に小高駅駅舎内で開業した、日本初の無人駅舎を活用した醸造所「haccoba 小高駅舎醸造所&PUBLIC MARKET」の①小高駅の賑わいに与える影響及び②小高駅に停車する常磐線の採算性向上への効果について、どのように評価するか。

A7. 小高駅にhaccobaが入り、店舗を利用されている方が増えていることは、車掌乗務の中でも実感している。何もなかった駅にhaccobaがお店として入ったので、駅の中で買い物をしているお客様を見かけたりすることがある。小高の街中で「おだかつながる市」というイベントが行われているが、今まではどちらかといえば開催場所が小高交流センターの付近であり、駅からは離れていた。しかし、haccobaが小高駅の事務室に入ってから、haccobaもそれに合わせてつながる市に参加したりと、離れていたつながる市と小高駅が少しずつ繋がってきたように感じている。haccobaが入ったことによって、街と駅がリンクしているような感覚がある。haccobaの入居によって常磐線の採算性が向上したかという点では、小高駅が無人駅であるため、具体的な数字としてお客様が増えたかは把握できていない。小高の駅前には駐車場もあるので、そちらに止めてhaccobaの店舗利用されている方もいるかと思うので、数字としては把握できていない。ただ、去年のイベント列車でhaccobaに協力してもらったり、首都圏へ列車で荷物を輸送する「はこビュン」の活用を通じ、首都圏エリアでそれらをPRしたり、お互いのいいところを掛け合わせて、魅力色々な所へ発信できればよいと思っている。

Q8. 首都圏をターゲットとした観光PRを多く行っているということだったが、仙台商圏をターゲットとした取り組みがあれば教えていただきたい。

A8. 一例だと、列車での荷物輸送に関連して、自治体と協力してJRの駅構内でPRイベント等を行う、いわゆるマルシェであったり、観光キャラバンのような取り組みがある。その中で、いわき市や檜葉町と一体になって、「ふくしま浜街道マルシェ」という名前で、仙台駅の東西通路で物販等のイベントを行ったことがある。どちらかといえばPRではないが、浜通りのエリア、特に富岡より北側のエリアに関しては、買い物等があれば仙台に行く人もいると思うので、仙台駅を始めとして仙台圏での情報発信は実施している。

Q9. 小高駅におけるhaccobaのような、無人駅の駅舎やホームの活用は他の駅にも展開する余地があり、駅によっては事務室の広などの条件的な制約もあるかと思うが、無人駅の利活用を横展開していく上での今後の展望について教えていただきたい。

A9. いくつか事例があり、常磐線だと末続駅という、いわき市にある無人駅がある。木造で立派な駅舎があるが、末続地区の行政区の住民の方たちが、その駅舎をととても丁寧にご利用いただいております、地域の方で駅の手入れしてくれたり大切にもらってきた。その中で、「末続駅マルシェ」という名前で、地域住民や市内の事業者と一緒に、JRが持っている末続駅の場所を提供して、イベント等を行ってもらっている。水郡線の沿線でも、何かJRとしては場所を提供するという形で、一時的な形ではあるものの、同じような形で地域の方の要望に応じてイベント等の開催を行っていただいたような事例がある。駅によって用

地が広い場合も狭い場合もあるので、どの駅でもできるというわけではないが、そういった取り組みはある。なお、マルシェの実施を地元の方とJRのどちらから持ちかけたかは分からないが、以前から地域の方がそうしたイベントを駅舎でやりたいという要望は聞いていた。先ほどの駅前の広場も、市役所と協定を結んで使っている人がいたり、JRが持っている敷地があったりという部分もあり、行政が持っている土地をJRの独断で貸すということとはできない。その点、末続駅では、たまたまJRが持っている敷地があったので開催できた。

Q10. haccobaが小高駅に出店するにあたっての経緯はどのようなものか。

A10. 詳細までは認知していないが、無人駅の活用というところで、JR東日本スタートアップというグループ企業が無人駅の活用のアイデアをいくつか持っているので、そこを地域によってピックアップしている形だと思う。小高駅の事例で、駅の活用を持ちかけたのがJRと事業者のどちらなのかについては、担当者に確認して回答する。

（補足）福島浜通り地区を盛り上げていくために小高駅の利活用を検討している中で、haccobaより地域の玄関口として駅舎を活用出来ないかという申し出があった。

JR東日本スタートアップ（株）にあり、今回の取り組みとなった。

Q11. haccobaのようなスタイルの駅活用に、JR側の目的やメリットはどこにあるのか。

A11. JRの上層部で決まったものなので、現場から発信して何か取り組んだというわけではない。JRとしての回答は後ほど回答するが、個人の意見としては、やはり駅に人が集まることは一番重要だと考えており、地域の玄関になるのが駅だと思うので、駅を活用したいという事業者がいるのであれば、JRとしては活用してもらえればありがたいという部分はある。加えて、haccobaが小高駅に入ってくれたことで、新たにJRのイベント列車に参加してもらったような繋がりができているので、JRとしては、地域の事業者の方と連携を図るきっかけになったとは感じている。

Q12. haccobaからは、小高駅の利用にあたって賃料を取っているのか。無人駅の活用は事業収入を得る目的とは考えにくいですが、一方で、JR東日本スタートアップ（株）が有効活用できる所を狙っているとする、賃料と投資ビジネスを合わせて、スタートアップ支援をしながら将来大きくなる会社が出てくること期待をしているのか。

A12. 賃料を取っているかいないかは専門外なので分からない。JR東日本スタートアップ（株）が支援する企業を採択する基準が、JRでないと連携する意味がないというか、JRと連携をすることでお互いにとってメリットのある事業者を選んで支援をしている。毎年スタートアップの募集をかけるが、かなり多くの事業者に申し込みをいただいております、その中でも特にJRとでなければ連携できない、もしくはJRの資産等を活用することでお互いにメリットのある事業者を支援するという形で選定されていると思うので、そういったところで、haccobaは何か光るものがあったのではないかと。

Q13. 観光列車について、今後さらにイベント列車のような取り組みを展開する際に、列車から降りて外を見てもらうようなことを想定されているとのことだが、小高駅においてもそうしたイベントを行う余地はあるのか教えていただきたい。

A13. 昨年はイベント列車を運転した際に、まだ小高駅のhaccobaの醸造所がちょうど工事中だったので、そちらを列車から降りて見学をしてもらった。今年2月に新たにオープンしたので、今後もしそういった列車を運転する場合は、haccobaの店内を案内したり、店内に貯蔵するタンクが置いてあったりするので、それらを見てもらうことはできると思う。なお、こうしたイベント列車は通常のダイヤの間を縫って運転しており、長く同じ駅に留め置きなかつたりする。ホームを塞いでしまうと他の列車に支障が出てしまう場合があり、留め置ける時間の兼ね合いもあるため、一旦小高駅で停車して、街中をぐるっと回る時間が取れるかは、ちょっとまだわからない。

Q14. 無人駅で事業を行うにあたって、ターゲットは地域の人なのか、もしくは地域外の人で、その地域と関係を持ってもらうことが目的なのか教えていただきたい。

A14. 駅に入る事業者だったり、場所によっては郵便局のような公的機関に入ってもら活用方法もあるので、入る事業者によって違うのが実情である。小高駅に関しては、JR側がどうこうという話ではなく、今はhaccobaが運営をしており、醸造スペースと物販の売り場、またはパブリックスペースという形で地域の方に立ち寄ってもらえるような場所が設けられ、現在利用してもらっている。スペースの使い方に関して、JRが何かを言うということはなく、そこに入る事業者の判断になると思う。

Q15. 小高駅前の広場に関して、JRと南相馬市が共同で管理しているとのことだが、両者間に何か取り決めは存在するのか。

A15. 取り決めは存在するが、広場に関する連携協定の中身までは承知していないので、後日回答する。
(補足) 小高駅は協定広場となっており、ここで言う協定広場とは「自治体とJRが双方で整備した広場」を意味する。そのため、広場に関する協定を双方で締結してお互いが管理することとしており、広場を利用しイベント等を開催する場合は、都度協議し判断することとなっている。

Q16. 今年の野馬追の臨時特急は本祭りの日に設定されたと思うが、例えば翌日の野馬懸の日に運転したりと、特急列車を増発することで集客力を高めることにつながると考えたが、特急列車の増発を行うにあたっての制約や課題はあるのか。

A16. 今回、臨時列車には特急の車両を使用したけど、定期列車の運行をまず優先しなければならない。臨時列車を走らせる上では、定期列車用の車両を最初に確保して、その上で車両に余裕がある場合に設定が可能になるので、物理的な制約で言うと、単純に車両の確保ができるかどうかである。品川・いわき間で運転している列車を仙台まで延長させることで、いわきで本来折り返して品川方面に戻る列車が今度は足りなくなってしまう。このような物理的な課題がある一方、すぐに新しい車両を作れる訳でもないため、今ある車両で最適なサービス提供ができるように心がけている。お客様が来ていただけるように、JRとしても色々考えていく必要がある。

Q17. 常磐線では、自転車を列車に載せる輸行をしている乗客はいるのか。

A17. ここ最近見かけるようになっており、常磐線が全線復旧した2020年以降、列車内に自転車を積み込んで列車を利用する人は、車掌としての肌感覚としては見かけることがある。つい最近、常磐線の上野から土浦まで、通常走っている列車の一部の車両で自転車を折りたたまずに持ち込めるようなサービス「常磐線サイクルトレイン」を実施している事例もある。事前予約は必要だが、通常の列車に自転車を折りたたまずに持ち込めるようなサービスを、常磐線の南のエリアと水郡線という水戸から郡山を結ぶ路線の一部区間でも実施している。

（補足）「輸行」は、「自転車を折りたたむ・分解などをして専用袋にいれた状態で、手荷物として車内に持ち込めるサービス」となっており、既に各線区で実施している。ヒアリングで触れられている、常磐線の上野～土浦間で開始した「自転車を車内にそのまま持ち込めるサービス」とは異なる（常磐線の事例は「常磐線サイクルトレイン」の名称で実施）。

Q18. 常磐線における自転車の持ち込みサービスが、浜通りエリアよりも比較的混雑している常磐線の南側から始まったのはなぜなのか。また、浜通りエリアでも同様のサービスを行う予定はあるのか。

A18. 土浦駅で駅ビルを改装した際に、サイクリスト向けの拠点になるというコンセプトのもとで改装を行った。駅ビルにはホテルを併設しているが、ホテルの客室内にそのまま自転車を持ち込めるとか、昔鉄道が走っていた線路を引きはがして、土浦の駅近辺から筑波山まで40キロ程度のかかなり高規格なサイクルロードを整備したという経緯がある。駅ビルも、それらに合わせて改装したと思うが、これらが混んでいる南側のエリアでサイクルトレインを実施している理由の一つだと考える。

浜通りエリアでは、富岡駅前にサイクル拠点を整備するという新聞報道もあったが、そうした状況の変化に応じて、今後常磐線の北側のエリアでもサイクリングに特化した取り組みを行うこともあり得る。そのためには、JRが単独で何かやるのではなく、自治体との連携が必要になると思う。これまで、常磐線もそうだが、国道も二輪車がなかなか通れなかったり、歩行者が通れない環境があった。浜通りでは人が立ち入れない状況がずっと続いていたので、今後は自転車を使った観光目的でお客様に来てもらうことがどんどん増えてくると思う。

Q19. 小高では、年に二回「おだかつながる市」が開催されているが、JRがそれに合せて何か取り組みをすることは想定しているのか。

A19. JRとしてブースの出店等ができればいいとは思いますが、本業の鉄道事業があるため、そことの兼ね合いになってしまう。JRとしては、出店してお金を稼ぐという方向では出店はしないのかなと思う。多方面での宣伝協力という点では、SNSでコンテンツを発信することが考えられるが、会社の取り決めとして利益供与に当たってしまうものの、例えば特定の事業者を紹介することはできないことになっている。そのため、おだかつながる市をJRのSNSで宣伝できるかどうかは不透明である。しかし、ポスター枠に空きがあれば駅等へのポスターの展開ができ、原ノ町駅でも実施している。ポスターに金額が載っていない等の取り決めはあるが、そうした地域イベントのポスターを駅構内に掲出することは可能である。

株式会社 ゆめサポート南相馬 木村浩之様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年8月21日 15:30~17:30
場所	南相馬市産業創造センター会議室
協力者	ゆめサポート南相馬 所長 木村浩之様
調査内容	南相馬市内で創業支援や経営支援を主要事業とするゆめサポートの取り組み、および南相馬市内での創業者や事業者が抱える課題についての質疑応答。
参加者	(WSD学生) 小原倫太郎、新妻憲太郎 (WSD担当教員) 戸澤英典教授 (その他) 度山徹教授 以上、4名

質疑応答

(冒頭の説明)

ゆめサポート南相馬は株式の49.5%を南相馬市が、残りを市内の金融機関、商工会等が出資しており、スモールビジネスを大きなビジネスにしていくことを支援する機関である。ただ、市内でスモールビジネスの創業が頻発するわけではないため、日々の業務は市内の既存事業者の活動支援である。ミッションはあくまでも創業支援であるが、創業しても半年ほどで事業の継続が難しくなる事業者も多いため、その方々を支えるための経営相談を行っているということである。例えば、南相馬市の空き店舗活用の補助金で創業した事業者には1年あたり4回の訪問を3年間続け、事業が上手くいくように指導を行ったり、産学官連携に関して福島大学や会津大学と事業者のマッチングを行ったり、人材育成に関して各企業で働く人の技術向上のためのセミナーを開催したりしている。また、その他の委託業務も行っている。例えば、産業創造センターを指定管理で運営しており、施設内の貸事務所にはベンチャー企業が数多く入ってきている。

話が変わるが、ロボットテストフィールド建設の際に、私は市の職員であった。ロボットテストフィールドの誘致や「ロボットのまち南相馬」のビジョンを掲げること、事業者へのPR等に関わっていたが、当初の事業者の反応は前向きなものではなかった。震災直後は自然エネルギーや放射線に関する研究等、新たな産業のアイデアがあり、例えば再生エネルギー関係の太陽光・風力・バイオマス等の説明会には多くの企業が来た。ここには政府の方針で再生エネルギーが推進されていたことが大きかったと考える。しかし「ロボット」分野にかかる説明会については一社も来なかった。

そこで大学の著名な研究者の方々に直接会いに行き、色々な話を聞き、国の関係者とも話をしたりした。その2年後に安倍首相が「これからの日本はロボットの技術を全面に出していくべき」との方針を示し、そこから福島県もロボット協議会を作るようになった。この期間で学んだこととしては、まちが望む方針をはっきり主張しないと国に現場のことは伝わらないということ。南相馬市として「ロボット」を主張したところ国がロボット産業を推進し、ロボットテストフィールドの建設に繋がったという背景がある。ロボットテストフィールドを作ったことで産業創造センターにも、実験から加工まで行いたいというベンチャー企業が入居するようになった。ただ、ベンチャー企業は設計や加工の力はあるが、大企業のように全てを自分達で行うことはできないので、足りない部分を補える相手を探している。そこでゆめサポートがそのようなベンチャー企業と地元企業をマッチングさせる支援も行っている。

Q1. 南相馬市での創業に関心のある方がどのくらいいるのかを知りたいと考えている。近年の起業や創業に関する相談件数や、貴社のサポートを通じた起業数、起業セミナーの参加者数等のデータがあったらご教示

いただきたい。

A1. 別添資料を参照していただきたい（注1）。起業・創業の相談件数は令和5年度で47件。ちなみに令和4年度は60件ほどあった。具体的に市内で創業できたのは3件で、別な地域で創業した方もいる。起業セミナーについて、令和5年度は12人の受講生を対象に行った。今年度も8月24日から10月26日まで5回に分けて行う予定で、10人程の参加者が集まっている。

また、潜在的な女性起業家発掘育成事業が福島県独自で行われているが、私はJBIA（日本ビジネスインキュベーター協会）という起業のサポートをする団体の会員で、その資格を持っている社員がゆめサポートに4人ほどいる。それらの社員が相談者の創業における漠然としたイメージを具体化する相談支援をしている。在宅で事業をしたい、内職をやりたいという女性は案外多い。感性を生かして事業に挑戦したいという女性が多く、また、子育てが終わった後に就職先を新たに探すよりも、起業という選択に関心を持つ方も多い。ここ数年はオンラインで仕事を受注したりと事業形態が多様化しており、記事のライター等を兼務したりして名刺を複数持つ女性の方も実際に増えてきている。コロナウイルスによるオンライン化の流れは、在宅で事業をしたい女性の方にはよい流れであり、そこで潜在的に起業に関心のある女性を福島県で発掘しようとしている。

また、創業者支援事業は南相馬市独自で先進的な技術開発等を行う方に対して市が補助金を出す制度であるが、その事務をゆめサポートが請け負っている。

（新妻）補助金の交付だけは行政が行って、申請等の手続き関連は全てゆめサポートで行うということか。

その通りである。受付、申請の手伝い、委員会の開設及び事業計画の評価まで行い、採択の直前までの手続きをゆめサポートで請け負っている。

（新妻）創業者支援事業について採択2件というのは申請何件中の2件なのか。

申請4件に対して採択2件である。本当は申請された事業全てを採択してあげたいくらいだが、浜通りの特徴として補助金が豊富で、新規事業に対する補助金も複数ある。そのような豊富な補助金は功罪あり、まずはしっかり事業計画を練らなければ事業が定着していかないため、そこを見極めていく必要がある。創業者支援事業については、新しい技術・テクノロジーが採択されるものであるが、私の考えとしては浜通り地域で創業をするには生活環境が非常に重要で、その生活環境を支える人達が必要。生活環境が整っていないところにはベンチャーも中々入ってこないと考えるが、生活関連の事業は新技術を伴うものではないため、創業者支援事業の対象にはならない。それはよいのかと考えることもある。

（新妻）私達も調べる中でSociety5.0に関連することが要件になっている補助金が多い印象を受けた。

私としては要件のハードルを上げすぎているようにも感じる。ハードルを上げすぎると事業が上滑りするのではないか、定着しないのではないかと懸念している。最もよいのは南相馬市内で育った事業が外に波及していくことだと思うが、南相馬市をふるさとのように思ってもらい取り組みがないと、補助金だけ獲得してすぐに市外へ出て行ってしまいうケースが多くなる。今は浜通りで様々な産業支援組織ができていますが「空き屋率が高い」現状である。この「空き家」というのは「入居はしているが実際にはそこで活動していない」という意味の空き家である。南相馬市も同様で、そのような事業者は便利な都会に拠点を置き、ほんの短い期間だけ南相馬市に来る。そして補助金だけ取ってモノを作るのは都会。そうなるとうちとしては面白くないので、入居し常駐者を置いてもらい、ビジネスマッチングの機会にも参加してもらおうよう働きかけを行っている。そのようにして地元との融和を図っている。先日上手くいったのは、地域

のお祭りにチームで参加してもらい、ロボットを使った神輿のようなものを披露してもらった。そうすると地域の人もその企業を認識する機会になるし、企業も地域のイベントに参加したという実感を持つことが出来る。双方に良い効果があったと考える。

Q2. 復興関連の補助金は12市町村のいずれで起業しても受けられる中で、南相馬市で起業をされる方は、南相馬市独自の特徴に関心を持って起業を選ぶのではないかと考えている。南相馬市での起業を考えて貴社に相談をされるような方々は、南相馬市のどのような特徴や環境に魅力を感じているのか。

A2. 南相馬市は交通・宿泊・飲食等の都市インフラが比較的整っているので選ばれていると思う。当然地下鉄のあるようなまちとは違う。大学もない。しかし、ある程度の密度の都市インフラが整っているので選ばれている。また、ゆめサポートのような産業支援組織が以前から活動していることも要因の一つだと自負している。最近だと富岡や大熊が、外部の細胞を根付かせようとしている。大企業が来てくれるのはいいが、大きな企業は中々腰が重いのが実態。また、大企業の従業員であれば、こどもを通わせたい進学校・大学があるか等も拠点となる場所を選ぶ一つの要素になるが、ベンチャーでチャレンジするような方は比較的そのようなことは気にしない。学歴なんて関係ない、一生懸命やればそれでいい、センスが大事、という考え方の人が多い。そのような方々については教育機関について比較的関心は薄くとも、利便さはとても大事な要因になる。せめて5Gくらい通ってないと、となってしまう。

(新妻) 確かに全国に5Gが通っている地域があるのに通っていない地域をわざわざ選ぶということは中々ないように思う。

その通りである。便利でおかつ相談できる機関がある地域が一番良いと思う。

余談ではあるが、ベンチャーの方が入ってきたら経理等を教えないといけないと想定していたが、ここに入っているディーブテック系のベンチャーは会計に関する資格を持っていたり、経理のノウハウがある方も多かったため、当初考えていたこととは異なり、もっぱら生活支援のニーズが高い。そこで作成したのが飲み屋マップである。これは地域のバーテンダー協会にお願いして作ってもらったもので、シチュエーションに合わせて普段の飲み、冒険できる場所、接待で使える場所等、地元の人しか知らない情報を知ることが出来る。ディーブテック系の創業者にはそのような生活支援が喜ばれる。一方で、飲食業等のサービス業で創業される方々は経理も含めて相談内容も様々なので、JBIAのネットワークを生かし、創業者の悩みに応じて専門家を派遣している。

(新妻) 私達は小高区に対して提言を打とうと思っているが、先ほど木村様のお話にあったディーブテック系の創業者は便利な場所を求めるということで、原町区等に比較的集まるのではないかと思った。その一方で飲食業等の創業者については小高で事業をやりたいという人もいるのではないかと考えている。

小高では今、ワーカースペースの活動が盛んで、ゆめサポートに相談に来る前にワーカースペースに登録している人もいます。ワーカースペースのワークスペースは登記ができたと思うが、産業創造センターは具体的に拠点を設けることを求めるため、登記のみというのを認めていない。

話は変わるが、最近は安い部品を通販等で手軽に手に入れられるようになっている。部品を発注する事業者としても耐久が多少落ちたとしても安ければすぐに交換できるので困らない。そのような中で地元企業とのマッチングの考え方は難しく、地元の企業に結びつけるのも善し悪しがあると考えている。ただ、そこで地元の企業も品質を落として安く大量に生産することを進めるわけにもいかない。それだと地元の企業が元々持っていた価値がなくなってしまう。

Q3. 南相馬市で起業を行うためには、その地域にどのような需要があるのかを把握することが重要になると考えている。その反面で、特に市外の起業関心層の方々、南相馬市内の方々に比べて、情報収集の機会や地域の理解度という側面から、南相馬市内の資源や需要を捉えることが難しいのではないかと考える。

そこで貴社を始めとする南相馬市内で支援を行う組織が、市外の方々への情報提供等の役割を果たしているのではないかと考えているが、このような「地域の需要の分析・掘り起こし」や「起業関心者に対する地域の需要や資源についての情報提供」のような活動は行われているのか。

A3. 需要については、工業系では需要をある程度捉えており、それが「ロボット」である。簡単にいうと「廃炉」。人間が入れない場所なのでロボット産業の需要がある。また、解体等、昔は人が作業していたことを機械が行えるようになっていくことから、建設業にもロボットの大きな市場がある。そして、ロボットの中でも遠隔操作の需要が高まっており、南相馬市がそれらの技術の中心になることを狙い、その分野で地元の金属加工やIT系の企業に活躍してもらうことを狙っている。その中で最近ではロケットを産業として推進する動きが出てきているという現状である。しかし、ロケットについては全国的に見ても年に10基程度の打ち上げであり、部品を作る事業者目線で考えると市場になるのかという疑義がある。例えば車であれば1年に何万台もの需要があり、その分の部品の需要があるがロケットはそうもいかない。

(新妻) 確かにいくらロケットが大きいとはいえ、部品一つ一つで見たら年に10基分では少ないように感じる。

その通りである。同じ部品を共通で1つのロケットに使うとしても10〜20個程度。そこで10基打ち上げても100〜200個程度の需要にしかない。100個であれば大量生産をしようとはならず、ロケットを開発する大企業が儲かる一方で部品を作る企業は儲からないという状態になる。

また、生活関係の需要について。双葉郡や小高区には生活関係の需要は沢山あるが、そこに本当にベンチャーや若人が入ってくるかという中々入ってこない。一つの事業のみでは成立しないことが理由である。逆に言うと需要よりもやる気の方が大切。創業に関心のある方の「何をやりたいか」を大きく膨らませるように工夫している。

例えばアロマセラピーをやりたい人に「ここでは美容院の方が需要があるので」と言ってもその人がやりたいのはあくまでもアロマセラピーなのでそこは前提にしないといけない。その上で「アロマセラピー事業を半分にしてもう半分で別なことをして、お金になることとならないことを切り分けてやっていく必要がありますよね」という伝え方をしている。いずれにせよ、相手のやりたいことを優先しないと、他地域に出て行ってしまう。地域課題は様々な存在するが、創業して事業を続けるためにはまた別の課題が存在する。ニーズが特定できているロボットとは異なり、商業系は何でも足りない。でも「何でもやってください」とはならないので、「やりたいこと」を拾うことが大事。

(新妻) 創業を考えていく際にはやる気がある人がまず大事で、その方をいかに取り込んでいくかということが大事であると感じた。

また、ヒットアンドアウェーのように創業してもすぐ出て行ってしまうのは望ましくないもので、いずれ外に出て行くとしても南相馬で活動していた期間が地域と事業者双方でよい時間であったと思えるようになって欲しい。

Q4. 南相馬市での起業に関心はあったものの様々な理由で南相馬市での起業を選ばない方や、諦める方もいるのではないかと考えている。その理由にはどのようなものがあるのか。

A4. 市場を見誤っているということがあると思う。若者達がやりたいことの中には首都圏でしか成り立たない事業も多い。人が自動的にお店に集まってくるという幻想を持ってしまう。田舎だと輸出型じゃないと成立しないものが多い。例えば時計を作る事業者さんの場合、活動しているのは南相馬市でも、市場は仙台や東京の都会になる。農業製品でも同じことがいえるが、作るのは田舎でもそれを消費するのは人口の多い都市圏。活動は田舎でのびのびやって、商品は修羅場である都会に送り込む、そのような形でやっているところだと思う。しかし、ビジネスが続かない場合というのはそれを逆に考えてしまう。ライブハウスを作ったら自動的にお客さんが来ると思っている。実際はもちろん、地域内に人がいないのだから簡単に来客は来ない。仙台等の都市圏から人を呼ぶ取り組み等、外の人を呼び込む取り組みを合わせ技でやらないといけない。

また、私が支援している工業系のケースだと、お金も一つのネックになる。例えば研究中の企業は資本が億単位だが利益は今のところ無く、不安になることもある。もちろん上手くいくケースであれば大きく売上等が伸びるが、それまでの時間が非常にかかる。開発しても中々買ってもらえなかったりもする。

また、ドローン等の新技術は急に需要が増えたりするので、のんびりと経営していた事業者に急に需要が集中する可能性がある。そこで対応しきれないというケースもある。

また、やりたいことと違うという理由で諦めるケースもある。ウイスキーの事業を例にとると、ウイスキーは最初に出荷できるまで10年ほどかかる。しかし、10年間売上がないと債権者が怒る。そこで一部で別な飲料を仕込んでそちらで利益をあげてウイスキーを出荷できるようになるまで債権者を説得しながら事業を続けることが必要である。

ところが技術者や商売人の思いとしては最初からウイスキーを売りたいくて事業をしている。ここで事業もウイスキーに絞ってしまうと、「やりたいこと」と「事業の継続」にミスマッチが生まれて事業が成り立たなくなる。

(新妻) 今の「作りたいウイスキー」と「事業を続けるための別な飲料作り」の間のギャップのお話は、先ほどの「事業者がやりたいこと」と「実際にビジネスとして成り立つこと」のギャップのお話と似ているように感じた。

その通り。そこを上手く折り合いを付けないと大きな資金調達等先に進むことができない。例えば「私はオリジナルカクテルを作りたいのだから、日本酒等他の飲み物を提供するのは考えられない。料理も提供したくない」という話では事業は続かない。

(新妻) 小高にはクラフトサケを作って事業を行っている事業者もいるが、その事業者は全国的にも早い段階でクラフトサケというジャンルに目を付けて事業を大きくしていた。このような成功は希有な例だと感じた。

希有な例だと思う。クラフトサケの成功はそのジャンルに目を付けて、皆で和気あいあいと消費できる場も作っていること。そして生産の規模を大きくしすぎずに適正な範囲で事業を行っていることだと思う。大量に作りすぎないという決断をすべき場合もある。

(新妻) 確かにクラフトサケの事業者も規模を大きくしすぎると働き手の技術の質の低下等の問題が起きるので、事業の規模には気を遣っているとおっしゃっていた。

そういう意味では「クラフト」は「職人芸」という小規模ビジネスにおける強みをしっかりと出していると思う。

(新妻) そうなると事業を続けるためには「独自性」が大事という話になってくる

そう。そしてその独自性を育むために必要なのが「やりたいこと」になってくる

(新妻) そのやりたいことを考える時に、独自性があったとしても事業として成り立つかは別な問題になってくるので、成り立たせることを考えたときにやりたいことのみではなく、別なことにも取り組まないといけないということか。

私は常磐線と都会の電車で例えることが多いが、常磐線を使う人は東京にいく手段は常磐線一つだと思いがち。しかし、東京にいる人はそうではない。例えば上野に行くにしても様々な行き方があり、仮に途中で上手いかなければ乗り換えができることが普通である。そのように「道はいくつもある」というフレキシブルな考え方が重要で、都会の人は途中で方向転換に柔軟であると感じる。色んな道を考えた方がよくて、その切り替えの判断を早くすることが大事。東北の人は道が1本だと思っている傾向がある。都会の人はその選択肢が多い。色々な人がいて、色々な選択肢がある。

Q5. 今までのお話を聞いて思ったこととして、創業においては「創業関心層を呼び込む」「事業を起こしてもらう」「起こした事業を大きくしていく」の3つの流れがあると感じた。このステップの中でどこの部分が一番難しいのか

A5. 事業を大きくしていくところである。大きくしない方がよいケースもある。また先端技術のように急に需要が大きくなったら対応しきれなくなることもある。

(新妻) 「小さくてもビジネスを続ける」という視点でも、関心層を取り込んだり、事業を起こしたりするよりも難しいのか。

ビジネスを続けるにはお金が必要。そのためにはある程度儲からないといけない。ちなみにディープテック系だと、宇宙系等については政府が後押しをしていることも分かっているのでベンチャーキャピタルもお金を出してくれるが、私としては売上がなく心配になる事業者もある。

技術系の事業と生活関係の事業のやり方は両極端。「長期・大きく」の技術系か「短期・小さく」の生活関係かに分かれる。

Q6. 昨年の企業における相談件数の実績等についてはどのように評価しているのか。

A6. 相談件数等は既に多いと思っている。私個人のみならずこのまちが思っていると感じることとして「評判が評判を呼ぶ場所になって欲しい」と思っている。例えば、渋谷や仙台に集まる人の中には「ここに行けば何かができる」と思っている人がいると思う。そこで「南相馬市にいけばビジネスを起こせるし、上手くいく」という評判が立つまちになって欲しい。

Q7. 評判と聞くとポイントは「情報発信」になるのではないと思うが、情報の発信についてはどのようにお考えか

A7. 情報発信でいうと、技術系の企業やワーカーズベースはそこを中心としたコミュニティを持っており、そのコミュニティの中で評判が回っている。そしてこの1年で急激に宇宙関連の企業のコミュニティに評判が回るようになってきたと感じる。逆に言うとコミュニティは狭い。

(新妻) 今のお話の中で特にディープテック系の企業であれば同じような方向性の企業のコミュニティ内で情報が回っていくことは想像が出来たが、サービス業となると創業の潜在層はより広くなると思う。そのような方々への広い情報発信等についてはどうか。

広い層への情報発信は効果的に行われていないと感じる。ただ、小高ワークスペースの方々は成果を表に出すことが上手だと思っている。

(新妻) 宣伝の役割を担うべき主体は官民のうちどのような主体なのか。

成果をどのように発信するかなので、成果を挙げた人が発信をすればよいと考える。例えば私達はあくまでサポート機関なので、事業者が宣伝をしない場合に私達サポート側が宣伝するというのは微妙だと考える。

(新妻) ということは、宣伝は事業者中心にやってもらって、その宣伝の効果が評判として巡って南相馬市で創業を行う方が増えればということか。

そういうことである。

Q8. 製造業について、地元企業の結びつきが工業系で重要なのではないかと感じたが、そのマッチングの事例やそこにおける課題等があればご教示いただきたい。

A8. 結びつくというのは、受発注の関係を作ることである。例えばロケット関係であれば「このような電子部品を地元の企業から発注したいが、出来る企業はないか」や「金属加工ができる企業はないか」等の要望に合わせてそれが可能な企業を紹介してマッチングするということは行っている。それらの情報を発信して結びつけた後は事業者同士の商談になる。ちなみに、ゆめサポート南相馬が事務局をやっているロボット産業協議会では70数社くらいが会員になっているが、会員企業全てに情報を発信して結びつけようという取り組みは行っていない。それはなぜかという広く情報を発信して会員企業からの応答を待つというやり方だと、商談に繋げるまで1ヶ月以上の時間がかかってしまうため。ベンチャー企業だと欲しいものは今日の明日で欲しい。早ければ早いほどよい。部品に対して月ごとの調達計画を立てているわけではないので、需要に即座に対応してくれるところを求めている。例えば先日、特殊な部品を求めている企業があり、南相馬でもその部品を製造できる企業が一つだけあった。しかし、その企業は大企業に対してその部品を納入しており、その大企業の調達計画が3ヶ月先まで決まっていて、そのような状況だと「その部品をすぐに一つ」というマッチングは実現しない。できるだけベンチャーと地元企業にも結びついて欲しいが、調達側と生産側の希望が噛み合わないことと成立しないということである。ただ、現在ロボット産業協議会の主要な会員企業の経営者は50代以下の若手。親から会社を継いだという人が多い。そのような人達は新しいことに前向きなので柔軟に少数の受注を請け負ってくれることもあるが、そのような姿勢がないと結びつきは中々成り立たない。面白がって自分の腕試しも兼ねて受注を請け負うケースもあるが、儲かっているとはいえないことも多い。

Q9. 販路拡大支援について、現状のロボット航空宇宙フェスタやOut of KidZaniaの参加のように販路拡大やマッチングの機会を作るのは大事だと感じた。これらのイベントへの参加の効果や、販路拡大の機会について市へ求める取り組み等があれば教えていただきたい。

A9. 販路拡大については市独自で色々やろうとは思っているみたいだが、相手がいないと成り立たない取り組みなので、市くらいの規模では中々できない。そのため、現在は大きな会場でのイベントや展示場に出席し

ており、企業にも積極的に参加を促している。また、一社では規模が小さくて出展が難しいときはロボット産業協議会でまとめて製品を預かって出展したりもしている。

(新妻) 小さな企業を協議会でまとめて出展するというのは非常にいい取り組みだと感じた。今のお話を聞いて思ったのは、イベントのようなものと年に数日間程度の機会になることが多い。そこで頻度を増やしたり常設の機会を作ったりすることで、PRの機会が増えたら効果が出るのではないかと思ったがどうか。

このようなイベントはお祭りのようなもの。そことは別の普段の製品紹介等は企業のHP等でやっていくことになる。展示会等はPRの場であり、これを「常に」となると、HPで動画等を公開して情報発信するのが一番効果的なのではないかと思う。

(新妻) そうなると、PRの場としてイベントに出展したりするが、それを常設でと考えると、わざわざ場を設けてそこに来てもらうことを狙うよりはネット上のHP等で情報発信をするのが効果的ということか。

基本的には欲しいものがあるから、そこに来るという流れで企業は部品等の調達を行う。日常のショッピングのように会場に来てみて「ついでに買う」ということが機械工業で本当にあるのかは疑義がある。設計に携わる人が自分の考え方のヒントにすることというはあり得るが、その部品をすぐに欲しくなるということはあまりない。企業同士が長く付き合って受発注するやり方と、すぐに少数の部品を調達するという臨時的な受発注の仕方は別なものとして捉える必要がある。

(注1)

ゆめサポート南相馬 令和5年度の活動実績

1. 起業・創業支援		
業務の内容	令和5年度実績	令和5年度計画
起業・創業者の相談	47件（創業3件）	48件（創業4件）
起業セミナー実施	1回（5コマ）12人	1回（5コマ）10人
福島県起業家チャレンジ応援事業に係る伴走支援業務	0件	1件
福島県潜在的な女性起業家発掘育成事業	6件（市内参加者1件）	5件（市内参加者2件）
南相馬市創業者支援事業	採択2件	採択3件
2. 経営相談		
業務の内容	令和5年度実績	令和5年度計画
福島県中小企業診断協会と業務委託締結による経営相談	1社延べ1回	3社延べ9回
南相馬市基盤技術産業高度化支援事業補助金等申請支援	2件	3件
商店街空き店舗対策補助金利用者に対する経営支援	9事業者延べ14回	9事業者延べ18回
業務推進支援（業務マッチングの推進）	実績4回（8月、9月、11月、12月）	計画5件
3. 産業支援・産学官連携		
業務の内容	令和5年度実績	令和5年度計画
小高産業技術高校マイスターハイスクール事業への協力	CEO、ロボ協会長、運営委員、ゆめサポ所長、推進委員、ロボ協副会長2名	CEO、ロボ協会長、運営委員、ゆめサポ所長、推進委員、ロボ協副会長2名

会津大学浜通りロボット人材育成事業	1. 小高産業技術高校 テクノアカデミー浜 プログラミング勉強会（4回） 2. 会津大、福島大、ロボットプログラミング勉強会（2回） 3. TA研修（1回） 4. ロボット操作勉強会（1回） 5. 企業見学会（1回）	1. 小高産業技術高校 テクノアカデミー浜 プログラミング勉強会（2回） 2. 会津大、福島大、ロボットプログラミング勉強会（2回） 3. TA研修（1回） 4. ロボット操作勉強会（1回）
福島大学産学連携コーディネート事業	コーディネート会議参画（10/17） 各機関意見交換・セミナー参加	コーディネート会議参画 各機関意見交換
開発型・提案型企業転換総合支援業務	2社（新規案件0社）	3社（新規案件1社）
ふくしまバイヤーツアーin南相馬協力事業	未実施（県からの打診なし）	1～2社創出（県内地域での上限による）
補助金等施策説明会	現地参加12名リモート16名	令和五年度4/27実施予定
4. 産業人材育成支援		
業務の内容	令和5年度実績	令和5年度計画
市内企業紹介事業の実施	0校（学校からの依頼なし）（MIC視察の対応組み入れを検討中）	4校（各6社）
技術者育成教室等セミナーの開催	【受講費補助】4/12～24「金属加工企業向け合同新人社員研修」7名 6/29「テクノセミナー：はんだ付けの基礎」4名 9/28「テクノセミナー：効果的は正措置の理解」3名 2/27「テクノセミナー：人工知能（AI）活用入門」1名	技術セミナーの紹介と参加の呼びかけ及びセミナー参加者企業へのセミナー参加費用の支援
知財セミナー	8/29知的財産の人材育成セミナー3名受講	2回
5. 地域産業の振興		
業務の内容	令和5年度実績	令和5年度計画
事業所支援業務	170件（15件/月）	240件（20件/月）
南相馬ロボット産業協議会事務局	役員会8回 アンケートを実施 6/29～7/13実施 回答31社	役員会9～10回 会員企業への協議会活動に関するアンケートを実施し活動に反映
南相馬ロボット産業協議会ロボット開発研究会	定例会10回 MISORAの後継機の検討活動強化 ロボット産業参入促進のための勉強会	定例会6回 勉強会6回 MISORAのPR活動強化 ロボット産業参入促進のための勉強会
南相馬ロボット産業協議会航空宇宙産業研究会	定例会5回 空飛ぶ車支援（テトラ） 広報普及活動に向けたツール製作 まんてんプロジェクト参加	空飛ぶ車支援（テトラ） 軽飛行機組立体験（テクノ浜） 宇宙産業関連部品調達支援勉強会 福島県航空宇宙関連団体連絡会発足に向けた取り組み

	インターモールド出展（4/12～15） モックアップモデル設計	広報普及活動に向けたツール製作 まんてんプロジェクト参加 インターモールド出展
技術研修会（企業間研修会）	3月18日実施 5社8名	9社1団体14名
販路拡大活動の支援、展示会等への出展	ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2023への出展（11/22～23 総参加者6060人 市内企業5社参加 ブース訪問731人） Out of KidZaniaへの出展（9/30～10/1 総参加者 1250人 市内企業4社参加 ブース訪問205人）	ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2023への出展 Out of KidZaniaへの出展
6. 委託業務の実施		
業務の内容	令和5年度実績	令和5年度計画
工業製品放射線測定業務の実施	4社、延べ54件（113検体）	3社、延べ64件（128検体）
南相馬市産業創造センター（MIC）指定管理業務の実施	MIC施設の維持管理 20区画（15社）の入居者を支援 地元企業とのマッチング会 MIC内企業交流イベント 通年型事業者支援 シェアードサービス 入居促進（誘致活動）	MIC施設の維持管理 20区画（16社）の入居者を支援 地元企業とのマッチング会 MIC内企業交流イベント 通年型事業者支援 シェアードサービス
会津大学F-REI事業（ロボット設計）業務の実施	会津大学がF-REI採択の事業で使用する汎用クローラロボットの設計	—

南相馬市こども未来部様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年8月22日 10:00～12:00
場所	南相馬市役所 会議室
協力者	南相馬市こども未来部 こども家庭課子育て支援係係長 渡部直樹様 こども家庭課こども企画係係長（兼少年センター所長） 鈴木仁美様 こども家庭課こども未来部次長兼こども政策担当課長 原田美津子様 こども家庭課えにしづくり担当係長兼子育て支援拠点整備推進担当係長 渡部 貴光様 こども育成課 育成指導担当課長 鈴木甲子様
調査内容	南相馬市のこども・子育て政策に関する事前質問についてご回答を頂いた後、質疑応答。
参加者	（WSD学生） 阿部颯、中濱早苗、韓在濠 （WSD担当教員） 御手洗潤 以上、4名

質疑応答

Q1. 原町区・鹿島区と比べ、特に小高区で顕在化または深刻化している出産、子育てに関する課題や住民の方々の悩みについて具体的にご教示いただきたい。

A1.（渡部貴光様）配布した①令和6年度のこども計画策定に係るアンケートで小高区の回答者の回答を抜粋したものと、②別のアンケート調査結果（詳細は後述）、に基づいて回答する。

①によれば、小高区のみなさんは施設等の整備やまちの賑わいで遅れていると感じていると思われる。ドラッグストアがない、ショッピングモールがほしい、若者が集う所がほしいといった、主に施設、ハード面の意見が多くなっている。また、クリニックがない、医療の提供場所がほしいといった医療関係でも課題を感じている傾向がある。

②令和4年度の地域子育て支援拠点施設整備に関するアンケート調査票によれば、原町や鹿島の方から「小高子どもの遊び場NIKOパーク」のような施設を原町にも鹿島にも作ってほしいという意見があることから、一部の機能は他の区より充実していると原町と鹿島の方々から思われている。

Q2. 先日NIKOパークを実際に使った人いわく、スタッフの方が遊んでくれるから自分の時間ができて非常にありがたいが、一方で、1時間半のクールをもう少し長く取れると嬉しいということだ。（１）営業時間の延長等を考えているのか。（２）また、中高生を対象としてNIKOパークを開放する取組が先日なされたと認識しているが、今後継続されるのか、それとも先日行われたものは試験的なもので今後検討していくのか。

A2. (渡部貴光様) (1) 現時点で延長は検討していない。施設の維持管理上、遊具を配置し直したり、コロナ禍の際は消毒をしたりとメンテナンスの時間を確保する観点から、3つのクールに分けて間の時間を設定している。クールを設定する考えは今のところ変わっていない。1時間半のクールも、他施設等を踏まえて判断した。延長の要望もある一方で、高評価も頂いている。クールがないと子どもが遊びたいだけ遊ぶことになる。交流センターで長時間遊ぶサービスを提供できているので、NIKOパークと交流センターを使い分けている保護者もいる。以上を踏まえて、営業時間の変更は考えていない。

(2) 中高生の特別クールを作ったが、周知に課題もあり、中高生に来ていただけなかった。指定管理者は周知のあり方含めもう1回やりたいと考えている。施設の機能と目的から、中高生に遊んでもらうことを想定している仕様ではないので、中高生まで遊べる場にするつもりはない。したがって、例外的なイベントで中高生開放を定期的に設定するかたちがよいと考えている。

Q3. 冒頭にご紹介いただいた①こども計画策定に係るアンケート調査で、ドラッグストアの要望があった。我々のヒアリングでも地域の方から「ドラッグストアがない」という声があった。大きなドラッグストアを小高区の方が必要という背景に何があるのか。他の区と同じような栄えたまちが欲しいのか、本当に即日調達したいものがある等の不便を感じているのか伺いたい。

A3. (渡部貴光様) 我々こども分野とは離れた分野になってしまうため確定的ではないが、小高区はお住まいになっている方の半数以上が高齢者である。ドラッグストアを要望する人の大半は高齢者と思われる。高齢になればなるほど、運転や移動のハードルが上がるので、身近なところに生活用品を揃えたドラッグストアが欲しいのだろう。

(鈴木仁美様) 実際に小高区に住んでいる方から、配達も佐川急便の再配達指定はできない地区もあるという声を聞いたので、ネットで頼めばすぐ物が届くとはいっても別の事情があるのではないかと考えた。

Q4. ひとり親世帯からは経済的援助への要望が多いように見受けられる。

A4. (渡部直樹様) ひとり親世帯には児童扶養手当が支給されており、所得制限がある。このアンケートの意見は制度上の所得制限で児童扶養手当が受け取れなかったという声だと認識しており、市でさらに上乘せして手当を支給する検討まではしていない。

(阿部) ひとり親世帯は、子育ての相談ができないとか、ひとりで育てるのが大変だというよりは、どちらかというと経済的なところに問題があるということか。

(渡部直樹様) 見る限りはそうである。

Q5. 小高区に原発事故による避難指示が出されていたことがこどもを持つ親の子育て意欲に与える影響について、どのように評価しているか。

A5. (渡部貴光様) ④カラー両面の資料(「放射線に対する不安について」)をご覧いただきたい。これは市の健康づくり課で実施している、食べ物や飲み物を調達する際に、どの程度放射線の影響を気にしているかの調査である。品目によって差はあるが総じて半数以上の方が放射線の影響をほぼ気にしなくなっている。裏面に保護者の声を記載しているが、これは平成26年と27年の意見である。つまり、10年程度遡らなると放射能に対する不安の声が聞こえなくなっている。①ニーズ調査で小高区の方の自由記述の抜粋を提供したが、子育て支援の意見提案で、もはや放射線に関しての不満や除染の必要性に触れている方はほと

んどいない。逆に、放射線の影響や健康への被害を懸念する方は、多分この地域に住んでいないと認識している。

親の子育て意欲に与える影響について、放射線に対する強い不安を抱くという声を寄せた方は出てきていない。

Q6. ファミリーサポート事業は、子育ての手助けをしてほしい方に、手助けをしたい方を市が紹介し、相互の信頼と合意のうえで、一時的に子どもを預かり、有料で育児の援助を行う、会員同士で支えあうシステムと伺っている。制度のプラス面とマイナス面、利用状況について、ご教示いただきたい。

A6. (渡部直樹様) ファミリーサポート事業では、南相馬市の場合、サポートをお願いする方を「おねがい会員」といい、サポートを提供する方を「まかせて会員」といつている。

プラス面について、まずは市民同士の支え合いとなるため、子育てについて相談や世間話ができる関係を築くことができる。また、時間を問わず、生活に寄り添った子育て支援をすることができる。また、幼稚園や保育園や、一時預かりを利用できない家庭も、小学6年生までファミリーサポートを利用することができる。

マイナス面は、まかせて会員は有志となるため、会員の確保が難しく特定の会員が幅広くサポートを提供している現状ある。また、相性によってはサポートを続けることが難しい可能性がある。また、まかせて会員になるうえで必要な養成講座はあるが、資格をとるわけではないため、有志をお願いすることに不安がある親は利用しない。

おねがい会員が市内131名、まかせて会員が45名、合計176名となっている。利用件数は、鹿島区が100件、原町区が351件、小高区が3件、合計454件となっている。利用内容は、主に学校から塾にといった送迎をサポートすることが多く、次におねがい会員宅での見守りのサポートが多い。

(中濱) ファミリーサポート事業について、(1) こども1人に対して1人のまかせて会員をつけるのか、例えばこどもが3人いる家庭でもまとめて1人に見てもらえるのか。(2) うっかりトラブルはあるか。(3) そのトラブルに対する保険や仲介する弁護士も用意しているのか。

(渡部直樹様) (1) 基本、こども1人に1人のまかせて会員がつくが、こどもが小さい場合にはまかせて会員2人をつけてサポートしている。

(2) トラブルに関して、我々が仲介するに至っているケースは今のところない。

(3) まかせて会員もおねがい会員も傷害保険に加入している。

(鈴木甲子様) 現代社会でファミリーサポートが時代に合わない、地域の人との信頼関係が出来にくいということはあるが、不足しているところを補ってもらうためにはファミリーサポートは必要と思っている。

(阿部) ファミリーサポート事業について、小高区の利用件数が極端に少ないが、そもそもこどもの数が少ないことが理由なのか、他の理由があるのか。

(鈴木甲子様) こどもの数が少ない影響もあるだろう。加えて、「おだか認定こども園」に就園している方はファミリーサポートを利用しない。また、家庭内こどもを見られることもある。

Q7. 南相馬市で実施している病児保育制度は、保護者が就労や疾病などのやむを得ない事情により、病気等の子どもを家庭で保育できない場合に、クリニック等が運営する専用の保育室でお子さんを一時的に預る制度であり、令和6年6月1日から、はらまちスマイルクリニック内で、市内で初となる病児・病後児保育を

開始されたと伺っている。フルタイムで仕事をする保護者が当該施設を利用するためには、利用可能時間帯の拡大が必要かと考えるが、（１）現在の利用状況について、（２）利用者の年齢や（３）頻度、（４）利用者が多く保育依頼を断った事例等があればご教示いただきたい。

- A8. (渡部直樹様) 南相馬市の場合生後6か月児から小学校6年生を対象に実施している。料金ははらまちスマイルクリニックでは1日2,000円、半日1,000円である。事前に実施施設に電話等で予約をして、申込書を事前に書いて、かかりつけ医を受診し、実施施設を紹介する。当日に実施施設に行き、料金を支払って診察後に病児保育を利用するという流れになっている。はらまちスマイルクリニック内の場所で病児保育を実施している。定員は1日3名まで、時間は月曜日～水曜日・金曜日は8:45～17:00、木曜日・土曜日は8:45～12:00である。

6月から開始してまだ周知ができていないこともあり、利用実績は令和6年6月は延べ9人、同年7月は延べ10人である。（２）5歳未満の利用者がほとんどである。（３）頻度は1日の利用が多い。（４）今のところ、保育依頼を断る1日の利用定員に達する状況はない。

(中濱) 時間が限られているため利便性の課題があると認識している。利用の時間帯を伸ばすことはできないのか。できないのであればハードルを教えていただきたい。

(渡部直樹様) クリニックの協力を頂いて病児保育が立ち上げられたので、クリニックの営業時間帯での病児保育が基本となる。ゆえに、利用時間については延長を検討していない。市としては、利用者の声を聞きながら、延長等について検討していかなければならないと考えている。

(中濱) 病児保育を行うにあたって、看護師を配置しなければいけないというルールもあるか。

(渡部直樹様) 保育士が3人につき1名以上、看護師は10人につき1名以上というのが、国が要件としている配置基準である。

(御手洗) 南相馬市で主要な財源を出しているのか。

(渡部直樹様) 国の「子ども子育て支援交付金」を財源に、国の基準の範囲内で実施業者に補助金を出している。

(御手洗) 人件費は市で支援するのか？

(渡部直樹様) 病児保育の運営にかかる人件費については補助金の対象となる。

- Q8. 南相馬市で実施している一時預かり保育は、保護者の育児疲れ解消（リフレッシュ）等の理由により、一時的に保育が必要な時に利用できるとなっているが、対象児は、南相馬市に居住している子ども、1歳から就学前までの健康な子ども、幼稚園・保育園等に在籍していない子どもとなっている。幼稚園・保育園等に在籍している子どもに対しても、一時保育のような預かり制度等はあるのか。加えて、一時預かり保育の利用時間帯や人数の実績、利用者が多く一時預かり保育を断った事例等があれば教えていただきたい。

- A9. (鈴木甲子様) この部分だけの問題ではなく、保育園・幼稚園全体の仕組みがあって一時預かりが動いているということを前提に話をする。

一時預かりは、親だけではなく、こどもも安心して預かってもらえることが重要である。そのため、どのように保育士が携わるのが大切である。例えば、保育士が的確な対応が出来なかったためにお子さんが精神的に負担を抱えてしまえば、元も子もない。

「3歳児神話」という言葉があるように3歳児までは保護者が育てることが理想と言われていた時代があった。したがって、一時預かりについて、お母さんの気持ちの中に何となく引け目を感じたり、逆に保育士の中にもそういった固定観念を持っている人がいたりする可能性が否めない。預かる側がプロ意識を持って保育をしないと、よい関係性の中でこどもを預かることができないと思う。平成29年に国が大きく保育改定（保育所保育指針の改定）を図って、0・1・2（歳児）に対して保育士の専門性などの質の向上を図る方針となった。

それとともに南相馬市は、保育料を0円にしたので、就園率が非常に高くなった。今年度は、市全体で268人の0歳児がいるが79人が就園しており、45人の待機がいて大体50%～60%くらいは就園している。1歳児に関しても、57%～60%は就園していて、21人が待機しているので、その子たちが入ると70%～75%に上がっていく見込みである。2歳児に関しては、4月時点で73%だったが8月時点では80%近くになっている。

とはいえ、就園した方々だけではなく、一時預かりも充実させて保護者の要望になるべく応えていきたいと思っている。昔はリフレッシュを躊躇していた親もいたが、今は一定程度預ける方もいるので保護者が預けやすい環境を整えている。

今の時点で、土曜日の一時預かりは実施している。令和8年度供用開始予定の子育て支援拠点整備計画があり、ファミリーサポートや支援事業を支援拠点で実施する予定。その中で日曜日の一時預かり等も考えているが、まずは保育士の質を向上させ、子育て支援を充実することで、保護者の方々に少しでも子育てを楽しんで出来るようになれば良いと考えている。

一時預かりを断った事例はほぼない。今年度小高では月に延べ人数が10人程度である。そして原町区子育て支援センターでも、4月が延べ人数で22人、5月も22人、6月が34人、7月が46人であり、10人の枠がいっぱいになることはほとんどない。

（中濱）一時預かり保育制度は、保育園や幼稚園に在籍していないこどもに対しての制度だというのは間違いなのか。

（鈴木甲子様）一時預かりはそうである。ただ、預かり保育というものがある。幼稚園は13時半までであるが、その後幼稚園で行っているものを預かり保育という。一時預かりという形で支援センターがやっているものは、幼稚園・保育園に在籍していない子ども向けになっている。

南相馬市役所商工労政課様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年8月22日 10:00~11:30
場所	南相馬市役所北庁舎2階 会議室
協力者	南相馬市役所 商工労政課 人材確保支援担当係長 森田文香様 商業進行係主査 諸井孝典様
調査内容	地元企業における雇用や市内の新規事業についての現状と課題、及び市の取組等について質疑応答。
参加者	(WSD学生) 天羽恒太郎、石田晋、小原慎太郎、日下部礼貴、新妻憲太郎 (その他) 度山徹教授 以上、5名

質疑応答

Q1. 小高復興産業団地（小高フロンティアパーク）には、どのくらいの企業から応募があるのか。

A1. 現時点で応募や要望等はまだない状況である。関心を示してくれる企業も出始めているが、造成工事に着手したばかりであり、供用開始時期も含めてまだ決まっていないことが多い。企業へのPRもこれから始まる。

Q2. 製造業分野では特に人手不足の問題が深刻であると認識しているが、貴市が企業の人材を確保する上で注力している施策はあるか。

A2. 産業団地等に立地する企業に対しては、市内で人手が足りない状況のため、従業員を連れてくるように話をしている。このように企業の立地を契機として、市外から就労人材の確保を図っている。また、人材の市外流出を防いでいくために、若い人たちに向けて市内企業の魅力を発信する機会を設けている。具体的には、市内の高校と連携し、授業の一環として市内企業の見学会を開催している。市では、南相馬就職ナビという市内企業の紹介や求人情報を掲載するウェブサイトを経営しているが、その操作方法を高校で説明するといった取組も行っている。高校で開催される就職の説明会等では南相馬就職ナビのチラシを配ってもらう等して、PRをしている。

(小原) 企業に市内へ来てもらう際に従業員にも来てもらうようお願いをしているという話があったが、その目的として生産年齢人口を増やすということのほかに、市内の限られた人材を奪い合わないようにするという意図もあるのか。

そうである。若い人たちを市内に呼び込みたいが、一方で、新しい企業が立地したために既存の企業の人材が不足してしまうことは、市としても望むところではない。

(新妻) 企業が連れてきた従業員の方々は引っ越しをして市内に移り住む人も少なくないと認識しているが、その際に移住支援金等を活用するというケースもあるのか。

会社都合の転勤の場合、おそらく移住という扱いにはならない。

(小原) 企業誘致の条件として、進出企業は地元の人材を雇用するという条件があると認識しているが、そうすると市内の限られている人材は進出企業の方に取られてしまうのではないかと。

補助金を受けるためには、確かに地元の人材を雇用することが一つの要件にはなっている。ただ、それは市の補助金ではなく国の補助金制度であるため、市としてどうにかできるものではない。市としては、人材の奪い合いを防ぐためにも進出企業に対して従業員も連れてきてくださいというお願いをしている。

Q3. 企業見学会では、高校生がそれぞれの企業を個別訪問するのか。

A3. そうである。今年度予定している企業見学では、相馬農業高校の1年生を対象に、10～15グループに分けてそれぞれコースを作り、大きな企業や大きな工場を持っている企業だけでなく、小さい企業も含めて見てもらおうという取組を考えている。生徒全体で動くとなると、どうしても何十人という人数を受け入れられる大きな企業しか見学できなくなってしまうが、それを避けるために、小さい単位で動いて様々な企業を見てもらおうと考えている。

(新妻) 企業見学会で回る企業は、どのように決まるのか。

市内の企業に向けて見学受入れの募集をかけている。コースについては、生徒にアンケート調査をして、生徒の見学希望がなるべく反映されるように調整している。

(新妻) 企業見学会の実施は貴市が高校に提案したのか、それとも高校の方から貴市に要望があったのか。

市の方で相馬農業高校の方に提案した。

(小原) 他の高校でも企業見学会の実施を広げていくことは考えているか。

今年度の企業見学会については小高産業技術高校にもお声掛けをしていたが、授業の中で企業見学会を実施するとすると、どうしてもカリキュラム的に難しいということで実現できなかった。休日に見学会を実施することも考えられるが、なかなか人は集まらないのではないかとと思っている。人が集まらなければ、一定の予算をかけて企業見学会をやることが難しくなってしまうため、やはり授業の一環として実施していくしかないだろうと考えている。

Q4. 貴市と市内企業では、人材確保に関してどのような連携を取っているのか、もしくは連携上での課題はあるか。

A4. 人材確保を主な目的とした協定等は特に無いが、商工労政課では年間100社以上の企業を訪問している。企業を訪問した際には、人材の確保の状況や現在の課題等を聞いたり、課で実施している人材確保を目的とした各種支援制度や広域雇用促進支援協議会が実施しているセミナー等について案内したりしている。人材確保に関する課題としては、企業が求める人材と求職者のミスマッチがあることが大きい。市内にはどうしても若い求職者が少ない。50～60代の求職者は多いが、若い人材を求める企業が多い傾向がある。

(新妻) 若い人が全国的にも減少している中で、若い人を企業に呼び込むことには限界もあるのではないかとと思う。人材不足の対策として、例えば新しい設備を導入する等によりマンパワーの問題を解決していくという方向性も、業種によってはあり得るのではないかと考えている。そのような対策の方向性は貴市において現実的であるか。

市から具体的に、企業に提案やアドバイスをすることは、言いづらい部分がある。一方で、何か困っているというような相談があれば、それに対して何らかの提案をすることは可能である。県の制度ではある

が、新しい設備を導入するための補助等は実際あるので、もしそのような方向性を企業が考えているのであれば、補助を案内すること等はできる。

(小原) 経営のアドバイス等は、貴市ではなく商工会議所等の別の主体が実施しているのか。

そうである。市も、アドバイスができる主体と企業を繋ぐことができると思う。

Q5. 貴市では、UIターンの促進を人材不足に対する施策の一つとして取り組んでいると認識している。現状UIターンの促進において課題はあるか。

A5. 一番の課題は、高校卒業や進学を機に東京等の首都圏に出た人に対して、市内の企業の情報を伝える手段が少ないことだと考えている。南相馬を一度出てしまうと、やはり南相馬との繋がりがどうしても希薄になってしまう。市内の企業の中には、南相馬に事業所があり本社は東京にあるところも少なくないが、そうした企業についても、UIターンの促進のための有効な手立ては今のところ無い。東京で南相馬市の企業の説明会を開催することも考えられるが、開催したとして参加者を集めることは難しいという課題がある。

(新妻) 南相馬の魅力を伝えること等を通して、南相馬から出た後にもう一度戻って来てもらえるような事前の対応も重要になってくるのではないかな。

南相馬を出た人が就職活動をする際に、南相馬市の企業を思い出してもらえるように、南相馬から転出する前に市内の企業の情報をきちんと伝えたいという思いはある。

(小原) UIターンに関してSNS等を用いた情報発信はしているのか。

市では、18歳になった方にお祝いの気持ちを込めてお金を支給する18歳祝い金という制度を実施している。その際に登録して頂いたメールアドレス等を活用して情報を届けることも考えてはいるが、一方で、情報を発信したところで今の若い人達にどこまで見てもらえるのかという疑問もある。それでも、情報発信についてはできることをやっていくしかないと思っている。100人に送ったうち1人でもそれを見て、南相馬に戻る選択肢を考えてもらえればと考えている。ただ、転出した先で生活基盤を作り、人間関係が出来ている中で、地元に戻る選択をすることは、転出者にとって難しい部分もあるのではないかな。

Q6. 貴市が高校や大学等と就職協定を結ぶことは、人材確保に向けた取組として有効ではないかと考えているが、この取組についてのお考えをご教示いただきたい。

A6. 現状として市では高校や大学と就職協定のようなものは結んでない。大学に関しては、首都圏の大学を訪問して、就職活動にかかる交通費の補助等、UIターン促進を目的とした支援制度の周知を図るといった取組は行っている。ただ大学側としては、学生が納得できる就職先に就くことや、学生にとってより良い就職先を探すということが目的であって、UIターンを勧めているわけではない。そのことは、大学を訪問して話をするなかでも感じたことであり、UIターンにつなげるための取り組みを大学と一緒にしていくことには、難しいところもあると感じている。一方で福島県の方では大学と就職の協定を結んでいる。そのような協定の締結がどの程度UIターン促進に効果があるのかは、福島県の事例を注意深く見ていきたいと思っているが、今のところ市としてはそのような協定を結ぶ予定はない。

(小原) 首都圏の大学を訪問した際の大学側の反応としては、具体的にどのようなものであったか。

支援制度のチラシは置いてくれるようだが、先ほど述べたように、大学としてはUIターンの促進している訳ではないため、大学の方から積極的に、UIターンの促進のための話は無かった。

(小原) 訪問する大学はどのように選んでいるのか。

市内の高校生が進学した大学の中から選んでいる。

(新妻) 貴市では高校卒業後に進学する人の数は多いのか。

徐々に増えているとは高校の先生から聞いている。親御さんの中にも、高校を出たばかりの子供をすぐに働かせることに不安を感じているという話も聞く。高校卒業後すぐには就職せず専門学校も含めて進学を選ぶ人というのは、以前に比べれば増えているように感じている。

Q7. 貴市が、市内企業を集めて採用合同説明会を行うことは、UIターンの促進や企業の人材確保において有効ではないかと考えているが、この取組についてのお考えをご教示いただきたい。

A7. 就職説明会については、医療職や介護職等の特定の業種に限定した説明会をハローワークと一緒に実施している。その際の課題としては、介護事業所の中でも給与等の待遇が良い事業所に求職者が集中してしまうこと等が挙げられている。職種を限定せず広く行う説明会については、市の主催ではないが、広域雇用促進支援協議会（以下、広域協議会）の方で年に何回か実施している。市としては、広域協議会と協力して、市内の企業に向けて説明会への参加をお願いするといったPRを行っている。ハローワークでも小さい相談会等を実施しており、広報や情報提供等の形で協力しながら取り組んでいる。市単独でというよりは、他の団体が行っているものの周知と一緒に図ったり、協力したりするという形で取り組んでいる。

(新妻) 説明会への参加に対して企業側は前向きであるのか。

参加に積極的な企業は多いと認識している。広域協議会の方では、積極的に企業訪問を行っており、企業との繋がりができている。実際に企業からの応募も多く、定員漏れしてしまうケースもあると聞いている。企業からの需要はあるので、課題となるのは、やはり求職者側の参加者をどのように集めるのかだと思う。市単独で行うとなると、そこまで広報にお金をかけられないし、企業とのコネクションも無いため、なかなか難しいところはある。他の団体が既に行っていることを、同じ費用をかけて市の財源でやるよりは、一緒に協力してやった方がよいのではないかと考えている。商工労政課の事務所の中にも広域協議会の人がいるため、情報共有や連携は取りやすい状況ではある。

(小原) 他の団体との連携や協力とは、具体的にどのような事を行っているのか。

セミナーと一緒に実施したり、企業訪問をする際に、広域協議会が行う説明会や就職相談のチラシを配ったりしている。他にも、市の広報に広域協議会の行事を掲載したり、意見交換会を年に何回か行なったりしている。

Q8. 南相馬就職ナビは市が独自に運営しているのか。

A8. そうである。

(新妻) 運営していく上でコスト的に大変なことはないのか。

確かにコストはかかるが、ウェブサイトで発信すれば市外の方々にも情報を届けることができる。紙のパンフレットだと届けることが大変だが、ウェブサイトであれば、QRコードや、メールにリンクを添付することで、簡単に情報を届けることができる。就職ナビにはこれからも力を入れていきたいと考えており、今年度も検索機能の見直しを検討しているほか、現在掲載している企業情報についても、なるべく写真を充実させる等視覚的に見やすいものにしたいと考えている。就職を考えている高校生には、求人票を見て興味を持った企業を就職ナビで検索して、企業のイメージを掴むというような使い方をしてもらえたら理想的である。

Q8. 小学校・中学校の児童生徒にアプローチをして市内企業の魅力に触れてもらう取組は行っているのか。

A8. 小学校・中学校の児童生徒にアプローチする取組は、現在市では行っていない。福島県の方では、県内のも
のづくり企業を子どもたちに知ってもらうことに力を入れており、小学生を対象とした企業見学会等を行
っている。見学先の企業は登録制となっているため、市の方でも市内企業にその登録をお願いするといっ
たことを県と協力しながら行っている。

南相馬市民生委員児童委員連絡協議様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年8月22日 13：00～14：30
場所	小高交流センター
協力者	南相馬市社会福祉協議会 地域福祉課 青田 様 (児童委員の方々) 南相馬市石神民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員部会長 藤原 ヒロ子様 南相馬市石神民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員副部会長 荒木 英子様 南相馬市小高民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員 佐藤 泉様 南相馬市鹿島民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員 佐藤 昭夫様 南相馬市原町民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員 小川 由美子様 南相馬市原町民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員 赤石澤 美和子様 南相馬市大甕民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員 鶴時 ひろみ様 南相馬市高平民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員 星 和子様 南相馬市高平民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員 佐藤 恭子様 (民生委員の方々) 南相馬市石神民生委員児童委員連絡協議会 会長 佐藤 正彦様 南相馬市小高民生委員児童委員連絡協議会 会長 西山 喜代子様 南相馬市小高民生委員児童委員連絡協議会 副会長 林 勝典様 南相馬市小高民生委員児童委員連絡協議会 副会長 門馬 孝子様
調査内容	社会福祉協議会の方の声掛けにより、民生委員、児童委員あわせて15名の方々にお集まりいただき、民生委員と児童委員とに分かれてヒアリング。 (児童委員) 地域と行政を結ぶパイプ役として活動している南相馬市民生委員児童委員連絡協議会に対し、地域から寄せられた子育て制度に関する相談内容について質疑応答。 (民生委員) 高齢化が極端に進んでしまった小高区におけるコミュニティの問題や、高齢者の見守り等について質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、日下部礼貴、中濱早苗、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤 以上、5名

質疑応答

児童委員ヒアリング

- Q1. 働いている夫婦がこどもを少し見てもらいたいときに、預かってもらえる場所がもっと増えて欲しいといった声はあるか。また、そのように一時預かりをしたい方はどのようなサービスを利用しているのか。
- A1. (藤原様) 南相馬にはファミリーサポート事業があり、料金は少しかかるが利用できる。先日ファミリーサポートのサポーターをやっている方にお話を聞いた。保育所や学校への送迎で利用される方が多く、ファミリーサポートに登録しておいて、親が体調不良の時にこどもの送迎を依頼するケースがある。利用の登録をすると、どんな些細な利用でも一人の子どもに対して3人のサポーターが就くようになっている。

(佐藤泉様) 私は昨年サポーターとして登録をし、生後9ヶ月の子を預かったことがある。預かりは自宅で行った。ここで言う3人体制とは3人が一気に対応するのではなく、利用者の希望する時間に合わせて3人のサポーターのうちで都合がよい人が対応するという意味である。

利用者が登録をすると、その子の住んでいる場所などの基本情報と、送迎や預かり等の希望するサポートの内容を合わせて登録してもらうことになっているので、その希望などを踏まえて、事務局がサポーターの調整を行い、顔合わせをして、担当が決まる。

(中濱) 利用者とサポーターの担当は同じ区内にいるのか

(佐藤様) 基本的にはそうである。ただ、別な区でも都合が合えば担当の依頼をされて区を跨ぐこともある。

(藤原様) ちなみに現在のサポーターの人数は43名で、令和五年度のサポートの利用は約450件あった。送迎の中でも「迎え」だけの利用もある。

親ただ、制度の基本的な使い方はサポーターの家に「預ける」のが基本である。需要が広がった結果、運転等に不安のない会員であれば、送迎などにも対応できるようになっている。

(佐藤泉様) また、預かる子どもの年齢についても希望を出すことはできる。一度担当したらそのこどもをずっと見ることになるので、頻繁に頼まれればこどもの成長を見ることもできる。

(中濱) 今子育てをされている方も地域の方にこどもを見て貰えることで地域の繋がりが生まれ良い効果があると感じた。

(藤原様) 震災前は3世代の家族が多く、祖父母が送り迎えをしてくれることもあり、ファミリーサポートの需要は少なかったが、震災後は帰還した人や新たに入ってきた人などが増え、核家族が多くなった。そのような背景もありファミリーサポートの利用は増えているように感じる。

Q2. ジャンボタクシーやスクールバスの利用はどの程度あるのか

A2. (佐藤泉様) スクールタクシーは元々震災後に避難して相馬や鹿島などから学校に通うことになった小高区の子達が、親の送迎が難しい事情がある場合に利用するものである。現在使っている子は15名ほどの中学生ではないか。他のこどもは親の送迎である。

Q3. 現在の南相馬市では子どもを持つ親がもう一人を産みたいけれど、なかなか産むことができない現状があると考えている。その理由として経済的な理由が最も多く挙げられていたが、その次に自分の時間を持つことができないことや、子育て自体が大変という回答が多かった。実際に子育てにおいて大変なことについてどのような声があるのか

A3. (藤原様) 現在は核家族が多くなっている。昔は3世代で料理などの家事を分担できたが、核家族ではそれができない。一方で、核家族は祖父母側としても夫婦としても気楽で良いと感じる人達も多い。

(佐藤恭子様) また、仕事で勤めていると夫婦で育児をするといっても、母親がこどものために休みを取ることが多い。そうすると女性がバリバリ働きたいと思っても出来ない。昔より環境は良くなっているとはいえ、もっと改善されないと仕事と子育ての二つを両立する余裕は生まれない。教育にはお金がかかり、働かないといけな。子育てを応援してくれる空気感が企業内にも生まれれば働きながら子育てをする選択が取りやすくなると思う。

(中濱) 最近南相馬市でも男性の育休取得が進んでいると伺ったがどうか

(藤原様) それはテレワークのできる企業が主ではないか。南相馬市は製造業や飲食業に勤める人が多い。都会であればテレワークをしながらの子育ても可能であるが、普通の企業では男性が育休を取る話はあまり聞かない。

(小川様) 聞いた話だと、男性の育休取得に補助が出ることもあり、1ヶ月ほどの有給を取得し、奥さんの地元に戻った人を知っている。

(川久保様) 1ヶ月未満であれば育休で5万円の補助が出て、1ヶ月以上だと20万円ほどの補助が出るが、それを認める会社は多くない。普通の企業で社員が1ヶ月休むのは非常に痛手である。

Q4. 保育士不足は保育士の資格を持っている方が震災や避難でが辞めてしまったのか。それとも、新しいなり手がいないのか。

A4. (佐藤恭子様) 保育士免許はもっているが、保育士にならない人も多い。自分の息子も保育士免許を持っているが、業務量が非常に多い反面で給料は高くないので別な職を選んだ。ただ子どもが好きといった理由や憧れで保育士が選ばれていた昔のような状況ではない。学生時代に保育士になりたいと思って資格までは取るが結局はならない人も多い。学校の先生の待遇なども問題になっているが、どのような行動を取るかわからない年頃のこども達を預かっている保育士の待遇改善はより必要なのではないかな。そこを改善しなければ預ける場所がないので子どもを産まない選択に繋がる。

(川久保様) 私は企業の中で保育施設を設けることはできないのかと考えている。会社の中にそのようなスペースがあればいつでも様子を見に行ける。離れた場所に車で行くよりもそっちのほうが親はよっぽど安心する。保育士資格を持っている方はいるので、企業に保育士として就職して職員のこどもを見ることができればいいのと思う。

(藤原様) ファミリーサポートのサポーターを長年やっている人に話を聞いたときにどこか一カ所拠点がないかと話していた。基本は自分の家に連れてきてもらう形式のため、片付けの都合や設備の都合がある。そこで自宅の外にも拠点となる場を作ることによって、利用者の方とサポーターがそれぞれその施設に行ってこどもを預かる方が良いと聞いた。

(川久保様) ファミリーサポートをやりたいが、サポーターのガソリン代も利用者負担になる。サポーターの家まで利用者が送迎してくれればよいが、実際はサポーターの迎えが必要な場合もある。そうするとサポーターの住む場所によって料金が変わってしまう。そこに心理的ハードルがある。

Q5. 病児保育について、出来たばかりの制度ではあると思うが、使い勝手について何か声はあったりするか

A5. (藤原様) 1日3人までで料金は半日あたり千円であることで、やはり病児保育は預けられる人が限られることはある。

(星様) また、母親の考え方も変わってきている。こどもを産みたいのと同時に「自分も大事にしたい」人が増えてきていると感じる。キャリアを積んでいる女性は特に自分と子育てを天秤にかけてこどもを産む選択を取らない人も多くなっている。一人は産む人はまだ多い。しかし、二人目となると一人目のこどももまだ小さい中でもう一人のこどもを育てることが大変で、その選択を取らない。

(小川様) 今は国の方向としても女性が働くことを推進しているが、無条件にこどもは手がかかり、子育てに時間が取られ、そしてこどもは母親を好む方が多い。そこで女性が働くことのみをただ推進してもなかなか産めるような環境にならない。

さらに、働く人の年齢も上がり、祖父母になっても働いていて孫の面倒を親の代わりに見ることも難しくなっている。母親の負荷は未だに重い中で、若い方は産みたいのかと疑問に思う。

民生委員ヒアリング

Q1. 震災前後でコミュニティにどのような変化があったのか。

A1. (佐藤正彦様) 震災前は3世代、4世代で暮らすあるいは交流することが多くあったが、震災と原発事故による避難やその後の帰還でバラバラになってしまった。そうした状況を受けて、社会福祉協議会からの要請もあり、民生委員でサロンの設置に尽力し、そこでの交流を図っている。

(日下部) サロンは民生委員が主体となって開催しているのか。

(佐藤正彦様) そうである。民生委員と福祉委員が先頭に立って開催しており、多いところでは週1でサロンを開催している。

Q2. 行政区がなくなったところでは、コミュニティはどうなっているのか。

A2. (林様) 津波被害を受けた人たちは、ほとんどがこの地域におらず、隣の新町区や相馬市に転居している。とはいえ、イベント等が開催されれば、戻ってきて参加することはあるようだ。しかし、現在住んでいる人がいないので、いずれはそういった取組もなくなり、行政区が完全に解体されることになるだろう。津波被害を受けた地区は、基本的に新たな土地で再建をしていて、継続的なコミュニティ再建に向けた取組はないと認識している。

Q3. 小高区では震災前比でサロン設置率が低く、鹿島区・原町区に比べてなかなかサロン設置率が上がらないと認識しているが、その背景は何か。

A3. (林様) 震災前、行政区ごとにサロンを設置していた中で、避難指示解除後に人口が震災前比で30%強となったことが大きいと思う。一方で、人口が少ない中でもサロン開催に向けた取組を進めている行政区もある。震災前のように20人、30人が集まるかたちではなく、少人数で集まって何かをやるものである。私の行政区では、高齢者が140人から80人まで減ったが、その中でサロンに来るのは12人程度となっている。そして、集まるのはたいてい女性の方である。

(佐藤正彦様) 現在、サロンの中心を担っているのは我々よりも少し下の世代の方々である。その方々は、世話役が必要になったときに、なかなかやりたがらない。それで開催できないケースもあるようだ。

(西山様) 私の行政区では6軒津波の被害を受け、中には転居した方もいる。震災前は42世帯いたが、現在は22世帯となっている。その中で、サロンに1度参加した方が次のサロンの手伝いをする仕組みにしていることで、継続的な開催を実現できていると思う。

震災後すぐはサロンの場がなかったので、社会福祉協議会の協力を得て場所を借りながらの開催をしていた。戻ってきてからも頻繁に開催したかったが、年に4回の開催にとどまっていた。しかし、帰還した世帯の50%以上は高齢者夫婦であったので、交流やおしゃべりができる場所を提供する目的で、公会堂の開放をお願いし、開放時間には自由に来て交流を始めた。この取組は現在も続いている。

このように、つながりがあることがサロンを含め、継続的な取組に不可欠なことではないだろうか。

Q4. 帰還した時期の違いによって、コミュニティに入れる、入れないという心の壁のようなものはあるのか。

A4. (佐藤正彦様) 私の行政区では、ホットスポットに入っている、入っていないという違いがあり、そのことで賠償金額にも違いがあるため、そこでのわだかまりはある。帰還後にサロンを開催していても、そのようなわだかまりは感じる。

(林勝典様) 帰還の時期以上にお金のわだかまりが大きいと思う。賠償金をいくらもらったかでなんとなく壁があり、コミュニティに誘ってもなかなか入ってきてくれないことがある。ただ、それでは継続的に繋がることができないので、良くないとは思いつつ無理強いもできないので、苦慮している。

帰還時期について、私の行政区では、そこまで違和感を持つ人はいないだろうが、遅れて帰ってきたから入りづらいこともあるだろう。最初に帰還してきた人たちでまちをつくろうとしている中、あとから帰ってきてワイワイやろうという気にはなれないのかもしれない。遠慮しなくていいと声掛けをしても来てはくれないだろう。

(日下部) 実際に声掛けをしているのか。

(林勝典様) 声掛けをしているが、来てくれない。高齢者は仕事をしている人がいる。仕事をしないと生活ができない高齢者も多く、農業をしているからサロンに顔を出す暇はない人もいる。

Q5. 高齢者の見守りについて現状と課題は何か。

A5. (林勝典様) 民生委員としては、独居高齢者を少なくとも月1回訪問することになっている。顔を見るだけでなく、何かあれば連絡するよう周知している。しかし、そうした取り組みをしても孤独死は避けられない。実際に、去年末から今年にかけて、見守りをしていたのに孤独死した事例があった。

それでは四六時中見守りができるのかというと、当然それはできない。したがって、緊急通報が本人の知らないうちにできるような施策が求められる。例えば、心拍センサーを付けてもらって通報システムと連動させる等、技術的な話では無理ではないと思うが、予算的にできないのだろう。

(阿部) 逆に高齢者への声掛けで助かった話はないのか。

(林勝典様) ない。

(御手洗) 気持ち的に助かる部分はあるのではないか。

(林勝典様) それはある。中には、見守りに来てくれるから俺は大丈夫だと言ってくれる人もいる。その他、老々介護の問題もある。親子で両方高齢者である世帯もある。今は元気な高齢者でも、今後のことは、そういう高齢者への対応も求められる。

(佐藤正彦様) 先月、第1回南相馬市見守り対策会が開かれた。その中で昨年度は9件の孤独死が発生していると報告があった。そのうち女性が3名、男性は6名である。男性の方が多い理由は、1人暮らしの男性はサロンを開催しても参加せず、つながりががないために弱ってしまうことである。民生委員が見回りに行くと、久しぶりに人と話した人が多い。したがって、見守りを続けることが重要だと考える。

Q6. サロンで行っている体操は、専門の方による指導があるのか。

A6. (佐藤正彦様) 専門家の指導ではなく、世話人の方がラジオ体操をCDで流して行うものである。

(西山様) 私の行政区では、保健師が来てくれたときには指導をいただいている。そのほか、南相馬市の歌に合わせて、思い思いに体を動かすものもある。1番から3番まであり、3番が小高なので、ちょうど体を動かすのによい長さである。

Q7. サロンに参加している高齢者の割合はどれくらいか。また男女比はどうか。

A7. (佐藤正彦様) 全戸に回覧で回して、120人に対して30人ほどが参加している。そのうちほとんどが女性で男性は3人程度である。

(日下部) 参加していない高齢者は引きこもっている様子なのか。

(佐藤正彦様) 逆に元気な高齢者が多い。仕事をして直売所に野菜を卸している人や、シルバー人材センターに登録して働いている人が多くいる。それで、仕事が優先でサロンに行けない人がいる。男性はほとんど働いているのではない。

(林勝典様) 働かないと生活できない。国民年金だけでは生活できない。

(日下部) 仕事をしている人は農業が多いのか。それともシルバー人材センターに登録する人が多いのか。

(佐藤正彦様) シルバー人材センターが多い。

Q8. 駅東側を含め、太陽光パネルが多く設置されていると認識しているが、売電目的で個人が設置しているものはあるのか。

A8. (林勝典様) ない。売電目的のものはほとんどが事業者のもの。小高駅の東側について、住民としては現在のように太陽光パネルが多く建っている状況を望んではない。駅に近いので、開発をしてまちづくりをしてほしいと思っていた。太陽光パネルが建ったことで、どうしようかというときに、国際研究機関を誘致して土地を買収するよう市長に要望をした。しかし、すでに契約している土地を買収すると違約金が発生するため、莫大なお金がかかってしまうのでだめだった。それで、国道6号線の向こうにフロンティアパークをつくることになった。震災後に住宅を解体してできた土地に太陽光パネルを設置しているところは、空地の場合に比べ太陽光パネルがあることで固定資産税が1/6になる設置契約⁴⁸⁷をしているものが多い。

一番の問題は、太陽光パネルの廃棄の問題。鉛等の有害物質が原因で廃棄物になるので、事業がだめになったときに放置されるのは困る。現在、相馬玉野地区でメガソーラーの開発が進んでいる。そちらは山林開発で、さらに重大な問題の可能性があるのでないかと危惧している。住宅地における反射光の問題もあるが、廃棄や山林開発が問題だろう。

Q9. 介護予防には元気な高齢者を活用する取組みも必要だと考えているが、そのような取組はあるか。

A9. (林勝典様) 地域で行う盆踊りの準備等をみんなで行う。みんなでやらないとできないものに呼ぶのはよいことと考えている。特に、盆踊りのやぐらは男手が必要になるもため、引きこもりがちな高齢男性を外に出すのに適しているだろう。

(日下部) 継続的なものは何かないのか。

⁴⁸⁷ 正確には、固定資産税の5/6を事業者に出してもらった契約だと考えられる。

(林勝典様) 祭りなので、年に1回になる。1回限りであるが、準備にはそれなりの期間を必要とするので、そういう点ではある程度交流できる。

(御手洗) 野馬追には男性が参加するのではないか。

(林勝典様) 参加する。特に野馬懸はメインが小高なので準備をみんなです。そこでの会話は重要なものだろう。

(阿部) 祭り等の準備への参加がきっかけで他の活動にも参加するようになることはあるのか。

(林勝典様) ある。交流することの影響は少なからずある。人は、神社や寺の呼びかけには応じてくれる側面がある。そこを使うと、人を集めることができるだろう。

Q10. シルバー人材センターでは、どのような求人があるのか。

A10. (佐藤正彦様) 庭先の剪定や障子の張替等、マンパワーが必要だが自分ではやりたくないことが多い。震災後すぐは避難している高齢者も多く、シルバー人材センターが機能していなかったが、現在ではそれなりに人材も確保しており、需要もあるので忙しいはずである。

(日下部) シルバー人材センターとしては、もっと人手が欲しいのか。

(佐藤正彦様) そうである。常に募集がある状態である。毎年働けなくなってしまう高齢者も出てくるので、その分、募集も必要になる。

Q11. シルバー人材センターで働く高齢者は、元気な高齢者にあたるのか。また、その人たちを地域のコミュニティで活用できる可能性はあるのか。

A11. (佐藤正彦様) 元気な高齢者であるが、シルバー人材センターの中でコミュニティができている側面があるので、なかなか積極的にやってもらうのは難しいのが現状である。

回答とは別で

(佐藤正彦様) 昔、小高区には優良企業がたくさんあり、3世代で暮らしている家もたくさんあった。そのなかで、若い人たちの子育てを支えていた側面もあったが、震災後は企業がなくなり、避難先に定着した人も多かったので、小高の未来が見えない。将来を担う世代の人たちを支えていくことができなければ、その地域は早晚潰れてしまう。その意識を行政の方、役人の方たちにもっていただきたいと考えている。

(日下部) 高齢者の方々としては、若い人を支えていきたいと考えているのか。

(佐藤正彦様) 人による。

(阿部) こどもの見守りについてはどうか。

(佐藤正彦様) それはやりたい人が多い。

(林勝典様) しかし、こども自体がいない。震災後に民生委員児童委員で通学路のこどもの見守りを再開した時に、こどもが1人も通らないことがあった。今はこどもが少ないうえに、親の送迎によって通学する児童・生徒が多いので、見守り自体が成り立っていない。

一般社団法人 Horse Value 神瑛一郎様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年8月22日 13:45～14:45
場所	一般社団法人Horse Value 本社
協力者	一般社団法人Horse Value 神瑛一郎様
調査内容	小高での馬を活用した事業に関する事前質問についてご回答を頂いたのち、質疑応答。
参加者	(WSD学生) 天羽恒太郎、石田晋、小原倫太郎 (WSD担当教員) 戸澤英典教授 (その他) 度山徹教授 以上、5名

質疑応答

Q1. 馬を保護し、かつ活用していくというときに、馬を観光資源とする取り組みがあると認識している。他地域では、普通のパラセーリングが60分7,000円であるのに対し、馬にのって海に入るアクティビティは約60分で21,500円というものがある。このような事実から、馬を活用していくうえでの一番の課題はコスト面にあると考えるが、その他の課題はどのようなものがあるのか教えていただきたい。

A1. 課題としては、馬を活用した観光ビジネスに対する対価が安すぎることもある。特にこの小高の街でビジネスをやる上で難しいのは、この土地に住んでいる方からすると、馬は文化資源であり観光資源としてお金を稼ぐものではないと認識されている。自分たちが提供する馬の乗るサービスはうまさんぽで1万円超、乗馬体験で30万円超えのお金を頂いているが、観光資源として考える私達と地域との考えに相違があるため値上げをしていない。その背景には、やはり馬がこのまちの象徴的な事業であってほしいという思いがある一方で、自分たちは別に馬や馬事文化を保護しているつもりは全くない。それらは自分たちが保護しなくても続くものであり、馬事文化を絶やさないことに対して個人的に熱を持っているわけではない。この街で事業ができていのはこの街の文化のおかげではあるものの、ではなぜこの文化を残すために私たちがリスクを取って、身銭を切ってやる必要があるのかについては、色々な人を巻き込んで会社を続ける中で明確な問いが見えない。

また、引退競走馬の保護に関してはJRAがやればいいと思う。そもそもJRAに出資している馬主や、そこに関わっている人たちが生み出した、稼がずコストになる存在を、Horse Valueとしては、たまたま市場で安く、自分たちの事業へ転換しやすいからという理由で引退競走馬を使っているだけである。結局、アメリカやフランスなど、どこの先進国でも引退した馬は馬肉になったりとかする。そうした社会的な構造がある中で、なぜ我々が保護しないといけないのか。結局は、投資家の私腹を肥やせなかった馬たちの面倒を、なぜ我々が見ないといけないのか、というのは疑問であり、再投資するべきだと思う。我々が保護することは正直ミッションではないと思うし、ただ搾取されているだけではないかと思ってしまう。

Q2. うまさんぽを体験に訪れる方々について、現状どのような層（居住エリア・年齢層）が多いのか。

A2. エリアで言うと福島市が一番多い。全体の6割ぐらいが福島市、もしくはその近郊の仙台などからのお客さんである。それに加えて南相馬市内の方にもよく使っていただく。理由としては「孫を馬に乗せたい」というものがある。お盆に孫が帰省してきて、子ども夫婦が遊びに来るから、孫と遊ぶ選択肢の一つとして乗馬する人もいる。意外と多いのは、市内でも野馬追に関係してない家庭の人である。馬も飼っていないが、機会があれば子どもを馬に乗せてみたかったし、乗ってみたかったという人はいる。南相馬市の人

口は約5万人だと思うが、その中で野馬追に出ている人は今年は500人で、全体の1%未満にとどまっている。野馬追に関わる人は、1人は野馬追を手伝ったり、3人いたとしても25%程度、また、4人に1人は馬に触ったことがあっても、4人に3人は馬に触ったことがない等、馬は身近にいる存在であるものの、あまり関わったことはない、というのが実態だと思う。

Q3. 現在貴法人は四頭の馬を保有されているが、厩舎の移転を機会に保有頭数を増やすなど、今後の事業拡大に対する展望や具体策があれば教えていただきたい。

A3. 現在、Horse Valueが保有している馬は、1頭増えて4頭である。厩舎には8つの馬房があるが、半分は自分たちの馬ではなく預かっている馬が入っている状態である。他所から預かる馬からは毎月一定の預かり料が入ってくるので収入源として大きい。また、乗馬体験も収入源の一つである。全15回練習に来てもらえれば、だいたいどんな方でも一人で馬に乗って走ったりできるようになる。内容としては、乗馬クラブ未満というか、必要最低限のことしか教えない。専門用語が沢山出てくるようなことはない。馬に乗って走ればそれでよく、走るために必要なことだけを教えている。車の免許を取る人でも、全員が高速道路に乗るわけでもなく、私たちのお客さんは、どちらかといえば下道に乗ればOKという人たちである。下道に乗れば十分な人に、高速のETCの使い方は教えないだろう。馬の街乗りであれば、車でいうところのエンジンプレーキの使い方は教えない。馬に乗って走る以上のことが馬術的に言う「難しいこと」であり、難しい用語も沢山出てくる。しかし、真っすぐ乗って走るだけであれば難しいことは不要である。ハンドル操作とアクセルとブレーキを間違えずに操作できるかどうかであり、それだけを教えている形である。馬術では、そのハードルが高く感じる人でも、馬に乗って走るための最低限のところに絞ってハードルを下げてあげれば、基本的にどこへ遊びに行った時でも馬に乗れるようになる。

Q4. 南相馬は馬という観光資源を抱える稀有なまちだと認識しているが、今後南相馬を「うまのまち」としてPRし、ブランド力を強化していくうえで課題だと感じることや南相馬市に期待することがあれば教えていただきたい。

A4. 課題としては、やはり野馬追を推しすぎていることだと思う。野馬追は必要だが、3日間という短い期間で、残りの362日間はどうか、という話がある。市内には、馬事公苑等有休資産化している施設が多くある。ハード面での整備はある程度完了しているので、「これから馬の事業をやりたい」という人たちが来る場所にしていくなさだと考えているが、そのソフトの設計ができてないのが一番の課題だと感じる。ソフトで言うと、新たに馬を使って事業をやろう、例えば競走馬の事業をやりたい方とか、起業しようという人を特に対象としたソフト面の整備が挙げられる。別に近くで馬に乗れる人はターゲットとして捉えていない。馬を使った雇用も生まれ、もっと馬の事業をやりたい人たちがいっぱい来てくれる街にしていくなさだと思うし、そのようなブランディングをした方がいいのではないと思う。私たちはそのような考えを市役所の研修等で伝えながら、うまの街を一緒に作っていきたい。

Q5. ソフト面の整備が課題だと感じるのは、ご自身も南相馬で馬を使ったビジネスを始めるにあたって苦労された経験があったからなのか。

A5. 色々なことにチャレンジするうえで場数を踏むことが一番大切であり、場数を踏みやすい場所をつくる上ではソフト面が大事になってくる。個人的には、ハード等にお金をかけるのは採算が合わないと思う。場数というのは、そのビジネスをやりたい人がチャレンジする回数である。例えば馬による観光事業をしたいの、土地利用の制限、農地法や都市計画法等により、うまの街なのに馬の事業ができないことがあるため、制限を緩和し事業をしやすくできないかと考えている。野馬追一本ではなくて、馬に関連する事業

がこの街の中に広く色々なところにあって、最終的にトータルで外から見ると「ここって馬だよな」と思ってもらえるようなまちづくりが理想だと思う。

Q6. 小高では馬を飼っている家庭が少なくない一方、野馬追の三日間しか活躍の場面がないと認識している。このように、地域で飼育されている馬を貴法人が借り上げ、うまさんぼ等の事業に活用されることは想定しているのか。また、その場合は馬主の方から飼い馬のビジネスへの活用についてどのように賛同を得るのか。

A6. 馬主の理解を得るという点では、馬を借り上げるのではなく買い取ることが答えになると思う。実際に、うちにいる馬の2頭は地域で買い取った。もし馬を借り上げるとなると、月に大体3万円ぐらいは最低でもお金を支払うことになると思う。また、地域の馬を活用して頭数を増やしようさんぼ等のビジネスに活用することは不可能だと思っており、そこを事業化する必要もないのではないかと考えている。私も野馬追に3年ほど出させてもらい、全員ではないが多くの出場者とコミュニケーションがある中で、馬主の全員が全員、飼っている馬の活躍の場が3日しかないことが勿体ないと思っているわけではないし、生活するために飼っているのではないのでそれでいい」と考えているため、馬で金儲けをしたいとは思っていない、という人も多い。それで野馬追や馬事文化が衰退するなら、それはしょうがないという方もいる一方で、中には「何か一緒にやろう」と言ってくれる方もいる。しかし、その場合、我々が取るリスクはあまりに大きすぎる。というのも、お客様に馬に乗ってもらうとか、サービスを提供するにあたって、毎日馬をトレーニングしなければならない。一からトレーニングすることは馬が怪我に対するリスクが高まりその治療費は私たちが持つことになり、さらに本来予約があったのに馬を使えなかったとなれば事業としてのリスクが大きすぎる。それでいて単価が12万程度だとなかなか採算が合わない。馬を借りてビジネスを行うには相当の信頼関係が必要であり、それでいてそこまで儲かる事業ではないので、そこしてやる必要があるのか疑問である。そう思うと、馬を買い取って馬主に文句を言わせない形が現実的だと思う。タダで譲ってあげる、と言われてもお金を支払うようにしている。地域には、飼料価格の高騰や飼っている方の高齢化といった要因から、馬を手放したいという人も結構いる。

F-REI 村山香様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年8月22日 15:20～16:00
場所	浪江町 F-REI事務局
協力者	福島国際研究教育機構 運営管理部門 研究開発推進部 国際・産学官連携推進課 課長 村山香様
調査内容	福島国際研究教育機構の現在までの取組と今後の展望についてお話を頂いたのち、質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、天羽恒太郎、石田晋、小原倫太郎、日下部礼貴、中濱早苗、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授、戸澤英典教授 (その他) 度山徹教授 以上、11名

質疑応答

- Q1. 研究開発を進めるうえで実験施設の拡大が重要であると考えているが、ドローンやロボット、再生可能エネルギーについて、実験施設を拡大する計画はあるのか。
- A1. 拡大については可能な限り進めたいと考えている。しかし、現段階では、着実に必要な施設等を精査し整備することが最優先であると考えている。関係省庁から予算を頂いて運営しているところであるが、先進的な取組等については、民間との連携も必要になり、その点で、施設拡大も後々必要になることであろう。
- Q2. F-REIが企業と連携していくうえで、企業側が連携のメリットをいかに実感するかが重要だと考えるが、そのための取組はあるか。
- A2. 現段階では、F-REI自体の成果が何かあるわけではないので、なかなか企業にメリットを説明できない状況である。したがって、まずは周知を図ることが重要と考えている。福島県内については、新聞社等のメディアに協力を頂き周知をしているところであるが、県外の力を持った企業への周知不足を認識しているので、そこに力を入れていきたい。逆に、F-REIが様々な分野における企業の動向を知らないということもあるので、その勉強にも取り組む必要があるのではないかと考えている。また、F-REIは事業をやるわけではないので、その認識もF-REIと企業双方で共有しなければならないことだろう。
- Q3. 現在、宇宙産業に関する企業が浜通りに興味を持っているという話を、別のヒアリングで聞いているが、F-REIの中で宇宙産業に関する取組の検討はあるか。
- A4. ロボットの研究において、高放射能環境においても使用可能な半導体デバイスの開発をしているので、そういったものを宇宙産業に活用することはできだろうと考えている。
- Q4. F-REIトップセミナーについて、対象が福島県内の高校生・高専生という点が、復興に資するという点で重要なものであると感じた。一方で、先端研究に取り組むにあたっては、県内という枠を超えて人材育成をしていく必要があると考える。そのような取組があればご教示いただきたい。
- A4. 東北大学公共政策大学院WSDをはじめとするまちづくりやラーニングハブの研究における人材育成の取組では、県外の学生へのアプローチも行っている。双葉町の伝承館等の一部スペースをラーニングハブとして活用し、取組を始めている。

- Q5. 福島国際研究機構ということであるが、「国際」的な部分が見えていない。どのような取組で「国際」という部分を出していくのか。
- A5. まだまだ取組としてはこれからということになる。今年の11月に国際シンポジウムを開催することも計画しており、まさにこれから始まるところである。先ほど紹介した研究者のうち、青野先生のユニットの中には海外から来ている研究者もいるので、今後も海外からの研究者の呼び込みを併せてしていきたい。
- Q6. 再生可能エネルギー関連技術の性能評価や事業化の支援について、福島県や国の進める再生可能エネルギー政策との連携はあるのか。
- A6. 私がその分野に精通しているわけではないので、詳細な話はできないが、連携というよりはどのような政策が行われているのかという勉強は進める必要があると思う。水素エネルギーとネガティブエミッションという、現在F-REIで行っている研究と再生可能エネルギー政策にどれだけのかわりがあるかというのは、私が関わっているわけではないのでお答えするのが難しい。とはいえ、関係性がゼロということはないはずなので、F-REI単独でということが無いようにはすべきだろう。
- Q7. F-REIの研究者誘致について、最低限の住環境が整備されていることが必要だと考える。来てもらう研究者に浪江町に住んでももらうことが理想である一方、生活環境としては浪江町は不利な点が多い。F-REIが住環境整備を進めていくことは考えているか。あるいは他の地域から浪江町に通うことをよしとするか。
- A7. 浜通りに住んでもらいたいと考えている。したがって、各自治体に住環境整備に向けた声掛けをしている。浪江町では駅前環境の整備を進めるところであるので、特に医療・教育の分野でニーズに合った環境を整備していきたいと考えている。ただし、F-REIが直接整備をするということは考えていない。
- Q8. F-REIにしかない研究設備があれば、研究者にとって魅力あるものになり得るだろう。そういった研究設備を作るという考えはあるのか。
- A8. まさに、現在F-REIが一番意識している部分である。他の研究機関との差別化や特徴づけを進めていきたい。
- Q9. 現時点でのF-REIの特徴は何か。
- A9. 世界のどこでもやっていないものを進めていくのは難しいと考えている。研究機構というところで言うと、最先端の研究をしつつ、復興のための地元貢献をしていくというのは1つ特徴かと思う。しかし、地域貢献と最先端研究が必ずしも一致しないので、地域の課題が世界に発信していける研究に昇華できるとよいと考えている。
- Q10. 社会と科学の融合が重要であるという話があったが、その手段は何か。
- A10. 具体的にどうするかというのは非常に難しく、まずは対話が必要だと考えている。イノベーションが起こるのは、異なるバックグラウンドを持つ者がぶつかった時だと認識している。ゆえに、なるべく多様なバックグラウンドを持つ研究者の交流ができる環境を作り、対話していくことを進めていきたい。
- Q11. 防災の観点から1つ、河川の浸水想定範囲に施設が入っていると認識しているが、先端研究施設を守るうえで、どのような取組があるのか。
- A11. この地域は、これまで水害が多いということなので対策が必要である。また、地盤も弱いので重いものを設置するには危険であるということである。したがって、それ相応の盛り土をして、その上に研究施設を建てることとなっている。

南相馬市長寿福祉課様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年10月17日
場所	メールにてヒアリング
協力者	南相馬市長寿福祉課
調査内容	小高区高齢者の現状及び介護予防の取組における課題について質疑応答
参加者	(WSD学生) 日下部礼貴 以上、1名

質疑応答

Q1. 南相馬市高齢者総合計画（第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）では、「高齢化が進行し今後多様な医療・介護ニーズが生じることが見込まれる中で、不足する医療・介護人材の確保をはじめ、人材等資源の有効的活用、及び医療・介護・福祉それぞれの機関の連携強化による包括的なサービス体制の構築が求められている」としているが、公助による地域医療及び地域福祉の基盤整備において、どのような課題があるのか。また、自助や共助、互助による対策との関連の中ではどのような課題があるのか。

A1. 本市においては少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少は顕著であり、併せて市の財政状況においても厳しい状況に推移することが想定されることから、今後、「共助」「公助」の拡充を期待することは難しいと考えている。そのため自ら健康管理を行うなどの「自助」や地域において支援するための「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取り組みが必要と考えている。

また引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための地域包括ケアシステムの深化が最重要と捉えているところであるが、本市においては震災以降、生産年齢人口の減少等の影響から、介護の担い手の不足が見込まれ、中長期的な介護ニーズの見通し等について、介護サービス事業者を含めた地域の関係者と共有、介護サービス基盤整備の在り方を議論するなど、人口構造や地域社会の変化に適切に対応した地域包括ケアシステムの見直しも併せて実施していく必要があると考えている。

Q2. 南相馬市では独居高齢者・高齢者のみ世帯や要支援・要介護認定者が増加傾向にあるが、それに伴い具体的にどのような医療・介護ニーズがあるのか。また、ニーズに対してどのような施策がとられているか、及びその施策においてどのような課題があるのか。

A2. 小高区のみデータ分析は行っていないため市全体としての回答にはなるが、独居高齢者・単身高齢者世帯の増加、要支援・要介護認定者の増加により、日常生活に支援を要する方の増加が見込まれる。特に、2025年以降は、団塊の世代が高年齢化するため、医療ニーズと介護ニーズの両方が高まることから、治療退院後に良好な在宅療養が行える体制づくりが課題である。南相馬市高齢者総合計画（第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）では、地域包括ケアシステムの基本である在宅生活継続の体制づくりに取り組む計画としているが、東日本大震災被災地では、全国よりも医療・介護従事者の不足が著しく、確保が難しいこと、生産年齢人口が急減する時代を迎えるため、在宅診療や在宅サービスの提供体制の維持が厳しくなることが課題と捉えている。

なお、小高区に市が開設している南相馬市立総合病院小高診療所では、外来診療に加え訪問診療も地域の医療課題として必要と捉えており、訪問診療を実施している。

Q3. 南相馬市高齢者福祉計画（第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）の策定

にあたり実施された介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、小高中学区においては閉じこもり傾向
有りが32.1%、認知リスク該当者が51.5%と高い傾向にある。こうした調査結果の背景にどのような課題
があると認識しているか。

- A3. 小高中学校区は、高齢者層が帰還の中心だったため、帰還した高齢者の加齢による外出機会・交流機会の減少を危惧している。機会の減少からフレイル状態→要介護状態が重度化する連鎖が考えられるため、高齢者の健康維持や活動量維持、交流機会の確保が課題と考えている。

- Q4. 同計画で「介護予防事業、認知症の早期発見、認知症予防事業は今後ますます重要度が増してくることから、これらの取り組みを地域ぐるみで推進できるような環境の整備・充実が課題」としているが、介護予防・認知症予防の環境整備・充実に係る取組において課題があれば、ご教示いただきたい。

- A4. 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続することができるよう、定期的に地域の人々と交流ができるサロンの新規設置や活動の支援を行っている。小高区においては、震災前は各行政区にサロンが設置されていたが、震災の影響によりサロン数が減少し、令和5年3月末現在のサロン設置率は41.4%と他の区と比べ最も低く、高齢者自ら意欲的に健康づくりや介護予防に取り組む機会が少ない状況ではないかと思われる。

小高区においては、避難指示区域となり、他の区と比べ、震災の影響が大きく、単身高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の増加が見られ、環境の変化や家族・地域の支え合う力が低下し、認知症の発症や進行の加速にもつながる可能性が高い状況となっているとともに、早期の相談や対応につながりにくい傾向にあると感じている。そのため、より多くの市民が認知症についての理解を深め、対応することができるよう、認知症の理解促進に努めていきたいと考えている。

- Q5. 「元気高齢者運動教室（ほがらか体操教室）」は一般介護事業、「元気高齢者運動教室（元気はつらつ教室）」は介護予防・生活支援サービス事業（通所C）として実施されていると把握している。「ほがらか体操教室」の対象者を「元気はつらつ教室」修了者としている理由、及び各教室の目的の棲み分けについて、ご教示いただきたい。

- A5. 一般介護予防事業の元気高齢者運動教室（ほがらか体操教室）は、運動習慣の定着・継続を目的に実施している。高齢者筋力向上トレーニング事業（元気はつらつ教室）修了生からの教室継続の要望やリピーターが増えていた経過を踏まえ、その受け皿としても実施している。

- Q6. 「元気高齢者運動教室（ほがらか体操教室）」及び「元気高齢者運動教室（元気はつらつ教室）」の実施は、原町区と鹿島区に限られているが、小高区で実施していない理由（実施できない理由）について、ご教示いただきたい。

- A6. 高齢者筋力向上トレーニング事業（元気はつらつ教室）を実施するにあたり、設備と人材（指導者）が不可欠になる。現在、原町区、鹿島区には施設と人材の条件が整っているため委託できている。小高区は、可能となる施設と人材がいなく実施は困難な状況ではあるが、小高区在住の方も受け入れられるように、希望者がいたら送迎車をつけるなどの利便性を図っている。

- Q7. 「高齢者の通いの場『週一サロン』支援事業」が実施されている一方で、小高区では震災前に比べてサロンの設置率が低い状況にあると把握している。その背景にどのような要因があると考えられるか。

- A7. 小高区の高齢化率46.7%（市全体37.6%）という数字から考えても、リーダーとなりうる人材が少ないことが要因の一つかと思う。また、震災前のコミュニティが崩壊している行政区が多く、新しいコミュニティの形成に困難を極めているものと考えられる。
- Q8. 避難指示に伴うコミュニティの希薄化及び社会参加・交流機会の減少を背景として、小高区の高齢住民は認知リスクが高い状態にあると把握している。認知症予防の一環として実施されている脳の健康づくり事業及びオレンジカフェについて、それぞれの実施状況及び実施における課題があれば、ご教示いただきたい。
- A8. 脳の健康づくり事業は、くもん学習療法センターの認知症予防プログラムを利用して、サポーターの協力を得ながら実施している。また、民間企業に委託し、認知症予防を目的とした脳トレ教室も別に開催している。小高区の方も含めて、本事業だけではなく、介護予防事業や関係機関で開催する事業にも参加を促すよう、各機関との連携を深めながら事業の周知啓蒙が必要と考えている。オレンジカフェは、年5回程度、誰もが参加でき、相談や交流の場として開催している。上記事業と同様に、事業の周知啓蒙やより身近な場所での開催が必要と考えている。
- Q9. 小高区においては、原発事故の避難指示により、コミュニティが一度0になったことから、互助の拡大のためには、コミュニティの再構築が不可欠であると考えている。コミュニティ自体は住民の自発的取組みであることが望ましいところ、一方で、小高におけるコミュニティの再構築には、住民のみでは難しい部分もあるとも考えている。貴課においても「地域の人と人をつなげていく」取組が重要であると認識されていたが、そのために、具体的にはどのような取組の実施しているのか。
- A9. 原子力災害により避難となった地域、特に小高区の地域コミュニティは、住民だけで再構築するのは困難であるとする一方、住民による自発的なコミュニティの再構築・維持に取り組んでいる地域もある。令和5年度より、小高区に専任の生活支援コーディネーター（SC）が配置できたことから、コーディネーターとともに地域の様々な活動の発見・掘り起こしから、リーダーとなるべく住民による地域の見守りや支えあい活動などを考えるきっかけづくりや支援活動に取り組んでいる。
- Q10. 小高区では、コミュニティがなくなってしまったという負の側面がある一方、新たな地域資源として、若手起業家を中心とした移住者が多くいることはよい点として捉えられるものと考えている。この点について、福祉事業における民間との連携は考えているか。
- A10. 高齢者と若手の移住者による、新しい地域コミュニティの構築ができることが、今後の小高区に望ましいと感じている。ただ、福祉事業における民間との連携可能性や方法は検討が必要と考えている。
- Q11. 高齢者の日常移動の足について、利便性に対してどのような声があるのか。また、南相馬市のケアマネジャーを対象とした意識調査で、在宅生活を続けるうえで必要な支援として「移送サービス」が挙げられているが、現状の介護・福祉タクシーでは不十分なのか、お考えをお伺いしたい。
- A1. 高齢者の移動の足としては、介護サービスや市の定額タクシー、ジャンボタクシー、外出支援サービスなどがあり、通院や買い物など定期的な行動のための利用については問題ないといった意見もあるが、制度や使い方の周知が不足しているという意見も聞いている。利便性の向上や充実化、「ちょっとそこまで」程度の短距離の移動の足があると便利といった意見もあり、高齢者が運転免許返納後も活動的な日常生活を維持するためには、利便性向上等を図る必要があると感じている。

社会福祉法人青葉学園様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年10月15日（月） 13：00～15：00
場所	福島県福島市土船字新林24
協力者	社会福祉法人青葉学園 常務理事 神戸信行 様 福島地域福祉ネットワーク会議 事務局長 吉野裕之 様
調査内容	土船おでかけサポートの事前質問についてご回答を頂いたのち質疑応答。
参加者	(WSD学生) 天羽恒太郎、石田晋、日下部礼貴、中濱早苗 (WSD教員) 戸澤教授 以上5名

質疑応答

- Q1. 運転者と利用者、それぞれの年齢層の方が多いのか、また利用が多い曜日や時間帯はいつか。**
- A1. 運転者は60歳代後半から70歳代前半、利用者は平均70歳代（最高93歳）で、利用が多いのはスーパーの特売日である。また、時間帯としては、利用者の約8割は午前中の買い物や通院であり、お昼前におでかけサポートで自宅に帰っている。また買い物をサポートしていることもある。これまでは介護タクシーによって提供されていたサービスが、ドライバーの高齢化による辞職で続かなくなった。それでも、おでかけサポートがあるため、高齢者の足が確保できている。
- Q2. 利用者が運転者を指名できると認識しておりますが、指名制のメリットやデメリット（ドライバーとのつながりがない人は利用しにくい等）はあるか。**
- A2. 指名制のメリットは、馴染みのある方と話しながら目的地までいけることである。デメリットは、顔なじみのドライバーの方が空いていないと結構使いにくいことがある。しかしながら、顔なじみのドライバーでなくても良いという場合は、初対面でサポートすることもある。おでかけサポートを実施した後の報告義務により、運転者と利用者の相性の把握もしているので、馬が合わないという不満の声はない。
- Q3. Q3. 地域とのつながりが少ない方（例えば独居老人や引きこもっている人）やおでかけサポートを利用した経験がない方は、移動の不自由が解消されていないとも考えられるが、その方に対する声かけなどの取り組みは行われているのか。**
- A3. 土船地区は地域包括ケアマネジャーが非常に協力的なので、情報交換をしながらおでかけサポートを実施している。移動に困難な人の情報は地域包括が把握しているため、連携することによってニーズがわかる。要介護が進んでいる人は特別老人ホームにお願いする、自力で歩いてコミュニケーションが取れる人には相談先を教える、といった福祉サービスとの役割分担をしている。
- Q4. 導入にあたって、近隣のタクシー会社やバス会社と調整をしたか。また、タクシー会社やバス会社は本ライドシェアに対して、どのようなスタンスなのか。**
- A4. 他の公共交通事業者との調整はしていない。おでかけサポートの運行は、路線バスと重複していない。路線バスの利用者のように福島駅西口まで行きたい人はほぼいない。路線バスだと行きづらいスーパーや病院等が目的地である。また、路線バスの利用促進を図るため、自宅等からバス停までの区間を100円でサポートしている。我々は、公共交通の維持は必要だと考えており、そのために、おでかけサポートは、 i) 公共交通の補完、 ii) 公共交通への接続、の役割を担う。

- Q5. おでかけサポートの運転者は、どのように募集されているのか。また、運転者の方はどのようなメリットを感じ応募されるのか。
- A5. 運転者は60歳代で、休日であれば手伝える人に区長や町内会長が声をかけて募集している。なお、新規の希望者が少なく、運転者になることにメリット感じていないのではないかと考えている。
- Q6. 車両事故や車内での急病等の対応マニュアルや研修等、運転者教育はどこまで協議会の管轄として実施されているのか。
- A6. 運転手講習会の実施や保険の加入などを事務局が担い、講習会は福島県移動サービスネットワーク講師に依頼し、座学だけでなく実地講習も行う。講習会はお出かけサポートの安全性のみならず、住民の運転技術向上にも寄与し、地域としてのメリットにも繋がる。
- Q7. 事務局の運営コストや人的コストは、どのように賄われているのか。また、事務局にとってのメリットはなにか。
- A7. 拠出金は、ネットワーク会議に所属している企業等からの会費で賄っているが、今年度で財源不足になる見込みである。来年度からはその活動に参加してくれる団体から集まった会費で運営するが、それができない場合は、実費相当分の運賃を上げなければならない。市民活動に対する補助金に応募して運営する等の方法もあると思う。
- 運転手講習会は1/2の個人負担にしているが、ボランティアの講習会費用と保険代は、全てお出かけサポート代に含めて運営するなどの方法もあるかと思う。
- 年間 20～30万円程度の講習会や保険代に充てられる財源があればよい。ただ、お出かけサポートへの支援のみが拡大すると、バスやタクシーとの公平性の問題がある。
- Q8. 送迎にかかる費用は、誰が収受して運転手へどのように渡すのか。また「一年に一度、利用料金を事務局がドライバーへ支払う」とのことだが、「誰が誰をいつ乗せたか」はどのように記録されているのか。
- A8. 運行管理については、紙の記録をとっている。事務局がそれを管理し、年に一度、保険更新のタイミングで運転手に実費相当分を払っている。
- Q9. ドライバーの保険料の日350円は、厚生労働省による補助金でまかなわれていると認識しているが、この補助金が無くなった後の運営はどうするのか。
- A9. お買い物や1行程とした場合、複数人を乗せていく等の工夫次第では補助金がなくとも運営は可能である。現在は1回500円であるが、保険代まで含むと実費は700円なのでその負担を利用者に求めれば良いだろう。
- Q10. 自家用有償旅客運送制度(いわゆる公共ライドシェア)では、自治体や社会福祉法人、地縁団体や法人格なき社団等が運行主体となり地域の自家用車や一般ドライバーを活用して有償運送サービスを提供することができるが、土船地区で道路運送法の許可を要しないライドシェア(お出かけサポート)を選択した理由はなにか。
- A10. 住民の望むことができるのが強みである。それを地域の福祉に携わる人たちが支えていくことが重要だと考えている。
- Q11. 土船地区の高齢化が更に進む中で、土船おでかけサポートを持続可能な取り組みとするため、現行制度の改善・拡充が必要と感じていることはあるか。

A11. お出かけサポートを始めたいという自治体が増えてきているので、土船地区以外の走り出しも我々がサポートをしている。自分たちでゼロから始めるのは結構難しいので、我々のノウハウを教えてサポートして、それをベースにして、自分たちで地域にあったやり方に変えて運営が出来れば良いと思う。

また、お出かけサポートに関わる人の話し合いの場も必要で、共通する課題は関心が高くなると考えられ、共感が広がれば協力してくれたり、利用率が高まってきたりするだろう。

今後必要だと考えているのは、住民自らが行う福祉政策である。ハード整備がなされても、そこに接続できない住民がいるので、住民同士で支える政策が必要である。そのための投資を求めている。

福島相双復興推進機構様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年10月15日 13:00~14:40
場所	福島セントラルビル4階会議室
協力者	福島相双復興推進機構 広域まちづくりグループ長 皮籠石直征様 福島相双復興推進機構 広域まちづくりグループ副グループ長兼まちづくり支援第二課長 二瓶晋様 福島相双復興推進機構 広域まちづくりグループ副グループ長兼まちづくり支援第一課長 加藤康輔様 福島相双復興推進機構 広域まちづくりグループまちづくり支援第二課参事兼まちづくり総務課 平野浩太郎様 福島相双復興推進機構 広域まちづくりグループまちづくり交流推進課長 川尻圭介様 福島相双復興推進機構 広域まちづくりグループ副グループ長兼まちづくり総務課長兼総務調整グループ副グループ長 栗村正一様 福島相双復興推進機構 産業創出グループ副グループ長兼広域実証フィールド課長 伊藤弘和様
調査内容	相双機構の福島における取組について講義の後、質疑応答。
参加者	(WSD学生) 小原倫太郎、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授、永島徹也教授 以上、5名

質疑応答

Q1. 産業創出について、持続的イノベーション創出に向けた仕組み作りの中で、企業の共同受注体を作るとい
うお話があったが、そのような中核的組織を新たに作る目的は、浜通りの外から新たに入ってきたメーカ
ーと既存の製造事業者等を繋ぐという認識でよいか。

A1. そうである。

Q2. 共同体を作ることのメリットはあると思うが、その反面、事業者自身の売り込む力を伸ばしていく必要性
もあると思う。その点に関してはどのように考えているか。

A2. 共同体の中でも受注の際に競合が起きて、共同体内の他社に受注が取られることもあるので、自社で営業できる方が望ましいと思う。一方で、最近の傾向では、金属の加工や組み立て等の工程ごとに契約がバラバラになることを発注側も嫌がるので、共同体のような組織を作った。広報は自社でできれば良いが、余力のない企業も多いので、組織で売り込む形で取り組んでいる。

Q3. 風評被害に関するご説明があったが、相双機構としては、福島県産の食品の購入を躊躇う等の福島に対す
る風評被害がどれほど残っているか考えるか。

A3. 風評被害がどれくらい残っているかについて、定量的なものはない。職員の見解としては、検査をしているものが安全なのは当然であるため、そこに加えて「美味しい」と食べていただくこととそのブランディングが大切だと思っている。一部、情報が行き届いていないために福島産のものを避ける方もいるのだろうが、そのような方は間違いなく少なくなっている。そして県も相双機構も様々なアプローチで風評払拭のキャンペーンをしており、継続していくことが重要だと思っている。

Q4. 風評被害に対する禁輸措置が中国や韓国でとられており、岩手や宮城等の他県にも影響が及んでいるところがあると思う。このような他の自治体の事業者に対する風評払拭のための取組等は行っているか。

A4. 確かに、例えばホタテ等は北海道が大きな影響を受けていると思う。ただ、そのような福島県外の事業者に対する直接的なものは行っていない。それは相双機構の目的が被災12市町村（新地・相馬を含めたら15市町村）の復興だからである。ただ、間接的には常磐もの等をPRするという形で応援をしている。

Q5. 第三次産業について、相双機構は事業者への戸別訪問を行っているが、その中で把握した浜通りの事業者が抱える課題や要望を伺いたい。特に、ブランディングで外に売り込むタイプではない事業者はどのようなことを頑張るべきで、相双機構としてどのような支援を行っているかを伺いたい。

A5. 課題として商圈の問題がある。人口が増えず、帰還者も頭打ちの中でどのように稼いでいくかを考える時に、販路の拡大が鍵になる。相双機構の支援の一番大きなアプローチは販路開拓と一緒に考えていくことである。例えば宿泊業だとしても、新しい客層をどう取り込むか、リピートして泊まってもらうためにはどうするか、そのためにどうアピールをするか等を支える支援をしている。販路拡大は一番分かりやすい取組で、新たなルートが開けると、外から来てくれることに繋がる。ちなみに、この販路拡大は商業・サービス業だけでなく、製造業も同じ課題を抱えている。そして販路拡大の中で設備投資をしなければならぬときがあるため、そのような場合は補助金の紹介等のアプローチをとっている。その他、生産性の向上・ラベリングなどソフト面についても専門のコンサルタントを有しているので、それぞれの事業者に必要なか、何が必要かという視点からアプローチをしている。

（新妻）販路拡大について、例えば道の駅などの拠点施設に地域の事業者が生産した商品を置くというのも販路拡大に含まれるのか。

含まれるし、実際にやっている。例えば、同じ福島県内でも会津などの人が集まるところに浜通りのものを出品していく。浜中会津で縦割りになっていたが、そこを跨いだ調整を行ったり、首都圏のアンテナショップに繋いだりということを相双機構では行っている。

Q6. 小売業について、比較的小さな事業を起こすことをイメージしたときに、チャレンジショップという取組があると思う。そのような取組を相双機構で検討や実行はしているのか。

A6. チャレンジショップについては、ショップになる前段階の生産者に働きかけて、首都圏のイベントなどに製品を持っていくのもあるが、いわゆる「一週間ここで事業をやっつけよう」という取組は、今は出来ない。

ただ、富岡町では富岡駅前においてコンテナハウスを活用した販わいづくり事業に取り組もうとしており、支援第一課でも検討のサポートをしている。例えば、盛岡の木伏でのコンテナハウス利活用の事例があるが、そこをコンサルタントと一緒に視察訪問するなど、富岡町でも駅前の販わいづくりに繋げられないか、考えている最中である。

（御手洗）コンテナハウスに取り組もうとしているのは役場なのか。

そうである。小高や他の地域でもチャレンジできる体制は作りたいが、相双機構がやるのか自治体ができるのかという問題がある。ただ、一つ先進事例ができると、他にも波及させられるので、取り組んでいきたいと思っている。

(御手洗) まだ取り組んでいないのか、取り組んだけど難しかったのかを確認したかった。やりたいと思っていてこれからという感じなのか。

これからである。関連した話だと、キッチンカーは設備投資の観点から見て、補助金もあり、店舗を持つ前に事業を試すことができるため、利用したいという事業者が増えつつある。同様の趣旨でチャレンジショップ事業も推進していきたいと思っている。

また、現在相双機構の取組として、みらい創造アカデミーというものを行っており、その取組の中で、アカデミーのメンバーが浅草で棚貸しのショップのプレオープンに関わっている。このように浜通りへの思いを持った人が首都圏でセレクト的に事業を行うことで販路が拡大する副次的な効果にも期待している。

Q7. 製造業の人材確保について、昔は高校を卒業して就職をするという進路もあったが、今はそのような人が減っていると認識している。高校生や中学生といった人達に対する人材確保の観点からのアプローチは何か行っているのか。

A7. 現在、南相馬市の金属加工業の新人研修内容を考えるサポートは行っている。また、今年度から金属加工に限らず、人材育成等のビジョンを作ることもお手伝いしている。主眼はあくまでも育成なので人材確保とは少し異なるが、人材確保も対象にはできるので、そのようなビジョン作り、魅力的な研修作りに取り組んでいる。

(御手洗) それは高校生などを確保する必要性自体は認識しているが、そこまで行き着いておらず、ビジョン作りに留まっているということか。

そうである。一緒に取り組んでいるのが福島県立テクノアカデミー浜やゆめサポート南相馬などであり、教育機関も関わっている。

(御手洗) ビジョンを作る主体は誰か。

相双機構はサポートの立場なので、南相馬ロボット産業協議会が主体となっている。

(株)福島まちづくりセンター 箭内裕二郎様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年10月15日 16:00～17:00
場所	福島市アクティブシニアセンター・アオウゼ
協力者	株式会社 福島まちづくりセンター 箭内裕二郎様
調査内容	福島まちづくりセンターが福島市から委託を受けて実施する、チャレンジショップ及び若者活動促進事業補助金について質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、天羽恒太郎、石田晋、小原倫太郎、日下部礼貴、中濱早苗、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授、戸澤英典教授、永島徹也教授 以上、11名

質疑応答

- Q1. まちづくりセンター設立の背景や、設立当時の福島市に存在していたまちづくりの課題は何か。
- A1. (株)まちづくりセンターは、福島市の第三セクターである。設立当初の目的は駅前東口の商店街の振興であり、現在にも引き継がれているところであるが、課題については法制度の変遷等に伴い変わり続けている。
- Q2. 現在の運営におけるまちづくりセンターの体制や各種事業における財源をどのように確保しているのか。
- A2. 受託事業と指定管理については市の予算を頂いており、それ以外は事業の中で予算を組んでいる。比較的、自主事業の方が多いと認識している。
- Q3. まちづくりセンターが行う各事業間でシナジーや相乗効果が生まれていると実感できるものはあるか。
- A3. チャレンジショップ事業と空き店舗対策事業に相乗効果がある。チャレンジショップ事業で1年間事業をした人が、そのまま空き店舗に入って事業を開始するということがある。他主体の事業との間で相乗効果があることもある。
- Q4. チャレンジショップ事業はまちづくりセンターの自主事業か市からの受託事業か。また、自主事業の場合はまちづくりセンターでチャレンジショップを運営する目的やメリットは何か。
- A4. チャレンジショップ事業自体は自主事業であり、チャレンジショップ事業に関連するイベント等の受託事業も存在している建付けである。したがって、チャレンジショップ事業は家賃収入等から運営している。
- Q5. チャレンジショップの入居者を集めるための工夫、またはチャレンジショップに入居者が集まる（福島市のチャレンジショップを選んでもくれる）要因は何か。
- A5. 定期的に市政だよりやタウン情報誌に募集を出している。また、市の予算で行うコンサルタント業務は非常に効果があった。チャレンジショップに入った事業者が相談できる場所があることはよいことであった。
- Q6. 「チャレンジショップ」には様々な形態があるが、現在の形態のチャレンジショップを選択した理由は何か。
- A6. 最終目標は空き店舗を埋めてもらうことなので、棚貸しや曜日貸しではなく、1年間継続的に事業を行う事業者を募集するかたちで行っている。
- Q7. 市内の空き店舗をチャレンジショップに改装するのではなく、チェンバおおまちという施設内の一角にチャレンジショップを設けることになったのはなぜか。施設の一角をチャレンジショップにすることによるメリットはあるのか。

A7. 人が通る場所であり、ついでに立ち寄れる場所だということが大きい。チャレンジショップをやる人は競争力が不足している。その中で空き店舗に入ってもらったとしても、競争力のないハコに競争力のない事業者が入るため、成功の見込みはない。チェンバおおまちが最適な場所ということではないが、競争力がなくても、人が来る場所であるため事業者の成長を促すことができる。

Q8. チャレンジショップ事業を行う中で1年という契約期間についてはどのように捉えているのか。

A8. 最終目標が空き店舗を埋めることであるため、事業者に競争力をつけてもらう必要がある。したがって、短期ということは考えていなかった。また、競争力を付けた事業者が、独立するための事業所を見つける期間として、契約期間の半年の延長も認めている。

Q9. チャレンジショップから独立した事業者が事業を継続する中で抱える課題はどのように対応するのか。

A9. 「街なか店舗経営向上支援事業」という市からの受託事業で、中小企業診断士協会から紹介を受けたコンサルタント2名を年2回派遣し、チャレンジショップ事業者を支援する体制を整えている。

Q10. 「街なか若者活動促進事業補助金」の目的には愛着醸成も含まれているのか。

A10. 主たる目的は、若者に福島市に愛着を持ってもらうことである。地元に残る若者が減っていることから、地元で愛着を持つ、かかわりを持ってもらうということを狙って行っている。実際には、大きな達成感とまではいかなくとも、地元への愛着、地元に残ることへの関心というところには少なくとも効果があると考えている。

Q11. 「街なか若者活動促進事業補助金」の課題や、申請者からの要望はあるか。

A11. 予算総額の問題から、申請したい団体があっても補助金を出せないということはある。また、広告宣伝の部分に課題がある。補助金を活用しているイベントがどこで行われているか等を総覧できる媒体がないことが課題であると考えている。広告媒体が多すぎても埋もれてしまうので、手法を考えていく必要がある。

南相馬市役所生活環境課様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年10月22日(火) 13:30～15:00
場所	原町保健センター 2階会議室
協力者	南相馬市役所 市民生活部 生活環境課 生活交通係係長 藤田剛様 生活交通係主査 渡部広太様
調査内容	南相馬市の交通に関する現状と課題を概説いただいたのち、みなタクや小高区のジャンボタクシーといった市の取組等について質疑応答。
参加者	(WSD学生) 天羽恒太郎、石田晋、韓在濠、中濱早苗 (WSD担当教員) 永島徹也教授 以上、5名

質疑応答

Q1. 鹿島区・原町区の定額タクシー「みなタク」はタクシー事業者が運行している乗り合いタクシーなのか。

A1. 乗り合いタクシーではなく、通常の乗用タクシーである。事業者と契約をして、登録利用者の利用料の一部を支払っている。

(石田) タクシー料金は県内の福島県内の乗用タクシー料金を基本として、南相馬市が利用料の一部を負担しているのか。

(生活環境課) タクシー料金の一部を負担している。利用料金は利用者個人に支払うのではなく、事業者側でまとめて市に請求してもらっている。

(石田) 何か他の補助金や基金を活用しているのか。

(生活環境課) 市費単独であり、一般財源である。市の事業だが、補助対象が個人になってしまうので、国の補助や交付金の対象とすることは難しい。

(中濱) 乗用タクシーである「みなタク」が市の一般財源で運営されているとのことだが、ここに財源を使い続けることは市の財政的に大変ではないのか。

(生活環境課) 制度が始まった当初は現在よりも利用者が少なく、制度設計として利用者的一部負担金を高めに設定したり、目的地の指定をしたり等で制限をかけていた。南相馬市は交通の足の選択肢が乏しいため、導入したが、利用料の見直しをしたことで市の財政負担が大きくなってきている。ただ、他自治体がやっているような乗り合いバスは本市にはない。利用者一人あたりの運行経費が、乗り合いバスと、乗用タクシーへ直接補助をした場合の費用対効果を比較すると、乗り合いバスの方が割高になると見込まれる。そのため、そういった部分を含め、制度の調査研究を進めていく。現状、住民サービスの中では経費的には抑えられているものの、個人補助に近い側面があるため、ある段階で見直しは必要なのではないか、と担当レベルでは考えている。

(中濱) これらの市の事業の予算はどの程度の額になるのか。

(生活環境課) 市の一般財源の持ち出しは、令和5年度では大体6,000万円弱ぐらいである。これは利用者の自己負担分を差し引いた運行にかかる経費である。小高区のジャンボタクシーは、1年間で大体3,600万円、3,700万

円くらいかかっている。みなタクをずっと続けるかどうかは分からないが、利用者一人あたりの費用に関しては、乗り合いバスよりみなタクの方が抑えられて住民サービスを賄えている。

(中濱) みなタクにかかる年々の経費は増加傾向にあるのか。

(生活環境課) 伸びている。高齢化が進んでおり、交通弱者が増えているので利用は増えるだろう。

(石田) 震災時の加速化交付金や復興交付金といった支援策も当てはまらなかったのか。

(生活環境課) 調べたところ、乗り合いの場合は個人を対象としたタクシー料金の直接補助となってしまうため、補助対象になり得なかった。担当者によって対象になるか否かは意見が分かれたが、結果的に補助は適用とらなかった。

(石田) 路線バスや高速バスといった乗り合いバスに対しては、運輸局の補助メニューもあると思うが、それらの運行に対する補助金は入っているのか。

(生活環境課) 一部入っている。地域をまたぐ場合と生活路線で該当しているケースは補助対象となっている。なお、高速バスに対する補助はない。バス会社が独自に開設してくれた路線であり、もともと震災後に常磐線の一部不通区間があり、交通手段の確保のためにバス路線が開設された経緯があった。しかし、常磐線の復旧に伴い、利用者がJRに流れていき、高速バスの利用者が徐々に減少している。

Q2. JRに対して、駅舎改修等で地方が支援する場合もあると思う。運行補助は市としてはあまりやっていないと聞いているが、路線に対する補助はどうか。

A2. 路線に関する補助はない。災害復旧等で地元市町村が費用負担をすることはあるが、常磐線に対して市から補助は出していない。一方で、常磐線の利用促進の事業は行っており、昨年度から本市に住所を有する大学生等の通学定期券の購入費の補助事業をやっている。経緯としては、元々コロナによってかなり経済状況が悪くなってしまっており、通学する学生の費用負担が大きいことがある。南相馬市に住民票がある大学生・専門学校生・短大生で、鹿島駅、原ノ町駅、小高駅を利用して仙台やいわきに通っている学生の定期券代に対して補助を行っている。補助額は2分の1や3分の2など、距離按分によって決まっている。JRの公式発表によれば、昨年は定期券の利用者が30人程度増えており、これは既存の定期利用者に加えて30人程度増加しているという意味で、事業効果は出ていると感じている。1日平均で30人なので、学校に月に20日通うとすれば600人である。こうしたJRの促進に加えて、バス利用に関しても同様の補助をしているが、バスは便数が少なく通学に不向きであることから申請者は少ない。

(韓) JRは、市が行っている増便要請に対してどのような姿勢を示しているのか。

(生活環境課) JR側からは、利用ニーズがあれば列車の増便を検討すると言われている。例えば、まとまった数の利用者が見込めるのであれば当然増便は考えるが、現状はなかなかそこまで至っていない。本市だけではなく、双葉地域等関係市町村がまとめて要望もかけてはいるが、なかなか難しい。

Q3. 乗り合いタクシーは、ドライバーの待機や車をずっと置いておく必要があり、費用がかさむが、乗用タクシーの場合は基本的には事業者側が車両を持っているので、呼ばれた時だけ運行するため、費用を対比させると利用者が多くなければ乗用の方が市の負担としては安くなる認識でよいか。

A3. 先ほど「みなタク」は個人補助に近いものであると述べたが、対象者が南相馬に住民票がある移動に困っている人になっており、南相馬市小高区・鹿島区に住民票がある皆さんが対象である。乗り合いは、自分

の希望する時間に着けない場合もあり、タクシーと比較して利便性が良くない。また、1運行あたりドライバーと車の費用がかかるので予算規模が大きくなってしまう。そのため、現在本市では定額タクシー事業を行っている。定額タクシーは基本的には区内だけで、一部区跨ぎを認めているのは目的地が病院の場合だけである。

一方、小高区のジャンボタクシーに関しては、小高区の中で生活が完結できない部分もあることから、買い物や通学をする人も利用しており、小高区に隣接する原町区へ買い物にきている人がいる。そうすると、今の定額タクシーの枠組みでは、小高区の住民のニーズをカバーできないと考えている。そのため、ジャンボタクシーを利用してもらうことで小高での生活を成り立たせている。定額タクシーだと、現状の料金体系の場合、片道2,000円、往復だと4,000円になる。小高区のジャンボタクシーだと、片道500円、往復1,000円で定額タクシーの4分の1の運賃である。小高区は原発から20キロ圏内でかなり制限を受けていた地域で、原町区・鹿島区に関しては早めに制限が解除された地域になっており、交通を含む生活全般の復旧状況が違う。小高区では、震災前よりも商店や医療機関が減っているので、それらをフォローするには原町区に來ないと生活が成り立たないので、定額タクシーではなくジャンボタクシーを運行している。

Q4. 以前、小高区のジャンボタクシーは被災者の方しか乗れないと聞いたことがあったが、住民票を持っている人ではなく被災者に限定されているのか。

A4. 基本的な枠組みとしてはそうである。国の交付金が入っているので「対象者は誰でも」というわけにはいかず、震災で被災された方が対象になっている。

(中濱) 鹿島区・原町区のみなタクの利用に際しては住民票があれば良いということなので、移住者や仕事で住んでいる人でも使えるのか。

(生活環境課) そうである。住民票が両区にあれば、震災後に住民票を移した場合でも利用に差し支えない。小高区との違いは、財源の違いに起因する。

Q5. 現行のジャンボタクシーでは、区内中部・市街地に乗降場所が指定されており、停留所まで出向く必要があると思うが、おだかe-まちタクシーからの変更にはどのような理由があるのか。

A5. 実際、今のジャンボタクシーも、家まで迎えに来て目的地の停留所で降りてもらう、もしくは停留所から乗車してもらい家まで送るというかたちであり、ジャンボタクシーもe-まちタクシーと同様の運行形態であり、震災前と比較して特に変更はない。

(天羽) 時刻表を見ると、小高区東部・西部エリアだと自宅まで迎えに行くという記載がある一方で、中部・市街地エリアでは停留所まで出向く必要があるという認識でよいのか。

(生活環境課) 乗降時は家まで迎えに行っている。中部エリアとは、商店や民家が集中しているところで、基本的には小高区の東部と西部の山間地域は予約を受けた順番にピックアップしている。震災前のe-まちタクシーは、エリアごとに東ルート・西ルートがあったが、現在はそれらが1つのルートにまとまって区内をカバーしている。

Q6. ジャンボタクシーの運行にあたっては、貴市が(有)富士タクシーに運行を委託していると認識しているが、民間の事業者と連携して地域公共交通を運行していく上での課題はあるか。

A6. ジャンボタクシーは、富士タクシーと三和商会の二社に運行委託をしており、受付業務を富士タクシーに委託している。事業者との連携に特に大きな課題はないが、随時打ち合わせ等を行って、利用者に不便が生じないようにしている。また、運行上の問題について情報交換の積み重ねが重要と考えている。情報交

換の場を定期的に設け、それに加えて気になったことがある際は、市・事業者問わず連絡をして打ち合わせる。苦情に近いものがあった場合には事業者を確認をして対応することもある。

Q7. ジャンボタクシーをはじめとする地域公共交通を維持していくにあたって、隣接する自治体と連携し広域で運行を行うことで効率性を向上することは検討しているのか。

A7. 生活環境課は地域に密着した地域交通が主たる担当領域になっており、先ほど述べたJRや高速バス等市域をまたぐ部分に関しては企画課が担当している。広域連携に関して生活環境課が答えられない部分もあるが、担当レベルの認識としては、地域によって様々な交通課題の中で、何を解決するかが一致すれば連携は重要だと思う。しかし、浪江町や双葉町と本市の状況はかなり異なっていて、具体的に広域連携でどのような課題を解決するかの整理は少し難しいのではないかと考えている。株式会社東北アクセスが運行する、双葉駅から南相馬市のロボットテストフィールドまで行くバス路線があるが、路線開設時に、地元バス・タクシー事業者との調整段階で利用者の減少が懸念された。そこで、目的地であるロボットテストフィールドまで行く間の乗降は不可、という条件で利用者の棲み分けを行うことで運行を認めた経緯がある。行政としてどのように連携を図るかを考える際、地域の課題と事業者の利益を調整しなければならず、なかなか難しいと思う。

Q8. ジャンボタクシーの運行にあたっては、どのような経費（委託費等）がどの程度の額発生しているのか。

A8. 運行経費は約3,600万円、その他事務費が約30万円かかっている。これは国の補助である。

（天羽）事務費だけに国の補助が入るのか。

（生活環境課）運行経費を含めて国の補助である。事務費は、消耗品等が含まれる。運行経費3,600万円に対して事務費は30万程度がかかる。

（天羽）国の補助の割合はどの程度なのか。

（生活環境課）100パーセントである。復興の補助である。

Q9. ジャンボタクシーやみなタクの運営にあたって、国や県のどのような補助金を活用されているのか。また、現在の財源とその要件、及び当該財源の今後の継続見込みはどのようなものか。

A9. 補助金は、「被災者支援総合交付金」という国の交付金である。これは、「生活・住宅環境に関する支援員の配置その他の取組により、地域コミュニティ等による自立的な支援体制が構築されるまでの間の、特に支援が必要な生活課題への対応に関する支援」である。ジャンボタクシーは住民の介護・通院等における手段となっているため、この交付金を活用している。この交付金の交付期間は令和7年度までとなっているが、市からは小高区の復興状況を勘案して延長を要望している。

（中濱）令和7年までとなっているのは「第2期復興・創生期間」までなのか。

（生活環境課）そのとおりである。ただ、事情によっては「第2期復興・創生期間」以降も継続して交付金を受けられることもできる。この事業はこれに該当すると考えているので、交付金の交付期間の延長を要望している。

（天羽）ジャンボタクシーの利用者が被災者に限定されているのはどのような理由なのか。「被災者支援総合交付金」の趣旨に鑑みて被災者の通院・通学に限定されているのか。

（生活環境課）そのとおりである。「被災者支援総合交付金」は対象者が被災者のみと明確になっている。受付業務を地元のタクシー事業所に依頼をかけているのは、地元のタクシー事業所は地元精通しているからである。

この事業所が電話を受けて電話をかけた人の場所を聞くと、その人が被災したかがわかり、振り分けができる。なので、地元のタクシー事業所に受付業務の委託をしている。

Q10. 7月に行った貴課へのメールヒアリングの際、地域公共交通網計画の検討の中で「ジャンボタクシーの後継に関する検討」をされていると伺ったが、具体的な検討内容（財源を含む）はどのようなものか。

A10. 財源については要望をかけている。鹿島区と原町区では定額タクシーを運行しているが、小高区でジャンボタクシーがなくなったら定額タクシーを入れるという単純な話にはならない。小高区でどのような支援があれば交通に困っている人を救えるかを考えなければならない。また、小高区だけではなく、鹿島区・原町区を含めた市全体のバランスを考えて施策を打たなければならない。こうした点についても検討しているが、まずは財源の確保を先行して検討している。具体的に示せるものはない。

Q11. 小高区には、来訪する観光客やビジネスマンが区内の移動に利用できる交通機関が少ないと認識している。こうした区外からの来訪者の利便性向上のための取り組み（ジャンボタクシーの利用対象者拡大等）に関する検討状況について教えてほしい。

A11. 区外からの来訪者の利便性向上に関しては、課題として捉えている。現在タクシーしか移動手段がない。路線バスまで手を打てるような状況でもない。ただ、現在小高駅前でカーシェアリングの実証事業を行っており、来年度も行う方向で進めている。通常のレンタカーのようにガソリンを補充する必要もなく、非常に安価な値段でカーシェアリングの利用料が設定されている。次にどのようなものが必要になってくるかについては、カーシェアリングの実証事業の成果も鑑みつつ、小高区の担当課と調整をしながら検討する必要がある。その検討状況については明確に示せるものがない。

（天羽）小高駅前のカーシェアリングの利用実績、利用目的についても教えていただきたい。

（生活環境課）利用実績はわからない。小高駅前のカーシェアリングは、あくまでも小高区の中での移動を促進する手段として、ダイハツ福島の協力によって導入している。アプリから登録をしてもらったのち、小高区内を移動し、小高区の実態を見てもらう。小高区内にはレンタカーもないため、直接小高に来て車が必要な人に利用してもらう目的で実証を行っている。

(参考：生活環境課から提供いただいた利用実績に関する資料)

(1) 令和5年度
R5.10～R6.3月集計

利用者の住所	利用回数	17:15以降利用回数	利用時間
県外	40	48回	246.75
県内	0		
市内(市街・市街)	0		
小高区	8		

土日祝日利用 15回

(2) 令和6年度
R6.4月～R6.9月集計

利用者の住所	利用回数	17:15以降利用回数	利用時間
県外	35	53回	198.25
県内	3		
市内(市街・市街)	4		
小高区	11		

土日祝日利用 17回

令和6年度 カーシェアリング実証 利用者アンケート(R6.4月～) N数=

Q1.お住まいの地域を教えてください

地域	回数
南相馬市小高区以外	9
南相馬市小高区内	7
総計	16

Q2.こちらのステーション(ST)をお知りになられた経路は？(複数回答可)

経路	回数
知人に聞いて	3
チラシ	3
小高区役所からの紹介	1
SNS	2
総計	9

Q3.ご利用目的は？

目的	回数
観光	2
買い物	1
その他	2
観光・ドライブ	4
地域探索・移住検討	0
総計	9

Q4.マイカーをお持ちですか？

回答	回数
はい	9
いいえ	7
総計	16

Q5.カーシェアがない場合の小高区での主な移動手段は？

移動手段	回数
徒歩	6
自転車	2
マイカー(家族所有含む)	4
その他	4
総計	16

Q6.今後、ステーションがあると良いと思う場所を1つ教えてください。

場所	回数
小高駅前	9
小高交流センター	5
その他	2
総計	16

Q12. 小高区では、地域公共交通の担い手不足や交通空白地における移動の足の確保が課題であると認識しているが、その解決手段として貴市や社会福祉協議会が運行主体となって「自家所有償旅客運送（公共ライドシェア）」を実施し、地域住民（移住者等）がドライバーとなることも考えられる。このように、仮に小高区で公共ライドシェアを導入する際、何か課題はあるのか。

A12. 小高区にはタクシー事業者がいるため、公共ライドシェアは現状では必要ないと思っている。仮に小高区で公共ライドシェアを導入することになった場合に、どの程度需要があるのかが不明である。

また、供給が可能なドライバーはいるのかが問題となる。現在の小高区で3,800人弱が帰還をしており、高齢化率は50%に近い。このまま高齢化率が上がり、ライドシェアの運転手を高齢者が担うことになった場合、安全性を確保できるのかも問題になる。運行主体は市になるのか、車検はどうするのかも問題になる。また、ライドシェアのメリットはあるのか、小高区がライドシェアの市場として成り立つのか疑問に思われる。将来的にはこのような話が具体的に出てくると思うが、現段階では検討までには至っていない。

(天羽) みなタクとジャンボタクシーを導入するにあたって、市は需要の予測をしたのか。

ジャンボタクシーに関しては、元々仮設住宅と小高区の住所を結ぶために運行したお出かけ便がベースであり、そこからの置き換えである。そのため、需要の把握はしていなかった。定額タクシーに関しては、利用年齢層、免許保有率等を、最初の登録の段階である程度把握していた。一方、供給がかなり限られていた。事業を検討した当時、タクシー事業者も、かなりの運転手が避難や早期退職をし、復旧工事のトラックやダンプの運転手にも変わることもあり、運転手の数が少なくなった。供給ができるようにするために事業者の協力を得るのにかなり苦労した。最初のスタートの段階では、需要と供給の予測は立ったが、実際にどこまでこの事業が成り立つのか不明だった。それが段々と復旧事業が少なくなり、運転手の採用

が進み、コロナ禍で一時需要が落ちたのが、コロナ後には外出の増加によりタクシーの需要が増え、市場とニーズが変わってきている。現在は過渡期である。

海外のライドシェアは、通勤のときの人を乗せるときに同じ方向に乗せていくというイメージのものである。一方で、日本で検討されているライドシェアは、タクシーの需要が多いときに、運転手の確保が間に合わないため一般ドライバーが乗客を乗せることができるものである。そのため、タクシー事業者が専門の教育を受けていない一般ドライバーを信頼できるかは定かでないライドシェアの一般ドライバーがタクシー事業者の信頼を得ると「社員として働いてほしい」と勧誘を受けることになる。そうすると事業者は自分の営業所の運転手を確保することができ、ライドシェアに頼る必要がなくなる。

公共ライドシェアは、交通空白地が増えてきている中で、地域公共交通確保手段としてよく挙げられる。公共ライドシェアを導入しようとするときに、市場規模としては小さいエリアで、ある程度時間に余裕があり、ご近所のお世話ができるような人に頼ることができれば良いと思う。しかし、小高区に関しては言えば、高齢者の方が多く、高齢者以外は働いている人が多いため、その中間の人がいない。小高区でライドシェアをすることで、原町のお世話ができる人に来てもらい、小高で運転手をしてもらい、原町に帰ってもらうことは難しいと思う。小高区のエリアから原町区にも来るケースがあれば良いが、小高区内で移動が完結する人は公共ライドシェアでは救われない。しかし、これはおそらく10年後には考えなければならない課題だとも思われる。現在は、制度が創設されたばかりであり、タクシー事業者も様子を見ている状況であるため、今後私たちが情報収集をしていく。

Q13. 小高区ではジャンボタクシーの受付業務を富士タクシーに委託しており、運行業務は富士タクシーと三和商会が行っているという認識で合っているのか。

A13. そのとおりである。三和商会は震災前に小高区内に事業所があったが、震災後に事業所を原町区に移転した。ジャンボタクシーの運行業務をこの2社に委託しているのは、各社1台を時間帯に合わせて運行するためである。震災前の小高区が小高町であった時代から、「おだかe-まちタクシー」をこの2社に委託しており、運輸局の認可も受けていたため、そのまま震災後もジャンボタクシーの委託をしている。

Q14. ジャンボタクシーは復興関係の交付金によって運行されているが、運賃は市の一般財源に入っていくイメージなのか。

A14. 運行費用から引くかたちである。例えば、バスを走らせるのに10,000円がかかったとして、運賃収入が500円であった場合、9,500円の請求が事業者から来る。その積み上げを国からの補助として受け取る。

Q15. 運賃が100円でもジャンボタクシー事業は成り立つのか。運賃が0円でも国は補助金を出すのか。運賃の金額設定が、運行費用から運賃収入を引いて国に請求するものであれば、そもそも運賃設定はどのようなものなのか。

A15. これはあくまでも憶測である。元々のジャンボタクシーのきっかけは、避難先から自宅があるまちに帰還するときに使うお出かけ便である。被災者支援としてお出かけ便の事業を展開するときに、旧「おだかe-まちタクシー」の運賃を参照して運賃の金額を設定したのが背景になっている。

Q16. 小高区の場合、ジャンボタクシーで地域内交通がある程度網羅されているため、それ以上の地域公共交通の整備は必要であるとは認識していないのか。

A16. ジャンボタクシーですべてを賄えるとの認識はない。ジャンボタクシーではあくまで時間と人数は限られており、ジャンボタクシーに乗れない人は富士タクシー等のタクシーを利用している。公共ライドシェア

を検討するうえで考えるべきは、タクシー事業者がその地域でこれ以上営業をしないことが前提となることである。タクシーもなく、路線バスもなく、その地域の人が運転免許も返納して運転もできないことになったときに初めて強制的にテコ入れをする必要性が出てくる。この場合に公共ライドシェアを検討するべきである。

現在だと、小高区の富士タクシー等は営業をしている。富士タクシーも営業ができなくなり、原町区のタクシー事業者等に小高区での営業を打診しても応じてもらえない場合、行政が公共ライドシェアを真剣に検討するだろう。

ジャンボタクシーも見方によっては利便性が悪いとの声がある。ジャンボタクシーだと呼べばすぐ目的地に行けはするが、思い立ったときにすぐ行けず、場合によっては予約をしても乗れないようなときもあるため、ジャンボタクシーがあるからすべてが完結するとは考えていない。もう少し利便性が良いものはないのかと考えている。

もしかしたら小高区にも潜在的に「乗り合い文化」があるかもしれない。田舎であればあるほど、このような文化があると聞く。ただ「乗り合い文化」があるとしても、住民の年齢が上がってしまうと、このような文化も機能しない。とはいえ、ジャンボタクシーの今後を考える上で、「乗り合い文化」も一つの視点になると思っている。

Q17. 大学生のJRの通学定期の購入費用を補助する事業を令和5年から進めていると認識しているが、この事業はいつまで続けるのか。また、現在使っている財源は何か。

A17. 事業の期間について、現在は決定していない。一般財源を使っている。この事業の目的は、JRの利用促進、通学をする大学生の経済的負担の軽減である。また、大学生が市外、県外に出してしまうと、Uターンをするケースが少ないが、自宅から通える大学等に行く地元志向の強い人には地元に残ってもらいたい。大学生だと最大4年間この事業が使えるため、アンケート等を取りつつ、地元に着けてもらう効果があるかを検証していきたいと思っている。

Q18. ジャンボタクシーの予約受付が月～金の8時～16時になっているが、この曜日と時間で区切っている理由は何か。

A18. 人件費の問題である。富士タクシーは、一般タクシーの業務とは別の回線でジャンボタクシーの受付業務を行っている。土日は便数が少なく、平日のうちに予約がない場合は運休をしている。空便を走らせることはできないからである。国から補助金を受けているとはいえ、運行経費を抑えるための工夫が求められており、利用がない便は運行をせず、可能な範囲で人件費は抑えている。

Q19. 被災者以外はジャンボタクシーに乗れないとのことであるが、被災者ではない人がジャンボタクシーに乗ろうとしても断られたため、トラブルが起きることはないのか。

A19. 被災者ではない人には、一般タクシーを利用するよう案内している。トラブルが起きたことはない。

南相馬市教育委員会様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年10月22日 15:00～16:00
場所	原町保健センター 2階会議室
協力者	教育委員会事務局学校教育課学務係係長 小林英美子様 教育委員会学校教育課学務係副主査 高田久美子様
調査内容	小高区内で運行されているスクールタクシーの利用状況や運行形態の詳細に関する事前質問についてご回答を頂いたのち、質疑応答。
参加者	(WSD学生) 天羽恒太郎、石田晋、中濱早苗、韓在濠 (WSD担当教員) 永島徹也教授 以上、5名

質疑応答

- Q1. スクールタクシーの運行形態（ルートや運行日、対象者等）と、現在の運行形態に至った経過についてご教示いただきたい。
- A1. スクールタクシーのルートは4ルートある。運行日は登校日（長期休業日の部活動等も含む）である。対象者は、震災の影響で廃校となった旧福浦小学校、旧金房小学校、旧鳩原小学校の学区に住んでいる小学生と中学生である。スクールタクシーは義務教育を受ける児童・生徒の通学支援を目的としている。
- Q2. スクールタクシーの利用状況（利用する児童・生徒の数や利用者の分布エリア）はどのようなものなのか、ご教示いただきたい。
- A2. 現在の利用者数は、小高小学校の生徒が21人、小高中学校の生徒が9人である。
また、利用者の分布エリアは、旧福浦小学校区（福岡地区、耳谷地区、角部内地区、蛸沢地区）、旧金房小学校区（大田和地区、飯崎地区、小屋木地区）、旧鳩原小学校区（羽倉地区、北鳩原地区、南鳩原地区）の3エリアがある。
- Q3. スクールタクシーを地元のタクシー事業者と連携して運行するうえでの課題（運行の効率性等）がありましたら、ご教示いただきたい。
- A3. タクシーを終日貸し切って運行するため、そのタクシーが運行していない待機時間が発生することが非効率であると考えている。通学時間帯だけ借りることが理想と考えるが、必要な時にいつでも利用できるようにスクールタクシーを貸切運行してきた経緯がある。貸切運行のメリットは、昼に学校が終わったときには、児童・生徒を待たせずに送迎できることなどがある。学校とタクシー会社と連携し、送迎が必要となる時間帯に自宅前まで送迎ができるようにするため、貸切運行している。（学校から自宅までの送迎に限る）
- Q4. スクールタクシーの利用者から、運行形態や利便性についてどのような課題があるか、ご教示いただきたい。
- A4. 学校側とタクシー事業者側が、生徒の登下校に配慮した運行計画を作成・実施しているため、スクールタクシーの利用者からの不満の声などは無い。
- Q5. 小高区では、区内外の移動に利用できるジャンボタクシーも運行されていますが、児童・生徒の登下校にはスクールタクシーだけでなくジャンボタクシーも利用されているのでしょうか。また、スクールタクシーとジャンボタクシーを相互に混乗可能な形で運行する可能性はあるのか、ご教示いただきたい。

A5. スクールタクシーを利用できないエリアの児童・生徒の中で通学目的のジャンボタクシーの利用があることは認識しているが、スクールタクシーとジャンボタクシーを相互に混乗可能な形態で運行することは現時点では想定していない。小高区は公共交通機関が整っている地域ではないため、児童・生徒もジャンボタクシーを利用できるようになれば、地域住民が利用しやすい公共交通機関になると思う。現在はジャンボタクシーとスクールタクシーそれぞれに財源が充てられ個々に運行しているが、いずれは相互に混乗可能にして効率的に運行していくなどの話が出てくる可能性はあると考えている。

【その他】

Q6. スクールタクシーの財源及び利用者負担についてご教示いただきたい。

A6. スクールタクシーの財源は被災者支援総合交付金である。市の負担が生じない交付金事業として運行しているため、児童・生徒の負担は生じない。

Q7. いつまで被災者支援総合交付金を活用し、スクールタクシー事業を継続的に行うことができると考えているのか。

A7. 令和7年度までは、被災者支援総合交付金を活用しスクールタクシー事業を行う。

ただし、今年度から来年度にかけてこの事業が被災者支援総合交付金の対象になるのか見直しの協議がされている状況である。

市としては、原子力災害がなければ小高区の児童の数は現在のように減少していなかったため、スクールタクシー事業は継続したいと考えている。

被災者支援総合交付金の交付は継続されるだろうと想定はしているが、明確に決まったものはない。

Q8. 交付金の見直し審査は復興局が行うのでしょうか。また、復興局と意見交換をする場面もあるのでしょうか。

A8. 見直し審査は復興局が行い、市町村に対するヒアリング等が実施されている。これまで、スクールタクシー事業については厳しい意見を頂くことはなく、財源が効率的に使われる大前提の下ではあるが、必要な事業であれば相談に応じますとの話も頂いている。

東北運輸局様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年10月29日 10:45～12:15
場所	東北運輸局会議室
協力者	東北運輸局 交通政策部 次長（航空調整官） 小野寺実様 東北運輸局 交通政策部 交通企画課 交通再構築推進係長 片柳幹也様 東北運輸局 自動車交通部 旅客第一課 課長 齋藤努様 東北運輸局 自動車交通部 旅客第一課 保障係長 西條亜記子様 東北運輸局 自動車交通部 旅客第二課 旅客第二課 課長 関澤真様 東北運輸局 自動車交通部 旅客第二課 旅客第二課 経営支援係長 千葉将喜様 東北運輸局 自動車技術安全部 管理課（技術課併任） 佐々木翔一様
調査内容	小高でライドシェアや自動運転、スクールバスの混乗などの導入を検討するにあたっての、制度的な問題や実現可能性についての質疑応答。
参加者	（WSD学生） 阿部颯、天羽恒太郎、石田晋、中濱早苗、新妻憲太郎 （WSD担当教員） 御手洗潤 以上、6名

質疑応答

Q1. 自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）において、市町村が運営主体となりつつ、タクシー事業者が運行管理の責任者として安全体制の確保に関与することは可能なのか。また、可能であれば実際に民間交通事業者が運行管理者等として関与している事例はあるのか。

A1. 法律上は可能である。令和2年の10月中旬に法律の改正があり、事業者協力型の自家用有償旅客運送が可能になった。具体的には、運送事業者が運行管理、整備管理、ノウハウの提供までができるようになった。また、平成18年に創設された通常の自家用有償旅客運送の法定の登録期間が最大3年であるところ、令和2年に新設された協力型は登録期間が5年という優遇措置がとられている。

実際に民間交通事業者が管理している事例については、各運輸支局のHPに載っている。県ごとに例を挙げると青森県は弘前市、むつ市がタクシー事業者の協力型を行っている。岩手県は、西和賀町でバス事業者の協力型の事例がある。宮城県内だと、大崎市、亘理町、山元町、女川町がタクシー事業者の協力型、白石市と利府町はバス事業者の協力型の事例がある。秋田県は、三種町が交通事業者に委託をして運行管理を行っているが、これは事業者協力型までは至っていない。山形県では新庄市と大蔵村でタクシー事業者の協力型の事例がある。福島県は須賀川市でタクシー事業者の協力型、石川町でバス事業者の協力型の事例がある。

（天羽）交通事業者の協力の事例が様々あることが分かったが、挙げていただいた事例は交通事業者が運行管理の責任者として関与しているという認識で合っているか。

（運輸局）事業者協力型は、事業者が運行管理をすることが必須であり、それに加えて整備管理などができていることが登録の要件なので、事業者協力型の事例は全て運行管理において交通事業者が責任を負っている。

（石田）運行のみならず、事業の運営というところまで踏み込んだ形で市町村等と協議しているところはあるのか。

(運輸局) 自家用有償旅客運送については今年の4月に制度改正があり、タクシー事業者との共同運営の仕組みというのができたが、前提として自家用有償旅客運送の運行主体は市町村・非営利団体に限られるので「運営主体」という意味であればあくまでもその主体は市町村や非営利団体ということになる。

(御手洗) 自治体が主体なので、事業者に委託経費を支払うという形になるのか。

(運輸局) 当然そうなると思うが、各自治体でどのような契約になっているかまでは運輸局で把握することは出来ない。

(御手洗) 自家用有償旅客運送の利用者からの料金の収受は事業者がやるが、最終的にその料金収入は自治体に入るという認識で合っているか。

(運輸局) その通りである。

(御手洗) 公共施設の管理のようにインセンティブ型で事業者が儲けるほどメリットがあるような形態で委託することはできず、必要な費用を委託するのみだと理解したが合っているか？

(運輸局) その通りである。

Q2. 道路運送法の許可・登録を要しないライドシェアにおいて、現状ガソリン代等の実費を請求することができると認識しているが、例えば買物代行サービスのように荷物を席において輸送する貨客混載輸送などを行ってその運送費用をサービス利用者に請求することは問題ないのか。

A2. 道路運送法の許可・登録を要しないライドシェアについてのガイドラインは、通達の形で以前より存在していた。そして、実費を取れる幅が今年3月に出たガイドラインで公表⁴⁸⁸された。実際に貨客混載で運送を行いたいという相談を受けたことは今のところないが、質問内容のような形態だと実費を取れるとは言いがたい。ガソリン代以外にも実費を請求できる場合があるが、買物代行サービスというものが「サービス利用者との契約・指示により、指定された商品を運転手等が代行して購入し、利用者に届けるもの」であれば、買物の代行という役務の対価以外に貨物の輸送の代金を請求することで、その運送行為自体が営利目的と判断されかねないため、もしそのようなことをしたい場合は許可を取る必要が出てくるのではない。また、荷物の運送にかかる対価をとらず、実費だけ収受していれば許可不要かということ、そうではない。収受した対価の名目ではなく、実質的に運送の対価を収受しているとみなされる場合は許可不要とはいえないという判断が、貨物自動車運送事業法上の基準となることから、荷物を車に乗せる行為と、買物に行くという行為を別の主体が行うような場合についても、もし実際に行いたいという話があるのであれば、個別で運輸局に相談して欲しい。人と荷物が複合して乗ってしまうことで、実費相当分が人の分と荷物の分で重複する可能性があるため、いずれにせよ個別に判断する必要がある。貨物輸送に関しては、実費相当分を取る場合には許可対象外というようなガイドラインは出ていないため、基本的には貨物を車に乗せて輸送したい場合は許可がいるという解釈をしてもらいたい。

⁴⁸⁸ 国土交通省「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」[001338101.pdf](https://www.mlit.go.jp/001338101.pdf) ([mlit.go.jp](https://www.mlit.go.jp/))

Q3. 私達が先日ヒアリングに伺った土船のライドシェアの取組においても、運転者不足という課題が生じる要因として、運転者の安全講習の受講料や自動車の保険料の負担が大きいという声を伺った。そこで、許可・登録を有しない輸送に関する国の支援制度のあり方や今後の展望について、考えを伺いたい。

A3. 許可・登録を有しない輸送は運送法に抵触しない範囲で自由に行えるということが原則。法律の範囲外であるため国の方では明確な支援制度が存在しない。国は支援がない中で、自治体や地域団体の中で支援の仕組みを作っている例はある。運送に対する反対給付となるお金を取ってしまうと法に抵触するので、抵触にあたらない補助を行っている。基本的には運送の対価に当たらなければ問題ないという方針をとっている。

(天羽) 反対給付に該当しない給付とは具体的にどのようなものか

(運輸局) 明確に区別するのは難しい。運送サービスの対価と判断されると有償に該当するため、事業用自動車(緑ナンバー)の取得や自家用有償旅客運送に登録する必要がでてくる。そうならないように、地縁の組織に対する運営費の補助、運送サービスの認知拡大の広告料としての印刷物への補助などがありうるが、これらについても個別で判断をしないといけない。いずれにせよ、運輸局として「これなら問題ない」と名言できるものではなく、ガイドラインの方をご確認いただくことにとどまる。また、補助を行う際には二重取りに注意しなければならない。実費を利用者から収受することが出来るが、同じ経費に対して補助を行うと二重取りになるため、そのような懸念がある場合についても個別に判断する必要がある。

(中濱) 許可・登録を要しない運送について、昨今の人口減少や地域における担い手不足を考えたときに、過疎地において地域全体で生活を支えるという観点から許可・登録を要しない運送も必要かと考えている。令和6年3月のガイドラインの中でも「謝金」を受け取ることが認められていたと認識しており、ボランティアドライバーを広げるような仕組みに変わっているのではないかと感じた。利用者に負担を上乗せするのは継続的な取組として難しくなるという話を土船ライドシェアに関するヒアリングでも伺っている。そこで許可・登録を要しない運送の今後のあり方や展望について伺いたい。

(運輸局) まず、謝礼は利用者から自発的に渡されるものであり、これを確実に取れるものにしてしまうと抵触してしまう。謝礼はあくまでも任意でもらうものであり、こちらは従来のガイドラインと基準が変わっているわけではないことに注意していただきたい。今後の展望については、現時点では「支援制度がない」ということをお知らせすることにとどまる。

(石田) 確認だが、国の支援がないため市町村が支援を行おうとすることで、せっかく地域で進めている運送サービスがガイドラインに抵触して、思いがけずサービスが行えなくなる可能性があるのではないかと考えた。その場合も運輸局に個別に相談する必要があるのか。

(運輸局) ガイドラインにも「第三者からの給付の取扱い⁴⁸⁹⁾」という項目があり、利用者以外からお金を受け取る場合には、運送サービスの提供に対する反対給付と解釈はしない。しかし、利用者に代わってお金を支払うような形式になると抵触するので、その懸念がある場合は個別に相談をいただきたい。

⁴⁸⁹⁾ 国土交通省「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」p6 [001338101.pdf \(mlit.go.jp\)](https://www.mlit.go.jp/101.pdf)

(御手洗) では、例に挙がっていた保険料や講習会の費用はどちらなのか。

(運輸局) 利用者が払うお金ではなく、運営全般にかかる費用と判断されれば法に抵触しないと考えるが、やはり個別に判断をする必要がある。例えば保険料も実費の範囲内で利用者から収受でき、これは有償性を帯びないという大前提で収受するので運送自体は無償で運送するという形になる。しかし、第三者から保険料分を給付される場合は、二重取りにならないように利用者から保険料分を収受しないように気をつけなければならない。また、地域で運転を担う方の車種なども異なるので、第三者からの給付がどの担い手に対しても問題がないかなど、全体を見た上で対価性の有無については個別に判断していく必要がある。もしその運送が地域に根付いて、ある程度かたちになっているのであれば、許可・登録不要の運送にこだわると、反対給付に関する論点など細かいものが出てくるので、自家用有償旅客運送に登録してしまった方が、自治体の補助などをシンプルに受けることができるようになるし、場合によっては自家用有償旅客運送に対する国からの補助を貰える可能性もある。岩手県の宮古市の門馬地区で互助の運送を地域で行っていたが、経費が厳しく、乗る側も無料だと遠慮があるという状況の中で、持続可能の観点から自家用有償旅客運送に登録して補助が受けられたという事例もあるため、自家用有償旅客運送にするのも一つのあり方だと思う。このようなケースは特別珍しいわけではなく、自治体が地域の活動を把握して自家用有償旅客運送にする事例は結構あるので、組織体を作るなどの負担がかかる部分もあるが、システムチックに運営出来るメリットなどを考えると一つの選択肢になるのではないかと。

Q4. レベル4自動運転は現在各地で実証実験が行われているが、現在の実証実験の目的は地域の足の確保にあるのか。

A4. 目的は間違いなく地域の足の確保である。実証実験における補助金を採択する上でも前提となる目的は地域公共交通の維持確保である。

(天羽) 手段があくまでも自動運転で、目的としては地域の足の確保のためにそのような補助制度を活用して自動運転の導入を目指す自治体が増えているということか。

(運輸局) その通りである。自動運転はあくまでも手段なので、足の確保をするための一つの選択肢が自動運転である。そのため、ただ自動運転車を走らせるのみでは採択の要件に合致しない。

Q5. 貴省が実施している「自動運転社会実装推進事業」に関して、貴局管内で昨年4件が採択されたと認識しているが、応募数に対する採択数の割合はどの程度なのか。また、事業の採択にあたり、1都道府県あたりの採択数の上限は存在するのか。

A5. 将来的にレベル4を目指すこと等が採択のポイントになる。応募数に対する採択数の割合は公表していない。1都道府県あたりの上限は恐らく存在しない。この事業の運営は国土交通本省が民間事業者へ委託しており、採択にあたっては専門家の協議によって決定されるので、運輸局が選ぶという仕組みではない。

Q6. スクールバス車両を地域住民の足として活用する際に児童・生徒は無料で地域住民のみ運賃を収受しようとする、一部利用者の優遇を禁じる道路運送法に抵触する可能性がある。このような場合に道路運送法との関係上、どのような調整を行うべきか。

A6. 事例は自家用有償旅客運送の事例と事業用自動車の事例に分けられる。事業用自動車については、スクールバスとして使う車両を地域住民の足として活用し、児童は無料にして一般市民からは料金を取るという場合を検討するにあたり、道路運送法上との調整においては乗客の属性に関わらず分け隔てなく運賃を収受

(天羽) 事業用自動車については外形上料金を一律にして、バスを支給したりして実質児童を無料にするという扱いだと思うが、下仁田町の自家用有償旅客運送で実質的に料金に傾斜をかけるのはどのような設計で可能になっているのか。

Q7. 一般的な乗用タクシーについて国からの支援の方向性がもしあれば教えて欲しい。

Q8. 公共ライドシェアについても補助はあるのか。

Q9. 自動運転において地域の足の確保が目的だと言っていたが、単年度や数週間の実験と地域の足の確保がどのように繋がっていくのか。

⁴⁹⁰ 文部科学省 「国内におけるスクールバス活用状況等調査報告書」 p36

302

南相馬市役所商工労政課宇宙関連産業推進室様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年11月5日 13:00～14:30
場所	東北大学片平キャンパスエクステンション教育研究棟146教室
協力者	南相馬市 商工労政課 宇宙関連産業推進室 下村寛幸様 南相馬市 商工労政課 宇宙関連産業推進室 相良晃平様
調査内容	南相馬市における宇宙産業施策の現状と課題等に関する質疑応答。
参加者	(WSD学生) 小原倫太郎、新妻憲太郎、石井健太郎 (WSD担当教員) 永島徹也教授 以上、4名

質疑応答

Q1. 宇宙産業に取り組む背景及び課題意識は何か。

A1. 「福島イノベーション・コースト構想」の重点分野の一つに「航空宇宙」分野が掲げられていたことが背景にある。また、金属加工業者が自社の技術をロボット製造に応用していたため、市場拡大が見込まれる「航空宇宙」にも取り組むことになった。一方、現状では宇宙産業自体が新しく、事業者が宇宙産業分野への参入に警戒しているため、サプライチェーンの構築が進んでいない。今後は行政が参入してきた企業と地元企業のマッチングを推進させ、市内経済を活性化させたい。

(小原) 資金面が参入障壁なのか。

(相良様) 資金面が障壁である場合が多い。また、現時点で宇宙産業は量産化が進んでいないため、企業が継続して収益を上げられないのではないかという懸念がある。

Q2. 今後、南相馬市がどのような役割を担って宇宙航空産業の発展をすすめていくのか。

A2. 産業集積を推進するための施策を検討している。例えば、南相馬市の強みは実証実験ができる環境であり、その強みを活かして事業者に来てもらい、さらに根付いてもらうための支援を行っている。今後は宇宙関連系企業が求めているような射場や燃焼実験環境の整備の実現可能性を調査する予定である。

Q3. 南相馬市は金属加工・電子部品分野の製造業企業が宇宙航空産業のサプライチェーンに加わることを検討しているのか。また、検討しているとしたら、具体的にどのようにサプライチェーンに組み込むことを検討しているのか。

A3. 最終的には、個別の企業が得意とする分野で参入できれば良いと考えている。そのために商工会議所と連携して、外部メーカーと市内企業とのマッチングを進めていきたい。

Q4. 現状、市内の企業は宇宙産業に対してどのような反応を示しているのか。

A4. 宇宙産業に対して関心を持っている企業は多いが、参入に至った企業は限られている。ロケットのメーカーからは、もっと市内企業が持つ技術売り込んでほしいという声が寄せられており、市内企業には自社の技術をロケットメーカーに売り姿勢が求められているといえる。

Q5. 共同受注体の設立についてはどのように考えているか。

A5. 実現の可能性は大いにある。一方で、全く活動しない企業が発生することや、常に企業に受注が回ってくるわけではないことが懸念事項として考えられる。そのため、企業が持つ独自の技術を前に打ち出せるような工夫

が必要である。「南相馬ロボット産業協議会」が共同受注と似た活動を行っており、企業が連携してメーカー等の要望に対応している事例がある。

Q6. 南相馬市では宇宙航空産業と他産業を連動させ、新たなビジネスの創出を将来のビジョンとして検討しているのか。また、検討している場合、どのように連動させていくのか。

A6. 南相馬市の強みを活かしながら宇宙産業と連動していく方法を模索している。例えば、福島イノベーションコースト構想の分野の一つである「廃炉」分野では、放射線環境下に耐えるロボットが製造されているが、その技術を転用し、宇宙空間で作業可能な製品を製造することが検討されている。

Q7. 宇宙産業の企業が実験を行うための機能はロボットテストフィールドのもので十分なのか、足りないものはあるのか。

A7. 現状のロボットテストフィールドの機能だけでは不十分である。ロケットの認証試験や放射線環境下での実験は、ロボットテストフィールドにはない設備である。したがって、南相馬市だけでなく、相双地域全体で協も含め力宇宙産業を集積させる取組をしたい。

Q8. 宇宙産業に取り組んでいく上で、人材を確保するためにどのような施策を行っているのか。

A8. 福島イノベーションコースト構想の重点項目に「新産業に関する人材育成」があり、宇宙分野でも人材育成に資する取組を進めている。例えば、南相馬市に進出した企業と連携協定を結び、出前授業や工場見学等を行っている。

Q9. 宇宙産業に取り組む上で、住民からはどのような反応があるのか。

A9. 賛否両論ある。ロケットの打上げに際しては、振動や騒音等、周囲に迷惑をかけるため、住民の理解を得る必要がある。打上げの機会等を通じて安全性をアピールし、理解醸成を進めていく。

Q10. 連携協定の中で、人材育成の取組は企業側の負担もあると考えるが、企業側にどのようなメリットがあるのか。

A10. 連携協定は、市と企業の双方にメリットがある。アストロXとの協定では、市が土地の提供や産業創造センターへの紹介を行い、円滑に事業が進められる環境を提供している。

Q11. 南相馬市が宇宙関連企業と連携協定を複数締結している背景には、市長や副市長が持つ企業とのコネクションが活かされているのか。

A11. 企業からの要請によって締結したものが多い。宇宙関連企業との協定を結んだことによって、外部の企業が関心を持ち、要請が増えている。10月の三菱倉庫株式会社との連携協定は、市の宇宙産業における取組が評価され、物流や不動産開発に関するノウハウを活かしたい、締結に至った。

Q12. 射場等の整備にかかる財源について、どのように検討しているのか。また、近隣の住民及び事業者への安全性の保障はどう考えているか。

A12. 民間資金を投入しながら整備していくことも含めて検討している。「企業版ふるさと納税」を活用した事例もあるため、こうした事例を参考にしながら進めていきたい。

Q13. 地域と連携した産業発展を検討しているのか。また、検討しているとしたらどのように連携していくのか。

A13. 先進自治体とはぜひ協力していきたい。宇宙産業の集積に取り組んでいる自治体は少なく、自治体同士の連携が必要であるため、お互いにメリットを見出せるような連携を行いたい。

Q14. 宇宙産業に取り組む連携とは、どのような形態を想定しているのか。

A14. 南相馬市の強みは、実証実験が行いやすい環境であると考えている。そこで、ロケット開発の段階で困っている事業者に対して、南相馬市の実験施設を提供する手法がある。一方で燃焼実験等、市内でできない実験は、市が他自治体での実施を依頼し対応する。

Q15. 宇宙航空産業を市内の主力産業に加えていくには、長期間の取組が必要になるが、参入した企業や市内製造企業をどのように支えるのか。

A15. 技術発展のスピードを考慮すると、産業集積に時間はかからないと考えている。市は、長い時間をかけ取り組む方向性は考えていない。市内の製造業事業者は自動車産業分野を生業としてきたが、自動車産業自体が変革期にあり、今後の経営は厳しい状況にある。市内製造業企業を持続させるために宇宙産業分野への技術の転用を促していく。

Q16. 南相馬市では、宇宙港（スペースポート）整備と市内経済活性化のつながりについて、どのように考えているのか。

A16. 宇宙産業に注力する目的は市内経済の活性化にあるため、宇宙港の整備は一つ的手段にすぎない。一方で、事業者のヒアリングでは射場に近い場所で製造できる環境に需要があることが分かったため、産業を集積するツールの一つとして検討している。

焼津市商工観光課様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年11月12日 13:00～14:00
場所	東北大学片平キャンパスエクステンション教育研究棟4階 401教室
協力者	焼津市役所 経済部 商工観光課 まちなか活性化推進室 室長 松永友視様 主事 片岡巧様
調査内容	地域産業活性化の手段としてのチャレンジショップについて、具体的な運営方法や効果に関して、事前質問に基づき質疑応答。
参加者	(WSD学生) 天羽恒太郎、小原倫太郎、新妻憲太郎 (WSD担当教員) 永島徹也教授 以上、4名

質疑応答

Q1. 焼津市でチャレンジショップ事業を行うことになった背景および、チャレンジショップ事業の目的、事業の効果はどのようなものか。

A1. チャレンジショップがあるのは、焼津駅の目の前にある焼津駅前通り商店街である。焼津駅前通り商店街においてシャッターが降りている商店が増えてきていることが背景にあり、それを活用することで商店街を盛り上げたいと考えていた。それに合わせて、企業からも開業したいという声も複数あったほか、起業・創業支援を商工観光課が担当していることもあって、全てを合わせて解決したいという思いが背景にあった。目的は、店舗を有効活用して商業の振興を図るとともに、市内で起業を目指す人が試験的に営業するための店舗を運営することを通じ、入居者がお客さん等に直接触れ合ってもらい、自分で設定した目標を達成する喜びや経営の難しさを学んでもらいたいと考え現在のチャレンジショップを設置した。効果としては、現在までに17店舗に入ってもらったが、実際に4店舗が実店舗として開業に至ったほか、実店舗はないもののマルシェに参加する等活動しているものも1店舗ある。このように、チャレンジショップを経て定着している実績がある。

(新妻) チャレンジショップは、実際に寄せられていた創業ニーズとシャッター商店街対策を掛け合わせた結果なのか。創業ニーズが元々地域にないと、いざ場所を設置しても人を集めたりすることは難しいのか。

「店舗を開きたい」という声は結構ある。ただ、初めのハードルが高く、例えば補助金等の活用も多いので、空き店舗の改修費補助や家賃補助の利用も多い。そのため、店舗を開く需要があるというところで、チャレンジショップのような場を用意しておけば、開業へのハードルが下がりお店を出してみたいというそういった人たちが頑張るきっかけ、始めるきっかけを作れるのではないかと考えている。

(新妻) 17店舗が入居して4店舗が開業した、という成果をどのように評価しているのか。

チャレンジショップのある商店街が、空き店舗はあるとはいえ、店舗兼住宅になっており住宅で生活しているケースもあり、実際に貸してくれる店舗は殆ど埋まってしまっている状態である。そのため、同じ場所で営業を続けたいと思っても、入居できる物件がない場合もあり、他の場所で営業を始めるパターンも出てきた。とはいえ、17件のうち3、4件はチャレンジショップで様々な経験を重ね、実際の起業に繋がったものがあるため、多少なりとも起業や出店を検討している人の支援になっているという手応えは感じている。

(新妻) いきなり商店街の空き店舗に入って開業するよりも、チャレンジショップという段階を踏むことが創業希望者にとっても重要な経験になるのか。

そうである。お店を始めるにあたっては、許可を取ったり電気や水道の手続きをしたり、さらには、実際にお店のシャッターを開け、掃除・陳列・仕入れ等、商売以外の目に見えない部分も経験してもらうことで、お店を持つことの大変さを経験してもらった上で、それでも開店という自分の夢に進んでみたいと思える経験を積んでもらう点が良いと思っている。

(新妻) リスクの低い状態で経験が積めると、事業化後も継続しやすくなるのか。

(商工観光課) そうである。

Q2. チャレンジショップの運営を実際に行っているのは焼津市なのか、それとも運営は事業者に委託をしているか。

A2. チャレンジショップの運営は市の商工観光課で担当しており、事業者への委託は行っていない。直接募集やアナウンスを行い、応募のあったものに対して書類選考を行う。具体的には、どのような店をやりたいか、どのような形で収支を合わせる予定か、という考えを示してもらい、応募が複数あれば選定委員会を立ち上げ、出店者の書類選考を実施し、一番商店街が盛り上がると思われる人に入ってもらう。物件の契約は所有者と市の間で行っているため、家賃は毎月市が支払っており、主に店は出店した人に使ってもらうが、チャレンジショップの運営自体は市が担っている。市としては、間接的に物件の管理を入居者にしてもらうようなイメージである。

(新妻) 市が直接管理を行うことによる負担はないのか。また、その良さは何か。

入居が決まると、ガスや水道等の契約をするところから始まるが、店舗に関しては入居者に管理の全てをお願いしている。何か問題があれば連絡をもらい、修繕対応を行うことはあるものの、数は多くない。入居者と市は覚書を結んでおり、覚書の中で店舗の維持管理を条件としており、入居者に管理委託しているようなイメージである。チャレンジショップの場所は商店街なので、商店街との関係性も考慮しつつ、市として様々な事情を考慮して、どのような店を入れる・入れないという選定の管理ができていく点は市が運営するメリットではないかと思う。周辺の商店街との関係性も考慮しつつ、選考を行っている。

(新妻) 現時点の想定としては、今後も委託等はせず市で運営を続けていくのか。

そうである。市で同様の形で運営する方向で検討している。

Q3. チャレンジショップは様々な形式が考えられるが、その中で起業者が入居して独立する形式のチャレンジショップを選択した理由は何なのか。

A3. チャレンジショップは成功も失敗も含んだチャレンジができる場だと考える。お店を出してみないと経験を積むことはできないが、新しくお店を開きたい人にとっては、実店舗を借りて利益を出すことはハードルが高い。その際、特にネックとなる賃料という壁を取り払おうという意図があり、無料で設定している。賃料を無料にすることで、入居者がお客さんとふれあってくれたり、事業の目標や店舗経営について学んでもらえたりすればそれで良いと考えているため、物件の賃料は市の自主財源で予算を確保している。なお、建物はかつて商店街で営業していた自転車屋の店舗を活用した。改修時は国からの交付金等を活用して整備費に充てたが、完成後のお店に入ってもらい、家賃を払って運営していく部分に関しては、市の自主財源で賄っている。

(新妻) 賃料を無料にすることで、入居者のチャレンジが促進されているような実感はあるか。

想像にはなるが、賃料を有料にすると、途端に応募が減ると思う。無料だからこそ応募してくれる人がたくさんいると考えており、実際に無料である点を評価する声もある。市の施策としても、チャレンジショップが位置する中心市街地の賑わい創出に取り組んでおり、魅力的なお店が入ることによって市街地が賑わえばよいと考えており、そうした意味で無料にしてもメリットがある。

(天羽) チャレンジショップは、入居費が無料ということでハードルも低く、参入もしやすいと思うが、実際にどのような人が応募しているのか。

市内在住者が最も多く、近隣市町の人もある。それ以外には、元々法人等で事業を行っているものの、販売の実店舗は保有していないため、お店で挑戦してみたいという人もいる。基本的には飲食・物販が多く、「焼津市内で起業したい」という条件は定めているものの、特に市民に限定しているわけではない。

(小原) チャレンジショップを運営することで、実際に客足が増えたりした実感はあるか。

チャレンジショップが入ったためかは定かでないが、開始した平成28年と比べて駅前通り商店街の人の流れが確実に多くなっており、チャレンジショップもその一因ではないかと考えている。また、商店街で開催するマルシェにチャレンジショップが積極的に参加してくれたりして、中心市街地の活性化に役立っていると思う。

(新妻) リピーターを呼んでいる効果もあるということか。

そうである。チャレンジショップがきっかけで来てくれた人が他のお店にも訪れたりして、商店街全体の人通り増加につながっているのではないかな。

Q4. 貴市のチャレンジショップでは出店期間が半年となっているが、その理由は何なのか。また、半年という期間によるメリットや課題はあるのか。

A4. 店を準備して実際に営業して、という流れには半年という期間がちょうどいいと考えており、店の入れ替わりがあることで賑わいが生まれる等の点を総合的に判断した結果、半年の期間で行っている。メリットとして、入れ替わりがあることで話題性が生まれ、かつ新規の起業者を毎年複数人育成できる点が挙げられる。課題としては、入居期間を春・冬の時期に2期に分けて実施しているため、おでんなど季節が関係する店舗は運営が難しいことや、短期間で固定客についてもらうことが課題だと感じる。

(新妻) 事業者側からのニーズもあるかもしれないということか。

本当は1年やりたい、という人は多いと思う。

Q5. 焼津市のチャレンジショップは店舗が単体で独立しており、入居者も期間内に1つの事業者のみが入居できる形式であると認識している。「1店舗で独立かつ1事業者の入居のみ」という条件で入居者が事業を継続するにあたり、難しさや課題はあるのか。また、課題が存在する場合、どのようにその課題を克服しているのか。

A5. 商店街の他の店へ買い物にきたり、駅から通勤・通学したりするついでに立ち寄ってもらっている。その他、商店街が実施するマルシェ等のイベントをきっかけにお店に興味を持ってもらえたりする。駅前という立地は魅力として大きいと思う。ただ、集客のために自己発信は必須なので、入居者自身でSNS等を活用している。その他、市のホームページやSNSでも新しいお店がオープンした旨の広報の手伝いはするが、市からの頻繁な発信は難しいので、入居者の工夫が必要になってくる。

(新妻) 市のHP等でお店の情報を発信する取り組みは、効果が大きいのではないか。

市の公式LINEの登録者が多く、欲しい情報を選択できるようになっている。買い物やイベントが好きな人にとっては、市のLINEで配信することで情報を届けられる点は、効果が大きいと思っている。

(小原) チャレンジショップの来客層はどのようなものか。

店の業種にもよるが、商店街の端に市のこども館があることから、行き帰りに立ち寄る親子連れの利用が多い。また、商店街が昔からある地域に立地しているため、年配の人も多い。

Q6. チャレンジショップの入居者が事業を行う上で受けられる伴走支援（創業支援や経営コンサルなど）はどのようなものがあるのか。また、独立後の事業者に対するフォローアップのような支援は行われているのか。

A6. 新しく起業・創業したい人向けには創業支援を担当する部署があるほか、商工会議所に委託して相談窓口を設けており、専門家から経営指導を受けたり事業計画を一緒に考えてもらったりしている。他にも、創業支援の講演会を実施したり、融資を受ける際に利率を優遇する制度を設けていたりする。市のまちなか活性化推進室では、空き店舗へ入居者に店舗改修費用の補助金を出したり、店舗のオープン後に賃料を補助したりする補助金も用意している。

Q7. チャレンジショップから独立する際に、市内で出店してもらうための誘導は行っているのか。

A7. 特段やっていることはない。出店の相談があった際は候補先を紹介できるような体制を整えているものの、実際に話をつけるのは入居者本人であるため、様々な条件を比較した結果市外で出店した事例もある。出店先となり得る物件の情報は把握しており、積極的に提供しているわけではないものの、出店者が中心市街地で独立したいという意向を持っている場合には、紹介できるようにしている。

Q8. チャレンジショップに入居する事業者を選定する際の審査の基準は、厳しめに設定しているのか、もしくは緩めに設定しているのか。

A8. 厳しめにはしていない。ただ、例えば営業日数が多ければ審査時の点数が高くなったりするほか、なるべく土日も営業してもらいたいという思いもある。加えて、どのような内容の事業をするかという点で、地域のマルシェ等のイベントにも協力したり、積極的に出店できるような事業内容であるか、といった点も考慮している。

(新妻) チャレンジショップの入居者はどのようにして集めているのか。

市のホームページのほか、毎月発行する広報誌に掲載をして1ヶ月の募集期間を設けており、市側から積極的に声をかけなくとも毎回2〜3組の申請がある。募集期間外でも、無料で店舗を半年運営できる点に惹かれて、次の募集期間等に関する問い合わせもある。

Q9. チャレンジショップの運営に際して、市が負担している経費はどれくらいか。

A9. 家賃や商店街の組合費等で毎月6万円ほどかかっている。それら1年分を市で支払っているため、年間約70万円である。

東京都産業労働局 近藤法様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年11月12日 16:00～17:00
場所	東北大学片平キャンパスエクステンション教育研究棟4階 ゼミ室1
協力者	東京都産業労働局商工部創業支援課 近藤法様
調査内容	東京都が行う小中学生を対象とした企業体験プログラムについて質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部 颯、日下部 礼貴、韓 在濠 (WSD担当教員) 高畑 柊子准教授 以上、4名

質疑応答

Q1. 学校外で行われる職業体験プログラムと比べ、学校教育において取組を行うことには、どのようなメリットがあるのか。①長期の取組を実施しやすい、②特に公立小中学校の場合、地域に根差した取組にしやすい、という2点があると考えますが、どうか。

A1. 仮説でもらった①、②はその通りである。特に、②は学校から要望されることも多い。その他、学校教育で行うと面的にアプローチできる。R5年度の小中学校プログラム支援では年間で913名（R5実績）の児童・生徒が参加している。

Q2. 地域とのかかわりを持った取組の実例とその狙いはなにか。

A2. 地域とのかかわりが深い取組は、令和4年度に稲城市立南山小学校で行われた「稲城市の良さを広く伝える」をテーマにクラウドファンディングを実施するというものがあり、目標額達成率も126%と高かった。そのほか、地域の特性を生かした取り組みも多くみられ、学校側としても地域とのつながりがもてるプログラムとなっている。

Q3. 起業家教育プログラムを民間事業者に委託をするメリットは何か。

A3. ノウハウと人手という、仮説で示してもらったものは、当然大きい。その中でも、多種多様な企業とのネットワークを持っているということ、都が現在委託している株式会社角川アスキー総合研究所は、起業家教育の分野で実績がある。また、監修で入っている株式会社セルフウイングは、早期起業家教育の研究を基にした大学発ベンチャーであり、ノウハウの蓄積がある。

Q4. 本プログラムについて、国等の補助金等の活用はあるか。

A4. ない。都の単独事業である。

Q5. 経費削減に関する取組等があるか。

A5. 入札（総合評価方式）により事業者を決定している。

Q6. 学校教員の負担軽減（働き方改革）が求められる中、本プログラムの対象となる学校の教員の負担軽減のためにどのような工夫がなされているのか。

A6. ご指摘の通り、学校教員の日常業務は多忙を極めており、いかにして負担軽減を図るかということは重要である。本プログラムでは、授業計画について学校と一緒に考え、協力企業等との調整や一部授業の事務局立会いなど学校の負担が少なくなるようにしている。

Q6-2 学校が導入を決める理由は何か。

A6-2 プログラム実施に立ち会う中でよく聞くのは、失敗を恐れ挑戦することが少ない世の中で児童・生徒に自分で考えて挑戦する経験をさせたいということである。プログラムの中での金融機関への説明等で、普段の授業ではなかなかできない、大人を説得するという経験の中で、成功する人も失敗する人も出てくる。そのリカバリーまでがプログラムの一部となっていることが、特徴でもある。

Q7. 本プログラムを実施した学校側からの要望等はあるか。

A7. プログラムに必要な授業時数の捻出が大変という声もある。

Q8. プログラム内容を見ると、学校側の負担となる経費もあるということだが、実際に学校の負担となるものはどのようなものか。

A8. 学校側の要望等でプログラム上必要となったものについては、5万円までは事務局で負担することになっている。例えば、100円ショップで買ってきた材料から魅力ある商品を開発するプログラムでは、材料費を5万円まで負担している。2年目以降は学校で自主的にやってもらうことを狙っている。したがって、5万円という設定にすることで最初から継続しやすいプログラムを組めるようにしている。

Q8-2 実際に2年目以降継続した例はあるのか。

A8-2 継続している学校もある。

Q9. プログラムの活動で生じた利益の使途はどうなっているのか。

A9. 図書購入や寄附等、学校の裁量で決めることとなっている。

Q10. 協力企業にとって、本プログラムに協力することのメリットは何か。例えば、CSRや、子どもが知らなかった職種について知ってもらう機会になること等を考えているが、どうか。

A10. その通りである。特に、協力している金融機関はCSRとしてHPに取組を掲載している。

Q11. 協力企業側に対しては、東京都は費用の負担や謝金の支払い等を行っているのか。

A11. そうである。

Q12. 協力企業側から、本プログラムについての要望等はあるか。

A12. 繁忙期には協力しにくいという声もある。ただ、概ね協力を前向きな声や、実施後に有意義な取組だったという声をもらうことが多い。また、起業家の方からは、自分がこどものときにこのような取組をしてほしかったと言われることもある。

Q13. 学校や協力企業ではなく、生徒がプログラムを負担に感じることはないか。

A13. 普段の授業にはない「思い通りにいかない経験」がある種の負荷なのかもしれないが、真剣に取り組み、失敗し、それをリカバリーすることがプログラムの内容でもある。

Q13-2 とすると、小中学生は、意外と積極的に取り組んでおり、負担を感じているわけではないということか。

A13-2 そうである。外部の大人と触れ、金融機関への説明をする中で、普段は見られない生徒の一面が見られることもある。

Q14. 学校側がやる気になることが重要であると考えているが、学校側への働きかけはあるのか。

A14. 各区市町村の教育委員会へ周知しそこから各学校へ周知している。

Q15. 事業実施の効果について、児童・生徒から自主的取組への発展を望む声が出る等あったのか。

A15. 実施した学校からは、「子供が主体的に学び、チームワーク等を高めることができた。」「銀行員の方が実際に来校し、子供たちの事業計画を審査することは、子供たちにとって良い経験になった。」⁴⁹¹等の声をいただいている。

Q16. 本プログラムでは、地域とのかかわり、愛着醸成という目的はあるのか。

A16. 学校を利用することの意義の1つに地域とのかかわりが含まれている。学校は地域とのかかわりがあることもあり、プログラムの導入を決めている。地域とのかかわり自主的に課題解決をできる児童・生徒を育てる目的ということである。

Q17. 早期での起業家教育のメリットは何か。

A17. 小中学生で裾野拡大の面的アプローチをし、高校・大学では、起業に関心がありさらに深くやりたい方向けの仕組みを整えている。例えば、高校生や大学生を対象とし、ビジネスアイデアの壁打ちができるという取組も実施している。

Q18. 起業家性を育むことによる波及効果は何か。

A18. 「アントレプレナーシップ（起業家性）」は、企業人、公務員を問わずこれからの社会を支えるあらゆる人材に必要な能力である。改善すべき課題があるときに、それに挑戦し乗り越える力、世の中をよくする力が起業家性であり、結果として、「チャレンジャーが生まれ、それを応援する社会を創ること」⁴⁹²につながっていくと考えている。

Q19. 本プログラムの導入は、総合的学習の時間以外の授業等で行うことも可能か。

A19. 可能である。

⁴⁹¹ <https://kigyouka-kyouiku.metro.tokyo.lg.jp/education/case/case28/>

⁴⁹² https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/startupandglobalfinancialcity/sustrategy_japanese-pdf

名張市地域包括支援センター様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年11月14日 13:00～14:30
場所	東北大学片平キャンパスエクステンション教育棟 302教室
協力者	名張市地域包括支援センター センター長 柴垣維乃様 名張市地域包括支援センター 全世代包括支援担当室長 半田公美様
調査内容	「医師会等との情報連携支援事業」等、名張市で実施されている介護予防を目的とした事業の詳細や効果についての質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、日下部礼貴、新妻憲太郎 (WSD担当教員) 高畑柊子教授 以上、4名

質疑応答

Q1. 貴市で実施している「医師会等との情報連携支援事業」の詳細および財源について伺いたい。

A1. 情報連携支援の取組は、厚生労働省保険局の社会的処方に関するモデル事業の1つとして令和3年から続けている。社会的処方は、元々イギリスで行われていた、医療を起点にした人と地域の関係構築の取組であり、その視点を参考にし、名張市での実証実験としてはじめてのものである。名張市では、困りごとや生きづらさを抱えている方が医療機関を受診された際に、医療機関のみのつながりで留めるのではなく、地域の中でのつながりづくりによる生きづらさの支援につないでいくことを狙い、事務局を担う地域包括支援センターに情報を提供するという仕組みを作った。取り組むにあたり、医師会の会長に相談したが、抵抗なく前向きに受入れていただいた。

財源は、事業にあたって新しい設備の導入の必要がなく、2ヶ月に1度程度実施する医師会等とのカンファレンスにかかる経費(医師や薬剤師等への謝金)のみが必要という運営で成り立っている。

負荷がかかる部分は、支援が必要と思われる人に対して、医師が市のサービスと繋げることの同意を得る交渉である。ただ、同意を得る交渉も医師と地域の人の関係を近づける効果もあった。

また、医療機関側も困りごとを抱えている人の情報をどこに共有すればよいか分からないという声があったので、繋ぎ先が見えるというのは意義のあることと考える。

(日下部) カンファレンスはどのくらいの人が集まるのか

(柴垣様) 医師会の会長、薬剤師会の会長、名張市立病院の医師や医療ソーシャルワーカー、事務局長、そして、事務局として地域包括支援センターの職員が主な参加者で、10人程度で定期的に行っている。

Q2. 情報連携支援事業の取組は病院単位で働きかけたのか、それとも医師個人に働きかけたのか

A2. 医師会会員の医師で、協力してもらえる人に働きかけた。事業の初期は、元々相談連絡が取れていた医師にも協力を得ながら、相談実績と前例を蓄積しつつ、医師会会員に向けて文書などで対応状況の共有を図ることで、他の医師も相談の仕方が具体的にイメージできるように工夫した。また、相談の内容についても具体例を明記する等、医師の方が地域包括支援センターに情報を提供しやすいように工夫している。

Q3. 情報連携支援事業に協力している診療科は内科が多いのか

A3. 令和3～5年度は、一次医療機関のうち内科が24例、婦人科が1例、眼科が1例、耳鼻科が1例、総合病院が3例、二次医療機関が9例、薬局が6例となっている。令和5年度に限ると、一次医療機関のうち内科が13例、耳鼻科が1例、二次医療機関が3例、薬局が6例の合計23例が実績である。

(日下部) 内科が多いが、その他の機関も満遍なく協力しているということか。

(半田様) その通りである。

- Q4. 医者が患者の情報を連携する際には個人情報の取扱いが難しいのではないかと考えるが、最近創設された重層的支援体制整備事業との連携等は行っているのか
- A4. 本人の同意が得られない場合でも、カンファレンスが重層的支援体制整備事業における支援会議・重層的支援会議に位置づけられているため、検討して包括支援センターに情報を繋ぐことが可能になっている。
- (日下部) カンファレンスのメンバーは固定なのか。
- (半田様) 必要な人材がいる場合は事務局から声掛けをすることもあるが、基本的には医師会、薬剤師会に所属する医師や薬剤師で行っている。
- Q5. 「まちの保健室」と「地域づくり組織」がアウトリーチや参加支援等の基盤になっていると認識しているが、これら地域のリンクワーカーと事務局との連絡調整の流れについて詳しく伺いたい。
- A5. まず、リンクワーカーについて、15の行政区に設置されたまちの保健室が地域包括支援センターと一体的に活動を推進する機能を有しており、行政区それぞれの地域づくり組織は、介護保険の対象にはならない高齢者等の日常生活支援等の活動を主体的に活発に行っている。
- それらの組織との連絡調整で決まった手続きはない。多くの場合は医師から連絡を受け取った地域包括支援センターがまちの保健室にその人の現状を認識しているかの確認を取る。その後、まちの保健室と地域包括支援センターの職員がその人を訪問し、状況を把握して必要なサービスに繋いでいる。
- Q6. 医療機関が行う相談支援依頼書の作成・送付について詳しく伺いたい。
- A6. 医療機関に受診・来所した患者について、社会・生活面の支援が必要と医師等が判断した際、まずは医師等から地域包括支援センター等に相談することを本人に勧める。そして地域包括支援センターに連絡してもよいが患者に許可をとり、その後医師から地域包括支援センターに依頼書を送付してもらう。より詳細な説明が必要な場合は電話等で医師とのやりとりを行う。依頼書は所定の様式⁴⁹³があり、患者の連絡先や困りごと、本人の同意等を書き込んで、直接医師が地域包括支援センターに送る。依頼書は必須ではなく、電話でも依頼を受け付けている。
- 支援が必要な患者ほど個人情報利用の同意が得られないことが多いので、その際はカンファレンスで検討を行い、地域包括支援センターは連絡を受けて本人に関する情報収集を行う（介護保険の申請の有無、まちの保健室の把握、困りごと、緊急連絡先等）。また、連絡を取ることの同意が得られない場合でも、まちの保健室による地域全体の見守りの一環という位置づけで確認に伺うこともある。
- Q7. 情報連携支援事業と重層的支援体制整備事業の関係を伺いたい。
- A7. 明確な区別はない。必要に応じて情報連携事業から重層的支援体制整備事業に繋がっている。
- Q8. 情報連携支援事業で個人情報の取扱いに関する本人同意が得られなかったケースはその程度あるのか。
- A8. 令和5年度であれば23件の実績のうち、同意が得られなかったケースは9件となっている。同意が得られていないケースでも、地域全体の見守りの一環として訪問を行い、関わりを持つ工夫をしている。情報は医療機関以外からも挙がってきて、民生委員や地域の方から個別に相談を受ける場合もあり、そのようなケースはもちろん本人への同意等の手続きはない。しかし、そこで同意がないため一切関わらないという選択はできないので、まちの保健室の周知等を理由にして訪問を行い、同意を得られない人とも関わりを持つようにしている。
- Q9. 令和5年度の事業報告会資料において「在宅医療・介護推進事業」「包括的継続的ケアマネジメント事業」「【介護保険法 地域支援事業】等の各制度に基づく既存事業や会議全体との速やかな連動を図る必要がある」とされているが、現在検討している取組等はあるのか。

⁴⁹³名張市地域包括支援センター「かかりつけ医と専門医、保険者の協働による予防健康づくり事業」p10 <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001060239.pdf>

A9. 現在新たな取り組みは検討していない。必要とする人に既存事業を適切に繋げるための連携を強化していくという意図である。

Q10. アウトリーチを行い支援が必要な人の認識が増えることで、アウトリーチする主体の負担が増えたということはないのか。

A10. まず、名張市は過去に人口増加率が日本一になり、その当時子どもだった世代が後期高齢者になって、支援が必要な方が急増している。そのため、情報連携支援事業を行ったことによって負担が増えたのではなく、要支援者数が急激に増えていることが要因である。いずれにせよ、支援が必要な人が増えているので深刻化する前に情報を把握して予防に繋がれるという意味で、支援者にとっても情報連携支援事業はありがたい。

Q11. 情報連携支援事業において政策評価は行われているのか

A11. 支援実績の他、対象者の年齢およびアンケートによる事業の効果を把握している⁴⁹⁴。

Q12. アウトリーチに必要な支援に繋ぐというお話があったが、支援を受ける人が受動的になってしまう側面もあるのではないかと。そこで支援に繋がった後も大事だと思うがどのように考えているのか。

A12. 支援といってもサービスを受けさせるだけではなく、自分でできることは自分でしてもらうことは大事にしている。また、その人の趣味や能力を生かして外での活動に繋げる等も行っており、どのような活動がよいかは本人とも話し合いながら考えている。

(阿部) コミュニケーションを取りながらその人の能力に合った活動を考え、外に出て 繋がりを持つためのきっかけを作っていくということか

(柴垣様) その通りである。社会的処方での取組で実践を担うリンクワーカーに必要な「人間中心性」「エンパワメント」「共創」の3つの視点があり、どんな支援でもこれら3つを大事にすることを確認している。本人が何を望んでいるのかを把握し、その中で本人の望みを叶える中で本人の力を引き出し、一緒に取り組んでいくことを大事にしている。

Q13. 名張市のリンクワーカー養成の取組の一環である「ステイホームダイアリー」について詳細を伺いたい。

A13. この事業はモデル事業として始まり、今年で4年目の事業である。現在は36人、12グループで動いている。新しい繋がりを作るという目的と、コロナ禍で対面での活動が難しいという条件が相まって、交換日記という手段を導入した。3人1組のチームを作り、テーマに沿って交換日記を回して、自由に書いてもらう。自由に書くことで、地域の情報の交換になったり、地域資源の発見に繋がったり、仲間の困りごとの相談・応援に繋がったり、チームの3人でのイベント参加に繋がったりと、市が当初想定していなかった効果に繋がっている。自主的に繋がりが生まれるので、行政が主導で繋がりを作ろうとするよりも多様な繋がりが生まれている。このような「ゆるい繋がり」で化学反応が生まれているのは想定以上の効果だと捉えており、全国の自治体にも勧めたい。

Q14. ステイホームダイアリーの参加者は公募なのか

A14. 現在は12グループ36人で手一杯だが、公募したら36人以上集まるのではないかと考えている。参加者集めについてはまちの保健室や地域包括支援センターの職員が、交換日記に興味のある人や、支援として交換日記に参加することが効果的ではないかと思う人に声をかけたりしているので完全に公募というわけではない。リピーターもいるが、希望者が多いので参加者のうちリピーターは3分の1に抑えている。ある程度人柄が分かっている人に参加してもらい、それらの方の相性も事務局で考慮してチーム編成を行って丁寧に活動を見ることを大切にしているが、今後は丁寧にみるグループと自由に交換日記を行うグループを作ってもいいかもしれないと考えている。

⁴⁹⁴ 三重県保険者協議会「令和5年度保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防づくり事業報告会」p7

大樹町役場様・（株）SPACE COTAN様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年11月18日 13:00～14:30
場所	大樹町役場 会議室
協力者	大樹町 企画商工課 航空宇宙推進室推進係 係長 菅浩也様 大樹町 企画商工課 航空宇宙推進室兼振興係 係長 大門英人様 SPACE COTAN株式会社 CTO 干場康行様
調査内容	大樹町が進めてきた「宇宙のまちづくり」及び発射場（スペースポート）の整備の詳細と、それに伴う地域への波及効果に関する質疑応答
参加者	（WSD学生） 阿部颯、天羽恒太郎、小原倫太郎、日下部礼貴、新妻憲太郎、韓在濠 （WSD教員） 御手洗潤教授 以上7名

質疑応答

Q1. 宇宙のまちづくりや宇宙産業への注力をしようと思った背景はなにか。

A1. （菅様）40年前、宇宙のまちづくりを始めたときの大樹町は人口減少が課題であった。また、大樹町で盛んであった酪農や漁業も閉塞感があった。そこで住民に夢と希望を与えるプロジェクトとして始めた。今でこそ2040年に150兆円規模の産業になるという見通しがあるが、当時はそのような経済効果を見込んだものでは無かった。また、大樹町の地理条件が宇宙産業に優位だったことも理由である。

（小原）今と40年前では、宇宙に取り組むことへの周囲の反応も違ったのではないか。

（菅様）大樹町は酪農と漁業のまちなので、当時は住民からも「なぜ急に宇宙なのか」という懐疑的な反応があった。また、当時は種子島と内之浦に継ぐJAXAの射場を誘致する取組を行っていたため、「行政とJAXA」という関係になっており、住民に実感もなかった。しかし、インターステラ⁴⁹⁵が大樹町に本社を構えて活動を行うようになった際に、インターステラ後援会が自主的に設立される等、宇宙関連の取組を応援しようという空気が住民にも広まり、一体感が出てきている。

（小原）インターステラの進出が一体感を生み出した一番の要因なのか。

（菅様）そう捉えている。

（新妻）地域の理解が進むことで町も施策を進めやすくなるのか。

（菅様）もちろん進めやすくなる。議会等にも話を通しやすくなる。

（大門様）しかし、当然全ての住民が賛成しているわけではなく、不満の声もあるため、理解の醸成は今後も重要な課題であり、広報にも力を入れている。

（菅様）ちなみに、令和4年開始の射場整備事業では、着手段階とコロナの蔓延が重なり、説明の機会が設けられなかった。20数億円規模の大きな事業は説明が大変重要なので、コロナが落ち着いた今、射場の説明や視察ツアー等の広報活動に積極的に取り組んでいる。

Q2. 当初はJAXAに使ってもらえる射場を目指していたが、現在は様々な民間企業に使ってもらう射場を目指しているという認識をしている。この転換の背景はなにか。

⁴⁹⁵ インターステラテクノロジズ株式会社HP <https://www.istellartech.com/>.

A2. (菅様) 国の政策の転換が大きい。これまでは国主導で宇宙関連産業を進めてきたが、宇宙活動法の制定⁴⁹⁶等により民間企業に宇宙活動の門戸が開かれた。そこをターニングポイントにして、国が所有する射場を誘致するのではなく、自治体が自分の射場を整備するという方針に転換した。

Q3. 民間企業の小型ロケット等の打ち上げ希望数はどれくらいなのか。

A3. (干場様) 打ち上げの希望や目標は色々な立場がある。SPACE COTANの立場だと、事業として運営しないといけないので年間1回程度では事業にならない。2030年代に30機打ち上げる環境を作りたいというのが今の目標である。ただ、射場を整備すれば30機の打ち上げが可能になるわけではなく、住民の理解や他の産業の共存ができるか等も重要なので、それらも考慮しつつ環境を整えることが重要である。日本はアメリカ等の海外の国と比較して打ち上げに使える土地が非常に狭い。射場周辺に既存の産業が様々ある中でどのように年間30機という目標を達成していくかが課題である。その手前として2030年頃には年間10機を達成するのが近い目標である。

(小原) 他産業との共存は漁業が中心か。

(干場様) 漁業の他にも酪農への影響等も考慮することが必要である。

Q4. 昨今、日本各地に射場が整備・検討されている中でSPACE COTANの射場の注目度が高いと感じている。貴社では民間の打ち上げ需要をどのように獲得しているのか。

A4. (干場様) 前提として、北海道スペースポートは大樹町や北海道を含め皆で作っている射場であり、そこを管理するSPACE COTANという位置づけである。

スペースポートは整備を始め、事業を重ね、ついに数年後にはオービタルロケットの発射ができるようになるという、これまで積み上げてきた取組があり、その実績が強みである。更にインターステラの進出や住民の方々の協力等のおかげで、国の交付金もいただいております、大樹町単独ではここまで注目される射場になるのは難しかったと思う。このように周りの支援を得るためには、実績や歴史の積み重ねが必要だと思う。また、先に射場が出来ても利用者がいなければ事業はできないため、有力な利用者のインターステラがいるのも大きい。そして土地の優位性もある。この土地は湿地帯が広がっており、海沿いに国道が通っていなかったため、海沿いに開発されていない土地が広く残っていた。そのような環境は日本中探しても大樹町くらいではないかと思っている。換言すれば、①歴史、②主たる利用者、③土地の3点が大きな要因だろう。

Q5. 酪農との共存のためにどのようなことに注意する必要があるのか。

A5. (菅様) 騒音と家畜の問題である。仮に年間10機の打ち上げを目指す、毎月1機程度を打ち上げることになる。そうすると騒音の影響は大きくなるため、どのように消音化するかが重要である。人間は騒音でも多少我慢できるが、家畜は我慢することができない。

消音化の他、ロケットの騒音等の影響で家畜に起きうる問題に対する保険も整備することが必要。これは町のみでは無理なので、国が支援を行うことや、民間の保険でカバーしていくことが求められる。

(韓) 実際に音が問題になった事例はあるのか。

(菅様) 音に驚いたホルスタインが次々と脱糶し、ケガをしたという事例がある。

Q6. SPACE COTANは町と複数企業の出資で出来ていると認識している。設立にあたって町が全てを出資する例も聞いたことがあるが、どうして町と複数企業が共同で出資することになったのか。

A6. (干場様) ここの歴史的な背景が大きい。40年の歴史の中で宇宙港整備への期待を持った主体が多かった。そして整備を実働的に推進するためにSPACE COTANのような会社が必要であり、そこに共感した町・複

⁴⁹⁶ 内閣府「宇宙二法の成立について」 <https://www8.cao.go.jp/space/committee/27-kiban/kiban-dai26/siryou1.pdf> (2025/01/23)

数企業が出資をすることになった。今は昔からの応援者以外にも出資を多数いただいております、更なる期待を感じている。

（菅様）40年も事業を続けていると、ステークホルダーが多数いる。このように長く事業を続けていたことがこの度に出資に繋がったし、元々オール北海道で進めていく事業なので、そこでの協力ももらっている。

Q7. 企業版ふるさと納税について、そもそもの制度上の期限と合わせて、地域再生計画が2025年3月までであるが、今後も宇宙政策を続ける中で企業版ふるさと納税の活用は続けていきたいと考えているのか。

A7. （菅様）続けていきたいと考えている。ただし、国が制度延長をするかというところに依存するので、延長されれば、地域再生計画も新たに作成し、2025年以降も企業版ふるさと納税の活用を行うつもりである。

Q8. 企業が射場に具体的に期待している効果はどのようなものがあるのか。

A8. （菅様）現在整備中なので、明確に出ている効果は建設関係のものである。企業版ふるさと納税の寄附も建設業が多い。また、夢のあるプロジェクトへの単純な応援も多い。その他、宇宙版シリコンバレー構想の波及効果に期待しているものも多いと思うが、現状はやはり建設関係が中心である。

（干場様）宇宙港を作ることは「新しい産業の軸」ができることである。そして産業があることは働く人の生活環境をすることであり、それに伴い既存産業も便利になっていくという二次的・三次的な波及効果が企業の期待である。実際に町やSPACE COTANも「宇宙×〇〇」として様々な効果を検討しており、それがHOSPO SUPPORTERS⁴⁹⁷になっている企業が期待していることである。宇宙版シリコンバレーとはまさに周辺の地域や北海道という目線で二次的・三次的な効果を生んでいくための取組である。

（御手洗）実際に期待が現実化して入っている企業はどのようなものか。

（干場様）ホテルの建設等が実際に大樹町内で生まれている。これは今後人が集まる期待があるためである。また、サッポロドラッグストアの店舗もあるが、5,400人程度のまちに普通ドラッグストアはできない。これは先行投資として今後人が集まるビジョンが見えるためである。実際にサッポロドラッグはHOSPO SUPPORTERSの一員で出資をいただいております、期待を感じている。

（御手洗）その中に製造業はあるか。

（干場様）まだまだ小さい規模だが一部ある。これからロケットの打ち上げや、人工衛星のデータ利用開始が具体的に予見できれば、例がもっと生まれてくると思う。

Q9. 「宇宙×〇〇」について。HOSPO SUPPORTERSの製造業企業と連携した事業は行われているのか。

A9. （干場様）地元のものづくり企業に部品を作ってもらったり、建設業者に建設を依頼したりしている。オービタルロケットが実際に打ち上がっているわけではないので、地域の企業が新たに自己投資を行って生産ラインを作るところまではいかないが、将来的にはそのような企業が現れないと高頻度の打ち上げは実現できないと思う。今後はサプライチェーンを作っていくこともやるべきことの1つだと考えている。

（小原）サプライチェーンは重要だと思うが、まだ製造業者等が二の足を踏んでいるところがあるのではないかと。どのようにすればそのような業者が踏み出せるのか。

（干場様）出口が見えること、イニシャルコストを支援することだと思う。そしてそのためには一発目のロケットを打ち上げることが必要である。インターステラで初号機が打ち上がればそこに投資が集まると思う。そして、そもそも投資を集めないと年間30機打ち上げの目標は達成できない。

⁴⁹⁷ HOSPO SUPPORTERSは、HOSPO（北海道スペースポート）を応援する企業や個人が参加し、宇宙版シリコンバレー形成に向けた相互連携を図るコミュニティである。（HOKKAIDO SPACEPORT HP hokkaidospacport.com/supporters）

(小原) 南相馬市はまだ実験を始めた段階で、打ち上げまでは遠いと思っているが、ゴールを作ってそこを目指さないといけないと思っている。実際に宇宙関連のメーカーが2030年度に日本において高頻度でロケットを打ち上げる未来が見えるのか。

(干場様) もちろん不透明な部分も多く、2030年に国産ロケットでの打ち上げが実現しないという未来もありうる。その場合は海外のロケットを受け入れることが必要で、そのための環境を作っていくということもあり得る。

Q10. 射場の運営でどのように利益をあげるのか。特に打ち上げが少ない状態では利用料もあまり取れないと思うが、現在どのように採算を取っているのか。

A10. (干場様) まず、オービタルロケットの発射場は整備段階なので、現時点で射場からの売上はなく、採算は取れていない。今のところ、経費は人件費が中心なので、色々な仕事を請け負って採算をとっているのが現在のSPACE COTANである。

射場はそもそも全く儲からないと思う。打ち上げは宇宙空間に人や物を運ぶ「輸送」であり、輸送料金は安いほどサービスを使ってもらえる。なので、売上をいかにあげるかよりも、公共インフラの一部として限界費用の中でいかに料金を安くするかがSPACE COTANのすべきことである。

ちなみに、海外の事例では州として宇宙港の維持に取り組むところがあり、宇宙港を軸にまちを作ることを行っているので、地域全体でHOSPOを支えていくための取組を行うことがSPACE COTANと大樹町のやるべきことだと考えている。

Q11. 発射場を利用する企業は高頻度の打ち上げを希望するのではと考えており、また、複数企業が打ち上げを希望することで高頻度の打ち上げが必要になることもあると思う。どうすれば複数企業の高頻度の打ち上げに答えられるのか。

A11. (干場様) 現在の私達のコンセプトが「複数の打ち上げができる射場をいかに作るか」であり、そこに向けて技術的な部分やどのような事業を行うかを検討している。現在は仮説を立てて技術開発に取り組んで試行錯誤をしている段階である。

Q12. 打ち上げがない中で行っている事業の例を伺いたい。

A12. (干場様) 一般的なベンチャー企業のように調査の委託等小さな仕事を見つけて請け負っている状況である。

(菅様) また、教育旅行の誘致等も行っていて、それも増えつつある。教育旅行は宇宙のまちづくりをテーマに来訪してもらい、旅行会社と手を組んで行っている。今後ロケットの打ち上げが始まれば人も増えると思うので、教育旅行等をきっかけに大樹町のみならず周辺の十勝地域に滞在してもらおうようなことを思い描いている。

(小原) 教育旅行は実際に射場や企業の中を見るのか。

(菅様) その通りである。最初は射場を見てもらうだけだったが、最近は宇宙のまちづくりをきっかけに来てもらい、大樹町の元々の基幹産業である酪農や漁業の現場も見ながら地域課題の解決を検討し、プレゼンを行うというプログラムを主に高校で行っている。

(干場様) 旅行のコンテンツで言うとSTEM教育⁴⁹⁸のコンテンツが意外とあるので、資源を掘り出してSTEM教育につながるプログラムを行っている。また、射場はこれまでの歴史・実績があるので当事者等から話を聞くのは満足度の高いコンテンツである。ここでもこれまで40年取り組んでいたことが効いている。

⁴⁹⁸ Science、Technology、Engineering、Mathematicsのそれぞれの知識や考え方を統合的に働かせて現代社会の問題を解決するための学習が「STEM教育」である。(参考：文部科学省「STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進について」https://www.mext.go.jp/content/20240401-mxt_kyouiku01-000016477.pdf)

Q13. 大樹町は小中学生を対象にJAXAと連携した出前授業を行っていると認識しているが、どのように始まったのか。また、財源はどうなっているのか。

A13. (菅様) 出前授業はJAXAへの委託業務ではなく、教育委員会が授業連携申請書をJAXAに出して協力してもらっている。大樹町とJAXAは連携協定を結んでおり、教育に関する連携も項目にあるので、協力してくれるのは協定が大きな要因だと思う。費用は町が出している。

(小原) 連携協定はどちらの働きかけで結んだのか。

(大門様) 片方からのアプローチというよりは、自然な流れで結ばれた。現在JAXAは大樹町で大気球実験を行っている。これは元々岩手の大船渡市でJAXAが行っていた実験が、施設が手狭になり大樹町に移った経緯があり、それをきっかけに協定が結ばれた。ちなみに、元々成層圏プラットフォーム定点滞空飛行試験のために大型格納庫が整備されたが、実験が終了したことに伴い大気球実験で使用されるようになった。

Q14. 地元の高校生に地元の製造業企業等に就職してもらうための取組があれば教えて欲しい。

A14. (菅様) まず、事業として成り立っている事業者がSPACE COTANとインターステラの2つしかなく、高校からそのまま就職というのはなかなかない。取組についてはJAXAの出前授業の一環でモデルロケットの製作を行うことや、全国から20名ほどの高校生を集めてHOSPOを舞台にした3泊4日のスペーススクールという授業に大樹高校の枠を設けてもらうこと等を行っている。

大樹町は高校卒業後一度町外に出たいという人が多い反面、いつかは戻ってきたいという人が多いこともアンケートで分かっている。そのため、宇宙関連企業でもサービス業でもいいが、戻ってきたときに働ける場を残すことが必要だと考えている。

Q15. 地元企業の連携について、宇宙版シリコンバレーを掲げて取組を進める中で、地元企業にはどのような働きかけを行っているのか。

A15. (菅様) 国が交付金を認めたとはいえ、まだ夢物語的なところがある。現在、具体的に「ぜひ宇宙産業に参画を」と企業に直接働きかける施策はないが、町で企業立地の補助制度を作ったり、企業版ふるさと納税の使い道としてインターステラやSPACE COTANの事業の補助に充てるソフト事業を行ったりしている。なお、これらの2社はソフト事業補助を受けるにあたって事業計画を出し、町がその計画を認定する必要がある。実はふるさと納税で指定された使い道のうち、このソフト事業への納税が非常に多く、27億円ほどの納税額のうち、16億円ほどがソフト事業に対するものである。そして残りの11億円が射場整備に使われている。また、液化バイオメタンの燃料化の取組をインターステラが行っており、町としてはロケット以外の燃料でも使えないかと検討している。

(小原) 牛のメタンガスの燃料化は大樹町らしい取組だと感じた。

(菅様) 元々、バイオガスプラントという施設があり、バイオガスから電気を生み出す事業を行っていたが、電気会社の容量が一杯で電気が買えなくなった。そこでバイオガスプラントから発生するガスを何かに使えないかと考えた。

(小原) 事業化まで進んだ要因はなにか。

(菅様) 色々なことが絡んでいる。バイオガスプラントの要因の他、元々インターステラに燃料を提供していた企業が環境省の取組を行っていた等、様々な要素が絡んでインターステラがバイオ燃料を活用するということに繋がった。

(干場様) 前提として、これは宇宙のためにやっているわけではない。元々は公害防止のための取組の副産物でバイオガスができて、その利活用の1つがロケットの燃料というだけである。ただ、地域でエネルギーを自給自足できるのはとても良いことなので、ロケットの燃料の自給自足を最終的な目標としたいと思っている。

Q16. 宇宙関連企業が町内に集積する中で、それらを繋げるネットワークの構築は検討しているのか。

A16. (菅様) 企業のマッチングはまだ先の話になると思う。現状ではそこまで進んでいない。マッチングに係る取組は、北海道庁で北海道宇宙関連ビジネス創出連携会議を作ってマッチングのイベントを行ったり、町やSPACE COTANが北海道宇宙サミットを行ってPRを行ったりというような動きがある程度である。

宇宙版シリコンバレーは大樹町単独ではなく、北海道全体で作っていく構想であり、大樹町のロケット打ち上げも、釧路等北海道中の製造業が盛んだった地域を盛り上げるための取組の1つである。そのため、ビジネスマッチングもこちらに来てもらうよりも、室蘭や釧路で営業を行ったり講演を行ったりしている。

(新妻) 共同受注を具体的に考えられるのは一発目のロケットが打ち上がった後という認識か。

(菅様) その通りだと思う。

Q17. 再生エネルギーの利活用について、例えば水素を燃料等に活用していく可能性はあるのか。

A17. (菅様) 水素も含め、再生エネルギーは活用していかなければならないと思う。地域住民が使うわけでもない射場に数十億円を投じているので、産業を盛んにして増えた税収で生活を豊かにする施策を打ったり、地域の課題を解決したりするビジョンを示さないといけないと思う。そのため、地域の課題と合わせて考えていく必要がある。

Q18. 射場の運営について、町が担う場合とSPACE COTANが担う場合でどのようなメリット・デメリットがあるのか。

A18. (菅様) 技術面の問題等があり、町営とはいかず、運営を行うためにSPACE COTANを作ったのが今の段階である。今のところは指定管理だが、実際に射場が出来たらコンセッション方式で運営を行うことを考えている。また、運営もSPACE COTANのみでは難しいので、複数企業でSPCを作って施設運営権を与えることを検討している。メリットは民間ノウハウの活用に尽きる。

Q19. 仮に南相馬市等、日本の中で広域的なシナジーを生み出すとしたらどのようなことが考えられるのか。

A19. (干場様) 宇宙分野は知見の共有が必要である。大事なことはスペースポートの打ち上げを増やしていくという視点ではなく、日本全体でどのように増やしていくかという視点であり、それを考えると日本の取組のスピードは遅いしお金も足りない。そして国に要望を行うためには声を大きくしていく必要があり、そのために各都道府県の連携のみならず、事業者レベルで国に要望を出していきたいと思っている。

株式会社TKF 菅沼利文様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年11月19日 10:30～11:30
場所	上土幌イノベーションサイト
協力者	株式会社TKF スーパーバイザー 菅沼利文様
調査内容	かみしほろマルシェの運営の詳細及び効果等、株式会社TKFや菅沼様が上土幌町で行っている地域活動についての質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 御手洗潤教授 以上、4名

質疑応答

Q1. かみしほろマルシェ開業の目的と、ターゲットについて伺いたい。

A1.働き手の不足が背景にある。人口減少と少子高齢化が進む中で、働き手がいなくても持続的な買い物機能の確保ができる無人運営店舗を町が検討していた。そこで、町、NTT東日本、テルウェル東日本、そして上土幌町でカーシェアやコインランドリー等の様々な事業を行っていたTKFの4者が連携してかみしほろマルシェが開業した。

また、ターゲットは町内の人と町外の人を想定している。そのため町内の人のニーズに合う日用品から町外の人購入を想定した上土幌町のグッズまで幅広く商品を揃えている。

(新妻) 働き手の不足は店の担い手という意味か、それとも商品を作る事業者がいなくなるという意味か。

両方の意味がある。店の担い手の不足は売る場所の不足になり、店が無いと生活が不便になり地域の住民も少なくなる。買い手となる住民が少なくなると地域で商品を作る人も増えない。このように働き手が不足すると地域の衰退が加速していく。

Q2. かみしほろマルシェの周辺には町内の人がターゲットになるコンビニやスーパー、町外の人ターゲットになる道の駅があるが、これらの施設とマルシェをどのように棲み分けているのか。

A2.前提として、地域のコンビニ等とは敵対するのではなく共存するべきである。マルシェを始めるときもコンビニのオーナーに挨拶に行き、敵対するのではなく共存して事業を行いたい旨を伝えた。

上土幌町は都内等と異なり沢山の店はない。買い物ができる場所が少ないのはまちとして寂しく、来た人も落胆してしまう。そのため、店舗が町内に増えることはコンビニのオーナーからも歓迎された。

商品もコンビニ等との棲み分けができるように、コンビニでは売っていないラインナップの商品を揃えることで棲み分けを行っている。

(新妻) 物を買える場所が増えるのは住民目線でも嬉しいものだと感じた。売り手も商品が置ける場所が増えるのは、自分の商品を手に取って貰えるチャンスが増えることに繋がるので、店舗が増えるのは買い手と売り手の双方のメリットになると感じた。

売り手の視点で例を挙げると、上土幌餃子⁴⁹⁹はコンビニやマルシェのみならずまちの飲食店にも卸している。まちの飲食店で餃子を食べることができ、食べてみて自分でも買いたい人がコンビニやマルシェで餃子を買うことができる。そして餃子を作っているところが見たければ上土幌イノベーションサイト内の製造場所を見に来ることもできる。このような点と点を繋いで地域への波及効果を大きくしていくような取組が必要である。

⁴⁹⁹ 上土幌餃子HP <https://kamishihoro-gyoza.com/>

Q3. かみしほろマルシェの事業に期限はあるのか。

A4.町とNTT東日本が決めた期限があったと認識している。ただ、両者ともこの事業を長く続けていくことを目指している。実際に自動運転や無人マルシェが町の外から人を呼び込む呼び水になっているので、長く事業を続けていきたいと思っている。

Q4. 採算をとるために値段を上げる方向性は考えていないのか。

A5.値段を上げる議論は社内でもあったが、一度値段が高いという印象を持たれると、かえって客足が遠のく懸念があるため、来客数を増やす等の別の方向で売上を伸ばしていきたい。

Q5. かみしほろマルシェは全国で買える商品も、地域の事業者が作った商品も様々に揃えているが、商品の選定と仕入れはTKFの発注によって行うのか、それとも地域の事業者等と話し合って相互のやりとりで決まるものもあるのか。

A6.両パターンある。最初はTKFが一方的に発注を行って商品を揃えていた。現在も社内で検討を行って商品を選び、発注を行っているが、それ以外でも面白そうな事業者には個別に商品を売ってくれないかと働きかけている。

例えば上士幌町にはふるさと納税の返礼品で人気のアイスクリームがあるが、身近な店舗ではなかなか売っていなかったで、マルシェでの販売を行うようになった。そのように地域の商品を並べていると、今度は事業者側からも商品を置いてもらえないかという働きかけが来たりする。

(阿部) 商品を置いて欲しいという事業者の希望はどのように届くのか。

HPの問い合わせフォームに届くことが多い。また、マルシェ内に要望を紙に書いて入れる箱を設置しているのでそこで声を集めることもできる。

Q6. TKFの役割である「地域の主体との連携」の具体例を詳しく教えて欲しい。

A7.先ほどのふるさと納税の返礼品を販売することが1つの例。これは町外の人が食べるようなものを町内の人にも食べてもらえるようにとの狙いで置いている。

また、北海道は地域おこし協力隊が多い。協力隊の方は志が高く、やりたいことが明確な人が多いが、個人で事業を行うので販路がないという困りごとがある。そこでマルシェがそのような方々の商品を定常的に売れる場所になることを目指している。これはコンビニやスーパーでは中々できないマルシェの強みである。ゆくゆくは「協力隊見本市」のように商品を集積して販売したいと思っている。

また、地元の学生との連携も行っている。今年、上士幌高校でビジネスを教える授業を担当しており、マルシェも課外授業先として使用した。上士幌高校は毎年高校生が商品を開発する取組を行っており、そこで作られた商品もマルシェで販売している。この取組についても、ゆくゆくは値段設定・商売・利益の計算・フィードバックまでのフローをすべて体験できるプログラムをやってみたいと思っており、それを実践する場としてマルシェを使いたい。

(新妻) 地元の特産品をマルシェで地域の方に向けて売ること、外から来た人をターゲットにする道の駅と棲み分けているということか。

その通りである。そこがコンビニや道の駅と違うマルシェのポジションであると考えてる。

Q7. マルシェに出品することによる地域の事業者のメリットは他にもあるか。

A8.例えば最近では野菜を売り出すようになった。東京のレストランに卸している農家の野菜をマルシェで売ること、町内の人がある程度食べる機会のない美味しい野菜を買うことができるだけでなく、農家としても「地元に愛されている野菜」という評価を受けることが、町外に売り出す際の価値になるというメリットがある。

Q8. 食料品や生鮮食品を無人で販売する際の注意点はあるのか。

A9.弁当等を置いて欲しいという声もあるが、衛生面での懸念と賞味期限管理が難しいので扱っていない。また、無人店舗では野菜等も返品・交換ができないので、その点は注意して販売する必要がある。ち

なみに、アルコールは無人の店舗では基本的に販売ができないので、地ビールや地ワインなどを置きたいが、置けていないのが現状。

Q9. デジタル機器を扱うことが苦手な人への取組は行っているのか。

A10.アプリのインストールや使い方を説明する「有人週」を設けて、デジタル機器の操作が苦手な人が相談に来やすい機会を作ることや、マルシェでイベントを行う日に人が店にいることを周知して相談の機会を作る等の工夫をしている。また、マルシェの向かいにある町の施設のhareta⁵⁰⁰でも使い方を相談できる。

Q10. 上士幌高校の生徒を対象にしたビジネスに関するプログラムは授業なのか課外なのか。

A11.授業である。今年行われたばかりの取組のため来年以降も続くかは未定であるが、数コマほど講義を行い、その後にマルシェや道の駅を訪問したり、先輩が過去に作った商品の販売額と原価率の関係を学んだりという内容で行った。3年生に対して行われる選択授業である。

(阿部) 何人くらいが参加したのか。

12～13人である。

(御手洗) その授業は高校からの働きかけなのか。

双方の働きかけである。TKFとしては高校生にアプローチすることで、親に対するマルシェ等のPR効果を期待して、プログラムを教育委員会に提案した。それに対して上士幌町の教育委員会や学校側も新たなプログラムに賛同してもらい授業の実施に繋がった。

ちなみに、上士幌町は最近ドローンにも力を入れており、ドローンを取り扱う企業が地域で既に事業を行っていたり、救助活動に使用するドローンのコンテストが行われたりしている。ドローンを飛ばすフィールドになっている上士幌町では、東京等と異なり、実際にドローンの実物や飛んでいるところを見ることができ、ドローンを見たい人はイベント等の機会以外からまちに来てドローンを見ることができ、ドローンの事業者はドローンを見たり関わったりしたいと思ってまちに来る人にアルバイト等でイベント運営等を担ってもらうことが期待できる。そのような関係が作れば、両者にとってWin-Winの関係になると考えている。

また、上士幌町は気球のまちを掲げているので、ドローンと合わせて「空のまち」というコンセプトを打ち出したいと思っている。そこで仮に上士幌町を「ドローンの一丁目一番地」にしたいのならば、教育にも落とし込まないといけないと教育委員会にも伝えている。その中で今年、地域のクラブとして「カミシホロドローンクラブ」が立ち上がった。

地域にもドローンを扱う企業があるので、将来的には学生がクラブで学んだことを生かして就職活動ができ、企業にとっても即戦力になり、そして地域のドローン企業に就職してくれる。という循環で、「三方よし」のストーリーが実現できたら理想である。

⁵⁰⁰ 上士幌町HP「施設ガイド：hareta」 <https://www.kamishihoro.jp/place/00000252>

(一社) 北海道機械工業会 飯田憲一様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年11月19日（火）12:00～13:20
場所	(一社) 北海道機械工業会 事務所
協力者	(一社) 北海道機械工業会 企業間連携マネージャー 飯田憲一様
調査内容	会員企業による航空・宇宙産業への参入を支援する「北海道航空宇宙ビジネスネットワーク」の設立の経緯や運営方法、効果について質疑応答。
参加者	(WSD学生) 天羽恒太郎、小原倫太郎、日下部礼貴 以上、3名

質疑応答

Q1. 貴団体が事務局となっている「北海道航空宇宙ビジネスネットワーク」の設立にあたり、どのように製造業企業の加入を促進させたのか、ご教示いただきたい。また、現在加入している企業は、貴団体のどのような点にメリットを感じているのか。

A1. 北海道航空ビジネスネットワークの原点は航空産業である。北海道の航空クラスターは後発で、2018年に東北経産局の協力のもと立ち上がった。立ち上げた理由は、航空産業の付加価値の高さがあり、コストは自動車産業よりは高いものの、航空産業は20～30年同じ部品が使われ1回受注すると足が長い。機械工業会は、360社の機械金属製造業の業界団体だが、航空産業に参入したい企業が当初の20社前後から徐々に増え、2021年には宇宙分野も扱うようになり、現在32社が加入している。

工業会の目的の一つは受注を取ること、つまりマッチングである。その他に、1社だけでは受注しにくい案件も多いので、連携して受注を取りにいくために技術交流を行う目的もある。最近では展示会への出展も積極的に行っており、東京ビッグサイトでの国際航空宇宙展や、福島県郡山市でのロボット・航空宇宙フェスタふくしまにも出展している。先般参加した2024国際宇宙展では、商談会がセットであり、事前に「ここと商談したい」というリクエストができるようになっていた。例えばボーイングやエアバス、重工メーカーといった、普段は会にくい企業にリクエストができて、双方の意思が合致すれば会って商談ができる。今回11社で100数件ぐらいのマッチングできた実績があり、出展企業からも好評だったため、商談会がメリットだと考えている。ただ展示ブースで構えているだけでは、ビジネスチャンスを捉えるのは難しいと思う。出展には、1社440ユーロ必要だが、これも補助金で3分の2が補助される。

Q2. 各企業には資金確保や技術的な側面などで、宇宙機器産業に取り組む障壁があると認識しているが、貴団体はどのように企業に対して宇宙機器産業への参入を働きかけたのか。

A2. JIS Q 9100という国際認証が、航空機産業に参入する上では必須である。また、特殊工程のNadcapという国際認証もあるが、まず最低限JIS Q 9100が必要になる。

(小原)

機械工業会という団体を作って、受注に結びついた事例があるとのことだが、企業に対する機械工業会への参入を呼びかけも行っているのか。

(飯田様)

そこまではしていない。各社のビジネスにまで機械工業会が介入することはしない。しかし、会員の中の11社は特に航空宇宙分野に意欲的であり、取りまとめて展示会に出展したところ、現状フォローアップまでは至っていないものの、見積もりまで至った案件もあるなどかなり好評だったと聞いている。

(天羽)

最初は自社の技術が航空宇宙の分野でどう活きるか分からない企業もあると想像したが、それらをうまく結びつけていくプロセスとしては、なんとなく航空宇宙分野に参入したいという思いが会社にあってクラスターに入り、機械工業会が展示会等のマッチングの場を提供して具体化していく流れなのか。

(飯田様)

そうである。機械工業会は資金の余裕が十分あるわけではないが、北海道庁や国からの委託事業を実施している。具体的には、北海道庁や北海道経産局と連携し、国際認証取得に向けたコンサル費用の支援を行っており、道内で取得している企業は概ね機械工業会が支援した。その他にも、中小企業基盤整備機構が行っているJ-GoodTechというツールを活用した受発注のマッチング支援を行っており、過去には受注に結び付いた事例もある。加えて、前述した展示会への出展や最新技術の動向等に関するセミナーの開催も行っている。

Q3. 貴事務所の企業間連携事業の一つに、「共同受注を目指す企業のサポート」が挙げられているが、どのように貴事務所が共同受注を促進しているのか。また、共同受注に取り組む際の課題はあるのか。

A3. 共同受注は、お金が絡む分個人的には難しいと思っている。ただ、自社でできない工程への対応が必要という点で、例えば航空機は非破壊検査が重要になってくるものの、それができる会社はあまりない現状がある。従って、共同受注が必要な部分もあると思う。課題としては、やはりお金が絡んでくることであり、それもある程度個人的には難しいと思う。共同受注に取り組むにあたっての課題としては、QCD、つまり、品質・コスト・納期を守れるかということが基本になってくる。航空宇宙産業は、特に品質が肝要であり、JIS Q 9100やNadcapの取得が必要になってくる。

Q4. 製造業企業が宇宙産業に関わるメーカーなどから受注を獲得するために貴ネットワークはどのような取組を行っているのか。また、発注者側のメリットとしては、どのようなものがあるか。

A4. 航空・宇宙分野に注力しているワールド山内や中央ネームプレート製作所は、社運をかけて新しく大きな工場を作っている。航空・宇宙分野に参入すると、投資したお金を回収するまでに時間がかかるため、経営者の判断が重要になってくると思う。

Q5. 宇宙機器産業では、現状は宇宙関連産業をメインにしている製造業者の参入が多いのか。それとも、それ以外の金属加工・電子機器分野等の参入も増加してきているのか。

A5. 基本的にはそうである。北海道のモノ作りは、量産技術は弱いものの、加工技術があったり高性能の機械を持っていたりする企業はかなり存在すると考えている。ただ、北海道の企業は品質面やコスト面で課題を抱えている。しかし、航空・宇宙産業はロット数が少なかったり、自社が持っている高品質な技術を活かせることがメリットになると思う。

(小原)

事業者目線では、量産できないことが不安要素にならないのか。

(飯田様)

宇宙ビジネスだけで食べていくのは現実的に難しく、既存のビジネスに加えて宇宙分野をやっていくことになる。航空分野だけで食べている企業は本州に複数あるが、コロナ禍のような受注の波がある難しさもあり、色々な分野を融合させることや経営者のやる気が大切になってくると思う。

Q6. 大樹町での「北海道スペースポート」の整備によって、道内ではロケットメーカーの企業が進出し、道内製造企業への受注が行われていると推測が、発射場が整備されて以降、宇宙関連機器の受注が増加しているのか。

A6. 釧路製作所にはメリットがあったのかもしれないが、それ以外は分からない。メーカーと射場の物理的な距離は、大きい部品を運ぶことを考えれば近い方がよいと思う。

Q7. 人材確保について、製造業全体の担い手が全国的にも不足している中で、若手人材の獲得が重要だと認識している。そこで、貴ネットワーク及び貴法人での施策のうち、特に高校生等の若手人材の獲得を対象としたものはあるのか。また、施策による効果はどのようなものがあるか。

A7. 機械工業会で行っている事業としては、工業高校の生徒をバスツアーで会員企業に見学してもらうイベントを道庁の委託事業として複数回実施してきた。北海道には工業高校が相当数存在するため、工業高校の校長会と連携し、希望校に手を挙げてもらうことで実施している。進路が確定していない生徒が多い二年生の時期に行っており、受け入れ企業側も人手不足ということもあり「是非うちに」と積極的である。

その他にも、高校の就職担当の先生や父兄にモノ作りの工場を見学してもらうイベントも実施している。就職にあたって、親の理解が重要であることから実施している活動である。アンケートの結果からは、実際に生徒が工場を見学することで「この技術すごいな」と思ってくれたり、モノ作りへの理解が深まっていることが分かっている。なお、実際に見学した企業に勤めたかまでは追跡調査していない。こうした取り組みは行っているものの、なかなか中小企業には入社してくれない現状がある。大手でも人材確保は厳しいようで、知名度を高めるべくテレビや新聞に広告を出したりと各社努力している。

Q8. 貴団体は様々な事業を行っているが、最も好評な事業は何なのか。

A8. 国際認証であるJIS Q 9100の取得支援が会員に好評な事業の一つだと思う。認証取得にはコンサルタントを入れないといけないが、それにはお金がかかり企業の独力では難しい。そのため、機械工業会がコンサルタントに対する謝金や旅費を支援している。しかし、機械工業会の支援によって現在は6社の会員企業が取得を済ませた状況である。

復興庁様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年11月19日（火）15:00～15:45
場所	東北大学片平キャンパスエクステンション教育研究棟4階 401教室
協力者	復興庁福島広域まちづくり班 企画官 笠間三生様 復興庁農林水産・営農再開支援班 主査 原裕貴様 復興庁被災者支援・医療福祉班 参事官補佐 矢後雅司様 復興庁被災者支援・医療福祉班 主査 永田聖様
調査内容	復興庁の被災者支援総合交付金に関する事前質問についてご回答を頂いた後、質疑応答。
参加者	(WSD学生) 中濱早苗、石田晋 (WSD担当教員) 永島徹也教授 以上、3名

質疑応答

- Q1. 福島県南相馬市小高区で運行しているデマンドタクシーは、復興庁の被災者支援総合交付金を活用していることから、制度の利用対象者が発災時に区内に居住していた人に限定されており、震災以降被災地に移住した住民は、これらの公共交通を利用できないと認識しているが、正しいか。また、同交付金が対象者を被災者に限定している趣旨をご教示いただきたい。
- A1.デマンドタクシー事業では、震災以降、被災地に移住した住民は、被災者支援総合交付金により運行している公共交通を使用できない運用となっているという認識は正しい。本交付金制度は、東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転など、被災者を取り巻く生活環境が変化する中で、被災者が安定的な日常生活を営むことができるように、被災者の円滑な住宅・生活再建の支援、心身のケア、生きがいのづくりによる「心の復興」や、コミュニティ形成の促進等の各地域の復興の進展に伴う課題に対応した支援活動の実施に必要な施策を総合的に支援することを目的としている。デマンドタクシー事業について、事業の実施上、震災後に移住した住民とそれ以前からの住民（被災者）を区別することが困難であると自治体が判断した場合、分け隔てなくタクシーの利用を認めることは差し支えない。ただし、補助金の対象となるのはあくまで「被災者」になる。
- Q2. スクールバス（財源はデマンドタクシーと同じ被災者支援総合交付金を活用）を利用している学生の中には、震災以降に出生した人もいと認識しておりますが、スクールバスとデマンドタクシーで被災者の扱いが異なる理由について、ご教示願います。
- A2.スクールバスは、被災した学生を対象として仮設住宅や災害公営住宅等から学校までの通学を支援しているものである。スクールバスとデマンドタクシーの財源は同じ被災者支援総合交付金であり、交付金の交付要項は同じである。
- Q3. 震災後に小高区へ移住し活動している方々に対しても、震災前から居住している住民と同様に地域内の公共交通を利用できる支援制度のあり方について、考えを聞きたい。
- A3.震災後に移住された方の移動支援については所管外あるためお答えできないが、他省庁で地域公共交通の制度を所管しているので、別途、相談願う。なお、被災者の生活再建に必要な事業については、引き続き支援していく。
- Q4. 貴庁の交付金を活用して運行されている小高区のスクールバスに関して、児童・生徒に加え、通院や買い物目的で移動したい住民が混乗することで、地域内の移動が活発化し交流が促進されることが期待されます。この小高区のスクールバスを混乗化した上で同交付金を活用する可能性について、ご見解をいただきたい。
- A4.復興庁としては、各要綱上問題なければ、混乗について実施を妨げるものではない。

Q5. 現在、原子力災害被災地では、南相馬市のジャンボタクシーやスクールバスのように、貴庁の被災者支援総合交付金によって運行されている地域公共交通が存在していると認識しております。その上で、これらの手厚い住民サービスを支えている被災者支援総合交付金も、縮小・廃止に向かうのでしょうか。縮小・廃止の可能性があると、いつまで存続する可能性が高いのでしょうか。

A5.被災者支援総合交付金の縮小・廃止について具体的なスケジュール等は示されていないが、復興庁設置期間の令和13年3月31日まで存続する可能性が考えられる。

Q6. 原子力災害被災地における復興財源に依存しない地域公共交通を維持していくため、貴庁として自治体によるどのような取り組みを期待し、支援しているかご教示いただきたい。

A6.復興が進むことによる地域住民のニーズの変化等により、被災者支援総合交付金で支援できるスクールバスやデマンドタクシーから、いずれ、震災後に移住された方も含めて地域で生活する全ての方を対象とする制度への移行が必要と考える。そのため、他省庁が所管する地域公共交通支援制度等を活用した、持続可能な地域公共交通を維持・確保が望まれる。

Q7. 原子力災害により高齢化や人口減少が加速した南相馬市小高区では、復興庁の被災者支援総合交付金を活用して、出発地点から被災者を順次、乗り合わせて目的地まで運行するデマンドタクシーやスクールバスといった移動手段を確保していますが、需要が少ないエリアでは乗合運行より定時運行が見込め、かつ短時間で目的地まで運行することができる乗用タクシーへの同交付金の活用について、ご見解をお聞かせいただきたい。

A7.復興庁としては乗用タクシー活用ができないとは考えていない。南相馬市が被災者のニーズや利用形態等を把握したうえで、乗用タクシーによる移動支援が必要な場合は相談に応じる。

寝屋川苑様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年11月19日 17:00～17:30
場所	東北大学片平キャンパスエクステンション教育研究棟4階 401教室
協力者	社会福祉法人東和福祉会 特別養護老人ホーム寝屋川苑 齊藤実様
調査内容	寝屋川苑のホースセラピーに関する取組などについて、質疑応答。
参加者	(WSD学生) 中濱早苗、石田晋 (WSD担当教員) 永島徹也教授 以上、3名

質疑応答

Q1. ホースセラピーを取り入れたきっかけをご教示願います。

A1. 前理事長が馬好きで施設内で飼育していたので、何か活用できないかと考えた。

Q2. ホースセラピーを取り入れて良かったと感じていることは何か。

A2. 1 番目は入居者の方々に喜んで頂いていること。2 番目は馬に跨るという行為で筋力が付くなどのリハビリ効果が得られること。3 番目は、馬にエサをあげたり会話したり触れたりすることで心が安らぐ等の心理的な効果が見られること。実際に馬と会話している入居者もいる。最後は入居者が馬と会うために敷地内にある馬屋に向かって歩くことで、自然に体力が付くという効果もあります。

Q3. 馬の管理はどのようにしているのか。

A3. 専属の獣医に管理を委託しています。なお、一般的なお世話は介護職員や障害者雇用している職員で管理している。

Q4. ホースセラピーに係る費用は、国や県・市等から補助金からは出ないのか。

A4. 補助金が出ないので、全て自己負担となる。馬のお世話に係る費用の他、死亡した場合は代わりの馬を北海道から連れて来る等、多額の費用を要している。また、入居者に喜んで頂いているが、負担を掛けることも出来ないのも、いつまで続けられるのか不安である。

南相馬市こども家庭課様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年11月19日
場所	メールにてヒアリング
協力者	南相馬市こども家庭課子育て支援係 係長 渡部直樹 様
調査内容	南相馬市のファミリーサポート制度の利用状況等について質疑応答
参加者	(WSD担当学生) 中濱早苗 以上、1名

質疑応答

Q1. まかせて会員の登録が少ない理由はなにか。

A1. まかせて会員は随時募集ではなく、年に2回行う保育サポーター養成講座を受講した方 のみが登録できるものとなっており、3日間の講座をすべて受けることが難しい、実際にお子さんを預かることへのリスク等が、まかせて会員の登録が少ない理由と考えている。また、ファミリーサポートは相互扶助のシステムであり必ずサポートが成立する訳ではないため、サポートがマッチングしない、高齢のため続けることができない等の理由で退会される方もおり、増えづらい現状があると捉えている。

Q2. 令和5年度のファミリーサポート事業の利用時間はどのくらいか。

A2. 令和5年度の合計利用時間は701時間、合計利用件数454件、平均利用時間は約1.5時間である。

南相馬市シルバー人材センター 渡部晴菜様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年11月21日 11:00～12:00
場所	東北大学片平キャンパスエクステンション教育研究棟4階 401教室
協力者	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター 渡部晴菜様
調査内容	シルバー人材センターの活動内容等に関する事前質問についてご回答を頂いたのち質疑応答。
参加者	(WSD学生) 石田晋、韓在濠、中濱早苗 (WSD担当教員) 御手洗潤教授 以上、4名

質疑応答

Q1. 令和5年度末時点の性別登録人数はどのくらいか。

A1. 事前を送付済み資料のとおり。令和6年3月31日現在で登録は599人、男性が405人 女性が194人である。1年を通しての1日でも就業した人の稼働率は請負就業と派遣就業を合わせて71.6%。

高齢になっても当センターに席を置き、交流関係の互助会の活動等への参加や、特別会員がある。

Q2. 登録人数に対しての就業実人員とはなにか。

A2. 年間で1日でも仕事をした人の合計が373人である。

Q3. 令和5年度末時点の主な活動内容と活動件数、その中での家事サービスの活動件数はどのくらいか。

A3. 事前を送付済み資料の職業分類一覧表のサービスの職業に含まれ、1242件であり、純粋な家事サービスだけの集計はない。南相馬市の軽度生活支援という介護認定を受ける前の人たちが受けることができるサービスがある。当センターで請負っていることから、その件数が家事援助サービスに入っている。

Q4. 子育て世帯からの掃除の依頼はあるか。

A4. 掃除の仕事はあるが、それが子育て世帯かどうかという情報は持っていない。

Q5. 業務量と対応できる人数（需要と供給）のバランスについて、現状の課題はあるか。

A5. 高齢者世帯が増え需要は増加しているが草刈り・剪定ができる会員が少なく同一の会員に仕事を依頼することが多い。多くの会員が就業し就業率の向上と後継者の育成が課題である。

Q6. 会員の高齢化によりできない仕事や、運転に関する課題等はあるか。

A6. 高齢を理由に引退する会員は多い。現在の就業している会員の最高年齢は男性が91歳、女性が83歳である（手作品を出品して収入を得ている会員は85歳）。怪我の心配もあることから高齢になると、仕事の依頼も難しくなる。社会的な再雇用の流れは、当センターにも影響が出ている。10年前の年齢層は60代などが多かった。再雇用の流れにより、会員の年齢について、60歳が65歳、65歳が70歳、70歳が75歳になってきている。企業でも人手不足から継続して高齢者を雇用しており、シルバー人材センターに登録する必要がなくなっている。運転については、現場まで運転できない人は、引退している。

Q7. 会員への支払いは、センターとの委託契約による支払いか、個別契約か、実働時間に対しての時給換算での支払いか。

A7. 会員への支払いはほとんどが委託契約による支払いである（派遣の場合は雇用契約）。実働時間に対して時間給換算での支払いがほとんどである。一般家庭での家事や掃除の単価は、生活支援事業に近いものだとすると、1時間1200円くらいである。

Q8. シルバー人材センターの小高支所が現在はないということは、小高区の会員は原町区のシルバー人材センターまで行って仕事の調整をするということか。

A8. 電話での連絡もあるが、就業報告書の提出や依頼場所の地図のお渡しなど、必要な事柄は原町区のシルバー人材センターへの来所している。就業報告書の提出の頻度は、毎週1回の掃除のような継続就業の場合、月に1回程度である。

Q9. 会員はどのような交通手段で原町区のシルバー人材センターへ来るのか。車がなくても仕事はできるのか。

A9. 会員は車を所有している人がほとんどである。自転車で職場に行く人は、10人いるかいないかではないか。自家用車がない会員には自宅から近い職場ご紹介している。徒歩や自転車で行くこともあるが、基本はほとんどが車での移動である。

Q10. 仕事を頼む場合も、シルバー人材センターに行かなくてはならないのか。

A10. 仕事を頼む側は来所の必要はないが、現金での支払いや対面での説明を希望する場合は来所するケースもある。

Q11. 仕事を頼む側は、小高区にシルバー人材センターがなくなったことに対する課題はほとんどなく、小高区の会員にとっては、原町区のシルバー人材センターに月に1回程度就業報告に行かなければいけないのが少し課題であるという理解でよいのか？

A11. そうである。

Q12. 稼働率が5割を切るという話があったが、技術的に難しい剪定以外は、依頼があれば仕事ができるという状態なのか。高齢により健康問題があって稼働がそれほどできないということなのか。

A12. シルバー人材センターは軽易な仕事を受けるとするのが基本であり、職員が仕事内容を把握したうえで安全な仕事なのか軽易な仕事なのかを判断し会員へ依頼している。当然、発注にあたって仕事の内容により年齢を加味するが、年齢的なことは個人差もあるため、まずは健康状態を確認して依頼している。また、働けるか働けないかではなく、この仕事ならやる、やらないといったような、会員が仕事を選ぶ部分もあるので、そうなると稼働率にも関係する。

Q13. 掃除や買い物等は、比較的好まれる仕事か。

A13. 個人宅に上がり込む仕事であり、その部分では会社に通きに行くということと異なるため一定程度、抵抗がある人はいる。また、発注者との関係（言動や態度等）でストレスを感じる場合もある。併せて、労働の条件として、本人がやりたいと思える条件が提示できているかどうかである。同じ2時間の労働でも、1時間を2回と2時間を1回、どちらがいいかということ。会員が働きたいと思える仕事の条件が整えば、やりたい人はいる。

Q14. 軽度生活支援という制度は高齢者の生活の質の向上を行う介護保険の仕組みか？

A14. 高齢者が自立した生活を維持し、要介護状態になるのを防ぐための介護予防である。地域包括支援センターから仕事の依頼がくる。利用者負担は1時間200円位で、それ以外は市が負担している。

宮城県庁次世代エネルギー室様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年11月22日 10:00～11:30
場所	宮城県庁 宮城県環境生活部次世代エネルギー室 執務室
協力者	宮城県 環境生活部次世代エネルギー室 室長 槻田典彦様 宮城県 環境生活部次世代エネルギー室 地域共生推進班 主任主査（班長） 工藤拓様 宮城県 環境生活部次世代エネルギー室 地域共生推進班 技術主査 須永健太様
調査内容	宮城県の「再生可能エネルギー地域共生促進税」に関して、質疑応答。
参加者	（WSD学生） 阿部颯、天羽恒太郎、新妻憲太郎、韓在濠 （WSD担当教員） 御手洗潤教授、永島徹也教授 以上、6名

質疑応答

Q1. 再生可能エネルギー地域共生促進税（以下、再エネ新税）は、再エネ発電設備の悪影響を懸念する県民の要望等を踏まえ、再エネ発電事業と地域との共生の促進を目的として新設されたと認識しているが、間違いないか。

A1. 概ねその通り。再生可能エネルギーは必要なもので、推進しなければならないことが大前提にある。

Q2. 再エネ新税の新設にあたって、当時、県民から反対の要望が寄せられている再エネ発電施設や、それらのトラブルの内容をどのように把握していたのか。

A2. 県に提出された要望書や反対運動等の報道で把握することが多い。その他にも個別に電話をもらうこともある。

（韓）どの地域にどのような問題が発生しているかを特定して再エネ新税を作ったわけではないのか。

個別具体的問題に対してこの税を作ったわけではない。県内全体で森林を大規模に開発することによる環境・景観・防災上の問題に対する反対の声があり、森林の開発等に起因する問題は県も課題意識を持っていた。太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定や環境影響評価条例の一部改正など規制強化も行いつつ、再エネの最大限導入と環境保全の両立を目指す新たな取組として新税が作られた。

Q3. 再エネ新税の税率が営業利益の20%である根拠はなにか。

A3. 新税創設の目的は再エネの促進と環境保全の両立である。そのため、森林の大規模開発の抑制、再エネ開発の適地誘導の目標の達成、他の国税・地方税とのバランス等も考慮した上で税を設計しなければならなかった。

著しく高い税率にすれば行動変容の効果は大きくなるが、税金の基本的な考え方として「税があるから事業ができない」というものになってはならない。行動変容の観点では税率は高い方が良いが、税なので事業が実施できないほどに高すぎてもいけなく、バランスを取る必要がある。

そして税制研究会では、少なくとも20%、上限は30%との意見が出され、そこに事業者の意見やパブリックコメントも踏まえて検討を行い、最終的に20%とした。

（韓）税率が高すぎると総務省の同意も得られづらくなるし、あくまでも事業が成り立つ水準で20%となったのか。

高すぎる税率だと、総務省同意が得られないことは結果的にあるかもしれないが、総務省同意のために税率を定めたわけではない。

ちなみに20%は実際の営業利益にかけているわけではなく、県でモデルケースを作り、20%程度に相当するようなキロワットあたりの税率を定めたもので、事業者によって負担感は変わってくると思う。

Q4. 課税標準を営業利益ではなく、総発電出力にした理由はなにか。

A4. この税の目的が地域と共生した再エネの促進であり、再エネを規制する条例ではないことや、あくまでも税であることを考慮すると、森林に立地する再エネ発電施設の資産の価値に着目するのが適当と考えた。そして総発電出力は再エネ発電設備のスペックなので、資産の価値を測定する上で客観性の高い指標になるため、総発電出力を課税標準にした。イメージとしては固定資産税に近い。

その上で税率を決める際に、営業利益の20%相当の金額に設定した。仮に営業利益を課税標準にすると法人税に近いものになり、税の種類が大きく変わってしまう。今回の税は「森林に立地する設備の所有」に着目して課税するものなので、課税標準は利益ではなく資産の価値に着目して設定することにした。

Q5. 税収を再エネ発電施設の適地誘導、環境保全の活動基盤の整備等、事前に使途が想定されているにも関わらず、法定外普通税として新設したのはなぜか。

A5. 再エネを取り巻く環境の変化は非常に早く、柔軟な対応が求められる。目的税は、実施したい政策・目的と、そのために必要な予算を特定した上で、それを賄うために税金を作る建付だが、使途を特定することが再エネ新税において適当かを検討し、普通税のように柔軟に使えるようにした上で税の趣旨に合った取組に使う方針をとることが、税の趣旨に照らしてより適当だと考えた。

Q6. 再エネ新税は税の新設後に着工・設置される再エネ発電施設のみが課税対象だが、既存の施設を課税対象に含めるかの議論はあったのか。

A6. 再エネ新税は資産の保有に着目するという説明をしたが、その場合だと既に森林に設置されていたり、既に工事に着工されていたりしている施設も「再エネの施設の所有」には変わらないので、課税対象にすべきだという議論もあった。しかし、既に設置・着工している施設は税の負担がない前提で収益性を確認し、施設の導入に着手している。それらの事業者の予見可能性を考えると、事業者の権利利益に配慮すべきだろうという議論もあり、最終的には既存施設は対象外とした。

Q7. 再エネ新税の新設により、税の新設前から地権者との交渉や環境アセスメント等に費用を投じてきた事業者や、税の新設を理由に事業者に契約を破棄された地権者等の不利益を被った方々もいるのではないかと考えるが、実際にこのような影響を受けた事業者や地権者はいたのか。

A7. 税の新設のタイミングで事業が中止となったり、契約が破棄されたりしても、その原因が何かを事業者等が主張することはほとんどなく、行政で原因を把握することは困難である。ただし、条例では、地域と共生する再エネ発電は非課税としているので、途中まで進めていた調査・交渉も非課税を目指して行動すれば無駄にはならない仕組みになっている。この税は地域と共生する発電設備が非課税となることが最も大きなポイントである。

Q8. 再エネ新税の非課税事項である、温対法に基づく促進区域・地域脱炭素化促進事業の認定等に向けた、県内の事業提案型の促進事業認定に向けた手続の実施状況、広域的ゾーニング型の促進区域設定の検討状況について伺いたい。

A8. 温対法に基づいて事業認定等に積極的に動いている事例は県内にはない。一方で、新税の非課税事項である、温対法に基づいた促進事業の認定に準ずる事業として「白石越河風力発電事業」が非課税の認定を受け、その他にも認定を受けようとしている事例が複数ある状況である。

(韓) 認定のためには協議会を行うことになっていると思うが、協議会を設置する主体は市町村と発電事業者のどちらが多いのか。

ガイドライン上では設置主体はどちらでも構わないが、構成員を決める際は設置主体に関わらず、市町村と事業者の協議で決めることを求めている。どちらが設置主体になる場合もありうる。

(韓) 広域的ゾーニング型の促進区域の設定に動いている事例はあるのか。

現在把握している限りでは無い。

Q9. 宮城県の市町村が促進区域を設定するにあたっての課題はあるか。

A9. 広域的ゾーニング型で太陽光や風力について区域を示して事業者に働きかけることは理想だと思うが、市町村が、どのような事業者が来て、どのような事業を行い、事業によってどのような影響が出るかが分からない中で区域を設定するために、住民や地権者の理解を得ることは非常に難しいと思っている。

Q10. 「地域脱炭素化促進事業等に係る協議会等運営事業費補助金」の財源は何か。

A10. 現在は一般財源である。仮に再エネ新税の税収が入ってくればそれを財源に充てることも考えられる。

Q11. 他の自治体だと負担金等で自治体の事業にお金を出してもらう方法もあると考えるが、課税にはどのようなメリットがあるか。

A11. まず、他の自治体の負担金は「共生できない部分に対して」負担金の拠出を求めているのではなく、地域と再エネ事業者が共生する過程で、お金で出来ることについては負担金という形で協力してもらっている関係だと認識している。

メリットというより本税の考え方の説明となるが、いわゆる規制の法律は多くの場合、対策を行い、法令上の要件をクリアすれば施設の設置等が認められるものだと思う。そのような規制も重要だが、本税は経済的な負担という別の側面からのアプローチである。規制と税により複合的に行動変容を促していく発想である。

Q12. 再エネ新税における地域との合意について、地域協議会の事業計画に対する決議が非課税になるための条件だと認識しているが、決議は協議会の過半数の合意で認められるのか。

A12. まず、地域協議会の決議は条例上の要件ではない。いわゆる「準ずる事業」の場合条例では市町村長が認め、知事が認定した事業が非課税になることを定めている。ただし、地域の合意形成の手続の進め方としてガイドラインでいくつかのパターンを例示しており、その中で地域協議会を示している。ガイドライン中では協議会の合意について、多数決等とするなどの記載はない。地域の総意として再エネ施設と共生できるか否かを判断するよう求めている。

(天羽) 地域の総意について明確な要件はなく、総意が取れているかは市町村長が総合的に判断するのか。

あくまでも協議会における判断は協議会で行い、市町村長はその判断を尊重しながら、市町村長として事業を認定できるか決めていくことになる。

協議会での総意の判断にあたっては、ガイドラインの中に意見を尊重すべき構成員を示している。協議会の進行の仕方について強制力を持った規定はないが、ガイドラインで県の考える進め方を例示している。

Q13. 条例制定前に存在していた課題について、宮城県で特に大きかった問題はどのようなものがあるか。

A13. 要望書が提出されるときも景観・環境・防災等への影響は並列して提出されることが多く、どの問題が大きいのかの具体的なデータはない。しかし、森林の開発を伴う再エネ施設の建設は景観・環境・防災それぞれにおいて大きな問題が起こりうるし、地域の反対の声も多くは森林開発を伴うものであったので、そこにアプローチしていくことを決めた。

(御手洗) 農地や市街地は問題になっていなかったのか。

宮城県の場合は、農地や市街地では要望書が提出されるような大きな反対はなかった。

岐阜県航空宇宙産業振興課様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年11月25日 10:00～11:30
場所	東北大学公共政策大学院（片平キャンパス）ゼミ教室1
協力者	岐阜県商工労働部航空宇宙産業振興課 航空宇宙・ドローン産業連携監 山田 俊郎 技術課長補佐兼産業振興係長 鎌倉 光利 主任 高井 淳 以上、3名
調査内容	「ぎふハイスchoolサットプロジェクト」の詳細及び効果等に関する 質疑応答
参加者	(WSD学生) 阿部颯、小原倫太郎、新妻憲太郎 (WSD教員) 高畑柊子准教授 以上、4名

質疑応答

- Q1. 岐阜県では、「産業振興」と「人材育成」の2つを柱に取り組む「ぎふ宇宙プロジェクト研究会」の中で、「ぎふハイスchoolサットプロジェクト（以下、サットプロジェクト）」等、教育関連の施策が多く行われているが、企業にとってのメリットはどこにあると認識しているのか。
- A1. サットプロジェクト等に携わることで、宇宙分野事業の新規参入が促進され、事業拡大の契機となるほか、高校生への企業の認知度が向上することが挙げられる。
- Q2. サットプロジェクトでは、高校生等と関わることで若手社員の研修にも活かされるという効果はあるか。
- A2. 若手社員が高校生に技術を教えることで、研修につながるという理由で参加する企業もあった。
- Q3. サットプロジェクトは、地域とのかかわりを持つことや、地元で何かを達成することにより、地元への愛着が醸成されることも期待できるのか。
- A3. 高校生が県内企業と関わることで地域に愛着が生まれると考える。また、航空宇宙分野に携わる人材と交流することで航空宇宙に興味を持つきっかけにもなる。
- Q4. 長期的に行われるサットプロジェクトと、短期で行われている研修ツアーや宇宙工学講座の役割分担はどのように考えているのか。
- A4. 小型人工衛星の設計・製造・打上げ・運用を一貫して行う実践的なプログラムであるため、1クールが3年間と長期に経費のかかる取組みとなる。また、宇宙工学講座や起業家育成研修等は、高校生に宇宙に興味を持ってもらう入門的な位置付けとして、1クールが1年間で完結する取組みであり、毎年継続的に実施できる。
- Q5. 高校生が「失敗を恐れずチャレンジする力」を身につけることによって、高校生がどのように育成されることを期待しているのか。
- A5. 宇宙ビジネスを創出するための起業マインドを高めるとともに、宇宙の魅力に触れて宇宙産業に携わる企業に就職してもらうことを期待している。
- (阿部) Uターンの促進も狙っているのか。
- (鎌倉様) もちろん、高校生に宇宙の魅力を感じてもらい、県外の大学へ進学しても、県内企業への就職に期待をしている。
- Q6. 「高校生向け宇宙分野の起業家育成研修ツアー」は、岐阜大学を中心とした産官学連携で行われた取組であると認識している。岐阜県の負担は、令和5年度は事業費（人工衛星開発費等）:3,223万円(国庫:1,374

万+一般:1,849万)であると認識しているが、大学や企業等の負担はあるのか。

- A6. 「高校生向け宇宙分野の起業家育成研修ツアー」は、産官学連携事業であるが、県が担当して実施している。令和5年度の事業費（人工衛星開発費等）は、岐阜大学への補助事業である「宇宙工学講座関連事業（JAXA見学ツアー以外）」・「サットプロジェクト」の経費がある。県が事業自体の直接経費を負担し、大学や企業は実働する職員の人件費や管理費を負担する。

（小原）3,223万円の金額は1年の予算という認識でよいのか。

（鎌倉様）1年の予算である。令和4年度は約900万円、5年度は約3,223万円、6年度は約600万円が岐阜大学への補助事業の予算となっている。令和5年度の額が増えているのは、人工衛星を製造・評価等に係る経費が増えたためである。

- Q7. サットプロジェクトに参加した生徒が、サットプロジェクトに携わった製造業企業に就職した事例はあるか。

- A7. 今年4月に高校生1名が就職した。サットプロジェクトの参加がきっかけで、交流した企業への就職を決めたという。また、日本航空専門学校に進学した生徒もいる。

- Q8. サットプロジェクトに参加している高校生の反応はどうか。

- A8. 高校生が、協力企業に図面を使って一生懸命説明している表情が非常に印象的で、ものづくりの楽しさを感じている様子であった。

- Q9. サットプロジェクトの「運用」ではどのようなカリキュラムが組まれているのか。

- A9. 人工衛星から送信されたデータの加工や、衛星データを介しての国際交流等を検討している。また、運用の段階では工業高校だけでなく、普通科等の生徒も巻き込んで実施する予定。

- Q10. 岐阜県は企業を募集するにあたり、どのように企業に働きかけたのか。また、企業は参加した高校生が就職することや自社の周知を期待しているのか。

- A10. 運営主体である岐阜大学と連携し、小型人工衛星を設計・製造するために必要な加工機械や技術を持つ企業に声掛けをした。参加している5社は、宇宙分野への新規参入及び事業拡大の実現、高校生への周知等の効果を期待している。

（小原）岐阜県と大学と連携して企業を集めたのか。

（鎌倉様）そのとおり。これまでに県や岐阜大学と関連のある企業に声掛けをした。

- Q11. 岐阜県では宇宙機器を製造できる企業が多いのか。

- A11. 県内には航空機産業や宇宙産業に関連する企業が約70社ある。宇宙産業に関しては、川崎重工業（ロケットフェアリング）、ナブテスコ（アクチュエーター）といった大手メーカーに加え、大堀研磨工業所（ロケット搭載部品の研削）、鍋屋バイテック会社（特殊ねじ）など、宇宙関連機器の製造・加工に関わる中小企業が20社以上立地している。令和3年度設置した「ぎふ宇宙プロジェクト研究会」の取組みに参加した企業でも、新たに宇宙産業に参入しようとする企業もある。

- Q12. 岐阜県が宇宙産業に取り組むに至った課題意識はなにか。

- A12. 県の主要産業の1つである航空機産業が、当時、新型コロナウイルスの影響で低迷しており、新たな分野を模索していたところ、岐阜大学が開講する「宇宙工学講座」や、航空宇宙生産技術開発センター等の繋がりもあり、岐阜県も宇宙産業に関する勉強会やセミナーを開催し、宇宙産業を将来の中核産業として振興する方針を定めた。

（小原）どのような企業が勉強会やセミナーに参加していたのか。

(鎌倉様) 航空機製造がメインで、宇宙産業にも興味を示していた企業が多かった。

(小原) 航空機産業に取り組んでいた企業は、障壁を感じることなく宇宙産業への参入が可能であったのか。

(鎌倉様) 製造する部品数の違いはあるが、宇宙産業との親和性が高いため、航空機産業以外の他産業と比較すると障壁は高くなかっただろう。

Q13. どのような場所で高校生が人工衛星を製造しているのか。

A13. 各工業高校で設計・製造し、高度な加工や組立等を企業や大学の設備を使用した。また、評価試験に際してはJAXAや県産業技術総合センター等を利用していた。

(小原) 評価試験で利用する設備は、比較的特殊なものになるのか。

(鎌倉様) 特殊な設備を使用することもあるが、今回、例えば、人工衛星の振動試験に県産業技術総合センターの振動試験機を使用した。

(小原) 特殊な設備に触れることは、高校生も魅力的に感じるのか。

(鎌倉様) 高校にはない設備に触れる機会は少ないため、高校生にとっては非常に良い経験になったと思う。サットプロジェクトでは、実際に企業が人工衛星を製造する工程（規模は異なる）と同じ経験ができたため、卒業後も宇宙産業に携わりたいと思う機運が高まったと思う。

Q14. サットプロジェクトに参加している企業の反応はどうか。

A14. 宇宙産業への関心が高い企業が多い。同時に、高校生と交流することで人材確保につながる側面があるため積極的に取り組んでいると認識している。

Q15. 岐阜県内企業では、宇宙産業が社員のやりがいにつながっているのか。

A15. 県内企業の経営者からは、新しい分野に取り組むことにはやりがいがあることを社員に伝え、社員が一丸となって新産業に取り組んでいることを聞いたことがある。県内企業には、リーマンショックが転機となり、量産から自社が持つ研磨等の技術を活かし、ニッチな分野に取り組む企業もある。

Q16. サットプロジェクトを立ち上げる際に、高校教員の負担感はあったのか。

A16. 実際に「人工衛星を打ち上げるプロジェクトを実施したい」という熱意を持った高校教員がおり、岐阜大学や県内工業高校と協議してサットプロジェクトを立ち上げた。部活動のような形で参加する高校が多く、多少の負担はありながらも顧問の教員は熱心に取り組んでいると認識している。

Q17. サットプロジェクトは、「総合的探究」という授業の中で行われているのか。

A17. 学校の考え方で参加形式は異なる。授業として参加している学校もあれば、課外活動として参加している学校もある。

佐久市役所情報政策課様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年11月27日 13:00～14:00
場所	東北大学片平キャンパスエクステンション教育研究棟 401教室
協力者	佐久市役所情報政策課 課長補佐 村松武司様 佐久市役所情報政策課 DX推進係長 渡邊誠様 佐久市役所情報政策課 DX推進係 主任 丸田めぐみ様
調査内容	長野県佐久市で実施している「デジタル人材育成・就労支援プロジェクトCosmosta+」についての質疑応答
参加者	(WSD学生) 阿部颯、新妻憲太郎、韓在濠 (WSD担当教員) 高畑柊子准教授 以上、4名

質疑応答

Q1. Cosmosta+はOJT研修を盛り込み、実践的なスキルを身に着けることで、地域に必要なデジタル人材育成を行う全国で初のモデルを目指していたと認識しているが、この認識は間違いないか。

A1. 認識は間違いない。他の自治体でもスキルの習得を支援するものはあるが、佐久市の取り組みは、複数のコースを用意し、就労に結びつけるまでの支援を行っていることが特徴である。

Q2. 本プロジェクトの令和5・6年度の受講者数と年代についてご教示いただきたい。

A2. 令和5年度はOJT重視型とオンライン型で合わせて26名が受講していた。内訳は、20代が4%、30代が58%、40代が38%である。令和6年度はOJT重視型とオンライン型で合計53名に受講いただき、20代2%、30代53%、40代38%、50代が7%となっている。

Q3. 令和5年度の参加者のうちOJT重視型講座の受講者の中で、就労に成功した人数は何人か。また、どのような企業に就労したのか。

A3. OJT重視型は10名が受講しており、そのうち9名が就労につながった。就職先は市内のIT企業である。

(新妻) 本プロジェクトを修了した人材の受け入れニーズが佐久市の企業にもあったということか。

受講者の大半が、子育て・介護等の事情で仕事を辞めざるを得ないか、非正規雇用を選ばざるを得なかった方であり、コアタイムで働くことが難しいものの、就労意欲は高い方が多い状況。また、市内に限らずだが、企業にとっては人材不足が喫緊の課題となっており、実際に、人材を確保したいが具体的にどのように確保すればよいか分からないとの声もある。両者のニーズがマッチングし、より多くの市内企業に人材を受け入れてもらうために、商工会議所とも連携しつつ地域ニーズに合わせた人材育成、就労支援に取り組んでいるところである。

Q4. 令和5年度にオンライン型講座のSAPコースを受講した参加者は、リモートワーク等、実際に参加者自身のライフスタイルに合わせた働き方ができるようになったのか。受講者の声等があればお聞きしたい。

A4. 受講生の声ではないが、オンライン型講座の受講生のほとんどが業務委託の形態で就労を実現し、リモートワークを行っている。

Q5. 本プロジェクトの参加対象の1つである「佐久市へ移住予定の方」の判断基準をご教示いただきたい。

A5. 受講応募時、移住の予定時期を記載してもらっている。

Q6. 本プロジェクトを契機に市内へ移住している方はいるのか。いる場合は移住した人の①人数、②特徴、③本プロジェクトに魅力を感じた点についてご教示いただきたい。

A6. データを正確にとっていないが、本プロジェクトを契機に移住をした方は数名程度。佐久市は豊かな自然環境や首都圏へのアクセスの良さ、医療・教育の充実などにより移住者が多い地域である。受講生の中でも

令和5年度は約46%、令和6年度は約47%が移住者となっている。新たな土地への移住に伴い、就労に不安や課題を抱える方々が、受講だけでなく就労まで支援する本プロジェクトに魅力を感じていただけているのではないかと考えている。また、受講生からは、同じ課題・境遇の仲間ができたことがうれしいとの声も多くあり、新たなコミュニティの創出が魅力となっていると感じている。

（阿部）佐久市も移住してきた方の就職支援を始めから念頭に置いていたのか。それとも結果的に移住者に多く参加してもらえるプロジェクトになったのか。

地域で活躍するデジタル人材の育成や女性の経済的自立、多様な働き方の実現が事業の柱であったが、それらの取組により移住・定住の促進にもつなげていくことも事業構想時から本事業の目標としていた。実際に事業を実施してみて、想定をはるかに上回る反響があったと感じている。

Q7. 受講者を対象に就労支援を行う①主体と、②具体的にどのようなサポートを行っているのかをご教示いただきたい。

A7. 主に各コースの講座を実施する企業にてそれぞれ実施している。内容は、就労に向けたマインドセットやキャリアイメージの構築のための面談、キャリアヒアリングなどである。また、受講中の実務訓練や実務経験となる案件紹介など、自立的なキャリア形成へ向けた支援も行っている。

Q8. 株式会社はたらクリエイト及び株式会社MAIAが貴市と連携して本プロジェクトを実施するメリットはどのようなものがあるか。

A8. 株式会社はたらクリエイトは市内に支店を置いている会社である。一方、株式会社MAIAは首都圏の企業で、育成から就労までの支援を全国で行っている。両社との連携により、他自治体での事業を参考としながら佐久市独自のプロジェクトを実施することができている。

（韓）はたらクリエイト、MAIAとどのような経緯で連携をとることになったのか。

本事業は、プロポーザルにより業者を選定しており、株式会社はたらクリエイト（株式会社MAIAと連携）が受託者となった。事業開始後は、都度密に連携を取りながらプログラムを作り上げてきた。

Q9. 本事業の実施において、オンライン型講座の受講料以外に佐久市が負担している費用はあるか。

A9. 本事業は、募集の広報、説明会の実施、応募者の受付・選考、講座の実施、参加者の就労支援までを全て企業に委託しているため、それらの費用を委託費として負担している。なお、受講料の一部負担も委託費に含まれている。

Q10. 本事業の財源についてご教示いただきたい。

A10. デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプを活用している。

Q11. 本プロジェクトで育成された人材の企業における魅力についてより詳しく伺いたい。

A11. 通常、企業独自で人材育成する場合、当然ながら時間とコストがかかり、また、育成のノウハウを持っている企業も多くはない。このため、ITスキルを身に着けた人材を獲得できることは、その企業が人材育成にけるコストを減らすことにつながると考える。また、単純に人材不足という問題を抱える企業が多いので、人材を確保できることは企業にとってメリットが大きい。

（新妻）ITスキルというお話があったが、ここでいうITスキルとは具体的にどのようなスキルを指すのか。

本事業では、令和6年度はITスキルを身につける3つのコースを準備しており、OJT重視型のIT基礎スキルコースと、オンライン型のSAPコース、WEBデザインコースである。IT基礎スキルコースはIT基礎スキルとしてExcel関数やクラウドサービスの使い方などを習得し、講座の後半では実際に受託した案件を受講生で分担して、実務の中で更なるスキルを習得することを目指している。SAPコースはERP統合基幹業務システムであるSAPの基礎を学び、基幹システムオペレーションや運用データ検証などを行えるスキル

を習得するコース、WEBデザインコースはWEBデザインの基礎から応用までを学び、Web制作に必要なスキルを習得するコースである。

(新妻) 最も人気があるのはどのコースか。

今年度は89名からの受講応募があり、SAPコースの応募者が少し多かったが、3つのコース間に応募者数の大きな差はなかった。

Q12. 本プログラムに参加したが、受講だけをして結果的に佐久市に住まない方もいるのではないか。そのような方に対する対策等を行っているのか。

A12. 前述のとおり、移住を予定している方の場合には受講応募時に移住予定の時期を記載いただいている。また、本事業に参加を希望する方のほとんどが就労への意欲が高く、就労支援に力を入れることで佐久市への移住を促進につながると考えている。

愛知県豊橋市こども未来部子育て支援課様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年12月3日 10:10～11:10
場所	東北大学片平キャンパスエクステンション教育研究棟4階 401教室
協力者	愛知県豊橋市こども未来部子育て支援課主査 小久保様 愛知県豊橋市こども未来部子育て支援課主事 古川様
調査内容	愛知県豊橋市こども未来部子育て支援課の家事サポート事業に関する事前質問についてご回答を頂いたのち質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、中濱早苗、韓在濠 (WSD担当教員) 永島徹也教授 以上、4名

質疑応答

- Q1. 貴市で実施している乳児期家事支援事業（家事代行サービス）について、事業実施に至った経緯と事業の効果はどのようなものか。また、出生数増加に寄与したか。
- A1. 1歳未満の子育ての不安や肉体的精神的負担の軽減に向けて、R5年6月から実施している。子育てと家事との両立ができた、料理の時間を家事や子供とのふれあいの時間にあてることができた、休息ができたなどの声がある。利用者を対象にしたアンケートでは、満足、大変満足がほとんどであった。事業の目的としている「子育て家庭の家事負担軽減」という面で効果が出ていると感じている。事業開始から1年経過したばかりということや、豊橋市の出生数は毎年減少傾向にあるということから、この事業が出生数増加に寄与しているかは不明。
- Q2. 事業開始からの現在までの年度ごとの利用人数の推移は。
- A2. 令和5年度（6月から3月）は、サービスを受けることが可能な支援対象者は4729人（推計）に対し、利用回数は、2036回（重複あり）で実利用者は585人である。令和6年度（4月から10月まで）は、1114回（重複あり）で実利用者374人であり、毎月上昇傾向にある。
- Q3. 事業の財源と年間所要額は。今後実施していく上での課題や改善点等はあるか。
- A3. デジタル田園都市国家構想交付金、ふるさと納税、一般財源を利用している。令和5年度の予算額は約991万円、決算額は1,334万。課題は、利用者数の向上と、紙クーポンの電子化などである。
- Q4. クーポンを利用しない人の理由は。
- A4. 利用しない人は、家事サービスを利用すると怠けていると思われまいかと考える人、使うことは贅沢だと捉えている人、自宅の中を見られたくないという人もいる。利用している人は、その辺は割り切って利用している。
- Q5. 年に利用可能なクーポンの回数をなぜこども1人につき6回と設定したのか。
- A5. 月に1回、年12回を想定していたが、予算化の過程で6回になった。
- Q6. 利用者は一律500円で利用できるようになっているが、シルバー人材センターと民間事業者によって、受け取る報酬は変わってくるのか。
- A6. 報酬（委託料）は予定価格内でそれぞれ契約している。シルバー人材センターは、2人で2.5時間のサービス、民間だと1人で2時間のサービスというように実施時間で金額の調整をしている。シルバー人材センターと民間事業者の料金の違いは2.5倍程度である。
- Q7. デジタル田園都市国家構想交付金は一般的に子育てサービス事業で使えるのか。
- A7. 「子どもから大人まで『人』を育むまちづくり」という事業として、共働きで子育てしやすいまちづくりの一環として採択されている。

- Q8. 利用者の中でクーポン6回を全部使い切る人はどれくらいいるのか。クーポンを使い切る人が少ないのであれば回数を減らし、その分で利用できる対象者を拡大してもよいかと考えるが、そのような計画はあるか。
- A8. 6回使い切る利用者も一定数いる（令和5年度実績の実利用者数585人のうち、164人（28%）が6回分利用）。利用できる期間を延ばしてもいいのではないかと議論もあり、今後の検討課題である。
- Q9. 事業者はどのように選ばれているのか。
- A9. 登録申請書による公募を行い、年度ごとに契約を結んでいる。
- Q10. 公平性の観点からそうしているのか。
- A10. そうである。
- Q11. クーポン利用が終わった後の継続利用も視野に入れている事業者もいるのではないか。
- A11. クーポン利用後に自費でサービスを継続している人も一定程度いることから、継続利用を視野に入れている事業者もいるのではないと思われるが、市では直接的な働きかけはしていない。
- Q12. 家事代行サービスにより出生率の増加につながっているか。
- A12. 家事代行サービスの目的は、「子育ての負担軽減」「子育てを負担だと感じさせない」「育児の喜びを感じてほしい」こと。子育て施策全体としては、出生率の増加につなげるということもあるが、家事代行サービスが直接、出生率の増加を目的に実施しているわけではない。
- Q13. 実際の利用者の声はどのようなものがあるのか。
- A13. 満足、ほぼ満足が90%以上を占める。
- Q14. 満足できなかった利用者の理由は何か。
- A14. 家事代行サービスを、エアコン掃除などの専門的な掃除サービスだと思って頼んだ等の勘違いによるものが多い。
- Q15. 利用者はどのような目線で利用業者を選んでいるのか。
- A15. 業者によりできる業務が限られている。料理を望んでいると料理が可能な業者を選ぶなど使い分けている。

認定NPO法人びーのびーの様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年12月3日 11:10~12:10
場所	東北大学片平キャンパスエクステンション教育研究棟4階 ゼミ室 1
協力者	認定NPO法人びーのびーの 奥山様 どろっぷ 田之畑様 江口様
調査内容	認定NPO法人びーのびーの様のファミリーサポート事業に関する活動内容等の事前質問についてご回答を頂いたのち質疑応答。
参加者	(WSD学生) 阿部颯、中濱早苗、韓在濠 (WSD担当教員) 永島徹也教授 以上、4名

質疑応答

- Q1. 横浜市がファミリーサポート制度拡大に向けて実施している、おねがい会員へのお試しチケットの配布、まかせて会員への活動報酬の増額などの取組みについてどのように受け止めているか。
- A1. 制度拡大による効果で利用者は増加しており、大変助かっているとの声もある。まかせて会員については、ファミリーサポートは市民同士の助け合いであり時給はあまり気にしないという声や、時給が最低賃金に近づいたことで助かっているという声がある。
- Q2. 新規利用者増や子育てがしやすいことによる転入者増等の効果はあるか。
- A2. お試しチケットの配布は、ファミリーサポート事業を試してみるきっかけとなり、利用することのハードルが下がった。また、地域とのつながりの重要性や、知らない人とのつながりを持つことへのハードルも下がったことで利用者が増えているのではないかと考えている。
- Q3. ファミリーサポートの給付金制度は、横浜市以外の自治体でも実施しているのか。給付や、制度変更にはどのような経緯があったのか。
- A3. 給付は他の自治体でも実施しているが、数か所の自治体くらいでそれほど多くはない。横浜市長はファミリーサポート制度を利用していたことがあると聞いている。地域に頼る、預ける、守られるということが、親にも子供にも良い影響を与えるとの考えから制度拡大に至ったのではないかと考えている。
- Q4. ファミリーサポート制度による子育て支援を実施する上での課題や改善点等はあるか。
- A4. まかせて会員への給付金の支払いに関して、市への申請や内容の確認などの事務手続きが煩雑であることがあげられるが、給付金制度は始まったばかりであり、改善に向けた検討をしている。
- Q5. お試しクーポンの対象を2歳までとしているのはなぜか。
- A5. 乳幼児期の手助けが最も必要な時期として、2歳の誕生日までとしている。
- Q6. まかせて会員への報酬額のアップは資質向上にもつながっているか。
- A6. 資質についてはわからないが、1時間の報酬が最低賃金程度になったことで、パートの代わりとして数時間働くことの選択や学生への広がり等、地域と関わることへの入口が広がったことは間違いない。
- Q7. まかせて会員がなかなか増えない理由はあるか。
- A7. 3日間の研修が、まかせて会員の負担になっている。研修の開催時期が決まっており、日程調整が難しく、参加しづらいという声がある。実地研修以外の2日間は自宅でeラーニングでの受講を可能としたり、土日の研修開催など参加しやすい方法を考えている。
- Q8. おねがい会員が増えないのはニーズがないのか、知られていないからなのか。

A8. 周知は十分にしている。ニーズもあるが、会員になる時の説明に1時間以上かかることから、それが負担だという声もあった。会員にならないとお試しチケットが使えないことから、会員になるという部分がハードルだ。

Q9. ファミリーサポート制度は子供の数が増えるということに寄与しているのか。

A9. 第1子出産以降、妊娠出産期にファミリーサポートを利用する会員も増えている。ファミリーサポートのおかげで二人目、三人目が産めたという声もあることから寄与していると考えている。

Q10. ファミリーサポートの利用用途はどのようなものが多いのか。

A10. 利用用途の7割が送迎等で3割が見守り。移動手段の基本は公共交通と徒歩である。自家用車もあるが、自転車は安全面から不可となっている。

Q11. おねがい会員もまかせて会員も、地域の知っている人だと利用しづらい等はあるか。

A11. まかせて会員宅での保育は減ってきている。おねがい会員も自分が自宅を掃除中に子供を交流施設で見てもらいたいとか、他の人に自宅は見せたくないという会員もいるが、交流施設があることで対応できている。交流施設では他にも施設利用者やいろいろな人の目があることで、子供のサポートに不安を感じても周りに助けを求めることができる。お試し期間や自宅でのサポートに不安がある会員には交流拠点でのサポートも実施している。

特定非営利活動法人ピスカリ様 ヒアリング報告書

調査概要

日時	2024年12月12日
場所	メールにてヒアリング
協力者	特定非営利活動法人ピスカリ 江刺尚美様、三浦理佳様
調査内容	ピスカリ様が行っている乗馬療育について質疑応答。
参加者	(WSD学生) 石田晋 (WSD担当教員) 永島徹也教授 以上、2名

質疑応答

Q1. ピスカリ様は北海道浦河町様から乗馬療育（ホースセラピー）の業務を委託されていることで間違いないか。

A1. 業務委託を受けていたというのが正しい表現になる。そして現在は拠点を東京都世田谷区にあるJRA馬事公苑に移動している（NPO法人は都道府県管轄であるため、北海道の法人をNPO法人ピスカリから昨年NPO法人ピスカリ浦河に変更し、東京都でNPO法人ピスカリを設立した）。

昨年夏までは、北海道の法人の方に浦河町からの委託も受けて乗馬療育活動を行っていたが、実質活動できる人材が東京の法人に移動したため、現在北海道の法人として大きな活動は行っていない。しかし、今年度（2024年度）は7月に東京都の法人へ浦河町からの依頼があり、高齢者乗馬と乗馬療育に関する講義を、浦河町の役場職員（町の運営する乗馬クラブのインストラクター）に対して行った。

Q2. 乗馬療育の実施場所は、浦河町の介護センターなのか。また、浦河町の介護センターは、町の施設なのか。

A2. 乗馬療育の実施場所は浦河町乗馬公園で、私たちの活動のほとんどは、ここで行われていた。また、浦河町介護予防センターに関しては、浦河町のホームページをご参照いただきたい。

Q3. 乗馬療育（ホースセラピー含めて）は、介護保険制度の補助金対象事業になっている施設はないのか。

A3. 馬に関わる活動に関して、介護保険制度の補助対象となっている施設は把握していない。

Q4. 浦河町職員の方からも乗馬療育は効果があるという説明があり、今後も乗馬療育を継続していきたいとの考えを伺ったが、他地域で取り組む場合の課題等はあるか。

A4. 利用者個々の心身の問題を理解し、より効果的で有益な活動になる事を意識している現場は少ないと考えている。そのため、現場に馬を適切に扱える人が居ることはもちろん、医療や福祉の専門家が常駐しチームとして利用者を支える必要がある。様々な困難があるが、当法人では乗馬療育の効果検証を行う事で、その良さを客観的に伝えていけるように努めている。

東北大学公共政策大学院

令和6（2024）年度公共政策ワークショップⅠ プロジェクトD

「福島原子力災害被災地の復興まちづくり研究
ー南相馬市小高区をフィールドとしてー」

2025年1月24日

〔学生〕

阿部颯 天羽恒太朗 石田晋 小原倫太郎
日下部礼貴 中濱早苗 新妻憲太郎 韓在濠

〔チューター〕

石井健太郎 佐藤空飛

〔指導教員〕

主担当 御手洗潤教授
副担当 戸澤英典教授
副担当 永島徹也教授
副担当 高畑柊子准教授